

湯河原町史

第五卷

町村合併六〇年のあゆみ
資料編 くらしと産業



1955（昭和30）年3月25日 藤中系温州ミカンの賞状（吉浜 藤中倉藏氏蔵、資料86参照）



大滝ホテル前を歩く観光客



1957（昭和32）年7月発行の「湯河原広報第1号」掲載記事



1963（昭和38）年8月 多くの人で賑わう海水浴場



1965（昭和40）年頃の子之神社の茅葺屋根の補修作業（福浦 高橋道夫氏蔵）



1981（昭和56）年10月1日 「踊り子」号運転記念の入場券（湯河原町立図書館蔵）



1998（平成10）年10月開催のかながわ・ゆめ国体パンフレット



ヒカリゴケ *Schistostega pennata*（環境省選定準絶滅危惧、神奈川県選定絶滅危惧Ⅰ類）
（提供：公益財団法人 平岡環境科学研究所、撮影：平岡正三郎、撮影日：2005年3月15日）

凡例

- 一、本書は、『湯河原町史 第一巻 原始・古代・中世・近世 資料編』『湯河原町史 第二巻 近現代資料編』『湯河原町史 第三巻 通史編』に続くもので、『湯河原町史 資料編』の第四巻・第五巻として、一九五五（昭和三〇）年から二〇一五（平成二七）年三月までの六〇年間についての湯河原町域に関する資料を収録した。
- 一、第四巻の構成は分野別に、町政の基本姿勢と組織、合併問題と都市親善交流、まちづくりと交通、教育、福祉・医療に関する資料を収録した。また、別編として、町民からの聞き書きによる六〇年の証言および年表・統計を収録した。
- 一、本書第五巻の構成は分野別に、温泉と観光、農業・漁業・商工業の展開、社会活動と文化、生活の諸相、自然と環境問題に関する資料を収録した。また、別編として、既刊の町史に収録されていない昭和三〇年以前の追録資料を収録した。
- 一、資料全部に一連番号を付した。
- 一、各章の冒頭に解説を記した。
- 一、各資料の表題は、その内容に即して適宜改めて編者が付した。
- 一、各資料の末尾に資料の出所を記した。
- 一、字体は原則として原資料のままの漢字を用いた。

- 一、原文の不明箇所は（ママ）とした。推定のもものは右傍（ ）内に示した。
- 一、読みやすくするため、資料には句点（。）、読点（、）を適宜ほどこした。
- 一、資料中、虫食い・汚損その他判読不能の箇所は□で示し、そのうち字數不明のものは□とした。
- 一、横書きの資料は縦書きに改め、資料の最後に「原資料は横書き」と示した。また、算用數字を漢數字に置き換え、「十百」を用いていない。ただし、条例などの条建ての場合は、「十百」を用い、縦書きの例に合わせた。
- 一、資料中の傍線~~~~は原資料中の抹消部分を示し、右傍書がその訂正部分である。
- 一、資料中の表紙等の部分は□でかこんだ。
- 一、本文や図・表などを省略した場合は、（前略）・（中略）・（後略）・（省略）などで示した。
- 一、複数の資料が綴られて一件となっている場合には、各資料間に———を入れた。
- 一、個人のプライバシーに配慮すべきと考えられる場合は、資料中の個人名等を伏せ、○○○○で示した。

湯河原町史 第四卷・第五卷

総目次

題字 湯河原町長 福田 幸宏

第四卷

町村合併六〇年のあゆみ
資料編 行政と教育・福祉

口絵

発刊のことば

凡例

編集にあたって

第一章 町政の基本姿勢と組織

第二章 合併問題と都市親善交流

第三章 まちづくりと交通

第四章 教 育

第五章 福祉・医療

別編第一章 六〇年の証言

別編第二章 年表・統計

第五卷

町村合併六〇年のあゆみ
資料編 くらしと産業

口絵

凡例

第一章 温泉と観光

第二章 農業・漁業・商工業の展開

第三章 社会活動と文化

第四章 生活の諸相

第五章 自然と環境問題

別編 昭和三〇年以前の追録資料

資料及び写真提供者・機関等一覧

あとがき

町史編さん関係組織

湯河原町史 第五卷 町村合併六〇年のあゆみ 資料編 くらしと産業

目次

口絵

凡例

目次

資料編 くらしと産業

第一章 温泉と観光 3

第一節 湯河原温泉の推移 4

(一) 町営温泉 4

1 町営温泉実施に関する陳情書 4

2 町営温泉導入に当たつての県への報告 5

3 町営温泉実施要綱 11

4 温泉状況並びに町営温泉実施の公共性について 14

5 町営温泉配湯申込 17

6	温泉分析検定書	昭和33	10	25	18
7	町営温泉の配湯について	昭和36	7	6	21
8	湯河原温泉の名称使用禁止について	昭和36	8	30	22
9	町営温泉導入後の現状報告	昭和37			23
10	町営温泉の配湯事情について	昭和42	12	19	26
(二) 温泉の推移					
11	温泉行政に関するお願い	昭和31	5	10	27
12	温泉管理統合計画に関する陳情書	昭和31	10	15	30
13	温泉研究指導所設置に関する陳情書	昭和31			31
14	公民浴場建設に関する趣意書	昭和33	5	24	33
15	温泉研究所建設予定地案	昭和34	10	1	34
16	温泉研究所設置案について	昭和34	10	22	35
17	箱根と湯河原『温泉研究所』を奪い合い	昭和34	10	9	36
18	温泉研究特別委員会報告書	昭和39	9	25	39
19	温泉統合計画に関する陳情書	昭和40	2	17	46
20	違反源泉に対する陳情について	昭和42	12	19	48
21	地熱資源開発促進法案反対に関する陳情書	昭和49	5	9	49

	第二節	温泉経営の実相	55
22		万葉公園整備事業における「万葉ごこめの湯」建設事業の経緯について	昭和60・5・17
23		湯河原町ごこめの湯条例	昭和63・3・8
24	全面実施は困難	湯河原旅館の「就業規則」	昭和33・8・20
25	客の不満出ないか	旅館の就業規則でサービス制限	昭和33・10・26
26	旅館従業員の退職金		昭和34・1・7
27	旅館の最低賃金制		昭和34・1・24
28	従業員の共済制度		昭和34・8・6
29	宿泊施設一覧		昭和35・9
30	観光旅館従業員受入協議会規約		昭和43・4・1
31	一座敷(二時間制)三千円に		昭和44・4・3
32	宿泊客の災害保険も	湯河原町で画期的な新制度	昭和46・12・7
33	若葉会アンケート		昭和50・11・12
	①	旅組の一本化は必要	昭和50・11・12
	②	七千円込々以下が六五%に	昭和50・11・13
	③	保養所に売りますか	昭和50・11・14
	④	芸妓やマッサージ料金など	昭和50・11・16

	⑤	観光協会への評価	昭和50	11	19
	⑥	町の行政に批判強い	昭和50	11	20
	⑦	町営駐車場の建設を	昭和50	11	21
	⑧	城山へケーブルを	昭和50	11	22
	⑨	後継どちらでも良い	昭和50	11	23
		第三節 町の観光と開発事業			
	(一)	観光事業の推移			
34		駅前サービスセンター新築工事に関する理由書	昭和30	9	
35		池峯高原バンガロー開設について	昭和31	6	21
36		御嶽教本庁の建設を誘致する決議ほか	昭和34	3	25
	①	御嶽教本庁の建設を誘致する決議			
	②	観光道路の開設を促進する決議			
	③	ケーブルカー建設を促進する決議			
37		湯河原セントラルビーチ建設事業計画書	昭和34		
38		日本国有鉄道所有電話柱移設に関する陳情書	昭和36	1	
39		保養施設選定に関する陳情書	昭和36	9	13
40		湯河原温泉観光協会への援助に関する陳情書	昭和36	10	11

	41	湯河原町湯河原観光会館条例	昭和38	4	1	125
	42	湯河原温泉の未来像	昭和44	4	29	128
	43	大阪案内所業務報告	昭和44	5	昭和45	10
	44	吉浜漁港使用許可願	昭和46	10	20	140
	45	助成金増額に関する陳情書	昭和49	5	7	143
	46	天照山周辺の野猿による被害対策に関する陳情書	昭和50	9	5	145
	47	稚魚放流などへの助成金増額に関する陳情書	昭和52	12	5	147
	48	東海道本線ダイヤ改正に関する要望書	昭和53	12	26	148
	49	湯河原町観光地区建築条例	昭和63	12	8	150
	50	湯河原町観光立町推進条例	平成22	11	30	153
(二)		開発事業の推移				162
	51	宮上字シキオ周辺の観光開発に関する要望書	昭和31	11	28	162
	52	吉浜開発計画に関する要請についての回答	昭和36	7	5	164
	53	吉浜開発計画に対する要望書に関する回答	昭和39	9	22	165
	54	吉浜開発報告	昭和41			169
	55	湯河原の自然保護に関する陳情書及び反論	昭和47	8	1	173
①		陳情書				173

	②	陳情の各項目に対する反論	178
		吉浜奥地開発の実現に関する要望書	181
		「湯河原町の開発」船越栄一郎	183
		湯河原町風致地区条例	186
第二章 農業・漁業・商工業の展開			
第一節 農 業			
		中央農協設立認可申請書	210
		「湯河原茶」お目見え	216
		湯河原ミカンを直売	217
		ミカン農家が総決起大会	218
		ミカンで観光PRを商工会と両農協で協議	219
		深刻なミカン援農者不足	219
		湯河原町農業経営安定化対策審議会条例	221
		めざましい観光農業への脱皮	223
		ミカンの地場消費決まる	225
		ミカン農業の不況に対応策	225
		湯河原農政に対する要望書	227
69	昭和52	1	18
68	昭和51	9	9
67	昭和50	11	22
66	昭和49	11	6
65	昭和49	6	24
64	昭和48	10	31
63	昭和48	2	6
62	昭和48	1	12
61	昭和47	3	2
60	昭和45	5	21
59	昭和41	2	10
58	平成26	10	2

70	超高値で大人気呼ぶ「大津四号」	昭和54	2	17
71	中農で茶摘みを開始 昨年の倍二千キロを予想	昭和54	4	26
72	キウイを初出荷へ	昭和57	1	22
73	農業振興推進委発足	昭和59	6	9
74	ジネンジョ産地化へ	昭和60	4	30
75	農林水産まつり開催へ	昭和60	6	27
76	湯河原でナルコユリ栽培	昭和61	5	21
77	タケノコを観光の新目玉に	昭和62	8	29
78	湯河原町産地温州ミカン園地再編計画	平成元	3	
79	湯河原町が観光農園計画	平成4	7	8
80	農業構造改善における特定施設基本計画	平成6	1	
81	もんがわ・アグリパーク開店レセプション	平成7	5	10
82	「ふれあい農園」がスタート	平成8	5	26
83	町農事組合法人に指導文書	平成10	9	30
84	農業公園整備事業施設の目的外使用承認申請	平成10	12	25
85	イージーネットハウス設置	平成15	7	27
86	藤中系温州ミカンの表彰	昭和30	3	25
				282

	87	大津祐男氏関連記事	283
	①	神奈川文化賞推薦文	283
	②	園芸功労賞推薦文	284
		第二節 漁業	286
88	昭和31	真鶴・福浦いまニボシの最盛期	286
89	昭和37	漁業関係補償事例集	287
90	昭和45	福浦漁業組合が強硬態度	288
91	昭和46	昭和四六年度遊漁観光漁業調査	289
92	昭和46	ワカメ養殖懇談会報告書	291
93	昭和51	ワカメ養殖をはじめて一〇年	293
94	昭和51	漁師魂で黒字組合に	294
95	昭和52	湯河原も真鶴も釣船は大繁盛	295
96	昭和56	冬の風物詩 福浦ワカメ	296
97	昭和56	福浦漁港防波堤改良へ	297
98	昭和62	近く「超新鮮」直売へ	298
99	平成3	湯河原観光漁業センター計画	299

第三節 商 工 業 …………… 303

100	福浦のウチワ好況 ……………	昭和31	7	21	303
101	商工会館建設陳情書 ……………	昭和39	6	19	304
102	湯河原農協Aコープチェーン店計画 ……………	昭和51	3	2	305
103	悲壮な空気が漲る第一回会談 湯農協・商店会代表が一堂に ……………	昭和51	3	18	306
104	商工会館建設の趣意 ……………	昭和53	6	1	309
105	大型小売店舗出店反対に関する請願書 ……………	昭和55	6	26	311
106	ふれあい広場商工祭 即売に催物に大賑わい ……………	昭和56	4	28	315
107	ヤオハン湯河原店出店協定書 ……………	昭和63	9	7	317
108	キウイワイン「ムッシュユがわら」ゆがわら21の会地場産品使い完成 ……………	平成2	10	31	323
109	歳末謝恩一〇%のプレミアム付 湯商連が「商品券」販売 ……………	平成12	11	2	325
110	湯河原ブランド商品認定事業実施要領 ……………	平成18	4	1	326
111	構造改革特別区域計画の第一二回認定申請について ……………	平成18	9	26	332
112	構造改革特別区域計画に関する掲載記事 ……………	平成18	6	6	347
	① スローフードで町おこし ……………	平成18	6	6	347
	② 会社による学校設置可能に ……………	平成18	12	7	348
113	「食の大学院大学」設立計画の断念について ……………	平成19	5		350

	114	湯河原の新名物を全国へ「たんたんたぬきの「担々焼きそば」を	平成20	1	11	351
		第三章 社会活動と文化				355
		第一節 社会教育				356
	115	湯河原町青少年問題協議会条例	昭和39	6	26	356
	116	湯河原町立図書館条例	昭和53	3	24	358
	117	図書館建築中止を求める紛争調停の受諾について	昭和53	9	22	359
	118	湯河原町ヘルシープラザ条例	平成元	3	17	361
	119	湯河原町の美術館				365
	①	湯河原ゆかりの美術館条例	平成9	12	25	365
	②	町立湯河原美術館条例	平成18	3	16	368
	120	湯河原町民体育館条例	平成22	6	21	369
	121	かながわ・ゆめ国体	平成10	10	25	376
		① 開催基本方針			27	
		② 開催基本計画				376
		③ 実行委員会会則				377
		④ 大会参加者数一覧				384
						390

	⑤	都道府県別参加人員一覧	391
	⑥	会場位置図	392
	⑦	アーチェリー競技等日程	393
	⑧	アーチェリー競技実施要項	394
	⑨	総合成績一覧表	397
122		町民大学に参加して	398
第二節 地域活動と文化			
123		湯河原青年学級規約	400
124		湯河原青年学級と私	401
125		かながわの民俗芸能五〇選に選定された鹿島踊り	403
	①	選定要領	403
	②	募集要領	404
	③	結果通知	404
126		故黒沢与作俳句碑建設に関する願書	406
127		生涯学習意識調査の結果	409
128		防災に小さな味方が誕生	415
129		湯河原文学賞の経緯	417
		昭和39・3・20	
		昭和40・4・10	
		昭和56・1・15	
		平成6・6	
		平成25・6・16	
		平成11年～平成26年	

第三節 文化 財 …………… 423

130 湯河原町町史編さん委員会条例 …………… 423

131 湯河原町文化財保護条例 …………… 424

132 伝正宗屋敷確認に伴う試掘調査概要 …………… 429

第四章 生活の諸相 …………… 435

第一節 町の暮らし …………… 436

133 拡声装置施設助成費交付要領 …………… 436

134 官庁における新生活運動について …………… 437

135 新市町村の有線放送電話業務の許可について …………… 439

136 交通安全のための放送文 …………… 440

137 巡回映画会の開催について …………… 441

138 電話自動化のおしらせ …………… 442

139 交通安全運動に協力方御願 …………… 443

140 吉浜総合文化センター建設に関する請願書 …………… 444

141 新生活運動今後の方針について（案） …………… 445

142 新成人アンケート結果 …………… 448

143 真鶴町火葬場の本町住民の利用について …………… 449

144	湯河原町 人と地域の絆を育む条例	平成 24	3	5	452
145	ミカン農家の一年 ―内藤喜一日記―	昭和 37			454
第二節 女性の活動・労働運動					
(一) 女性の活動					
146	福浦婦人会規約	昭和 34	4	12	490
147	主婦のくらしの記録	昭和 36	11		492
①	農家の主婦				492
②	兼業農家の主婦				493
③	漁家の主婦				493
④	サラリーマンの主婦(その一)				495
⑤	サラリーマンの主婦(その二)				496
⑥	サラリーマンの主婦(その三)				498
⑦	サラリーマンの主婦(その四)				500
⑧	商家の主婦(その一)				502
⑨	商家の主婦(その二)				504
148	湯河原婦人会規約(案)	昭和 37	6	27	505
149	婦人学級講師派遣申請	昭和 37	8	14	506

	150	中央農協鍛冶屋婦人部二十年の歩み	昭和46・9	508
	151	ゆがわら男女共同参画懇話会の設置及び運営に関する要綱	平成11・9・1	513
	(二)	労働運動		515
	152	小野ピアノと解雇問題		515
	①	販売案内	昭和24・8・4	515
	②	販売価格表		518
	③	解雇問題	昭和35・3・8	519
	153	あん摩マッサージ指圧師調査	昭和37・1・28	520
	154	湯河原駅貨物取り扱い廃止に反対する陳情書	昭和57・3・13	522
	第五章	自然と環境問題		525
	第一節	環境・汚染問題		526
	155	ハコネサンショウウオ棲息地実地調査報告書	昭和35・7・29	526
	156	鍛冶屋製紙工場汚水処理経過	昭和37・8・7	527
	157	門川の水質検査	昭和39・2・4	530
	158	新幹線工事に伴う騒音公害		531
	①	安眠妨害と住民悲鳴	昭和41・7・2	531
	②	住民、詰所に押かける	昭和41・7・6	532

			③	土捨場を三か所に	昭和41	7	8	533
				汚れ放題の千歳川	昭和43	3	29	534
				新崎川が自然回復	昭和46	5	18	535
				門川地区高層ビル建設反対に関する陳情書	昭和48	10	22	536
				町内がけ崩れ災害危険区域調査	昭和49			537
				千歳川水質浄化に関する陳情書	昭和52	3	29	538
				宮上地区山林立木伐採中止に関する嘆願書	昭和53	6	6	540
				真鶴トンネル西口排気塔建設反対に関する陳情書	昭和54	6	9	541
				鍛冶屋のクスノキ林の成長	昭和60			543
				生活と環境を守る湯河原町民連絡協議会設立	平成2	10	7	551
				湯河原町豊かな景観を育む基本条例	平成8	2	15	553
				幕山周辺の蘚苔類	平成17			556
				原子力発電所事故に伴う茶の出荷停止について	平成23	6	2	572
				第二節 廃棄物処理				575
				塵芥焼却施設設置に関する熱海市との協約書	昭和33	4	1	575
				湯河原町清掃条例	昭和36	3	30	577
				美化運動実施要綱	昭和37			583

	174	大黒崎新築ゴミ焼却場建設について合意	昭和 41	4	15	585
	175	町・ごみを違法投棄	昭和 48	9	21	587
	176	湯河原町真鶴町衛生組合規約	昭和 52	2	1	589
	177	廃棄物処理基本計画	昭和 63	3		592
	178	連絡協議会ニュース	平成 8	8		599
	179	最終処分場カドミウム汚染と既存廃棄物撤去計画				602
		① 最終処分場のカドミウム汚染	平成 23	12	27	602
		② 既存廃棄物撤去計画	平成 25	1		606
	第三節	衛生行政				609
	180	厚生常任委員会におけるし尿処理問題説明文書	昭和 36	2	2	609
	181	海洋投棄について真鶴町との契約書	昭和 39	4	1	612
	182	町立浄水センターに対する要望書	昭和 56	2	19	613
	183	真鶴町とのし尿処理施設に関する協定書	平成 8	7	1	616
	184	足柄上衛生組合とのし尿処理に関する協定書	平成 14	2	28	618
	別編	昭和三〇年以前の追録資料				623
	185	請取申御扶持方之事	元禄 7			624
	186	村送一札之事	安政 3	3		625

	出帆願書	明治8	3	7	626
187	御配府(符)の控 諸々の布達集成				627
188	①〔布達〕岩崎弥太郎所持船、横濱へ向け出帆の折り所在不明に付	明治7	6	13	627
	②願上書 富岡製糸場工女雇人を願うに付	明治7	10		628
	③練絲傳習願	明治7	11		628
	④〔布達〕米領事館の獄舎脱走人の探索に付	明治7	11		629
	⑤〔布達〕温泉場に於ける男女混浴の禁止に付	明治7	11	13	631
	⑥〔布達〕英国軍艦シルブイロ号に太平洋岸の測量を許可するに付	明治7	12		632
	⑦〔布達〕伊豆沖の仏国沈没船の流失に付	明治7	12	26	632
	⑧〔記〕真鶴村の船一艘流出に付	明治8	1	29	633
189	上等裁判法廷大網事件原告・被告問答	明治10	1	29	634
190	吉濱村会決議件名報告	明治24	2		670
191	〔書簡〕(鎌苅入会・林山一件に付)	明治25	5	15	670
192	約定證書(水車営業に付)	明治33	10	31	671
193	雑書類綴込				672
	① 石丁場名義変更願(吉濱村無有山の石切場借受を変更するに付)	明治34	12	31	672
	②〔依頼状〕小田原大海嘯による死者の施餓鬼会執行に付	明治35	10	21	673

	③	海外旅券下附願(曹洞宗僧侶、米合衆國に布教・教学研究のため海外渡航をしたきに付)	明治36	6	22	673
	④	御請書(吉濱村から鍛冶屋村間に軌道布設したきに付)	明治36	10	22	674
	⑤	秘号外(露艦認知次第通知すべき旨)	明治37	7	22	675
	⑥	〔依頼通知〕(民間製造の煙草販売者への注意事項)	明治37	8	10	675
	⑦	〔通知〕(故陸軍歩兵上等兵の葬儀執行に付)	明治38	1	26	677
194		差入証書(字大洞山石材採掘に付)	明治34	9	20	678
195		契約書(案)(根柢大綱張立に付)	明治36			678
196		福浦漁業組合規約	明治36	3	10	679
197		〔日露戦争従軍書簡〕				683
	①	〔書簡〕	明治37	10	1	683
	②	〔書簡〕	明治37	10	12	686
198		青年會規約標準	明治43	4	3	692
199		用水供給約定証	明治44	5	30	694
200		大正五年十一月三日立太子式 奉祝大運動會	大正5	11	3	694
201		震災死亡者大法會通知	大正12	9	21	696
202		足柄下郡土肥村立女子實業補習學校規程	大正13			697
203		契約書(大洞の石材採掘に付)	大正13	12	15	701

204	湯河原町『常會』創刊號	昭和14	12	15	703
205	湯河原町『常會』第七號	昭和15	6	14	722
206	〔案内状〕農繁託児所開設に付	昭和14	5	31	736
207	蠅取り実施に付て	昭和14	8	9	737
208	類焼見舞金覺帖	昭和15	1	28	738
209	疎開宿舍使用の件				744
210	疎開児童宿舍整理報告				744
	①〔整理宿舍の件〕	昭和20	9	29	744
	②疎開児童宿舍整理報告	昭和20	10	1	745
	③轉出證明書	昭和20			745
211	疎開児童宿舍統合報告の件				746
	①横浜市西前國民学校	昭和20	10	1	746
	②横濱市青木國民学校	昭和20	10	2	746
212	メッセージ―熱海にて―	昭和22			747
213	福浦村立福浦幼稚園々則	昭和23	4	1	748
214	海外引揚者住宅設置計画書	昭和25	6	28	751
215	觀光協會規約(案)	昭和25			755

216	湯河原町營住宅使用條例	昭和26	757
217	吉浜町文化的綜合開發事業計畫に関する覺書	昭和27・12・2	759
218	湯河原萬葉植物園假案		762
219	湯河原萬葉公園(回想)	昭和28	763
220	(書簡)並びに下村海南の万葉歌碑案	昭和29・10・30	765
	① (書簡)下村海南博士の万葉歌碑案に付		765
	② 下村海南の万葉歌碑案		766
221	同志會規則		767
222	定置漁業根捨網		769

資料及び写真提供者・機関等一覧

協力者一覧

あとがき

町史編さん関係組織

資料編

くらしと産業

第一章 温泉と観光

湯河原温泉は良質な名湯で知られ、近代の政財界人や文人などの清遊や別荘地としても高い評価を得ていた。温泉は戦前から町の基幹産業として発展してきたが、戦後に入り社会全体に余裕が生まれると、消費者意識は大きく変化していった。入浴だけにとどまらない付加価値が求められ、経営者側も新時代の諸法規にに応じた環境の設定を迫られ、牧歌的な営業姿勢だけでは対応しづらい時代を迎えるようになった。さらに、外に開かれた観光地であると同時に住民へのサービス提供をも併せ考えなければならず、町は温泉に関して多くのエネルギーを割くことを余儀なくされていた。

こうした課題への一つの回答が町営温泉制度の導入である。計画的な湯湯による資源保護、配湯の一本化

による合理的な温泉経営を町が主体的に行う方針への転換である。県との交渉、源泉所有者の利害調整や所有権の整理など、多くの困難をかかえながらも一応の配湯が安定化していった。今後は高齢社会を迎えて貴重な資源の有効活用を図るべき段階を迎えている。

本町は豊かな自然と落ち着いた風情で知られた観光地で、隣接する箱根や熱海といった強い個性を持つ地域とは一線を画す土地柄である。こうした性格上、様々な開発や集客のための努力が行政の宿命的な課題であり続けた。ミカン産業の不振なども開発を後押しする作用をした。町と外部資本の観光開発は山と丘陵地、あるいは海岸線など多方面に及ぶ。しかしその事業は当然ながら自然・生活環境や住民意識に変化をもたらし、後世に与える影響も少なくはない。この対立する主張にどのような折り合いをつけて調和的發展を図るか、歴代町政が腐心したところであり、観光立町を町是とする湯河原の今後の方向が問われている。

第一節 湯河原温泉の推移

(一) 町営温泉

1 町営温泉実施に関する陳情書

町営温泉実施に関する陳情書

戦前、戦後を通じて観光日本を広く海外に宣伝し戦後(ママ)多くの旅客を誘致している今日、本県における観光政策は他府県の追従を許さない現状にあり、特に県内温泉地帯はその施策に貢献するところが大きいことは周知の通りであります。

ことに湯河原町における将来は、泉地区は勿論、現在実施中である湯河原駅下都市区^(土地)画整理事業とあいまつて吉浜海岸より真鶴岬をつらね、奥はやがて東洋一と

云はれている湯河原ゴルフ場のふもとに数十万坪の未開発地帯を有しこれらを綜合し一大発展を期待されて居ります。而しながらこの将来の発展も現在において発展の推進力たる温泉にまつより外ないのであります。而してこの地下資源である温泉も既に民有地内においては湧出可能地域は殆んど掘りつくされ新規の掘さくはのぞみ得ない現況にあります。

現在湯河原町における湧出量は一分時、三十石を示しておりますが、源泉地より利用者までの錯綜されている引湯網を調整統合しもつとも合理的な供給をなせば一躍使用者の三倍は供給可能となるのであります。尚これらの点を地元経験者は現在の五倍が可能となることも云はれているのであります、前に歴大な発展をのぞみ、うしろにかくの如き至難な温泉問題を控えているので、これらの不合理極まる温泉経営を是正この地下資源によつて一〇〇%以上の発展を試みることは

不可能ではなくそれは町が町有の源泉を取得することに外なりません。

以上の如き状況からここに湯河原町は県下初めての試みである町営温泉を実施しあらゆる面の温泉問題を解決し、一大観光施策を推進しようとするものであります。

(ママ)
この急至を要する源泉所有についても、合併初年度である今日極めて財政的にも恵まれずとは云え町将来の発展の基盤となるべきこの事業は必ず実施せざるを得ないので、実状御賢察の上県当局よりの助成四百万円並に事業資金の融資斡旋を煩わし度ここに陳情いたします。

(昭和三〇年起 町営温泉関係書類「湯河原町役場蔵」)

2 町営温泉導入に当たつての県への報告

温泉統合についての意見書

湯河原町における温泉の状況は統合を絶対必要とする状態にあり今般町が源泉を取得して統合第一歩に入つたものでこの統合問題は以前より常に論じられて居つたのであります。最近町の発展と共に切実な問題として取上げられ現在本町において実施中の駅下土地区画整理事業に対しても開発は先づ温泉によつてなされるものと基礎づけられて居りますがこの問題の解決は勿論現在の給湯状態に行づまりがあり源泉についても湯馬力数の上昇と深度増掘の動きが強く更に試掘地域の限界がみられ、新規の旅館等は営業の至命である温泉の確保もなか／＼困難である。従つて吾論は当然温泉の統合を欲して居り議会も別紙議決書(寫)の如く総意を以つて決定し、早急実現を要望して居り尚源泉

所有者との折衝も一番至難と思はれた温泉供給業者の了解もほゞついて更に零細な源泉所有者は統合されることにより現在湧出量がより以上の効果を現はすことが出来るので一般的には理解してもらえざる状態にある。新町になり広範な地域を擁し観光的発展の要望が住民間にも強く早急に合併の効果も町民個々に亘る如く重要かつ必要な事業として着手に入つたものであります。

昭和三十一年三月十五日

神奈川県足柄下郡

湯河原町長 八亀武雄

⑨

一、議決書寫

議案第二十四号

湯河原町営温泉事業の実施について

湯河原町は温泉統合の必要から新たに温泉を試掘

し又は温泉引湯の合理化を計り、もつて町発展の計画を具体化するため、ここに町営温泉事業の実施を計るものとする。

昭和三十年十一月三十日 提出

湯河原町長 八亀武雄

即日原案可決

湯河原町議会議長 常盤正雄

一、町営温泉事業費收支予算書

1 収入の部

科目	金額	附記
補助及寄附金	一五、〇〇〇、〇〇〇円	統合による廃管 処分金寄附等
町負担金	三三二、七〇〇、〇〇〇円	
計	四七、七〇〇、〇〇〇円	

2 支出の部

科目	金額	附記
金		

買 收 費	二二、〇〇〇、〇〇〇円	源泉二孔外附帯する 施設一切の買収
送湯施設費	一一、九五〇、〇〇〇円	延三五〇〇米・米当 り三、七〇〇円、原 材料費他、施工一式
給湯施設費	一一、二五〇、〇〇〇円	貯湯タンク敷地買収 費坪当り三〇〇〇円 五ヶ所計二五〇坪（七 五〇、〇〇〇円）タ ンク一池、一、七〇〇、 〇〇〇円五ヶ所外給 湯工事一式八、五〇 〇、〇〇〇円
諸 経 費	一、五〇〇、〇〇〇円	事ム費他
計	四七、七〇〇、〇〇〇円	

一、町営温泉の方法

公営温泉の方法は次の三つが考えられる

一、個人有源泉の管理公営

既設源泉所有者の協力を得て管理を合理化し統
合による温度確保と給湯の合理化を計る。

二、源泉共有方法

条例等により新たに堀(マヤ)さくされる温泉を共有と
し、これは試堀(マヤ)許可条件として定める。

三、源泉所有の方法

自ら試堀(マヤ)し更に買収を行って源泉を取得する方
法。この方法は最も資金が必要とされる。

一、現在湯河原町の方法

前項の一又は三を合せて考え尚個人有源泉管理公
営の方法を行うには、少なくとも一口の源泉を所有
することが必要であるため買収をなし、源泉所有
をして源泉所有者の協力を得て個人有源泉の管理
公営を計るものである。

将来においては、この方法の充実と共に試験堀其の
他の方法により所有権を拡大して地下資源の合理
的活用を計る。

一、町営温泉実施に関する現在までの経過

湯河原町は町営温泉事業を実施するにあたり町が

独自の立場において源泉を所有しこれを所有することにより町内源泉所有者の協力を得て温泉の統合を計るため次の如く源泉の買収にのぞんだ。

- 昭和三十年九月十日株式会社生長園の所有する源泉（湯河原町宮上字尾畑七五二ノ三所在）を一分時湧出量攝氏九〇度の温泉一石と測定し（確定湧出量は小田原保健所長の認定するところによる）別に同所同番に所在する旧温泉孔を一分時二斗の湧出量を有するものとしてこれ等二つの源泉に附帯する土地三〇坪外揚湯用機械・揚湯用隧道施設又は引湯施設一切を含め金貳千壱百萬円也の対価をもって仮契約の成立をみるにいたった。

昭和三十年十一月三十日開催の町議会において町営温泉実施に関する議決をなし、昭和三十年十二月五日議会議長外八名よりなる温泉専門委員を(ママ)進

任して数回に及びその大綱を定めべく協議をなし、更に主たる源泉所有者と非公式合会等によりその推進を計つて居り特に昭和三十一年二月二十五日湯河原町における総湧出量約三〇石に対する四割をしめる室伏羲雄、永田鎌次郎、露木昇吉の三者と合会をもち基本方針（温泉統合）の了解を得ると共に近く統合引湯の施設設計図書又は廃管処分並びに資金等重要な案件について意見を聴することになっている。

尚前述の源泉買収については既に町に於いて金貳百五十萬圓余が支出されて居り三十一年度に於いて町営温泉特別会計を設け買収完了と同時に統合の実現第一歩を期する方針であります。

町営温泉使用等については別に條例で定めるものとしてその考え方は別紙による。

一、源泉所有者に対する考え方

統合に加はる源泉所有者の源泉所有権はそのまま、個人有としてその源泉の揚湯から給湯までの一切の維持管理（料金徴収を含む）を町の責任においてする。

源泉所有者に対する利益配当は統合前の個人所得を最低額として町がこれを補償し統合により得た新たな給湯範囲はすべて町の収入となしこの事業の施設又は維持経費等にあてるものとする。更に事業の効果によつては源泉所有者に利益配当をなすときもあるとしてこれ等のことは規則等により定める。

一、統合給湯の方法

現在源泉郷と稱している地域は湯河原温泉場の終点（広ヶ原を除く）に位しこの地域において湧出する温泉量は現在湯河原温泉の給湯量の過半数をしめ、更に此の地帯の温泉は殆んど七〇度以上の

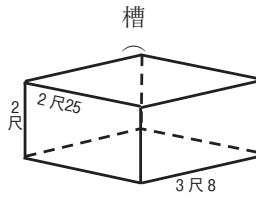
温度を有し、町が買収すべき源泉もこの地域にある。

現在湯河原町内を錯綜する送湯施設は各人各様の送湯管により送湯を行っているため藤木川千歳川の護岸に十数本の保温装置もまばらな送湯管が施設されている。これを統合して送湯管を二本乃至三本とし給湯区域を源泉郷より理想郷までA地区、理想郷より湯河原中李校までをB地区、駅前又は海岸地帯をC地区として、最も温度の低い温泉をA地区に、中位のものをもB地区に最も高い温度を有する温泉をC地区に送るものとして温度湧出量（ママ）によつて送湯管の何れかに流入せしめる。尚給湯量の都合等も考えられるので三本の送湯管は中途に於いて□□に調節出来得るよう施工する。

温度についてはこの方法による統合によつて温度系数が四三%であったものが七二%に上り従つて

現在使用量の約四割が熱量の数値よりして余ることとなる。

使用面に於いて例をとるに一般家庭用使用量（蛇口温度五十度のもの）が一分三升の時、普通浴



（ ）を満すに一時間半の時間を

要しその後は一分時一升位の給湯で充分使用出来るものであり従つて一度浴槽がみたされるとその後は二升の温泉が他に使はれても差支えないものである。そこで給湯の合理化を計るため一定の利用者数をもつて最大使用時間を定めこれを補ふ施設として適当個所に貯湯タンクを設け給湯の合理

化を計る。

送湯施設についても木製側溝が考えられ□居りこの問題についても鉄管送湯と木製側溝の送湯を比較するに一定の勾配で一定量の送湯をする場合の流速は鉄管の場合毎秒八五cm側溝の場合は一六五cmとなり約倍の流速が認められこれは保温の点からも重□□な問題として施設経費施工方法等研究中である。

〔昭和三〇年起 町営温泉関係書類〕湯河原町役場蔵）

一九五四（昭和二九）年に原は観光地帯の総合的發展を期すため、本町の温泉経営につき東京大学に調査報告を依頼した。同委員会の報告書の将来的指針の一項に「温泉の効率的使用」があり、温泉経営の現状と課題はその前近代性にあるという指摘があった。（箱根周辺地帯観光行政実態報告書―主として湯河原町に

ついて―) こうして「開かれた」温泉の在り方を模索する町営温泉の構想が立てられたのである。

3 町営温泉実施要綱

町営温泉実施要綱

第一条 本町に源泉を有する者は送湯又は配当の合理化を計るもつて温泉の保護とその利用の適正を期するため町有送湯施設を使用することができる。

第二条 こゝに云う送湯施設とは各所に転在する源泉より揚湯された温泉を流入せしめこれが配湯のため送湯される主送湯施設を云う

第三条 町長は、この目的達成のため、温泉監理委員会を設け業務の適正を計らなければならない

第四条 温泉監理委員会委員の構成は次のとおりとする。

町長、議会議長、議会厚生常任委員長、観光常任委

員長、送湯施設利用源泉所有者代表四名、源泉を所
有しない温泉使用者代表二名

第五条 温泉監理委員会の委員長は町長とし委員の任期は二ケ年とする。

但し転分による委員の任期はその転分に在任中とする。

第六条 監理委員会委員の旅費又は費用弁償は町議会議員に準ずるものとする。

第七条 本町は送湯施設利用者に対し利用源泉の価値を算定し別に定める要綱によつてこれを確約しなければならぬ。

第八条 前条の価値基準は別表による。

第九条 送湯施設使用温泉については送湯施設へ流入の時より送湯又は配湯の管理一切について別段の定めあるもの、他本町がこれを行うものとする。

但し配湯にあつては特別の事情を除き送湯施設より配湯分岐点をもつて各利用者の利用量を町が保証し

なければならぬ。

第十条 送湯施設利用源泉所有者は次の種類とする。

(一) 温泉分湯を業とする者毎分三十キロカロリー
以上の源泉を土井以上有する者

(二) 自己使用のため源泉より営業所まで送湯する者

(三) 自家用の残湯を一定量送湯しようとする者

第十一条 送湯施設利用源泉の管理は源泉所有者がこれをなし源泉所有者は常に源泉計量器位置において契約価値量の揚湯流入をしなければならない。

第十二条 送湯施設利用者は毎月末日にその月の源泉状況を町長に報告しなければならない。

第十三条 町は送配湯管理に必要な経費と温泉湧出量の確保を計るため別に定める源泉価値の百分率により源泉所有者よりその費用を徴収することができる。

第十四条 町は前条の徴収金の一部又は統合により得た利益金の一部をもって新源泉の掘さく並に既設源

泉を買収し温泉利用の安定を計ることが出来るものとし、これらの源泉を準備源泉と云う

第十五条 町長は温泉監理委員会の議を経て送湯施設利用源泉が不可抗力により二分の一以下の価値低下をみるに至り且つ復旧不可能となった時準備温泉をしてこの補いをさせることが出来る。

第十六条 前条の価値基準は毎年一回測定するものとしその期日は二月十五日とする。

第十七条 送湯施設利用源泉で温泉孔の維持又は管理作業中に起る不可抗力(善意な管理行為中生じた事故を含む)によって湧出停止となった時はその日より起算して百日に限り町が、この源泉価値を従前通り保証しなければならないと同時に町長は温泉監理委員会に諮り適当な処置を構(マ)じることができる。

第十八条 町長は毎月一回職員をして源泉価値量を計量しなければならない。

第十九条 送湯及分湯の計量設備は町長の命ずる者以外はこの調整を行なつてはならない。

第二十条 送湯分湯の管理により生じたる余剰温泉の利用権は町がこれを所有するものとする。但し分湯については温泉監理委員会の議を経て決定するものとする。

第二十一条 温泉契約消費者は次のとおりとする。

甲 温泉権利所有者。

乙 貸与温泉使用者。

第二十二条 町長は温泉権利を保護するため必要な処置を構(マ)ずることができる。

第二十三条 送湯施設より分湯を受ける者の種類は次のとおりとする。

- (一) 普通自家入浴用
- (二) 営業用
- (三) 公衆浴場用

(四) その他

第二十四条 前条の種別は町長がこれを認定する。

第二十五条 送湯施設より分湯又は既分湯量の増量を受けようとするものは引湯施行方法等の詳細を記して町長に対し許可申請をしなければならぬ。

第二十六条 前条の許可申請をしようとするものは手数料とし別に定める料金を申請書に附して町(マ)え納入しなければならぬ。

第二十七条 町長は前条の許可申請書に対する決定は温泉監理委員会の議を経なければならない。

第二十八条 町長は第二十五条の申請は勿論その他の送湯施設利用温泉に対する申請の許可には条件を附することができる。

第二十九条 分湯契約の価値は送湯施設よりの分岐点とする。

第三十条 送湯施設より分湯を受けるため施行する工

費又は当該施設の維持管理はすべて被分湯者の負担とする。但し分湯工事に対し町長がその施行方法について指示することができる。

第三十一条 分湯器を除く個人所有に属する分湯施設の維持管理について町がこの業務を特定業者にあつせんすることができ町長はこのあつせんに必要な処置を構^(ママ)置することができる。

第三十二条 送湯温泉は特別の事情を除き分湯器において撰氏五十五度以上を有することを原則とする。

第三十三条 分湯価値の算定は別に定める基準による。

第三十四条 温泉利用者は毎月二十五日迄にその月の使用料を町^(ママ)え納入しなければならない。

第三十五条 町長は前条の料金納入について温泉利用者が納期を一ヶ月以上延滞する場合は直ちに温泉監理委員会の議を経て給湯を止めることができる。

第三十六条 この要綱に示す以外のことでこの目的を

達成又は円滑に運営せしむるに必要と認める事項については町長が温泉監理委員会の議を経てその処置を決定することができる。

〔昭和三〇年起 町営温泉関係書類〕湯河原町役場
(蔵)

湯河原温泉はかつて海軍病院療養所や疎開児童施設として接収され、戦後復興期は県税徴収が重く、設備改善への資金投入も不十分という逆境にあった。また複雑で錯綜した温泉権や私的増掘・送湯管の密集、地域住民に十分な恩恵が浸透していない、などの問題があり、町として財源措置を講じて統一的管理の必要性を訴えた。

4 温泉状況並びに町営温泉実施の公共性について

三二 湯観発第五二号

昭和三十一年六月十二日

第一節 湯河原温泉の推移

足柄下郡湯河原町長 八亀武雄
 地方課財政係 殿

湯河原町温泉状況並に町営温泉実施の公共性
 について

標記について別紙のとおり報告いたします。

一、過去五ヶ年に於ける温泉の状況について

年度別	二六年	二七年	二八年	二九年	三〇年
区別	四一	四一	四四	四六	四八
源泉数	四一	四一	四四	四六	四八
湧出量	三〇・七石	三一・五石	三〇・二石	二九・五石	二八・三石
温度	六九。	六七・五	六八・三	六六・四	六五。
深度	二二〇 ^m	二五五 ^m	二六三 ^m	二七一 ^m	二八七 ^m
馬力	五・〇	五・〇	六・〇	七・五	七・五

二、現在活用源泉温度段階別状況について

温度	45°	51°	56°	61°	66°	71°	76°	81°	86°	計
~50°										
~55°										
~60°										
~65°										
~70°										
~75°										
~80°										
~85°										
~90°										
計										

三、現在の利用状況

源泉数	9	5	8	6	5	5	5	2	3	48
湧出量	47.4斗	47.1斗	47.5斗	47.7斗	47.4斗	47.4斗	47.3斗	47.6斗	47.4斗	47.4斗
	2,313	2,445	3,517	1,617	1,614	4,013	4,116	3,714	3,213	(1,875斗)
										27,014斗

種別	使用量	使用戸数	温泉使用量 平均	摘要
旅館	一六斗	〇斗	一一斗	収容人員 四、四五〇人 泉地区旅館一六軒を含む
寮	一斗	九斗	三九斗	収容人員 五〇〇人
一般	八斗	二九斗	二七斗	
計	二七斗	四二斗	四二斗	

四、町営温泉実施後新たに利用できる現在休止温泉

温度	源泉数	湧出量	摘要
四〇〜五〇。	八	(九九七ℓ) 五斗五斗四升	

五、公共性について

イ、現在温泉による市街地の構成

- 旅館 九六 (泉地区を除く)
- 寮 二九 (泉地区を除く)
- 一般商店 一〇〇

その他 一、〇〇四

口、前項の市街地より徴収される國税その他

町税関係 五五、〇〇〇、〇〇〇圓

縣稅關係 五〇、〇〇〇、〇〇〇圓

國稅關係 五〇、〇〇〇、〇〇〇圓

計 一五五、〇〇〇、〇〇〇圓

(項番六・七の文書不明)

八、町営温泉実施後

(一) 温泉の利用度上昇の数値(計、上昇率五〇%)

種別	上昇率	増量分	總量
現在温泉	—	二七〇 _石 斗 _四 升	
温度上昇	三〇%	八・一・一	三五・一・五
低温泉利用	二〇%	五・五・四	四〇・六・九

以上現在温泉街における利用量二七石四升は統合による温□□上昇と低温泉利用で五〇%の上昇をみる

ことができ、更に統合によって現□□の利用者の不安(現在は一源泉より一ツの引湯のみであるとその源

泉が故障すると温泉が止まるのでその時の用意にその源泉以外に別の源泉より引湯を行なっている従つて一方の源泉より一分時五升を入れ他の源泉より一分時三升を入れてその不安をなくしている)が除かれ、更に六〇%の利用度の上昇をみる。

(二) 前項による新たな市街地の構成

現在湯河原町の区劃整理地区面積は一七万坪余に及び少なくとも前項の温泉利用度の上昇によって一ツの市街地が構成される。しかし現在区劃整理実施区域

(駅前より海岸に至る)は現在温泉市街地より、はるかに都市構成上の条件がみたされているので最も発展の(ママ)てん歩は早いこゝろみに第五項口号に示す□(國)税等の徴収率を比較してみるに次のとおりとなる。

種別	現在	將來	摘要
國稅	五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇五、〇〇〇、〇〇〇	
縣稅	五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇五、〇〇〇、〇〇〇	

町税	五五、〇〇〇、〇〇〇	一一五、〇〇〇、〇〇〇	
計	一五五、〇〇〇、〇〇〇	三二五、〇〇〇、〇〇〇	

右の如く國税において五、五〇〇萬円増徴をみるこ
とができ加えるに本町は昭和三十年四月一日湯河原、
吉浜、福浦の三ヶ町村の合併をなし新たな湯河原町
の発足をみたものであり住民は温泉による飛躍的發
展を望み本町はこの要望に答^(ママ)えるものである。
かくの如く地下資源である温泉の効率的利用は國家
的見地よりしても極^(ママ)めて重要なること、し町営温泉
計画をなすものであります。

〔昭和三〇年起 町営温泉関係書類〕湯河原町役場

蔵)

原資料中の横書きの表を縦書きに変えた。

5 町営温泉配湯申込

湯河原町公告第八号

昭和三十三年八月十八日

湯河原町長 八亀武雄

湯河原町町営温泉配湯の申込を次により受付ますか
ら 希望者は申請されるよう公告する

記

一 申込申請期間 昭和三十三年八月十八日より八
月二十五日の間

二 受付場所 湯河原町役場(公営事業室)

温泉場送湯配管整備事業事務所

(一)ごめの湯内)

三 配湯予定数量 毎分 五四リットル(三斗)

四 配湯の優先順位 1 公共用 2 業務用

3 其他

五 申請の方法 申請書に申請手数料五〇〇円を

添え提出のこと(申請手数料は

許可を得られなくともこれを還

付しない)

現地試験の部

六 保証金 一・八リットル(一升) 当り十

現地試験施行者 神奈川県衛生研究所

万とする

現地試験日時 昭和三十三年四月二二日

七 保証金納入期限 許可次第納入のこと(八月末日

現地で施行した試験成績

の予定)

(一)湧出量(毎分) ・リットル

以上

(二)泉温(摂氏) 七五・五度

(昭和三十三年 告示公示関係 庶務書類) 湯河原町

(調査時に於ける気温二一・五度)

役場蔵)

(三)性状 無色澄明弱塩味

6 温泉分析検定書

(四)水素イオン濃度(PH) 八・四(比色法)

温泉分析検定書

(五)ラドン含有量

甲第五四四号

試験室試験の部

依頼者 神奈川県足柄下郡湯河原町

試験室試験施行者 中央温泉研究所

湯河原町長 八亀武雄

試験室で施行した試験成績

湯河原温泉(町営温泉、藤木橋、高温送湯木樋)

(一)性状 無色澄明弱塩味

(神奈川県足柄下郡湯河原町宮上湧出温泉合併)

(二)遊離鉍酸

第一節 湯河原温泉の推移

陽イオン	ミリグラム	ミリバル	ミリバル%
水素 (H)	.		
アンモニウム (NH ₄)	.		
リチウム (Li)	.		
カリウム (K)	一六・〇〇	〇・四〇九	一・五六
ナトリウム (Na)	四三三・〇	一八・七五	七二・五八
カルシウム (Ca)	一三九・七	六・九七一	二六・六一
マグネシウム (Mg)	〇・七八八	〇・〇六五	〇・二五
第一鉄 (Fe)			
第二鉄 (Fe)			
アルミニウム (Al)			
マンガン (Mn)			

(三)水素イオン濃度 (PH) 七・五 (ガラス電極法)
 (四)比重 (摂氏 20⁴/度に於て) 一・〇〇〇二
 (五)蒸発残留物 (鈹水一キログラム中) 一八八〇・ミリグラム
 (六)本鈹水一キログラム中に含有する成分並びにその分量

銅 (Cu)			
陽イオン 計	五八七・五	二六・二〇	一〇〇・〇〇
陰イオン	ミリグラム	ミリバル	ミリバル%
塩素 (Cl)	六〇二・六	一六・九九	六四・三三
臭素 (Br)			
沃素 (I)			
弗素 (F)			
ヒドロ硫酸 (HSO ₄)			
硫酸 (SO ₄)	三八〇・二	七・九一六	二九・九七
ヒドロ燐酸 (HPO ₄)			
ヒドロ炭酸 (HCO ₃)	八八・九八	一・四五八	五・五二
炭酸 (CO ₂)	一・三三	〇・〇四四	〇・一七
水硫 (SH)			
水酸 (OH)	〇・四二一〇・〇〇二五		〇・〇一
メタホウ酸 (BO ₃)			
メタ亜ヒ酸			
ヒドロピ酸			
デヒドロピ酸			
けい酸			

陰イオン 計	一〇七三・	二六・四一	二〇〇・〇〇
--------	-------	-------	--------

遊離成分	ミリグラム
メタケイ酸 (H_2SiO_3)	一〇七・九
メタホウ酸 (HBO_2)	三〇・三〇
メタ亜ひ酸 ($HASO_2$)	・
炭酸 (CO_2)	・
硫化水素 (H_2S)	・
有機質	・
遊離成分計	一三八・二〇

総計 一八〇〇・ミリ

その他

メタ亜ひ酸 ($HASO_2$) 微量

以上の定量分析の結果によれば本鉱泉は左の泉質に該当する

泉質 含石膏弱食塩泉（緩和低張性高温泉）

依って日本温泉協会学術部委員会の規定による適応症及び禁忌症を掲ぐれば次の如くである。

浴用の適応症 慢性関節リウマチ、痛風、神経炎、

飲用の適応症

創傷、火傷、慢性皮膚病、蕁麻疹、慢性筋肉^(ママ)、リウマチ殊に腰痛、神経痛殊に坐骨神経痛、尿酸素質

慢性便秘、痔疾、肥胖症、蕁麻疹、慢性気管支カタル、慢性胃カタル殊に胃酸減少症、胃腸アトニー、弛緩性便秘（温泉ならば冷却して飲用させる）、貧血症、腺病質

浴用の禁忌症

心臓病の代償機能不全、高度の動脈硬化症、高血圧、興奮型の神経症、急性皮膚病、悪性腫瘍（癌及び肉腫等）、急性伝染病、肺結核

飲用の禁忌症

胃酸過多殊に冷食塩泉の飲用は禁忌である。胃潰瘍又は十二指遺瘍^(ママ)、腎臓炎、ネフローゼ、その他一般に腎臓性浮腫、一般に浮腫のある患者

吸入療法適応症 慢性気管支カタル、咽喉カタル

源泉に於ける調査及び試験者氏名

神奈川県衛生研究所

試験室に於ける試験者氏名

財団法人 中央温泉研究所

昭和三十三年十月二十五日

〔昭和四二年 温泉利用許可申請〕湯河原温泉旅館

（協同組合蔵）

7 町営温泉の配湯について

三六湯公事第一一二号

昭和三十六年七月六日

殿

湯河原町長 八亀武雄

町営温泉の配湯について

湯河原町営温泉事業は、昭和三十三年九月県補助及び

町費により施設を完了し、源泉所有者並びに使用者各

位の協力を得て順調な発展をして来たことは周知のと

おりであります。尚この事業開始に先だち源泉者^(マヤ)と町

との間は、源泉者が貴殿等に対する権利義務事項を町

が承継踏襲し配湯しているものであります。此の度

の泉区合併裁定により尚一層湯河原町の発展策を講ず

る必要がありますので従来等しく行つて来ました町営

温泉による恩典事項は泉地区配湯分については与える

ことが困難でありますので、今後次の様な措置をとる

ことといたしますので御承知置き下さるよう通知しま

す。

記

一 権利源泉等が掃除その他の理由により流入停止若

しくは、流入減のあるときは一時断湯若しくは減

量配湯する。

二 料金の滞納があるときは温泉の供給を停止若しく

は供給廃止処分をする。

三 契約違反事項のあるときはそれに基く処分を行う。

四 料金については湯河原町内使用者以上の特別料金を徴収する。

〔昭和三十六年 泉合併関係書類〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

8 湯河原温泉の名称使用禁止について

湯河原温泉の名称使用禁止に就て

湯河原温泉に往来する浴客はすべて豊富な出湯と恵まれた自然環境を愛し、その多くは東海道線湯河原駅から乗降致して居ります。

湯河原温泉と聞けば湯河原駅で降車することを知り、湯河原駅と言えば湯河原温泉を思い出すと言う事で、この二つの名称は同体のものであり切り離す事は出来ません。

全国の観光地、温泉地を見聞致しますとその地名をもつて、名称と致して居り当地も御承知のとおり「湯河原温泉」の名称を使い古くから全国にその名を宣伝して居ります。

そしてこの名称は現在何ものにもかへがたき価値をもつている事は周知の事実です。

その価値をより一層意義あるものにする為、神奈川県を始め町並びに業界が一丸となつて常に内に外に努力を注いでおります。

か様な次第で行政区域のことなる御地で、この名称を使用されるといふ事は観光行政上、非常にまぎらわしく誠に忍び得ないものを感じます、そこで御地に於かれても新しい名称を作り、今後の誘客宣伝の対策を一日も早く進めて戴き、その新しい名称が世の人々に知らされる日を希望致します。

昭和三十六年八月三十日

湯河原町長

八亀武雄

湯河原温泉観光協会長

高橋柳吉

湯河原温泉旅館組合長

伊藤鶴松

〔昭和三十六年 泉合併関係書類〕湯河原町役場蔵

一九六一（昭和三十六）年六月、長期の混迷を経て泉地区問題に終止符が打たれた。本資料は名称の使用に關わる通告で、泉側には温泉場としての一体性が打ち切られ、従来の受益が制限されるなど報復的な措置という印象を与えた。なお同地区はこの五年後に「伊豆湯河原温泉」と改称して今日に至っている。

9 町営温泉導入後の現状報告

湯河原町営温泉について

温泉は統合管理して供給することが最も効率的な利用が出来るものとして、永い間温泉統合が叫ばれて来たものでありますが、源泉所有権と、それぞれの源

泉に対する既存の各種使用権の問題があつて非常に困難なものとされていた。

昭和三〇年湯河原町、吉浜町、福浦村の二町一村が合併され新たな湯河原町が誕生し、開発区域も既存の温泉場地帯より海岸線（マヱ）へと廣がつて行く條件を備えるに至り、町村合併を契機に源泉所有者の協力と温泉使用者の理解を得て温泉統合がなされたものであります。統合事業は昭和三一年度事業として行なはれ、昭和（マヱ）三二年八月から料金の徴収に入つた。

現在三〇源泉から揚湯される温泉の統合がなされて居り、その温泉量は毎分約一八石位となつている。これは湯河原の源泉総数の約四五%の源泉数であつて湧出量にあつては約六二%位となる。

湯河原町営温泉の形体はまったく他に例をみない形で生れたものであつて、その形体はそれぞれの源泉所有権はそのままの姿で置き、各源泉所有者は従来通り

自己の責任で揚湯を行い、その温泉を町営送湯本管に流入し、町は流入卓において価値量の算定をして、これを買上げることとした。従つて本管に流入された以降の温泉は町の管理によつて配湯し料金の徴収を行っている。

(一) 温泉買上料金と使用料金は次の通りである。

買上料金		使用料金	
	C70°規準		C50°規準
権利買上料	毎分一・八三	権利使用料	一、六〇〇 円
保証買上料	〃 〃 二、〇〇〇 円	保証使用料	二、七〇〇 円
臨時貸与買上料	〃 〃 二、二五〇 円	臨時貸与使用料	三、一〇〇 円
		通湯料	六五〇 円

町が新たに配湯を行う場合は保証温泉とし、毎分一・八ℓ当り保証金一五〇、〇〇〇円の徴収を行つ

ている。

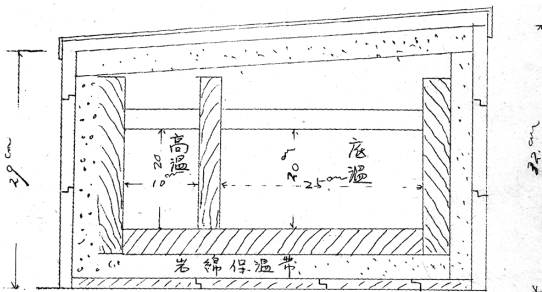
(二) 利用状況

旅館	九六
寮	八七
個人	二四五
共同湯	八
計	四三六

(三) 送湯配湯施設

送湯本管木製（松材）樋状であつて、その断面は次の通りである。

木製送湯管の起卓附近が源泉郷と稱されて最も源泉が多くこの地域を起卓に千歳川沿に一、八〇



○m程木製樋状の本管が設置されている。他は、鉄管に保温施工して末端までの送湯を行つている。

配湯については本管の水位を規準^(ママ)に分湯板を作り、これによつて量を規制して配湯を行つている。

配空事業について

昭和三六年旧東京電力の所有であつた施設の私下を受けて、一〇〇馬力高圧ポンプを取付、ここで作られた空気を各源泉に配空し、町は毎分時一五気圧、○・○一立方米を月額三七五円の使用料を徴収している。現在一〇〇馬力一基で最高九・七m³/minが造製されることになつて居り、更に一〇〇馬力二基を増設出来るようになつている。

今日の利用度は毎分時約一・八立方米で五源泉に使用している。現在更に五源泉について申請中である。

当該事業に対する利貞と問題貞は次の点が考えられ

る

一、利貞

- (一) 源泉管理が簡単になる。
- (二) 源泉地における動力の噪音がなくなり観光接客面に貢献する。
- (三) 停電並にモーター、ポンプ等の故障による断湯がなくなる。

(四) 源泉所有者が管理面において精神的負担がなくなる。

(五) 経済的負担が軽くなる。

(六) 各計器の取付等により揚湯状況等が明らかになり、町営温泉としても配湯計画の安定が得られる。

二、問題貞

- (一) 水車利のため台風等の災害が考えられる。
- (二) 機械等の故障により利用者が一斉に断湯する。

〔重要と思考する温泉に関する一般書類〕湯河原町
役場蔵)

原資料は横書き。

源泉からの送湯と余剰湯の利用とを町が集中的に管理する、という統合の事業は実施困難な課題とされてきた。しかしこれを克服・解決して、町は全国的にも注目され、当時の厚生省がモデルケースとして調査をすることになった。

10 町営温泉の配湯事情について

四二湯公事第五一六号

昭和四二年二月一九日

町営温泉使用者 殿

湯河原町長 高杉茂利

町営温泉の配湯事情について

年末で何かとお忙しい事と思います。さて町営温泉

使用者の皆様には配湯につき御不自由をおかけして
り申し訳ありません。特に最近温泉事情が悪化したの
で状況をお知らせし御理解をいただきたいと存じます。
温泉は生きものと言われるごとく、その日その日によ
り、又一日のうちでも時間により状態が変るものであ
ります。その上一週間〜一月に一度の掃除が必要であ
り、従って町営に関係するものも常に二〜三本の源泉
が止っております。このような状態のため従来も非常
に苦しい配湯を続け、皆様に御不便をかけておりまし
たが、今回はその上に悪条件が重なりました。それは
三年に一度実施されます、小田原保健所において行っ
た源泉の実態調査の結果、町営温泉に関係していた源
泉の中にも多くの事故があることが判明し、そのため
揚湯量を制限され、従って町営送湯管への流入が不足
していることでもあります。これについては、町は県に
対し一日も早く結論を出すことと、それまでの間、臨

時に揚湯を許可下さるようお願いを続けておりますが、絶対量の不足は如何ともしがたい実情であります。

温泉事情が悪いために、せめて日中だけでも配湯を公平にと考え、操作の困難性をかえりみず、五ブロックに分けて月曜日から金曜日までの日中断湯に踏みきつたことは先日御通知を差上げたとおりであります。町では現在一番施設の悪い不動滝前から恵旅館前までの間の送湯管の改良工事を実施しております。

この工事完成は、来年三月頃になると思いますが、これが完成した暁には、現在の漏湯がなくなり、熱損失が防止され、かなり好転することと確信しております。県の温泉揚湯制限のことも必ず正月までには解決をつける所存でございますので、どうか事情御賢察下され、御協力をお願い申し上げます。

向寒の砌、御自愛の程お祈り致します。

〔重要と思考する温泉に関する一般書類〕湯河原町

役場蔵)

原資料は横書き。

統合が始まり配湯の量と温度が安定するなどの成果が見られた。しかし昭和三〇年代後半に入り湯量が低下、週末には断湯するという現象も問題化した。町では地下に注水して増量を図り、県も温泉審議会による調査等を受けて温泉特別保護地区に指定するなどしたが利用者への配湯が滞る場合があった。

(二) 温泉の推移

11 温泉行政に関するお願い

歎願書

湯河原源泉所有者有志（全出湯量の七二％）より次の項目につき歎願いたしますと共に特別の御審議により善處をお願いいたします。

昭和三十一年五月十日

湯河原町源泉所有者

露木昇吉 ㊦

(外二名省略)

外一同

神奈川県知事

温泉審議会々長 殿

一、温泉行政に関する御願

現在湯河原には平均温度約六十八度で一分間約三十石の温泉を動力によつて揚湯しております。この温泉を節約し合理化して行くことが計画されておりますが、なお不足地帯(含泉地区)を露し、海岸迄引揚しようという計画が現在当局の手によつて開始されて居ります。

駅前を開発して都市計画を完全ならしめ熱海市にも匹

敵せしめる温泉場を造るには最低^(低)三十五〜三十七石の温泉は是非必要であると考へられております。

即ち開発と合併(泉地区)を円滑ならしめ促進せしむるには注意し研究して揚湯の増量を計ることが必要であります。

温泉源の枯渇は恐るべきことであります。而し湯河原の源泉が大湧、小湧谷が噴煙を続け芦ノ湖に水源を持ち加熱地帯より湯河原断層を経て当地に到達して居るとの考へが(重要問題にして原子科学を用いる等調査可能と考へられる)信ぜられるならば必ずしも増量は不可能ではないでしょう。

従つて量を増加せしめるには普通水井戸も同様に湯面を低下せしめ流入圧力を増大させるために動力の増加揚湯地卓の低下等は必然的必要となつて参ります。

又地下水との混合及揚湯中の地中放熱を防ぐ等研究努力は大いに必要となりましょう。

地球の地殻は卵にするならば殻程度とも云はれ無限に近い内部の熱を利用できるのは温泉度^(ママ)だけで湯河原に於きましては年間四万屯の石炭にも匹敵しております。科学的努力により今後を見極めるにはどうしても当局の一層の御盡力を御願する外ありません。

源泉所有者として揚湯される温泉が観光的町の發展、又は町民の福祉に貢献することが大であると考へまして現有する源泉より最大限の揚湯に努力し居る次第であり勿論、他面より考へ^(ママ)ますと個人的利益^(ママ)え直結するとも考へられますが、私達の揚湯作業はかような利益の比にならぬ努力が必要とされ従つて平日は勿論、土日祝祭日等には如何にして温泉利用者^(ママ)への供湯を満足たらしめ旅客の信頼を得ることができるか、日夜心を痛めております。

現在保健所職員^(ママ)の監視により法律の運用を忘れ法律にしばられたとも云える源泉そのものに対する苛酷な処

置がなされており、これらの点も私達の不勉強等によるものと思はれますが民主的な御指導を得て科学的調査を裏付とする御処置がなされるなら湯河原地域の温泉が民衆の福祉に最大の貢献をなすことができるものと考へます。これらの観^(ママ)点より次の理由を揚げますので源泉に関する研究機関(含箱根)の設置をお願いいたします。

理由

- (1) 自然科学及近代科学により結論(採湯量の決定、將來に対する適切な處置揚湯方法の決定)が得られるよう考へ^(ママ)ます。
- (2) 右の機関の設置は公共の福祉に通じ審議会の正しき審議に役立つものと考へ^(ママ)ます。
- (3) 源泉は個人所有ではありませんが自家用とする者、温泉を売る者、等により今日在つたことを幾分なりとも認めて戴き現在の源泉に関する法的、その他技術

的不安を除いて戴きたいと考へます。^(ママ)

(4)非生産的ではありませんが他産業にある如き指導研究は観光及保健の面より必要と思ひます。

(5)事故、不湧出、或は天然現象により廢泉、或は休止の源泉は湯河原町に現在約百十源泉の内六十源泉以上となつております。現在有事の際は源泉恢復等の処置は非化学的^(ママ)な駄人に一任する外ありません、適切な指導があればどれだけ助かるかわかりません。

(6)源泉所有者の横の連絡が無い事は進歩を妨げておりましたので目下連絡機関連設置を準備しております。

以上の理由によりまして御願ひ致す次第であります。我々も出来得る限りのことはさせて戴きは是非実現出来將來民主的にして科学的な方法になります様、御願ひ申上げます。

(昭和三二年 (一)温泉書類綴) 湯河原町役場蔵)

副申を添え起案するも「一時保留」となつた。

12 温泉管理統合計画に関する陳情書

陳情書

奥湯河原区

湯河原町長 八亀武雄殿

一. 主旨

温泉管理統合計画に関し奥湯河原地区に引湯又は試掘され度き件の陳情

二. 説明

町当局並に町議会が温泉の管理統合を企画し依つて温泉量を最大限度に利用し大湯河原温泉の建設を^と発展を圖りつゝあることは我々町民は等しく賛意を表し且其の実現に重大な期待をかけてゐます。

然しながら其の計画が源泉地より海岸方面にのみ引湯に重点が置れてゐるやに聞き及んでゐますが湯河原温泉の眞價は山と海とをもつところに

あることは何人も認めてゐます従つて海岸への開発と共に奥湯河原への温泉引湯又は試掘によつて今般の温泉管理統合の意義があり大湯河原温泉場の眞の建設があると我々は確信してゐます。

昭和三十年四月一日に実施された湯河原町吉濱町福浦村との町村合併の最も重要な協議書及建設計画の重要な條件に奥湯河原の開発が明記されてゐます。観光地としての地理的條件を具備してゐます。観光地としての温泉が豊富であつたなます處の奥湯河原にもつと温泉が豊富であつたなら其の發展は想像以上なものがあると思はれます。今般温泉管理統合の計画に山と海との地帯の開発が併行されて速かに実施されることを奥湯河原区民は拳つて熱望致してゐます。

以上我々区民の熱望致してゐます点をおくみとり下さいますして奥湯河原地区に温泉の引湯又は試掘の計画並に実施を陳情致す次第であります。

昭和三十一年十月十五日

奥湯河原区長 鎌田正太郎 ⑩

(外四二名省略)

〔昭和三〇年一二月起 町営温泉関係綴〕湯河原町

役場蔵)

町が温泉統合に向けて本格的に取り組み始め、奥湯河原地区でもその対象地域に参入する期待が高まつた。同地区は以前から道路整備の遅れなど地理的に不利な条件があつた。なお、陳情書には区長鎌田正太郎氏のほか、地区在住の重光葵・宇井伯寿氏らの署名がある。

13 温泉研究指導所設置に関する陳情書

温泉研究指導所設置に関する陳情書

我が国は約三六〇ヶ所と云う世界で最も多くの温泉地を持つて居りその温泉は観光に或は保健に、潜在的に大きな使命を果して居ります。

湯河原におきましては、現在平均温度六十八度で一分間約三十五石の温泉が動力により揚湯されて居り此の温泉を基に一二軒の旅館と約三十五のりよう^(ママ)及百數十軒の別荘が出来て居ります。

最近の市街の構成は大正時代の自噴当時よりは十倍に近い発展であり之は動力を用いて多量の温泉を揚湯して居る為であります。而しながら現状を調査致しますと無駄の面（揚湯熱量の四十八%乃至五十%は捨てられて居る）も多いので此の温泉供給を合理化し海岸地帯まで引湯し町を發展せしめようとする計画が現在町当局の手により開始されて居ります。

駅前を開発し都市計画を完全ならしめ熱海にも匹^(ママ)適し得る温泉地帯を造るには約十五石の温泉がどうしても必要になって来るのであります。本町を開発し町村合併（泉地区）を円滑ならしめ之を促進せしめるには揚湯の増量を計る事が必要であるという事であります。

従来温泉の研究につきましては、地質学物理的現象源泉工学等が殆ど省られず、ために根柢薄弱にして無形のもの基礎に運営されて居る面が多分に含まれて居ります地下水の防止揚湯中の放熱動水位の変化不明なる枯渴、能率的揚湯、事故の際の適切なる処置等は直に我々に必要な問題であります。

現在湯河原町では一一〇の源泉中六〇源泉が廃泉或は休止となつて居ります。

一度源泉に事故が起れば個人が職人を相手に勤により回復に勉める現状で誠に不安であるばかりでなくその間の及ぼす影響は重大であります。

されば当局の手によりこれ等の研究が進み指導保護がなされるならば必ずや安全なる最大揚湯量も期せられ永遠なる温泉地の進展を見ることが出来るのであります。

これ等のことにかんがみ我々は温泉研究指導所の設置

を御願います。

近代科学の力によつて今迄未□の科学とせられておつた温泉にメスを加えられ研究し得たる結論によりなされる、開発と保護設備は必ずや温泉審議会の正しき審議にも役立ち又我々と致しましても不安と危険から開放されひいては公共の福祉に寄与するものと考えます。

何卒我々の微意お酌み取り下さいまして特別の御論議御願申上ます。我々も出来得る限りの協力を申上げますので是非とも実現出来ませう御願申上ます。

昭和三十一年 月 日

源泉所有者

〔昭和三〇年起 町営温泉関係書類〕湯河原町役場蔵)

県が温泉研究所新設の方針を立て、これに応じて町は誘致に取り組むことになった。研究所設置は他県での先行事例があるが、いずれも大学付属であり、県立

機関による運営は初の試みであつた。温泉資源の利用と保護に科学性を導入したいという町の意向が表れている。

14 公民浴場建設に関する趣意書

趣意書

私儀

今般配湯申込については当町が温泉地として天下に知られて居るにもかゝらず宮下から下に住む町民にはその温泉の恩恵に浴することができず、今般当町理事者並に町会議負の方の努力と源泉所有者の協力によつて随時駅前方面に迄配湯出来得るやうになったことは町民の一人として同慶に慥(ママ)ませません。

たま(ママ)く駅前通りの住民の多数の人の進めによりなるとかこの要望に答(ママ)えるべく明店街を中心とした附近一帯の住民を一丸とした大浴場を作り一人でも多くの方

に出来るだけ安い料金で自由に入湯出来る公民浴場を建設いたしたいので申込んだ次第でございます。なほ實施に付つきましては左記のやうにいたす予定です。

左記

- 一 常時六十人入浴出来る浴槽とす
- 二 男湯、女湯に区分設備する
- 三 駅前から宮下ガード下及門川に至る露木自動車工場附近迄なほ駅下区画整理地域内の将来の發展を見越しての区域内の住民を對照とす
- 四 努めて衛生的な浴場にするため洗場等を廣く取る
- 五 料金については最低料金とし一人でも多く入場出来るやう運営す

なほ申請場所については近く都市計画区域として移動するにつき其の折近代的な浴槽を新築設計實施する

昭和三十三年五月二十四日 菅沼 稔 印
湯河原町長 八亀武雄 殿

〔昭和三十三年五月起 温泉配湯関係書類綴〕湯河原町役場蔵)

町営温泉開始に沿って、とくに温泉場から離れた駅下地区を中心に温泉の恩恵を行き渡らせるための公衆浴場新設を訴えたものである。なお、この地区では本資料の三年後にも二階建て浴場の建設計画が具体化した。『三大事業の進行中でもあり実現を見なかつた。』〔第四卷〕一四八参照)

15 温泉研究所建設予定地案

厚生委員会記録

- 一、日時 三十四年十月一日
- 一、場所 役場会議室
- 一、出席者 町長、雨宮文作、後藤藤太郎、室伏政

一、協議事項

吉、二見純平、寺井武雄

(中略)

温泉研究所について

温泉については町営温泉により措置できるが敷地については種々検当^(討)する必要があるが次が考えられる。

都市計画内町有地

都市計画の緑地地帯

万葉公園内の敷地

町営源泉掘さく予定地附近

以上について都計図面も参考に見て現地調査をする

1. 緑地予定地(26)を調査し尚源泉掘さく予定地を下見する。

(後略)

町役場感)

(昭和三三年 厚生常任委員会 会議録綴) 湯河原

16 温泉研究所設置案について

温泉研究所設置案について

町より土地及温泉の提供を受け次の計画案を県に行っている。

一、事業概要

1. 理化学部門 泉質分析分布利用方法等

2. 地質学部門 地質学的総合調査 新源泉の開

発等

3. 工学部門 源泉の電探等による探査掘さく^(マヤ)

指導等

4. その他 行政機関との連絡 研究記録

知識の啓蒙

二、併設療養所の事業概要

病後身体不全者の機能恢復療養施設及び温泉利用による疾患の療養にあてる

三、設置場所その他建造物の構想

設置場所 湯河原又は箱根

敷地 二、〇〇〇坪—三、〇〇〇坪

温泉量 毎分二斗—三斗

研究所 鉄筋コンクリート二七八坪（延三七八坪）

附属療養所 鉄筋コンクリート一階建 三六六坪

坪七五 ベット数 ^(ママ) 四〇—五〇

その他 相談室・会議室・実験室・資料展示室等

四、人員

研究所 所長以下 二六名 療養所 医

師外 二二名

五、予算額

財源 一般県費による

研究所 工事費 五一、五七五、〇〇〇圓

器材備品費 三〇、〇〇〇、〇〇〇圓

計 八一、五七五、〇〇〇圓

療養所 工事費 四〇、〇〇〇、〇〇〇圓

機械備品費 一五、〇〇〇、〇〇〇圓

計 五五、〇〇〇、〇〇〇圓

総計 一三六、五七五、〇〇〇圓

〔昭和三十三年 厚生常任委員会 会議録綴〕湯河原

町役場蔵)

17 箱根と湯河原「温泉研究所」を奪い合い

箱根と湯河原 「温泉研究所」を奪い合い

町発展に直接利害 内山知事の公約 軍配に

迷う県当局

県立温泉研究所の誘致をめぐる県内の温泉地箱根、

湯河原両町から九日までにそろって県に陳情書が提出されることになったが、内山知事がこれをどう裁くかはこの問題のこんごの進展とともに地元の注目を集めている。

県が来年度予算案で建設を計画している県立温泉研究所は内山知事が四選の公約にうたい、さらに小田原で開かれた一日県民の室で地元箱根、湯河原の両町長に実現するという態度をはっきりさせたといういきさつがあり、計画はすっかり固まっている感だ。温泉研究所は九大付属研究所、島根県玉造の京大付属研究所などの例があるが、県の計画は付属療養所とともに理化学、地質学、工学、温泉行政の四部門を総合した大規模の施設で、全国的に自慢できるもの。県立では文字どおりNO.1になる。敷地は六千六百六十平方メートル(二千坪)一階建ての研究所が千二百六十平方メートル(百七十八坪)平屋付属療養所が千二百二十三平方メートル

(三百六十七坪)で鉄筋コンクリート造り、建築だけの工費が九千五百万円、総工費一億三千六百五十七万五千円となっている。

研究部門は四つにわかれる。第一の理化学部門は泉質の分析を中心に、泉質ごとに泉源の分布の調査、その適正な利用方法や人体に与える影響、医学的な利用方法などを調査する。二番目の地質学部門では温泉の総合調査を中心に新泉源の開発、採集岩石の判定と調査、地質学的な温泉分布などを明らかにする。第三番目は工学部門で電波探知機などの機械を使った泉源の物理工学的な探査、掘さく方法の指導、動力装置や温泉採取方法の調査にあたる。四番目は一般的な温泉行政部門で、行政機関との連絡、調整、記録の出版、完全な温泉台帳の製作、温泉博物館の設立や展示をする。付属療養所は五十ベッドぐらいとし身体不自由者の機能回復などを担当するから小

児マヒ患者などには福音になる。運営は専属医師二、三人のほか、オープンシステムを採用し、県医師会や一般の病院（診療所）が患者を送りこむ一方、治療を担当できる方式をとることになる。

この研究所の建設のために県では六千六百六十平方メートル（二千坪）の敷地と毎分三百六十リットル（二斗）から五百四十一リットル（三斗）ていど湯がわき出る温泉の無償提供を希望しているが、箱根、湯河原両町とも全面的にこの条件にに応じている。箱根町では旧街道沿いの須雲、豊栄荘上の民有地と宮城野の県立養老院付近民有地の二つの候補地を提示した。湯河原町では国鉄湯河原駅前都市計画予定地の町有地五万七千平方メートル（一万七千坪）のうちどこでもよいとし、県に選定を一任した。両町とも県民の室で陳情したの手をはじめに、町会の承認を受けて運動を起し、九日までに正式な書面がそろった段階になった。隣接町だけに争いを避ける方針

で進んでいるものの^(ママ)の将来の発展につながる問題だけに微妙な空気もあり、現地調査のうえ知事裁定に持ちこまれるみこみが強い。

温泉研究所建設の背景になる箱根、湯河原の温泉資源は源泉が三百三十六本（うち利用数二百八十九本）で、毎分一万六千四百二十七リットルの湯がわき出している。これに対して去年一年間に四十七本の新源泉がふえたが、揚湯量はわずか一・四四^キリットル増加したに過ぎない。新源泉からはかなりわき出ているのに、このていどの揚湯量しかふえないというのは全体で減量の傾向を示しているもので、温泉源が一つのピンチに追いこまれたことを物語っている。このため、地元両町とも研究所設立に大きな希望をつないでいるわけだ。

〔神奈川新聞〕昭和三四年一〇月九日付

温泉研究所誘致に湯河原・箱根町が立候補した。温

泉の利用・保護のほか、新源泉の開発研究などと併せ

て医療面での活用も図るという計画である。この結果

一九六一（昭和三十六）年に小田原市山王原に設立され、

一九七一年には箱根町湯本に移転、のち温泉地学研究

所に改組されて一九九五（平成七）年、現在の小田原

市入生田に移転した。

18 温泉研究特別委員会報告書

温泉研究特別委員会報告書

昭和三八年一二月の町議会において温泉研究特別委員会が設置され菅沼安正委員長のもとに町営温泉の一体について検討に入り、昭和三九年四月議会改選によつて新たな構成がなされて以来今日に至るまで統合時からの流入状況並びに配湯状況を始め買上方法源泉等に及ぶまで各資料を求め慎重な検討を行った。

本委員会はその結果を次のとおり報告いたします。

昭和三九年九月二五日

湯河原町議会議長 室伏羲雄 殿

湯河原町議会温泉研究特別委員会

委員長 富田幸平

(ママ)

記

一、湯河原町の温泉量について

湯河原町における温泉は、一部に自然減少の源泉がみうけられるが、総体的には保健所資料にもとづき、本委員会が検討した結果、昭和三六年において五二七六ℓの湧出量があり、昭和三九年には全温泉の湧出量は六二八二ℓとなり、全体的に一〇〇六ℓの増量をしめしている事は甚ばしい現象である。

かかる現状であるので、町は益々湧出温泉の効率利用を図り町発展に寄与せしむるべきである。

二、流入と配湯について

	契約流入量	流入量(計量)	契約配湯量
昭和三六年八月	一九・七石	一八・六石	一八・二石
昭和三九年八月	一九・七	一六・七	一九・三

上記の通り現配湯量である一九・三石に対する流入は、昭和三六年八月迄に完了して居り、その時卓に於ける配湯総量は数字上一八・二石で、一・五石の余剰がみられている。

ところがその時卓において関係源泉流入量の調査資料No.1によると、流入量の実体はすでに一八・六石となつており、事實は四斗程度の余剰しかみられない。にもかゝらず、その後一石〇斗三升の配湯がなされて居ることは、定時関係源泉の流入計量の実体の把握がなされていなかつたゆえんであり、尚流入量の減少に対する究明をおこたり、為に、本事業をして、最悪の事態に落し入れた要因であるものと思推する。

(資料第一号を参照)

保健所資料によつて昭和三六年と昭和三九年の関係流入源泉の湧出状況を見ると、一部には、源泉の日常における管理不備に起因する面もあるが、一応当時の計量の現状によると自然減一六・九%となる。

(資料第二を参照)

流入量と配湯量について前段でのべた通りの経過で今日に至つているが、現在対照^(マ)流入量の卓について提出された資料、又は、委員会が立会によつて計量を行つた結果、昭和三六年八月における流入量一九・七石に対し一六・七石の流入となり、この数字は一五・三%減となつている。この量に加えて、関係源泉の事故又は掃除の際は短期間であるが更に^斗五・〇〇一〇・〇斗位の減量が余儀なくされるものである。この現況の中には源泉管理上の問題もあるが、この様な今日の現況に於て、数字をみるに一

九・七石の配湯に対し約一六石が安定した湧出量と
思われる。

又この現況に対して執行者は一昨年の暮急據四源泉
の流入を図り、かろうじて約二・〇石の配湯先をもた
ない新規流入をなして不足分のカバーを行つている。
特にこの流入については買入れを行つて見返り収入
のない買上であるので非常な温泉会計の負担となつ
ている。

尚二・三の流入源泉については測定が誠に不確実な
流入方法を行つている個所がみられるが、この貞は
別項で述べることにする。

三、源泉について

源泉の管理は一切源泉所有者で行い揚湯して本管に
流入し、町は流入貞に於て計量、買上を行うことを
基本としているが、源泉の管理の良否が流入量の増
減に影響するところが大きい。従つて委員会は、各

関係源泉についても現地踏査を行つて検討した結果、
流入源泉の中には管理不十分による減量が二〇%を
記録するものがあり、如何に源泉の管理が重要な課
題であるかがうかがえる。この貞努めて源泉所有者
に理解を求めて管理の徹底を図る必要が認められる。
尚これらの踏査の結果、次の貞が指摘出来るので、
この貞諸般の事情はあるうが、源泉所有者と良く協
議を行い、急據是正すべきである。

(一) 契約源泉にあつて流入前の施設を故意に復雑化
し契約流入量を自由に操作出来る如くして、買上
計量を著しく不確定にしている源泉がある。この
貞については、本委員会として重大な関心をよせ
るものである。

(二) 流入方法が自己の使用した後、余剰の分につい
て流入されている。

これは流入前において、必要時、必要量を自己が

使用し、残湯について流入を行つて居り、この卓全体的に温泉を必要とする時期に温泉流入量が著しく減退することとなり誠に不確実なものである。かゝる事柄については源泉の湧出量の変動は別として、一定量が揚湯されている限り流入されるような方法に協力を得るべきであつて、この様なかたちで契約がとられたことは、誠にずさんである。

(三) 源泉管理の不備又は、揚湯地卓から流入を行う施設の管理が悪く、流入量の不確定となつてゐるものが二、三認められた。

(四) 自然減少は各源泉に亘つて認められた。

四、送湯施設について

送湯本管の漏湯は各所にみられ、大きい所は常に補修を行つてゐるとみられるが、少量漏湯個所が多くみられる。本管は更に一〇年に及んで居り、改良の時期に入りつゝ、あることが伺えるが、修繕にあつ

ては、部分的腐蝕等によつて釘の使用も出来ないような部分があり、この卓については、この施設の消却が一〇年として計算されている今日、全線に亘つての改良費の用意がなく尚管理不十分な面があり、この卓いかなであるが、早急な施設改良策をもつて、現施設が全面的に腐蝕等の現象が起きないうちに完全なものとするべきであり、本施設をして常に安全ならしむるには、現行会計制度に、具体的な検討を加え、抜本的な改革を行つて、企業的要素を持つ会計制度に切替、常に経営の合理性と堅実性を把握すべきである。

五、分湯について

分湯については統合当初において、原始的ではあるが一定水位に於ける配湯方法が、極めて合理的であるとされていたが、湯量の減少による函内の水位の変動が大きく、現分湯器で、平均減量等の措置が

まことに不確実であり、この点については如何なる時でも出来るだけ均衡のとれた給湯が行なわれるよう充分改良すべきである。

尚一部には本管から動力によつて受湯を行つて居る所もあつて、一時的に数倍の湯量を、せつ取する者もあり、更には分湯器を勝手に調整する者もあつて、その都度配湯全体に著しく支障をきたす面がみられる。

この様な事は一面各使用者に満足な給湯がなされて、いないことに起因することもあると考えられるが、受湯者の全体的なことを思うと、かゝる行為は條例違反行為として嚴重な措置を構(ママ)すべきである。

六、買上料について

本委員会では買上料金について、資料の提出を受けて、検討を行つたところ、今日の温泉不足事情に対して、昭和三十七年四月以降の買上金支払額が、同一

額となつて居り、温泉湧出量は常に変動があつてしかるべきに、買上金支払額が均一にある点が見られ、当時の湧出量によつて検討すると買上料金が湧出量に合致しない点が見受けられる。こゝろみに昭和三十八年四月当時の計量資料によつて改めて当該流入買上料の算定を行つてみると、相当額の過払がみられる。この点自然減少による問題等、源泉それぞれの事情は、あるうが源泉踏査の結果指摘するように、現湧出量において受持つ配湯量に満たない湯量にありながら、尚流入前に、源泉所有者の責任において配湯が行なわれている点は、誠に遺憾である。かゝる源泉の状態について一例をあげると、昭和三十九年九月における計量は、現在の配湯量に対し約一石二斗の減量となつている。

七、料金値上について

この問題について本委員会は諸般の事情と経済の

変動にともない、現行買上料金では、源泉揚湯経費をまかなう事は困難と思はれるので、諸経費の実体に基き、具体的な検討を行つて値上を研究すべきである。

尚低温泉の買上についても條例上の買上によらず、事業上^(ママ)のとれる範囲で買上を行うよう研究すべきである。

結論

以上各事柄について説明を行つたが、この貴重な温泉事業の動きが一にかゝつて流入温泉量の動行に左右されて^(ママ)いるものであつて、もちろん送配湯のバランスを保ちながら、事業の推進を図ることになるが、この卓一番致命な課題として考えられることが、流入源泉量の減退である。

この原因はどこに起因するかが重要なポイントである。このことについては次の事柄が上げられる。

(一) 自然減について

流入源泉について湧出自然減が、いくらであるか確実な、数字を求めることは、むずかしいが一応保健所の資料(資料第二号)をもとに算定すると一六・九%の減量となつている。

(二) 配湯上の問題について

三六年八月において実際の余剰は当時の計量資料によると四斗となつているが、流入契約量の累計をもとに一石五斗の余剰があるとして、一石〇斗三升の配湯を行つている。この点については配湯業務の適正を欠いている事柄として、自然減少に加えて負担となつている。

(三) 源泉管理上から来る減少

揚湯設備の不備あるいは、掃除の遅延又は、源泉口内の、スケールの除去作業の、未施工等^(ママ)、全般^(ママ)的ではないが、このようなことは相当の減少原因

とみられる。尚この数字については具体的なものを把握するに至らなかつた。

(四) 其他

流入前に於ける一部源泉所有者の配湯措置は流入量の不安定と共に、人為的な減少とも云えるもので、特に一源泉所有者にあつては配湯すべき責任量が約四石二斗八升に対し三九年五月における保健所実体調査量では二石三斗四升が記録されて居り実に一石九斗四升減となつて居る。

この貞極言するならば、この不足を町によつておぎなつていたとも云え、この額は莫大な金額にのぼるものとみられる。

問題点(計量について)

温泉の計量については、現在常に計量が行われているが湧出量の変動は厳密に云えば、動力の電圧による変化、又は揚湯設備の不備、あるいは計量時における、

地下湯面の動き等、あらゆる条件によつて変化がみられ、現在行つて居る計量方法についても、これが全くそれぞれの源泉の性能であると確定するは至難である。⁽¹⁾しかしながら現行計量買上の方法は、出来るだけ多く圓数を図ることによつて、買上量を^(ママ)握む手段として居ることは、現段階において止むを得ないと思はれる。

(行政上の措置について)

源泉の推移をみると、掘さく当初或源泉については一石六斗を記録するものがその後、湧出量の変更がなされて一石以下とされている。この源泉については改良を行うことにより或程度の復活が得られる性能を有しているかも知らず、このような源泉に対しても附近に新源泉が現われた時、関係源泉として調査を受け、その時の状況により、ある程度の減量制限が加えられる。

又ある源泉にあつては、掘さく当初九三。で四斗の湧

出があり、その後この源泉はほとんど湧出がとまり、口径の増大許可を受けて揚湯を行ったところ、七六。で六斗位の湧出がみられた。これを規制により七六。で四斗二升とされている。

行政庁としては、もちろん湯河原温泉全般の調整を考(マ)えてい(マ)るものであると思はれるが、別な見地から、これら行政上の問題点としての減退も、町営温泉に影響する面があると感ぜられる。この点については特に行政上の問題として別に検討されるべき事柄であると解(マ)する。

(資料No. 1の1、No. 1の2 資料No. 2省略)

(「温泉関係告訴綴」湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

源泉所有者の協力を得て温泉統合が実現した。しかし昭和三〇年代後半に至つて、湧出量の自然減を考慮に入れても、なお大量の給湯の減少傾向が続いた。温

泉研究特別委員会では事態を重大視し、詳細な調査を経て人為の介入を指摘した。

19 温泉統合計画に関する陳情書

陳情書

湯河原町が源泉の統合による町営温泉の実施をいたしましたことは、劃期的な施策として観光産業の発展に寄与し、私達の営業の最も重要な条件がここに確立したものとして感謝いたしておりました。

しかるにその後当初の計画による契約量は維持出来ず日の経つにつれ現在では契約書は空文に等しいものとなつてしまひました。

かゝる事態を憂慮して奥湯河原の旅館は繰返し繰返し何十回となく口頭による陳情を續けてまいりました(マ)か未だ温泉量不足の問題は旧態依然として暗翳にあつて不安はつるばかりであります。

私達は止むを得ず高額な昇温機を備へ多額な燃料費を使つて温泉不足に対処しております。このような状況は既にマス・コミを通じ外部に知れわたり浴客に湯河原温泉に対する信頼感を失はせつゝあります。観光立地の湯河原温泉としては、そして主産業である旅館業者としては由々しき問題であります。

幸ひにしてこの正月四日間は町当局の努力により不足ながらも、かなりの配当量が確保されたことは、旅館業者を安堵させましたが、このことは又その後における湯量の不足は町当局の管理努力の不足ではないかと、思はざるを得ません。

勿論地下資源たる温泉については、その總量の減少その他の不測のこともありませう。そのことについては私達は町当局の改善策に希望をつなぐものであります。しかし一面人為的な理由による、いわゆる温泉問題もある由聞いております。この件については過日行

はれた源泉調査に基づいて行はれる温泉處理特別委員会の決定を町当局と議會の良識をもつて実行され、旅館業者が安心して営業しうるよう運営面の改革を期待しております。

今回私達が陳情書を提出いたしますのは、今迄の配当量不足の記録資料と管理上の不能率の多くの事例によつて培はれた不信任感が、この正月に發揮された見事な結果によつて一掃された、この状態を持續されるようにしてほしいということであり、この為に公僕としての責任と誠意をもつて町当局と擔当係員が温泉管理に当り必要あらば、その増員その他適切と思はれる処置を考慮されたいという、マンネリズムに流れない英断をこの機会に期しておるからであります。

私達の止むに止まれぬ声を聴き届けられたく陳情書を提出いたします。

昭和四十年二月十七日 株式會社 山香莊

代表取締役 小原フサ子

(外四名省略)

湯河原町町長

八亀武雄 殿

(昭和四三年 温泉関係書類綴「湯河原町役場蔵」)

20 違反源泉に対する陳情について

陳情書

この度小田原保健所で行なった温泉実態調査に際して、町内より多数の動力違反の源泉を出したことは、町としても誠に遺憾に存じます。

湯河原町は御承知のごとく観光立町を町の基幹としております。この基となる温泉保護については、今後県の指導に対して協力していく覚悟であり又町営温泉事業の運営合理化に努力する所存でありますので、

この度の違反者に対しては、寛大な処置を一日も早く願うものです。

尚現在源泉所有者は、県の御指示のと通りの揚湯を行っております。この為、町営送湯管への流入量が不足し、この配湯に苦慮しております。観光客が来ても温泉が出ないために帰ってしまったり、予約が取り消しになったり、又折角の客をお絶わりする^(ママ)と言う様な、旅館、寮、保養所が続出しています。このままの状態が続いたならば、これ等関係者の生活権の問題、更に湯河原温泉は温泉のない温泉場だと言う汚名が広がり重大な危機に到来しております。これからは気温が下がり温泉事情は悪くなる一方です。又忘年会シーズン、更に一年で一番のかき入れ時である正月を迎えるに当り、観光客に多大の影響を及ぼすことが予想されますので、どうか一日も早く県において違反源泉所有者の処分を決定すると同時に、それまでの間、臨時揚湯を

特別に御許可下さる様、お願い申し上げる次第です。

昭和四二年十二月十九日

神奈川県知事 津田文吾 殿

湯河原町長 高杉茂利

〔重要と思考する温泉に関する一般書類〕湯河原町

役場蔵)

原資料は横書き。

21 地熱資源開発促進法案反対に関する陳情書

陳 情 書

一．陳情の主旨

地熱資源開発促進法案に反対していただきたい。

二．陳情の要旨

当湯河原温泉は、気候温暖にして閑静な温泉場として万客に親しまれてまいりました。仄聞するところによりますと、本国会に「地熱資源開発促進法案」

が議員立法として提出されようとしているとのことでありますが、本案は著しく自然環境を破壊し公害を発生させ、剩り既存温泉地を荒廃させる結果となり、温泉を観光資源とする当町には重大な問題であります。よつて次の理由により同法案には強く反対賜りたく陳情する次第であります。

三．反対の理由

(一) 地下蒸気を掘削し地上に放出することにより広範囲に樹木等を枯らすと共に自然環境を著しく破壊する結果になる。

(二) 地下エネルギー中には硫^(ママ)下水素等多数の人畜に有害な物質を含んでいる。この中から無害のエネルギーのみを地上に引き出すことは技術上不可能なため大きな公害をもたらすことになる。

(三) 本法案によると、地熱資源開発の計画決定にあたり地方公共団体の長の意見を聴くのみで決定権

は通産大臣にあるため、温泉法に優先し、我が国の誇る天与の温泉を破壊する結果となる。

(四) 発電を目的とするため、温泉法の適用外となり
県の温泉審議会には関係なくなるので、温泉既得権及び財産権の侵害となる。

昭和四九年五月九日

以上

衆議院議員

殿

湯河原町長 高杉茂利

〔重要と思考する温泉に関する一般書類〕湯河原町

役場蔵)

原資料は横書き。

22 万葉公園整備事業における「万葉ごごめの湯」建

設事業の経緯について

六〇湯企第一七七号

昭和六〇年五月一七日

神奈川県企画部長 殿

湯河原町長小澤忠一

まちづくり特別対策事業の対象事業について(回答)

昭和六〇年五月二日づけ市町第七六号で照会のあり

ました、まちづくり特別対策事業の対象事業について

別添のとおり回答いたします。

万葉公園整備事業における「万葉ごごめの湯」

建設事業の経緯について

湯河原町万葉公園の整備については、素案の検討段

階から建設経済常任委員会及び万葉公園整備協議会の

意見を聞き推進してきましたが、昨年一二月三日の万葉公園整備協議会でさらに効率的な公園利用、特色ある公園づくり、個性的なまちづくりを推進するために長い歴史をもつ温泉を活用し、温泉保養を通して健康づくりと町民と観光客のふれあいの場として万葉公園整備事業の主軸として（仮称）万葉こごめの湯の設置が議題となり、既整備の観光会館や各施設との関係による効率利用を増進し、活力ある温泉観光の創造、個性的で魅力あるまちづくりを目指すには本建設は必要不可欠であるとの結論に達し、その後、昭和五九年一二月一―二日及び本年二月一―二日の建設経済常任委員会に又、三月五日には議会全員協議会に諮り、万葉公園の主軸事業（仮称）万葉こごめの湯の建設基本計画を作成し、三月の定例議会で昭和六〇年度―六二年度の継続事業として建設すべく三月二―三日議会の議決を得ました。

万葉公園整備事業の事業概要

一・温泉観光の動向

近年の温泉観光は遊興的傾向から温泉保養へ変わり、施設は都市型から自然指向へ推移している。

二・敷地条件

公園北側には計画道路権現山線が建設され、公園と（仮）万葉こごめの湯への利用がしやすくなる。両方の敷地は連続した環境にあるため、計画道路が地形条件から敷地を分けるように通っているが利用上問題ない。

三・温泉の再活用

温泉資源を見直し、新しい利活用として、昔からの湯治の良さと、現代温泉医学、運動生理学を取入れた健康づくりのための温泉保養施設（仮）万葉こごめの湯を計画して、万葉公園整備事業の一

環として実施する。

四・万葉公園と温泉保養施設の役割

万葉公園は、今迄休憩散策園地として住民をはじめ観光客に親しま^(れ)ている。更に利用増進を図るため、公園の立地条件を十分活し、健康づくりとそれを学ぶ場として『万葉の里』として位置付ける。其他^(ママ)めには世代を超えて利用できる温泉保養施設と日光浴、森林浴、散策、などの自然に囲まれながら体調を整え、ストレス解消を図れる公園施設とを一体的に整備する。

五・温泉観光のシンボル

湯河原は、万葉集^(ママ)に唄われるほどの古くから知られた温泉地でありながら、温泉を活用された目玉となる施設は見られない。そこで万葉公園を奥深く落着いた風土に調和するように整備し、『自然と文化と健康』をテーマとした温泉観光のシン

ボルとする。

(地域総合整備事業計画様式 一(三は省略))

(「こごめの湯 まちづくり特別対策事業」湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

温泉地には営業収益を前提とする旅館などが多く、料金面での使いやすさにはやや難がある。本町でも利用しやすい共同浴場を望む声があり、万葉公園の一角に日常的な湯として町営施設が造られ保養とふれあいの場としての活用が目指された。

23 湯河原町こごめの湯条例

湯河原町こごめの湯条例 (昭和六十三年三月八日条例第一号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律

第六十七号) 第二百四十四条の二の規定に基づき、
 こごめの湯の設置及び管理に關し必要な事項を定め
 る。

(設置、名称及び位置)

第二条 住民福祉の増進と観光の振興をめざすため、
 温泉保養を通した健康づくりを推進し、相互の理解
 と、親しみのあるふれあいが生まれる温泉入浴施設
 として湯河原町にこごめの湯を置き、その名称及び
 位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
こごめの湯	湯河原町宮上五六一番地の六

(使用料)

第三条 こごめの湯の施設を使用しようとする者は、
 別表一から別表四に定める使用料を施設を使用する
 前に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第四条 使用の目的が公益による場合若しくは町長が
 特に必要と認める場合には、使用料を減免すること
 ができる。

(使用料の還付)

第五条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、
 町長が特別の理由があると認めた場合は、その全部
 又は一部を還付することができる。

(使用の制限)

第六条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者の
 入館を拒み、又は退館させることができる。

一 公の秩序、善良の風俗を乱し、又は乱すおそれ
 があると認められる者

二 刀剣その他、人に危害を及ぼし、又は人の迷惑
 となる物品を携帯する者

三 監護を要する幼児又は老人であつて付添人のな
 い者

四 他の利用者に著しく迷惑をかけると認められる者

五 動物の類及び凶器等の危険物を携帯している者

六 その他町長が管理上支障があると認められる者
(損害賠償の義務)

第七条 ここめの湯の建物、施設及び備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならぬ。

(管理の委託)

第八条 町長は、必要があると認めた場合は、ここめの湯の管理等を委託することができる。

(運営委員会)

第九条 ここめの湯の運営に関し必要な調査及び審議を行うため、湯河原町ここめの湯運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、町長が委嘱する委員十二人以内で

組織する。

3 委員の任期は二年とする。ただし、再任することができる。

4 補欠による委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

5 委員は非常勤とする。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和六十三年五月一日から施行する。

2 湯河原町非常勤の特別職職員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十六年湯河原町条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表中社会教育指導員の項の次に次のように加える。

(別表一) 別表四省略

このごめの湯運営委員会	
委員長	日額八、五〇〇円
委員	日額七、〇〇〇円

原資料は横書き。

(湯河原町役場蔵)

第二節 温泉経営の実相

24 全面実施は困難 湯河原旅館の「就業規則」

全面実施は困難 湯河原旅館の『就業規則』
 【湯河原】労基署から旅館経営者の従業員に対する就業規則提出を急がれている湯河原旅組は今月中に全旅館が労基署にサンプルを提出することになった。旅館はサービス業の特殊な営業であるため、規則づくめの実行は困難だとする旅館主側の気持が強いので、大、中、小旅館別に原案に対し各館で不必要な部分をのぞいて労働時間と賃金の点にポイントをおいた規則の作成が進められており、昨十九日現在十数軒から監督署に提出されている。

(「東海民報」昭和三十三年八月二〇日付)

アジア・太平洋戦争後には多方面での民主化が進み、旅館経営も労働基準法をはじめとする、新法規への対応を迫られるようになった。経営者には従業員の待遇や労働環境整備に配慮し、旧来の経営手法にとどまらない改善が要求された。

25 客の不満出ないか 旅館の就業規則でサービス制限

客の不満出ないか 旅館の就業規則でサービス制限
ス制限 十一日に調査説明会

【湯河原】十一月十一日午後一時から湯河原旅組会議室で小田原労基署の箱根、湯河原両地区旅館従業員の労働実態調査報告書（リフレット）に基づく説明会が（ママ）
労資関係者を対象に開かれる。

このリフレットによると従業員労働時間は、実働九時間という結果が出ている。

湯河原町の旅館業者の大半は、労基署に「就業規則」を提出済みであるが、今後これが実際面にどうかという点で調整指導がなされるわけであり、営業状態から、はつきりした労働時間をきめることは容易でないようだ。

経営者と従業員間の労資問題の（ママ）
ポイントは結局、賃金と労働時間にしぼられるが、就業時間をきめる点については、箱根、湯河原両町が足並みをそろえてサービスの過剰をなくすと同時に労働オーバーをなくそうとする（ママ）
労資協調の方法が取られるようだ。

この場合、客側から不満が出わし（ママ）
ないかと考えられるが、例えば、「午前十時以降の御用はお受けいたしません。明日の労働に差支えますから皆さんに対するサービスが行き届きませんが、悪しからず」と言つた客へのPRも飛び出す（ママ）
ではないかと見られている。

〔東海民報〕昭和三十三年一月二十六日付

26 旅館従業員の退職金

旅館従業員の退職金

湯河原温泉で四月から実施

【湯河原】湯河原温泉に働らく旅館従業員の女中、番頭さんから旅従組員約一千三百名の退職金制による社会保障が明るい見通しとなつた。

暮れの二十二日、旅組役員会はかねてより旅従組との話し合いについて従業員の社会保険につき検討中のところ、退職金及び社会保険調査委員会（五名）を作り、近日中に四月一日から実施と決つた箱根温泉場の在り方について同地を視察し再検討する運びとなつたもの。

箱根の場合は共済組合のシステムで毎月の掛金一律二百円を雇主と従業員で折半して積み立て、退職の際に充当することになつてゐるが、湯河原の場合も

これに同調するものと見られ、本年前半期には実施に踏み切られる模様である。なお実行され、ば実際の退職充当は三十五年度より行われよう。

調査員は次の五氏。

柏木英雄、吉住半吉、室伏良平、八亀正美、田原卯七。

〔東海民報〕昭和三十四年一月七日付

27 旅館の最低賃金制

全国のトップ切る湯河原 旅館の最低賃金制
29日の旅組總會で正式決定へ

【湯河原】二十三日、湯河原旅組（伊藤鶴松組合長）は旅館従業員（百十二軒、約千三百名）のAクラス八千円（食費三千円含む）最低賃金制度案を発表した。二十二日午後二時、県労基の川西調査課長と打合わせたとところ最低賃金の最終決定が折り合わず、二十三日

朝柏木副組合長ら首脳部の意見調整で最終案がまとまった。箱根は検討中であるが、湯河原方式が全国のトップを切り退職金制に次ぐ最低賃金を打ち出したことは注目されているが、今月二十九日予定の組合総会で決定となる見込み。

Aクラスで八千円 安心して働ける職場に湯河原方式(案)によると正式名称は「湯河原温泉旅館組合共済会規約」と呼ばれ、専任の事務員を旅組に置き運営する。

最低賃金八千円案は全国的に総評の提唱する賃金制の裁定案に副つたもので、これにともない退職金が、労働時間の九時間を基本として深夜業、超過勤務手当などに確立されるもので、温泉観光地における労働者に^(ママ)対し革新的な制度が樹立され、明るい職場開拓と観光面のサービスの在り方に前進が約束されている。

規約案は年度に都合が良い一月一日にさかのぼって

実施される。この本給、いわゆる^(ママ)個定給はA、Bに区別されている。

Aは座敷女中、フロ番、事務員、Bは勝手女中、雑役の七系統でAの本給八千円、B二千円ときめられる。

それぐ、一年以上の勤務者を基準とし、昇給案によるとAは六号まで千円、十二号まで五百円、一七号まで三百円、二十二号止りで二百円、Bは六号まで五百円、十二号止りで二百円の率。

現在の勤務者は俸給や勤務年数に応じて調整されるが、これにより女中さんら^(ママ)今までの個定給二千円などサービス料の配分による収入は御破算となり、安心して働ける職場となる。

一年毎に昇給しチップは存続、サービス料配分は廃止される。なおBの場合の固定給は総会までに食費三千円として五千円案になるかも知れず、このような点箱

根は湯河原に同調するようになろうが、両地域に若干の相違する点が出るかも知れない。いづれにしても平均手取り八千円—一万円の収入が考えられている。

時間外手当は女子の場合一日二時間迄、一週六時間（一年間百五十時間内）—満十八才未満は深夜、時間外はナシ—で一カ月平均時間外労働時間数（二・五時間）に対する増賃金は本給七千円の場合三七円、深夜業が含まれた金額は百円、所定時間内に深夜業が含まれた金額は百円で計七千六百六十三円となる。

▼柏木副組合長の話「二十八日までに組合員と話し合い、二十九日予定の総会で最後決定する方針。湯河原案には川西課長も了解してくれた。

（「東海民報」昭和三四年一月二四日付）

労働基準法は、均等な待遇、男女同一賃金の原則、強制労働の禁止、中間搾取の排除などを要点に、賃金・

労働時間・休憩時間・年次有給休暇・災害補償などの最低基準を定めたものである。温泉観光地という業態の特殊性から、温泉旅館組合と従業員組合との交渉には時日を要したが、この原案に、年二回（四月と一〇月）昇給・チップは従業員収入とすることなどを加えた協定として後日正式発表され（二月一六日）、全国に先駆けたものとして注目された。

28 従業員の共済制度

従業員の共済制度 湯河原旅組で実施へ
退職金の、十年七万円

【湯河原】湯河原町温泉旅館組合（伊藤鶴松組合長）は、さきに実施した最低賃銀八千円に続いて退職金などの共済制度を箱根温泉旅館組合と同時に実施すべく準備中だったが、箱根では各旅館主の意見があわず実施の見透しもないので、湯河原単独で実施するこ

となり、きよう六日の役員会で正式発足することになり話題を呼んでいる。

すでに退職金基準額など骨子も出来上っており、旅組内に湯河原町温泉旅館組合共済会が設けられた。計画案によると従業員の積立金は一人月百円で旅館主も百円を収めることになっており退職金基準額は十年で七万円という線が出ている。

しかし従業員四、五人という小旅館がどの程度協力出来るかという問題もあり、さきに政府が出した『中小企業従業員退職金基準額』では十年で三万六千円という低い協定となつていて『旅館も中小企業なのだから…』という意見も出ている。

このように実施する場合①組合が当初つくつた十年七万円案②中小企業の十年三万六千円③その折ちゆう案のいづれをとるかまだ決まつてないが共済制度を実施の運びとなつた場合は定年制も同時に施行す

る予定という。

〔東海民報〕昭和三四年八月六日付

第二節 温泉経営の実相

29 宿泊施設一覽

小松館	山翠楼	加満田	たなか	山香荘	旅館名	
〃 673	〃 673	〃 673	〃 682	宮上685	所在地	
小松亀太郎	齊藤隆利	鎌田秀男	田中ふさ	小沢フサ	代表者名	
2856	2521	2151	2862	2378	電話番号 (代表)	
15	150	50	35	40	一般	人取客
20	200	80	50	60	団体	
800 ～600	3,000 ～1,500	3,500 ～1,500	2,000 ～1,000	2,500 ～800	一泊 二食	宿泊料金
100 〃	500 〃	500 〃	300 〃	400より	中食	
100	200	200	100	100より	休憩	
6	37	16	11	10	和室	客室
		4	1		内 バス付	
				1	洋室	
				2	内 バス付 離れ	
				1	内 バス付	
					舞台付 帖 その他 帖	広間
	130		35	50		
	60	50				
	3	1	1	2	大風呂	浴室
1	6	2	2	1	家族 風呂 野天 風呂	
	1				プール	
	○				喫茶室 バー	施設 及 び 娛 楽 設 備
	○	○	○		売 店	
	○	○		○	ダンス ホール	
	○				ピアノ	
					玉 突 び	
	○	○	○	○	ピンポン	
	○	○	○	○	テレビ	
○	○	○	○	○	麻雀	
○	○	○	○	○	碁将棋	
	○	○	○	○	子供用 施設	
	日観連 日本交通公 社	日本交通公 社	日本観光旅 連、弓道有	オルガン、 釣堀有	備 考	

第一章 温泉と観光

柳水	萬葉	成田屋	緑水	たちばな荘	青巒荘	旅館名	
〃 664	〃 664	〃 664	〃 671	〃 175	宮上679	所在地	
柳沢一義	村山ふじ	多田 京	大久保甫	田崎元次郎	高知尾恵美子	代表者名	
3547	2302	2304	3161	3529	3111	電話番号 (代表)	
19	30	35	65	15	150	一般	人収 員客
20	35	50	100	30	180	団体	
1,200 ～800	2,000 ～1,000	1,200 ～700	3,000 ～1,000	1,000 ～600	2,500 ～1,000	一泊 二食	宿泊 料金
200 〃	300 〃	200 〃	200 〃	200 〃	200より	中食	
100	200	100	100	100	100	休憩	
7	8	10	15	6	34	和室	客 室
					10	内 バス付	
						洋室	
			5		1	内 バス付	
			5		1	離れ 内 バス付	
			100		180	舞台付 帖	広間
	20	30			60	その他 帖	
	1	2	1		4	大風呂	浴 室
2	2	2	3	2	5	家族 風呂	
			1		1	野天 風呂	
						プール	
						喫茶室 バー	施 設 及 び 娛 楽 設 備
				○		売 店	
				○		ダンス ホール	
				○		ピアノ	
		○				玉 突	
		○		○		ピンポン	
○	○	○		○	○	テレビ	
○	○	○		○	○	麻雀	
○	○			○	○	碁将棋	
				○		子供用 施設	
			日本交通公 社 駐車場・茶 室有		日本交通公 社	備 考	

第二節 温泉経営の実相

花長園	ひばり荘	未 ^(マ) 広	東光閣	清 風	福寿美	一平荘
〃 656	〃 668	〃 659	〃 749	〃 749	〃 662	〃 664
本多一夫	宮内吉之助	武智秀雄	木村不二子	力石吉太郎	吉住 抑	小野秋香
3155	3375	3338	3311	2166	3549	3290
100	30	30	120	50	40	40
120	40	50	150	70	50	45
2,500 ～1,400	1,500 ～1,000	1,500 ～600	2,500 ～1,000	2,500 ～1,200	1,500 ～800	1,000 ～700
500 〃	300 〃	300 〃	500 〃	400 〃	300 〃	200 〃
300 〃	200 〃	100 〃	150 〃	150より	150	100
24	13	12	30	13	11	10
6			2	5		
1						
			3	1		
			3	1		
120 60 30			100	60		
		30			42	30
1		1	3	1	1	2
4	3	2	6	2	2	1
2			1			
1						
○			○	○		
○			○	○	○	
○			○			
○						
○	○	○	○	○	^(マ) A	
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○			○			
日観連 日本交通 公社 国際観光統 計指定	釣り堀有		日観連 日本交通公 社	日本交通公 社	日観連 ^(マ) 日本交通 今 社	

第一章 温泉と観光

天野屋	楽山荘	大伊豆	湯河原荘	富田	桃山	旅館名	
〃 623	〃 762	〃 636	〃 637	〃 637	宮上637	所在地	
天野弘之	竹下昭子	新磯信雄	福岡広吉	宮田幸平 ^(有)	藤巻夜子	代表者名	
本2121 新2131	2878	2111	3771	3282	3555	電話番号 (代表)	
120	40	700	40	60	10	一般	人収 員客
150	50	900	50	85	13	団体	
3,500 ～1,500	2,500 ～1,200	4,500 ～1,000	2,500 ～1,000	2,500 ～300	1,500 ～1,000	一泊 二食	宿 泊 料 金
600 〃	700 〃	300 〃	800 ～300	150 〃	200より	中食	
	300 〃	200 〃	200 ～100	100 〃	150より	休憩	
50	11	168	13	18	1	和室	客 室
25		20		2		内 バス付	
15		1				洋室	
						内 バス付	
5	3	11			4	離れ	
5	3	11				内 バス付	
120 50		300 230 100		88		舞台付 帖	広 間
	42	80 30 (2) (2)	50	30		その他 帖	
2	1	7	2	2	1	大風呂	浴 室
7	2	10	3	4	1	家族 風呂 野天 風呂	
						プール	
○		○				喫茶室 バー	
○		○				売店	施 設 及 び 娛 楽 設 備
○		○	○	○		ダンス ホール	
○		○		○		ピアノ	
○		○				玉突	
○		○	○	○		ピンポン	
○	○	○	○	○	○	テレビ	
○	○	○	○	○	○	麻雀	
○	○	○	○	○	○	碁将棋	
○		○				子供用 施設	
政府登録国際観 光旅館、国際観 光連盟、日本交 通公社		日親連 日本交通公社、 国際観光連盟、 駐車場、理髪 室→有	日親連	日親連 日本交通 公社		備考	

第二節 温泉経営の実相

まつね	中 屋	伊豆屋	上野屋	箱根屋	相模屋	中 西
〃 616	〃 606	〃 615	〃 616	〃 613	〃 534	〃 745
室伏二雄	渡辺信量	八亀広蔵	室伏英次	八亀武雄	八亀重雄	露木一男
2206	2024	3151	2155	3131	3175	3355
20	46	70	80	102	30	100
20	50	100	100	135	50	130
600	800 ～500	2,000 ～1,300	2,000 ～800	3,000 ～1,000	1,500 ～600	3,000 ～1,500
100 〃	250 〃	800 〃	300 〃	300 〃	300 〃	600 〃
70 〃	80 〃	200 〃	100 〃	150 〃	100 〃	
10	14	15	23	28	11	26
			2	2		8
						6
						6
		80		120		120
		45	50	40	37	
2	1	3	1	1	1	1
	1	4	2	4	2	8
				○		
		○		○		○
		○		○		○
						○
		○	○	○		○
○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
				○		
			日観連 日本交通公 社	日観連 日本交通公 社		

第一章 温泉と観光

高松荘	竹 風	光陽館	埼玉荘	藤木屋	三河屋	旅館名	
〃 775	〃 774～24	〃 530	〃 542	〃 545	宮上603	所在地	
小池栄吉	尾関文彦	杉山定吉	根沢安信 ^(ママ)	加藤栄子	三橋政雄	代表者名	
3506	2723	3341	3785	2054	2069	電話番号 (代表)	
18	30	60	50	30	15	一般	人収 員客
24	35	80	60	45	25	団体	
1,500 ～800	2,000 ～800	2,500 ～800	1,200 ～700	1,500 ～700	1,000 ～500	一泊 二食	宿泊 料金
300 〃	300 〃	300 〃	400 〃	200 〃	100より	中食	
	100 〃	120 〃	100 〃	50 〃	100より	休憩	
7	10	20	12	11	6	和室	客 室
						内 バス付	
				1		洋室	
				1		内 バス付	
						離れ	
						内 バス付	
						舞台付 帖 その他 帖	広間
1	1	2	1	1	1	大風呂	浴 室
1	1	2	2	1	1	家族 風呂	
						野天 風呂	
						プール	
						喫茶室 バー	施 設 及 び 娛 楽 設 備
	○					売 店	
	○	○				ダンス ホール	
						ピアノ	
						玉 突	
		○	○			ピンポン	
○	○	○	○	○	○	テレビ	
○	○	○	○	○	○	麻雀	
○	○	○	○	○	○	碁将棋	
			○			子供用 施設	
		日本交通公 社				備 考	

第二節 温泉経営の実相

富士屋	岩本屋	梅屋	都館	坂口屋	亀屋	若松屋
〃 557	〃 508	〃 509	〃 510	〃 525	〃 517	〃 528
加藤寺夫	岩本亀三	渡辺鉄造	西田クラ	伊藤岩松	八亀直次郎	伊藤鶴松
3711	2171	2868	3291	2079	2145	3361
80	60	50	20	30	80	90
100	75	60	30	45	100	100
3,000 ～1,200	1,500 ～600	1,500 ～600	800 ～600	1,500 ～700	2,000 ～800	2,500 ～1,200
500 〃	200 〃	300 〃	150 ～100 〃		300 〃	500 〃
	100 〃	100 〃	100 ～80 〃		100 〃	150 〃
20	15	16	6	12	24	22
1					1	3
74	70			45	100	60
27	24	28	16			25
2	1			1	2	5
6	2	5	2	2	8	3
1					1	
○						
					○	○
○	○				○	
○		○			○	○
○	○	○		○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
日本交通公 社					日本交通公 社	日本交通公 社

第一章 温泉と観光

遠州屋	河鹿荘	伊藤屋	藤田屋	寿 荘	あたりや	旅館名	
〃 480	〃 486	〃 488	〃 495	〃 496	宮上490	所在地	
松井義男	細谷政雄	伊藤達也	加藤三七男	加藤彌作	鍵和田政雄	代表者名	
3121	3378	2004	3331	2325	2341	電話番号 (代表)	
8	8	60	45	10	20	一般	人収 員客
120	12	60	50	25	25	団体	
2,500 ～1,000	800 ～500	2,000 ～1,000	1,800 ～1,200	1,000 ～700	1,000 ～600	一泊 二食	宿泊 料金
500 〃	150 〃	500 〃	500 〃	200 〃	300より	中食	
150 〃	100 〃	100 〃	150 〃	100 〃	150より	休憩	
27	4	11	12	6	7	和室	客 室
2						内 バス付	
						洋室	
						内 バス付	
						離れ	
						内 バス付	
100 50		35				舞台付 帖	広間
			24 24		20	その他 帖	
2 2		1	1	1	1	大風呂	浴 室
4	1	3	3	1	1	家族 風呂	
1	1					野天 風呂	
						プール	
						喫茶室 バー	施 設 及 び 娛 楽 設 備
○						売 店	
○		○	○			ダンス ホール	
○			○			ピアノ	
						玉 突	
○		○	○			ピンポン	
○		○	○	○	○	テレビ	
○	○	○	○	○	○	麻 雀	
○	○	○	○	○	○	碁将棋	
						子供用 施設	
日観連 日本交通公 社			日観連			備 考	

第二節 温泉経営の実相

魚 判	さかや	未 好	落合荘	松坂屋	龍泉閣	小松屋
〃 458	〃 446	〃 469	〃 465	〃 473	〃 475	〃 481
高橋判之助	八亀竹次	小松千代	室伏羲雄	奥野静之助	小松あい	小松高明
2223	2407	2030	2446	2022	3335	2136
50	10	34	45	120	50	50
60	10	40	65	140	70	60
1,800 ～800	1,000 ～800	1,500 ～600	2,000 ～800	2,500 ～1,000	2,000 ～1,000	1,500 ～700
200 〃	250 〃	300 〃	300 〃	500 〃		300 〃
100 〃	100 〃	200 〃	100 〃	200 〃		100 〃
18	4	10	16	28	16	14
			3	2		
			50	100	65	56
50		20				
1	1		1	1	1	1
1	2	1	3	6	5	2
			○			
○				○		○
				○	○	○
			○			
○			○	○	○	○
○		○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
			日観連	日観連 日本交通公 社	日観連 日本交通公 社	

第一章 温泉と観光

うちだ	山 木	つるや	くぼた	岩亀荘	あずまや	旅館名	
ㄥ 451	ㄥ 454	ㄥ 456	ㄥ 458	ㄥ 458	宮上460	所在地	
内田賢次	山木伊登子	高橋 勇	窪田くま	岩本昭三	丹羽彌太郎	代表者名	
2214	2852	2212	2866	2062	2138	電話番号 (代表)	
10	20	19	20	35	47	一般	人収 員客
15	30	30	30	50	50	団体	
800 ～600	800 ～600	1,000 ～750	1,500 ～800	1,300 ～600	1,500 ～1,000	一泊 二食	宿 泊 料 金
300 ㄥ	300 ㄥ	300 ㄥ	300 ㄥ	200 ㄥ	400より	中食	
100 ㄥ	100 ㄥ	50 ㄥ	100 ㄥ	100 ㄥ	100より	休憩	
5	8	8	8	9	12	和室	客 室
						内 バス付	
						洋室	
						内 バス付	
						離れ	広 間
						内 バス付	
		25	20	32	50	舞台付 帖 その他 帖	浴 室
2	2	2	2	1	2	大風呂 家族 風呂 野天 風呂	
						プール	施 設 及 び 娛 楽 設 備
					○	喫茶室 バー	
				○		売 店	
						ダンス ホール	
						ピアノ	
		○		○	○	玉 突	
○	○	○	○	○	○	ピンポン	
	○	○	○	○	○	テレビ	
	○	○	○	○	○	麻雀	
	○	○	○	○	○	碁将棋	
						子供用 施設	
						備 考	

第二節 温泉経営の実相

双葉館	大黒屋	曙 荘	ふさや ^(マ)	千 鶴	越前屋	双美荘
〃 337	〃 447	〃 446	〃 450	〃 442	〃 450	〃 454
渡辺 力	柏木英雄	水上一男	山本 博	大紫房美	小伝 広	二見サダ
31□5	2526	2591	2571	2310	3279	2158
40	50	60	55	13	30	80
50	60	80	65	15	40	100
1,500 ～800	1,500 ～800	1,500 ～800	1,500 ～700	1,000 ～500	1,500 ～500	2,500 ～1,200
300 〃	200 〃	300 〃		300 〃	200 〃	500 〃
100 〃	100 〃	100 〃		200 〃	100 〃	100 〃
13	12	17	14	6	9	21
						8
						81
30	36	52	40 30			26
1	1	1	1		1	1
2	3	3	2	1	1	3
						1
					○	○
	○	○	○			○
	○	○	○			○
	○					
○	○	○	○			○
○	○	○	○		○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
						○
	日観連	日観連 日本交通公 社			映画館有	

第一章 温泉と観光

恵	楠の木	みふね	晴美館	河 庄	大和館	旅館名	
ㄥ 361	ㄥ 364	ㄥ 364	ㄥ 366	ㄥ 372	宮上374	所在地	
室伏良平	平山シゲヨ	長谷川蔵	広田隆吉	菊沢明里	三村保義	代表者名	
3328	2385	2869	2651	2861	2232	電話番号 (代表)	
100	12	30	22	25	40	一般	人収 員客
150	25	35	35	35	70	団体	
3,000 ～800	1,500 ～600	2,500 ～800	800 ～600	2,500 ～1,500	1,500 ～800	一泊 二食	宿 泊 料 金
400 ㄥ		200 ㄥ	200 ㄥ	500 ㄥ	500より	中食	
100 ㄥ		100 ㄥ	100 ㄥ	500 ㄥ	100より	休憩	
28	6	11	9	9	20	和室	客 室
4				3		内 バス付	
						洋室	
						内 バス付	
						離れ 内 バス付	
130 60		22	20	30	42	舞台付 帖 その他 帖	広間
3	1	1		1	1	大風呂	浴 室
5	1	2	2	1	5	家族 風呂	
1						野天 風呂	
						プール	
○						喫茶室 バー	施 設 及 び 娛 楽 設 備
○						売 店	
○						ダンス ホール	
					○	ピアノ	
					○	玉 突	
○						ピンポン	
○	○	○	○		○	テレビ	
○	○	○	○	○	○	麻 雀	
○		○	○	○	○	碁将棋	
○				○	○	子供用 施設	
						備 考	

第二節 温泉経営の実相

春日	なかだや	山海荘	三枳家	芙蓉荘	司旅館	のぞみ
〃 187	〃 247	〃 248	〃 379	〃 261	〃 344	〃 359
柳屋権太楼	中田新一	佐藤きよ	菅原京子	井上信代	三輪栄一	北見菊江
2410	2420	2842	3348	3166	2695	2829
30	30	30	36	12	50	45
40	35	60	50	20	55	60
2,500 ～1,000	1,500 ～800	2,000 ～700	2,500 ～1,500	2,000 ～1,200	2,000 ～1,200	2,000 ～700
	300 〃	100 〃	500 〃	500 〃		300 〃
	100 〃	100 〃	300 〃			100 〃
10	7	11	8	6	10	14
			1	6	1	
			1			
			36		45	45
24	20	24				
1	1		1	$\frac{1}{1}$	1	1
2	2		2		1	3
1						
						○
						○
	○	○	○			○
	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○		○

第一章 温泉と観光

向島園	やよひ	喜楽館	三長別館	山陽荘	三好荘	旅館名	
〃 42	〃 42	〃 42	〃 137	〃 178	宮上175	所在地	
神山 利	山崎やよひ	佐藤礼三	高橋利男	外山貞三	吉川千栄子	代表者名	
3757	3272	3255	2711	2890	3504	電話番号 (代表)	
40	8	25	40	35	40	一般	人収 員客
50	15	30	50	50	50	団体	
3,000 ～1,500	2,000 ～800	2,000 ～700	1,000 ～700	2,000 ～800	1,500 ～1,000	一泊 二食	宿泊 料金
500 〃	500 〃	100 〃	500 〃	300より		中食	
	100 〃	50 〃	200 〃	100より		休憩	
15	4	7	15	8	9	和室	客 室
2			4			内 バス付	
						洋室	
1				3		内 バス付	
1						離れ	
46		30	25	37		内 バス付	広間
						舞台付 帖 その他 帖	
1		1	1	1	1	大風呂	浴 室
2	2	2	5	2	1	家族 風呂	
						野天 風呂	
						プール	
				○		喫茶室 バー	施 設 及 び
						売 店	
						ダンス ホール	
						ピアノ	娛 楽
						玉 突	
				○		ピンポン	楽 設 備
○	○	○	○	○	○	テレビ	
○		○	○	○	○	麻雀	
○	○	○	○	○	○	碁将棋	備
						子供用 施設	
日本交通公 社							備 考

第二節 温泉経営の実相

長 島	葵 扇	観水荘	湯河原園	緑 風	三合閣	のぐち
〃 189	宮上73-2	吉浜1627	宮下341	〃 497	門川537	〃 42
						野口松立郎
3256	2226	3365	3653	3101	2359	3351
15	15	30	35	20	30	60
15	25	60	40	40	50	70
600~	1,000~	1,200 ~2,000	500	500	1,000 ~2,000	2,000 ~1,000
						500 〃
	300 〃					200 〃
4	7	12	9	4	14	13
						3
				2	1	
						2
						1
		40	30		40	60
				36		
1		1	1	2	2	1
	2	4	1		1	2
						○
					○	○
						○
		○			○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○		○	○
○	○	○	○		○	○
	貿易倉庫 東芝 東電 指定	テニスコー ト	東京都食糧 営 暖 指 定			

第一章 温泉と観光

新生館	越前屋別館	深 沢	小 池	水 月	金 玉	旅館名	
〃	駅下	宮下153	駅下11	駅前	宮上364	所在地	
						代表者名	
3847	3654	2950	3532	2033	3321	電話番号 (代表)	
16	30~40	30	17	30	12	一般	人収 員客
	70		15	50		団体	
400~	700~	300~	700~	600~	1,200~	一泊 二食 中食 休憩	宿泊料 金
6	13	11	5	8	6	和室	
						内 バス付 洋室	客 室
						内 バス付 離れ	
						内 バス付	
						内 バス付	
	30			24半		舞台付 帖 その他 帖	広間
	1	1	1	1	1	大風呂	浴 室
1	2		1	1		家族 風呂 野天 風呂	
						プール	
						喫茶室 バー	
						売 店	施 設 及 び
	○					ダンス ホール	
						ピアノ	娛 楽 設 備
	○					玉 突	
○	○	○	○	○	○	テレビ	設 備
	○	○	○	○	○	麻雀	
○	○	○	○	○	○	碁将棋	子 供 用 施 設
商人宿	日本中央競馬会 豊島薬局協同組 合 指定	商人宿		映画サービ ス			備 考

第二節 温泉経営の実相

三光荘	ときわ荘	好雅園	神 山	城 山	松月荘	三好屋
〃 276	宮上358	城堀148	宮上454	駅下207	宮下29	駅前
2204	3788	4336	2483	3760	3213	4309
15	27	14	20	20	16	22
	30	25	25	30		30
500 ～800	600 ～800	1,000～	500～	700～	650～	600～
		2時間 500				
5	5		6	9	6	13
		7				
	15	14	38	25		
		1		1	1	1
1	2	7	2	2	1	1
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	
		○	○	○	○	
			丸善本屋指 定一般は800 円より	東洋綿花指 定		(休業中)

第一章 温泉と観光

東京都職員 保養所	湯河原荘	昭和産業寮	山桃荘	東海荘	立月荘	旅館名	
〃 79	〃 76	〃 110	〃 67	〃 74	宮上759	所在地	
古山海平	加藤モト	橋本文蔵	鈴木つる	飴谷初子	奥城 実	代表者名	
2841	3605	2487	3227	2383	2807	電話番号 (代表)	
100	25	20	15	10	30	一般	人収 員客
100	30	20	15	10	30	団体	
300		(三食) 400	500		350	一泊 二食 中食 休憩	宿泊 料金
23	8	4	6	4	6	和室	
						内 バス付 洋室	客 室
		3				内 バス付 離れ	
						内 バス付	
30		14	14		20	舞台付 帖 その他 帖	広間
2	1	1	1		1	大風呂	浴 室
1	1	1		1	1	家族 風呂 野天 風呂	
						プール	
						喫茶室 バー	施 設 及 び 娛 楽 設 備
						売 店	
						ダンス ホール	
						ピアノ	
						玉 突	
						ピンポン	
						テレビ	
						麻雀 碁将棋 子供用 施設	
東京都職員 保養所	大洋漁業 K.K. 林業健康保 険東京支部		エスエス製 薬 K.K.	東海工業	(横須賀市 役所、健康 保健所) 湯河原保養 所	備 考	

第二節 温泉経営の実相

伏見荘	協会寮	計器組合寮	工業寮	湯河原保養所	千月荘	湯河原寮
〃 235	〃 148	〃 144	〃 132-3	〃 138	〃 138	〃 115-2
青木 輝	朝生 昇	北川をと	山崎ヨシ		鎌形美恵	室伏美代子
2683	2848	3990	2894	2884	2237	2492
50	50	15	20	35	35	15
50	50	15	30	35	35	15
600	500 ~600	700	600	600	(三食) 250	400 ~500
	150					
13	10	7	7	6	15	4
				2	1	
46	42					
1	3		1	1		1
3		1		2	1	
神奈川県共済連農協經由	日本新聞協会寮	鋼金属製温度計調整組合	日本精密工業寮	防衛庁共済組合	昭和電工保養所川崎工場	山北町野協 <small>(マ)</small>

第一章 温泉と観光

東北電力保 養所	キリンピー ール寮	倉浜寮	小山農協組 合保養所	いこい荘	三門寮	旅館名	
〃 262	〃 262	〃 223	〃 288	〃 236	宮上229	所在地	
堀内敬太郎	山本シゲ	菅沢英雄	鈴木あさ子	土谷エイ	伊藤チヨ	代表者名	
2877	2889	2376	2233	2717	2174	電話番号 (代表)	
12	18	15	15	30	12	一般	人収 員客
12	18	15	28	30	12	団体	
	300	650	200 食事スキ	600		一泊 二食 中食 休憩	宿 泊 料 金
5	5	5	6	9	7	和室	客 室
						内 バス付	
						洋室	
						内 バス付	
						離れ	
						内 バス付	
			18			舞台付 帖	広 間
				22	10	その他 帖	
				1	1	大風呂	浴 室
2	2	1	2	1		家族 風呂	
						野天 風呂	
						プール	
						喫茶室 バー	施 設 及 び 娛 楽 設 備
						売 店	
						ダンス ホール	
						ピアノ	
						玉 突	
						ピンボン	
						テレビ	
						麻雀	
						碁将棋	
						子供用 施設	
		大成建設横 浜支店保養 所		保乳相互保 養所	日新プロダ クション K.K.	備 考	

第二節 温泉経営の実相

高健荘	翠芳寮	陽楽園	神奈川県健 保保養所	畦友荘	湯河原荘	閑雲荘
〃 261	〃 261	〃 261	〃 261	〃 261	〃 262	〃 262
山村和助	根本政子	落合ヨリ子	佐藤咲三	菅沼浜子	増田幸輔	吉村英雄
3878	2440	2141	3296	2885	3644	2320
30	15	60	20	18	15	50
30	15	80	20	18	15	50
300	250	400	クーポン	300	250	330
8	5	13	3	4	4	14
		1				
			2			
		60				
14	14					
2		1	2		1	
	1	1	1	1	1	2
高島屋健保 寮	東京消防庁 寮	警視庁寮	現金扱はし ない	神連農業協 同組合寮	日本石油精 製寮	電々公社保 養所

第一章 温泉と観光

清和寮	小西六健保 保養所	東京鉄道管理局 職員 業 会 所	静閑荘	自久荘	清和荘	旅館名	
〃 615	〃 609	〃 535	〃 570	〃 488	宮上394	所在地	
藤橋賢一郎	鈴木なつ子	高杉 繁	山口正志	橋本嘉雄	空本なみ	代表者名	
2367	3294	3171	2234	3261	2027	電話番号 (代表)	
25	33	70	40	15	25	一般	人収 員客
25	33	80	50	15	25	団体	
250	150	350	540	650	300	一泊 二食 中食 休憩	宿泊料 金
9	10	17	15	5	5	和室	客 室
						内 バス付	
						洋室	
						内 バス付	
						離れ	
						内 バス付	
						舞台付 帖 その他 帖	広間
1	1	1	2			大風呂	浴 室
1	1	3		2	2	家族 風呂 野天 風呂	
						プール	
						喫茶室 バー	
						売 店	施 設 及 び
						ダンス ホール	
						ピアノ	娛 楽 設 備
						玉 突	
						ピンポン	
						テレビ	
						麻雀	
						碁将棋	
						子供用 施設	
横浜銀行寮			公立学校共 済組合保養 所	日本火災海 上寮	全国印刷工 業保養所	備 考	

パイロット寮	東京営林局寮	日本検査寮	旅館名	
ク 137	ク 287	宮上148	所在地	
4372	2227	2373	代表者名 電話番号 (代表)	
10	12	12	一般	人収客
	15		団体	
自ずい	420	400	一泊 二食 中食 休憩	宿泊料金
3	3	4	和室 内 バス付 洋室 内 バス付 離れ 内 バス付	客室
			舞台付 帖 その他 帖	広間
2	1	2	大風呂 家族風呂 野天風呂 プール	浴室
			喫茶室 バー 売店 ダンス ホール ピアノ 玉突 ピンポン テレビ 麻雀 碁将棋 子供用 施設	施設及び 娯楽 設備
				備考

〔昭和三五年九月 基礎調査書〕湯河原町立図書館蔵)

原資料は横向きの表のため見やすいように修正した。

本資料は、一九六〇（昭和三五）年刊「基礎調査書」

収録の宿泊施設一覧である。同調査書は「県勢要覧」

や町の「統計要覧」の欠を補完する大きな価値を持つ

ており、当時の基幹産業である観光を支えた宿泊施設

の体力をよく伝えている。通読すれば、旅館の他に企

業などの寮が四分の一を占め、代表者が判明するもの

のうち、三分の一が女性であることがわかる。さらに

「ホテル」の呼称を持つものは見られず、洋室を設けて

いる所も少数（約五％）にとどまっている。しかし多

くでテレビを設置していて、古さと新しさが混在する、

高度経済成長期前夜の観光地の姿がうかがえる。館内
娯楽施設の実態なども時代を感じさせて興味深い。

なお項目中「宿泊料金」の単位は円を、「広間」の「帖」
は「畳」を示す。

30 観光旅館従業員受入協議会規約

国立公園箱根湯河原観光旅館従業員受入協議
会規約

第一条 (各称組織及び事務所) この会は国立公園箱
根湯河原観光旅館従業員受入協議会(以下協議会と
称す)と称し、箱根湯河原温泉旅館組合員をもつて
組織する。事務所を協議会長の所属する温泉旅館組
合事務所内におく。箱根地区、湯河原地区にそれぞ
れ支部をおく。(以下支部と称す)

第二条 (目的) 協議会は温泉旅館従業員の需給、特
殊性並びに重要性に鑑み、公共職業安定所が行う旅

館従業員の職業紹介業務に協力し、これが充足を
図り観光地の発展に寄与するとともに、併せて従業員
の福利厚生を図るを目的とする。

第三条 (事業) 協議会は第二条の目的達成のため次
の事業を行う。

一 旅館従業員充足のため温泉旅館並びに公共職業
安定所との連絡に関すること。

二 募集に関する周知宣伝活動の実施。

三 雇用条件、労働条件等の調整。

四 受入後の定着指導の実施。

五 従業員の福利厚生に関すること。

六 その他目的達成に必要な事項。

第四条 (役員及び任期) 協議会に次の役員をおき、
任期は二年とし再任は妨げない。ただし、欠員を生
じた場合は補欠を選出し、その任期は前任者の残任
期間とする。

会長	一名
副会長	一名
顧問	若干名
理事	若干名
監事	二名
幹事	四名

・会長は会務を掌握し、副会長は会長を補佐し会長事故あるときは会長の職務を代行する。・顧問は会長の詰問^(ママ)に応じ、協議会の運営その他につき意見を述べるものとする。・理事は理事会を構成し、協議会の運営について審議する。・監事は会計を監査する。・幹事は庶務に従事する。・支部には、支部長、副支部長、理事、監事、幹事をおき支部の運営に当たる

第五条(役員の選出) ・会長、副会長は理事の互選により選出する。・理事は両支部の役員をもって構

成する。・顧問は小田原公共職業安定所長等学識経験者を委嘱する。・監事は両支部の役員より各一名を選出する。・幹事は会長が指名する

第六条(会議及び招集) 協議会の定例会は理事会とし、必要に応じ臨時に開催することができる。幹事会^(ママ)は、必要の都度開催することができる。理事会、幹事会は会長がこれを招集するものとする。

第七条(経費及び会費) 協議会の運営に必要な経費は受入分担金及び補助金等をもってこれに充てる。

第八条(会計年度) 協議会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第九条(規約変更) 協議会の規約は理事会の三分の二以上賛成があれば変更することができる。

附則 この規約は昭和四三年四月一日より実施する。

(従業員受入協議会) 湯河原温泉旅館協同組合蔵
原資料は横書き。

高度経済成長は労働力需要を急激に押し上げ、労働者が都市部に集中する現象をもたらした。また大手企業

の整った賃金や福利厚生の水準に比べ、観光従業者

の条件整備は立ち遅れており、人手不足が深刻化した。

湯河原と箱根は競合関係にはあったが危機意識を共有

し、一九六〇（昭和三五）年五月に協議会を発足させ、

小田原公共職業安定所とも連携して旅館従業員の確保

に向けて取り組むことになった。

31 一座敷（二時間制）三千元に

一座敷（二時間制）三千元に

組合費を廃止し一時間百円抛出

湯河原で玉代改訂『伝票制度』を採用

【湯河原】四月一日から湯河原温泉（泉を含む）の玉

代が改訂された。

約二カ月近かく各旅館組合と話し合つた結果、新玉代

は一座敷（二時間）三千元、以後一時間毎に千五百円となつた。

このうち一時間あたり旅館への手数料は三百円で、芸

妓手取りは千二百円。

この改訂に伴ない芸妓屋組合（大川直俊組合長）では

総会を開き、従来の組合員四千元では運営が不可能な

ことと、大巾な値上げは地方さんたちに影響が多いこ

とから、沢山働らく人が多く出そうと従来の組合費制

度を廃止し、運営費、芸能費、観光協力費として八十

円、納税組合費として二十円、計百円（一時間当り）

を出してもらうこととなつた。

また、旅館への集金は各置屋や芸妓がしていたが、一

回で済まず二〜三回も早起きして集金にいくなどして

いたのを止め、伝票制にして組合が一括集金するシス

テムとなつた。

なお、予約料二百円はそのまま。

〔東海民報〕昭和四四年四月三日付

宴席に芸妓を呼んで遊興する場合の費用（玉代）の改訂に関する報道である。文中の「地方」（じかた）は、音曲の演奏を受け持つ人を指す。

32 宿泊客の災害保険も 湯河原町で画期的な新制度

宿泊客の災害保険も 湯河原町で画期的な新制度 一月から入湯税値上げで還元

湯河原町では一月一日から既報のように入湯税を値上げする方針だが、それに伴^{（ま）}なう還元事業の中で注目されるのが新^{（ママ）}しく発足させる「宿泊客災害補償保険制度」

この制度は、湯河原温泉に宿泊した観光客が火災などの原因により被災したとき、旅館や寮が被災者に災害補償をするときの一部を救済するのが事業目的。

町と観光協会、旅館組合、旅館協同組合、浜湯河原

旅組、寮保養所組合の六者から選出された代表十五名

（町五名、各団体各二名）で組織し、基金は入湯税の増収分の中から一人につき四円五十銭を町が補助、保険会社と契約して、火災での死亡者一人につき三百万円を最高額として被災者に支払う。似たような方法として箱根地区の「旅館災害補償傷害保険」があるが、全国でも画期的なものと言える。

この保険制度については入湯税値上げ実施の一月から同時に発効するようにしたい意向である。

〔東海民報〕昭和四六年二月七日付

火災は観光地の重大な脅威である。昭和四〇年代に兵庫県有馬温泉などで大火災が発生し、神奈川県も防災設備充実のための融資を開始した。町では入湯税引き上げに伴う収益の還元事業として宿泊客への補償制度を導入した。宿泊客災害補償組合を組織し、爆発や館内での転倒事故などへの補償も配慮した内容である。

同組合は一九九六（平成八）年まで継続して活動したようである。

33 若葉会アンケート

① 旅組の一本化は必要

旅組の一本化は必要 町の観光政策に批判的興味ある百のアンケート

湯河原温泉の旅館若手経営の集いである若葉会（高橋実会長）では、このほど「旅館業界アンケート一〇〇」を町内の各旅館に配布したが、九十四旅館のうち九十軒が回答を寄せ、その集計が十日、十一日の両日にわたって実施された。

回答率が九五%を上まわる好成績だったのは、この種の企画が始めてだったことや、経営不振からくるものと思われる。

回答内容を見ると、なかなか興味のもたれるものが多い。

かなり意欲的な面もみられる一面、特に大きな期待がみられぬところも注目される。

「アンケート一〇〇」については、十三日付から連載するが、その主な一部の傾向をみるとつぎのようになる（集計途中のものであり、最終的には一部変更ことも考えられる）

① 宿泊人員は過去数年間増加の傾向にあるかの間に對しては減少したが最も多い。

② 土曜日はほとんどの月が満員になるかに對し、ならないが半分半分で「土曜旅館」の名すら、ぐらつく傾向がみられる。

③ 宿泊料金をみると、五千円込々から七千五百円込々が最も多く、五千円込々未満がこれについている。

④ 料理原価は宿泊料に対して何%かけているかに對

し、三一%以上というのがかなり多い。

⑤ 町内の業者の仕入価格については、高いという答が圧倒的に多く、更に⑥主に何処で仕入れるかについて、地元湯河原での答が一番多いのも興味深い。

⑦もし、寮の話が^{ママ}つたらどうするかというのに対して、一割近^{ママ}かくが、すると答えている。

⑧これは、問96にみられる「旅館の将来についての評価」で「成長産業ではない」の答が多いのに結びつき、更に問95の「子息が旅館をつぐといわれたら継ぎますか」に対し、継ぎたくない、どちらでもよいが多数を占めることに結びついてくる。

また観光協会に対する認識を見ると、五十年程度の予算を知らないものが半数以上であり、問51で「もっと宣伝すべきだ」が圧倒的に多いのにもかゝらず、問54の「会費について」現会費を適当と、値上げには消極的である。

また、町の補助金に対する問53や入湯税の還元問65や町の観光行政に対する姿勢問62をみると、多くの人は「町の観光行政は消極的だ」との答えが三問から出されている。

問91から94までの「夢の湯河原温泉」についてみると、城山までのロープウェー、駅から温泉場までのモノレールが強く要望されている。

また温泉場地区に駐車場の声も圧倒的に多い。

更に、最近最も関心の高まってきた「寮保養所」については「多すぎるので規制すべきだ」の声が一位を占めている、毎年三月に行われる「椿まつり」について、多くが現状に批判的で「関係ない」「新企画」の声が圧倒的な声となる。

一般町民や施政者からも強い批判がでている旅館団体の組織についても、問45で「二つあることはよくないことだ」というのが圧倒的な声となり、問46の「一

本化の必要」についても「これからの湯河原の将来の
為には是非必要だ」が圧倒的な回答となっている。

〔東海日報〕昭和五〇年一月二二日付

② 七千円込以下が六五％に

七千円込以下が65％に 旅館一〇〇のアン
ケート 直接申込みがほとんど

湯河原温泉、若葉会（高橋実会長）が実施した「旅
館業界アンケート一〇〇」について昨報のとおりであ
るが、各項目の票ならびにパーセントがまとまった。
全体的に悲観的な見方が強いが、自からアンケートに
応じた旅館の人たちや一般の人たちは、この結果をど
う受けとめるか興味深い。

アンケートを配布した旅館は九十四軒で、回答は八
十七軒で、九十三％の回収率と好成績だが、回答の中

には一項毎に筆を加えた熱心な人もいる反面、内容的
に首をかしげるむきもみられた。

ともかく悪期的な^(マ、マ)ところみであり、町政担当者らも
その結果を注目している。

結果つぎのとおり。

問一 貴館の宿泊人員は過去数年間、増加の傾向に
ありますか？

(1) 増加 一七票、一八・三％

(2) 減少 四一票、四七・一％

(3) 変々ない^(マ、マ) 二四票、二七・三％

▽その他 六票、七・一％

問二 貴館では土曜日はほとんどの月が満員になり
ますか？

(1) なる 四五票、五一・七％

(2) ならない 三六票、四一・三％

▽その他 六票、七％

問三 貴館では来客の予約についてどちらが多いですか？

(1) 直接申込み 〓 七三票、八三・九%

(2) 旅行者 〓 八票、九・一%

▽その他 〓 六票、七%

問四 貴館の宿泊料金は現在の物価高に見合せて適

当だと思いますか？

(1) 高い 〓 〇票、〇%

(2) 普通 〓 三八票、四三・七%

(3) 安い 〓 四四票、五〇・五%

▽その他 〓 五票、五・八%

問五 貴館では次のどの宿泊料金（二泊二食付）が

多いですか？

(1) 五千円込々 〓 二〇票、二二・九%

(2) 五千円込々 〓 七千五百円込々 〓 三六票、四一・

四%

(3) 七千五百円込々 〓 一万円込々 〓 二二票、二五・三%

(4) 一万円込々以上 〓 四票、四・五%

▽その他 〓 五票、五・九%

問六 貴館では団体客ならば四千円込々でも受け

れますか？

(1) 受ける 〓 三〇票、三四・五%

(2) 受けない 〓 二七票、三一%

(3) 平日なら受ける 〓 二四票、二七・五%

▽その他 〓 六票、七%

問七 湯河原温泉だけの最低宿泊料金を申し合せる

必要があると思いますか？

(1) 必要 〓 二五票、二八・七%

(2) 不必要 〓 五七票、六五・五%

▽その他 〓 五票、五・八%

問八 貴館では込々料金の時、原則として、入湯料

入湯税を含みますか？

(1) 入湯料、入湯税共に含む 〓 五三票、六〇・九%

(2) 入湯料のみ含む 〓 九票、一〇・三%

(3) 入湯税のみ含む 〓 一票、一・一%

(4) 入湯料、入湯税共に別 〓 一八票、二〇・六%

▽その他 〓 六票、七・一%

問九 〓 貴館では小物料を取っておりますか？

(1) 取っている 〓 六票、六・八%

(2) 取っていない 〓 六七票、七七・〇%

(3) 取る場合もあれば、取らない場合もある 〓 八票、

九・一%

▽その他 〓 六票、七・一%

問十 〓 貴館では、今後は小物料を取りたいと思いま

すか？

(1) 組合で決まれば取りたい 〓 三三票、^(ママ) 三六・八%

(2) どちらでもよい 〓 一九票、二一・八%

(3) 組合で決めても取りたくない 〓 二七票、三一%

▽その他 〓 九票、一〇・四%

料理原価が多い 名所を知らぬが41%も

問十一 〓 貴館では朝食をどのように出しています

か？

(1) 食堂に出している 〓 〇

(2) 客室又は宴会場に出している 〓 八二票、九四・

二%

▽その他 〓 五票、五・八%

問十二 〓 貴館では料理原価は宿泊料に対して何%か

けていますか？

(1) 25%以下 〓 八票、九・一%

(2) 26%以上、30%未満 〓 四三票、四九・四%

(3) 三^(ママ)一%以上 〓 三〇票、三四・五%

▽その他 〓 六票、七%

問十三 〓 町内の業者よりの仕入価格についてどうお

考えですか？

(1) 高いと思う 〓 五四票、六二・〇%

(2) 安いと思う 〓 二票、二・二%

(3) 普通 〓 二四票、二七・五%

▽その他 〓 七票、八・三%

問十四 〓 貴館では協同組合の冷凍庫を利用していま

すか？

(1) 利用している 〓 一四票、一六・〇%

(2) 利用していない 〓 五七票、六五・五%

(3) たまに利用する 〓 一〇票、一一・四%

▽その他 〓 六票、七・一%

問十五 〓 貴館では下記の料理材料を主に何処で仕入

れておりますか？

A 〓 町内で仕入れている

(1) 魚貝類 〓 六十七
(2) 野菜類 〓 七六

(3) 精肉類 〓 七九

(4) 酒類 〓 六四

(5) 調味料 〓 六二

B 〓 町以外から仕入れている

(1) 魚貝類 〓 二五
(2) 野菜類 〓 八

(3) 精肉類 〓 七
(4) 酒類 〓 二二

(5) 調味料 〓 二一

問十六 〓 貴館では宿泊客がゴルフ場を予約する時、

すぐとれますか？

(1) すぐとれる 〓 一九票、二一・八%

(2) なかなかとれない 〓 四六票、五二・八%

▽その他 〓 二二票、二五・四%

又、どの方面のゴルフ場が多いですか？

(1) 湯河原 〓 四三票、四九・四%

(2) 箱根方面 〓 二一票、二四・一%

(3) その他 〓 七票、八%

▽その他 〓 一六票、一八・五%

問十七 〓 貴館の従業員は湯河原の名所旧蹟を知って

いますか？

(1) 知っていて、客に話すことができる 〓 四二票、四八・三%

(2) あまり知らない 〓 四一票、四七・一%

▽その他 〓 四票、四・六% (以下つづく)

〔東海日報〕昭和五〇年一月二三日付

③ 保養所に売りますか

保養所に売りますか 従業員福祉対策は

アンケートを見る②

問十八 〓 貴館において今後の経営方針はどのような考えを持っていますか？

(1) 設備を良くし積極的に進める 〓 四五票、五一・七%

(2) このまゝで行く 〓 三一票、三五・六%

(3) 良い買い手がつけば売りたい 〓 七票、八%

▽その他 〓 四票、四・七%

問十九 〓 もし、寮保養所にする話があったら貴館ではどうされますか？

(1) すぐに寮保養所にする 〓 八票、九・一%

(2) 絶対にしない 〓 四二票、四八・三%

(3) わからない 〓 二七票、三一・〇%

▽その他 〓 一〇票、一一・六%

問二十 〓 貴館では、接客サービスは原則として、何時までですか？

(1) 夜十時 〓 三八軒、四三・七%

(2) 夜十時半 〓 一九票、二一・八%

(3) 夜十一時 〓 二六票 〓 二九・九% (マ)

▽その他 〓 四票、四・六%

問二十一 〓 貴館の座敷係は着物ですか？洋服ですか？ (夏期は除く)

(1) 朝、夕共に着物 〓 三四票、三九・一%

(2) 朝は洋服、夕は着物 〓 三四票、三九・一%

(3) 朝、夕共に洋服 〓 一三票、一四・九%

▽その他 〓 六票、六・九%

問二十二 〓 貴館では現在従業員が足りていますか？

(1) 足りている 〓 二九票、三三・三%

(2) 不足している 〓 四九票、五六・三%

▽その他 〓 九票、一〇・四%

問二十三 〓 従業員の不足している職場は貴館では、

どの部門ですか？

(1) 座敷係 〓 四九票、五六・三%

(2) 調理場関係 〓 一三票、一四・九%

(3) フロント、営業係 〓 九票、一〇・三%

(4) その他 〓 四票、四・五%

▽その他 〓 一二票、一四・〇%

問二十四 〓 貴館での従業員の休日について

(1) 一カ月に四日 〓 四五票、五一・七%

(2) 一カ月に五日 〓 二五票、二八・七%

(3) 一カ月に六日 〓 六票、六・八%

▽その他 〓 一一票、一二・八%

問二十五 〓 貴館では有給休暇を出していますか？

(1) 出している 〓 三九票、四四・八%

(2) 出していない 〓 三三票、三七・九%

▽その他 〓 一五票、一七・三%

問二十六 〓 貴館では従業員の寮の設備があります

か？

(1) ある 〓 三三票、三七・九%

(2) ない 〓 四一票、四七・一%

▽その他 〓 一三票、一五・〇%

問二十七 〓 貴館では従業員の寮を作りたいとお考え

ですか？

(1) つくりたい 〓 三六票、四一・四%

(2) 作りたくない 〓 二八票、三二・二%

▽その他 〓 二三票、二六・四%

問二十八 〓 貴館では、従業員の慰安旅行を行っていますか？

(1) 行っている 〓 五六票、六四・三%

(2) 行っていない 〓 一九票、二一・八%

▽その他 〓 一二票、一三・九%

問二十九 〓 貴館では従業員のボーナスは、どうされていますか？

(1) 出していない 〓 九票、一〇・三%

(2) 年一回出している 〓 五票、五・七%

(3) 年二回出している 〓 六〇票 〓 六八・九%
(ママ)

▽その他 〓 一三票、一五・一%

問三十 〓 貴館において従業員の在職一年以上勤務者の退職金はどの様になっていますか？

(1) 組合の規定で出す 〓 三二票、三六・八%

(2) 独自の方法で出す 〓 四〇票、四六・〇%

(3) 現在出していない 〓 二票、二・二%

▽その他 〓 一三票、一五・〇%

問三十一 〓 従業員保険について、貴館では社会保険に加入していますか？

(1) 加入している 〓 二五票、二八・七%

(2) 加入していない 〓 四八票、五五・一%

▽その他 〓 一四票、一六・二% (つづく)

(「東海日報」昭和五〇年一月一四日付)

④ 芸妓やマッサージ料金など

芸妓やマ料金など 二時間制は賛否相半ば

駐車場を増して

問三十二 〓 貴館の特色としての商品は？

(1) 環境 〓 三一 (ママ)

(2) 施設 〓 一二 (ママ)

(3) 料理 〓 五四 (ママ)

(4) サービス 〓 三四 (ママ)

(5) その他 〓 七 (ママ)

問三十三 〓 貴館では駐車場がありますか？

(1) ある 〓 六八票、七八・一%

(2) ない 〓 一四票、一六%

▽その他 〓 五、五・九%

問三十四 〓 貴館では駐車場に困っていますか？

(1) 困っている 〓 二四票、二七・五%

(2) 困っていない 〓 五二票、五九・七%

▽その他 〓 一一票、一二・八%

問三十五 〓 貴館の駐車場にて駐車料金を取っていますか？

(1) 取っている 〓 六票、六・八%

(2) 取っていない 〓 六八票、七八・一%

▽その他 〓 一三票、一五・一%

問三十六 〓 水質汚濁防止法の施行により終末処理装置の設置が義務づけられましたが、貴館ではどう考えておられますか？

(1) 自己設置する予定である 〓 七票、八・〇%

(2) 自己設置する予定がないので町の終末処理場まで持っ

〓 六三票、七二・四%

〓 〇票、〇%

▽その他 〓 一七票、一九・六%

問三十七 〓 貴館では冷暖房費を取っていますか？

(1) 取っている 〓 四票、四・五%

(2) 取っていない 〓 六九票、七九・三%

(3) 暖房費のみ取っている 〓 九票、一〇・三%

(4) 冷房費のみ取っている 〓 〇票、〇%

▽その他 〓 五票、五・九%

問三十八 〓 平日の芸妓の予約について

(1) 希望通りとれる 〓 三一票、三五・六%

(2)とれない場合もある 〓 三九票、四四・八%

(3)全くとれない 〓 四票、四・五%

▽その他 〓 一三票、一五・一%

問三十九 〓 土・日曜日・祝日の芸妓の予約について

(1)希望通りとれる 〓 二票、二・二%

(2)とれない場合もある 〓 六三票、七二・四%

(3)全くとれない 〓 二〇票、二二・四%

▽その他 〓 二票、二・五%

問四十 〓 芸妓の予約についてどう考えますか？

(1)現在のままで良い 〓 三六票、四一・四%

(2)全て見番經由にすべきである 〓 三四票、三九・

一%

▽その他 〓 一七票、一九・五%

問四十一 〓 芸妓の花代について

(1)高すぎる 〓 二三票、二六・四%

(2)普通 〓 五〇票、五七・四%

(3)安い 〓 一票、一・一%

▽その他 〓 一三票、一五・一%

問四十二 〓 芸妓の時間(一座敷)について

(1)今まで通り二時間でよい 〓 三八票、四三・七%

(2)一時間三十分に改正すべきである 〓 三四票、三

九・一%

▽その他 〓 一五票、一七・二%

問四十三 〓 マッサージの手配について

(1)希望通り取れている 〓 二二票、二五・三%

(2)希望通り取れない 〓 一七票、一九・五%

(3)希望通り取れない場合もある 〓 四四票、五〇・

五%

▽その他 〓 四票、四・七%

問四十四 〓 マッサージの治療時間について

(1)長すぎる 〓 二票、二・二%

(2)普通 〓 六〇票、六八・九%

(3) 短かすぎる 〓 二〇票、二二・九%

▽その他 〓 五票、六%

組合の一本化を 合同旅行は好かった

問四十五 〓 現在旅館組合と^(マ)旅館協同組合の二つあり

ますが、貴方は？

(1) 良いことである 〓 五票、五・七%

(2) 良くないことである 〓 五二票、五九・七%

(3) どちらとも言えない 〓 二七票、三一・〇%

▽その他 〓 三票、三・六%

問四十六 〓 旅館組合と協同組合について一本化する

必要があるとお考えですか？

(1) これからの湯河原の将来の為に是非必要と考える 〓 六三票、七二・四%

(2) さしあたって必要とは考えない 〓 一一票、一一・六%

(3) どちらでも良い 〓 五票、五・七%

(4) 絶対必要ではない 〓 〇票、〇%

▽その他 〓 八票、九・三%

問四十七 〓 現在属していられる組合はあなたの店の

良きアドバイザー(助言者)として役立っていると思

いますか？

(1) 役立っている 〓 三三票、三七・九%

(2) 普通 〓 四三票、四九・四%

(3) 役立っていない 〓 六票、六・八%

▽その他 〓 五票、五・九%

問四十八 〓 旅館組合と協同組合との今回(九月)の

親睦旅行については貴方はどの様にお考えになります

か？

(1) 良いことだから今後も続けるべきだ 〓 六一票、七

〇・一%

(2) やっても無駄だと思う 〓 三票、三・四%

(3) 別々にやるべきだ 〓 四票、四・五%

▽その他＝一九票、二二・〇％（つづく）

〔東海日報〕昭和五〇年二月一六日付

⑤ 観光協会への評価

観光協会への評価 椿まつりに改善要望

若葉会のアンケート

問四九＝観光協会の五十気度^(ママ)予算はどの位と思えますか？

(1) 三千万円以下＝三二票、三六・八％

(2) 五千万円位＝三三票、三六・八％

(3) 一億円位＝二票、二・二％

▽不明＝二一票、二四・二％

問五〇＝現在の観光協会は意欲的に活動していると思えますか？

思えますか？

(1) 活動していると思う＝一八票、二〇・六％

(2) 普通だと思う＝四四票、五〇・五％

(3) 活動していないと思う＝一五票、一七・二％

▽不明＝一〇票、一一・七％

問五一＝あなたは現在の観光協会がしている宣伝をどう思いますか？

(1) もっと宣伝すべきだ＝六二票、七一・二％

(2) この程度で良い＝一〇票、一一・四％

(3) 無駄だと思う＝五票、五・七％

▽不明＝一〇票、一一・七％

問五二＝観光協会の行っているキャラバン宣伝をどう思いますか？

(1) 今後共積極的に実施すべきである＝四二票、四八・三％

(2) 宣伝効果があがないので無意味である＝一八票、二〇・六％

二〇・六％

(3) 実施してもしなくてもどちらでもよい＝一五票、

一七・二%

▽不明 〓 一二票、一三・九%

問五三 〓 現在観光協会は町より二千万円の補助金を受けていますが、どう思いますか？

(1) 少ないと思う 〓 六六票、七五・八%

(2) 適当だと思う 〓 一一票、一二・六%

(3) 多いと思う 〓 一票、一・一%

▽不明 〓 九票、一〇・五%

問五四 〓 観光協会費について

(1) 諸活動を活発にするためには値上げが必要だと思
う 〓 三九票、四四・八%

(2) 現会費を適当と考える 〓 三六票、四一・四%

▽不明 〓 一二票、一三・八%

問五五 〓 あなたは現在の観光協会の組織をどう思
いますか？

(1) もっと大きく充実すべきだ 〓 五七票、六五・五%

(2) このままで良いと思う 〓 一八票、二〇・六%

▽不明 〓 一二票、一三・九%

問五六 〓 貴館ではいままでの椿まつりをどう思いま
すか？

(1) 現状のま、毎年続けるべきだ 〓 二三票、一四・

九%

(2) 毎年続けてもよいが企画方法を考えるべきだ 〓 五

九票、六七・八%

(3) やる必要がない 〓 五票、五・七%

▽不明 〓 一〇票、一一・六%

問五七 〓 椿まつりを毎年行っていますが貴館では椿
まつり期間中の宿泊人員は年々増加していますか？

(1) 増加している 〓 八票、九・一%

(2) 例年変わらない 〓 三四票、三九・一%

(3) 関係ない 〓 四〇票、四六・〇%

▽不明 〓 五票、五・八%

問五八〇 椿まつりの催し物についてどのようにお考えですか？

- (1) 今までのような企画で良いと思う 〓 七票、八%
- (2) 新しい企画を考えるべきだ 〓 五四票、六二・〇%
- (3) 効果がないのでショー等の催し物は不要だと思
う 〓 一八票、二〇・六%

▽不明 〓 八票、九・四%

問五九〇 椿まつりのショー会場はどこが適当だと思いますか？

- (1) 観光会館だけで行うのが良い 〓 四〇票、四六・七%
- (2) 湯河原中学校だけで行うのがよい 〓 五票、五・七%
- (3) 昼間は中学校体育館で行い、夜は観光会館で行うのが良い 〓 二三票、二六・四%
- (4) その他 〓 七票、八%

▽不明 〓 一二票、一三・九%

問六〇〇 椿まつりの夜まつりの会場についてどこが適当だと思いますか？

- (1) ホテル観山前の通り 〓 一七票、一九・五%
- (2) 観光会館の周辺 〓 五二票、五九・七%
- (3) 見付町通り（落合橋〜清光園入口） 〓 一〇票、一・四%
- (4) その他 〓 二票、二・一%

▽不明 〓 六票、七・二%（つづく）

〔東海日報〕昭和五〇年一月一九日付

⑥ 町の行政に批判強い

町の行政に批判強い 協会の強化充実望む
百のアンケートをみる

問六一〇 貴館は温泉場（熊野神社）だけのお祭りを
どう思いますか？

- (1) 毎年続ける方がよい 〓三五票、四〇・二%
(2) どちらでもよい 〓一九票、二一・八%
(3) 関係ない 〓二三票、二六・四%

▽不明 〓一〇票、一一・六%

問六二 〓町の観光行政に対する姿勢についてどう思

いますか？

- (1) 積極的にやってくれている 〓八票、九・一%
(2) まあまあやってくれている 〓二七票、三一・〇%
(3) 非常に消極的だ 〓四二票、四八・三%

▽不明 〓一〇票、一一・六%

問六三 〓湯河原町と真鶴町の観光行政についてどう

思いますか？

- (1) 協力体制を強化すべきだ 〓六六票、七五・八%
(2) どちらでもよい 〓一一票、一二・六%

▽不明 〓一〇票、一一・六%

問六四 〓現在湯河原町における寮の軒数は一〇〇な

いし一三〇軒ともいわれていますが、その数について

- (1) 多過ぎるので規制すべきだ 〓六三票、七二・四%
(2) 適当と思う 〓一〇票、一一・四%
(3) 少ない 〓〇票、〇%

▽不明 〓一四票、一六・二%

問六五 〓我々業界に町は入湯税の還元をしていると

思いますか？

- (1) していると思う 〓三八票、四三・七%
(2) していないと思う 〓三四票、三九・一%

▽不明 〓一五票、一七・二%

問六六 〓湯河原町に新しい自然公園を作った方が良

いと思いますか？

- (1) 作った方がよい 〓七〇票、八〇・四%
(2) 作る必要がない 〓三票、三・四%
(3) どちらでもよい 〓七票、八・〇%
(マ)

▽不明 〓七票、八・二%

問六七〥湯河原町に総合スポーツセンターを建設する必要があると思いますか？

(1) 必要だと思う〥四七票、五四・〇%

(2) 必要ない〥一七票、一九・五%

(3) どちらでもよい〥一六票、一八・三%

▽不明〥七票、八・二%^(ヤ)

▽六八〥湯河原町に総合レジャーセンターのような

施設を創る必要があると思いますか？

(1) 必要だと思う〥五四票、六二・〇%

(2) 必要ない〥一一票、一二・六%

(3) どちらでもよい〥一二票、一三・七%

▽不明〥一〇票、一一・七%

問六九〥ヨットハーバーの建設は必要だと思います

か？

(1) 建設すべきである〥三六票、四一・四%

(2) 建設すべきでない〥一三票、一四・九%

(3) どちらでもよい〥一二票、三六・八%^(三)

▽不明〥六票、六・九%

問七〇〥湯河原温泉にトルコ風呂が必要だと思いますか？

すか？

(1) 絶対に必要である〥二九票、三三・三%

(2) 絶対いらない〥二一票、二四・一%

(3) どちらでもよい〥三〇票、三四・五%

▽不明〥七票、八・一% (つづく)

寸評

若葉会が行ったアンケートの結果が出たが、なかなか興味深いものがいくつかみられている。^(ヤ)

この中で一番感じたのは協会の予算を知っているのは三分の一で、協会の活動宣伝の強化を求めながら、それに伴う会費のアップには拒絶反応を示している。

また、従業員の厚生福利待遇面をみると、半数がま

だまだ充分なものとなっていない。

町の観光行政が消極的だとする考えと、これを裏付けるように入湯税の還元も少ないとしており、町の行政に批判を強めている。

まだ掲載途中であり、全体的にはわからないが、入湯税の客数減をうらづけるように、土曜日でも満員にならなくなり、寮に売りたいという答えにつながってきている。一〇〇問全体をみてから批評したいが、この種のもの^(ママ)が始めてのところに意義を見出し、そしてこのアンケートを無駄にお知らせぬよう関係各位に整^(ママ)みたい。(Y)

〔東海日報〕昭和五〇年二月二〇日付)

⑦ 町営駐車場の建設を

町営駐車場の建設を 野猿公園のあり方は

万葉公園の整備望む

問七一 従業員確保のための夜間までの保育所を必要としていますか？

- (1) 必要 〓 五三票、六〇・九%
- (2) 不必要 〓 二一票、二四・一%

▽不明 〓 一三票、一五%

問七二 温泉場道路の拡張問題についてどう思いますか？

- (1) 早急に拡張すべきである 〓 五八票、六七・六%
- (2) 現状のままでもよい 〓 二〇票、二二・九%
- (3) 関心がない 〓 三票、三・四%

▽不明 〓 六票、七・一%

問七三 農道と一般道路の比較について

- (1) 農道の方がよく整備されていると思う 〓 六〇票、六八・九%

(2) 一般道路の方がよく整備されていると思う 〓 六票、

六・八%

(3) 両方とも同じように整備されていると思う〓八票、

九・一%

▽不明〓一三票、一五・三%

問七四〓町営駐車場の料金について

一時間普通車百円、一日〓九百円

(1) 高すぎる〓一九票、二一・八%

(2) 普通〓五〇票、五七・四%

(3) 安い〓七票、八・〇%

▽不明〓一一票、一二・八%

問七五〓温泉場・宮上地区に町営駐車場をつくるべ

きだと思いませんか？

(1) 作るべきだ〓七三票、八三・九%

(2) 必要ない〓一票、一・一%

(3) どちらでもよい〓五票、五・七%

▽不明〓八票、九・三%

問七六〓温泉場・宮上地区に町営駐車場を作るとし

たら、何個所位必要だと思いませんか？

(1) 三個所以上必要〓四一票、四七・一%

(2) 二個所以上必要〓三〇票、三四・五%

(3) 一個所は必要〓五票、五・七%

▽不明〓一一票、一二・七%

問七七〓万葉公園内の整備状態についてどう思いま

すか？

(1) もっと十分に整備すべきである〓六二票、七一・

二%

(2) 現状のままの方が良い〓一五票、一七・二%

▽不明〓一〇票、一一・六%

問七八〓湯河原周辺の観光案内板を増設すべきだと

思いませんか？

(1) 増設すべきである〓七二票、八二・七%

(2) 現状のままでもよい〓七票、八・〇%

▽不明 〓 八票、九・三%

問七九 〓 温泉場・宮上地区の街灯の統一化について

(1) 統一すべきである 〓 五七票、六五・五%

(2) 統一する必要はない 〓 四票、四・五%

(3) どちらでもよい 〓 一七票、一九・五%

▽不明 〓 九票、一〇・五%

問八〇 〓 万葉公園内のプール利用料金についてどう

思いますか？

(五十年八月現在、大人百五十円、小人八十円)

(1) 現行のままでもよい 〓 六一票、七〇・一%

(2) 高い 〓 七票、八%

(3) 安い 〓 一二票、一三・七%

▽不明 〓 七票、八・二%

問八一 〓 貴館に夏期、お泊りのお客様は万葉公園に

プールがあることを知っていますか？

(1) 知っている 〓 四七票、五四・〇%

(2) 知っていない 〓 三四票、三九・一%

▽不明 〓 六票、六・九%

問八二 〓 現在のみかん狩り業者と旅館業者のつながりについて？

(1) もっと協調性を持ちたい 〓 四二票、四八・三%

(2) 現状のまま 〓 一三票、一四・九%

(3) どちらでもよい 〓 二〇票、二二・九%

▽不明 〓 一二票、一三・九%

問八三 〓 天照山、野猿公園について？

(1) もっと設備を充実させたい 〓 五一票、五八・六%

(2) 自然のまゝがよい 〓 二九票、三三・三%

(3) その他 〓 〇、〇%

▽不明 〓 七票、八・一%

問八四 〓 天照山、野猿公園について？

(1) 野猿を一ヶ所に集め、金網で囲う 〓 一三票、一

四・九%

四・九%

(2) 射殺してなるべく少なくする 〓 一票、一・一%

(3) 管理人を置き餌付をする 〓 六三三、七二・四%
(ママ)

▽不明 〓 一〇票、一一・六% (つづく)

〔東海日報〕昭和五〇年一月二二日付

⑧ 城山へケーブルを

城山へケーブルを 夢の湯河原温泉に四日間

外国との姉妹は消極的
(ママ)

問八五 〓 ゴミの回収について？

(1) もっと回収を増やす 〓 五五票、六三・二%

(2) 現状のままでもよい 〓 二七票、三一・〇%

▽不明 〓 五票、五・八%

問八六 〓 町役場の職員の態度について？

(1) 親切 〓 九票、一〇・五%

(3) 不親切 〓 一一票、一二・六%
(ママ)

▽不明 〓 八票、九・三%

問八七 〓 現在の観光会館の規模について

(1) 収容人員が少ないので大きいのを作るべきだ 〓 四一

票、四七・一%

(2) 現状のままでもよい 〓 二六票、二九・九%

(3) どさらでもよい 〓 七票、八・〇%
(ママ)

▽不明 〓 一三票、一五%

問八八 〓 会館の使用料金の改正について

(1) 各組合と相談すべきである 〓 四八票、五五・一%

(2) 町当局に任せておけばよい 〓 一五票、一七・二%

(3) どちらでもよい 〓 七票、八・〇%

▽不明 〓 一七票、一九・七%

問八九 〓 会館の使用料金について？

(1) 高い 〓 二八票、三二・二%

(2) 適当 〓 四三票、四九、四%
(ママ)

(3) 安い 〓 一票、一・一%

▽不明 一五票、一七・三%

問九〇 湯河原温泉として他国の観光都市と姉妹都

市を結ぶ件について

(1) 結ぶべきである 一四票、一六・〇%

(2) 結ぶべきでない 一一票、一二・六%

(3) どちらでもよい 五二票、五九・七%

▽不明 一〇票、一一・七%

結ぶとしたらどこの国の都市が良いですか？

(1) アメリカ 九票 (2) ヨーロッパ 一三票

(3) 東南アジア 九票 (4) その他 一票

問九一 夢の湯河原温泉

温泉場と城山をケーブルで結ぶ？

(1) 建設すべきである 五一票、五八・六%

(2) しない 一四票、一六・〇%

(3) どちらでもよい 一二票、一三・七%

▽不明 一〇票、一一・七%

問九二 夢の湯河原温泉

駅と温泉場をモノレールで結ぶ

(1) 建設すべきである 二三票、三七・九%

(2) しない 二〇票、二二・九%

(3) どさらでもよい 二〇票、二二・九%

▽不明 一四票、一六・三%

問九三 夢の湯河原温泉

駅と温泉場を馬車でいかがですか？

(1) 走らせた方がよい 二二票、二五・三%

(2) 必要ない 三一票、三五・六%

(3) どちらでもよい 一八票、二〇・六%

▽不明 一六票、一八・五%

問九四 夢の湯河原温泉

芸妓は人力車でいかがですか？

(1) 良い 二一票、二四・一%

(2) 悪い 二〇票、二二・九%

(3) どちらでもよい 〓 三二票、三六・八%

▽不明 〓 一四票、一六・二% (つづく)

〔東海日報〕昭和五〇年一月二三日付

⑨ 後継どちらでも良い

後継どちらでも良い 自然の温泉場を守る

成長産業ではない—と

問九五 〓 貴方は御息が旅館を継ぐと言われたら、

旅館業を継がせますか？

(1) 継がせたい 〓 三四票、三九・一%

(2) 継がせたくない 〓 八票、九・一%

(3) どちらでも良いと思つてゐる 〓 三五票、四〇・

二%

▽不明 〓 一〇票、一一・六%

問九六 〓 旅館業の将来性について、貴方はどう評価

していますか？

(1) 成長将である 〓 一二票、一三・七%

(2) 成長産業ではない 〓 四一票、四七・一%

(3) わからない 〓 二五票、二八・七%

▽不明 〓 九票、一〇・五%

問九七 〓 我々の業界は、将来、大資本によるホテル旅館又は寮、保養所にとって代わられる時代が来ると

思いますか？

(1) 来ると思う 〓 二九票、三三・三%

(2) 来ないと思う 〓 三二票、三六・八%

(3) わからない 〓 一六票、一八・三%

▽不明 〓 一〇票、一一・六%

問九八 〓 これからの湯河原温泉は、時代の流れに

沿つて必然的に変ぼうしていくでしょうが、どのような方向がもつともぞましいと貴方はお考えですか？

(1) 観光的要素の濃い温泉観光地 〓 一三票、一四・

九%

(2) 自然的要素を生かした健全な保養地 〓 二三票、二六・四%

(3) 総合（レジャー・スポーツ）センターを吸引力とする観光地 〓 九票、一〇・三%

(4) 歴史的要素のつよい静かな温泉地 〓 一二票、一三・七%

(5) 素朴な情緒のある温泉場 〓 三四票、三九・一%

(6) その他 〓 〇票、〇%

問九九 〓 これからの湯河原温泉にとって最も必要と思われるものを三つ選び〇印をつけて下さい

(1) 公園及び遊園地 〓 三二票、三六・八%

(2) 総合スポーツセンター 〓 七票、八・〇%

(3) 総合レジャーセンター 〓 二五票、二八・七%

(4) ヨットハーバー 〓 六票、六・八%

(5) 町営駐車場 〓 四二票、四八・三%

(6) もっと大きな観光会館 〓 一三票、一四・九%

(7) 温泉街の道路の拡張及び整備 〓 四七票、五四%

(8) 夜間の保育所 〓 三票、三・四%

(9) 下水道及び河川の整備 〓 四五票、五一・七%

(10) 共同の従業員マンシヨンの建設 〓 五票、五・七%

問一〇〇 〓 我々の業界の将来の為、参考資料とすべく今回行いましたアンケート如何でしたでしょうか？

(1) 大変良い事だと思う 〓 七〇票、八〇・四%

(2) 無意味である 〓 五票、五・七%

▽不明 〓 一二票、一三・九%（おわり）

〔東海日報〕昭和五〇年二月三日

「若葉会」は旅館経営者の若手世代で組織され、昭和四〇年代には活動を本格化しているようである。本アンケートの質問項目は多岐に及び、経営実態から後継者問題まで、抱える課題を町内の百に及ぶ旅館を対象に実施したものである。このような大がかりな意見集

約は初めてのことであり、報告された実態は町当局や議会にも大きな反響を呼んだ。なお、若葉会はこのほかにも意欲的な提言や観光面での活動を続けた。

第三節 町の観光と開発事業

(一) 観光事業の推移

34 駅前サービスセンター新築工事に関する理由書

三〇湯観發第三八号

昭和三十年十月十七日

湯河原町長 八亀武雄

神奈川縣知事 内山岩太郎 殿

観光施設助成金交付申請書

昭和三十年度において当湯河原駅前湯河原温泉サービスセンターを建設いたしたので観光施設助成要綱により助成金を交付願いたく別紙関係書類を添え申請致します。

観光施設施行理由書

湯河原町は本年四月一日隣接吉濱町、福浦村と合併し従来よりの温泉観光地に加え広汎な海岸地区と史蹟に富んだ丘陵地区と相俟つて観光地の基礎的條件である自然美に優れた特徴を有する大観光地として發足いたしました。

又当町への遊覧客は年々増加し現在駅前にある観光案内所は老朽し、この施設では充分な観光案内も出来ない状態であり駅前縣道拡張工事と共にサービスセンターの新築をし当地方の物産の宣伝、販賣所、観光案内所、ロッカー、休憩所、軽食堂、等を併設し町観光課、観光協会の事務の一部をも当所内で執る計画もあり、観光施設の充実に伴い縣立公園の眞価をより一層高める計画をもつものであり格別の御詮議により当事業に対し御補助賜るよう申請致す次第です。

収支予算書

一、収入の部

科 目	予 算 額	備 考
縣補助金	三、五〇〇、〇〇〇円	補助ある見込
町負担金	一、七〇〇、〇〇〇	
寄附金	二、三〇〇、〇〇〇	温泉旅館組合より寄附
計	七、五〇〇、〇〇〇	

一、支出の部

科 目	予 算 額	備 考
事業費	七、〇〇〇、〇〇〇円	鉄筋モルタル 地下一 地上二階 一〇一坪七
調度品費	五〇〇、〇〇〇	
計	七、五〇〇、〇〇〇	

寄附採納願

一金式百參拾萬圓也

但し駅前サービスセンター新築工事費の一部として
右寄附致したいので御採納下さい

第三節 町の観光と開発事業

1、

計	A型 (小)	B型 (新) (中)	B型 (中)	D型 (大)	バンガロー	種類	棟数		使用料	公社		現地	
							一棟 収容人員	棟数		棟数	収容人員	棟数	収容人員
二八〇	五〇	二〇	一六〇	五〇	六〇〇円	四棟	一棟	二二〇円	四棟	一棟	六〇	一〇	二〇
二二〇	一〇	一〇	六〇	四〇	四〇〇円	四棟	一棟	二二〇円	四棟	一棟	六〇	一〇	二〇
一一五	一〇	五	六〇	四〇	四〇〇円	四棟	一棟	二二〇円	四棟	一棟	六〇	一〇	二〇
六〇	一	一	四	一	一〇〇円	一棟	一棟	一〇〇円	一棟	一棟	一	一	一
三五	一	五	二〇	一〇	一〇〇円	一棟	一棟	一〇〇円	一棟	一棟	一	一	一

一、池峯高原バンガロー開設について報告

三二、六、二二、午后一時 吉浜岾張所

観光常任委員会案件

35 池峯高原バンガロー開設について

湯河原町長 八亀武雄 殿

湯河原温泉旅館組合長 喜多 博 印

昭和三十年九月 日

(昭和三〇年一〇月 駅前サービスセンター建設関

係綴「湯河原町役場蔵」)

2、キャンプ券の取扱について

東京都区内の申込受付は東京駅降車口団体待合所内にキャンプサービスセンターを設け此処で一括取扱う。

都区外は従来通り都区外の公社案内所にて受付ける。

3、その他

バンガロー事務所は山の家置き売店を設け売店は直営にて実施する。

(後略)

〔昭和三十一年四月から八月まで 委員会書類〕 湯河

原町役場蔵)

町村合併後は意欲的施策が次々と打ち出され、観光開発面でも様々な計画が続いた。山懐にある池峯の開発は一九四九(昭和二四)年に開始、宿泊棟を設けて一夏四千人に迫る人気があった。しかし水の便と娯楽

施設に乏しく、数年で利用者が激減し、一九五九年には閉鎖された。

36 御嶽教本庁の建設を誘致する決議ほか

① 御嶽教本庁の建設を誘致する決議

御嶽教本庁の建設を誘致する決議

湯河原町の奥地は、閑寂の地として知られ、この奥地には天照山と称される神社等が所在し、清流藤木川の上流は、野猿の出没もあつてまことに俗界を離れた感がある。

尚奥湯河原を経て池峰(マヤ)に至つては広大な森林を有し、さながら深山を思わせ一入興趣を与える。この度この地に御嶽教本庁の誘致を図り、もつて本町の観光的発展を期するため、ここに湯河原町議会はこれが誘致を促進するものとする。

右決議する。

昭和三十四年三月二十五日

湯河原町議 会

御嶽教は近世以来の木曾御嶽信仰が明治期に独立した教派神道である。この本庁の新築移転に際し数か所から誘致活動があり、本町も積極的に乗り出した〔第一卷〕三四三。現在、同教本庁所在地は奈良県である。

② 観光道路の開設を促進する決議

観光道路の開設を促進する決議

本町を縦断する道路は現在箱根芦の湖に通ずる県道である。湯河原町はうしろに景勝地箱根芦の湖を有し、西に高原十国峠を近くにいただき最も観光客の流入に恵まれた位置に所在する。

現在奥湯河原を経て芦の湖に通ずる観光道路としての

大観山富士見コースは、国立自然公園箱根との交流を効率化するものであつて、この路線の観光的^(ママ)均度は極めて高い。

本町の西に位する十国峠は最近伊豆箱根鉄道株式会社で、ケーブルを施設し、この高原に遊ぶ観光客はまことに多く年と共にその数を増している。

かつて伊豆箱根鉄道は、奥湯河原よりこの地に通ずる道路の開設を計画しこの路線は一部開設されている。最近における観光客の動態からしてこの道路の開設は^(ママ)極めて湯河原に資するところが大きいものと思われるので、湯河原町議会はこの道路を奥湯河原を起点として十国峠山頂を経て^(ママ)占用道路に接続することを強く要望しこれが早期実現を期しこの促進を図るものである。右決議する。

昭和三十四年三月二十五日

湯河原町議 会

③ ケーブルカー建設を促進する決議

ケーブルカー建設を促進する決議

本町は天下の箱根の南玄関に当る。現在湯河原より箱根芦の湖に通ずる観光道路として大観山富士見コースがあるが、この道路は観光的な利用度が高く利用者は年々増加の一途を辿っている。

湯河原温泉の位置は芦の湖より最短距離をもつて国鉄東海道線に接し、しかもこのコースは景勝富士を眺め、且つ相模灘を眼下に臨み最も風光に恵まれている。この観光性を配慮しかねて箱根登山鉄道が奥湯河原より芦の湖に通ずるケーブルカーの建設をもくろみ既に許可を得ている事を確認している。この計画が実現する時は箱根との距離をもつとも近くし、しかも天下の景勝を一望するものであつて、観光的施設としては極めて重要なものであると同時にこれにより湯河原町へ

の観光客の導入はより多く図られ、箱根の景勝は湯河原温泉の裏庭として最も旅客に親しまれるものと考えらる。

この問題をとりあげここに湯河原町議会は町民を代表し、このケーブルカー施設の実現を促進するものとする。
右決議する。

昭和三十四年三月二十五日

湯河原町議会

(「昭和三十四年 会議録要」湯河原町役場蔵)

37 湯河原セントラルビーチ建設事業計画書

事業計画書

過年度来株式会社白雲閣に於て計画致して居りました神奈川縣湯河原町吉浜海岸公有水面埋立造成工事について説明申し上げます。

株式会社白雲閣は該地埋立造成計画に基いて着工（施工期間約式ヶ年）完成後第二次計画として湯河原セントラルビーチ建設を計画致して居ります。

その間に於ける資金源の一切について株式会社白雲閣の責任に於て遂行し將來新会社（白雲閣観光開発株式会社）に其の凡てを引継ぐ予定であります。

本事業は國土開発の一端を擔ふものと自負し地元湯河原町の將來の發展に寄與出来又事業としても充分採算を建て得る事にて萬全を盡して着手そして完成を期して居ります。

猶別紙參考資料参照被下度、

別紙

- 一、株式会社白雲閣について（省略）
- 二、（株）白雲閣取締役會議事録（寫）（省略）
- 三、神奈川県湯河原町吉浜海岸埋立造成計画（省略）

四、埋立地事業利用計画

五、新会社（白雲閣観光開発株式会社）について（省略）

別紙（四）

埋立地に於ける事業利用計画の概要

一、建設場所 神奈川県湯河原町吉浜海岸埋立地

二、建設目的 湯河原セントラルビーチ（近代式綜合

海浜娛樂場）

三、所要土地 海岸埋立事業に依り造成

二七、八〇〇坪

四、温泉資源 湯河原町々有温泉の引湯又はボーリン

グに依る新源泉獲得

五、建築施設

(イ) 鉄筋鉄骨コンクリート造り 和洋式 方型、円

型レストハウス三棟 二、七〇〇坪

- (ロ) 地上三階一部二階建 和室 一二六室 五棟 一、〇〇〇坪
 大小浴場、大小宴会場、会議場、食堂、売店、
 玄関、事務室、監理諸施設
 鉄筋コンクリート造り 洋式 マリンランド
 一棟 八〇〇坪
 地上二階一部二階建 收容 八〇〇名(一時最大数)
 近海クジラ、イルカ、放魚大プール、観覧設備、
 売店、海洋寫眞展示会場 六
 鉄筋コンクリート造り 最新式パノラマ水族館
 一棟 六六〇坪
 地上二階一部二階建 收容 四〇〇名(一時最大数)
 各種海洋生物水槽、放魚プール観覧諸設備、
 ファンテンシヨップ及パノラマ水槽設備
 軽量鉄骨一部コンクリート造り 遊覧諸設備
- (ハ) 六
 構築施設
 (イ) 鉄筋コンクリート一部鉄骨造り遊覧諸設備
 一、潜水艦プール、活魚放魚プール、釣堀プール
 附属ハウス チケツト売店
 二、ウオーターシュートプール、附属ウオーター
 シュート展望タワー(五階建) エレベーター設
 備
- (ニ) 遊覧諸設備

3.水鳥舎 外国産及日本産各種鳥類舎及観覧設備
及管理諸設備

4.公式プール 五〇米、二五米、子供用三五米各

温、水、冷海、切替最新式プール、飛込台、シ

ヤワー、更衣室設備

5.舟揚場及ボートハウス、ファンテンシヨップ、

小舟艇引揚場及デリッキ諸設備完備

(ロ) 遊園地及庭園、小公園、施設 八、六〇〇坪

1.和洋庭園設備 噴水 築山 造園

2.遊園地各遊技設備完備 スペリ台其他

3.小公園設備 噴水 ベンチ、造園

(ハ) 駐車場、附属諸設備 二、三〇〇坪

1.大型バス、大型乗用車、小型乗用車收容 八〇

〇台 諸設備

2.ドライブイン休憩場、売店、諸設備 完備

七 收容能力 湯河原海浜セントラルビーチ

(イ) 来場入園客数 定員 八、五〇〇名

(ロ) 来場休憩室客数 定員 三、五〇〇名

八 建設費

別表の通り(省略)

第一期計画 三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

第二期計画 三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

第三期計画 三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

第四期計画 三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

第五期計画 三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

計 一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円也

以上

(自昭和三四年 海岸埋立事業書類綴「湯河原町役

場蔵)

町は山と海という豊かな自然を大きな資産として開

発に力を注いだ。広大な海岸地帯を埋め立てて各種集

客施設を造ろうとするものが本計画である。県の補助

などを受けた事業であつたが一九六七（昭和四二）年九月の台風の高波で浸水し、計画は頓挫した。

38 日本国有鉄道所有電話柱移設に関する陳情書

昭和三六年一月 日

日本国有鉄道

総裁 十河信二 殿

日本国有鉄道所有電話柱
線下土地所有者一同

日本国有鉄道所有電話柱移設に関する陳情書
湯河原町は古来観光地ではありますが、近年時世の急激なる変化と共に首都圏内の観光地としてクローズアップされ私共町民としても総力を挙げて、観光計画に専念しつゝある所であります。

剩るべき日本開催オリンピックを目標^(マ)え控えまして民間も観光の盛装を整備して外資を迎えることは、

国策に添った町民の義務でもあります。

然る所日本国有鉄道所有の電話柱（九架線約三〇柱）は、明治三二年創設以来既に約六〇年を経過して居りますが、これは観光立地の条件を抹殺し、本町表玄関たる駅前並びに県道商店街周辺の発展を阻害すること実に甚大で、全線下の土地所有者としては、死活問題で遺憾千万の極みであります。

元々本移設の要望は既に数年前に遡って台頭し前述の如くオリンピック開催の声に応じ加速度に深刻化して参りましたので此の際御当局に於いても大局的見地からは是非共特別の御詮議を以つて他適地へ移設方、御計画の上、来三六年度に御実施相成様同線下土地所有者一同連署の上陳情致します。

関係図面添付（省略）

別紙連署の通り（省略）



(添付写真5点のうち1点を掲載した)

(「陳情書 都市計画分」湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

39 保養施設選定に関する陳情書

陳情書

本県に於ける中小企業の振興育成については県当局におかれても特に関心をもたれ、これが発展対策に意を用いられている事は誠に感謝の念を深くするものであります、聞き及びますに今般県当局におかれては、これが施策の一環として中小企業従事者の保健の向上並びに保養施設として中小企業者憩の家の建設の目論見があり、目下県西方面に敷地を選定中との事でありますが、幸ひ当湯河原町は県下有数の温泉観光地であり、都市計画に基く区画整理も促進されまして、この区域内に約一、八〇〇坪の保留地が創設されました、この区域は千歳川に沿った閑静な所であり、保健施設としては最適地と思考される場所であります。

尚当町に於てはこれらの区域の発展策として目下温泉

引湯の計画もあり又現に町に於て温泉試掘を実施中であり、温泉の給湯並びに敷地斡旋については、全面的に協力いたしますので、是非共当町を御選定下さるよう御願ひ致す次第であります。

昭和三十六年九月一三日

神奈川県知事 内山岩太郎

神奈川県議会議長 橋中千代蔵 殿

湯河原町長 八亀武雄

湯河原町議会議長 高杉茂利

〔昭和三十六年度 観光一種〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

40 湯河原温泉観光協会への援助に関する陳情書

陳情書

湯河原、泉合併問題は六月二十九日自治庁よりの現

状維持と言う裁定に依つて一応終止符が打たれました。これに伴ひ貴町は今後の湯河原町の在り方として神奈川県湯河原町は静岡県熱海市泉区と従来のきずなを断つて湯河原町独自の観光開発とその発展を企図する方針を決定されました。

斯る方針に基き湯河原温泉観光協会も貴意に添つて八月十五日観光協会々員臨時総会を開き、湯河原温泉観光協会定款の一部変更を決議、従来の泉区の旅館業者並びに交通業者等一部会員の資格が喪失されました。右の事由に依つて湯河原温泉観光協会は、昭和三十六年度予算収入が減少され、年度事業施行の上にも収入減の事態が非常な支障となつて爾後の事業予算に計られた観光行事の実施に困憊して居ります。

殊に年度事業実施済の行支支出等については、熱海市よりの補助金並びに泉区会員の会費未納等もあつて協会運営の上に腐心して居る実状で御座いますので卒

「斯様な現状を御賢察頂きまして絶大な御援助を給り度くお願い申し上げます次第です。」

昭和三十六年十月十一日

湯河原温泉観光協会

会長 高橋柳吉 印

湯河原町長

八亀武雄 殿

〔昭和三十六年度 観光一種〕湯河原町役場蔵

泉地区の合併問題は現状維持で決着した。これにより約二〇軒あった同地区旅館は町温泉観光協会の資格を喪失することになり、湯河原駅前の組合直営案内所を使えなくなるなど、様々な便宜を失い大きな痛手となった。

41 湯河原町湯河原観光会館条例

湯河原町湯河原観光会館条例（昭和三十八年

四月一日条例第十二号）

（目的）

第一条 この条例は湯河原観光会館（以下「会館」という）の設置管理及び使用について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第二条 町は観光の発展を図るため会館を設置する。

2. 会館の名称及び位置は次のとおりとする。

一、名称 湯河原観光会館

二、位置 湯河原町宮上五六六番地

（事務所及び職員）

第三条 会館の管理運営等を所掌するため湯河原観光会館管理事務所を設け、必要な職員を置く。

（使用の承認）

第四条 会館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(使用の制限)

第五条 次の各号の一に該当するときは、町長は会館施設の使用を承認してはならない。

一、公益を害し、風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

二、施設をき損するおそれがあると認められるとき。

三、管理上支障があると認められるとき。

四、その他町長がその使用を不適当と認めたとき。

2. 町長は会館の使用について、管理上必要な条件を付することができる。

(目的外の使用禁止、使用権利の譲渡禁止)

第六条 第四条の規定により使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という)は、その承認を受けた目的以外に会館施設を使用し、又はその権利を他に譲渡し若しくは転貸することができない。

(使用の停止等)

第七条 使用者が次の各号の一に該当するときは、町長はその使用を停止し、又は使用承認を取り消すことができる。

一、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき

二、使用承認の条件に違反したとき

三、その他町長が必要と認めたとき

(使用料)

第八条 会館施設の使用料は別表のとおりとする。

但し町長は特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。

(使用料の徴収)

第九条 使用料は使用承認のとき徴収する。

2. 使用内容の変更による使用料の追徴は変更承認のとき徴収する。

第三節 町の観光と開発事業

3. 国又は地方公共団体その他これに類する団体に使用を承認した場合は、前二項の規定にかかわらず、別に納期を指定して使用料を徴収する。

(使用料の還付)

第一〇条 既納の使用料は還付しない。但し次の各号の一に該当するときは、町長はその全部又は一部を還付することができる。

一、使用者の責に帰さない理由により、使用することができないとき。

二、町長が公益上、その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消したとき又は使用を停止させたとき。

三、使用開始五日前までに使用の取消しを申し出て、町長が正当の理由があると認めたととき。

(損害額の賠償)

第一一条 使用者は、会館施設をき損又は滅失したと

きは、町長の定める損害額を賠償しなければならない。

い。

(規則への委任)
第一二条 この規則(マ)の施行について必要な事項は規則

で定める。

附則

この条例は公布の日から施行する。

別表

一、会議室使用料

大会議室 入場料、会 員券等これ に類する料 金を徴収す る場合	種別 時間	区分		
		午前	午後	夜間
一人当り二 〇〇円以上 の場合	一人当り二 〇〇円未満 の場合	三、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
四、五〇〇	三、九〇〇	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午後六時から 午後十時まで
七、五〇〇	四、三〇〇			
一五、〇〇〇	六、五〇〇			

中会議室	九〇〇	一、三〇〇	二、六〇〇
小会議室	四〇〇	七〇〇	一、〇〇〇

備考、超過時間一時間につき規定料金の二割を加算する。

二、 附属駐車場使用料

種別	時間		午後四時から翌日 午前一〇時まで	一時間	超過料金 一時間毎に
	バス	乗用車			
乗用車	大型	五〇〇		二〇〇	二〇〇
	その他	四〇〇		八〇	八〇
軽三四輪乗用車		三〇〇		六〇	六〇

(湯河原町役場蔵)

東京オリンピックピックを迎えるころ、町は温泉事業の進展とともに空前の旅館や寮の新築ブームを迎えた。そして誘客計画や宣伝活動などの業務を進め、幅広い用途に応えるための拠点を造ることになった。

42 湯河原温泉の未来像

湯河原温泉の未来像 町教研がアンケートで意見求める 有識者二〇人の回答意見

(その1)

【湯河原】湯河原町教育研究会(穂坂正夫会長)で「湯河原温泉郷の未来像」のアンケートを町内在住の権威者に忌憚のない意見を求めたところ、二十人の中から回答が寄せられた。

アンケートはつぎの二点。

一、いまの湯河原をどのようにごらんになりますか。その問題点を一つ二つ書いて下さい。

一、五年先き十年先き二十年後の湯河原は、どんな風にかわるでしょうか。こうしたい、こうありたいとお考えになることを一つ二つお述べ下さい。(回答は到着順・敬称略)

▽元横浜国大教授 神田 茂

一、◎観光施設を大いに増大し旅客を大いに招くこと。

◎温泉研究の近代的進歩をはかるため、科学的、医学的経験者を招くこと

◎温泉利用に有利な工場を誘致すること

◎郷土研究を盛んにし文化、自然の両面から進めること

◎温泉を規制にして、無駄を省き合理化すること

◎道はばのせまい処はこの川部を使つて一方交通(マダ)にすること

◎旅客の落してゆく金を有利な事業に使い、つぎのべる諸設備の設置の費用にあてる

二、五年先には高等学校が、十年には温泉研究が、二十年後には大学ができることを望む

▽町教育委員 杉山 実

一、小さな箱庭の中で、諸々の開発、整備事業を進めているが何んとなく飽和点に達し、早く老成化するような気がする。将来の郷土湯河原の理想を如何にするか。明確にイメーヂ、アツプして計画立案、執行へと前進させたい。

二、湯河原を基幹として、熱海市泉、真鶴町と合併して、小都市ながら豊にして香り高い文化都市として、住民の総べてが幸福な生活を満喫し得る郷土でありたい。空気も水も山も海もそして人も、清潔で誠実で親切で来訪の人々の心をきれいに流して、明日への生活の源動力を培つて行くような、健康で明るい都市の形成を期待したい。

▽前福浦小学校長 原 松雄

一、都市化の波がおしよせ、田畝(マダ)がなくなつて、広場が乏しくなつてしまつた。幼児、小学生の遊び場を確保して時代を背負う者の成長を願うことが第一に必

要なことではないか。各地区に一、二の遊び場はできているが不十分であり、特に福浦、吉浜、鍛冶屋地区(鍛冶)には殆んどないといつてよい。町当局の英断を望みます。

二、自然を損うことはよくないが広い、山と海をもつと憩いの場所として利用したらよいと思う。

山では一城山、幕山、南郷等のハイキングコースとキヤンプ、散歩道。海一湯河原港、ヨットハーバー、釣り舟、伊豆、大島房総方面との連絡周遊、真鶴岬の利用、山と海をむすぶ一周コースー富士箱根湯河原

▽温泉旅館組合長 新磯信雄

一、現時点の湯河原は地形のごとく、人間の心までが谷間の感じが強く、排他的で互に立て合い助けあう共存共栄の精神に乏しい。原因は輸入人口(マ)の少ないこと、要するに刺激されずにお山の大将で居たい、二代三代の人に至つては初代の苦勞が解らない。教養があ

るから智恵ばかり働かしてたくましい創造力に欠けている。実行力がないように思われる。

二、外資に支配され企業(マ)の系業は非常に困難な時代となると思うが、国民生活は向上する。従つて、かんきつ業者といえども、観光産業につながる湯河原は繁栄すると思うが、人的補給がつかなくなる。その心構えと準備が今から必要。自然美を破壊することなく近代化を計つて行くことが望ましい。(つづく)

(「東海民報」昭和四四年四月二九日付)

(その2)

▽湯河原小学校教諭 はり摩晃一

一、観光地湯河原といいながらパンチのきいた宣伝ポイントがない(海水浴場といい、温泉といい、みかんがりといい、イメージが弱く、分散的)文化のにおいがしない都市化現象に対応できない。

文化会議のできる巨大な施設―温泉で休養という結びつきがないかぎり、将来の誘客、イメージ、アツプができない。

二、真鶴半島、吉浜海岸、城山大観山を結ぶ広範囲な都市計画―京浜の休養、保養、娯楽地として、また文化都市としての総合的な計画が推し進められ、熱海、小田原、箱根、湯河原は一大保養地域となる（実は、それらの都市は相互連携して、国際的にイメージ、アツプされる）

▽湯河原市誕生Ⅱ立体的な運営

①真鶴、吉浜海浜公園、大水族館、熱帯植物園、海水浴場、漁港

②門川、城堀、吉浜文化地域―大会議場、遊園地、動物園、市立文化館、高校、商店街

③城山、大観山自然公園―展望台、ロープウエー、テレビ塔、野猿、ハイキングコース

④温泉地帯Ⅱ温泉場、広河原、道路整備

▽湯河原小学校教諭 貴島京子

一、温泉場の旅館街をどうにか考えなければ、箱根と一緒になつた湯河原町の発展は考えられないと思う。やはり大型バスや自家用車がいりうる車道と歩道とがはつきり区別できた道が必要である。旅館もホテル化されなければ東京、横浜からすぐにこられる温泉場としての^(魅)み力はうすれる。

海岸は海水浴場としての発展は今の状態では望みがうすいような気がする。せめて風致がこわされないよう町行政的配慮がほしいと思うが、無理であろうか。

二、密柑畑^(ママ)の間と海岸近くにホテルをたて温泉場の旅館もあるていど統合してホテルにする。岩や真鶴も統合して海と密柑^(ママ)と温泉が楽しめる。すばらしい町にする。

まく山や、城山や十国峠は散歩ができる道をもつとき

ちんつくる。学校（中学校か、将来できれば高校）には湯河原が観光地として発展するための勉強ができる科をおく。

▽湯河原小PTA役員 高杉芳雄

一、湯の町湯河原は世間的には余り知られた町ではない。

政治的には老化し、対立が多く良い人材の出来難い事が多いと思う。また、観光第一をとつていますが、足元から住民に直結した町でありたい。

二、温泉場としての発展は余り期待せず、通勤者の良き住宅地また保養地化をなし、山間と海岸の娯楽設備を充実させ、教育文化の向上をはかり、住みよい町にしたいものだ。（つづく）

〔東海民報〕昭和四四年五月二日付

（その3）

▽町議会総務委員長 菅沼 稔

一、現在の日本、湯河原においても、一番大切なことは、次代を背負う青少年のより良い育成であると思う。特に湯河原に在住する青年層（学校卒業して社会人となつた）青年達に、大きな夢と生甲斐を感じさせるようなグループ活動がとほしいような気がする。職場を通じての小グループ活動があるが、偉大な魅力にとほしいのではないかと思う。

現在の時代にマツチした、湯河原を一丸として元青年団のような組織があつて、その大きなグループ活動の中で自己を磨き、日常生活に張りのあるような、そして郷土の発展のため、大きな夢をもつて進めるような魅力あるグループが必要であり、そうした青年を一人でも欲しいと思う。

二、やがて真鶴も合併し、相当の町として発展することと思う。それ故に生活は向上しても、雑然と都市化

しても、我々は決して幸福な生活ができるものではない。
い。

発展は勿論であるが、整然と衛生的であり、しかも湯河原の自然を充分生かし、真に豊かな生活ができるよう、基本計画は百年先の構想を練つて政治を進めるべきであると思う。

▽町社会教育委員 関野正平

一、観光地と称するも何ら名物らしきものもなく、産業としてもすでに頭打ちのみかん程度。この辺で脱皮を考え、観光客の足の停る名物を施設したい。

例Ⅱ箱根に至る道路は椿などでなく桜並木とし、町内道路にも街路樹も植える。桜通り、柳通り、ポプラ通り等等、温泉観光地らしき町名を冠したい。城山に出城を復元。駅―城山―白銀林道付近に至るロープウェイ
エー

二、真鶴町とは当然合併すべきであり、周遊散策道路

の起点を福浦として終点を真鶴駅、あるいはこの逆としたい。

（現在の高校進学九十%をみて、町に高校が是非必要）

（中小企業商店向けと旅館関係（ホテル科の）
県立では技術高校、看護学校、貿易向き高校とはあるも、温泉観光地に向く程度のもが必要

▽前社会教育委員 向笠孝之

一、近ごろ青少年の犯罪、虞犯少年の増加が目に見えて増加していることでしょう。原因がどこにあるか。社会か、家庭か、教育か、いづれにせよ、この際禍根を切り取つて、すみよい郷土湯河原を守つて行きたいと思ひます。

二、みかん以外特産を持たぬ土地柄、観光に生きるより外に道はないと思ひます。奥地開発、駅下一帯の整備、海岸観光施設の充実等積極的な施策を希望して

ます。(つづく)

〔東海民報〕昭和四四年五月三日付)

(その4)

▽湯河原小学校事務主査 入江 弘

一、温泉場地帯の道路がせますぎる。観光湯河原の中心地の道路が現状の有様では、観光客の殆んどが自動車利用者である現代では、湯河原発展のため一大障害といえる。

オレンジラインは温泉場を素通りの道路で何の効果もない。是非とも千才川(ママ)の河川敷利用の道路の新設が望ましい。

観光立町のための施設として、城山の整備や、宣伝としての大坂における広報機関の新設等甚だ意欲的であることは喜ばしいことであるが、その反面、住民に対する福祉、民生の面ではどうか。殊に住宅対策

については、全く無策である。以来十一年間公営住宅の増設は殆んど行なわれていない都市計画に基く地帯には続々と民間アパートが建設され高額な家賃で貸借が行われている。このことは住民の定着化を阻害し、強いては、郷土への愛着を損う原因となっている。

二、真鶴町との合併が行なわれ真鶴半島の風光(ママ)、鍛冶屋開発の成果は一大レジャーセンターの実現併せて温泉と、まさに名実ともに一大観光都市として発展するだろう。

湯河原発展の中心地は宮下地区、門川、吉浜地区となる。その形態は当然観光に直結するものとなることは明らかである。湯河原中学校、湯河原小学校の所在地は中心の中の核ともなる地点といえる。そうなれば、当然、移転対策が必要となるが、その場所は、小学校は城山山麓のえび山(オレンジラインの上の所) 中学校は城山々麓の沢地帯が適当と思える。歴史的に伝統

のある湯河原町のため郷土博物館の新設は必要だと思
う。

▽湯河原町教育長 鈴木将英

一、観光地としての湯河原町が斜陽化の道をたどらな
いようあらゆる努力を払われている姿が見られ、大き
く変貌しつつある。例えば、城山城跡の開発、送湯管
の改修、街路樹の美化、植樹、全町に桜の植樹、小公
園の設置、区画整理等。

問題点としては、

- 一、旅館経営に：交通が便(マシ)になつたため泊り客が減少
しつつある。客を引きつける魅力が欲しい
- 二、柑橘生産：他生産地（四国、静岡みかん）に圧倒
されない品質の改良
- 三、福利厚生施設が忘れられている：糞尿処理、塵芥
処理場、医療施設、住宅施設、
- 四、博物館、福祉会館、公民館を兼ねた会館の設立

二、真鶴町、熱海市泉地区を含み、熱海市、箱根町と
も提携し奥地の開発がこれに並行して行なわれ、観光
地としての諸条件が整つた近代的な観光遊園地とかわ
るでしょう。また、かわるべく為政者は勿論町民全体
が努力せねばならない。

湯河原町は住んで居心地よく、清遊して快適であり、
出湯とともに温かい人情風俗のあふれている理想郷で
あるように（つづく）

〔東海民報〕昭和四四年五月七日付

（その5）

▽町企画課長 小沢忠一

一、日本でも有数な温泉地として古くから繁栄してき
た湯河原も、東海道新幹線の開通や、道路網の整備、
モーターゼーションの進展など、社会状況の変化と、
著しく変容しつつある国民の観光指向に対応できない

ため伸びなやみの状態にあります。観光客は温泉に入るだけでは満足しなくなつたのです。より広い区域での複数の要素を期待します。より自然的な要素にあこがれます。生活環境も都市化します。より自然的な要素にあこがれます。生活環境の都市化が進めばこの傾向はなお強まるでしょう。

周辺市町と連携して広域自然レクリエーション地区を形造ることが何より必要な時と考えます。町の主要な産業を振興しなくては経済力も増さず、行政水準も高揚できないからです。

二、町では、今一〇年後を目標とした長期行政計画を立案しております。総合観光都市の建設を基本方針とし、住みよい町づくり、整備された農業づくりを要約目標として湯河原独特の姿を具現したいと考えるのであります。東海道線以南の海岸までの地域には、ことごとく土地区画整理を行ない整然として街路の築造をなし、

しようしやな家並みの中に緑の多い市街地を作り、周辺台地には地形に沿つた緩やかな街路と、眺望のよい静かな住宅地、更にその背後には農業構造改善事業の推進によつて整備された本町特産のみかん園の緑を配し、又外資を導入して海岸地帯と奥地山岳地帯の開発を図り、街路宅地には四季の草花が咲き乱れる等、町すべてが観光資源として整備された理想郷湯河原をつくり出すのです。

▽湯河原商店街連合会会長 林 武蔵

一、湯河原町は温泉と密柑(ママ)に依つている。

密柑(ママ)は全国的に生産過剰になりつつあるし、温泉も新らしいみのある土地にお客をうばわれるので、いづれも安心していられない現状である。これに対して抜本的な対策を、朝野ともに衆知を集めて研究し、一日も早く具体策を立てる必要がある。

二、南郷トンネル湧水の高度の利用によつて、吉浜小

学校裏から川堀にかけての台地の開発が進み、相模湾を眼下に眺められる健康的な旅館街ができるのではないか。

科学の急速な進歩に伴ない、原子力利用により温水に変え、人体に有効な原素を含める方法も考えられるようになる。自然をあまり破壊しないように、地下道を主とし、騒音のない、のびのびとした環境になるだろう。(つづく)

(「東海民報」昭和四四年五月八日付)

(その6)

▽町社会教育委員長 梅原杉雄

一、湯河原全体から見れば、町民一体となつて湯河原発展に寄与しているが、温泉場には二つの旅館組合がいつもいがみあい議会においてはこれも二つの派閥が争つてゐることは、伸びゆく湯河原にとつて非常に遺

憾なことである。話し合つて観光湯河原のため一体となつて個人感情を捨て事に当つてもらいたい。

二、日本の発展の縮図が神奈川県だというのが、神奈川県発展の縮図が吾が湯河原だと思ふ。その頃は駅下区画整理も完成し、住宅も密集し、田園都市的存在となることだろう。

湯河原町観光のシンボル城山も観光客で賑わい、箱根、熱海と共に伸びゆくすばらしい湯河原となることであろう。

▽町役場総務課長 須藤近喜

イ観光事業並びにこれに関連する諸事業と柑橘栽培農業の今後の発展の可否

1、観光地としての特色の不足と問題の解決

2、全国的増産による密柑^{マンダリン}低価格と各農家の経営改善に対処対策

ロ環境整備の促進

1、道路整備
2、し尿、じん芥、下水道処理施設の完備
3、幼児教育の均等化（入園機会、入園料等）
二、町は日本経済の発展速度と共に都市化することは必至であろう。十年十五年後になると吉浜地区の区画整理が完了するので、現在の駅下地区と合せ、新崎川と千歳川の中の平地は完全な市街地となり、ビルも多く建設され、町の中心もこの地になると思われる。
現在の温泉場地区は川沿いの温泉街と東西山腹の分譲地に旅館や高級住宅地が建ち、熱海市と違つた静かな温泉地となるであろう。又吉浜城堀地区高台は東海道線をはさんで住宅地化される。畑地は自然に吉浜奥地に拡張されるが、農家数は減少するであろう。吉浜奥地、奥湯河原奥地はパークウエイタンバイクの沿道がようやく開発される段階となり、自然を生かした観光施設に自家用車の家族づれでにぎわい、又住宅も建

設されることにならう。この頃になると海岸で結ばれる真鶴町とも合併され海と山の観光地となるように考えられる。これに前項の問題の解決も必要条件とならう。

▽町郷土研究会長 北村定吉

一、今の湯河原町は戦国時代だ。しかし土肥実平や頼朝のような人は居ない。

県知事が県誌を明かにし、県の歴史を正しくして、立派な県誌を作るといふ。湯河原もこれに基いて、町の歴史を正しく祖先の功績を世にあきらかにする必要がある。小学校で郷土研究をやる事はよい事だ。それによつて郷土に親しむ事が湯河原の行政面に付いては町会、農業会、その他の議員の任期は一人が二期以上はよくない。

教育方面は別だと思ふ生徒諸君は正しい人になること。二、十年後には世の中は一変します。その対策が必要

です。現に密柑^(ママ)の半値等に付いても農家は対策が必要です。(つづく)

(「東海民報」昭和四四年五月九日付)

(その7)

▽東京教育大名誉教授 田中啓爾

一、今の湯河原は大東京の中のオアシスの一つと思います。しかし、将来もつと発展して欲しいと念じていますので、四十三年度の町民大学で「湯河原の観光開発のビジョン」について講演いたし、かつ、ある雑誌にそれを発表したので、その別刷を町の行政関係者や、温泉旅館関係者などに贈呈いたしました。

(註) 東海民報に連載された。

二、①川を清らかにすること。②部落泉の中腹あたり
に滞在客用の散歩道をつくること。③町中に空地が
きたら客向きの広場や小公園をつくること。④夏みか

んの林などを植えて緑化することなど。

▽町社会教育委員 須藤一雄

一、1 観光面に意欲的に活動しているのは好ましいが、
2 誘客のみを考えて、町の施設方面を忘れられてい
る。

二、観光立町の強化を望む。

A 真鶴町との一体化を図る(歴史的にも、地域的にも
切りはなせない)

B 地域の優質を最大限に活かすこと

(温泉あり、海あり、山あり、特に山は高原美あり、
森林美あり、溪流美、ばく布の類等) 等景勝に富む。

C 中心を駅下都市計画を観光立地を忘却せず、公害を
招かぬ様

D 施設、文化会館の建設急務(文化的施設完備)

E 文化財、史跡等の調査保護

▽前湯小PTA会長 西山晃一

一、湯河原は山あり、海あり、温泉あり、そしてみかんや魚等にめぐまれ、冬は暖く、夏は涼しく、とても住みよい観光地だと思います。よその土地から働きにきた人が、次第に住みつくようになりつつ新幹線工事の関係もあつて駅下方面から海岸にかけて昔たんぼだった広い土地は、数年の間に、とても想像もできない程建物でいっぱいになり、温泉場よりも開けてきました。ただ、残念なことは、観光客が喜んで遊ぶ場所と子どもたちの「遊び場」が全くないことです。

二、観光面においては、観光めぐりのコースをつくること。

(当然道路の整備、各地点の施設等の充実と真鶴の合併を含む)

駅～温泉場(宿泊)～天照山(猿)～大観山(椿、桜)
 ～城山(お城と展望)～城願寺(史跡)～海岸(娯楽センター)～真鶴半島(三ツ石、自然公園)～真鶴(観

光船) 教育面においては、高等学校の新設、町民会館、図書館、児童会館、町民総合体育館の建設と青年の家の設置が望ましい。(おわり)

(「東海民報」昭和四四年五月一日付)

43 大阪案内所業務報告

(表紙)

大阪案内所業務報告

(昭和四四年五月～昭和四五年一月)

箱根・湯河原大阪観光案内所
 高杉光男

一 案内所の概要

案内所は東海道線大阪駅の南側に大阪市市街地再開発事業の一つとして地上十二階・地階六階の市街地改造ビル(名称大阪駅前第一ビル)が建設され八階に神奈川県が大阪物産観光あつ旋所として約二三

○mの一区画を購入した訳です。なおこのビル八・九階には長崎県他一一県の観光物産あつ旋関係の事務所も入居しております。

県の事務所の一画、二三mを箱根町・湯河原町の両町で観光案内所として借用し、男子職員三名、女子職員一名の総員四名で観光宣伝・観光案内・旅行相談・観光情報の収集等諸調査を主業務として活動しております。

二 案内所の意義

東名・名神高速道路・東海道新幹線の開通による交通網の急速な進歩が関西経済圏の観光行動範囲を広くし、富士・箱根・伊豆方面への観光遊覧を容易にした。

大衆生活の中にレクリエーションが拍車をかけ趣向も変わりつつある今日、それに対応しなければならなくなつた湯河原温泉も第二の消費市場である関西

の開拓が必要であるとされ、従来の箱根町大阪観光案内所と業務を伴に出来たことは意義あるものと思ひます。

三 業務の過程についての発見

(一) 旅行者の窓口担当者が非認知であるため、この分野に活発的な宣伝活動を展開しなければならなかつた。それなりに未知への関心を起させ、刺戟させることは容易には出来ない。

なぜならば、認知され理解してもらつて、湯河原温泉の好意を認められて消費者の要求に信頼を受ける段階へと開拓していく場合、行政ベースのみ実施できず、消費者と一番密接な関係ある旅館業者の協力が必要であることを痛切に感じ、今後、町に於いて町内業者にこの点を充分理解していただくことがポイントである。

(二) モーター・ゼーションの発達により湯河原温

泉は通過地となるか休憩地か広域観光のターミナル的宿泊地（富士・箱根伊豆国立公園）の遊らんベースとなるか、その意向については関西市場からみると微妙である。ターミナル的宿泊地の認識を消費者（当面あつせん業者を対象）に浸透させる対策が急務と思われる。これには地方の交通機関への強力な協力要請が必要で富士・箱根・伊豆

各々切れているバス輸送などを、乗つきとか相互乗入れをして旅行者の便宜をはかり消費者と密接した受入れ態勢をととのえることが必要であろう。

- (三) 返品のかかない観光旅行経験は観光顧客の行動を支配するものになるので、この問題について一つの暗示を与えるものに、サービスの不備（人間のサービス）がある。今後の湯河原については「みせる・みる観光」の温泉街も重要であるが「心の観光」としてサービス業従事者の再教育、地域

ぐるみの観光客に対するサービスの徹底、旅館経営の方針再検討など大きな工夫が必要となるであろう。

四 観光宣伝

- (一) 湯河原温泉の案内所があるということを、パンフレット類を持参して、旅行あつせん業者の窓口を訪問し、一線で活躍している人と意見交換や地理の説明等知名度を高揚させるべく努めた。

また目的意図を達成するための戦略として、読売旅行会、京阪交通社、近畿日本ツーリスト、サンケイツーリスト等団体旅行の募集企画の対象に取り入れてもらう要請をした。

広告が市場にまかれるため間接的になるが「湯河原温泉」の認識理解が得られて重要な宣伝の一つであった。

- (二) 大阪市交通局の市バス内に中吊りポスターで案

内所の所在宣伝や観光映画「湯河原への招待」の貸出しを積極的に行ないあっせん業者が団体旅行計画をされている際の参考にと使用され好評であった。

海水浴のポスター（夏期）をあっせん業者の事務所、国鉄各駅に掲出されたことにより、湯河原温泉のイメージのなかに大きな商品として再認識された。

みかん狩りのポスター（秋期）については、都会の喧噪と人混みの生活のなかに季節感の濃い内容が心理的に消費者感銘を与えていた。過日の（二月二〇～二五日）そごうデパートでの観光展に於いて案内・旅行相談コーナーに訪れた客のなかにみかん狩りの最好時期を聞きながら案内を受けている人もいた。

四四年度 大阪観光案内所業務報告（省略）

旅行者企画による団体募集の実績一覧表（省略）
（自昭和四三年四月 経済常任委員会綴）湯河原町
役場蔵）

原資料は横書き。

東京オリンピックを経て観光が隆盛を見る時代を迎え、多くの観光地は積極的な宣伝活動を展開した。これに先べんをつけたのは箱根町で、一九六五（昭和四〇）年には大阪に観光案内所を置いた。本町はこの事業所（県観光物産あっせん所）に併存するかたちで、一九六九年に案内所を設け、関西地区を重点に広報を行った。この後、九州（一九七〇年）・東京（一九七五年）・名古屋（一九七八年）と新設されたが、一九九八（平成一〇）年の東京案内所を最後にすべて閉鎖された。

44 吉浜漁港使用許可願

吉浜漁港使用許可願

消費水準の向上、余暇時間の増大など国民生活の變化に応じて近年レジャー需要は著るしく多様化して参りました。海洋を舞台としたレジャーも現今では一種のブーム化の傾向さえ示しております。

湯河原は温泉観光地として歴史的な知名度をもつておられますが近年みかん狩りや海水浴場利用者が激増して益々御発展のことと承つております。他の観光地の動向からも推察されますが吾民^國のレジャーを求める傾向は自然への接近とともに次第に行動的化^(ママ)いたしております。未開拓の分野として海洋レジャー発展の要因もここにありと存するのであります。当社は、今後一層発展の可能性を秘めた海洋レジャーを湯河原の観光的の一要素として開拓することができたら当社の企業利益ばかりか温泉観光地湯河原の発展にも寄与できるものと信じここに当社の企画をそえて本願書を提出した次第であります。

交通の利便、温泉宿泊地からの距離、既往利用者と
の協調、漁業施設や漁船往来の過密性等の事情を勘案
して吉浜漁港なら貴町に於ける漁業者の漁業活動にも
影響を与えることなく企画の実現ができるものと考え
ております。しかしながら本企画の実現には漁業者と
の協調がなにより条件と信じておりますのでこの面
では別途漁業協同組合の御承諾を得るほか、海難救助
活動や漁港施設改良費の寄附等漁業活動の振興には可
能な限りの協力をいたしますし、既往の漁業活動にはも
支障を及ぼさず、万一ご迷惑を及ぼす様な場合にはも
ちろん補償等の責を負いますので何卒当社の意図する
ところをお汲取り下さいまして御許可賜りますようお願い
致します。

昭和四六年一〇月二〇日

湯河原町長 高杉茂利 殿

東京都中央区銀座一丁目八番七号

丸和銅業株式会社

取締役社長 川端 勇 印

(自昭和四七年四月 至昭和四九年三月 経済常任

委員会)湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

「漁港法」の適用を受けた神奈川県内の漁港は二四港あり、利用範囲に応じて第一種から三種に区分されている。本町は福浦(第二種漁港)と吉浜(第一種漁港)の二港を擁していたが、町の漁業は昭和後半から不振となり、漁獲高が低迷する傾向が続いた。こうした経営難に対して、新しい観光漁業の販路として海洋レジャーに転向を図る動きが見られるようになっていった。

現在は第一種漁港として福浦漁港のみとなっている。

45 助成金増額に関する陳情書

陳情書

昭和四八年末期より突如として興った石油問題これにともない狂乱物価高騰、金融引締めによる経済面の不景氣様相、更に国鉄春闘の影響による予約の取消等かさなる悪条件により一月は一人の旅客減少につき二月、三月も成積^(マヤ)低下と言ふ最悪事態に直面いたしました。

これに対処いたします、すべとして広範囲に誘客運動を行い不況を挽回致すべくまづ^(マヤ)予算面の拡大を計り、テレビ宣伝を始め、関東一円に大宣伝を実施するため宣伝資料を増刷致しましてキャラバン宣伝を活発に展開し海水浴、みかん狩、椿まつりの行事を宣伝材料の商品として、亦銀座祭、みなと祭にも参加し、協会員一丸となって此の不況を乗切ることと衆議一決致しま

した。

その左証^(ママ)として別紙の通り拡張予算を作成し総会に提出し議決を得た次第で御座居ます。これ以外にも人手不足による人件費高騰等宿泊料は据置きにも等しい現状であり多種多様の困難が押寄せて居ります。

以上の如く苦境そのもので御座居ますので町当局におかれましてはこの事態を御賢察下さいまして別紙予算書通り計上の助成金 一、金二〇、〇〇〇、〇〇〇円に増額して戴きたく連盟にて陳情致します。

昭和四九年五月七日

湯河原町

町長 高杉茂利 殿

湯河原温泉観光協会

会長 室伏良平 印

(外七団体省略)

(別紙予算書省略)

〔陳情に関する書類 綴込・昭和四九年 永年保存〕

湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

46 天照山周辺の野猿による被害対策に関する陳情書

陳情書

昭和二七年以来、湯河原町の観光施策として天照山附近に生息する野猿群の活用は、観光資源のとはしい湯河原温泉にとつて魅力ある商品でありイメージアップの一助となつてまいりました。私共観光業者は、自然とのふれあいの出来る家族的な温泉場とすべく町のこの施策に協力し誘客の手段として活用してまいりました。

しかしながら、ここ二、三年野猿の繁殖によつて天照山附近の群から離れた猿は農作物等に害を与える様になり、最近では旅館街に出没し建物にはいつていた

ずらすようになり、はなはだやつかいな問題を包含するようになりました。

これから先も野猿群の利用は私共にとつて必要な資源であることは従来どおりであります、さりとて前記の問題を放置しておくことは出来ません。

町ではこれらの事情を勘案し、出来る限りの措置をお願いするものであります。

昭和五〇年九月五日

湯河原町長 杉山 實 殿

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上五六六番地

湯河原温泉旅館協同組合

理事長 柏木英雄 印

神奈川県湯河原町宮上五六六番地

湯河原温泉観光協會

会長 小澤新太郎 印

〔昭和五〇年 陳情に関する書類〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

47 稚魚放流などへの助成金増額に関する陳情書

昭和五二年一二月五日

湯河原町長 杉山 実 殿

湯河原観光漁業協同組合

組合長 相沢安信 印

当組合に対しては、日頃より絶大な御援助を賜り、組合員一同深く感謝しております。従つて観光立町を町是とする町の施策に対しては鋭意之に添う可く努力してまいりました。

昭和二八年組合創立以来、魚族の保護育成はもとより、美化活動、特に河川の清掃、汚濁防止は組合の重実方針であります。近來町当局の積極的な推進により一般市民の協力が得られる様になりました事は、誠に喜ばしい事ではありますが、町当局の熱意にもかゝらず河

川の汚濁は益々甚だしく、魚族の生息し得る最低をか
らうじて保っている様な有様です。

これに対処して組合は年数回全組合員を動員して河川
の清掃を行っておりますが、不参加の組合員からは過
怠金（出不足）を徴収しております。又魚族の育生は、
鮎、鱒、やまめ等、毎年稚魚を放流しておりますが、
別紙決算書に見られる様鮎の稚魚の確保には、諸物価
の高騰により非常な苦心と多額の経費を要しており、
恒例の三月一日の（にじます）解禁の記者クラブの招
待（大体二五名位）には三〇万円以上も要し大部分の
経費一部業者の寄附にまつており又五一年度には従来
の組合員出資金一四九、六〇〇円を五二万円に増額し
ましたが、これでも組合の運営は意の如くならず組合
員の負担も己と限度に到しております。県下各内水面
漁協が自治体から助成を受けておりますのは、当組合
だけであり、町自体の財政は必ずしも余裕のあるもの

ではない事は充分承知しておりますが当組合が最低の
現情を維持するには現在の助成金三〇万円を五〇万円
以上に増額して下さる様、実状御賢察の上御願申上げ
ます。

（昭和五二年度一二月一日中間決算及び昭和五二年一
二月以降の收支見込額省略）

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上〇〇〇

湯河原観光漁業協同組合 印

（電話省略）

〔陳情要望に関する書類〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

48 東海道本線ダイヤ改正に関する要望書

要望書

秋冷の候、益々御隆昌のこととお慶び申し上げます。
平素、当町並びに湯河原温泉の振興に格別のご配慮

を賜わり厚く感謝を申し上げます。

厳しい経済情勢の現状において観光地は多大の影響を受けその対策に苦慮しておりますが、当湯河原温泉におきましては関係各位のご協力を得て比較的に安定しているものと推察するものであります。

さて、当湯河原温泉への交通機関はご承知のとおり国鉄東海道本線と国道一三五号線に依存しており、特に国鉄の利用客は八〇%をこえるものと推定されます。

また、近年の経済不況から、今後首都圏からの至近観光温泉地としての利用に益々脚光を浴びるものと予想され、これに対する誘客宣伝と受入体制の強化を町・業界一丸となつて積極的に推進しているものであります。

したがつて、国鉄利用に対する依存度は今後益々その割合が高まるものと確信され、加えて当町から首都圏への通勤者約六、〇〇〇人の国鉄利用を考慮します

と最終電車の延長等町民ひとしく熱望するものがあります。

そこで下記の事項について早急に実現されますよう特段のご理解とご高配を賜わりたく要望する次第であります。

記

一 東京―大船間複々線化に伴う東海道本線のダイヤの余裕によつて快速電車の運行と同電車の湯河原駅停車

二 東海道本線・東京発二二・四九（九四三M）の湯河原駅停車

三 東海道本線・東京発一四・五〇（特急あまぎ三号三〇二五M）の湯河原駅停車

昭和五三年 月 日

殿

湯河原町長

杉山 實

湯河原温泉観光協会長 柏木英雄

湯河原温泉旅館組合長 八亀昌美

湯河原温泉旅館 柏木英雄

協同組合理事長 石川雅雄

日本観光旅館連盟 石川雅雄

湯河原連絡会長

〔陳情要望に関する書類〕 湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

49 湯河原町観光地区建築条例

湯河原町観光地区建築条例（昭和六十三年十

二月八日条例第十六号）

（趣旨）

第一条 この条例は、温泉保養地の観光商業の育成を

図るとともにその環境の保全を図るため、建築基準

法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」とい

う。）第四十九条第一項の規定に基づき、湯河原都

市計画観光地区内における建築物の建築等の制限又

は禁止に関し必要な事項を定める。

（観光地区の種別）

第二条 湯河原都市計画観光地区は、第一種観光地区

及び第二種観光地区とする。

（建築物の建築等の制限）

第三条 建築物の建築等の制限については、次のとお

りとする。

一 第一種観光地区においては、別表一に掲げる以

外の建築物を建築し又は用途を変更して新たにこ

れらの用途に供してはならない。

二 第二種観光地区においては、別表二に掲げる建

築物を建築し又は用途を変更して新たにこれらの

用途に供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が観光商業の環境

を害する恐れがないと認め、又は公益上やむを得な

いと認めて許可した場合においては、この限りでは

ない。

3 町長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、湯河原町都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第四条 法第三条第二項の規定により、前条第一項の規定の適用を受けない建築物については、法第三条第二項の規定により引き読み前条第一項の規定の適用を受けない期間の始期（以下「基準時」という。）を基準として、次の事項に定める範囲内において増築し改築し、又は用途を変更することができる。

一 増築又は改築が基準時における敷地内のものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第五十二条及び法第五十三条の規定に適合すること。

二 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

三 増築後又は用途を変更後の第三条第一項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

四 増設後の原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の一・二倍を超えないこと。

(罰則)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二〇万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主。
二 法第八十七条第二項の規定により準用されることとなる第三条第一項の規定に違反した場合における

る当該建築物の所有者、管理者又は占有者。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたこととの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表一(第三条関係)

第一種観光地区に建築することができる建築物

- 一. ホテル又は旅館(料理店を兼ねるものを含む)
- 二. 物品販売業を営む店舗、飲食店
- 三. 図書館、展示場、美術館、博物館、その他これらに類するもの
- 四. 研修所
- 五. 住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎
- 六. 神社、寺院、教会
- 七. 公衆浴場(個室付浴場業に係るものを除く)
- 八. 前各項の建築物に付属するもの

別表二(第三条関係)

第二種観光地区に建築することができない建築物

法第四十八条第五項に定める建築物のほか次のもの

- 一. 個室付浴場業に係る公衆浴場

二. モーター

三. 床面積の合計が十五平方メートルをこえる畜舎

四. 倉庫業を営む倉庫

五. 建築基準法第四十八条第三項の別表第二(は)

項第三号に掲げる工場。ただし、次に掲げるものを除く。

(一) 出力の合計が〇・七五キロワット以下の原動機を使用する塗料の吹付

(二) 原動機を使用する魚肉の練製品の製造

(三) 糖衣機を使用する菓子の製造

(四) 原動機の出力の合計が一・五キロワットをこえる空気圧縮機を使用する作業

(五) 原動機を使用する印刷

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

昭和三〇年代後半からのマンション建設ブームはそ

の後も加熱し、熱海・真鶴などと並びリゾート型住宅の乱立を見るようになった。建設反対運動や訴訟などが

起き、町は観光地区での無制限な認可を避けるため

規制せざるを得なかった。

50 湯河原町観光立町推進条例

湯河原町観光立町推進条例(平成二十二年十一月三十日条例第十五号)

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 観光立町の実現に関する基本的施策(第九条―第二十条)

第三章 湯河原町観光立町推進会議(第二十一条―第二十六条)

第二十六条)

附則

湯河原町は、一年を通じて温暖で風光明媚な自然環境に恵まれ、万葉集にも詠まれた古くから万病に効くと評判の良質な温泉が湧く首都圏を代表する閑静な温泉観光地の一つとして発展してきた。特に、明治時代中頃からは、湯河原温泉の閑静な風情を愛した多くの文人墨客が、本町に滞在して作品を遺している。

本町の産業は、観光、商業、農林水産業等の事業活動から構成され、観光産業が本町の経済をけん引する重要な役割を担っている。町は、この認識の下、海・山・川などの豊かな自然環境、温泉、史跡、産業等のかげがえのない資源を活かし、温泉観光地としての魅力を高めることと居住環境の向上を一体のものとして「四季彩のまち」の実現に取り組んでいる。

しかし、近年では、観光旅行者のニーズや形態も多様化し、少人数化、地域の自然や産業などの観光資源

を活かした体験型・交流型観光への需要の高まりなど観光をめぐる状況の変化への的確な対応が求められている。

このため、本町では、観光を町の基幹産業としてさらに発展させ、「湯河原らしい」真の観光立町を実現するため、町民一人一人が観光立町の意義に対する理解を深め、「おもてなしの心」を観光資源としてとらえ、その担い手としての認識をはぐくむことが重要である。

町、町民、観光事業者、観光関係団体等が一体となって観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、観光立町の実現のための基本理念を定め、町の責務並びに町民、観光事業者及び観

光関係団体等の役割を明らかにするとともに、観光

立町の実現に関する施策の基本となる事項を定め、

施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活

力ある地域づくり、本町経済の持続的な発展及び町

民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の

意義は、当該各号に定めるところによる。

一 観光事業者 観光に関する事業を営む事業者をいう。

二 観光関係団体等 観光事業者で組織される団体

その他の観光に関する活動を行う団体及び交通開

係機関をいう。

三 観光資源 優れた自然の風景地、良好な景観、

歴史的又は文化的な風土、歴史的価値又は文化的

価値の高い建造物、優れた食文化その他の観光の

対象となる資源をいう。

(基本理念)

第三条 観光立町の実現に関する施策は、地域におけ

る創意工夫を活かした自主的かつ主体的な取組を尊

重しつつ、町内外からの観光旅行を促進することが、

町民が誇りと愛着を持つことができる豊かで活力に

満ちた地域社会の形成及び潤いのある町民生活の実

現のために重要であるとの認識の下に講ぜられな

ればならない。

2 観光立町の実現に関する施策は、観光産業が商業、

農林水産業等の事業活動から構成され、かつ、町経

済をけん引する重要な役割を担う産業であるとの認

識の下に講ぜられなければならない。

3 観光立町の実現に関する施策は、観光資源が積極

的に活用され、保全され、及び創出されるよう講ぜ

られなければならない。

4 観光立町の実現に関する施策は、観光事業者及び

観光関係団体等が観光資源に関する理解を深め、一体となって良質なサービスを観光旅行者に提供できる環境を整備するとともに、観光立町の実現の担い手となる人材の育成及び心のこもったおもてなしの向上が図られるよう講ぜられなければならない。

5 観光立町の実現に関する施策は、本町が万葉の時代から愛されてきた温泉情緒あふれる首都圏を代表する観光温泉地の一つとして、日本固有の文化の発信及び国際相互理解の増進に資するものであるとの認識の下に講ぜられなければならない。

6 観光立町の実現に関する施策を講ずるに当たっては、観光が、町及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることに考慮し、地域を挙げた取組が必要であり、その担い手である町、町民、観光事業者及び観光関係団体等による相互の連携が確保さ

れるよう配慮されなければならない。

7 観光立町の実現に関する施策を講ずるに当たっては、将来にわたる豊かな町民生活の実現のため、観光の持続的な発展を推進することの重要性に考慮し、観光資源の活用、保全及び創出が図られるよう配慮されなければならない。

(町の責務)

第四条 町は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光立町の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、観光事業者及び観光関係団体等の自主的な観光の振興に関する取組を促進するため、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行うとともに、相互間の連携の確保に努めるものとする。

(町民の役割)

第五条 町民は、基本理念にのっとり、観光立町の意義に対する関心及び理解を深め、本町における観光の振興に関する取組に参画するよう努めるものとする。

2 町民は、観光資源に対する理解を深めるとともに、おもてなしの心をもって観光旅行者を温かく迎え、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第六条 観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて観光旅行者に良質なサービス及び環境を提供するなど、おもてなしの心をもって観光旅行者の満足度の向上に努めるものとする。

2 観光事業者は、地産地消に取り組みとともに、地域における他の産業と連携を図りながら事業活動を行うよう努めるものとする。

3 観光事業者は、町が実施する観光立町の実現に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体等の役割)

第七条 観光関係団体等は、基本理念にのっとり、観光に関する情報の発信その他の観光宣伝活動の実施、観光旅行者の誘致、おもてなしの心の向上など受入体制の整備等に取り組みよう努めるものとする。

2 観光関係団体等は、業界及び業種の枠を越えた連携を図りながら事業活動を行うよう努めるものとする。

3 観光関係団体等は、町が実施する観光立町の実現に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第八条 町は、観光立町の実現に関する施策の推進に当たっては、観光に関する情報の発信、観光資源の

有効活用、町内外からの観光旅行者の来訪の促進等を図るため、国及び他の地方公共団体との連携を図るよう努めるものとする。

第二章 観光立町の実現に関する基本的施策

(湯河原町観光立町推進計画)

第九条 町長は、観光立町の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、湯河原町観光立町推進計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 観光立町の実現に関する施策についての基本的な方針

二 観光立町の実現に関する目標

三 観光立町の実現に関し、町が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、町民等の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、第二十一条に規定する湯河原町観光立町推進会議の意見を聴かなければならない。

4 町長は、推進計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(魅力ある観光地の形成)

第十条 町は、魅力ある観光地の形成を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 観光資源の活用、保全及び創出に関する施策
二 観光事業者及び観光関係団体等と連携した観光

地の特性を活かした良質なサービスの提供の確保に関する施策

るものとする。

(観光旅行者の来訪の促進)

三 観光旅行者との交流のための施設、特産物の販売施設、案内施設その他の観光に関する施設（次号において「観光関連施設」という。）及び公共施設の整備に関する必要な施策

四 高齢者、障がい者、外国人等の観光旅行者が円

滑に利用できる観光関連施設及び公共施設の整備に関する必要な施策

五 観光旅行者の移動の向上、情報通信技術

第十三条 町は、外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、観光宣伝活動の効果的な実施、交通、宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、通訳案内のサービスの向上その他外国人観光旅客の受入体制の確保等を図るとともに、町内外における広域的に連携した観光の振興に関する取組など必要な施策を講ずるものとする。

を活用した観光に関する情報の提供その他の必要な施策

(観光を担う人材の育成)

第十一条 町は、観光立町の実現に寄与する人材の育成を図るため、観光に関する事業に従事する者等の

第十二条 町は、観光旅行者の来訪の促進を図るため、本町の観光資源に関する広報宣伝活動及び観光旅行に関する情報の提供を行うとともに、町内外における広域的に連携した観光の振興に関する取組など必要な施策を講ずるものとする。

接遇、知識及び能力の向上に関する必要な施策を講ず

2 町は、本町と外国との間における国際親善交流事

業等を通じて、国際観光の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行の安全の確保)

第十四条 町は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光旅行における事故の発生防止等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓)

第十五条 町は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林水産業に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行、食文化への理解を深めるための観光旅行、将来の定住につながる滞在型観光旅行その他多様な観光旅行の形態の普及等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光地における自然環境の保全)

第十六条 町は、観光地における自然環境の保全を図

るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた自然環境の保全に関する知識の普及、理解の増進等に必要な施策及び自然環境の保全に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(広報等)

第十七条 町は、町民、観光事業者及び観光関係団体等の観光立町に関する理解を深めるとともに、おもてなしの心の醸成及び観光の振興に関する取組への参画を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

2 町民、観光事業者及び観光関係団体等は、観光立町の実現に関し、町の観光情報を広く町外に発信するよう努めるものとする。

(施策の検証)

第十八条 町は、観光立町の実現に関する施策の実施状況を検証するとともに、その検証の結果を観光立

町の実現に関する施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

（観光に関する統計の整備）

第十九条 町は、観光立町の実現に関する施策を推進するため、観光旅行者数に関する統計その他の観光に関する統計の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第二十条 町は、観光立町の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 湯河原町観光立町推進会議

（推進会議の設置）

第二十一条 町は、観光立町の実現に関する施策の総合的かつ計画的な実施を推進するため、湯河原町観光立町推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（推進会議の任務）

第二十二条 推進会議は、この条例に規定する事項その他の観光立町推進に関する事項について町長の諮問に応ずるほか、観光立町の推進に関し必要な事項について町長に意見を述べることができる。

（組織等）

第二十三条 推進会議は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、観光事業者、観光関係団体等の代表、有識者、関係行政機関の職員その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第二十四条 推進会議に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第二十五条 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第二十六条 この章に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

観光が町にとって重大な意味を持つ産業であり、歴代町長もそれを十分自覚した施政を展開してきた。しかし宿泊観光客激減などの危機感から、町民自身が「おもてなしの心」をもって積極的な役割を果たせるよう、町が一体化して取り組む方針が打ち出された。

(二) 開発事業の推移

51 宮上字シキオ周辺の観光開発に関する要望書

要望書

今般宮上字シキオ周辺の町有財産、山林、原野百余町歩を町に於て観光開発のため處分されることに決定し

た様でございますが、宮上区会に於きましては、この件について深い関心を持ち、去る十一月二十三日午後七時より宮上区会を公会堂に招集し、町長の出席を願って説明を聞きましたが、湯河原町の観光開発のため、處分されることについては全負賛成であつたが過去に於て観光開発のた處分された財産が、契約通り開発されていない事実があるやに聞いてをりますので、契約に当つては、開発の確實を期する為、左記の如き条件をつけて、契約されることを、宮上区会の總意により強く要望致すものでございます。

記

- 一、ケーブルカーの建設は必ずすること。
- 二、理想的な公園の造成をすること
- 三、水害防止のため立木の伐採については、最少限^(ママ)分の一以上保存すること
- 四、天照山附近の野猿を保護し必要な町歩を残すこと

五、開発は満三ヶ年以内に着手のこと

六、名義変更移転登記はケーブルカー完成直後にする
こと

七、宮上字シキオ地内の温泉試掘権を確保してをくこと
^(ママ)

出来得れば該地区の不動産^罐周辺を町有地として残すこと

八、開発工事に満三ヶ年以内に着手しない場合は、町に委託した金を没收する程度の罰則をつけること

昭和三十一年十一月二十八日

宮上区会会長 石川菊太郎 印

湯河原町長 八亀武雄 殿

〔昭和三十一年 自九月至一二月 庶務書類 二種〕
湯河原町役場蔵)

52 吉浜開発計画に関する要請についての回答

昭和三十六年七月五日

湯河原町長 八亀武雄 殿

川堀農業協同組合長

岩本 茂

印

吉浜農業協同組合長

浅田兵右衛門

印

鍛冶屋農業協同組合長

木村久治

印

吉浜開発計画に関する要請についての回答

さきに貴職よりご要請のありました、吉浜開発計画に
関して、旧吉浜町所在の農業協同組合三団体の共有地、
字南郷二〇二二番地の一外五年の原野（筆）に対する買取問
題について三農協役員合同会議を開催し、協議の結果
次の通り満場一致決定いたしましたので、ご回答申し
あげます。

記

一われわれは吉浜開発計画方針に賛成し実施にあたつ

ては協力を惜しまないが次の点に留意の上善処され
たい。

(イ) 旧吉浜町農民は柑橘栽培を以つて生命としてい
るのでこれが維持発展をはかるために必要な牧野
採草地の保存又はこれに代るべき灌水施設、代用
資材対策等については充分配慮されたい、特に観
光農業振興上柑橘の育成に留意されたい。

(ロ) 道路不完備のため地先住民の生活に悪影響を与
えない様、特に近接柑橘に障害を及ぼさない様こ
れら施設を優先実施する様願いたい。

(ハ) 上、下水道施設不完備により地先住民の保健衛
生対策について万全を期されたい。

〔昭和三十六年 〃三七 吉浜開発書類〕湯河原町役
場蔵)

原資料は横書き。

53 吉浜開発計画に対する要望書に関する回答

三九湯総第八二八号

昭和三九年九月二二日

鍛冶屋奥地開発対策協議会

委員長 木村久治 殿

湯河原町長 八亀武雄

吉浜開発計画に対する要望書に関する回答

吉浜奥地の開発については町は吉浜町当時から多年に亘り期待するところでその実現については現在尚努力を続けているところであります。

鍛冶屋地区の方々にもこれに付いて深い理解と御協力を得ていることを感謝しているものであります。

奥地開発もターンパイクの着手とともにその実現が具体化されつゝあり、その開発計画も別図に示すように提示されて来ました。開発に関し一番影響の深いの

は鍛冶屋地区であることは町も充分心しているところでありまして昭和三七年五月一八日付鍛冶屋地区諸機関よりの防災等に対する要望事項については次のように処理したいと考えますので御検討願います。尚協議すべき事柄は更に努力を重ねることにより御了承を得たく今後とも一層の協力をお願いし回答といたします。

一、基本原則

このことは町としても最も憂慮することでありまして後日のため契約内容で明記しますが防災等については次の回答を得ております。

- (一) 大石平に一時的には約七、〇〇〇坪程度の人造湖のできる砂防を兼ねた平堰堤を作る。
- (二) 災害防止については、これに関する宅地造成法、砂防法等の法律命令及び町の指定する事項により適正な措置で施行させる。
- (三) 万一開発事業に起因する災害により被害が生じ

たときは適正なる補償をさせる。

(四) 保健衛生面については関係法令により適正を期せしめる。

二、治山治水対策

官行造林、県行造林、小田原市外四ヶ町の組合林等は現状のまま地上権が残るものであり又休閑地は植林を計画しているので特別な対策は必要ないものと考えます。尚青年団共有植林地は処分外としてありますが白土の部落有林約一町歩については適正なる補償により処分地を含めたい。

三、幹線道路の整備

湯河原駅から開発地区(幕山)までは有効巾員六・五メートルの舗装自動車道路を建設する。建設は町名儀で行ない町道となるが、これに要する用地費、補償費等は、箱根ターンパイク株式会社が負担することになっています。尚この道路の路線は町と

会社とが協議のうえ決定することになっており三年以内に完成する契約とします。又別途にこの道路から白銀林道を経て白銀山附近でターンパイクに通ずる道路も建設されるものであります。尚前記の町道建設の確認として契約の際充分なる補償をさせるものとします。

四、柑橘生産の育成保全対策

柑橘生産は農家経済の安定をもたらし主要農産物で観光につぐ町の主要産業としてその振興には町も充分な配慮をします。又柑橘栽培地は町の重要な観光資源であるということも痛感するところであり、これらの関係から柑橘園の育成保全については今後も極力これを推進せんとするものであります。要望の採草地の確保については農協所有地約六五町歩を開発から除外するとともに、開発対象地についても開発までの間の採草については了解

を得てあり要望の衷は充分考慮してあります。尚営農対策費としての補償金については営農問題は全町の事項であり鍛冶屋地区については具体的な計画に基づいて配慮するものでありますが、これらは農業振興推進計画に於いて処理することができるとの解しています。

五. その他

燃料としての古損木採取はある程度の自由はあるものと解します。尚財産区有地の残地約一七〇町歩その他現存植林地はそのままであるので御了解が得られるものと考えます。又シキビについても同様な衷がありますがこれにより生計上損害の生ずることがあればこれらの人々には補償により解決をみたいと思います。尚固定資産税の柑橘生産指導費予算計上の要望については、議会等と協議のうえ実施したいと考えております。

以上貴地区よりの要望の回答といたしますがこのほか次のとおり交渉し確約されていますので併せ御了承くださるとともに尚一層の御協力をお願いする次第であります。

一. 上水道水源対策

町営上水道幕山浄水場の必要水量を清水の澤より他の工事に先だち導水する。

二. 現況道路使用の件

附替道路のできるまで一般に使用することができらる。

三. 手洗濯水利権

現存のものを認める。

四. 植林補償

開発対象地内にある部落隣植林等は適正な価格で補償し買収する。

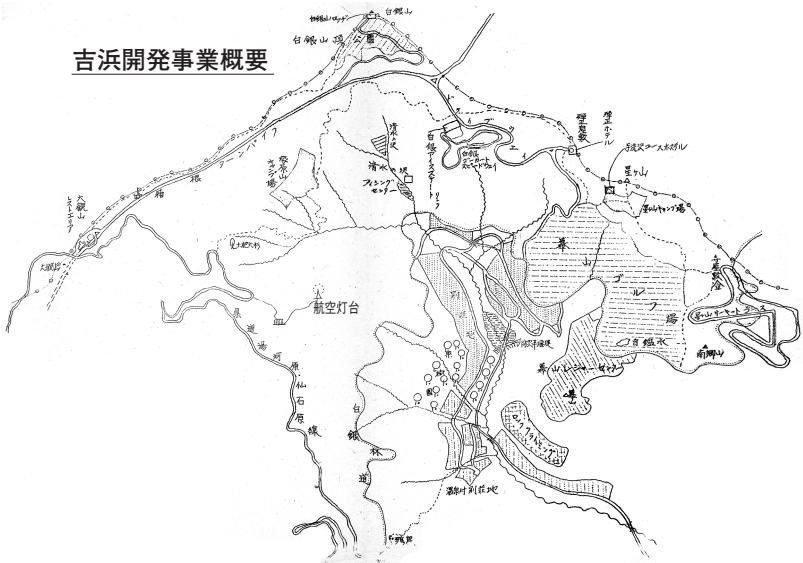
以上

〔昭和三八・三九〕 吉浜開発に関する書類綴「湯
河原町役場蔵」

原資料は横書き。

町村合併で旧吉浜町の契約は新生湯河原町に引き継
がれた。中でも広大な山林を提供することになった鍛
冶屋地区への配慮がなされた。なおこの開発に当たっ
ては町・地区・吉浜財産区・農協なども関わる困難な
調整が続けられた。

吉浜開発事業概要



54 吉浜開発報告

吉浜開発報告

湯河原町

湯河原町吉浜財産区管理会

(要旨)

旧吉浜町の奥地開発については、昭和三〇年の町村合併以前より旧吉浜町住民の念願であり、合併後に於ても、その実現を期待されていたものと思つております。

このことについては、新町となりましたも関係者間に於て重々協議を重ねて来たものでありますが、今回この開発の相手方である箱根ターンバイク株式会社(東京急行系、社長五島 昇)と具体化し契約を進める考えであります。

ついては、その概要を皆様に報告申し上げ御賛同を

得たいと思つております。

(現在までの経過)

昭和二七年一月二日吉浜町と栗原正、天野辰夫との間に覚書を交換し奥地一、〇〇〇町歩の開発幹旋を依頼した。

昭和二九年一月四日吉浜町と吉浜開発株式会社岩崎勝との間に温泉堀(ヤ)さく温泉分譲会社の設立道路建設其の他の開発契約を締結した。なおこの契約で七万坪の譲渡(坪当り三〇円)温泉分譲会社の資本の中、町は五〇%を土地によりて出資すること、し吉浜開発会社は一、六〇〇万円を町に予託して開発費用に充当した。

昭和三〇年三月吉浜町は奥地を吉浜財産区と、吉浜三農協及び、町(ヤ)えと三分し四月一日湯河原町福浦村と合併しこの開発問題を新町に引継した。

昭和三二年昭和三三年と吉浜開発会社と種々交渉があ

り、昭和三二年全会社は七〇〇万円の追加予託をしたが決定された事項はない。而してこの間吉浜開発会社は東京急行が実権を持つこと、なつた。昭和三六年全会社と再度接渉に入り昭和三七年話し合いが付くやに見られたが値段等の問題で結論を得ることができなかつた。昭和三八年六月吉浜開発株式会社は社名を箱根ターンバイク株式会社と変更し引続き交渉がもたれた。此の間ターンバイクの建設に伴なう道路敷の賃貸借については、協議が成立したが開発関係は結論を得ることができなかつた。昭和四〇年以降に於ては、なお交渉を継続し、町も早期の開発を希望し建設内容について幾多の検討を重ね、次のような契約案が起草されるに至つたのである。

(開発の理由)

私達の生活は国家経済の発展と共に日毎に向上し、それに伴なう教育施設、道路橋梁等の交通対策、遊園地

公園、し尿処理場等の環境施設等公共施設の建設がおこなわれていることは、皆様御承知のとおりであります。これに対し町は新町建設計画等により重責の事項は施行しておりますが、総てを解決することは到底困難な状況であります。

しかし町はこれらの問題を等閑視しているものではありませんが、これを満たす町費の一般財源の増徴を図り、よりよい町造りをしたいと努力を重ねておりますが、飛躍的な増大を見ることはできません。今回の吉浜奥地開発は、これ等の問題を解決するに一番適当と思われるものであり、この考えは従前と変わることがないものであり、この地の観光開発による税収入等直接に又は間接に町、^(町)発展に寄与することは勿論のこと、私達住民福祉の向上に反映するものと思ふのであります。

(開発の内容)

第三節 町の観光と開発事業

吉浜奥地の観光開発とはどんな内容のものであるか、建設が計画されている主なものは次のとおりであります。

- 一、開発地内の道路建設（無料道路）
 - 二 温泉くつさく及び、温泉利用施設
 - 三 多目的ダム
 - 四 白銀山ロッジ（山頂公園）
 - 五 スケートリンク
 - 六 ピッチパットゴルフ場
 - 七 スピードランド
 - 八 キャンプ場及び宿泊施設
 - 九 レインジャーランド
 - 十 ファイツシングセンター
 - その他
- （開発される土地及び残地）
- 一 開発対象土地（公簿による、畝以下略す）

イ、町 有 地 二六三・三町歩（字白銀山、老僧

坊、深沢、並びに幕山の大部分）

ロ、財産区有地 二八四・六町歩（字中尾山、桜郷）

ハ 農協所有地 一二八・五町歩（字彈正河原、黄

金松並びに大澤、星ヶ山、南郷の

一部）

計 六七六・四町歩（坪当り三〇〇円）

なお農協の土地は町に上地の上行なわれる見込による。

二 残地

イ、町有地 一〇・〇町歩

ロ 財産区有地 一六四・〇町歩（字辰沢）

ハ 農協所有地 八〇・五町歩

計 二五四・五町歩

（土地代金）

町 三億五二七三万円（うち農協分一億一

五七三万円)

財産区 二億五六一七万円

計 六億〇八九〇万円

(代金の納入)

契約と同時に 二億円

後一ヶ年毎に 一億円 最終一億〇八九〇万円

(保証金)

一億円 契約と同時に納入 但し災害の損害賠償等に充当できる。

(開発条件等契約内容)

一、開発の目的以外に利用できない

二、開発が実行されたとき(五ヶ年)に土地を引渡す

三、開発をしないときは契約は無効となり保証金、土地代金は町が没収する

四、湯河原駅から幕山迄有効巾員六・五米の舗装自動車道路を建設する(町道)

五 町営水道に必要な水量を清水の沢から導水する。

六 防災施設を行なう。

七 災害等で地元が損害を受けたときは、その賠償をすること。

八 汚水処理を行なうこと。

九 水利用については、町と協議の上行なうこと。

十 開発に支障のない限り地内の採草・通行等は従前通りとする

十一 次の地上権は現行のまゝ^(マ)とする。但し許可を受けなければならないので許可のあつたときとする。

官行造林・県行造林・小田原市外四ヶ町組合林

(許可のないときは契約無効とする)

十二 前項以外の植林者には補償をすること。

十三 分収権利は許可された後、移譲する。

十四、白銀林道等現行施設等の使用权は承認のこと。

(土地代金による当面の重畳施策)

土地代金の使途については、次の重実施策に対し年次計画を策定し^(ママ)逐次施行する。

一、吉浜小学校の改築

二 旧吉浜町役場跡に文化会館を建設し広場は駐車場とする。

三 一般町道の整備

四 眞砂橋の拡張等橋梁整備

五 農業構造改善事業の推進

六 土地改良事業の推進

七 し尿、並びに汚水処理

八 遊園地の増設

(四一 吉浜開発委員会に関する綴(特別・連絡協・小委) (一〇月～三月)「湯河原町役場蔵」)

原資料は横書き。

旧吉浜町時代に結ばれた外部資本による広域かつ多方面にわたる開発計画は町村合併の余波などで長く停

滞した。その後、多発する公害問題に触発された自然

環境保護という観点からの反論も出始めた。長期化し

た開発計画の詳細が埋没して議会や委員会内部におい

ても共有されづらい、という指摘から本計画の概要が

整理され報告された。

55 湯河原の自然保護に関する陳情書及び反論

① 陳情書

湯河原の自然保護に関する陳情書

私たちは湯河原に住まい、この緑の山々と青い海に囲まれた風土をこよなく愛し、いつまでもその美しい自然が保たれることを念願しているものですが、いまこの湯河原の奥地に大規模な自然破壊をもたらす観光開発計画が推し進められ、町当局も積極的にこれを助長しようとしております。

以下諸項目にわたって、県知事をはじめ関係各位のお力添えとご英断を仰ぎたく、陳情書を以つてお願い申し上げます。

吉浜奥地の保護について

一、昭和四十四年に湯河原町が某企業に吉浜奥地の町有地四五〇ヘクタールを売却したことは、県知事もご存知のことと思います。同企業がさきを買収済みの地区を併せると九一四ヘクタールとなり、同企業は実に湯河原町総面積の約二〇%（添付図参照）を占有したこととなります。同企業はここに大資本を投下し、自由時間都市と銘打ってレジヤセンターや広大な宅地の造成を行おうとしており、町当局も積極的に協力しております。ところが、売却地内には県と国が現在地上権を設定している保安林地区（添付図参照）があり、町当局は企業に協力するたてまえから、この地上権の解除を、県と国に強く迫っています。

新聞報道によれば、知事はこの件について、自然保護の立場からこの地上権の解除はできない」という見解を県議会に示されていますが、私たちは、この知事の英断を次の理由によつて高く評価、支持するとともに、今後その方針の変更のないことをお願いするものです。

(イ) 自然保護の立場から。売却された吉浜奥地は、箱根国立公園に隣接し、湯河原にとつていまや残された唯一最大の緑のオアシスであり、この地域には天然記念物の箱根山椒魚をはじめ数々の野鳥、動物が棲息し、また箱根笹、ヤシオツツジ、ドウダンツツジ等学的にも貴重な植物の分布が見られます。開発を許せば、広大な自然環境が破壊されるだけでなく、これらの動植物が絶滅するおそれがあります。

(ロ) 住民の生命保護の立場から。集中豪雨のおそろしさは、さきごろの山北町箒沢の水害を例にとるまで

もないことですが、吉浜奥地の全域を占めるこの地区に広大な宅地造成が行われれば、さきごろのような集中豪雨に襲われた場合、下流山間部に密集する鍛冶屋地区、さらには吉浜地区住民の生命財産に甚大な被害が予想されます。

(ちなみに、温泉場奥地池峯地区、若草地区の宅地開発では、すでに豪雨の際、下流の住民の人命及び家屋に被害を出し、地域住民は豪雨のたびに戦々兢兢としている現状です。)

(ハ) 水の保護と衛生上の立場から。この地域には鍛冶屋地区(人口約二千人)の飲料水および農業用水を賄う新崎川の水源があります。町当局は、水源地帯は売却してはいないと言明していますが、町が示した地図によれば、新崎川源流沿いのわずかな沢幅を「線」的に確保(添付図参照(省略))しているにすぎず、水量、水質の保全を期するなら、源流に面するすべての分水

嶺までを「面」として確保しなければなりません。従って現状で開発が行われれば、この源流に清水を送りこんでいる周辺一帯の林野が破壊されることよって水源の枯渇、汚物や細菌の流入を招く危険が十分あります。

(ニ) 史跡保存の立場から。この地域一帯は源頼朝の拳兵時の古戦場で、小道地藏堂跡、自鑑水、土肥大杉、また豊臣秀吉の小田原攻略にまつわる弾正ヶ原など貴重な史跡が散在しております。ここが開発されれば、貴重な史跡が失われるだけでなく郷土史の研究に大きな支障を来たし、その文化的損失は後代にわたって測り知れません。かりに史跡のみを「点」として残したとしても、周囲の自然環境も併せて保存されるものでなければ古戦場としての意味をなしません。

(ホ) 地質学的に見て。本地域は湯河原火山と箱根火山の接点にあたり、箱根古期外輪山の成層が見られき

わめて脆弱であり、白銀林道の例でも転石、土砂崩壊は各所に起つていきます。しかるに本計画によればさらに数本の道路の敷設が予定され、豪雨時等の際には大崩壊が予想されます。

(ハ) 自然のバランスから見て。自然のバランスは多様でしかも微妙な働きをします。本地域の谷ぞいには森林が僅かに面積をしめていますが、丘陵地はハコネザサを主体にした風衝群落が大部分で、これらを開発することは表土の土砂を崩すのみならず、地下水の透過にも悪影響を及ぼすことは明らかです。

右に挙げた諸理由にもとづき、私たちは、県と国がこの地域の一部に設定している地上権を解除しないことを強く望みます。

しかしながら、この地上権の及ぶ地域は面積比としてわずかなものであり、これだけでは保護手段としてあまりにも貧弱です。そこで私たちは、さらに次のよ

うな措置を、県が勇断をもって速やかに実行して下さいることをお願いいたします。

二、全地域「特別風致地区」の指定。このたび吉浜奥地に対し、県から風致地区指定の内示（添付図参照）があつたと聞き、私たちはこの県の措置を歓迎しておりますが、指定内容を地図によつて検討して見ますと、もっとも必要と見られる売却地区には「特別風致地区」の指定がなされておらず、住民部落に隣接する部分だけにベルト状に「特別風致地区」の強い抑制措置がとられております。この指定措置では、開発便乗者は排除抑制することができるとは、破壊の元凶である開発そのものに対しては甚だ手ぬるい措置であるといわざるを得ません。そこで私たちは、売却地を含めた湯河原奥地全域への「特別風致地区」の指定を要望いたします。

三 売却地の買い戻し。湯河原奥地の自然保護を恒

久的見地から考えた場合、最善の策はなんといっても売却地を買い戻すことだと思います。売却代金は七億円余といわれ、すでにその大半を費消してしまっている町にとってこの買い戻しは、非常に困難を伴うことでしょうが、県の強い指導と援助のもとに買い戻し交渉をすすめるか、できれば県（あるいは国）が買収して県有（あるいは国有）化し、この種の自然破壊の根を断つ、抜本的対策を講じていただきたいと思えます。

なお、この地域にはさきに県が約十億円を費して完成した白銀林道が通じておりますが、開発が行われれば林道としての本来の目的と意義を喪失するばかりか、自然破壊に逆利用される企業道路となってしまう。尊い県民の血税によってつくられた白銀林道を林道として活かすためにも、この地域の県有（あるいは国有）化は必要であると考えます。

城山々頂の保護について

四、さきに県は、町の強い要請により、大観山つきラインより城山々頂への観光道路の敷設に着手しましたが、昨年、自然保護の理由でこの工事をなかばで中止し、残された山頂までの部分はハイキング・コースを整備することで打ち切りました。私たちは、この措置に双手を挙げて賛成いたします。

しかしながら、町当局は、この県の決定を不満とし、工事の再開を再三にわたって陳情していると聞き及びます。城山は土肥氏の昔から湯河原住民にとって心のふるさとであり、観光道路の敷設によって美しい山肌が削られ、排気ガスと塵芥で荒廃させられることは、自然保護、史跡保存の上からだけでなく、心情的にも堪えがたいことであります。私たちは県が、町当局や観光業者の工事再開要請に対して、あくまでこの打ち切りの決定を守られることを望みます。

過日の新聞報道によれば、知事が吉浜奥地の県の地

上権は解除しないとの方針を明らかにしたことに対し、わが町長は、吉浜奥地の観光開発は全住民の総意だと語っていますが、これが全住民の意志でないことは、現にこうして私たちが知事に陳情している事実によっても明らかであります。

奥地の開発を期待しているのは、開発イコール発展、という古い発想のパターンから脱け出せない町の為政者と一部の受益者およびその追随者であり、いまや自然保護、環境保全を願う町民の声は高まりつつあります。

私たちは、こうした町民の願いを代表して、以上諸項目にわたつての知事のご賛同とご英断を得たく、陳情書をもってお願い申し上げます。

昭和四十七年八月一日

湯河原の自然を守る会

代表 沖中恒幸

高橋 伸一

連絡先・事務局 湯河原町宮上〇〇〇

電話 〇四六五(六二)〇〇〇〇

西湘の緑を守る会長 高橋謙作

湯河原写真連盟会長 岩井卯吉

湯河原ユネスコ協会会長 井上敬徳

湯河原こだま俳句会長 北浦 馨

小田原生物談話会長 箕島清夫

(添付図省略)

② 陳情の各項目に対する反論

湯河原の自然保護に関する陳情の各項目に対する反論

一、売却地にある国県の地上権は「自然保護の立場から解除できない」という県知事発言を支持している

項目

(理由イ)「自然保護の立場から」について

昭和四六年一〇月横浜国立大学植物生態学研究会宮脇助教授に開発予定地域の植生調査を委託してあり、この調査結果を尊重して植生状態と調和した開発計画を樹立すべく検討している現状であり、決して無謀な開発をしようとしているのではない。

(理由ロ)「住民の生命保護の立場から」について

開発行為を進めるにあたって防災対策を確保することは当然のことである。

開発計画樹立の資料とするため前記植生調査のほか、昭和四六年一二月から国際航業株式会社に委託した地形測量作業が進行中であるので、その結果にもとづき危険と予測される

地区は開発対象地から除外する等の考慮をしており万全の対策と併行した適度な開発行為を進めさせる予定であつて処分地全域で宅地造成が行なわれるというようなことは町自体予測すらしていない。

(理由ハ)「水の保護と衛生上の立場から」について

現在新崎川「幕山地区」で取水している上水道用水は、開発事業に先立つて「清水の沢(湧水)地区」から取水できるよう所要施設の建設費を東急に負担させることにしており、かつ、東急には売却地での直接取水を禁止するほか、開発予定地には町営上水道から一定水量の供給(日量三千トンを目標)を予定している等鍛冶屋地区のみならず本町全般の将来の上水道計画構想にそつた対策をとつてお

り、又、河川の水質保全については契約上、汚水処理対策の実施を義務づけており心配はない。なお、本町にはすでに水田は皆無である。

(理由二)「史跡保存の立場から」について

土肥の大杉跡、自鑑水、関白道、等は貴重な歴史的資源であつて、消極的保存というよりむしろ積極的利用の構想にたつて契約条項にも示してあるとおりである。小道地藏堂跡は開発対象地外である。点と面との指摘事項については総体的土地利用の調和性のうえで判断されるべきものと考ええる。

(理由ホ)「地質学的に見て」について

(理由イ) 及び (理由ロ) でのべき植生及び地形調査の結果にもとづいて開発計画の一環として道路計画も樹立されるものであつて、

その実施上の崩壊防止対策等は土木技術を確信したい。

(理由ヘ)「自然のバランスから見て」について

本地域は大半すでに人工のほどこされた地域で従来の管理が必ずしも成功しているとは云い得ないので(理由イ)でのべき植生調査を尊重し、事業計画にはより積極的な植生育成の方向を打出す考えである。

二、全地域特別風致地区の指定を求めた項目

開発を予測した地域に開発計画を(イ)段階で全域風致地区特別地区の指定をすることはできない。本地域は奥湯河原県立公園の区域からはづれていて、従来風致地区の指定がされていないことと、検討中の開発計画の水準を風致地区の規準に合わせた点から全域風致地区として指定するよう準備を進めているが、開発計画が定まった段

階で自然の保全を利用目的に選定した地区については特別地区として指定することもやぶさかでない。

三、売却地の買戻しを要望した項目

本町では十数年来の懸案として(1)町の観光的振興(2)行政水準維持のための財政基盤確立という二大目的のもとに開発を前提として本地域を売却したものであつて、単なる土地売却収入を目的としたものではないから国又は県によつて単に買戻されることには賛成できない。

四、城山山頂の保護を求めた項目

城山山頂への道路事業は当初から県の計画にそつて実施されているものであり町は県の事業に不満をもつて再三陳情しているような事実はない。

(湯河原町役場蔵)

昭和四〇年代には高度経済成長のひずみともいえる

公害が問題化した。吉浜開発事業に対しても自然保護のみならず多様な観点からの反対運動が起こり、町民の大学講師クラスの有識者がこれに参加、町は苦境に立つた。

56 吉浜奥地開発の実現に関する要望書

昭和四八年三月二八日

湯河原町長 高杉茂利 殿

湯河原町議会議長 常盤正雄 殿

吉浜開発特別委員長 市川公造 殿

湯河原町^(銀)鍛冶屋区

区长 木村康治 印

要望書

吉浜奥地開発の問題につきましては、地元^(銀)鍛冶屋住民の全面的な生活権の擁護と、権利の尊重という理念に立つて、町当局と住民との間に、過去一〇年にわた

り慎重な協議がなされてまいりました。

その結果、われわれの要望が認められ、ご承知のように昭和四四年八月、この問題の解決をみるに至りました。

爾余来今日まで、われわれは、鍛冶屋区と町との間に取りかわされた覚え書の諸条件を確実に履行しながら一日も早く、これが開発の実現を期待してまいりましたが、いまだに具体的に進展していないのは誠に遺憾に堪えません。

思うに近年、「自然保護」という考え方から、一部の住民が、開発反対の動きを示し、当初の目的である開発の実現が危ぶまれる状況になりつつあります。

もとより、われわれといたしましても、自然保護は大事であり、望むところでもあります。

したがってこのことについても、過去の経過のなかで十分に検討し、協議してきたわけでありませう。

また、この開発は、地区住民の生活の安定にもつながらることはもちろん、町当局の、「観光立町」の方針に基づく、観光地としての体質改善、町財政基盤の確立等に役立つことは言うまでもありません。

特に本年の、みかん価格の大暴落は、大多数の地区住民の生活を根底から、脅やかし、他に収入の道を求めなければ生活が成り立たない状態に追い込まれております。

このような情況のなかで、われわれ住民が生きる道は、観光と農業を結び付けた、いわゆる「観光農業」以外にはないものと考えております。

以上のような考え方から町当局におかれましては、われわれ地域住民の意のあるところを十分におくみ取り下さいまして、一部住民の反対を恐れることなく、自然保護という時代の趨勢に対応しつつ、一日も早く、「自然と人工の調和のとれた開発」を実現するよう、

強く要望する次第であります。

〔昭和四八年～五二年 吉浜開発に関する綴〕湯河

原町役場蔵)

原資料は横書き。

この事業は契約先企業の変更や町内部での調整難航などがあつて渋滞した。当時は「日本列島改造計画」による開発振興が叫ばれる一方で、一九七一（昭和四六）年には政府の公害対策本部が環境庁に昇格するなど環境保護の活動も本格化した。

57 「湯河原町の開発」 船越栄一郎

湯河原町の開発

六の五 船越栄一郎

僕は、東京で生れた。だが、小さい頃喘息もちだったので、空気の良い湯河原に越して、のびのびと育てほしいという親の願いで、湯河原に越してきた。そ

の願い通り、僕の喘息はなおった。僕は、越してきてからもう十年くらしている湯河原が大好きだ。なぜなら、湯河原は、東京などの公害のひどい町と比べたら、山もあるし、海もある自然の町だからだ。

ところで、今度湯河原奥地に「レジャーセンター」を建てるといふ計画があることを聞いた。でも、僕はこの計画に絶対反対だ。なぜなら、自然をこわすことはもとより、人命にもかかわることがあるからだ。それは、台風や大雨が長く続き、土砂くずれがおきた場合、新崎川、藤木川下流にある、鍛冶屋^(鍛)、吉浜地区、奥湯河原、宮下、宮上地区に大きな被害が予想されるからだ。「レジャーセンター」を建設する会社では、「その点は絶対大丈夫だ。」といっているそうだが、万一のことを考えると反対せずにはいられない。

また自然におしよせる問題も大きい。もし「レジャーセンター」が建つとしたら、近所にホテルも建

つだろう。とすれば、ホテルや「レジャーセンター」から出た汚水はどこへ行くのだろうか。やっぱり川ということになるのではなからうか。そうすると近くの新崎川ということになり、汚水や細菌の流入をまねきよごれてしまうおそれは十分にある。

まだまだ自然保護の面から見ての被害はある。「レジャーセンター」が建つ所は、天然記念物の「箱根さんしょう魚」をはじめ、たくさんの野鳥動物が棲息し、「ハコネザサ」や、「ドウタンツツジ」などの多くの貴重な動植物がある。「レジャーセンター」が建つことによって、これらの生物がメチャメチャになってしまふ。

以上のことを考えても「レジャーセンター」をつくることには賛成できない。がしかし、他の人はどう思う考えなのだろうか。このことを知るために、僕は他の人に聞いて歩くことにした。

まず、最初は、協力してくれた友達三人と、温泉場から聞いてみることにした。僕達は、人がたくさん集まる場所をと思って、観光会館に行ってみた。さつきベンチに腰かけている女の子を連れのおばあさんに聞いてみた。

「ちよつとすいません。今度、奥湯河原の山を宅地造成して、『レジャーセンター』を建てる計画があるんですが、そのことについて、どう思いますか。」

「そうですね。湯河原の良いところは、山があつて温泉があることですよ。だから、その山がなくなつてしまふということはどうかと思うんですがねえ。」

という答が返ってきた。僕はお礼をいうと、次々にいろいろな人に聞いてみたが、どうやら年寄りの人に多く聞いてしまったようだった。そのせいか、「レジャーセンター」をつくることに反対の意見が多かった。しかし、温泉場の方だけでは、湯河原全体の意見にはな

らないので、今度は駅を中心として聞いて歩くことにした。

最初の人は、若い女の人だった。

『そうですね。今、湯河原は遊ぶ所がないので『レジャーセンター』をつくつたらいいと思います。』
『という意見だった。次はそばにいた男の人に聞いてみた。』

「湯河原はお金が少ないので『レジャーセンター』をつくる会社に土地を売って、お金をもうければいいと思います。」

なるほど、何をするのにもお金は必要だ。しかし自然をこわし、さらに人命の危険をおかしてまでも、「レジャーセンター」を建てなければ、湯河原はやっていけないのだろうか。僕はこう考えるが、おとなとちがつて反対運動をおこすわけにいかない。でも、僕は、緑の町湯河原、自然の町湯河原の姿を変えないでほし

いと願っている。それでは僕みたいな子供にできることは、なんなのだろうか？

※よく調べ、足で考えた作文なので説得力をもっているが、開発に賛成の人の考えをもつと紹介してほしかった。開発しなければならぬ事情をもつとつこんだ上で、「緑を守ろう」を考えると、さらに説得力をもつだろう。

※段落がきちんとわけて書かれている為、すつきりしている。 〈間宮〉

〔学校文集 りんどう 一九七二年度（昭和四七年）度〕第二五号「湯河原町立湯河原小学校蔵」

開発推進政策に対し自然保護や災害対策などの面から反対運動が起こり、町を二分するほどの問題になった。本資料は小学生の視点ながら興味深い内容である。作者は二〇〇五（平成一七）年に湯河原町観光大使になる。なお本件は県が「自然環境保全条例」を根拠に

認可せず、構想は実現しなかった。

58 湯河原町風致地区条例

湯河原町風致地区条例（平成二十六年十月二

日条例第二十九号）

（目的）

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律

第百号）第五十八条第一項の規定に基づき、風致地

区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐

採その他の行為について必要な規制を行い、もって

都市の風致を維持することを目的とする。

（許可等）

第二条 風致地区内において、次に掲げる行為をしよ

うとする者は、町長の許可を受けなければならない。

一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」とい

う。）の新築、増築、改築又は移転

二 建築物等の色彩の変更

三 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の

変更（以下「宅地の造成等」という。）

四 水面の埋立て又は干拓

五 木竹の伐採

六 土石の類の採取

七 屋外における物件のたい積

2 前項の規定にかかわらず、風致地区内において行

う次に掲げる行為については、同項の許可を受ける

ことを要しない。

一 都市計画事業の施行として行う行為

二 国、地方公共団体又は当該都市計画施設を管理

することとなる者が当該都市施設又は市街地開発

事業に関する都市計画に適合して行う行為

三 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

四 建築物（地下に設ける建築物を除く。次号にお

いて同じ。)の新築、増築又は改築であつて、次のいずれにも該当するもの

ア 当該新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以下であるもの

イ 当該新築、増築又は改築後の建築物の高さ及び建ぺい率が、別表第一の種別の欄に掲げる種別に同じ、それぞれ同表の建築物の高さ及び建ぺい率の欄に掲げる数値以下であるもの

ウ 当該新築、増築又は改築後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離(以下「壁面後退距離」という。)が別表第一の種別の欄に掲げる種別に同じ、それぞれ同表の壁面後退距離の欄に掲げる数値以上であるもの

五 建築物の移転で当該移転に係る部分の床面積が十平方メートル以下であるもの

六 地下に設ける建築物の新築、増築、改築又は移転(新築又は増築にあつては、当該新築又は増築に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以下であるものに限る。)

七 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下この項及び第八条第一項において同じ。)の新築、増築、改築又は移転

ア 工事に必要な仮設の工作物

イ 地下に設ける工作物

ウ 消火設備又は消防若しくは水防の用に供する望楼及び警鐘台

エ 社寺境内又は墓地内において設ける鳥居、灯ろう、墓碑、墓石その他これらに類するもの
オ 祭礼、縁日等のために設ける観覧場、やぐら、

案内又は装飾のための施設その他これらに類するもの

- カ その他の工作物の新築、増築、改築又は移転で当該新築、増築、改築又は移転後の工作物の高さが五メートル以下であるもの
- 八 次に掲げる建築物等の色彩の変更
 - ア 屋根、外壁、煙突、門、塀、橋、铁塔その他これらに類するもの以外のもの
 - イ 仮設の建築物等
 - ウ 地下に設ける建築物等
 - エ 床面積（増築を伴うときは増築後の床面積）の合計が十平方メートル以下の建築物
 - オ 前号ウからオまでに掲げる工作物
 - カ その他の工作物で高さが五メートル以下であるもの
- 九 面積が六十平方メートル以下の宅地の造成等で高さが一・五メートルを超えるのり（地表面が水平面に対して三十度を超える角度をなす土地をいう。以下同じ。）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 十 面積が六十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- 十一 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 自家の生活の用にあてるために必要な木竹の伐採
 - エ 仮植した木竹の伐採
 - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 十二 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第九号の宅地の造成等と同程度のもの
- 十三 次に掲げる屋外における物件のたい積

ア 工事に必要な物件のたい積で、当該工事現場において当該工事の施工期間を超えないもの

イ その他の物件のたい積で、面積が六十平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートル以下であるもの

十四 その他次に掲げる行為

ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 建築物の敷地内において行う次に掲げる行為

(ア) 当該敷地内に存する建築物に付属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）その他これらに類する工作物の

新築、増築、改築又は移転

(イ) 高さが五メートル以下の木竹の伐採

(ウ) 屋外における物件のたい積で、高さが三

メートル以下のもの

ウ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。

ただし、次に掲げる行為を除く。

(ア) 建築物の新築、増築、改築又は移転。ただし、物置、作業小屋等の新築、増築、改築又は移転で当該新築、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が九十平方メートル以下であるものを除く。

(イ) 建築物等の色彩の変更。ただし、物置、作業小屋等で床面積（増築を伴うときは、増築後の床面積）の合計が九十平方メートル以下であるものを除く。

(ウ) 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置

(エ) 宅地の造成又は土地の開墾

(オ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行

うものを除く。)

(カ) 水面の埋立て又は干拓

3 国、地方公共団体及び公社、公団等で規則で定めるものが行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、その行為をしようとする者は、町長と協議しなければならない。

4 風致地区に関する都市計画が定められた際、当該風致地区内において第一項及び第二項並びに次条の規定により許可を要する行為を現に行っている者は、第一項の許可を受けたものとみなす。

5 風致地区に関する都市計画が定められた際、当該風致地区内において第三項及び次条の規定により協議を要する行為を現に行っている者は、第三項の協議をしたものとみなす。

6 前二項の規定により第一項の許可を受け、又は第三項の協議をしたものとみなされた者は、当該風致

地区に関する都市計画が定められた日から起算して三十日以内に、規則で定めるところにより町長にその旨を届け出なければならない。

(適用除外)

第三条 次に掲げる行為については、前条第一項及び第三項の規定は、適用しない。この場合において、その行為をしようとする者は、当該行為をしようとする日前相当の期間において町長にその旨を通知しなければならない。

一 高速自動車国道若しくは道路法(昭和二十七年法律第八十号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による一般自動車道を除く。)とを連結する施設の新設及び改築を除く。)に係る行為又は道路法による道路(高速自

- 自動車国道及び自動車専用道路を除く。の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- 二 道路運送法による一般自動車道又は専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連結する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為
- 三 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川又は同法第百条第一項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- 四 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号、第二号イ及び第三号（水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務に係る行為（前号に掲げるものを除く。）
- 五 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
- 六 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為
- 七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行又は急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る行為
- 八 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条に規定する地域森林計画に定める林道の開設

又は管理に係る行為

九 森林法第四十一条に規定する保安施設事業の施行に係る行為

十 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

十一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

十二 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

十三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、停車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為

十四 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）

による鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応じるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあっては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

十五 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

十六 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為

十七 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識の設置又は管理に係る行為

十八 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）による信号所の設置又は管理に係る行為

十九 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は

同法第九十六条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー又は通信設備の設置又は管理に係る行為

二十 気象、海象、地象、洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十一 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百十七号）第三条第一号に掲げる基本施設又は同条第二号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工

事

二十二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）

第二条第五項第一号から第五号までに掲げる港湾施設（同条第六項の規定により同条第五項第一号から第五号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。）に関する工事の施行又はこれらの港湾施設の管理に係る行為

二十三 国又は地方公共団体が行う有線電気通信設備又は無線設備の設置（高さが十五メートルを超えるものの設置を除く。）又は管理に係る行為

二十四 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による認定電気通信事業の用に供する線路若しくは空中線系又はこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置（高さが十五メートルを超えるものの設置を除く。）又は管理に係る行為

二十五 放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）

による放送事業の用に供する線路若しくは空中線系又はこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置（高さが十五メートルを超えるものの設置を除く。）又は管理に係る行為

二十六 電気事業法（昭和三十九年法律第七十七号）による電気事業の用に供する電気工作物の設

置（高さが十五メートルを超えるもの及び発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

二十七 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

二十八 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道の排水管又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

二十九 警察署の派出所若しくは駐在所又は道路交

通法（昭和三十五年法律第百五号）による信号機の設置又は管理に係る行為

三十 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

三十一 神奈川県文化財保護条例（昭和三十年神奈川県条例第十三号）第四条第一項の規定により指定された県指定重要文化財、同条例第二十六条第一項の規定により指定された県指定有形民俗文化財又は同条例第三十一条第一項の規定により指定

された県指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

号) 第三条第一項に規定する鉱物の掘採(マユ)に係る行為

三十二 古都における歴史的風土の保存に関する特

(風致地区の種別の定義)

別措置法(昭和四十一年法律第一号)第五条に規

第四条 風致地区の種別は、次に掲げるとおりとする。

定する歴史的風土保存計画に基づく事業の執行に係る行為

一 第一種風致地区 特に良好な自然環境を有し、その保全を図るため、建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域

三十三 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律

二 第二種風致地区 良好な自然環境を有し、又は

第一百号)第四条に規定する近郊緑地保全計画に

周辺に特に良好な自然環境が存し、これらの自然

基づく事業の執行に係る行為

環境と調和した土地利用がされるよう建築物の建

三十四 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九

築等を規制する必要がある土地の区域

号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理

三 第三種風致地区 周辺に良好な自然環境を有し、

に係る行為

現に存する自然環境又は周辺の良好な自然環境と

三十五 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一

調和した土地利用がされるよう建築物の建築等を

号)による公園事業又は県立自然公園のこれに相

規制する必要がある土地の区域

当する事業の執行に係る行為

四 第四種風致地区 自然環境の維持若しくは復元

三十六 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九

四 第四種風致地区 自然環境の維持若しくは復元

が図られ、又は周辺の自然環境と調和した土地利用がされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域であつて、第一種風致地区、第二種風致地区及び第三種風致地区以外の区域

2 前項に掲げる風致地区の種別は、町長が指定する。

(風致地区の種別の縦覧等)

第五条 町長は、風致地区の種別を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、当該種別の案を、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しななければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該区域の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された風致地区の種別の案について、町長に意見書を提出することができる。

(風致地区の種別の指定)

第六条 町長は、湯河原町都市計画審議会(以下「審

議会」という。)の意見を聴いて風致地区の種別を指定するものとする。

2 町長は、前項の規定により風致地区の種別の案を審議会に諮問しようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の要旨を審議会に提出しなければならない。

3 町長は、風致地区の種別を指定する場合には、その旨及びその区域を告示するとともに、その関係図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

4 風致地区の種別の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生じる。

(風致地区の種別の変更)

第七条 前二条の規定は、風致地区の種別の変更について準用する。

(許可の基準)

第八条 町長は、第二条第一項各号に掲げる行為で次

に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

一 建築物の新築

ア 仮設の建築物

(ア) 当該建築物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 当該建築物の位置、規模及び形態が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 地下に設ける建築物については、当該建築物の位置及び規模が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。

ウ その他の建築物

(ア) 当該建築物の高さが、別表第一の種別の欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の建築物

の高さの欄に掲げる高さ以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。

(イ) 当該建築物の建ぺい率が、別表第一の種別の欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の建ぺい率の欄に掲げる割合以下であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(ウ) 当該建築物の壁面後退距離が、別表第一の種別の欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の壁面後退距離の欄に掲げる部分の区分に応

じた距離以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(エ) 当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が六メートル以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が当該新築の行われる土地及びその周辺の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。

(オ) 当該建築物の位置、形態及び意匠が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(カ) 当該建築物の敷地内に風致の維持に必要な木竹が存在しないときは、風致の維持に必要な

な植栽等を行うこと。

二 建築物の増築

ア 仮設の建築物

(ア) 当該増築部分の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 当該増築後の建築物の位置、規模及び形態が当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 地下に設ける建築物については、当該増築後の建築物の位置及び規模が当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ その他の建築物

(ア) 当該増築部分の建築物の高さが、別表第一の種別の欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同

表の建築物の高さの欄に掲げる高さ以下であること。前号ウ(ア)ただし書の規定は、この場合に準用する。

- (イ) 当該増築後の建ぺい率が、別表第一の種別の欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の建ぺい率の欄に掲げる割合以下であること。前号ウ(イ)ただし書の規定は、この場合に準用する。

- (ウ) 当該増築部分の壁面後退距離が別表第一の種別の欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の壁面後退距離の欄に掲げる部分の区分に応じた距離以上であること。前号ウ(ウ)ただし書の規定は、この場合に準用する。

- (エ) 当該増築後の建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が六メートル以下であること。前号ウ(エ)ただし書の規定は、この場合に準用

する。

- (オ) 当該増築部分の位置並びに当該増築後の建築物の形態及び意匠が当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

- (カ) 当該増築により、建築物の敷地内において現に存する風致の維持に必要な木竹が失われるときは、風致の維持に必要な植栽等を行うこと。

三 建築物の改築

ア 仮設の建築物

- (ア) 当該改築後の建築物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。

- (イ) 当該改築後の建築物の規模及び形態が当該改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ その他の建築物

(ア) 当該改築後の建築物の高さが改築前の建築物の高さを超えないこと。

(イ) 当該改築後の建築物の形態及び意匠が当該改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(ウ) 当該改築により建築物の敷地内において現に存する風致の維持に必要な木竹が失われるときは、風致の維持に必要な植栽等を行うこと。

四 建築物の移転

ア 仮設の建築物

(ア) 当該移転後の建築物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 当該移転後の建築物の位置が当該移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域におけ

る風致と著しく不調和でないこと。

イ その他の建築物

(ア) 当該移転後の建築物の壁面後退距離が別表第一の種別の欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の壁面後退距離の欄に掲げる部分の区分に応じた距離以上であること。第一号ウウただし書の規定は、この場合に準用する。

(イ) 当該移転後の建築物の位置が当該移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(ウ) 当該移転により建築物の敷地内において現に存する風致の維持に必要な木竹が失われるときは、風致の維持に必要な植栽等を行うこと。

五 工作物の新築

ア 仮設の工作物

(ア) 当該工作物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 当該工作物の位置、規模及び形態が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ その他の工作物については、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

六 工作物の増築

ア 仮設の工作物

(ア) 当該増築部分の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 当該増築後の工作物の位置、規模及び形態が当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でない

こと。

イ その他の工作物の増築については、当該増築部分の位置並びに当該増築後の工作物の規模、形態及び意匠が当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

七 工作物の改築

ア 仮設の工作物

(ア) 当該改築後の工作物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 当該改築後の工作物の規模及び形態が当該改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ その他の工作物については、当該改築後の工作物の規模、形態及び意匠が当該改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致

と著しく不調和でないこと。

八 工作物の移転

ア 仮設の工作物

(ア) 当該移転後の工作物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 当該移転後の工作物の位置が当該移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ その他の工作物については、当該移転後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が当該移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

九 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

十 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該

当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合（以下「緑地率」という。）が、別表第二の区分の欄に掲げる区分に応じ当該緑地の率の欄に掲げる割合（当該宅地の造成等が行われる土地の面積が五百平方メートル未満の場合には、当該割合に二分の一を乗じて得た割合）以上であること。ただし、当該造成等が行われる土地及びその周辺の土地の状況により植物の生育が困難であるときその他やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

イ 当該宅地の造成等が行われる土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を来

たすおそれが少ないこと。

ウ 五メートル以上の高さののりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと（小段等によって上下に分離されたのりがある場合において、下層ののり面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層ののり面の下端があるときは、その上下ののりは、一体のものともみなす）。ただし、当該変更に係る土地の地形上やむを得ないときは、この限りでない。

エ 面積が一ヘクタールを超える森林で風致の維持に特に必要であるものとして町長が指定したものの伐採を伴わないこと。

オ 第五条から第七条までの規定は、エに規定する森林の指定について準用する。

十一 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

ア 適切な植栽等を行うことにより行為後の地ぼうが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。

イ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十二 木竹の伐採については、当該木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、当該伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。

ア 第二条第一項第一号又は第三号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採

イ 森林の択伐

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（第十号エの森林に係るものを除く。）
で伐採区域の面積が一ヘクタール以下のもの

エ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

十三 土石の類の採取については、当該採取の方法が露天掘りではなく、かつ、当該採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。ただし、必要な埋戻し又は植栽等を行うことにより風致の維持に著しい支障を及ぼさないとときは、この限りでない。

十四 屋外における物件のたい積については、たい積の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 町長は、第二条第一項の許可に風致を維持するために必要な条件を付することができる。

(許可に基づく地位の承継)

第九条 第二条第一項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可

に基づく地位を承継する。

2 第二条第一項の許可を受けた者からその所有に係る土地の所有権その他当該許可に係る行為を施行する権原を取得した者は、町長の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。

(緑化の促進)

第十条 風致地区内の建築物の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物の敷地における風致の維持に必要な緑化に努めなければならない。

(監督処分)

第十一条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、風致を維持するため必要な限度において、その許可を取り消し、その許可に付した条件を変更し、その工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、建築物等若しくは物件の改築、移

転若しくは除却、建築物等の色彩の変更その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

一 第二条第一項の規定に違反した者

二 第二条第一項の規定に違反した工事の注文主若

しくは請負人又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

三 第八条第二項の規定による許可に付した条件に

違反した者

四 詐欺その他不正な手段により第二条第一項の規定による許可を受けた者

2 町長は、前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせる

ことができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、町長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(報告及び立入調査等)

第十二条 町長は、風致の維持のため必要な限度において、第二条第一項の許可を受けた者、風致地区内の土地、建築物等の所有者その他の関係者に対して、同項各号に掲げる行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 町長は、第二条第一項、第八条第二項又は前条第一項の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、町職員をして風致地区内の土地に立ち入り、その状況を調査させ、又は第二条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検

査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査又は立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第十三条 第十一条第一項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二条第一項の規定に違反した者

二 第八条第二項の規定による許可に付した条件に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下

の罰金に処する。

一 第十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十二条第二項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第三節 町の観光と開発事業

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この条例の施行の際現に風致地区条例を廃止する
 条例(平成二十四年神奈川県条例第三十四号)によ
 る廃止前の風致地区条例(昭和四十五年神奈川県条
 例第五号)第四条の三の規定により指定されている
 風致地区の種別は、第六条第一項の規定により指定
 されたものとみなす。この場合において、第六条第
 三項の規定による告示及び縦覧は、これを要しない。

別表第一(第二条、第八条関係)

種別	建築物の高さ	建ぺい率	壁面後退距離	
			道路に接する部分	道路に接する部分以外の部分
第一種風致地区	八メートル	十分の二	三メートル	二メートル
第二種風致地区	八メートル	十分の四	一・五メートル	一メートル

別表第二(第八条関係)

第三種風致地区	十メートル	十分の四	一・五メートル	一メートル
第四種風致地区	十五メートル	十分の四	一・五メートル	一メートル

区分

用途地域が定められていない土地の区域	第一種風致地区	十分の五
	第二種風致地区	十分の四
	第三種風致地区	十分の三
	第四種風致地区	十分の二
	用途地域が定められている土地の区域	十分の二

原資料は横書き。

(湯河原町役場蔵)

第二章 農業・漁業・商工業の展開

本章では農業・漁業・商工業を中心とする諸産業に
関する資料を収録した。

一九五五（昭和三〇）年の湯河原町合併当時、戦前
からの特産である柑橘栽培とともに、駅下地域を中心
に水稲耕作もおこなわれていた。しかし、区画整理と
ともに宅地化され、一九七五年までに水田は消滅した。

一方、柑橘栽培は一九六五ころまで活況を呈したが、
それ以降、全国的な生産過剰と貿易自由化によりミカ
ンの価格が低落し、一九七二年の大暴落で柑橘栽培を
めぐる情勢は厳しさを増した。以後、一九七四年の農
業経営安定化対策審議会の設置や、キウイやナルコユ
リなどの代替作物の開発、ミカン園地の再編・転換な
ど、農業経営安定に向けた模索がおこなわれた。

漁業は福浦漁港を中心に一九七五ころまでカツオ
の一本釣りや小型定置網による漁業が盛んにおこな
われていたが、次第に漁獲高が減少し、福浦釣研究会に
よるワカメ養殖など漁家経営安定に向けた試みがみ
られた。一方、観光客を対象とした遊漁業は盛んとなり、
一九九〇（平成二）年に構想された「シーマンズマー
ケット」計画など、観光漁業の発展も模索された。

湯河原の商業は観光に付随した飲食店や小売店が多
いため一般小売店でも物価が高く、消費の町外流出が
課題となっていた。こうしたなかミカン不況にともな
う経営不振打開のため湯河原農協が一九七六年に出店
したAコープ湯河原店は湯河原の商店会に出店反対運
動を巻き起こし、後の大規模店舗反対運動の起点と
なった。また、産業発展・商業振興に向け、町では二
〇〇六年に「食の大学院大学」設立を構想し、商工会
では二〇〇八年に新名物「たんたんたぬきの担々焼き
そば」を開発するなどの試みがみられた。

第一節 農業

59 中央農協設立認可申請書

農業協同組合設立認可申請書

農業協同組合法により^(般)鍛冶屋農業協同組合、吉浜農業協同組合、川堀農業協同組合、福浦農業協同組合は、それぞれ總會において合併の議決をし新たに湯河原町中央農業協同組合を設立いたしましたので関係書類を添えて認可申請いたします

昭和四一年二月一〇日

神奈川県知事内山岩太郎殿

足柄下郡湯河原町^(般)鍛冶屋〇〇〇番地の〇

設立委員 木村久治 ㊟

足柄下郡湯河原町^(般)鍛冶屋〇〇〇番地

設立委員 小澤 剛 ㊟

足柄下郡湯河原町^(般)鍛冶屋〇〇〇番地

設立委員 内藤 正則 ㊟

足柄下郡湯河原町吉浜〇〇〇番地

設立委員 向 笠 一雄 ㊟

足柄下郡湯河原町吉浜〇〇〇番地

設立委員 村 上 修平 ㊟

足柄下郡湯河原町吉浜〇〇〇番地

設立委員 力 石 勝 仍 ㊟

足柄下郡湯河原町吉浜〇〇〇番地

設立委員 小 澤 政 明 ㊟

足柄下郡湯河原町吉浜〇〇〇番地

設立委員 岩 本 茂 ㊟

足柄下郡湯河原町吉浜〇〇〇番地

設立委員 山 本 久 義 ㊦
足柄下郡湯河原町福浦〇〇〇番地
設立委員 高 橋 徳 ㊦
足柄下郡湯河原町福浦〇〇〇番地
設立委員 高 橋 文次郎 ㊦
足柄下郡湯河原町福浦〇〇〇番地
設立委員 青 木 昇 ㊦
合併理由書

農業協同組合法の制定に伴ない、当組合は昭和二三年設立以来今まで農民の協同組織として、組合員の社会的経済的地位の向上をめざして、活動を續けてまいりました。

この間組合員各位のご理解とご協力により組合の経営と活動は、年々発展の途をたどつております。

しかしながら最近の社会及び経済の情勢は、著しい変

化と発展がみられますが、一面農業と他産業との間には生産性や、所得において大きな格差を生じ、更らに農村地域は都市化、工業化等の進展に伴ない農耕地の潰廢により離農、階層分化の進行をよぎなくしつつあります。

湯河原町地域においても都市化への様相はますます進みつつあり、また当地域の主要農産物である柑橘は、明治末期より発達し幾多の変遷と改善が積み重ねられて、現在の産地化を形成するに至りました。

しかし最近の新興産地の増産傾向はめざましく、就中販売面においては、大量取引による合理化の方向をたどりつつあります。

こうした情勢のなかで、農協が更らに組合員各位の要請に答え質の高いサービスを提供し、組合の健全なる発展を期し、いわゆる時代の流れに即した農協の合理化と体質の改善をはかつていくには、規模と組織につ

いて大きく改革する必要があります。

このため経済その他諸条件が類似し、しかも相互の信頼によって将来への発展が期待できるといふ確信が得られましたので、^(銀)鍛冶屋農協、吉浜農協、川堀農協、

福浦農協の合併を計画いたした次第であります。

尚新農協の地区を湯河原町一円の区域とすることについて湯河原農協と競業の問題を憂慮する向きもありますが、農協合併の推進過程に於て、たまたま同農協の賛同が得られず、一先づ上記四農協の合併にふみ切つたものであり近い将来湯河原農協との合併が実現する迄、このことについて問題が起らないよう特に留意の上同一区域である湯河原町一円を区域としたものであります。

昭和三十七年九月一三日 湯河原農協会議室において、

関係組合組合長並に主任職員にて、合併に関する意見交換を行い、合併研究に入ることになった。

三七・九・二八 湯河原農協会議室に關係組合全役員が集り、^(マ)県農業経済課、及び農協中央会等の合併に対する説明を聞き懇談した。

三七・一二・一五 湯河原町役場に於て、關係組合、役員代表、並に參事が出席、合併についての打合せを行い、役員代表及び職員代表並に、県、町の担当者を含めて、合併研究会を作ることに決定した

合併経過報告書

三八・一・二三 湯河原町役場会議室に於て、第一回合併研究会を開催、研究会規約を設定、会長及び副会長を互選し、研究討議した

日 時

協議事項

三八・六・八 湯河原農協にて、關係組合、組合長並

に主任職員の会合を開き合併促進について話し合った

三九・七・二一 役場第二会議室に於て合併研究会を

開催し、合併推進協議会を結成するよう協

議した

三九・一〇・一五 合併推進協議会を結成し合併の研

究を重ねながら合併推進をはかることになつた。

三九・一〇・二二 湯河原町役場に於て、合併推進協

議会を設立、規約、事業計画の設定、役員
の選任等を行い合併に対する研究と、話し

合いを進めた。

四〇・一・二八 合併推進協議会を開催、研究した。

四〇・三・一〇 合併基礎調査書について準備、打合

せを行った。

四〇・三・二六 各組合より提出された合併基礎調査

書に基き研究し、各組合役員代表の、懇談
会を開くことを決めた

四〇・四・五 各組合の役員代表が旅館、水月に集り

懇談した

四〇・七・二九 合併推進協議会を開催、第一次基本

構想案を作成

四〇・八・四 ホテル観山に於て、基本構想案の審議

を行った

昭四〇・八・二三 合併基本構想案に対する、意見を

各組合より持寄つて更に審議を重ねた

々四〇・九・六 湯河原町役場会議室において、推進

協議会を開催、構想案を再検討したが結論

に至らず、この時において湯河原農協が不
参加の意志表示をする。

四〇・九・一六 湯河原農協の不参加がはっきりした

のでこの時より、鍛冶屋^(殿)、吉浜、川堀、福

浦、の四農協で合併すべく話し合いを進めることになった

〳 一〇・二二 各組合柑橘担当役員が吉浜農協に集り柑橘の運営方針について話合った(柑橘連合会より榎田参事臨席)

四〇・九・二一 推進協議会はそのまま(湯河原農協も含める)で四農協の合併を進めることに決定した

〳 一〇・二八 推進協議会を開催、基本構想案の検討を行い基準日仮決算の打合せ、財産評定委員、財務確認検査等について協議した

決定した

〳 一〇・二八 推進協議会を開催、基本構想案の検討を行い基準日仮決算の打合せ、財産評定委員、財務確認検査等について協議した

四〇・一〇・一 推進協議会事務局会議を開催、基礎資料の作成について打合せを行い九日に提出することに決めた

〳 一〇・二八 推進協議会を開催、基本構想案の検討を行い基準日仮決算の打合せ、財産評定委員、財務確認検査等について協議した

四〇・一〇・五 役場会議室において推進協議会を開催。

〳 一一・一 各組合、基準日仮決算の棚卸を実施
〳 一一・二 各組合経理担当者が集り仮決算事務の打合せを行った

四〇・一〇・一二 各組合より提出された合併基礎資料

〳 一一・八 財産評定委員会発足、推進協議会と合同会議を開催し、打合せを行った

〳 一〇・一四 大滝ホテルに於て四農協合同役員会

〳 一一・一八 財産評定を行った

を開催、合併についての話し合いを行った

〳 一一・一一 財産評定を行った

四〇・一〇・一八 湯河原町役場第一会議室において、

〳 一一・一八 各組合財務確認検査を実施

推進協議会を開催、基礎調査資料の説明を

〳 一一・一九

第一節 農 業

ク 一一・一二 各組合長参事が集り、財産評定並に

財務確認検査の結果について検討した

昭四〇・一一・二四 財産評定委員会を開催。

ク 一一・三〇 細部の打合せと取まとめを行っ

た

ク 一二・四 推進協議会、財産評定委員会合同会議

を開催、財産評定結果の確認、總會の日程

等について打合せを行った

ク 一二・七 合併予備契約書締結

ク 一二・一四 鍛冶屋農協

ク 一二・一五 吉浜、川堀、福浦農協

夫々臨時

總會を開催、各組合とも合併を決議した。

ク 一二・一五 農協法第六五条に基づく債権者に対

する公告、催告を施行。(鍛冶屋農協)

ク 一二・一六 同上(吉浜農協、川堀農協、福浦農

協)

ク 一二・二二 第一回設立委員会を開催、設立委員

会規程の確認、事務推進日程を協議した

ク 一二・二七 合併経営計画書認定申請書提出

ク 四一・一・一三 組合長、参事による事務打合会議開

催。

ク 一・一六 本日までに合併に対し債権者の異議申

立はなかった。

ク 一・二一 第二回設立委員会開催。

定款、諸規程、規約、事業計画の作成、役

員選任方法、設立事務局設置等について協

議

昭四一・二・三 第三回設立委員会

役員を選任、合併組合、設立事務推進につ

いて協議。

以上の通りです

昭和四一年二月一〇日

湯河原町中央農業協同組合設立委員会

会長 木村久治 ㊞

〔農業協同組合 設立認可申請書〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

大規模化による経営合理化のため鍛冶屋・吉浜・川堀・福浦・湯河原の五農協の合併が協議されたが、中心事業の相違等から湯河原農協が合併に難色を示し、四農協により一九六六（昭和四一）年三月一日に湯河原中央農協が設立された。二〇〇〇（平成一二）年に湯河原農協とともに小田原市農協に吸収合併された。

60 「湯河原茶」お目見え

「湯河原茶」おめみえ 農山村振興へ 自家消費から商品化

ミカン栽培の副業として、自家用に生産されるだけだった足柄下郡湯河原町のお茶が、ことしから「湯河

原茶」の名で商品化され始めた。同町中央農協（木村久治組合長）が、同農協鍛冶屋支所に、年産六万^キを見込む製茶工場をつくり、大量生産システムを軌道に乗せたもので、農協では地場産業に育てたいと力こぶを入れており、今後は足柄茶と並んで県の特産品として発展しそう。

同町のお茶づくりは戦後になってから。ミカン栽培農家を中心に、ミカン畑のわき地やたんぼのあぜ道などを利用、これまでは自家消費用にわずか生産されていた程度。現在、同農協の組合員九百五十人のうち、約半分の農家がつくり、年間生産量は四万^キ。たらずだった。農産業といえば、ミカンだけしかない同町にとって、気候や地質などお茶栽培の環境条件がそろっているだけに、ことしになって農山村振興事業として、お茶をとりあげることにした。

同農協では、特産品として商品化することを計画、

四月に同町鍛冶屋三九三、同農協鍛冶屋支所に統一集荷場をつくり、さらに今月はじめ、同支所に九百万円の子算で「製茶工場」を完成させた。工場は選果場跡を利用した鉄筋二階建て。一回五十キロの製茶能力を持つラインと三十五キロラインのオートメ製茶機二台がとりつけられた。この結果、月産五千キロと大幅に生産が拡大し、月に十日間の操業でも年産六万キロに達する見込み。

足柄茶の年産百四十ト（四十四年度実績）に比べれば少ないが、同農協では「価格が高くなっても、高級品として売り出すため、採算はとれるはず」といつている。すでに工場は試運転を開始、六月から本格的な生産にとりかかり、「湯河原茶」を高級なお茶とし全国に売り出す方針。

〔読売新聞〕昭和四五年五月二一日付

湯河原中央農協では、一九七二（昭和四七）年

三月に南郷共同茶園を完成させた。ミカン畑に茶があるとミカンが虫害に遭いやすいために茶園を統合したという（二〇一六（平成二八）年一一月一五日 力石利貞氏より聞き取り）。

61 湯河原ミカンを直売

湯河原ミカンを直売 生産組合がセンターつくる

県下のミカンどころ、湯河原町にミカンを直売する「湯河原オレنج・センター」が完成、八日からオープンする。

このセンターは、湯河原農協に集荷されたミカンを温泉客などに直売しようと湯河原温泉の門川生産組合（組合員九十四人）がつくったもので、場所は同町門川の国道一三五号線沿い。建て物は鉄筋二階建て四六五平方メートルで、工費は千八百万円。

一階はミカンの簡易貯蔵庫、二階はミカンのほか地区内で生産される青果物、花キ、キノコ類、牛乳、干物なども直売する。

現在、湯河原町のミカン栽培面積は約五四〇畝、農家戸数七五四戸、年間生産量一万二〇〇〇ト、金額にして九億円。これまでは農協の共同販売で京浜、北関東、東北などの市場に出荷していた。ところが最近は、生産者と消費者を結ぶ直売方式やミカン狩りなど観光農業に移行しつつあり、これをさらに発展させるため、生産者組合がこんどのような大規模な直売所をつくった。

〔産経新聞〕昭和四七年三月二日付

無断転載・複写不可

62 ミカン農家が総決起大会

蜜柑農家が総決起大会 最高の増産、最低の

値段

【湯河原】神奈川県柑橘農業協同組合連合会（小瀬潔会長）は、来る十六日正午より、小田原市民会館にて「柑橘危機突破生産者大会」を開催する。

湯河原町からは湯農から百人、中央農から七〇人が大挙参加して氣勢をあげるが、本年の湯河原町柑橘農家の生産量は、昨年の八千トンを大きく上回る一万三四千トンが見込まれている。ところが九州、中国、四国地方などを含む全国的な大豊作、昨年暮から正月にかけても各地方から続々と出荷され、一キロ当り二十円を割る時もあるというのが実状で、史上最高の暴落ぶり。そこで生産者は、このままでは「死活問題だ」と立ち上り、小田原を始め上郡、下郡などの組合員千二百人が参加して「総決起大会」を開催することになったもの。

大会のスローガンに①みかんの輸入自由化と自由枠

拡大阻止。②みかんの価格安定制度の充実強化。③貯蔵みかんの品質向上と割当出荷の実施。④柑橘経営の合理化推進。などをおこなって、氣勢を揚げる。

農家としては、生活上高度成長と相まつて農家の経済に大きく影響するとあつて、その大会中政府に補助対策を講じてほしいと緊急動議が提案され、今後陳情されるものと予想される。

〔伊豆毎日〕昭和四八年一月二日付

一九七二（昭和四七）年のミカンの大豊作による価格暴落に加え、オレンジや果汁の自由化が予想される危機を受けての大会開催であつた。

63 ミカンで観光PRを商工会と両農協で協議

ミカンで観光PRを 商工会と両農協で協議
湯河原町商工会（飛田金次郎会長）は七日午後四時から湯河原町中央農協（木村久治会長）湯河原町農協

（木村利正組合長）と政策懇談会を開く。

ことはミカンが全国的に豊作であり、また市場価格が大暴落して農家は大変な赤字。

現在、両農協には、あわせて八千ト以上の貯蔵ミカンをか、えているが、価格の回復は期待できない状況にある。

そこで、飛田会長、室伏良平観光部長らが、観光誘客にミカンを考えた。

キャラバンなどを通じ、東京の多摩ニュータウンなどに関係を持つ商工会が、団地に安く販売するなどしてPRもかねようというもの。三者の話し合いの上で立つて町の協力（補助など）も要請したいとしている。

〔東海日報〕昭和四八年二月六日付

64 深刻なミカン援農者不足

深刻なミカン援農者不足 小田原下郡地方

充足率は六割

ことしも豊作貧乏が予想される県西地方のミカン地帯は、早生ミカンの収穫が終りに近ずき十一月に入ると貯蔵ミカンのもぎ取りが始まるが、援農者不足は深刻で、足柄農業改良普及所の調べによると今月二十五日現在、小田原市と下郡管内では求人三千七人に対して、充足数は千七百四十人で、千二百六十七人も不足している。

援農者不足の原因は、現地求人に赴いた職安係員などの話しによると、東北地方では土工でも賃金が一日四千元、千葉県では中年層の女性でもゴルフ場の雑役で一日二千四百円が支払われているため、これより賃金の低いミカン援農者は敬遠されきみとのこと。

このため、大豊作だった昨年以上に手不足は深刻で、年内に収穫しきれず正月に入ってからミカンもぎをする農家はかなり出そうだといっている。

管内の援農者の求人数と不足数は次の通り。かつこ内が不足

- ▽湯河原農協 〓 三百人 (百五十人)
- ▽湯河原中央 〓 三百五十人 (百五十人)
- ▽片浦 〓 八百三十人 (三百人)
- ▽早川 〓 三百三十二人 (百人)
- ▽大窪 〓 二百四十三人 (七十人)
- ▽小田原市 〓 九百五十二人 (四百九十七人)

〔神静民報〕昭和四八年一〇月三一日付

ミカン収穫労働に従事する季節労働者は「援農者」と呼ばれ、他県から多くの人々が雇用されたが、年々人手不足に悩まされていた。また、援農者のなかには雇用農家の家族と結婚したり、旅館や商店に就業したりする者も多かった。

65 湯河原町農業経営安定化対策審議会条例

議案第三五号

湯河原町農業経営安定化対策審議会条例の制定について

湯河原町農業経営安定化対策審議会条例を、別紙のとおり制定するものとする。

昭和四九年六月二四日提出

湯河原町長 高杉茂利

提案理由

みかん栽培は本町農業の基幹作目ではありますが、昭和四七年以来価格の暴落によつて農家は大きな打撃を受けております。この深刻な状態は本年は勿論引き続き将来におよぶものと予想されます。この不況打開のため関係機関の代表及び学識経験者の衆知

を結集した研究機関を設置し、農業経営の安定向上をはかりたいので、本案を提出するものであります。

昭和四九年六月二四日 原案可決

湯河原町議会議長 常盤正雄 印

湯河原町農業経営安定化対策審議会条例

(目的)

第一条 この条例は、湯河原町農業経営安定化対策審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

第二条 本町の基幹農業作目みかんの当面する諸問題を解明し農業経営の安定化に資するため、湯河原町農業経営安定化対策審議会(以下「審議会」といふ。)を設置する。

(所掌事項)

第三条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- 一 みかんの栽培技術に関すること。
- 二 みかんの販売対策に関すること。
- 三 農業経営安定化施策に関すること。
- 四 農業経営安定化施策の普及に関すること。
- 五 その他農業経営に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第四条 審議会は、委員一五人をもつて組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、五人以内の臨時委員を置くことができる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。

一 町議会議員

四人

二 農業団体の役員

四人

三 学識経験者

三人

四 町職員

一人

五 その他町長が必要と認める者

三人

4 委員の任期は二年とする。ただし、第二項の臨時委員は特別の事項の調査審議が終了したときは退任するものとする。

5 委員は再任されることができる。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事項^(故)があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

3 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ
会議を開くことができない。

(議事)

第七条 審議会の議事は、出席した委員の過半数をも
つて決し、可否同数のときは、会長の決するところ
による。

(幹事)

第八条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事
若干人を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。
(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営
に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(昭和四九年 一号(二月~九月) 会議録 議事録]

湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

ミカンの価格暴落・不況を背景に、農業経営の安定
化、ミカン栽培・販売に関する事項などを審議する審
議会が設置された。

66 めざましい観光農業への脱皮

みかん狩り五万人の人数で大賑い めざまし

い観光農業への脱皮 豊作貧乏を吹き飛ばす

【湯河原】三日、四日は文化の日と振替休日、二日
続きの連休とあつて、この日湯河原町の温泉旅館は
久々の満館盛況ぶり。みかん狩りも好天に恵まれ、駅
から千歳川添いまで押し寄せるみかん狩り客で長蛇の
列、この二日間に東武トラベルの客を併せて約五万人

の来園客が山を埋めた。推定収入は入園料だけで一人二百五十円、一千二百五十万円、お土産一人四百円、二十万円で、ざつと三千万円の金が落されたわけ。今秋、シーズン中、東武トラベルの客は約一万人、今月の最盛期を越した十二月二十二日まで送りこまれてくる。あとは天候次第だが、みかん狩り組合は予定の来園客を得て組合員もホツとしている。全国的にみかんの価格が下落の一途を辿り、豊作貧乏が早くからささやかれ殊に早川地方は深刻な農家経済の危機にさらされてきている。こうした不況下に湯河原町の場合、早くも宮下、門川、城堀を中心としたみかん農家が観光農業に切り換えをみせ、向田清組合長を初代組合長として発足、六十軒の組合員を擁し急速な発展をみせて来た努力がいま実を結びつつある。この豊作貧乏、みかん安値の市況の中で、みかん狩り組合傘下の生産者は活気づいている。ひところは鍛冶屋(中)や吉浜の生産農家か

ら駄農呼ばわりされた一時期もあつたが、いまこうした地域でさえ、観光農業への脱皮に迫られている。鍛冶屋(中)の場合、奥地に通じる開発道路完成によつて早晩この地域のみかん狩りは活発化されるであろう。これに対処し、向田組合長は「環境的にも鍛冶屋(中)など一歩恵まれており、この地域が盛んになれば、従来の宮下、門川、城堀地区への影響は当然でてくる。従つて客への心からのサービス精神と諸設備がなお一層大切になつてくる」と戒めている。

〔伊豆毎日〕昭和四九年一月六日付

昭和四〇年代に湯河原観光の目玉としてミカン狩りが盛んになり、シーズンには国鉄の「ワッペン列車のみかん狩り号」で東京方面から多くの観光客が訪れた。生産者にとってミカン狩りは不況対策の意味もあつたことがうかがえる。

67 ミカンの地場消費決まる

みかんの地場消費決る 一キ^ロ65円で旅館の土産用

【湯河原】湯河原町農業経営安定化対策審議会（八亀民雄会長）は、初秋より再三にわたる審議と、旅館組合側との交渉により地元みかんの「地場消費」を決め、一キロ六十五円で地元旅館側でデザートやお土産に使用してもらうことになった。

この対策は、みかんの価格が伸びなやみの状態が続き、豊作貧乏とならないよう昨年度同審議会を構成し、地元のみかんは地元で消費ををテーマにスタートしたもので、ことしは十一月初旬から中旬までの東京市場の「仕切り値段」の均等価を出し六十五円で旅館で多に利用してもらうことになったもの。

早速農協からは、コンテナ用ケース（二〇キロ入り

千三百円）が七ケースとダンボール（一五キロ入り千五百円）六ケース、一キロ入りのビニール袋入り（六十五円）が六十袋とまずまずの注文だったが旅館側では、ことしのみかんは、生産調整から良質のみかん、それに増していつもより甘い」とあつて評判が良い。

町農経安審議会の仲介によつて漸く、地場消費されることになったが、初春から地元みかんの値上りも約束されているものの、現状では一キロ六十五円で旅館側から消費してくれば、生産者の農家にとつてもまづまづの値段で「一石二鳥」の対策といつている。

〔伊豆毎日〕昭和五〇年一月二二日付

68 ミカン農業の不況に対応策

みかん農業の不況に対応策 県が奨励金を出して指導 湯河原はフキとシメジ すでに青木さ

んが栽培

下農林事務所では、地域で小規模に生産されている特産物を掘り起して、農産物の振興をはかるとともに豊作貧乏のみかん代作や年寄りたちの余暇対策の一助にと地域農産物等奨励事業として奨励金を交付して推進することになった。

この事業は県の初めての計画で、県下の農村地帯でそれぞれに行われるが、同事業を通して地域にあった特産物を振興させようとするもので、同所管内では各市町から推選された中から七つの団体を指定、事業費百三十万円のうち半額の六十万円を県が奨励金として支給することになっている同事業は単年度事業だがさらに継続して奨励事業とすることも検討することになっ

ている。
対象事業の中で湯河原関係では▽みかん廃木利用によるキノコ類の栽培で、人工シメジ生産組合（代表

者・青木俊哉さん） Ⅱ現在、吉浜・土肥地区でシメジはサンドウィチ法により十五^キ、一万五百円の収穫を予想しているが、これについて十月一日講習会をひらき改植事業の一環としてみかん廃木の利用をはかり、モデル地区を設置して普及奨励する。

もう一件は▽みかん転換作物としてフキの栽培育成（湯河原町中央農協生産部フキ研究会・青木俊哉会長） Ⅱ十月一日講習会をひらき改植事業で他作物を導入することが困難なところにフキ栽培を奨励するため優良品種の導入をはかり増殖をして行く。まずフキの母体を十月に五アール植栽、翌年十月に株分けして生産者に配布、五十三年春には十アール当り二^ト、五十万円の生産が可能とされている。

こうした研究改良はやがて「豊作になればなるほど貧乏する」というみかん農家に生産意欲を高め、また収益源ともなるとして大いに期待されている。

〔相豆新聞〕昭和五一年九月九日付

ミカンの価格暴落・不況の対策として、ミカンにか
わる新たな特産品として、以後、様々な作物が模索さ
れるようになる（『本巻』七二・七四・七六・七七参照）。

69 湯河原農政に対する要望書

発第四四号

昭和五二年一月一八日

湯河原町長

杉 山 實 殿

湯河原町中央農業協同組合

組合長 内 藤 正 則 印

湯河原農政に対する要望書

本町の農業は、柑橘専作であります。ご承知のよ
うに数年来の価格の暴落と、一昨年の凍霜害により、
三八〇戸の農家は大きな経済危機に直面しております。

この危機を乗り切るため、農家、農協共に日夜努力
を続けておりますが、柑橘類は永年作物であります。

そのため、改植、品種改良等、改善には長期間を要し、
農家の経済はますます圧迫されているのが現状であり
ます。

農協としましては斯うした現状をふまえたうえ差
当って下記の事業の推進に取り組んでおります。

町当局としましても、実情をご賢察の上、観光にも
つながるみかん産業の振興にご理解をいただき、ご援
助賜わりますようお願い致します。

記

事業内容及び事業費見込額

一、改植事業

温州ミカンの生産過剰による価格の暴落に対処し、
農家は二割減反を実施することになっているが、永
年作物という性格上、実施が困難である。

しかしながら本年度、不良系統、不適地、老木園等、低位生産園を中心に、五〇haの伐採を推進し優良系統又は他作物栽培を指導する。

二、転換作物導入促進事業

本地域に適した野菜、特に観光地湯河原の特産となるような野菜類の導入をはかる。

三、融資事業

改植を促進するため、農家負担の軽減を考え、低利融資事業を実施し、農家の経営改善と作物転換の意欲の向上をはかる。

四、その他、(ミカンの地場消費拡大事業)

本町は、ミカンの産地でありながら地元で消費する量は二五%に過ぎない現状である。よって諸団体の協力を得、地場消費の拡大をはかる。

事業費見込額

一、改植事業

項目	説明	事業費見込	助成要望額
伐採費	5ha × 120千円	6,000千	50% 3,000千
苗木購入費	優良系統苗木一、五〇〇	二,200千	〃 一,100千
高接穂木代	晩柑 〃 七〇〇	二,000	二〇〇
計		八,400千	四,300千

二、他作物導入事業

説明	町助成要望額
野菜苗購入	二〇〇千
特産物〃	三〇〇
シメジ茸等キノコ菌	二〇〇
計	七〇〇

三、融資事業

説明	町助成要望額
温室等施設建設資金	
融資見込額	一〇,〇〇〇,〇〇〇円
町助成(利子補給)	要望額 年三・五%
	三五〇,〇〇〇円

四、その他

(一) 糖度計購入	〇〇本@二、〇〇〇円	助成要望額	四〇〇、〇〇〇円
(二) 採草地管理		〃	二〇〇、〇〇〇
(三) 援農者開拓		〃	二〇〇、〇〇〇
(四) 講習講演会		〃	二〇〇、〇〇〇
(五) ほ場研究費		〃	三〇〇、〇〇〇
計		〃	一、三〇〇、〇〇〇

町助成要望額合計 六、六五〇、〇〇〇円

(「経済常任委員会 昭和五二年「永久」湯河原町役

場蔵)

原資料は横書き。

70 超高値で大人気呼ぶ「大津四号」

中央農協貯蔵みかん出荷順調に 超高値で大人

気呼ぶ『大津四号』 柑橘部では嬉しい悲鳴

ことわるのに一苦労 約三千トを東京市場へ

記録的な日照りで枯死寸前から豊作貧乏が一転して
昨秋以来果物界の人気をさらっている「みかん」は、
いよいよ貯蔵みかんの出荷期を迎え「注文殺到で断る

のにひと苦労」「したがって値段も上々」ということ
で、長年低迷し続けたみかん業界は明るい表情。貯蔵
みかんの出荷作業も活気にもえている。

湯河原中央農業協同組合(内藤正則組合長)の貯蔵
みかん出荷は東京市場を中心に十二日から始まったが
十五日の東京市場市況は、いまやみかんの王者となつ
た「大津四号」が十^キ詰最高のL級で六千円、平均で
は四千四百五十六円。普通みかんは十五^キ詰平均で千
六百元。大津四号は、普通みかんの四倍の高値となつ
た。大津四号に続くみかんの名門「青島」の出荷は来
週からはじまる。

同農協は、五十三年産みかん出荷目標を四千三百ト
と五十二年度出荷四千七百トより四百ト減とみており
このうち早生みかん千二百トは昨年秋に出荷を終つて
おり、貯蔵みかんは約三千トで、三月二十六日に出荷
を終ることになっているが総べて注文に合せて出荷計

画が決つてゐるといふ有様。柑橘部の話によると「注文が殺到して断るのに苦労している」といふ。

また、同農協管内の大阪四号への改良計画は、地元だけに順調に進んでおり、来年度からは相当な出荷ができる。ここ二、三年後には大いに期待できると生産農家は張切つてゐる。

このようにみかん業界に明るい希望と活力を天があたえることを誰も予期しなかつたが、昨年七月から九月初旬にかけて記録的な日照り続きで、みかんは玉伸びが止まり、葉がしおれるなど被害が出始めた。なかには、枯死寸前の木も見られるほどで、県柑橘連合会は戦後初めて九万トンを割り、さる三十九年の干ばつを上回りそうだと警告を發し、みかんの日焼け防止用紙袋や網をかけ、散水するよう生産者に呼びかけたが、栽培農家も、無情な空を見上げ「もうだめだ」と頭を抱えた。

これを重視した湯河原町では、みかん散水用タンクを設備するための緊急補助をだしてみかん農家を「頑張ってください」と激励した。みかん農家も今年の生産はあきらめるとしても、木を枯らしてしまつたのは「もともとももない、来年の生産には影響する」と、ようやく気を取り戻し、焼石に水とわかりながらも、車で水を運び「涙の散水」を開始した。そのとき、七月以来待ちこがれた雨が降り、十分にみかん畑に水分をもたらした。

そして、この干ばつの置きみやげは「甘いみかん」となり、多少減産となつたものの「天があたえた出荷調整」となり、みかん業界に活路をあたえてくれたのである。

（「相豆新聞」昭和五四年二月一七日付）

71 中農で茶摘みを開始 昨年の倍二千キ口を予想

もうすぐ「八十八夜」 中農で茶摘みを開始
昨年の倍二千キ口を予想

五月二日の「八十八夜」を目の前に、湯河原町中央農協（内藤正則組合長）では、「八十八夜に新茶の香りを」と、二十五日から南郷山茶園の茶摘みを開始した。

この南郷山茶園は、同農協が四十五年に一万平方メートルを大造成したもので、標高四百メートルと山が高いため空気が清浄でそのうえ霧が深いため良質の茶が生産できる。土壌が純であるから、どのようにも茶に適した改良ができるなど多くの好条件がそろっている。心配されるのは高山だけに遅霧による被害だが、本番静岡県で十八日朝五十%に及ぶ遅霧被害があったにもかかわらずこの南郷山茶園は全くその被害はなかった。

同農協の話によると、発芽にちよっぴり不順なところもみられたが、全般的に生育は順調で、昨年生葉で

千キ口の生産だったが今年は二千〜二千五百キ口と前年の倍以上の生産が見込まれている。茶摘は「手摘み」だとなれた者で一日十五キ、「はさみ刈り」で百四十キ〜百五十キとされているが、玉露とか緑茶の高級ものは矢張り手数のかかる手摘みでないと好ましくないとされているため同農協の南郷山茶園は一万平方メートル（約三町歩）という広大な面積であることから百七十人が十六班編成で作業を行っている。

〔相豆新聞〕昭和五四年四月二六日付

72 キウイを初出荷へ

キウイを初出荷へ 湯河原町中央農協キウイ部会

湯河原町中央農協（内藤正則組合長）のキウイ部会

（力石不二男部長）は、キウイフルーツを二十五日に京浜市場へ初出荷する。

同農協のキウイ部会は価格低迷のミカンに替り珍果として注目を集めているキウイを栽培して経営の立て直しをはかろう！と、昨年暮れに発足。各方面の指導を得て栽培し今回初めての出荷となったもので、二十日から箱詰め作業を始め、部員十三名に加え手伝いなど含め約二十人が、期待を胸に箱詰め作業に汗を流した。

今回出荷されるのは今年はじめに収穫し追熟貯蔵してあったものも合わせ約三トで千ケースになるといふ。値段の方はブルーノなどが一ケース二千七百円から三千円くらい、ヘイワード種になると一ケース五千円くらい、の値がつくと予想され、平均で三千円を上回りそう。同部では今後さらに高質のキウイ栽培に力を入れていくという。

〔神静民報〕昭和五七年一月二二日付

キウイフルーツは、ミカンの代替作物として普及し、特産品としてワインなどの加工品も作られた（『本巻』一〇八参照）。

73 農業振興推進委発足

農業振興推進委発足 湯河原の農業再生を町が肝入りで各種事業も

湯河原町の地域特性などに即した農業の振興をはかることを目的とした「湯河原農業振興推進委員会」がこのほど発足した。

湯河原町では、七日午前十時から町役場で町内の両農協組合長、西湘地区行政センター農林部長、足柄改良普及事務所長、県立柑橘試験場長、県農業会議業務課長、町議会建設経済委員長らの出席の下、農業青年の創意と自主性にもとづいた、実践的な活動を行う

組織として農業振興推進委員会を發足させることを協議、町内の農業者のうちから働き盛りの十名を委員に委嘱した。

同委員会は任期二年、運営は町産業課長（杉本光男氏）が主宰し、委員長などはおかない委員の自由な発言、意向を尊重して行くことになっている。

同委員会は主な事業として次の5項目を実施することになっている。

▽農家意向調査、現地実態調査、市場流通調査等を行う

▽農業振興に必要な情報、技術並びに知識を附与するための研修会を開催する

▽集団活動等の促進を図る

▽販路の開拓等農産物の販売方法の改善を図る

▽新しい技術の迅速な普及を図るために関係機関との

連携の強化をする

推進委員会のメンバーは次の通り。

▽室伏重孝（宮下）

▽菅沼清美（城堀）

▽浅田操（門川）

▽御嶽忠常（土肥）

▽早藤義則（鍛冶屋）

▽鈴木美好（吉浜）

▽内藤逸男（ク）

▽力石和彦（ク）

▽向笠茂幸（ク）

▽岩本賢一（ク）

なお、第一回委員会は十一日午後七時半から町役場新庁舎会議室で開き▽実習展示試験圃の設置▽意向調査▽事例地視察などについて協議する。

（伊豆毎日）昭和五九年六月九日付

農業振興推進委員会は若手農家が委員の中心となり、

ミカンの代替となる作物の試作研究などを精力的に行った。

74 ジネンジョ産地化へ

ジネンジョ産地化へ ミカンの代打に展示ほ
湯河原町

ミカンに代わる特産物を育てようと、足柄下郡湯河原町の農業青壮年らが中心になり、転作技術実習のための試験展示ほを設置、このほどジネンジョの植え付けを行った。

同町では、町長の委嘱を受けた農業青壮年の代表十人を構成員とする町農業振興推進委員会が昨年六月に発足し、農家の意向調査や適地適作物栽培の推進、農産物販売方法の改善などに乗り出した。その具体的な活動の一つが展示ほの設置で、足柄農業改良普及所などの指導を受けながら、ミカン転作作物の栽培技術を

習得し、ここを拠点に特産物づくりの普及を図ろうというもの。

農家の協力を得て鍛冶屋地区に六坪の展示ほを二か所、確保した。最初の栽培作目は、委員の意見や先進地の状況、温泉旅館向けの特産な需要が見込まれることなどを考慮した上で、ミョウガとシヨウガ、ジネンジョの三品目に決めた。ミョウガとシヨウガは、それぞれ三月上旬と四月上旬に植え付けし、現在まで順調に生育している。

ジネンジョの植え付けは二十六日、推進委員会の委員や農協青壮年部員、農業委員、農協役員ら三十人が参加して行った。

ジネンジョは、もともと山野に自生していたもので、ヤマトイモやナガイモとは違った味が珍重されるが、山野以外では腐敗菌がつきやすいことや、長さが一辺にもなり、掘り起こし作業が大変であることなどから、

これまで栽培には向かないとされてきた。しかし、最近になってパイプ状の栽培器を土の中に埋め、芋を栽培器の中で肥大させる方法が開発されたため、栽培を試みる産地が出てきている。湯河原の場合も、この栽培器を使う方法を採用している。

この日は、二班に分かれ栽培器の土入れ、栽培器を埋めるための溝掘り、定植の一連の作業を二か所のほ場で同時に行い、二ほ場合わせて七百本の種芋を植え付けた。

〔日本農業新聞〕昭和六〇年四月三〇日付)

75 農林水産まつり開催へ

農林水産まつり開催へ きょう関係団体初会合

湯河原町では、農業、林業、漁業などいわゆる第一次産業者による「農林水産まつり」の開催を計画、きょう二十七日(木)午後一時三十分より町役場新庁舎会

議室において実施へ向け初の会合を開く。

現在、湯河原農業協同組合では共進会を、同中央農業協同組合では農協まつりを開催、それぞれに柑橘品評会などを中心とした行事を行なっており、林業、漁業関係では特にこのようなイベントは設けられていない。そこで、本年度からこれら第一次産業関係団体により生産者と消費者の交流を図り、もって第一次産業の振興を図るなどを目的に現在単独で行なわれている共進会、農協まつりなどを統合・発展させより盛大な「農林水産まつり」として開催しようというもの。

会合には湯農協、中央農協、森林組合、漁業協同組合の各役員の出席を得て、開催の方法等について協議が行なわれる。

〔相豆新聞〕昭和六〇年六月二十七日付)

「第一回農林水産まつり」は一九八六(昭和六一)年二月に開催され、現在にいたる。

76 湯河原でナルコユリ栽培

ミカンの不振を打開 湯河原でナルコユリ栽培 生け花や盛り花などの材料として欠かせないユリ科の多年草「ナルコユリ」が、足柄下郡湯河原町の農家の人たちのグループの手で栽培され、出荷最盛期。ミカン不振の農家が、打開策の一環としてはじめてもので、ことが初出荷。

このグループは、同町の湯河原農協門川生産組合の「なるこゆり部会」（角田晴道会長）で、メンバーは十人。メンバーの一人の知人が、新潟県内で、ナルコユリを栽培し成功していることから、五十八年秋、新潟を視察した。一昨年秋、新潟県から取り寄せた球根をメンバーの畑約二十アに植え、先月から出荷できるようになった。六月下旬まで出荷される見込み。

球根から出た長さ約四十センチの茎を根元から刈り取つ

て出荷するが、クマザサに似た幼児の手のひらのような形をして周囲が白くなった緑色の葉が美しく人氣が高い。これまでに五回出荷され、出荷値も一本三十円から六十円とかなりの高値だった。メンバーは、これに力を得て、ことは合わせて約一万本を出荷する予定だという。

栽培時期が、ミカン生産の手がはぶける農閑期で余った労力を有効に利用できることや病害虫に強いなど利点が多い。まだテスト段階だが「将来はミカンに代わる特産物にできれば……」とメンバーの夢は大きい。

（東京新聞「昭和六二年五月二一日付」）

77 タケノコを観光の新目玉に

ミカンだけから脱皮 タケノコを観光の新目玉に 来春から本格栽培 豊富な竹林を活用

湯河原町は、町内の農家の人たちと協力して、奥湯河原地区の竹林でのタケノコの栽培を計画、これまでに竹が密生していた広さ約四十町の栽培予定地の整備を終え、来年春から本格的なタケノコ栽培に向けての作業が開始されることになった。町産業課では、ミカンの安値に悩む農家の副収入として、また、タケノコ狩りなどで観光の目玉として期待している。

同課によると、町内には山岳地帯を中心に約十五鈴の竹林がある。しかし、全く手入れされていないところが多く、町内産のタケノコはほとんど市場に出ていない。現在、タケノコの試作が進められている土地も竹が密生していて良質なタケノコが収穫できない状態だったという。

これまでに地元農家の二十六人で組織しているタケノコ研究会が、密生した竹（モウソウダケ）の伐採を行い、三・三平方メートルにつき竹一本の割合までに間引き

した。

同課では、「おいしいタケノコを栽培するには、三・三平方メートル当たり竹一本が理想的で、肥料をやつて地味を豊かにする必要があります。本格的なタケノコ栽培にはまだ時間がかかりますが、今年春にはタケノコも試験的に収穫できました」という。

将来はタケノコ狩りを中心に四月、五月の湯河原温泉の観光の柱にもしていく予定。また、タケノコを材料にした郷土料理も開発したいという。「箱根山塊と相模湾に囲まれた湯河原は気候もよく、他地方のタケノコより早めに出荷できれば、ミカンのほかにはこれといった特産品のない湯河原の名産品となることも夢ではないですよ」と期待している。

（「読売新聞」昭和六二年八月二九日付）

78 湯河原町産地温州ミカン園地再編計画

(表紙)

湯河原町産地うんしゅうみかん園地再編計画	
計画作成年月	平成元年三月
産地名	湯河原町
計画作成主体	湯河原町かんきつ園地再編対策本部 湯河原中央農業協同組合
本計画の対象区域	湯河原農業協同組合 管内

一. 現状と課題

本町の基幹作物であるうんしゅうみかんは、貯蔵みかん中心の産地として形成されている。しかし、みかんは消費者嗜好の多様化等による需要の減退により、生産過剰状態になり、栽培面積の削減による他作物への転換対策を進めてきたものの、全国では依然として構造的過剰基調にある。

このような状況の中で、オレンジ及びオレンジ果

汁の輸入が自由化されることになり、国ではこの事態に備えて、全国で二万二千ヘクタールのみかん園地削減が示され、本町では五二ヘクタールの削減計画面積が示された。これは、栽培面積二七六ヘクタールに対し一八・八%の削減率に当たるが、既に廃園及び放任園があり、実栽培面積は二五一ヘクタールであり実削減率は二〇・七%になる。このような状況の中で、本町みかん産地の体質強化を図ることがますます重要になってきた。

このため、適地適産の考え方を基本としたうんしゅうみかん園地再編と品質向上のための技術改善、高品質みかん生産のための組織体制作りと販売方法の改革等、総合的な対応によるみかん農業の体質強化を強力に進める必要がある。

二. 園地再編推進の基本的な考え方

(一) 産地振興の基本方向

みかんの適地適産を徹底し、適地においては高糖系の優良系統みかん（大津四号、青島）や極早生みかん（宮本早生）及びハウスみかん（宮川早生）など消費者の嗜好に合った高品質なみかんを生産する産地を育成するとともに、生産性の低い園地については、他作物及び山林等への転換を推進する。

(二) 園地転換等の考え方

みかん栽培不適地のうち農業的土地利用が図れる園地は、需要動向に即しつつ、落葉果樹や植木類等を導入し、地域特産物として定着・発展するように誘導する。

一方、農作物への転換が不可能な園地については、土地利用制度との整合性を図りつつ、農地以外の他用途及び山林等への転換を進めるものとする。

(三) 産地の体質強化のための整備

・品種構成

本町のうんしゅうみかん栽培面積のうち優良系統（大津四号、青島）、極早生みかん（宮本早生）が約六割を占めているが、今後は、在来種及び宮川早生（ハウスみかんを除く。）の全てを優良系統へ更新していくものとする。

・園地の若返り

栽培適地の老齡園及び在来系統園については優良系統への改植を進め、密植園は品質の向上、作業効率の改善等のための間伐による植栽本数の適正化を促進する。

・園地の基盤整備

本町のみかん園の多くは、急傾斜地にあり、みかん及び転換作物の生産性向上を図るため、農道の整備を推進する。

・園地の集団化と規模拡大

みかん栽培適地については、農用地利用増進法等の活用により土地利用の混在化を回避し、生産性の特に高い鍛冶屋尾崎地域、黄金松地域、泉郷清水地域等は集団園地を育成・確保する。
 ・生産出荷施設の整備

高品質みかんの計画的な生産を図るため、品質区分集出荷体制の整備を推進する。また、転換作物については、産地形成に必要な施設整備を推進する。

・集出荷の改善及び販売の推進

高品質のみかんを消費者に提供するため、個人選果及びグループ共販を推進し集出荷の改善強化を図るとともに、生産者としての責任ある出荷、販売体制づくりを推進する。

三. 園地転換等の計画

(一) 転換等の計画面積

区分	現状の栽培面積	転換等の計画面積	左の内訳の見込			
			ユズ	銀杏	キウイ	その他
早生	四二・〇	一〇・〇	〇・五	〇・五	〇・〇	〇・五
普通	一三四・〇	四二・〇	〇・五	〇・五	一・〇	〇・七
計	二七六・〇	五二・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・二
			計			

(単位 ha)

他作物への転換			植林		転換後の栽培面積	
しきみ	花木	野菜その他	計	麩園	A	B
〇・五	〇・五	〇・五	二・〇	三・〇	三・五	三・一
一・五	二・〇	一・五	七・〇	一五・九	一六・四	一九・二
二・〇	二・五	二・〇	九・〇	一八・九	一九・九	二二・四
			計			

(二) 転換等を実施すべき地域及び園地の存続を図るべき地域

ア. 地域区分の基準

湯河原町では、適地適産の考え方を基本として、みかん栽培に不向きな園地の転換基準は、下記地域とする。

(ア) 自然条件

- ・ 標高の高い園地（二〇〇m以上）
- ・ 窪地等のため冷気が停滞する園地
- ・ 日照条件の悪い園地（谷間や北向き斜面の園地）

(三) 集中転換地区
該地なし

(四) 園地再編対策の対象園地の基準

ア. 通常の植栽密度

通常の植栽密度は、次の基準によるものとする。

- (イ) 生産される果実の品質からみた条件（出荷時）
- ・ 糖度 一一・〇度未満
 - ・ 酸度 一・〇度以上
- 急傾斜地にある園地（勾配約三五%以上）

樹 齢	一〇年生未満	一〇年生以上	一五年生以上
一〇アール 当り植栽本数	おおむね 一一一本	おおむね 四八本	おおむね 三二本

イ. 通常の栽培管理

- (ウ) (ア)、(イ)を基本に、その他、農業経営の諸般の事情、又は農地周辺の環境及び土地利用を勘案し不適地と思われる園地
- イ. 地域区分

別添図面のとおり。

昭和六二年度以降転換等の実施年度までの毎年度において、農業共同組合、農業改良普及所等が定めた栽培指導指針に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われ、更に結果樹園にあつては収穫の作業が行われていること。

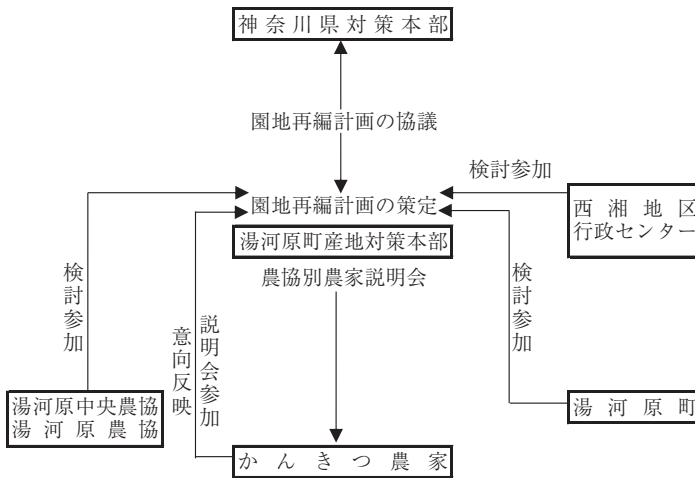
四. 園地再編の推進方法

(一)

推進体制

湯河原中央農協、湯河原農協、湯河原町農業委員会、学識経験者、篤農家、湯河原町で構成する産地対策本部（委員一七名）を設置し、湯河原町園地再編基本方針に即した園地再編計画を策定するとともに、本対策の推進にあたるものとする。

推進体制図



(二) 推進方法

ア. 農家説明会

平成元年二月九日から一三日までの間に、湯河原農協管内（対象人数三〇六名）の支所別四ヶ所及び湯河原中央農協管内（対象人数三六一名）の本所において、適地適産を基本とした、かんきつ園地再編対策事業についての説明会を実施した。

イ. 相談窓口の開設

湯河原農協、湯河原中央農協の本所、支所（九ヶ所）及び役場内に相談窓口を開設し、問合せに対応する。

ウ. 意向調査

農家説明会において転換等実施計画書を配布するとともに、各農家の個別指導を行い、農協支所単位で回収、内容の精査を行い実施

計画のとりまとめをした。

五. かんきつ類の生産出荷計画

(一) 種類の構成

種類	現状	目標	備考
うんしゅうみかん (うちハウス栽培)	二七六 (一・五)	二二四 (二・五)	

(単位 ha)

(二) 品種の構成

種類	品種			系統	現状	目標	備考
	極早生	早生	普通				
うんしゅうみかん	宮本	宮川	ハウス	青島	大津四号	藤中	在来種
	五・〇	三五・五	一・五	九四・〇	六七・〇	二三・〇	五一・〇
	九・〇	一七・〇	二・五	一〇〇・〇	七〇・〇	一一・〇	一四・五

(単位 ha)

(三) 品種更新計画

一) 改植

(単位 ha)

種類	導入を図る品種		平成元年	二年	三年	四年以降	計
うんしゅうみかん	極早生(宮本)	普通(青島)	一・〇	一・〇	一・〇	五・〇	八・〇
	極早生(宮本)	普通(青島)	二・〇	三・〇	三・〇	一・〇	一八・〇
(天津四号)			一・五	一・五	三・〇	一五・〇	二二・〇

二) 高接

(単位 ha)

種類	導入を図る品種		平成元年	二年	三年	四年以降	計
うんしゅうみかん	極早生(宮本)	普通(青島)	〇・五	〇・五	〇・五	二・〇	四・〇
	極早生(宮本)	普通(青島)	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	二・〇
(天津四号)			〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	二・〇

〔湯河原町産地かんきつ園地再編計画図〕略)

〔みかん園地再編対策に関する綴〕湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

ミカンの過剰生産に対応するため適地適産の徹底・園地転換・品種更新などのミカン園地の再編が計画された。なお、改植とは古い樹を新しい樹に替えること、高接とは品種更新や老木の樹勢を取り戻すため枝の高

いところで接ぐ接ぎ木の技術のことである。

79 湯河原町が観光農園計画

農業で脱農業 湯河原町が観光農園計画

体験施設／直売所／研修館／広場

湯河原町は今年秋から、熱海市泉元門川地区の町民所有地に計画中の農業公園整備事業に着手する。ミカン、野菜などの体験農園として観光客に利用してもらうもので、温泉地を持つ観光の町でありながら誘客施設の不足が指摘されてきた同町にとって、待望の観光施設となる。

併せて生産主体の農業から観光農業への転換を図り地域農業の活性化にもつなげる狙いがある。本年度の総事業費約七億円で平成七年度完成を目指す。

同地区は、国道135号沿いの相模湾を見下ろす景勝地。事業の対象となる土地は約七十ヘクタールの丘陵地で、

湯河原町の九十一軒の農家がミカン栽培を営んでいる。しかし、ここ数年の後継者難や減反のため遊休、荒廢地が増加。活性化への新しい方策が求められていたが、恵まれた自然や観光と一体化させた農業構造の転換が試みられることになる。

計画では、ミカンを中心とした果樹栽培のほか野菜、花など複合作物の栽培で農業経営の安定を図り、さらに観光客を対象とした体験農園などに利用を広げている。

園内には作物や生産加工品の直売所やレストラン、さらに農業研修館を備えた総合観光施設を建設。また野外コンサートなども可能なふれあい広場も設け、年間を通してさまざまなイベントを実施していく。大型バス十台が収容可能な専用駐車場も建設の予定。完成後は土地所有者の門川生産組合を中心に農事組合法人を組織、公園の管理運営はすべて同組織があたる。

〔神奈川新聞〕平成四年七月八日付

神奈川新聞社提供、複製禁止

観光客誘致と農業活性化を目指して門川地区の農業者を主体とした観光農園が計画された。国・県の補助金を受け、もんがわアグリパークの開園へと結実するが、経営困難に直面することとなる（『本巻』八〇・八一・八三・八四参照）。

80 農業構造改善における特定施設基本計画

（表紙）

H・五特定施設（近）No.九

神奈川県湯河原町門川地区

農業構造改善における特定施設基本計画

― 緑の農村空間型 ―

平成六年一月

社団法人 全国農業構造改善協会

この基本計画は、神奈川県湯河原町の委託に基づき、当協会が下記の諸氏に基本計画基礎資料の作成を依頼し、その結果をとりまとめたものである。

本基本計画基礎資料の作成に当たって、関東農政局農政部構造改善課、神奈川県農政部農地整備課及び県の現地関係機関、湯河原農業協同組合、農事組合法人もんがわ・アグリパーク、その他関係団体並びに関係農業者の方々の参加協力をいただいたことに対し深く謝意を表する次第である。

なお、本基本計画作成の企画運営は、当協会指導第二部上野紀四郎が担当した。

記

(敬称略、順不同)

東京農業大学 農学部 助教授
笠井設計株式会社 建築設計本部

日暮賢司

一級建築士 伊吹芳男

地域資源総合管理施設基本計画書

平成六年一月

神奈川県足柄下郡湯河原町

一 現況

湯河原町は、神奈川県西南端に位置し、南西部は静岡県熱海市、西部は静岡県田方郡函南町、北西部は箱根町、北東部は小田原市、東部は真鶴町と接している。西・南・北の三方をいわゆる箱根・伊豆の山々に囲まれ、大観山に源を發する新崎川と鞍掛山に源を發する千歳川とが東南の相模湾に向かって流れ、これらの山脈の裾合地に小さな沖積地を展開している面積四〇・九九km²の町である。

当町は、古く万葉の時代から湯河原の温泉として人々に知られ、東京から一〇〇kmの近さ、箱根、伊豆の観光地を背後にひかえ、年間七〇〇万人の観光・リ

ゾート客が訪れている。

門川地区は、江戸時代には宮上村、宮下村、門川村、城堀村、鍛冶屋村、吉浜村を土肥六ヶ村とよび、小田原藩領であったが、明治維新の廃藩置県により、千歳川を県境と定められたため、門川村の約半分七〇町歩が静岡県（熱海市）に配属され、現在に至っている。

このため、神奈川県湯河原町門川地区の農家が、静岡県熱海市泉元門川にある所有地で出耕作をおこなっている。

経営耕地は殆ど樹園地（みかん、キウイ等）で四六・七ha（H・二）、規模別には〇・五ha以下が五二%、〇・五〜一・〇haが三二%となっている。地区内の農家は九一戸、その八〇%が兼業農家であり、年令も高令化しているが、意欲ある若手を中心に有利な農地利用と将来の農業のあり方を検討してきた。このようななかで、門川生産組合を母胎として「門川の山

を考える会」ができ、門川の山を農業公園^(ママ)として、みかんを中心とした観光農園を行うこととなり、その実施主体として農事組合法人「もんがわ・アグリパーク」を設立、「みかん・海・湯とびあ構想」のもとに事業を推進している。

二 事業目的

本地区の農業構造改善事業は、門川の山を農業公園^(ママ)として観光農園を行うことで連絡道整備、農林漁業体験実習館、ふれあい広場及び今回の対象施設である地域資源総合管理施設を中心にすすめられようとしている。

そのねらいとし、緑豊かな文化性の高い活力ある農村社会の建設、農業所得、農業関連産業総生産額の改善等があげられており、その具体的展開目標として

- ① 直売体制の整備、付加価値の形成による「就農の安定」

① 農家集団が自ら資金、労働力、知恵を出しあつて計画実施する事業であり、その事自体が農業・

農村の活性化になることであり、もんがわ・アグリパークの役員、即ち門川地区リーダーが率先して動く「リーダーの自己革新」

② 農産物等の加工処理技術の習得、都市と農村の交流による学習機会の増大、直売のノウハウの実体験、加工品等の商品開発などよつての「人材育成」

があげられている。

本地区の農業構造改善事業の最大特徴としては、前述の如く、地区の殆どの農家の参加（出資）する、もんがわ・アグリパークが、役員を中心として自から積極的に事業にとりこんでいることであり、このことだけをとつてみても、農業・農村の活性化（人的活性化）は半分以上遂行されたと云つても過言ではない。

三 設置予定場所および選定理由

(一) 設置予定場所

静岡県熱海市泉字元門川分字立ヶ窪二二二一

一

(二) 選定理由

基礎資料Ⅳの一の(二)のとおり。

四 施設の規模、構造及び計画概要図

(一) 規模及び構造

地下一階 R C造 三六二・四〇㎡

一階 鉄骨造 二八五・七二〇

ピット 三八・四八〇

合計 六八六・六〇〇

(二) 計画概要図

基礎資料Ⅳの四のとおり。

五 概算事業費及びその積算基礎

(一) 概算事業費

<p>六 事業主体の名称及びその概要</p> <p>(一) 事業主体の名称</p> <p> 農事組合法人「もんがわ・アグリパーク」</p> <p>(二) 事業主体の概要</p> <p> 平成五年四月、門川地区の八九名の農家で設立</p> <p> 出資金四、〇〇〇万円</p>	<p>(二) 積算基礎</p> <p> 基礎資料Vの二のとおり。</p> <p> 合計 二八〇、〇〇〇 〇</p>	<p>七 管理運営計画</p> <p>(一) 管理主体の名称</p> <p> 農事組合法人「もんがわ・アグリパーク」</p> <p>(二) 管理運営体制</p> <p> 管理主体の中に地域資源総合管理運営委員会を設け、管理運営を行う。</p> <p> 管理責任者はもんがわ・アグリパーク代表理事。</p>
<p>八 収支計画</p> <p> 基礎資料VII―三の表VII―四（省略）のとおり。</p> <p> 地域資源総合管理施設基本計画基礎資料</p> <p> 目次（省略）</p> <p> I 施設整備の意義</p>	<p>(三) 管理運営規程（案）</p> <p> 基礎資料VIの三のとおり。</p>	

一 計画地区及び受益地域の範囲

(一) 計画地区の範囲

計画地区は、神奈川県湯河原町門川地区という名称である。湯河原町は神奈川県南に位置し、静岡県と隣接している(図I—一参照)。湯河原町門川地区は静岡県熱海市と隣接している集落である。受益者の居住地は湯河原町門川地区であるけれども、湯河原町と熱海市との境界線引きの変更時点で多くの農地が熱海市内に変更になった。

(二) 受益地区の範囲

受益地区の範囲は、湯河原町門川地区の出作地で熱海市泉字元門川にある所有耕地地域で構成される。受益地の総面積は約七〇Ha。そのうち、農業経営耕地面積は平成二年度四七・六五Ha。樹園面積は四六・四一Haで全体の九七・四%を占めている。湯河原町には二つの農協がある。受益地の関係農協は、湯河原農業協

同組合である。門川地区の湯河原農協に占める温州みかんの出荷量割合は、約五五%と高いものとなっている。

二 地域農業の概要と当面する課題

(一) 農家数と農地

門川地区の農業は、丘陵地において温州みかん栽培を主体として営まれている。昭和三〇〜四〇年代において、「門」の銘柄で京浜地域の消費者に親しまれていた。しかし、昭和四〇年代後半以降の温州みかんの生産過剰と消費者の果物消費ニーズの変化によって、表I—一に示してあるように、みかん経済の低迷、一部キウイフルーツ等への転換がみられる。門川地区の農家戸数は九一戸である。兼業農家の割合は八割を占めている。農業者の年齢も高齢化しているが、意欲ある若手を中心に有利な農地利用と将来の農業のあり方を検討している。特に、湯河原町は、豊富な湯量をも

つ温泉、奥湯河原県立自然公園等の観光・リゾート資源に恵まれ、年間七百万人もの観光・リゾート客が訪れている。そのような客の購買力を活用した新たな地域農業の再編が課題になっていて、解決のために意欲的な取り組みが展開されつつある。

表Ⅰ― 作付面積の推移

	昭和五五年度	平成二年度	変化率
温州みかん	六一・八四	三七・八二	〇・六〇
その他柑橘	一・九四	二・六五	一・三七
キューイフルーツ	〇	五・九四	―
茶	〇・二五	〇・一四	〇・五六
野菜類	〇・〇六	〇・三一	五・一七
茶き類	〇	〇・四四	―
合計	六五・〇九	四七・三	

(単位: ha)

資料: 湯河原町内部資料

図Ⅰ― 湯河原町門川地区農業公園整備事業

(省略)

三 農業構造改善計画における計画施設整備の意義

(一) 農業構造改善計画の目標と対応の方向

門川地区の農家は、相模湾を望む気候温暖・風光明媚な南斜面の丘陵地に温州みかんを主体とした農業経営を営んでいる。しかし、みかん産業をとりまく情勢は厳しく、農業後継者不足、就農者の高齢化が進んでいるので、都市住民（観光・リゾート客）との交流を通して観光農業への転換を図り、もって農業所得の向上と地域の活性化の推進を農業構造改善計画の目標としている。

より具体的には①高品質ブランドみかん生産体制の確立と既増加しつつあるキューイフルーツ、野菜類、花木類等の作物の振興による多品目生産化を進めること、②複合経営による周年観光農業と新たな形態の体験型交流農業の確立を図ること、③農産物販売方法、販売形態の多様化と観光農業により農業所得を安定・

向上させること、④豊かな地域資源と農村空間の提供による都市住民との交流により、開かれた農村を形成することである。

具体的な農業農村活性化農業構造改善事業（地域資源活用整備活用農業構造改善事業―緑の農村空間型―）の計画は、表Ⅰ―二、表Ⅰ―三のように、補助事業と単独事業とがある。補助事業は、①構造改善推進事業（活性化推進事業）、②土地基盤整備事業（連絡道整備）、③近代化施設整備（地域資源総合管理施設）、④環境施設整備事業（農林漁業体験学習施設、ふれあい広場施設）である。単独事業は近代化施設整備事業（駐車場造成工事、近代化施設整備）である。補助事業の事業費は八六二百万円。単独事業の事業費は一四五百万円。合計一、〇〇七百万円になる。

この中で、今回の特定施設（農業近代化）基本計画の対象施設は、表Ⅰ―二および三に太線で囲ってある

近代化施設整備事業の地域資源総合管理施設、事業費二八〇百万円（補助対象部分一八〇百万円、補助対象外一〇〇百万円）、である。

特に、地元の期待の大きなものは、①連絡道の整備と②近代化施設整備事業（地域資源総合管理施設）及び③環境施設整備事業（農林漁業体験実習施設）である。近代化施設整備事業については、平成五―六年度事業である。地域資源総合管理施設整備で、管理事務室、研修室、食体験室、食材加工室を設ける計画である。事業費は一八〇百万円。補助率は六〇%（国五〇%、県一〇%）である。平成五年度に整地、石積等の工事で五六百万円を投資する予定である。平成六年度に、建物建設を行うとともに、それに係わる環境衛生関係、電気、計器類の整備を行う計画である。

表Ⅰ―二 農業構造改善事業計画の構造（補助事業）

(省略)

表I—三 農業構造改善事業計画の構想(単独事業)

(省略)

(省略)

(二) 計画施設整備の意義

今回の施設整備は、地域資源総合管理施設及び管理棟であるのでこれらの設置の意義についてふれておく。

この計画施設の管理運営は後述するように、農家集団である農事組合法人もんがわ・アグリパークである。通常の場合、施設の事業、管理運営は、農協、市町村で行われている。農家集団が、自ら資金と労働力をだして運営するのは全国的にみても珍しいケースで独自性がある。本来、農業・農村の活性化は、行政から頼まれて行うのではなく、農家集団自らが積極的に取り組むものでなくてはならない。そのことよって、近代化施設を利用した、事業運営が盛り上がり、活性化

に結び付くものとおもわれる。

計画施設の意義としては、就農の安定、農家(役員)の自己革新、人材育成をあげることができる。

ア 就農の安定

それは第一に、この施設設置によって就農の安定が図れるということである。就農の不安定の最大の要因は、農業所得の少なさ、不安定さにある。地域資源総合管理施設等の設置と直売体制の整備によって、農産物の販売額が増加し、かつ安定的になる。さらに、加工農産物等を直売すれば一層の付加価値を形成することができると。湯河原町は年間七〇〇万人もの観光・リゾート客が訪れる。しかも四季を通して平均的に訪れている。これらの人々及び地域の人々が農産物等を購入すればその需要額は大きなものになる。

イ リーダーの自己革新

第二に、今回の施設の設置、導入計画作成に当たつ

ては、もんがわ・アグリパークの役員が主体的に活動した。門川地区の果樹園を甦えさせるために、もんがわ・アグリパークを結成して、集団の力で農業公園を運営していく計画である。補助事業を円滑に導入するための諸手続き、補助残融資の手続き、多額の負債を抱えた中での事業運営の方策等主体的にこなしてきている。今後、農業公園を運営するには、門川地区のリーダーが率先して、直売及び観光・リゾート客へサービスをを行わなくてはならない。果実を農協を通して卸売市場へ無条件委託販売で出荷していた過去の発想とは大きく変革しなければならない。リーダーの自己革新があつてはじめて、門川地区の農家が理解を示すようになるものと思われる。

ウ 人材育成

第三に、施設設置と事業運営によって人材を育成することをあげることができる。地域資源総合管理施設

(食材加工室)の設置によって、①農産物等の加工処理技術を習得することになる。さらに、この施設活用によって、②都市と農村との交流が容易になり、相互の学習機会が増大する。さらに、③直売のノウハウ(価格設定、在庫処理、陳列方法等)を実体験を通して学ぶことになると同時に都市と農村との交流機会の増大によって、④加工品を含めた望ましい商品開発の情報入手することができる。これらは、いずれも人材育成に繋がるものである。

計画地区内のほぼ入り口に位置する場所に地域資源総合管理施設等を計画する。地域資源総合管理施設は、地理的にみて、利用者が一度は訪れる施設ともなるので、利用施設の案内だけではなく、施設設置の背景となる本事業の主旨を、利用者が見やすいところに掲げる必要がある。地域資源総合管理施設は、地域案内・観光農園案内のできるようにガイド・ボードの設

置が必要である。また、この施設は、農産物の直売や利用者の休息の場である。さらに、観光農園で生産された新鮮な農産物を使った健康食品として、みかんジュース、豆乳、サラダ等を飲食できるような休息コーナーを設けた施設として整備する。さらに、この施設は、研修・講習等の一つのショールームともなれるように計画される。

II 施設の利用計画

一 生産者組織等の現状と問題点

門川集落には、門川生産組合がある。この組合は昭和二三年に設立されている。現在も、門川生産組合は存在している。この組合を母胎として、門川の山を考える会（二〇名の役員）が昭和六三年に設立されて、今後の地域（集落）農業について検討を重ねてきた。その結果、今後の農業は、門川の山を農業公園にして、温州みかんを中心とした観光農園を行うことになった。

それを契機として、門川の山を考える会を発展解消して、農事組合法人もんがわ・アグリパークが平成六年四月に設立された。もんがわ・アグリパークの定款によると、その目的は「この組合は、組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ、組合員の協同の利益を増進することを目的とする。」とある。農産物の販売については、特に「明文化されているわけではない。しかし、販売を含めた施設の管理運営は、もんがわ・アグリパークで行うという計画である。詳細は、付属資料、農事組合法人もんがわ・アグリパーク『定款』及び『地域資源総合管理施設管理運営規定（案）』を参照されたい。

表II—一 農業者等の組織する団体の活動状況

（省略）

二 施設整備に関する生産者の意向

温州みかん経済の低迷の中で、農業の担い手が高齢

化している。しかし、門川の山（果樹園）を維持管理していかねばならない。収益性があるならば、門川の果樹園を喜んで活用したいという比較的若い農業の担い手もいる。問題は収益性があるか否か、という点にある。収益性をあげるために、門川の山を考えると、会によって検討を重ねてきた結果、門川の果樹園を農業公園として集客を図り、温州みかんを中心にその加工品、中晚柑類、野菜等を直売する計画が考え出されたのである。そしてその考え方の延長線上に今回の門川地区農業公園整備事業が計画されている。門川地区の農家戸数は九一戸である。その中で、今後当分の間農業に従事できる六〇歳未満の男性は二三人いる。この多くは、門川の山を考える会の構成メンバーである。今後、この二三人の男性の農業の担い手が主力になって、もんがわ・アグリパークを引っ張っていくことになる。もちろん、女性の農業担い手もいる。門川地区

の農協婦人部のメンバーは約六〇人である。門川地区の多くの農家は、門川の果樹園を有効利用することに賛成の意を表している。今回の地域資源総合管理施設は、門川の果樹園を有効利用するための中核的な拠点施設として位置づけられている。

三 施設利用に係わる農産物の生産・加工等の技術の現状と改善方向並びに農産物の掌握状況

表Ⅰ―に示したように、門川地区の農産物の多くは温州みかんであった。しかも、湯河原農協のみかん取扱量の五五％を門川地区の温州みかんで占めている。温州みかんの生産技術には、過去の実績があり、しかも温州みかん生産量の掌握は、系統農協利用率約二五％と低いのが、直売が成功すれば、収益性の向上から一層農家の結束が予想される。現在の出荷に関する問題は、価格の低いことである。市場出荷だけではなく、主として観光・リゾート客を販売の対象とした直売方

式によつて、収益性の向上を図ることが期待されている。さらに、温州みかんだけの販売ではなくて、中晩柑類、キューイフルーツ等のその他果実類、野菜類、菌茸類、山菜類等消費者のニーズに対応できるように多品目生産化する計画である。

温州みかんの加工としてはジュース^(ママ)が考えられる。

湯河原中央農協婦人部で、摘果みかんを利用したジュースを朝市で販売したところ、飛ぶように売れており、強い刺激を受けている。一口にみかんジュースといつても、濃度の高低、味付けの有無、容器の大きさ、デザイン、PR方法等、多面的な検討事項がある。地域資源総合管理施設等の設置によつて、直売が可能となれば、その経済効果は大きなものになる。その結果、地域農業の活性化をもたらし、その施設の中に設けられる食材加工室を活用した農産物加工による地域特産品の開発が積極的に行われるものと思われる。さ

らに、加工品としては、マーマレード、ジャム、茶、ハーブ、こんにやく、きゃらぶき、物菜類、漬物類、菓子類、木炭等の加工が計画されている。収益をあげる突破口は、直売と特産物の開発にあるといつていい。なお、門川地区及び地区農家の所有する果樹園内において、競合施設は皆無である。

四 施設の利用計画

(一) 利用計画決定に当たつての諸条件の見通し

既に述べたように、地域資源総合管理施設の設置意義は、①就農の安定、②人材育成という骨子がある。ここに、農産物の直売体制の整備とともに、当施設を活用した特産品の開発が行えるよう計画している。

よりよい施設とサービスを提供し、直売と特産品の相乗効果で効率よく運営がなされ、就農の安定を図ることが見込まれる。又、このことにより、地域農業の活性化、人材育成につながることも合わせて考えられ

る。

(二) 施設の利用計画

当地域資源総合管理施設は、(ア)地域農業振興を積極的に推進するための会議・研修・集会、(イ)地域特産物の調理加工処理体験、加工処理研究・開発、販売、(ウ)当敷地に隣接して計画されている農林漁業体験実習館、ふれあい広場施設の利用者に対しての農業公園管理・指導等、地域農業の中核としての機能と、観光客を含めた来訪者の農業とのふれあいの場としての機能を果たすべく計画された施設である。

この機能を果たすため、来訪者の立場に立った各施設の構成・配置・設備機能等を考慮する必要がある。

ア 食材加工室

食材加工室の機能は、地域特産物の調理加工処理体験、加工処理研究・開発、が挙げられる。調理加工の内容は、主に温州みかんが考えられる。ジュース、ジャ

ム等の製造・直売によって、収益性の向上を図ることが可能である。また惣菜類の加工も挙げられる。

近年、自然食品指向の動きもあり、手作り食品・無添加食品等の新しい加工技術への取り組み意欲も大きくなりつつあり、地域農産物の需要拡大という目的も含めて、今後新規加工処理品の開発・研究に期待が込められよう。

食材加工室には、合わせて厨房施設も設けている。当該施設を訪れる客に対し飲食のサービスを提供し、施設の有効利用をはかることを計画している。

イ 食体験室

食材加工室で調理加工処理体験・研究及び開発した、地場産品及び地域特産品のレストラン的食体験のためのものである。又、季節毎に計画されている、みかん、キューイフルーツ・甘夏等々の収穫期毎のまつりがあり、これと合わせて年間三二、三一七人の利用が見込

まれている。このため、八〇〇～九〇〇人収容可能なスペースとしている。

又、九〇人を有する農事組合法人もんがわ・アグリパークの年間数度の総会等の利用も見込んでいる。そして、訪れる観光客が食体験できるくつろぎの場として、活用することも考慮している。

ウ 研修室(一)、(二)

研修室の機能は、農事組合法人もんがわ・アグリパークの各種検討部会及び各種料理・文化のサークル活動等多目的な利用が見込まれている。利用状況として同じ時期・週末・夜間に集中することを考慮し、研修室は二室で計画している。

各々に収容人員二〇人程度を予定し、中央及び食体験室側部分をスライディングウォールとして、効率的な利用も図れるよう計画している。

エ 展示室

展示室は、地域の農産物育成過程の展示及びロックウール栽培のしくみの展示、洋ランの展示・即売、農産加工品の展示・即売を予定している。

年間五二、九二〇人の利用が見込まれる。

オ 総合案内

当施設利用の観光客等に対し、農業公園施設の案内、もぎ取りの案内及びチケットの販売、各種イベントの案内、農産物宅配の受付等々のサービスを行うことを計画している。

カ 管理事務室

管理事務室は、もんがわ・アグリパーク全体の管理が主な機能である。

人員は五名程度を予定されており、施設の利用者、視察者対応の窓口、ならびに農林漁業体験実習館、ふれあい広場利用者への相談窓口として計画されている。

(三) 地域資源総合管理施設の主要部屋別利用計画

当施設の主要部屋別利用計画は表Ⅱ―二―一から二―五のとおりである。

表Ⅱ―二―一―五 施設の主要部屋別利用計画

(省略)

Ⅲ 施設の重点機能

一 施設の具備すべき主な機能

ア 研修室(一)、(二)

研修室は前述のとおり、農事組合法人もんがわ・アグリパークの各種検討部会及び各種料理・文化サークル活動等、多目的な利用が見込まれている。

研修室は二室ともに収容人員二〇名が予定されており、だれでも利用できるように汎用性が高い視聴覚器材(テレビ・ビデオ)と、一般器材(机、椅子、ホワイトボード)を設けることを予定している。

イ 食材加工室

食材加工室は前述のとおり、地域農産物の調整加工

処理体験、研究及び開発を行う。内容は果汁飲料類の加工及び野菜類(しいたけ、タケノコ、山菜等)の加工が予定されている。合わせて厨房施設も計画し、当施設を訪れた観光客に対応できる施設としている。

ウ 食体験室

調理加工処理体験を通じて生産された、ジュース・ジャム・惣菜類等をその場で試食するスペースである。ここに食事できる機能も加え、レストラン的食体験も可能とし、観光客に対してのサービスを重視した施設としている。

家具備品として、テーブル・椅子・ついたて・ショーケース等、レストラン的な内容のものを計画している。

エ 管理事務室

もんがわ・アグリパーク全体の管理が五名で行なわれる予定である。これに必要な、机・椅子・ロッ

カー・パソコン・コピー機等を計画している。

オ 展示室

展示室は前述のとおり、地域の農産物生育過程の展示及びロックウール栽培のしくみ展示等の常設を予定しており、パネルハンガー・ショーケース・平台等を設ける計画である。

二 主要機器類の最近の開発・利用動向

研修室、管理事務室に設ける視聴覚・情報機器は、一般汎用性の高いものを選定する計画である。

三 主要機器類の台数・処理能力等の決定とその根拠

当施設の主要機器については、表Ⅲ―一のとおりであるが、食材加工室における果汁飲料の加工、惣菜類の加工について述べてみる。尚、加工についての作業工程のタイムスケジュールは、図Ⅲ―一のとおりである。

ア 果汁飲料の加工

地域の特産品である温州みかんの原果汁を利用し、調味調整した飲料とする。調味調整はライスボイラーを使用し、殺菌は殺菌槽を用いる。

イ 惣菜類の加工（しいたけ・タケノコ・山菜）

これらの加工品は一回の処理に味付け、煮つめのために二～三日を要するが、ライスボイラーを用いて過熱処理して別の容器に移し二次加工する方式で実施し、ライスボイラーを上手に回転して使用する。

四 主要機器配置図

機械設備の配置は図Ⅲ―二のとおりである。

表Ⅲ―一 主要機器別仕様・数量・能力等（省略）

図Ⅲ―一 加工製造フローシート（省略）

図Ⅲ―二 食材加工室主要機器配置図（省略）

IV 施設の計画概要

一 施設の設置予定場所等

(一) 設置予定場所の所在、地番、面積

計画設置の予定場所

静岡県熱海市泉字元

門川分字立ヶ窪一二

二一他

計画施設の敷地面積

二七一・五六㎡

(二) 設置予定場所の適合性

本施設の設置予定場所は、湯河原町門川集落の作出地で、熱海市泉字元門川に計画されている。JR東海道線湯河原駅の南方1kmに位置し、東海岸線側には国道一三五号と優良道路熱海ビーチラインとが南北に平行して走り、伊豆半島及び箱根方面への中継地点であり、相模湾を望む気候温暖、風光明媚な所である。

予定場所は、南斜面のなだらかな丘陵地であり、年間七〇〇万台の車輛が通行する利便な所でもある。周囲はみかんを主体とした農業経営を営んでいるが、みかん産業を取り巻く情勢は厳しく、後継者の離農、就農者の高齢化は深刻であり遊休・荒廃地の増加、都市

的土地利用志向は顕著である。一方、湯河原町は全国有数の温泉地であり、年間七〇〇万人が訪れるが、滞留させる施設等が欠けているため、魅力ある温泉地としての方策が課題となっている。

上記したように、地区の現状と課題のある中で、恵まれた自然と景観を生かし観光客等が自然に触れられる環境整備をして、農業と観光が一体となり、低迷している地域農業の活性化と、農業経営の安定化を図ろうとする施設を設けるには最も適した場所である。

二 配置計画

本施設の敷地は、南斜面の丘陵地を利用する計画である。

魅力ある施設と空間を構成することができれば、既存の観光資源と交通の利便性を生かし、隣接して計画が進められている農林漁業体験実習館、ふれあい広場施設を含め、地域特産物の宣伝及び消費拡大の宣伝を

来訪者に訴つたえる場としてよいものになる。

敷地形状は、図IV—六に示す通り、東側に国道一三五号線に接し、南側は八mの新設道路に面している。丘陵地を有効に活用するため、新設道路の勾配を考慮し地盤面を三段とし、各段にそれぞれ車輛でアプローチできることとし、より多くの駐車が可能なレイアウトとなっている。

駐車場の北側で敷地中央に、地域資源総合管理施設を配している。

施設のうち、管理機能と展示スペース及び農産物の直売を行う地下一階へは、下段の駐車場部分からアプローチができ、食体験室及び食材加工室、研修室を有する。一階へのアプローチは、中段の駐車場から導入する計画としている。又、施設の南側に外部階段を設けており、地階と一階との連絡も有効にできるよう考慮している。

三 建築計画

(一) 各構成空間別規模、構造等

地域資源総合管理施設は、丘陵地のため二層の建物からなる。一部地中に埋め込まれる地下一階はRC造とし、その上の一階は経済性を配慮し鉄骨造としている。延床面積は六八六・六〇㎡となり、各室の床面積は、表IV—一に示す通りである。

地階には、入り口エントランスに直結して、ホール、展示室、総合案内をメインに設けている。ホール西側に全体を管理する機能を持つ事務室、職員休憩室及び更衣室を配した。階段へはホール西側中央に直結する連絡通路を設けている。階段の南側には、男・女の便所を設け、増大すると考えられる車を利用する来訪者に対応するよう配慮している。

一階は、中段の駐車場より直結した位置に風除室を設けアプローチしやすい計画とした。一階のメインと

して風除室東側に、食体験室を設けている。食体験室の東北側には研修室、西北側には食材加工室を配し、廊下で聞仕切らない計画としている。このことにより食体験室は、勾配付の高い天井と、東及び南側の大きな窓とを有する明るい開放された大空間となり、施設の一層の有効活用が期待される。又、研修室(一)、(二)についても中央及び出入口部分を可動の間仕切とし、一体の使用を可能にしていることも特色の一つである。

外部仕上げは、地階外壁をコンクリート打放しの上吹付タイル仕上とし、一階外壁をサイディングボード横張りとしている。又、屋根の形状は地域にとけ込むように寄せ棟とし金属板葺としている。

全体のコンセプトとして、門川地区の丘陵と自然にとけ込んだ色調を考え、門川地域の農業を広く理解してもらえらるよう、利用者がより多く集りやすい施設を目指したものである。

(二) 各構成空間別規模決定の根拠
各空間規模決定においてはⅡ―Ⅳ施設の利用計画により各室の占有面積を決定した。

ア 展示室は、図Ⅳ―一参照
イ 管理事務室、職員休憩室、更衣室は図Ⅳ―二参照

ウ 食体験室は図Ⅳ―三参照

エ 研修室(一)、(二)は図Ⅳ―四参照

オ 食材加工室は図Ⅲ―二参照

四 計画概要図

(一) 配置図 図Ⅳ―六による。

(二) 平面図 図Ⅳ―七・図Ⅳ―八・図Ⅳ―九による。

(三) 立面図 図Ⅳ―一〇・図Ⅳ―一一による。

(四) 断面図 図Ⅳ―一二による。

表Ⅳ―一・図Ⅳ―一〇(省略)

V 概算事業費及びその積算基礎

一 概算事業費

地域資源総合管理施設に関わる概算事業費は二億八千万円となり、補助対象事業費としては一億八千万円、補助対象外事業費は一億円となる。補助対象事業費の内訳は、建築主体工事一億二千四百万円、整地工事四、一三七万四千元、地質調査費二一六万三千元、実施設計費は一、〇七一万二千元となる。

詳細は表V―一に示す。

二 概算事業費積算の基礎

(一) 機械設備の積算基礎

表V―二に示す。又、内部設備費(機械設備を除く)も表V―三にて示す。

(二) 施設(除機械設備)の積算基礎

建築主体工事費は、建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、浄化槽設備工事として計算する。

詳細は表V―四に示す。

表V―一(四)(省略)

VI 管理運営計画

一 事業主体及び管理主体の概要

(一) 事業主体及び管理主体の名称とその概要

事業主体及び管理主体の名称は、農事組合法人もんがわ・アグリパークである。この組合法人は、平成五年四月二四日に設立されている。発起人は一〇人。理事も一〇人。監事は二人。発起人一〇人のうち、理事が八人、監事二人となっている。

組合員は、門川地区内に住所を有する農民である。組合員は、出資の義務を負い、最低一口出資しなければならず、一人で五〇%をこえることはできない。出資一口の金額は五万円である。

二 管理運営体制

農業農村活性化農業構造改善事業の市町村農業農村

活性化推進機構の組織体制図の概要は図VI-1のようである。湯河原町活性化推進機構には、(財)二世紀村づくり塾と神奈川農業活性化塾が情報提供する。さらにこの推進機構には会長、副会長、事務局(湯河原町役場経済農林水産課)があつて、事業を推進する。

今回の計画対象の門川地区の場合は、湯河原町活性化推進機構の下に、門川地区農業活性化推進協議会(会長・〇〇〇〇〇、副会長・〇〇〇〇〇、事務局・湯河原町経済部農林水産課)を設ける。この推進協議会のもとに活性化方策専門研究会(生産基盤整備部会、観光農業導入部会、新規作物導入部会、地域グループ活性化部会)をおき、事業の推進にあたる。ただ、門川地区農業活性化推進協議会をすでに示した農事組合法人もんがわ・アグリパークに置き換える。

もんがわ・アグリパークの代表理事は、門川地区農業活性化推進協議会会長と同一の〇〇〇〇〇氏である。

もんがわ・アグリパークの事業は、①農業に係る共同利用施設および農作業の共同化に関する事業(定款第二条の(一))、②農業の経営(第二条の(二))、③前二号の事業に付帯する事業(第二条の(三))である。今回の検討の対象である地域資源総合管理施設は、この定款上は農業に係る共同利用施設及び前二号の事業に付帯する事業に該当する。

地域資源総合管理施設等は、もんがわ・アグリパークによつて管理運営される。この施設は、管理事務室、研修室、食材加工室、食体験室等が作られる。研修室は、組合員の営農研修(観光農業、新規作物導入、基盤整備、その他即売会、イベント、ミニ講演会等の活性化のために研修)、生活改善研修(衣食住、健康教育、各種展示会等)、役員会議、各種サークル活動等に活用できる。食材加工室は、地域農産物を原料とした加工品の開発(販売用、生活用)に活用する。食

体験室は、地域農産物、その加工品を活用した調理方法の開発及び体験、みかんの花まつり、甘夏柑まつり、蜜柑まつり等の各種収穫祭、組合総会等多面的に活用できる。

図Ⅳ―Ⅰ 地域資源総合管理施設の管理運営組織

(省略)

このように、食に関してみれば、農産物の生産から加工、調理方法の開発、食体験という一連のプロセスを地域資源総合管理施設等で行うことができる。また、農産物、加工品等の物産は、この施設を利用して販売し、もって農業収益性の安定・向上と、門川の果樹園利用の高度化を図ることができる。

三 管理運営規定

農事組合法人もんがわ・アグリパークの定款によると、その目的は「この組合は、組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ、

組合員の共同の利益を増進することを目的とする。」とある。また、第二条（事業）で「(一)組合員の農業に係わる共同利用施設（当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。）及び農作業の共同化に関する事業、(二)農業の経営、(三)前二号（農業の経営）の事業に付帯する事業、と記されている。

以上のように、もんがわ・アグリパークは、農業生産の協業が主たる目的である。その他、運搬、加工、貯蔵の共同利用施設の導入・活用も事業内容としてあげられている。販売については、付帯事業というカテゴリーに入る。

管理運営規程（案）を以下に示す。

地域資源総合管理施設管理運営規程（案）

(目的)

第一条 この規程は農業農村活性化農業構造改善事業

により設置した地域資源総合管理施設を、本町の農業活性化の中核施設として地域資源と人、資本のマッチングをはかることを主体に

一 情報の受発信基地

二 イベント会場等交流促進の場

三 村おこしグループの活動拠点

四 農村塾等、研修、研究の場、及び特産品の紹介、体験の場

五 町及び県西部のインフォメーション機能

等を通じて、本町の活性化に資するよう、適正な管理運営をはかるため必要な事項を定めるものである。

(運営)

第二条 当施設は地域農業、農村の活性化に関連する

諸組織等の活動拠点として位置づけ、農事組合法人もんがわ・アグリパークが運営する。

(運営委員会)

第三条 当施設の運営と利用目的を達成するため、地

域資源総合管理施設運営委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第四条 委員会は農事組合法人もんがわ・アグリパー

クの理事をもって組織する。

(委員会の審議事項)

第五条 委員会は次の事項について審議を行う。

一 利用計画と実績の検討

二 利用の積極的な推進活動

三 その他、地域資源総合管理施設の効率的運営に
関する事項

(利用申請)

第六条 当施設を利用しようとするものは、その都度別に定める手続きにより管理者の許可を得なければ

ならない。

(事務局)

第七条 委員会の事務局は農事組合法人もんがわ・アグリパーク総務部におく。

(管理運営)

第八条 管理責任者は農事組合法人もんがわ・アグリパーク代表理事とし、運営委員会の定めるところにより管理運営を行う。

(利用料)

第九条 施設の使用料は別に定める使用料金により徴収するが、公共的団体及び農業生産組織^(ママ)が使用する場合、特に管理者が必要と認めた時は使用料の徴収を免除することが出来る。

(帳簿)

第十条 管理責任者は、地域資源総合管理施設の利用計画・利用状況の把握と管理運営の円滑化をはかるため、帳簿をおく。

(経費)

第十一条 当施設の管理運営に必要な経費は使用収入をもって充当する。

(その他)

第十二条 この規程に定めるものほか、地域資源総合管理施設の管理運営に関する必要事項は、管理責任者にはかり定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

四 管理運営上の配慮事項

農事組合法人もんがわ・アグリパークの主な活動目的は、農業生産の協業化にある。その理由は、温州みかん農家の一戸当り農業所得は一〇〇万円程度と収益性が低く、果樹園の維持管理に問題を生じさせている。生産の協業化によって、果樹園の維持管理を行わざるを得なくなった。ただ、加工、直売等を含めた観光農

園、農業公園によって収益性を高めることができれば、農業を真剣にやろうとする担い手もいることから、門川農業公園整備事業計画を樹立して、農家一戸当り農業所得を二五〇万円へ倍増させる計画である。地域資源総合管理施設は、その整備事業計画の中核をなす拠点施設として位置づけられる。直売（生鮮・加工品）が管理運営上の第一位の優先順位になる。

Ⅶ 収支計画

一 収支検討に当たっての前提

今回の地域資源総合管理施設、管理棟の建設に当たって、農事組合法人もんがわ・アグリパークは、補助事業として一八〇百万円、自己資金として一〇〇百万円の合計二八〇百万円の範囲で行いたいという意向である。もちろん、一八〇百万円の補助事業については、国五〇%、県一〇%合計六〇%の補助率であるから一〇八百万円が補助金で残りの七二百万円が受益者

負担ということになる。この七二百万円と前述した自己資金一〇〇百万円を加えると、一七二百万円で全事業費の六一・四%（一七二百万円／二八〇百万円）をもんがわ・アグリパークが負担することになる（表Ⅵ―一参照）。

表Ⅶ―一 事業費の総括表（省略）

さらに、今回の地域資源総合管理施設等に伴う事業運営で赤字がでて、その赤字分を行政で補填しないということが前提条件である。

二 収支計画（案）

（一）施設利用に係る費用と内訳

地域資源総合管理施設（補助事業）、管理棟（単独事業）には、概算で二八〇百万円が投資される。この投資を回収していかなければならない。補助事業の補助率は国、県で六割である。しかし、投資額二七〇百万円に占める補助金の割合は、三八・六%（一〇八百

万円／二八〇百万円)になる。残りの負担部分一七二百万円(二八〇百万円－一〇八百万円)を借入れて対応するとする。借入額一七二百万円を元利均等償還で、金利年五・〇年返済で計算すると、年間元利約一二、二〇四千円を返済しなければならない(表Ⅶ―二参照)。

表Ⅶ―二 借入金返済計画(省略)

さらに、建物及び内部施設の減価償却を計算すると次のようになる。建物主体工事は、表Ⅶ―一のように、投資額(概算)二〇四百万円(補助金額一〇八百万円)、耐用年数四七年、残存価格二〇・四百万円の定額法で計算すると減価償却費は、年間三、九〇六千円になる。建物主体工事(事業費二〇四百万円)に補助金一〇八百万円が充当されるとすれば、その割合は五二・九%(一〇八百万円／二〇四百万円)になる。この率で圧縮償却すれば、年間の減価償却費は二、〇六

六千円(三、九〇六千円×〇・五二九)である。

一方、内部設備(補助対象外)に関する取得価格二〇百万円、耐用年数一〇年、残存価格二百万円の定額法による減価償却費は、年間一、八〇〇千円になる。それらを合計した減価償却費は表Ⅶ―三の通りである。減価償却費と支払金利とで初年度約一六・一百万円がかかる。

表Ⅶ―三 建物及び内部設備の減価償却費(省略)

(二) 施設利用料金とその決定の考え方

地域資源総合管理施設は、農業活性化に役立てるために、国、県から補助を受けて建設された地区の共同利用施設である。施設利用料金を考える場合に、当該施設が社会資本としての性格を持っているのか否か、という検討が必要である。社会資本とは、誰が費用を負担しようが、その利益が全体に及ぶことをいう。利益が全体に及ぶのであるならば、個人ではなく、社会

全体で費用を負担すればよいことになる。

まず、費用負担者の側面からみれば、それは、国、県及びもんがわ・アグリパークである。国、県が補助金をだしているということは、利益（受益）は全体に及ぶ性格の投資ということを暗黙の前提条件としている。利益が全体に及ぶという程度は、補助率が六割なら、六割ということである。この施設は、国道、国防のような純粋な社会資本ではないが、社会資本的な性格を有している施設ということができる。

つぎに、利益者（受益者）の側面からみれば、この施設を利用して、利益を得るのは、個人か、或いは全体か、という検討である。少なくとも特定の個人（個別農家）ではない。全体という場合、国の補助という側面からみれば、まさに国民全体という意味である。この施設がどうみても、国民全体で利用され利益を受けるとは考えられない。しかし、国民の望む食料を供

給する或は農業を通して国土・自然環境を保全するという見地からみれば、全国にあるこのような施設が食料を供給していたり、農業を通して国土・自然環境を保全するということになって、全体を統合するとき、国民全体に利益が及ぶということができる。

しかし、それは、六割補助分の説明である。残りの四割はどのように説明するのか。残りは農家集団負担分であるから、利益も農家集団に及ぶ。では、その場合、施設利用料金は、農家集団に利益が及ぶ範囲内で徴収してもかまわないのか。答えは、かまわないということになる。ただ、施設利用料金を徴収しても、特定の個人（個別農家）に帰属せず、集団に帰属するというものである。しかも、集団に帰属した施設利用料金は、集団全体のために利用される性格のものである。社会資本的な性格を有し、しかも集団全体のために利用される施設の利用料金は徴収されるとしても、で

きる限り低額に設定されることが望ましい。

(三) 収支計画(案)

収支計画(案)では、物産販売部門、飲食部門、施設利用部門(研修、加工等)という三部門構成である。物産販売部門は、地域農産物、その加工品等の販売を計画(案)している。地域資源総合管理施設は、門川の果樹園の活用を一層活性化させるところにねらいがある。農業を活性化させるためには、より農業の収益性を安定・向上させることが必要条件になる。地域資源総合管理施設等は、農業収益性の向上に寄与できるものでなくてはならない。したがって、地域農産物直売及びその加工・販売は最も重要な機能といえることができる。温州みかんは、極早生、早生、大津、青島等の品種がある。中晩柑類としては、ネーブル、ポンカン、はっさく、レモン、伊予甘夏柑、ユズ等々多くの種類を栽培・販売できる。その他果樹では、キウイフ

ルート、ブルーベリー、うめ、かき、びわ、かりん、りんご等があげられる。野菜類では、なす、とまと、きゅうり、すいか、メロン、ねぎ、こまつな、はくさい、だいこん、かぶ、ブロッコリー、モロヘイヤ等々多品種の野菜をあげることができる。菌茸類では、しいたけ、しめじ、まいたけ等。山菜類では、わらび、たらの芽、うど、ふき、あしたば等。工芸作物では、茶、ハーブ等もある。農産物加工品としては、ジュース、ママレード、きゃらぶき、こんにゃく、漬け物、菓子類等があげられる。林産物を活用したものとしては、木炭もある。門川の山を活用すれば、多種多様な農産物等の生産・加工・販売ができる。

つぎに、計画では飲食部門をあげている。地域の農林水産物と加工品を活用した料理の研究とその試食会を頻繁に行い、新規作物の開発、農家生活改善に資することが望まれる。さらに発展的に考えれば、開発さ

れた斬新な料理を、観光・リゾート客に提供することができる。地域物産の直売だけではなく、料理としてサービスを付加して提供できれば、一層門川の山が活用されるようになり、活性化していくものと思われる。湯河原町には、年間七百万人も観光・リゾート客が訪れているという他の市町村にはみられない特徴があり、これを見逃す手はない。

最後に、計画では施設利用部門をあげている。施設利用では、「Ⅵ 管理運営計画」の「二 管理運営体制」でふれてあるように、研修室、食材加工室、食体験室が計画されているが、いずれの部屋もさまざまな企画、研修等で活用されるものである。低額ではあるが原則的には施設利用料金を徴収する計画である。そのかわりに、施設のメンテナンスに配慮して、気持ちよく利用できるようにしておかなくてはならない。

物産販売部門の収入は、八〇百万円を計上している。

これは、農家一戸当たりに換算すれば約九〇〇千円である。門川地区の温州みかん販売金額は約一五〇百万円。農家一戸当たり約一、六五〇千円である。もんがわ・アグリパークに門川地区の四〇%のみかんの結果を目標にする。さらに、多品目の農産物・加工品を生産販売する。

飲食部門の収入は五〇百万円の計画である。利用者一人当たり千円飲食するとして、年間五〇千人、年三〇〇日営業として一日当たり一六七人が利用しなければならぬ。一週間で一、一六九人の集客が必要である。土、日曜日、祝祭日には、一〇〇席を三回転させることが目標になる。年間の観光・リゾート客が七百万人も訪れていることからみて、年間五万人集客はそれほど困難なことではない。営業であるから集客の努力が必要であるが、①調理の内容に特徴をだすことができ、②交通量の多い国道一三五号線沿いに立地して

いること、③太平洋を眺望できるロケーションにあること等から恵まれた環境にある。

トータルとして、施設を利用した事業の収支は、創業時において七百万円ほど赤字になるが、これは、初年度のみ取得税七百万円計上されたことが圧迫要因になっている。しかし、事業が順調に発展すれば、黒字に転化していく計画である。

なお、表VII―四においては、減価償却は圧縮後の部分だけを対象にして計画したが、事業の継続性を考慮すれば、収益のなから施設の更新等のための基金等の積立を行うことが望ましい。

表VII―四 農事組合法人 もんがわ・アグリパーク
収支計画(案) (省略)

付属資料―一 農事組合法人もんがわ・アグリパーク

ク定款(省略)

(神奈川県湯河原町門川地区 農業構造改善におけ

る特定施設基本計画 ―緑の農村空間型― 平成六年一月「湯河原町役場蔵」
原資料は横書き。

81 もんがわ・アグリパーク開店レセプション

もんがわ・アグリパーク 今日開店レセプション 農業公園中央管理棟の完成で

農事組合法人もんがわ・アグリパーク(〇〇〇〇代表理事)が、熱海市泉門川分地区(大黒崎)の135号線沿に進めている「門川地区農業公園近代化施設整備事業」の一環としての農業公園の基幹施設となる「中央管理棟」が完成、ランドオーブンに先立ちきょうう十日(午前十時より同中央管理棟レストラン(湯河原ビール園)において開店レセプションが行われる。

同事業は、兼業化に伴う専業農家の減少、後継者不足による農業継続の困難、みかん市場価格の低迷、農

地の荒廃化など種々の農業問題を抱える門川地区みかん農家の生産基盤の充実化を図るなど門川地区農業者の農業活性化を図ろうともんがわ・アグリパークが事業主体となり実施しているもの。

この農業公園の入口に位置し中心施設となる中央管理棟は、昨年六月、町内各公共施設の建設などを手がけている(株)蒲谷工務店(蒲谷慎一社長)の施工により建設が始められていたもので、四月のプレオープンに続き全施設の完成によるグランドオープンを前に開店レセプション開催の運びとなったもの。

(「相豆新聞」平成七年五月一〇日付)

82 「ふれあい農園」がスタート

土に親しみ収穫の喜びを「ふれあい農園」がスタート 三農園、28区画を貸与へ

湯河原町では、米岡幸男町長が町長選立候補当時、

公約の一つとして掲げていた遊休農地の借り上げによる市民農園(ふれあい農園)の実現へ向け今年度予算に「ふれあい農園整備事業」として三百八十四万六千円を計上するなど準備を進め、町内の農業者と借り上げについての話し合いを進めていたが、このほど門川・吉浜・川堀の三個所に農園用地が確保できたことからいよいよ町民への貸与を始めることになった。

このふれあい農園は、町内の遊休農地の利用促進などの一つとして、農業者以外の方に土に親しみ、収穫の喜びを味わっていただけける農業体験の場として、町民に野菜作りや花作りなどを楽しんでいたことが計画されていたもので、湯河原町では、この農園を「湯河原町ふれあい農園」と名付け、利用料年間九千円、二年間の期間で町内在住の方に貸与することになった。

開設が決った農園は、白沼田農園(吉浜・オレンジビラ上)の八区画、天保山農園(川堀・前栗場橋近く)

の十一区画、蔵町農園（門川・蔵町公園前）の九区画。

この農園の利用を希望する方は、往復はがきの往信裏面に希望する農園名、住所、氏名、電話番号を記入返信用表に住所、氏名を記入し、六月二十日（土）（当日消印有効）までに郵送してください。はがきは家族一通。応募者多数の場合は抽選となる。抽選の場合、抽選日は六月二十八日（金）、午前十時より湯河原町役場第二庁舎三階会議室で行われる。

はがき郵送先及びお問い合わせは、〒259-03、湯河原町中央二―二―一、湯河原町経済部農林水産課「ふれあい農園」募集係（☎^(マイ)622111内線〇〇〇〇〇〇）まで。

なお、農園の使用開始は七月中旬が予定されている。

〔相豆新聞〕平成八年五月二六日付

83 町農事組合法人に指導文書

湯河原の美術館問題 ビール園に戻せ

町 農事組合法人に指導文書

湯河原町の農事組合法人「もんがわアグリパーク」(〇〇〇〇代表理事、八十九人)が国・県の補助金を目的外に使用したとされる問題で湯河原町は二十九日、同組合に対し①浮世絵などを展示している美術館を元の姿に戻せ②それができなければ、目的外使用を認める文書を出せ―を骨子とする指導文書を出す一方、近く県にも提出する。町は県から「目的外使用」との通知を受けており、組合への指導結果を求められていた。町という元の姿とは農産物即売所を兼ねたビール園で一九九五年五月、隣接の静岡県熱海市泉の門川地区農業公園内に開設された。建設費は二億二千万円。国が一億一千万円、県が二千二百万円を補助している。

組合員の大半がミカン農家で、ミカン生産のほか観光農園や農産物即売も行うビール園に転身を図る狙いだった。

しかし、この施設も思うように客足が伸びず、赤字が出る一方で、組合の経営は行き詰まった。組合から依頼を受けた町の仲介で昨年六月、「湯河原ミュージアムパーク」（東京都中央区）と業務提携、三億円の資金援助を受けた。施設は今年四月、美術館に改装されて新しくオープンした。

美術館として改装されたことが国・県の指摘する補助金の目的外使用に当たるとされたわけだ。組合を指導する立場の同町幹部は「組合からの回答はこれからだが、美術館を元の施設に戻すのは難しいのではない。そうになると、目的外使用を認めて補助金の返済について県などと相談するしかないのでは…」と話している。

〔神奈川新聞〕平成一〇年九月三〇日付）

神奈川新聞社提供、複製禁止

84 農業公園整備事業施設の目的外使用承認申請

湯農第三五八号

平成一〇年一二月二五日

神奈川県知事 岡崎 洋 殿

湯河原町長 米岡幸男

農業公園整備事業で取得した施設の目的外使用に関する承認申請書

平成五・六年度において、農業公園整備事業により取得した農業近代化施設（地域資源総合管理施設）を別紙により目的外使用したので、神奈川県営農団地整備事業等に係る補助対象事業事務取扱要領第五の四の規定に基づき、承認を申請します。

業 農 第一節

一 目的外使用の理由

農事組合法人もがわアグリパークは、平成五・六年度に農業公園整備事業で建設した「地域資源総合管理施設」で、平成七年五月から食体験・農産物の販売等の営業を開始しましたが、その後の経済情勢の変化や伊豆半島沖の群発地震による観光客の激減等から、当初に計画した利用客数が得られず、赤字経営が続き、組合は存亡の危機に直面しておりました。

このような状況を打開するため、本施設を観光客の大幅な増加が見込まれる美術品展示施設として使用するものであります。

組合法人としては、施設内の一部を地域特産物等を提供する場として利用するほか、美術展示と併せてみかん祭りなどのイベントを開催するなど、本施設を今後とも観光農業の拠点として役立てたいとしており、本施設を美術品展示施設として使用する事もやむを得

ないものと思料されます。

二 承認申請に係わる施設の概要

(一) 事業種目

農業近代化施設（総合情報施設整備事業）

地域資源総合管理施設

(二) 施設の所在地

静岡県熱海市泉元門川分字立ヶ窪一二二―一

(三) 構造及び規模

鉄骨造り一部鉄筋コンクリート造二階建て

一棟 六四八・四二㎡（B一階 二八五・九八

㎡ 一階 三六二・四四㎡）

(四) 事業費及び町補助金額

ア 事業費

平成五年度 一八〇、〇〇〇、〇〇〇円

平成六年度 四〇、〇〇〇、〇〇〇円

計 二二〇、〇〇〇、〇〇〇円

イ 県補助金額 一三三、〇〇〇、〇〇〇円

内訳

国費 一一〇、〇〇〇、〇〇〇円(五〇%)

県費 二二、〇〇〇、〇〇〇円(一〇%)

三 承認申請に係る事項

(一) 目的外使用の期間

平成九年二月二日以降

(二) 利用の内容又は方法

美術品展示施設として使用

四 返還額

七四、九八五、七二四円

内訳 国費 六二、四八八、〇九五円

県費 一二、四九七、六一九円

五 返還の予定時期

平成一一年三月(町の平成一一年三月定例会

の補正予算成立後)

六 添付書類

(一) 財産管理台帳

(二) 事業実績報告書

(三) 施設利用実績及び経営状況

(四) 施設位置図

(五) 施設平面図

(六) 施設の写真

(七) 組合法人の役員会議事録写し

(八) 補助金返還額算出資料

(九) その他

(添付書類省略)

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

85 イージーネットハウス設置

イージーネットハウス設置 無農薬野菜栽培

へ補助 農業活性化へ農家に奨励

湯河原町では、本年を「環境元年」と位置付け様々な分野において環境問題に取り組んでいるが、その一環として現在大きな社会問題となっている食の安全、安心を図るため少しでも農薬の使用量を少なくした無農薬野菜の栽培に取り組んでいる。この無農薬野菜の栽培方法として、東京都農業試験場において簡易ハウス全体をネットで覆い、虫を寄せ付けないという「イージーネットハウス」と呼ばれる低コストの栽培方法が開発されており、この方法により安全で安心、美味しいこだわりの野菜を農薬散布という作業からほとんど解放される中で比較的簡単に栽培ができることから湯河原町でもこの「イージーネットハウス」を使った野菜栽培の普及を促進させており、去る四月には数回にわたり実際にこのイージーネットハウスによる野菜の栽培講習会を開催、栽培された野菜類を湯河

原町商工会の主催で開催されたふれあい広場産業祭会場で販売し大好評を得ている。

湯河原町では、このイージーネットハウス栽培をより普及させ、地元消費者や宿泊客等へ供給することにより、今後の農業の活性化にもつなげようと「イージーネットハウス」の設置に補助金制度を設けており農家の皆さまの利用を呼びかけている。

補助金制度の内容は次のとおり。

▽イージーネットハウス設置の内容 ①本町内で個人の農地等に設置するハウスにします②ハウスを設置する農地等は、農薬無散布の野菜栽培に適するよう、土壌診断等に基づいて土壌改良をしてください③ハウスの面積は15㎡(間口三m奥行五m)以上にしてください。

▽対象者 ①本町に居住し農地等を所有しているか、あるいは使用している個人及び農業生産法人で、この

農地等に、イージーネットハウスを設置し、農薬無散布野菜を栽培する場合に要する経費の一部に補助が受けられます。ただし、収穫した野菜のおおむね二分の一は、町が指定する販売所等で扱うこととします（五年間）

▽補助金の額Ⅱ(1)補助金の額は、ハウスの面積の1㎡につき二千円(2)同一世帯に対して交付される補助金の最高限度額は十万円。

〔例〕一棟の場合（材料費一陳^(種)約六万円×2分の1）三万円。三棟の場合（材料費一棟^(種)約六万円、三陳^(種)で十八万円の2分の1）九万円の補助が受けられます。

詳しいことのお問い合わせ、申し込みは湯河原町役場環境農政部農政課（☎⁽⁶³⁾2111内線〇〇〇〇）またはJ Aおだわら西部経済センター（☎⁽⁶²⁾〇〇〇〇〇〇）まで。

〔相豆新聞〕平成一五年七月二七日付）

86 藤中系温州ミカンの表彰

表彰状

足柄下郡吉浜町

藤中里次郎殿

貴殿は多年にわたり柑橘栽培に従事し優良品種改良に鋭意努力した結果中生系優良品種として藤中系温州みかんを発見されましたがこれは本県柑橘産業振興の上に寄与するところが誠に大きいと思えますよってこれを表彰します

昭和三十年三月二十五日

神奈川県知事 内山岩太郎 印

（吉浜 藤中倉藏氏蔵）

藤中系温州ミカンは、吉浜の藤中里次郎氏により一九三〇（昭和五）年に原木が発見された。一九五四年に温州蜜柑優良系統として発表され、県産みかんの主

力を担った。口絵参照。

87 大津祐男氏関連記事

① 神奈川文化賞推薦文

大津祐男先生のすがお

明治四四年三月三〇日生（七八才）

住所 神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜〇〇〇番地

〔略 歴〕

一六才よりミカン作りに従事、昭和二四年（三九才）に吉浜農業協同組合長に就任（八年間）以降町議会議員、消防団長、農業委員長等一〇以上の要職を歴任、現在は、「緑の街作り会委員長」として活躍中、昭和五九年勲五等瑞宝章、昭和六二年高橋柑橘賞他各界から数多く賞を受ける。

〔業 績〕

一・大津四号の育成

ミカン作りのかたわら、戦前より苗木の育成と交雑育種に取り組み、数多くの品種を育成、中でも昭和三九年に十万温州の珠心胚の実生の中より選抜した品種を大津四号として、昭和五二年に種苗登録、昭和六一年時点で全国一、三〇〇haとなり、現在も高糖系優良系統として、面積、生産量が拡大し、市場での評価も非常に高い。

二・大津式接木法の考案と普及

従来の接木口数の少ない高接に代わり、主枝、亜主枝、側枝を利用し、多くの接ぎ口数を作り、短期間のうちに収量の復元をはかる更新方法、いわゆる大津式接木法を考案し、その後昭和四七年のミカン暴落以降全国的に品種更新が盛んになった頃より、本県を含む各県へ出向き指導された。

三・その他

現在、みかん園 一・四 ha は、三男が後継者となり、一緒に経営されている。また、果樹関係雑誌の一部に目を通し、新刊書も買い求め、忙しい時間をさいて柑橘試験場も訪ねて研究されている。

(真子正史氏「神奈川県文化賞推薦文」)

原資料は横書き。

② 園芸功労賞推薦文

功労賞

カンキツの高接更新技術の開発普及

神奈川県 湯河原町 大津祐男

大津祐男氏（神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜）は一生をカンキツと共にあった一生産者である。終始、カ

ンキツの栽培、繁殖、貯蔵などの技術の向上のためには、カンキツの生理生態、育種技術、栄養生理、果樹園土壌などの学理を理解した上で、それに基礎づいた応用を考究しなければいけないという信念と態度と、そして努力とを継続してきている生産者である。その結果の一つとして、一挙更新腹接法を開発されたことは、単なる篤農家の域を超えた極めてユニークな生産者像を、そこに与えることが出来る。

カンキツの高接はもとより古くから行なわれてきたが、技術的に不安定な要素が多く、品種蒐集や不良樹の更新に利用されていたにすぎず、園あるいは集団地単位で積極的に品種・系統を更新する方法は確立されていなかったといえよう。

大津氏が開発した一挙更新腹接法は、前述のように秩序だった基礎的な技術解析から樹立されたものである。すなわち、昭和三〇年代にリングの品種更新に多

用された高接更新方法を徹底研究の上、カンキツに適
用する方法を考案すると共に、ミカンの樹冠縮少のた
めに樹高切下げを行なう場合、葉数さえ確保すれば影
響が少ないことを種々の環境下で実証した上で、技術
を組立てたものである。そして、一方、品種の早期更
新による経営改善の意欲がその動機となつてゐること
は否めない。かようにして組立てられた技術だけに、
普遍性に富み誰もが施せる技術であり、全国のカンキ
ツ産地に有益な技術として普及してゐるのも道理とさ
え思へる。折からミカンの生産過剩危機の対策として、
全国的な規模で中晩生カンキツや優良温州ミカン系統
への更新と爾後の早期多収に役立ち、カンキツ産業の
体質改善に目ざましく貢献している。

一挙更新腹接法の詳細は省略するが、接木労力と穂
木とを多く要するものの、活着率が高く、芽出し技術
を行なえば数ヶ月で枝葉が繁茂し、樹勢を損ねること

が少なく、樹冠の回復が迅速かつ早期多収をうるこ
とが出来るとの特長をもつ。この方法の確立以来、大津氏
は持前の指導力を生かして、地元や東海地方にとどま
らず、九州、四国、中国地方の品種更新運動に役立つ
べく精力的に活動し、その間試験研究や指導機関との
交流を通じて、この方法の地域適応性の確立にも努め
てきた。

大津氏は青年期から、地元農協、県柑橘連合会など
の組合活動に挺身するほか、定期的に常に試験研究機
関や大学などから、新しい学理に基づく技術の習得、
開発に腐心されてきたが、そのあらわれとして、幸に
も、民間育種家としての多年の努力が実を結び、十万
系普通温州の珠心胚実生である、大津四号（昭和五
二年九月三日、農産種苗登録第三二二号）を育成し、
広く普及するに至つてゐることを付記しておきたい。

（真子正史氏「園芸学会功労賞推薦文」）

原資料は横書き。

ミカン産業の発展に数多くの業績を残した大津祐男氏の業績概要がうかがえる。神奈川県文化賞は一九七八（昭和五三）年、園芸功労賞は一九八一（昭和五六）年に受賞した。

第二節 漁業

88 真鶴・福浦いまニボシの最盛期

一日にざつと二千貫 真鶴福浦 いまニボシ
の最盛期

西湘の真鶴、福浦漁場ではいまニボシの製造が盛んに行われている。夏網でとれる新サバとイワシの加工品は福浦では多いときには一日二千貫もの製品ができてくる。貫当り三百六十円前後で静岡県蒲原方面へ売られていく。五月から七月までが最盛期で、漁場ではニボシがまるで毛せんのように干されている。

〔神奈川県新聞〕昭和三十一年七月六日付

89 漁業関係補償事例集

湯河原町池崎海面埋立に伴う漁業補償

一、補償者

住所 東京都豊島区池袋二の一〇九

氏名 株式会社 白雲閣

二、被補償者

住所 足柄下郡湯河原町福浦四九五

氏名 福浦漁業協同組合

組合の地区 足柄下郡福浦村、吉浜町、湯ヶ原町

門川

組合員数 正組合員 一六七名、準組合員 二

三名、計 一九〇名

三、補償の対象となった埋立区域等について

(一) 埋立区域、面積

神奈川県と静岡県の県境千歳川から湯ヶ原町吉

浜新崎川に至る間の水面九五、三六七・七〇平方
米を埋立

(二) 埋立目的

国際観光ホテル及びリクリエーションセンター建

設用地造成

(三) 埋立により加われる漁業権漁場

共第五四号及び共第五五号の共同漁業権漁場の

一部

四 経過等について

(一) 昭和三五年一月二日、臨時総会に町長、町

議長、埋立委員長、白雲閣社長も臨席し説明が行

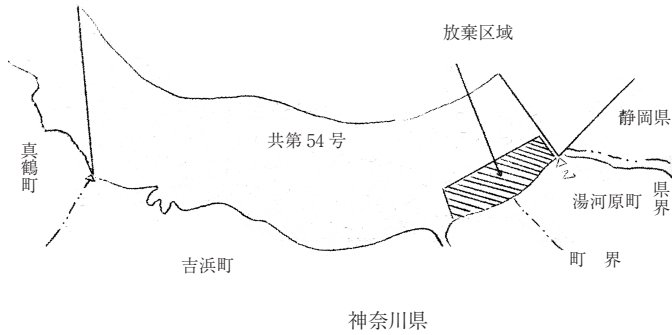
われ、補償金額二千万円で同意がなされた。

なお、補償契約等については役員に一任するこ

とが決議された。

(二) 昭和三六年一月七日両者の協定締結

(埋立区域参考図)



(神奈川県農政部水産課「漁業関係補償事例集」神奈川県立公文書館蔵)

川原資料は横書き。

株式会社白雲閣の観光施設地造成のための門川・吉

浜地先の海の埋め立てにともない、現在の湯河原海浜公園や湯河原中学校のある埋立地にあたる区域の漁業

権が放棄された。

90 福浦漁業組合が強硬態度

福浦漁協組が強硬態度　きのう湯河原町の会談物別れ

日本道路公団が真鶴町のびょうぶ岩から湯河原町福浦舟付海岸まで延長四・五キロの新道を総工費三十億円でことし三月着工、四十八年三月までに完成する計画について湯河原町福浦地区(高橋徳区長)と福浦漁協組(高橋忠治組合長)では路線決定について

公団側の態度が一方的であるとして旧ろう、公団側の立ち入り測量を断るという最悪事態を招いていたが。きのう十七日午前十時から湯河原町役場に笹戸新道工事々務所長、オプザーバーとして県から島田道路建設課長補佐、地元から高杉町長、柏木議長、大久保建設常任委員会副委員長、高橋福浦区長、貴田吉浜東区長、高橋漁業組合長らが出席、再度の話し合いが持たれた。しかし高橋漁業組合長は「相模湾漁業公害対策協議会」に名を連ねている立場から「新道建設は漁業公害になる」として絶対反対の意志表示を行ない、この日の会談では公団側が地元の要望の一部を入れて、湯河原地内を通る新道全長七百五^はは全部高架橋とし、なるべく海側に路線を設置する。また新道と町道を結ぶ取りつけ道路を設置することなど歩み寄りの条件を出したが、さきに福浦地区の要望として出されているトンネル出口を元カツラゴ漁港わきに持つてきてほしい

という条件がいれられぬところから福浦地区としても漁協組の絶対反対に同調して公団側の立ち入り測量の申し入れを拒否するなど交渉は依然として難航の雲行きだ。

〔神静民報〕昭和四五年一月一八日付

91 昭和四六年度遊漁観光漁業調査

昭和四六年度遊漁観光漁業調査 関東農政局

一、漁家に関する事項

一 地区内の漁家 四八戸

二、漁家中観光漁業を行った世帯 (〇)

どの様な観光漁業 船釣 四九戸

遊漁を営んだ漁家数延 四九戸

三、使用した漁船数

三t未満 五四隻 船釣

三t～五t 一 第二福祥丸

四、客をどの様なあつせんで受入っているか

その他（クラブ毎）

五、遊漁を行つている漁家の漁業と観光漁業との年収

かどちらが多いか

の多い漁家数 漁業が主二八戸 観光が主二〇戸

六、遊漁を行つた漁家の平均日数はおよそ何日ぐらい

か

船釣 三〇日〜八九日 一八世帯

九〇〜一四九日 二三ヶ

二五〇〜 一ヶ

七、四五年九月一日〜四六・八・三一日この間始めた

漁家は 十市 主郎

始めた理由 遊漁人口の増加

組合の遊漁対策に関する事項

一、過去一年間に漁業操業上、遊漁者（磯釣、遊泳等

を含む）によつて被害を受けたことがありますか。

ある (ウ) 操業の妨害（漁撈）

航路の妨害

遊漁者による被害の防止について

とつている一〇 (ア) 禁止の立札、看板

三、遊漁観光漁業を組合員に奨励しているか いない

四、客の誘致対策をとつているか

いる。そのたへ〇宿泊、駐車場

五、過去一年間に操業中事故があつたか ない

組合の地区内に遊漁者がおよそ何人

位来たか

ア 磯釣 二〇、〇〇〇人

イ 船釣 二〇、〇〇〇人

カ 素もぐり 三、〇〇〇人

シ 釣千狩 二、〇〇〇人

合 計 四四、〇〇〇人

N 漁家以外の遊漁世帯数一 ① 船釣

(「しらす船曳関係綴」福浦漁業協同組合蔵)

原資料は横書き。

92 ワカメ養殖懇談会報告書

八 協業によるワカメ養殖経営について

福浦釣研究会 福 田 恵 次

私達研究会が協業によるワカメ養殖を始めたのは、三八年の秋からです。当時普及員であった木幡氏の指導を受け他県より種苗を買ってきて試験的にやってみましたがうまく行きませんでした。会員内からはやめてしまえなどという声も聞かれましたが、会長始め半数以上の者は何んとかして養殖事業を完成させたいと、四〇年種苗の自家培養をすることにしました。その結果、三〇枚の種苗枠にいっぱい幼葉が出揃った時の喜びは今でも忘れることの出来ない思い出であります。

しかし、会員四〇名からの協業でありますので何かと問題点も多く、その都度役員会を開き協議し良い運営の出来るように努力しております。

次にワカメ刈取りについてすこし述べて見ます。

先ずその年の出来高によつて会員を何組かに編制し当番制にします。また、毎日切る量が決っているわけではないので、一日に三つ以上切るような場合は、全員に出してもらい刈取りを行ないます。昨年を例にとりますと二月一〇日頃迄は一日、一組で切つておりましたが、二月中旬より三月にかけては、三日に一度位の割で全員が出て刈取りをしました。本年度は編制が三組ですので三日に二日は刈取りに出た程です。ではその労働賃金はどうなっているかと申しますと、前年度の場合下記の表のようになります。

昭和四五年度作業別日当表			
分散作業	一日	三、八〇〇円	全員作業
刈取当番	一日	三、八〇〇	一日
日曜・祭日作業	一日	四、〇〇〇	二、八〇〇円
			時間給
			一時間
			二〇〇

此の表によりますと日曜、祭日が一番高くなっておられます。これは日曜日の場合、ほとんど遊漁船として出ますので残った人達を頼み刈取りをしてもらうわけですが、人数も少なく天候でも良いと地売りがかなり売れますので、骨も折れなかなか大変であります。その上遊漁船の場合少なくとも五、〇〇〇円以上になりますので、それとのバランスを取るためにも賃金を引き上げなければならぬわけです。前年度は幸い水場が一五〇トン、金額も一、〇〇〇万円を越す事が出来二〇〇万円余りあった借入金も全部精算し、会員一人平均一二万円位にまわり、我々の研究会の目標でありました、一、〇〇〇万円を八年目にしてようやく達成

する事が出来ました。しかしながら今迄は全部生出荷であり、前年度のように量が多くなりますと生産価格が安くなりますので、今後はやはり乾燥の事も考えなければならぬと思います。

幸い本年度、池田課長並びに普及員の方々の御協力を得て乾燥機を導入することも内定しておりますので、今年度は二月、三月の二ヶ月間は全員がワカメだけでも生計が立つように行きたいと考えておりますが、多数の協業は何かと問題点も多く今後とも良い年ばかりはなく、大変な事だと思いますが、会長始め会員一同一致団結し、この事業の発展を願う努力して行きたいと思っております。

(神奈川県水産試験場「ワカメ養殖懇談会報告書」 研
究成果発表「技術情報」神奈川県立公文書館蔵)

原資料は横書き。

福浦で養殖された「福浦ワカメ」の事業経緯と作業

内容を紹介した。「福浦ワカメ」は湯河原名物となり（『本巻』九三）、養殖は一九七〇年代前半には最盛期となるが、一九九〇年代後半には行われなくなった。

93 ワカメ養殖をはじめて一〇年

さあ!!こんどはワカメ養殖だ 福浦漁民・網の準備に大童 二十日頃、海に入れる!!収穫は来年二月から!!年産量は百トンを越す

「獲る漁業から育てる漁業へ」と漁業界は最近における漁業不振のため転換期を迎えており、福浦漁協（高橋信好組合長）では「きれいな湯河原の海」に恵まれてこれを活用し、ワカメの養殖を始めて十年、近年では年間約百トンを収穫。その良質さは、福浦ワカメとして観光客や、市場などから引張りだこの人気を呼んでいる。

同漁協では、一週間がかりで定置夏網の引揚げ作業

が終って「やれやれ」というひまもなく、こんどはワカメ養殖網張立ての準備にとりかかった。

この張立は、二十日ごろから行ない、約七十日間沖合の海中にしばらくおくと来年二月から三月にかけて一対余の立派なワカメに成長する。

同漁協の養殖ワカメは、当初研究グループを設けて取組んできたが近年ではその研究も卒業、実収の段階に入り今日にいたり、去年は一^キ約百円で飛ぶように引取られていった。

また早春の湯河原温泉で湯治客の食膳を「初物ワカメ」という、とりたてワカメの海の香は大変人気を呼んで、湯河原名物の一つともなっている。

高橋組合長の話では「大変苦心(マヤ)しましたがいまでは組合のよき財源ともなっている。これからもっと拡張していきたいと張り切っている。

〔相豆新聞〕昭和五十一年一月一九日付

この年の福浦ワカメの収穫は九〇トに達し、最高収穫高となった(『第四卷』別編第二章第二節統計一〇漁獲量)。

94 漁師魂で黒字組合に

漁業界に活入れる福浦漁協 正月前に市場も活気溢れる 湯河原の台所は俺達が 漁師魂

で黒字組合に 待ちどおしいブリ回遊

「魚が回遊(ママ)しつ来るのを待つ定置網漁業をあつさりすてて、魚が回遊するところをさがして獲る」という福浦漁師魂の活用は、大きな効果をあげ、不漁から赤字経営し苦しむ相模湾沿線漁協界で唯一の黒字組合となっている。

同組合幹部の話では、五十一年は「赤字でもない、黒字でもない、どっこいどっこい」というところと話しているが、その表情は明るく、七十名の組合員も老

年層がほとんど、といわれるが同漁港は活気に満ちている。

「きょうはどの方面に出漁かね」と船頭に聞いても「さあどこと決ったところはな(ママ)いよ、朝の流れ、水温、風向きなどを考えてきょうは、何が獲れるぐらいいは海で生活しているだけに多少判断もつくが、そのあとは、どこまでも目的の魚が居るところへ押かける」だけさ、という船頭の全身に「出たら必ず獲ってくる」という根性がはち切れそうにわいている。

こうして獲ってきた魚は朝五時と六時二回、同漁港の市場で入札が行われる。魚はまだピンピンはねあがる中で、主に地元旅館、料理店などの店主や、板前さんによって入札、魚が元気良いだけに、これら人々のかけ声も元気がよい。昔から福浦の夜明けは、毎日この入札のかけ声から、といわれている。

ここから引取られていった魚は、ほとんど高級料理

に使われるが「湯河原の魚がうまい」といわれるのもこうした新鮮さがものを言う。

福浦漁師は、こうした観光地における台所をまかなわねばならないと、^(ママ)いう強い責任感といったものもある。去年十二月十八日この漁師たちが沖合でブリの回遊に出会い一本釣りで十^キロ^ト余もある寒ブリ三十本をあげた。一本一万三千円で四十万円の一朝勝負だった。

漁師たちは、今回もきょうか、明日かこの寒ブリに目を輝かせている。

〔相豆新聞〕昭和五十一年二月二三日付

95 湯河原も真鶴も釣船は大繁盛

湯河原も真鶴も釣船は大繁盛 漁業から釣船業への転向者も 福浦港副業釣船が八割 趣味と実益に人気!! 家族連れで一日楽しむ

不況の嵐は予想外に根強く、行楽シーズンを迎えた湯河原温泉・真鶴半島もこの影響をまともに受けて、ひっそり閑。これとは対症的に「不況に強い」といわれる釣船（遊漁船）業は連日大繁盛、そのうえ現金収入とあつて笑いが止まらないといったところである。

福浦漁港所属の漁船は現在約五十隻といわれ、そのほとんどが「遊漁船」の免許をとっており、土、日、休日ともなると京浜方面などから最近では家族連れまで押かけて、これら有資格漁船が総出動しても、さらに船のやりくりに困るほどの人気ぶり。

最近相模湾は不漁続き、それに漁師の老令化など漁業界に暗影を投げかけているおり、福浦漁港の場合、漁業者の収入は本職の漁業二〇%。副業的の釣船収入が八〇%といわれ。この事実は福浦をして漁業の町から釣船の町へと転化しようとしている。

さらにこの人気を呼ぶ釣船の場合完全な現金収入で

釣人たちは申込みと同時に支払いを済ませ、そのうえで出漁して行く。

高橋忠治さん（県漁業調整委員）の話によると、この釣船の歴史は古く、掬川釣船店の場合開業以来今年で二十五年を迎える。地元漁師が釣船をやるには資格さえとっていけばスムーズに行くが、良い仕事だと素人が金の力で営業しようとしてもそれは無理、以前にこうした例もあったが皆んな立ち消えて行ったようだ。

また真鶴漁港でも漁師は不漁続きで低迷を続けているが、真鶴釣船クラブ・入船釣船クラブなどいづれも盛況で不況知らず。ここでも、漁業から釣船業へと転化されつつある。

掬川釣船店、掬川社長の話では、釣は一人五千円程度で一日楽しめるのだから安あがり、それに趣味と実益をかねて人気を呼んでいる。最近では家族連れで船

を一隻仕切って、海の日を楽しむといった傾向が多くでている。健康的な仕事だからこの人気は続くのでは、ということ。

〔相豆新聞〕昭和五二年五月二二日付

96 冬の風物詩 福浦ワカメ

冬の風物詩 福浦ワカメ 昨年を上回る収穫
相模湾漁業の相次ぐ不振と、これを打開するために約十数年前から始められた「福浦ワカメ」養殖は、最近では特に冬枯れ対策として大きな役割をはたすまでに定着してきたが、特に干しワカメは、遠く川崎、横浜など京浜地方からわざわざ買いに来る人もあるほどに人気を呼んでいる。

昨年度は種おろし時期の暖冬などが災いし、後半水温低下で持ち直したものの全体的には不作となった。ことしも一時期は、かなりの収穫減が予想され心配さ

れたが、まずまずの収穫量は確保されそうな見込みと
なっている。

福浦で早くからワカメの養殖に取り組んでいるゲ
ループである福浦釣研究会の高橋寛蔵会長によると
「昨年不作だったこともあってことは昨年より規模
は縮少しての養殖となったが、ほぼ昨年並みの収穫は
期待できそう。相模湾全体では二割減といわれている
が、福浦としての伸びは予想以上で、二月末までには
四十〜四十五ト^トぐらいの収穫は見込めそうです」とい
うこと。

また、その独得^特の風味で愛好者の多い「ハンバ」も
港内に天然ハンバも出るほど豊かで、昨年をかなり上
回る収穫が出来そうだといわれている。

〔相豆新聞〕昭和五六年二月一四日付

97 福浦漁港防波堤改良へ

台風でも安心して係留 福浦港防波堤改良^堤へ
来年二月完成へ順調に

台風等で海上が荒れたとき漁船が湾内に安全に停泊
できるための福浦漁港防波堤等改良工事が県西部漁港
事務所発注、(株)鈴木組(脇山長男社長 眞鶴)の施工
で進められているが、来年一月には完成の見通しと
なった。

同漁港は、台風などで海が荒れると大波が防波堤を
乗り越え湾内に浸入、停泊中の漁船が危険にさらされ
るたび、漁師たちはその都度船を全部陸上げしなけれ
ばならなかった。また、同港所属の約四十隻の漁船は
平均二・二トと大型化、昔の二倍近くになってきてい
るため、真鶴道路工事に伴って陸上げ場を改善した
ものの全船を収容することは困難となっている。

現在行なわれている改良工事では、防波堤を高くし海側にはテトラポットを投入、高波でも乗り越えられないようにすると共に、横幅も広くし、従来の防波堤を約二倍に補強しようというもので、これが完成時には多少の荒波のときでも湾内に漁船を停泊させておくことができるようになる。

同漁協高橋組合長は、「来年三月の真鶴道路開通と共に福浦インターも設けられ、従来のように漁業はそのままやるとしても観光漁業ということも表面化し、行楽客も多くなることを予想して真剣に取り組まねばならないだろうが、こうした折だけに安全性の面などからも今工事の完成には期待している」と語っている。

〔相豆新聞〕昭和五六年一月一九日付

98 近く「超新鮮」直売へ

午後とれた魚夕方の食卓に 湯河原・福浦漁協

近く「超新鮮」直売へ 第二、第四日曜日予定
観光資源化も検討

鮮度を重視する魚介類は、朝水揚げされたものをその日のうちに食卓へと流通のスピードアップに注意が払われているが、午後三時ごろ水揚げした魚をその場で消費者の手に、という「超新鮮」さを狙った直売が近く、湯河原町福浦漁業協同組合でスタートすることになりそうだ。

福浦漁協（高橋信好組合長、五十二人）は、観光地・湯河原温泉にほど近い、福浦漁港に本拠を置く。昔から四月から八月にかけての「夏網」（定置網）と、遊漁船、一本釣りでやってきた。定置網には県内では横須賀・佐島とここだけ、というサワラのほかアジ、メジマグロ、ワラサなどがとれる。これまで、朝水揚げしたものは、ほとんどが仲買いの手を経てそのまま小田原魚市場へ運ばれていた。

同漁協では、夏場は朝と夕方の二回、網を締めるが、夕方締めた網に入ったアジ、イワシなど小物類は、翌朝になってセリにかけたものでは鮮度が落ちる。このため、その日のうちに直売でさばいたら、という声がい前から漁協内にあり、昨年六月、ムギイカの大漁があった時、臨時に、有線放送で呼びかけて直売したところ、用意した三百^キがあつという間に売り切れた。

直売を正式に始めるとなると、食品衛生法による販売許可を小田原保健所から受けなければならない、近くにある鮮魚小売店との競合も避けなければならない、などの問題もあつた。結局、県水産試験場相模湾支所などの協力で、許可を受けるための流し台、冷蔵庫などの設備の整備も済み、二十七日、小田原保健所から許可がおりた。

漁協では、競合を避けるため、小売店が休業する日曜日の操業を計画、近く第二、第四日曜日の午後直

売を始める予定。

また、観光立町を掲げている湯河原町も、この直売を観光施策のひとつとして取り組む方向で検討している。

高橋組合長の話 許可が八月末になったので、ことは九月に直売できるかどうか漁況を見て検討している。小物類が多くなる来年の六、七月ごろは直売が軌道に乗るのではないか。

〔神奈川県新聞〕昭和六二年八月二十八日付

神奈川県新聞社提供、複製禁止

99 湯河原観光漁業センター計画

福浦漁港整備構想一環で 湯河原観光漁業センター計画 漁業振興と観光活用の複合施設

湯河原町では、町の将来構想「湯河原21世紀計画」〔湯河原海岸整備構想〕を策定、福浦漁港整備構想の

検討を進めているが、この漁港整備の一環として観光漁業センター（仮称・湯河原シーマンスマーケット）整備計画を立案、財団法人漁港漁村建設技術研究所へ策定調査を委託していたがこのほどの報告書があまり議会全員協議会などに報告された。

報告書、調査の目的・内容、湯河原における海洋性レクリエーションの現況、湯河原観光漁業センターの立地検討・計画の内容・事業化方策の検討など全二十九頁にまとめられている。同報告書の主な内容は次のとおり。

(一) 観光漁業センターの位置づけ

福浦漁港周辺の高度利用を図ることは、都市と海の結接点としてのシンボル地区を形成することになり、温泉客、観光客はもとより常日頃海と接することの少ない住民にとって、身近な憩いの場として活用できる漁港の整備と合わせ、漁業活動とそれに関連する水産

諸施設の集積を図り、海浜の高度利用やマリンスポーツ活動の場の整備及び潜在的利用要請のあるプレジャーボートの係留施設の整備を図るなど、漁業の観光活用を積極的に推進するとともに各種機能を合わせ持つ複合施設としての観光漁業センターを整備することが必要である。湯河原町における観光漁業センターは、福浦漁港を核としながら、現状の海浜の利用状況やマリンスポーツの状況及び地元漁業生産活動の状況を踏まえた計画を行うことにより、地域住民や一般観光客に魚介類を提供したり、海洋性レクリエーションを享受できる空間を提供することにより、漁業の振興を図るものとする。

(二) 計画の内容・基本方針

今後の福浦漁港地区の漁業の振興を図るためには、海の積極的利用を図ると同時に、湯河原町の活性化とリンクする漁港整備をおこなうことが必要であり、地

域全体のバランスがとれた計画を展開する必要がある。基本方針を次のように設定する。

▽ふるさとづくりの一端を担う

▽海とのふれあいの場の創造

▽海洋性レクリエーションの場の創造

湯河原観光漁業センターは、三つの機能を複合的に運営していくものとする。

第一の機能は、地元水産物を観光客や地元住民に対して安定的に供給する機能を担う。

第二の機能は、マリンスポーツ活動に対応する機能を担う。

第三の機能は、観光・レクリエーションのそれぞれの機能を、より円滑に機能させるための各種機能を複合集約化し、集客性を高めるための「演出性」を備えた施設機能とする。

(三)施設規模と計画の検討

(1)入込客数の推定 本計画における観光漁業センターへの観光客の入込数の推定は、漁港整備完了年である平成十年に開設されることを想定、同センターへ導入する施設機能の内、魚食普及機能としての活魚鮮魚店や飲食店を対象として誘致圏を設定、年間入込客数を六〇～八〇万人程度と想定する。

(2)施設規模 施設合計面積三、一三〇平方メートル。施設は、魚市場（一、〇〇〇平方メートル）、魚料理（一、一〇平方メートル）、料理教室（二二〇平方メートル）、ダイビング施設（四五〇平方メートル）、マリンスヨップ（二五〇平方メートル）、宿泊施設（一五〇平方メートル）、スペシャリティーシヨップ（一五〇平方メートル）

駐車場は八、五七一平方メートル（約三四三台収容可能）
(3)施設配置の検討 観光漁業センターの構成は、全体構成の「魚食普及活動施設」「マリンスポーツ活動施設」「各種余暇活動施設」の三つの主要機能に基づ

き、これら各機能を構成する各々の施設が独自の役割を担うと共に、相互に密接に関連し運営されるように配慮する必要がある。同センター計画敷地は、漁港内であるため、漁港の各種機能とセンターに導入される機能が混乱することなくスムーズに運営されるよう合理的な配置や明確な動線計画を行う必要があるため、観光漁業センターは、漁港整備に基づき建設される荷捌上屋用地、漁具倉庫用地の上空を活用するものとする。

施設を重層化することにより、漁港施設用地を有効活用し、漁業機能と観光レクリエーション機能の立体的分離を図る。一階部分は陸揚げ、物揚げ場として機能、二階部分に観光漁業センターの主要施設機能を配することで、利用者と生産者を分離、利用者が漁獲物の水揚げ状況や競りなどを見学できるようにする。各施設の配置は、海側にモールドを形成することにより、

利用者が海を見ながら佇んだり、買い物を楽しむことができる空間を創出する。

(四) 事業主体等の検討

魚食普及活動施設などの施設は、県・町を中心とした公共セクターを中心としながら、漁協、水産団体、商工会、民間金融機関などによる第三セクター方式を導入することにより、事業補^{（マニ）}を受けやすくし建設リスクを軽減することが考えられる。運営予測では、魚食普及施設、マリンスポーツ活動施設、各種余暇活動施設は第三セクターにより管理運営し、各種施設におけるレストラン、小売店舗については、それぞれ専門業者に施設を貸与または業務委託し、テナント料や販売手数料、委託料などを各売上の歩合で徴収する方式をとるものとする。

運営収支予測では、第三セクターを想定、当初資本金を一千万円、上部施設開発事業費九億五千七百八十

七万五千円、総収益は魚食普及施設、ダイビング関係で年間約二十九億五千万円、当期余剰金黒字転換は営業十一年目を想定している。

(「相豆新聞」平成三年六月一九日付)

漁業と観光の振興をめざして構想された観光漁業センターの概要。

第三節 商 工 業

100 福浦のウチワ好況

福浦のウチワ好況 湯河原 海外でも大もて湯河原町福浦で造っているウチワが外貨獲得に一役買っている。福浦ウチワはさる昭和七年、同部落が経済^(更)厚生指定村に指定されたときから、主婦の内職として製造され始めた。

最初は千葉県から講師を迎えてのヨチヨチ歩きだったのが、いまでは月産二万本、四十種類の大小のウチワをつくるようになり、月額二十万円の売上げをみせている。技術もすばらしく、さる五月二十三日には全国農村工業品輸出展示会で知事表彰を受けている。

製品の販路はいままで国内向けだったのが数年前から輸出品として注目され、さきごろ横浜の松井商店と三千本の契約をしたのを始め、いままで十数社から「見本送れ」の申込みを受け、いま十七名の従業員たちは汗だくの製造を続けている。

〔神奈川新聞〕昭和三年七月二一日付

101 商工会館建設陳情書

陳情書

町当局に於いて商工業の振興に理解と留意をされつつありますことは、私達小規模事業者は心から感謝致しています。

他の産業の振興と共に商工業の振興は当町発展の基盤になる条件であることは御承知の通りであります。然しながら当町に於て商工業の拠点となる施設がないことは甚だ遺憾とするところであります。就いては他

の市町村では既に建設されて、しかも高度の利用をされていますが、^(ママ)如く当町に於ても商工会館の建設を本年度中に実現し、商工業の発展に御尽力される様私達商工業者一同は心から熱望致しています。

以上陳情の趣旨を御検討下さいまして、他の産業と併行して公平な町政の一環として私達の希望をお聞き取り下さいまして商工会館建設を実現し、商工業の発展と御指導を賜りたく、ここに陳情致す次第であります。

昭和三十九年六月十九日

湯河原町々議会

議長 室伏義雄殿

湯河原町商工会

会長 小沢新太郎^印

〔自昭和三十九年四月 至昭和四三年三月 経済常任
委員会綴〕湯河原町役場蔵)

102 湯河原農協Aコープチェーン店計画

ミカン不振で多角経営へ 農協がスーパー経営
 湯河原農協Aコープチェーン店計画

主幹産業のミカンの不振に悩む湯河原農協（木村利正組合長）が、旧選果場跡地を利用してスーパーの経営に乗り出すことになり話題を呼んでいる。

同農協は、ここ三年続きの豊作貧乏で大きな打撃を受け、組合員の生活も赤字続き。起死回生の対策をと研究を続けてきた結果、半ば遊休化している旧選果場をスーパーにして、直接利益の上る営業を行なうことになったもの。

きょう二日午前九時からひらかれる理事会にはかり正式に決定するが、全農系の全国スーパーチェーン「Aコープ」の湯河原店として、現在建っている鉄骨二階建八二五平方メートルの建物を改装して、階下に四九五

平方メートルの売り場面積を持つスーパーを開業する方針で、この費用は改装費や商品仕入れ費もふくめ一億五千万円が予定されているという。

スーパーで扱う品物は生鮮食料品、日用雑貨品を主に盆栽花木など幅広く扱うが、衣料品は除外することにしているという。

現在湯河原には大小併わせて八店（ママ）のスーパーがあるが、この農協直営のスーパーが開業すると同町では最大の規模のものとなり、地域住民の消費生活にも大きなプラスになるという。

オーブンは七月初めで名称は「Aコープゆがわら」となる予定で、専従職員は二十名を新規募集することになるという。

〔神静民報〕昭和五十一年三月二日付

ミカン農業の低調にともなう農協経営の難局打開と遊休施設の活用のため、湯河原農協ではスーパーマー

ケット「Aコープゆがわら店」の経営に乗り出すことになった。

103 悲壮な空気が漲る第一回会談 湯農協・商店会代表が一堂に

表が一堂に

悲壮な空気が漲る第一回会談 湯農協・商店会代表が一堂に 業者からは質問の嵐 相互の意見は平行線 農協はスーパー開設説く

湯河原農業協同組合（木村利正組合長）のAコープスーパー開設問題は、湯河原全町の商店会に大きいショックを与えるに至った。全町の商店会は死活問題と反対に立ち上り、商工会をはじめ、県に強力な陳情を行ったことは既に報道したとおりである。商工会の反対は、湯河原農協幹部が予想しえなかったほど強力であり、固く結末した。これは、駅前明店会、宮下商店会などをはじめ、青果、鮮魚組合などでにとっては、

このような経済不況下にあつて売上げの落ち込みは火を見るより明かであり、死活の問題となるからである。そこで、湯河原農協としては、商工会はじめ、各商店会と個々に話し合ってきたが、十六日午後七時半から、商工会が主催し、湯農協会議室において、商店会代表と第一回会談が行われたが、両者の意見は平行線を辿り、論議は終始自然化した。

湯河原商工会（飛田金次郎会長）は、湯河原農業協同組合Aコープスーパー開設が、商店会に及ぼす大きい影響と反対陳情などの重大性から去る十二日役員会を開き、真剣な協議を重ね意見統一をはかり、湯農協の計画を具体的に聞くと共に、商店会と話し合いを推めることになり、第一回の会談を主催した。

飛田商工会会長が司会者となり会談を推めたが、冒頭で木村利正組合長が、今回、湯農協がスーパーを開設するに至った事情は、農協運営の柱は金融機関であ

るが、昨今、小田原、熱海からの金融機関の進出、それにみかん農業の低落などが要因である。それに、現在、みかん選果場が遊休化している。県連からこの施設を有用化せよと常に要請されてきた。そこで、県の経済連と相談したところスーパー開設が適当だと結論に達した。とスーパー開設に至った原因について述べた。

また、深沢農協参事からAコープスーパーの内容について、今回、湯農協が計画したスーパーは、売場面積が百三十三坪、従業員は店長他十五名、一日の売り上げは百三十万円を見込んでいると説明された。また扱う商品は、野菜、生鮮食料品、鮮魚、卵、菓子などであると営業品目なども具体的に述べられた。

これに対して、飛田商工会々長から、農協法では、農協組合員のための販売は良いとしても、一般町民の客までを対象する^(ママ)ことには疑問があるという意見が

あつたことは注目された。

また、商店会代表者たちから、農協は、先に説明があつたように農家が生産したものを売るのが原則としてたら魚類まで売るのはどうしたわけか。湯農協は、購^(ママ)売者が小田原、熱海方面に流出するのを防止する歯止め^(ママ)の役割があるというが、明店会の調査では、高級商品―例えば宝石、高級衣料、メガネ、家具などのような場合で日用品、生鮮商品は地元で買っている^(ママ)。ために農協スーパーの出現は、無益な競争の激化だ。そのため、われわれ商店の売り上げが減少することは明かだ。その点、農協幹部はどう考えるか、などと激しい怒りともいえる言葉が、次々に発言された。

また、農協は、みかんが不況だといえれば町から助成金をもらっている。それらは、われわれの税金の一部である。しかし、商人には町の助成金などはない。そのような商人を相手に、大きい団体組織をもつて、わ

れわれと同じ食品を、組合員でない一般町民にまで売るのは商店を圧迫するものだ、という意見があり注目された。私企業の小田原百貨の進出と公共団体としての農協がスーパーを開設とは同じではない、と農協側に反論していた。

なお、農協といつても、みんな子どもの頃からの友達仲間だ。いま争うのはどうかと思う。いまから、わたしたちの声を聞いて再考してもらいたいという人間の心に触れた意見もあった。

農協側としては、それらの発言に対し、冷静に木村組合長が応え、飛田会長がもう一度検討してもらいたいとの要望に、木村組合長は、この声を役員会に伝えたと答え、緊張が解けて相手の状況が見られ、もう一度、商店会と話し合うことになった。

【出席者】

なお、当日の出席者は次のとおり。

▽商工会会長飛田金次郎、同副会長貴田清士、同菅沼稔、同事務局長二見宏、同商業部長柏木頼太郎、同商業部員富岡勲、花井勇、

▽湯商連会長林武蔵、温泉場商店会長(ママ)熊野浩三郎、宮下商店会長岩井卯吉、同副会長辻元久、(明)駅前名店会長木村竹次、同副会長有田孝美、城堀商店会長勝又利夫、門川商店会長石井和彦、吉浜本町商店振興会長小泉国松、吉浜商店連合会長山口岩松、青果組合小田原支部長石渡忠夫、同仁科、金井食肉組合長石川精肉店主、魚商組合長魚崎魚店主、

▽湯河原農協組合長木村利正、深沢参事ほか五名

〔相豆新聞〕昭和五二年三月一八日付〕

「Aコープゆがわら店」開店にかかわる湯河原農協と地元商店会との対立は、湯河原町における大規模店舗進出問題の先駆的な事例である。同店は営業内容を生鮮食料品に限定するなどして一九七六（昭和五一）年

七月八日に開店した。

104 商工会館建設の趣意

商工会館建設の趣意

昭和三五年五月、商工会の組織等に関する法律が制定されてから、三年後の昭和三八年一二月湯河原町商

工会が設立されました。当時の湯河原町の人口二一、三一六人、世帯数四、九七七、商工業者数一、〇三三であつて、設立時の会員数五三一人（組織率五一・

四％）で発足して既に一四年を経過した今日、町の人口は二四、九四五人、世帯数七、五〇八、商工業者数一、五四九となった。会が発足してから歴代の会長以下、役職員の努力と、会員並びに行政機関をはじめ、各種団体の理解ある協力によつて、会員数も一、一三〇名（組織率七三％）と、大きく成長するに至りましたことを皆様と共に慶びとするところであります。

組織の拡大にともない、会の活動の範囲も多様化し、国、県、町の助成を主にす、められている商工業者への経営改善普及事業の中で、それぞれの商工会地域の現状に併せ、会員の望む必要な指導体制を作りあげることが急務であると共に、それに応えられる機能を持つことが強く望まれるものであります。

当商工会は、発足当時から役場の片隅に相談室も持てない程の狭隘な一室を借り、約一〇年間会員の皆様にも不自由をかけておりましたが、昭和五二年八月、一会員の厚意で現在地を無償で三ヶ年間借り受け、相談室も設け、一応相談業務も活発にす、められ、金融、労務、税務等指導活動は誠に広範囲に亘つてす、められております。昭和四九年以来商工会としては、会館の建設を目論見、建設の姿勢を築き上げて参りました。が、適当な敷地等の確保に恵まれず今日に至りました。この度町当局が、サービシ業を含めた商工業者に対

する配慮から、地域経済の振興に貢献すべきセンターとする、商工会館建設用地として、駅下の町有地約四八八平方メートルを無償貸与することを承認し、会はこれを借り受けることが出来た次第です。地域経済の仕組が、色々な業種が、なんらかの繁りを持ってなされていることは事実であり、それ故に地域経済の振興は各種異なる業種がお互に理解を深め、又、如何にして協力しあつて、地域の発展をさせるか、この点現在の社会環境からしても重要な課題とされるところであります。そこで会館建設の敷地が確保された今日を契機に、急拠これらの環境作りの場として、又、湯河原町商工業者及びサービス業者がそれぞれ時代に遅れない経営を学ぶ場所として会館建設を実施するものであります。

会館は、観光地湯河原にふさわしく、又、地域商工業者及びサービス業者のシンボルとして、全会員が、

又、各業種が共に気楽に利用できる構想を基本として計画いたしました。これが建設資金の一部につきましては、皆様の深い御理解により特別な御協力と御支援を得て築くこととなり、不況の中に大変困難な事業とは思いますが皆様の会の為、皆様の会館として絶大な御協力を賜わり、早期完成を期する事を念じ、ここに会館建設の趣意をお伝えいたします。

昭和五三年六月一日

湯河原町商工会長 市川公造

(「湯河原町商工会館建設趣意書」湯河原町商工会蔵)

原資料は横書き。

105 大型小売店舗出店反対に関する請願書

請願文書表

昭和五五年 第四回定例会

受理番号四	受理年月日	昭和五五年六月二十六日
請願者 住所氏名	湯河原町宮上〇〇〇番地の〇〇 湯河原町商店街連合会 代表 熊野浩三郎外九、八八八名	
紹介議員	橋本健二、高杉繁、深沢勇 車谷尚一、力石静夫、高橋實 小石川清作、二見益弘	

湯河原町議会議長 市川公造殿
大型小売店舗出店反対に関する

請 願 書

請 願 の 本 旨

大規模小売店舗出店に伴ない、地域に既存する小規模小売店に対する重大な影響があることは、出店によつて既応の小売商業者の死活問題に波及する恐れがあ

るので大型店舗出店を強く反対する。併せて大規模小売店の市場介入は、或面において卸売物価の上昇を招き究極的には消費者の不利益にもつながるものと解し、特にこのような地域においては大規模小売店の進出することを未然に防ぐことによつて秩序ある商業活動を維持し、もつて地域経済の安定を図ることが出来るものとし、かゝる問題については地域の実情を充分ふまへ適切な行政の介入によつて解決し得るよう望み、地域住民と共に九、八八八名のヤオハン出店反対の署名簿を添え請願する。

理 由

この度、大規模小売店舗として、吉浜地区にヤオハン湯河原店の出店計画がす、められており、今回出店計画の概要を知ることが出来、その計画によると鉄骨三階建、床面積、三六〇〇・八六平方米、(一、〇九

一坪）売場面積、二九五・三・八平方メートル、（八九五・一坪）年商一四億円の目標が示されており、これによると日商四、一〇五、五七二円となっております。

従来この種の計画は売上目標を約、七〇％位に押え計上されるものと判断してみると、年商約二〇億円の実際売上を目論んでいることを知ることができます。

このような計画がもし実現するとしたならば、現在湯河原町の消費額の約二五％を占めることになり、しかもヤオハン企業の体質から、その売上は、すべて地域外に持ち出され、それ故に地域内での経済基盤に大きな影響が生じることは明らかであつて、住民が周知のように地域経済の仕組は、消費者を交え相関の関係にあつて保たれているものであり、一部に流布されている如く単に地区商業者のみの問題になく大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の精神から理解してもこの地に対する大型店の出店は好まし

くないと判断します。人口の停滞と消費力の伸びもうかがえないこの地域の現況において大規模小売店舗の出店は地域経済を根底から脅かすものとして、行政の立場からしても限られた地区の問題とするより、広域的な共存共栄の基本的理念にもとずき対処する必要があると考えます。尚当地域の商業集積は極限に達しており、湯河原地内の売場面積は、一平方メートル当り、約一・六人の消費人口であつて、これは一応の標準とさ^(ママ)れている。三名を著しく下回っている数値となつている。

このような状況下にあつて、かろうじて地域の商業活動を支えているのが観光客による消費力であるのが実情であります。又地形的にも限られた商圏の様相があり、他地域への消費流出はあつても流入を望むことの出来ない現状は、大規模小売店出店によつて地域内に既存する零細な商業者は誠に憂慮すべき事態になるこ

とは必至であり、従つてこの度のヤオハン湯河原店の出店を強く反対するとして、九、八八八名の地域住民を含めた出店反対署名簿を添え本請願に及ぶものであります。

出 店 計 画 会 社 の 概 要

- | | | | |
|-----------|-------------------------------------|-------|---|
| 一、出店計画会社名 | 株式会社八百半デパート | 昭和四八年 | 貿易会社香港ヤオハン設立
シンガポールヤオハン設立 |
| 二、本社所在地 | 熱海市上宿町九番五号 | 昭和四九年 | 和興通商(株)(貿易部門担当)設立 |
| 三、会社設立日 | 昭和三七年六月二〇日 | | 株式会社ヤオハンフード設立・日本流通産業(株)(共同仕入会社)設立 |
| 四、資 本 金 | 五億七千五百万円 | | |
| 五、代 表 者 | 取締役社長 和田一夫 | | |
| 六、会社の沿革 | | 昭和五十年 | 無人スーパーヤオハンACSOー
ブン(八百半発祥地に三菱重工と提携開設) |
| | 昭和五年 熱海市に青果物販売店として八百
半商店を創業 | 昭和五一年 | 創立二〇周年記念行事を行う
ヤオハン緊急備蓄センター設立 |
| | 昭和三一年 株式会社八百半食品デパート設立
(現金正札販売実施) | | |

第一回静岡県子ども絵画展実施

昭和五三年 中米コストリカヤオハン設立

昭和五四年 アメリカカリフォルニアヤオハン

設立

七. 役員氏名

代表取締役社長 和田一夫 取締役 野末昌由

副会長 和田カツ 〃 熊王整治

副社長 和田晃昌 〃 清水□太郎

常務取締役 和田光正 〃 和田謙三

〃 土屋高德 〃 芳野光男

取締役 大塔庄一 監査役 市川三郎

〃 山田善右 〃 長峰 武

ヤオハン湯河原店概要

一. 所在地 神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜一六九七

番

二. 土地建物所有者 神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜

〇〇〇〇番 〇〇〇〇〇

三. 営業者 静岡県熱海市上宿町九番五号

株式会社 八百半デパート

代表取締役 和田 一夫

四. 規模 (一)敷地面積 一八一・七㎡(五四九坪)

(二)建築面積 一二五四㎡(三八〇坪)

(三)

	延床面積		店舗面積	
	㎡	坪	㎡	坪
1F	一一四四・九	三七七・二	一〇五三・九	三一九・四
2F	一一四四・九	三七七・二	一〇一五・九五	三〇七・九
3F	一一一・〇六	三三六・六	八八四	二六七・八
合計	三六〇〇・八六一	一〇九一・〇	二九五三・八五	八九五・一

四) 建物構造 鉄骨造三階建

五. 設備 給排水設備 空調換気設備 火災報知設備

浄化槽設備 スプリンクラー設備

六. 売場構成 1F 食料品全般 日用品雑貨

2 F 衣料品全般（紳士、婦人、子供）

3 F 家庭雑貨、室内用品外

七、商圏 湯河原町全般 真鶴町

八 開店予定日 昭和五五年一二月

九 年商目標 一四億円

一〇 駐車場 一〇〇台予定

一一 営業形態 一）営業時間 午前一〇時～午後一

〇時

二）休業日数 年間二四日

三）従業員 六〇名（内パートタイ

マー三〇名）

一二 その他 テナント、専門店については地元優先にて募集します。

〔昭和五五年 経済常任委員会に関する書類〕湯河

原町役場蔵）

原資料は横書き。

一九七九（昭和五四）年一〇月に株式会社八百半デ

パートが「ヤオハン湯河原店」の出店を表明すると、

地元小規模店の倒産を危惧する商業関係者を中心に「大

型店出店反対期成同盟」が結成されるなど大規模な出

店反対運動が展開された。

106 ふれあい広場商工祭 即売に催物に大賑わい

ふれあい広場商工祭 即売に催物に大賑わい

延べ二万人が会場へ 全町参加 初の企画大

盛況裏に

湯河原町の商業・工業・農業・サービス業などあら

ゆる業種を網羅、町民参加を加えるなど湯河原町商工

会が総力を結集しての、初の大イベント「ふれあいひ

ろば商工祭」は、湯河原町商工会・湯河原町・小田原

警察署の三者主催、湯河原町商店街連合会、湯河原・

中央両農協・各旅館組合・漁業組合など十四団体の後

援により、前日までの雨が嘘のように上がり初夏を思わせる絶好の好天に恵まれた二十六日、桜木公園とその周辺道路を会場に延べ二万人という本町始つて以来ともいえる多数町民を集める中で即売に各種催し物にと大盛況のおまつりが開催された。

正午開場を知らせる打ち上げ花火と共に「ふれあいひろば商工寮」はその幕を開けたが、会場は正午の開場を待ちかねる人々で午前十一時頃から町民が訪れはじめ、正午には早くも会場は満員。

会場には食料品をはじめ衣料から工事関係まであらゆる業種のテントが立ち並びそれぞれに工夫をこらした会場造りとサービスタ品を揃えて次から次へと訪れるお客様の対応にてんてこまい。

この日は、交通安全や防犯PRと会場警備のため小田原署も全面的協力、大久保交通担当次長をはじめ交通・防犯・警備各課の署員が多数動員され、PRに会

場警備に当った。

この日会場を訪れた町民は延べ二万人に及んだが、特に人気のあつたのは生鮮三品など食料品売場でまさに立錐の余地もないほどの買物客で賑わつた。

また、この日はお祭りにふさわしく様々な催し物も用意され、正午駅前を出発したガールスカウト神奈川第九団による鼓笛隊パレードに始まり、湯河原鳶職組合による木やりとはしご乗り演技、鹿島おどり保存会による鹿島おどり、子ども達によるジャンボ・キューブ大会やわ投げ大会、最後を締めくくる県警音楽隊とカラーガードによるパレード・演奏会、また終日湯河原ばやし保存会員による湯河原ばやしの音がまつりムードを盛り上げるなど各種の催し物が子供から大人までを楽しませた。

〔相豆新聞〕昭和五六年四月二八日付

後の「ふれあい広場産業祭」となるイベントの第一

回目の開催。地域の商工業者・サービス業者・農林漁業者と町民との接触、地域経済の振興や地域内での消費活動の活発化などを目的に開催された。

ヤオハン湯河原店出店協定書

ヤオハンゆがわら店に関する協定書

一 協定の当事者

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥一丁目七番地の一

湯河原町商工会内

湯河原町商店街連合会

会長 中 島 利 雄

(以下「甲」と称する。)

静岡県熱海市上宿町九番地の五

株式会社八百半デパート

代表取締役和田一夫

(以下「乙」と称する。)

二 協定の事由

昭和五四年一〇月、ヤオハン湯河原店の出店に関して、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下単に「大店法」という。)に定める第一種大規模小売店舗(売場面積二、九五三・八平方米)の出店の意思表示が湯河原町商工会に提出された。以来、地元業者との事前調整がすすめられてきたが、中途において国県の指導方針並びに湯河原町を含む神奈川県西地域における第一種大規模小売店舗の出店凍結宣言等もあつて、出店者側から昭和五六年四月出店規模を第二種大規模小売店舗(売場面積一、四九八平方米)に縮小変更して出店したい旨の申し出があり、その後、湯河原町商店街連合会は関係業者と協議を重ねるとともに出店者側との話し合いを継続してきた。

その結果、昭和六二年六月二日出店内容等に関し、

地域商業者との大筋合意があり、事前協議書を作成し、取り交わした。

その後、湯河原町商工会商業活動調整協議会（以下「商調協」）の調査審議を四回開催し、昭和六二年七月一三日付け、商調協による結審を受けたので、結審事項及び事前協議書並びに地元との話し合いの経過を十分に尊重し、相互理解の基に本協定書を作成する。

三、協定事項

(一) 調整四項目に関する事項

(A) 開店日の設定について

開店日の設定については、昭和六三年一月一五日以降とする。

(B) 営業面積等について

① 設置場所及び敷地面積

神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜字尾ノ上一

六九二番地の一他七筆

湯河原町中央土地区画整理地区 第三〇街

区一号他八画地

合計面積 一、八一七・四平方

② 建築延面積 二、五七八平方メートル（二階建上

屋を含む。）を基準とする。

③ 店舗面積 一、四九八平方メートル（上限）

内テナント面積は、一五〇平

方メートルとし、その中に共用部分は

含まない。

(C) 休業日数 年間三六日とする。

(D) 閉店時間 午後七時までとする。但し、年

間四〇日にかぎり午後八時までとする。

(二) 取り扱い商品に関する事項

乙は、地域商業者との調和を保ち、商業道德

の精神を遵守し、いたずらな商品の廉価販売を自粛することを念頭に、次の範囲をこえないことに留意すること。

①塩・たばこ・酒の取り扱いについては、関係諸規則及び指導を遵守し、一般スーパーの取り扱いの範囲をこえないこと。原則として取り扱い商品については、総合スーパーとしての商品構成であるものとし、主たる商品は、飲食料品・衣料品・住宅関連用品等とする。なお、酒類については、取り扱いわないこととする。ただし、自由化指導等の普及をみたときには、この限りでない。

(三) 販売方法に関する事項

乙は、当該店舗での販売方法は、原則としてセルフサービス方式とし、カタログ販売・通信販売及びヤオハンクレジット等の販売活動は、

ヤオハンチェーン店の販売活動の域をこえてはならない。なお、具体的事項として次の事柄は遵守すること。

①チラシ等販売促進にかかわる広告の行為は、次の範囲をこえないこととする。ただし、地元テナントに限っては、この限りでない。

チラシの年間取り扱い枚数は、一〇〇枚を限度とする。なお、一回の折り込みに多種の取り扱いがある場合は、一回一枚として数える。また、枚数のカウントは、湯河原店の表示のあるものとする。なお、前項に示す地元テナントが発行するチラシについては、カウントしないものとする。

②計画商圏内（湯河原町・熱海市の一部（泉地区）・真鶴町）における、移動販売・訪問販売及び業務向け受注販売並びに鮮魚類の舟盛り等

は、取り扱わないものとする。

③店頭及び青空販売は、原則として行つてはならない。但し、地域商業者団体（テナントは、含まない。）と協調して行う場合は、この限りでない。

④乙が止む得ない特別催事等により実施することあるときは、事前に甲の同意を得て行うことができる。この場合、実施内容等を記載し、実施日前一月までに提出すること。

⑤地域商業者への影響を十分に配慮し、当該店舗における商品の著しい廉価販売は慎むこと。又、取り扱い商品群に関する目玉商品的限定販売は厳に慎むこと。

⑥医薬品等公正価格表示のある商品のディスプレイ及び広告掲載等は、厳に慎むこと。また、取り扱い商品群に関する目玉商品的限定販売は、

厳に慎むこと。

⑦家庭電化製品等のディスプレイ及び目玉商品的限定販売は、厳に慎むこと。

(四) テナントの対応に関する事項

乙はテナント受け入れについて、地元業者を優先するものとし、その場合乙は、当該テナントが負担すべき契約金・保証金・家賃等の額の設定にあたり、当該テナントが安定した経営が維持できる範囲で定めることに務めること。尚、テナント契約については、商工会職員をして立ち会いをさせること。

なお、開店後三ヶ月までを地元募集期間とし、この間において応募のないときは、一五〇㎡に満たない部分の店舗面積は、乙の直営による使用を容認する。但し、この際には十分な地元説明と理解を求めるものとする。

(五) 地域協調と地域環境整備の対応に関する事項

地域商店街等の環境整備に対し、乙は積極的協力するものとし、その方法等については、町当局並びに商工会の指導によって、乙と商店街連合会の正副会長が別に協議のうえ、乙が対処すること。

① 地域におけるイベント等に関して、積極的協力を行うこと。

② 交通環境等の整備を十分に行い、地域への影響を配慮し、特に、路上駐車等による道路交通及び地域住民への支障に十分な配慮を行い、併せて十分な安全対策を施すこと。

③ 地域内商業基盤整備等に関しては、特に地元及び近隣商店会との連携を密に、必要最大限の協力を行うこと。

④ 災害等緊急時には、町当局との連携を密にし、

緊急物資の提供を、率先しておこなうこと。ただし、詳細については、当事者間協議によるものとする。

⑤ 乙は、速やかに湯河原町商工会及び地元商店会に加入し、地域協調と地域振興に協力すること。

(六) 影響業種への配慮に関する事項

① 乙は、この度の出店により地元既存の商業者への影響を配慮し、企業近代化のための合同研修、または、積極的なノウハウの提供を甲を通じて地元商店会に行い、地域商業の活性化に貢献するよう務めるものとする。

② 乙は、当該店舗における販売行為等に関し、著しい内容の変更ある場合は予め甲に書面を以て計画内容の提出を行い、地元理解を十分に得た後に実施すること。

(七) その他の事項

○乙は、当該店舗でのスリ、万引き等の行為の防止に十分な配慮を行い、特に、地域青少年の不良化防止に万全を期すること。

○乙は、地域住民並びに教育施設等を考慮し、その妨げになるような行為は、厳に慎むこと。

○乙は、駐車場管理に際して、地元商店会等への利用客に対し、解放するものとする。但し、この場合、利用者である旨の表示を行う。

○乙は、当該店舗での休業日並びに営業時刻の期日を甲に対し、事前に書面をもって報告することとする。

○その他本協定以外で特別な疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して、その対応に務めることとする。

(八) 遵守事項

乙は、当該店舗運営にあたり、地元との約定事項は絶対的に遵守し、万一違約したときは、次の事項による対応を責務とする。

○大店法による定めを遵守することとし、本協定内において大店法等に該当する事項の違約については、関係法規を適用する。

○本協定に乙が違約した場合、甲は直ちに乙に対し改善の勧告を行い、これに乙が従わないときは、甲は乙に対し違約金の請求をすることができる。

以上の通り合意したので後日のため本協定書三部を作成し、記名押印の^(ママ)う各々その一通を保持するものとする。

尚、協定書の締結に際し地元対応は、湯河原町商店街連合会を協定の当事者とし、湯河原町商工会を立ち合い人として締結するものとする。

昭和六三年九月七日

以上

協定の当事者

(甲) 湯河原町商店街連合会

会長 中島利雄 印

(乙) 株式会社八百半デパート

代表取締役社長 和田一夫 印

立ち合い人

湯河原町商工会

会長 市川公造 印

(大店法に関する綴) 湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

「ヤオハン湯河原店」は一九七九(昭和五四)年一〇

月の出店表明以降、地元商業者を中心とした出店反対

運動や協議、一九八二年に組織された商業活動調整協

議会での調査・意見聴取を経て、当初計画より規模を

縮小変更して一九八八年一月に開店した。

108 キウイワイン「ムッシュユがわら」ゆがわら21の

会地場産品使い完成

キウイワイン「ムッシュユがわら」ゆがわら

21の会 地場産品使い完成 湯河原・真鶴全酒

販店 あすから発売開始

湯河原町のまちづくりグループ「ゆがわら21の会」

(桜井正代表幹事)が研究開発を進めたキウイフルー

ツのワインが完成、「ムッシュユがわら」としてあす

十一月一日より湯河原・真鶴地区の全酒販店(四十五

軒)で一斉に発売を開始することになった。

まちづくりグループ「ゆがわら21の会」では、「豊

かで潤いのある町の実現」をテーマに結成以来、湯河

原町商工会の指導のもとに様々な活動を行い、これま

で、海岸線の緑化を目指したマンダローブの研究、一

本のみかんの木に多種類の柑橘類を実らせたシンボルツリーの研究、更には訪ずれる観光客の歓迎を目的としたジャンボ門松設置などの事業を推めてきたが、昭和六十三年からは、活動の目的に、事業による生産性の向上と地域資源の効果的活用する方法についてを課題とし、地場産品につながる製品化の検討に取り組んできた。この地域資源活用事業は、湯河原町商工会地域資源開発調査委員会と共に資源開発の手掛かりを求めた活動を展開、事業化の手初めとしてジュース、ジャム以外の用途を探り、地域にあるみかんとキウイなど果実類の高付加価値化の検討を行ってきた。

今回完成したのは、山梨県の勝沼醸造(株)に製造を委託、研究・開発していたキウイフルーツワインで、過日湯河原町商工会の開催した「ふれあい広場産業祭」で試飲を試み、参加者からおいしいワインとして大好評を得ている。今回醸造の成功により同会では、湯河

原・真鶴地区四十五軒の酒販店の販売協力を得てあす十一月一日から二千本の限定取り扱いを試みることになったもの。

完成したワイン「ムツシュユがわら」は、原材料キウイフルーツ、アルコール分14%未満、小売価格七二〇^{ミット}、千五百円で、その特徴は、ほのかにキウイフルーツの香りを漂わせ、チョッピリ酸味のある、まろやかな飲みごこちが味わえるものとなっている。

〔相豆新聞〕平成二年一〇月三十一日付

「ゆがわら21の会」は「豊かで潤いのある町の実現」をテーマに一九八三（昭和五八）年に湯河原町商工会青年部を主体に結成されたまちづくりグループで、商工会の支援のもと商品開発や緑化運動など様々な活動を展開した。

109 歳末謝恩一〇%のプレミアム付 湯商連が「商品

券」販売

歳末謝恩 10%のプレミアム付き 湯商連が「商品

品券」発売 小売店飲食店等約420店で利用可能

十一月を迎え21世紀の幕開け、二〇〇一年も間近かとなってきたが、この新年を前にいよいよ歳末商戦がスタートするが、湯河原町商店街連合会（常盤章夫会長）では、本年は従来行ってきた歳末謝恩セールの内容を変え、一〇%のプレミアム（おまけ）付きの「四季彩のまち商品券」を発売することになった。

これは長引く不況に加えエスポット湯河原店の進出など地元商店や飲食店の経営はますます厳しい状況を迫られていることから町内消費需要の喚起や消費還元による消費拡大、小売店・飲食店の販売促進などを図ろうと湯河原町商工会の協力を得て湯商連と第一飲食

店組合・湯河原飲食店組合が合同により商品券を発行することになったもの。

「四季彩のまち商品券」は、第一弾として十一月十三日(月)より一千万円分を発売、来春一月上旬には第二弾の発売も計画されている。

商品券は、五百円券十一枚綴り（五千五百円分）を五千円で発売、一〇%のプレミアム付きとなり、この商品券は町内八商店会と飲食店両組合に加盟、四季彩のまち商品券取扱店のステッカーの掲示されている約四百二十店舗で、平成十三年三月三十一日までの間利用することができる。

商品券の販売は、十三日(月)より町内十二か所で行われるが、今回は発売額に限りがあるため購入は一人あたり三万円が限度とされ、また、利用に際しては一回一店一回二万円が限度とされる。商品券販売所は次のとおり。

- ▽温泉場商店会⇨石渡商店、石倉商店
 - ▽宮下商店会⇨オケモト商店
 - ▽駅前明店街⇨かどや
 - ▽サンサン通り会⇨洋菓子のムラタ
 - ▽城堀商店会⇨南部酒店、ポップイン文昭堂
 - ▽門川商店会⇨高杉書店
 - ▽本町通り商店会⇨トキワ薬局
 - ▽商栄会⇨スギヤマ商店、木村商店
 - ▽駅前階段下⇨湯河原町商工会館
- 今回商品券の発売は、消費者には一〇%の還元となり近年の低金利時代にあつては消費者にとっては朗報となり、利用店も約四百二十店と多いなど忘年会や歳末のお買い物などにも利用範囲が広く、また、ギフトとしても便利など同商店街連合会では町民の皆様のご利用をお願いしている。

〔相豆新聞〕平成二二年一月二日付

「四季彩のまち商品券」は大型店出店に対する地元商
業の対抗策として発行された。

110 湯河原ブランド商品認定事業実施要領

湯河原ブランド商品認定事業実施要領

(目的)

第一条 湯河原らしい魅力ある品で、住民も奨める特
産品を湯河原ブランドとして観光客にアピールする
ことで、地域産品の魅力向上と販売の促進を図り、
併せて新たな地域産品の開発を促すことを目的とす
る。

(定義)

第二条 湯河原らしさを備え地域で推奨される商品に
対し、第八条の審査基準に適合するものを湯河原ブ
ランドとして認定し、認定した商品に湯河原ブラン
ドのシールを貼付することによって消費者が識別で

きるようにする。

湯河原らしさのテーマとして、次の五つの中の一つ以上を含んでいることを条件とする。

- 一 万葉時代からの名湯・湯河原温泉がテーマ
- 二 湯河原の自然や歴史がテーマ
- 三 湯河原の農産物や海産物がテーマ
- 四 湯河原ゆかりの文人墨客がテーマ
- 五 湯河原らしさが息づく大正ロマンの世界がテーマ

地域で推奨される商品は、町民が進物、土産品としてもよく利用し、また観光客にもお薦めできると住民が推薦する特産品。

(対象商品)

第三条 この要領において対象となる商品は、湯河原らしさを備え湯河原町内で企画あるいは生産、製造または加工が行われる商品で第八条の審査基準を満

たすもの。

(申請資格)

第四条 湯河原ブランドの認定を受けようとする者は、

次の各項の全てに該当しなければならない。

- 一 湯河原町商工会会員であること
- 二 本店あるいは事業拠点が湯河原町内に存在していること

三 責任者、責任の所在が明確であり、消費者からの苦情、要望などに対する処理体制が確立されていること

(申請)

第五条 湯河原ブランド商品として認定を受けようとする場合には、所定の申請書に現品、外装見本、説明書を添えて、一品につき申請一枚をもって商工会長が指定する期限までに商工会事務局に提出しなければならない。

2 更新を希望する場合には、期間満了の三〇日前までに申請書を提出するものとする。

3 住民の他薦による場合は、事業者に要請したうえで申請を受け付けるものとする。

(手数料)

第六条 申請手数料及び審査手数料は課さない。

(審査員)

第七条 審査員は、湯河原ブランド審査委員会規定の定めにより選任する。

(審査基準)

第八条 湯河原ブランド商品はテーマ性があり湯河原らしさを備え、湯河原町で企画あるいは生産、製造または加工が行われる商品（製品、加工品、工芸品等）であって、次の事項に該当する、ものとする。
ただし、本制度は品質保証をするものではない。
一 第二条に基づく湯河原らしさのテーマを含んで

いること

二 独自のアイデアや工夫があり、独創性があること

三 商品の形態やパッケージが湯河原ブランドにふさわしい美しさを備えていること

四 味や色彩、芳香、保存性など、湯河原ブランドにふさわしい品質を備えていること

五 他地域に対して独自性、優位性を打ち出せる要素をもっているもの

六 適性で求めやすい価格が設定されていること

七 安心、安全、信頼性を兼ね合わせていること

八 地域住民にも認知され推奨されていること

九 環境を重視した商品開発がなされていること

十 製造・販売については法令による許可又は認可を必要とするものは、当該許可又は認可を得ている

こと

十一 業界での製造基準、表示義務を満たしていること

(認定審査)

第九条 湯河原ブランド認定委員会規定に基づき招集した委員により申請のあった商品を審査して認定する。但し、一般審査を実施しその結果を審査に反映することができる。

2 認定委員会の設置および運営に関しての必要事項は、「湯河原ブランド認定委員会規定」の定めによるものとする。

3 審査において必要な場合は、申請者に^(ママ)プレゼンテーションを求めることができる。

4 審査内容について審査員がそれぞれ理由を述べることができる。

5 申請商品が専門的もしくは特殊な品で、その評価が一般的に困難な場合は審査委員以外の専門家の意

見を聴取し参考にすることができる。

6 審査は審査員が各審査票に記載して行う。

7 一般審査は無記名で複数の住民を対象にして行い、申請のあった商品に客観的な審査を求める。

8 認否は出席審査員の多数決によって決定し、賛否同数の場合は委員長の賛否により決定する。

(変更認定審査)

第十条 湯河原ブランド商品の内容、容器、量目、意匠、価格等を変更しようとするときは、所定の申請書を商工会長に提出して認定委員会の承認を得なければならぬ。

2 認否は出席審査員の多数決によって決定し、賛否同数の場合は委員長の賛否により決定する

(審査)

第十一条 審査は、湯河原ブランド認定規定により審査し認定する。

(認定証の交付)

第十二条 会長は審査の結果を踏まえ、申請された商品が湯河原ブランドとして相応しいと認めた場合に、申請者に対して様式に定める認定証を交付するものとする。

(認定期間)

第十三条 認定証の有効期間は、認定日から三年後の年度末までとする。ただし、認定を取り消された場合には、取り消しの日からその効力は消滅する。

(公表)

第十四条 認定を受けた商品（以下、「認定品」という）については、商工会の会報及びホームページなるほど情報局冊子等に掲載し公表する。

(ブランドマーク)

第十五条 湯河原ブランドを表す「ブランドマーク」を別紙のとおり定める。

2 認定品には、湯河原町商工会が作成する「ブランドマーク」のシールを購入し、貼付して販売することができ。

3 「ブランドマーク」を容器・包装等に印刷しよう

とするときは、所定のブランドマーク使用申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(ブランド認定の表示)

第十六条 認定品については、「湯河原ブランド産品」の文字を使用することが出来る。

(変更承認)

第十七条 認定品の名称、意匠、容器、規格、量目、価格等を変更する場合は、変更承認申請書を会長に提出し承認を受けなければならない。^(ママ)

(報告・調査等)

第十八条 商工会は、必要と認めるときにブランド品製造業者等に対して報告を求め、又は調査をするこ

とができる。

(認定の取り消し)

第十九条 商工会は、認定品が次の各号の一つに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- 一 認定基準の要件を欠くことが判明したとき
- 二 認定の信用を失う行為があつたとき
- 三 関係法令に違反したとき
- 四 苦情の責任を負わないとき
- 五 承認を受けないで意匠・容器・量目及び価格を変更したとき
- 六 認定品の製造、加工又は企画を中止したとき
- 七 仕様等を変更したことにより、同一性が認められなくなったとき
- 八 その他商工会が不当と認めたとき

2 認定を取り消された場合には、その取り消しの日から二年間を経過しなければ、新たに認定を受ける

ことができない。

(雑則)

第二十条 商工会は、この要領に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項の制定改廃については会長が別に定める。

附則

1 この要領は、平成十八年四月一日から施行する。

(湯河原町商工会蔵)

原資料は横書き。

湯河原ブランド商品認定事業は、湯河原の知名度やイメージを活かした地域活性化を目的に商工会の地域振興プロジェクト部会において進められ、二〇〇八(平成二〇)年三月に終了した。

111 構造改革特別区域計画の第一二回認定申請につい

て

構造改革特別区域計画認定申請書

平成一八年九月二六日

内閣総理大臣 殿

湯河原町長 米 岡 幸 男 印

構造改革特別区域法第四条第一項の規定に基づき、

構造改革特別区域計画の認定を申請します。

構造改革特別区域計画

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

神奈川県足柄下郡湯河原町

二 構造改革特別区域の名称

ゆがわら食の専門人材育成特区

三 構造改革特別区域の範囲

四 構造改革特別区域の特性

神奈川県足柄下郡湯河原町の全域

(一) 位置・地勢

湯河原町は、神奈川県の西南端に位置し、横浜から六〇km、東京から九〇kmの距離にある。町の北東部は小田原市、北西部は箱根町、東部は真鶴町、南西部は静岡県熱海市、西部は静岡県函南町に接し、町域は、東西一〇・一km、南北六・八kmで、総面積は四〇・九九km²である。

地勢は、三方を箱根外輪山や伊豆・熱海の山々に囲まれた急峻な山地、南郷山の山腹からの比較的ゆるやかな丘陵地、相模灘に向かって流れる千歳川と新崎川の流域の平坦地、真鶴半島・伊豆半島に囲まれた波静かな海岸などから形成されている。

千歳川上流の藤木川流域には温泉が湧出し、県

立興湯河原自然公園や富士箱根伊豆国立公園に含まれる緑豊かな山々に囲まれた閑静な温泉保養地である。黒潮の影響を受け、年平均気温は一六・一七度で、冬は暖かく、夏は比較的涼しく、一年を通じて温暖な気候である。

(二) 歴史・沿革

本町は、古くは万葉の時代から温泉地として知られ、明治時代から温泉保養地として栄えてきた。昭和三〇年四月、温泉中心の湯河原町、農業中心の吉浜町、漁業中心の福浦村が合併して、現在の湯河原町が誕生した。

(三) 産業・交通

本町の産業は、旅館や民宿などのサービス業、小売業や飲食業などの商業が事業所数・就業者数ともに大きな比率を占め、本町を訪れる観光客の数は、バブル経済崩壊後、大きく減少したが、近

年はゆるやかな減少となっている。

工業では、食品製造業が大部分を占めており、製造業の事業所数・従業者数も横這いである。農業では、みかんなどの果樹栽培が主軸であるが、農家数も作付面積も減少している。また、一本釣りなどの漁業・遊漁も行われている。

本町への交通は、鉄道ではJR湯河原駅まで東海道線の特急列車で横浜駅から約五〇分、東京駅から約七五分で到着し、また、道路では、国道一三五号で小田原市及び熱海市方面と結ばれており、湯河原パークウェイや県道七五号（湯河原箱根仙石原線）で箱根芦ノ湖方面へ通じている。

(四) 基本構想と背景

このような中で本町は、平成二二年度を目標年次とした「ゆがわら二〇〇一プラン」（湯河原町新総合計画）の基本構想の中で、本町の将来像を

「四季彩のまち・さがみの小京都 湯河原」とし、これを実現するために五つの基本目標を設定している。その一つ目の基本目標が、「町全体の魅力を高め、産業の活性化を図る」ことで、これは、観光地としての個性と魅力を高めることによつて、観光サービス業を発展させるとともに、その相乗作用として商工業及び農林漁業の活性化を図るものである。

しかし、みかん栽培を主軸とした農業は、みかんの価格の低迷などにより農業経営は非常に厳しく、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農家数及び就業人口は減少を続けている。同様に漁業においては、一本釣りなどが中心で、年によって漁獲量が大きく変動するため、経営が安定しないことに加え、漁業従事者の高齢化と後継者不足が進行している。

また、製造業においては、地場産の農産物や海産物を原料として、消費者ニーズにあつた新製品の開発が求められているが、期待されるような製品を生み出すには至っていない。

さらに、本町の基幹産業である観光は、温泉保養を目的とする宿泊観光客に依存し、その動向に左右されてきた。近年においては、景気の低迷、消費者の旅行嗜好の変化や旅行目的の多様化などにより、宿泊観光客数が減減している。このような状況の中、宿泊施設においては、経営状態の悪化、経営者の後継者不足などにより、休廃業に至る宿泊施設が見受けられる。

これらの状況を打開するために、既存の枠組みにとらわれることなく、地域の活性化を促進し、国の内外を問わずに観光客を誘致し、さらに新しい産業を創出^(ママ)など、戦略的な取組が強く求められ

ており、第一次産業、第二次産業及び第三次産業を有機的に連携させ、本町の自然的及び文化的な特性を生かした振興策を打ち出すことが急務である。

五 構造改革特別区域計画の意義

本町では、前述の地域の課題を抱える中、共通のキーワードとして「食」を取り上げることとした。これまで、第一次産業、第二次産業及び第三次産業の振興及び活性化の施策を推進しているが、課題解決の抜本的な対策として成りえていない。とりわけ、農業・漁業、製造業、観光サービス業などには、「食」に関連する事業を振興する諸施策はあるが、その推進に当たっては、それぞれの分野内での展開に留まっており、相互に協働し、円滑に連携させる仕組みが整っていない。

また、国においては、国民が生涯にわたって健全

な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、「食育」を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成一七年七月に「食育基本法」が施行され、さらに平成一八年三月に「食育推進基本計画」が示された。

しかしながら、本町には、「食」に対する付加価値を生み出す人材、食品の安全性等の「食」に関する幅広い情報を多様な手段で提供できる人材、そして、食育基本法に基づく「食育」を様々な機会で体系的かつ包括的に教育できる人材を育成できる仕組みが形成されていない。

そこで、株式会社シンプルアイでは、「食」に関する専門職大学院を設置することにより、本町における「食」に関わる学術研究に習熟した専門人材、さらには、新しいビジネスを立ち上げようとする専門人材の輩出を目標としている。また、本町の資源

を活用した地域密着型の学術研究機関としての側面も示されている。この専門職大学院の開校により、産学が連携し、「食」に関わる産業の活性化策が打ち出されるとともに、本町における「食育」の進展にも期待ができる。

また、本町は、「食」に関わる専門職大学院を専門人材の育成の教育機関として位置付けるだけでなく、本町の食育推進のためのシンクタンクの機関として位置付けることにより、高度の能力を持つ学内の研究者や教授陣が、地元企業や地元産業団体などと交流することで、食育推進のアドバイザーやコーディネーターといった牽引的な役割を果たすことも期待できる。

以上のことから、本町に設置を予定している「食」に関わる専門職大学院が、地元の各産業と連携を強め、本町の特性を生かした新たな産業の創出など、

全産業の活性化を推進するシステムフローを構築するためには、既存の制度だけでなく構造改革特別区域認定による特定事業の実施により、その実現が可能となる。

六 構造改革特別区域計画の目標

本町では、その特性を生かしながら、「食」に関わる産業を中心に競争力や付加価値の高い産業へ転換させることにより、本町での経済活動を活性化させ、新規産業の創出や雇用の促進を目指している。

そのためには、「食」に関わる専門職大学院が、生産、加工、さらに販売のそれぞれの過程において、調査・研究を行うとともに、その振興策の提言等を積極的に行うこととしている。

本町の農業に関しては、農業生産基盤の整備、農業経営の高度化の促進などの施策に取り組んでおり、その中でも農業経営の安定化は、本町の喫緊の課題

である。そこで、「食」に関わる専門職大学院の開校により、競争力及び付加価値を高めるための研究が産学共同で取り組まれ、その研究成果により高付加価値の農作物の生産が試みられ、その結果次第では、農業経営の安定化への手掛かりを導き出したい。

漁業においては、地場産の海産物を地元で流通及び消費させるための研究が産学共同で取り組み、その研究成果により、地元での消費拡大を目指す。

製造業においては、地場産の農産物や海産物を原料とした、消費者ニーズに合った新製品の開発に向けて、学内の研究者及び教授陣から提言や助言を求めるとしたい。

観光サービス業においては、第一次産業及び第二次産業、さらに専門職大学院と連携することで、消費者が求めている質の高い料理やサービスを観光客に提供することを目標として、「食」を通じた湯河

原ブランドを構築し、さらにその他の観光資源とともに、国の内外を問わず、これらの情報を発信することにより、観光客の誘客効果の向上を目指す。

上述のように、この専門職大学院が、地域産業の生産、加工、販売のそれぞれの現場の中で包括的に関わり、地域に根ざした人材を育成するとともに、需要を拡大させ、地域課題解決のための研究や提言を実践することにより、新規産業や雇用機会の創出などの地域経済や産業の活性化を図ることを目標としている。

さらに、株式会社立の専門職大学院を設置することによる、このような本町の試みの成功は、地域の大学等を核とした知識・人材の創出と地域活力の好循環を形成する事例として、全国の地域課題解決に役立つとともに、我が国全体の経済活性化につながることを期待される。

七 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域

に及ぼす経済的社会的効果

(一) 学校設置による社会的効果

ア 「食」に関わる学術研究に習熟した専門人材が育成され、地元企業等に就業することにより、実務的な能力を有する即戦力として、企業の発展、地域経済の活性化に貢献することができ、また、卒業後、本町で起業した者が現れば、新たな従業員を雇用するなど、地域における雇用機会の創出が期待できる。

イ 学内の教員及び研究者が、地元企業における経営面等でのアドバイザーやコーディネーターの役割を果たすことにより、産学官連携の強化が期待できる。

ウ 地場産の農作物に対して、競争力や付加価値を高めるための研究が産学共同で取り組まれ、

その研究成果に基づいた高付加価値の農作物の生産が試みられることにより、農業経営の安定化が期待できる。農業経営の安定化が実現すれば、生産量が増加し、遊休農地の解消も期待できる。また、学生が、地元の農業者が経営する農耕地等において、食材生産の場を体験することにより、学生と地元生産者との繋がりが深まり、地域密着型の、より実践的な教育の実現が可能となる。さらに、食育推進の一環となる、地産地消活動の核となる人材の育成、関係者のネットワークづくり、情報提供の強化等が推進されることも期待できる。

エ 漁業においては、地場産の海産物を地元で流通及び消費させる仕組みの確立が求められており、その研究が学内で取り組まれ、提言されることにより、漁業を含め、その関連産業の活性

化への動きが期待できる。

オ 「食」に関わる専門職大学院が育成する人材像の一つとして、食育基本法に基づく「食育」を様々な機会の場で体系的かつ包括的に教育できる人材を挙げていることから、学内の教員及び研究者が、地元の小・中学校、保育所、幼稚園などの場において食育推進のアドバイザーやコーディネーターの役割を担うことが期待できる。

また、この専門職大学院が地域貢献の観点から食育推進の公開講座を定期的に開催することにより、町民や地元企業などが「食育」への関心及び理解を深め、本町が食育推進の先進地向け、基盤強化が図られる。

カ 本町では、大学などの高等教育機関が設置された例が今までになく、「食」に関わる学術研

究機関としての専門職大学院が設置されることにより、本町の高等教育における教育環境は飛躍的に向上する。

(二) 学校設置による経済的効果

ア 「食」に関わる専門職大学院が設置されることにより、観光客を中心とする消費者のニーズに合った商品などの開発や湯河原ブランドの構築に向けた研究が進められ、さらに、「食文化推進」の町として情報発信することにより、観光客数の増加と消費の拡大が期待される。また、本町が「食」をキーワードとする地域活性化の成功事例として、広く認められることにより、視察団体等の来訪も期待される。

イ この専門職大学院の開校により、学生が流入し、学校周辺における商圏の活性化や文具等の需要が増えることにより消費の増加が見込まれ

る。

具体的には、開設初年度に六〇人、次年度に一二〇人の在学生が予定されている。学生一人が、食費及び文具等により一か月当たり三万円の消費をすると仮定すると、初年度に月額一八〇万円、次年度には月額三六〇万円となり、年額に換算すると、約四、三二〇万円の新たな消費が学校周辺の商圏において見込むことができる。

ウ 大学院大学設置に伴い、新たな教員や事務職員が必要となり、雇用の創出につながる。

具体的には、教員及び事務職の人数は一四人を見込んでいる。スタッフ一人が、食費及び文具等により一か月当たり三万円の消費をすると仮定すると、月額四三万円、年額において、約五〇四万円の新たな消費が見込める。

八 特定事業の名称

八一六 学校設置会社による学校設置事業

八二一（八〇一―二） 校地・校舎の自己所有を

要しない大学等設置事業

九 構造改革特別区域において実施し又はその実施を

促進しようとする特定事業に関連する事業その他の

構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が

必要と認める事項

別紙①

一 特定事業の名称

八一六 学校設置会社による学校設置事業

二 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社シンプリアイ

三 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

四 特定事業の内容

湯河原町内で、株式会社シンプルアイが専門職大学院の設置主体となること。

五 当該規制の特例措置の内容

株式会社シンプルアイは、社会的ニーズに対応した職業専門教育を実践してきた株式会社バンタンが持株会社として、平成一七年一二月に創立した企業である。株式会社シンプルアイは、本町において、「食」に関わる生産、加工、流通、教育などの分野で活躍できる人材の育成を目的とする専門職大学院の設置により、「食」に関わる学術研究に習熟した専門人材や新しいビジネスを立ち上げようとする専門人材など、地域経済を担う人材を育成するという地域のニーズに込んでいる。

さらに、この専門職大学院が、地域の活性化や食育推進のためのシンクタンクの機能を果たしながら、

地域の第一次、第二次及び第三次産業との連携役を

担うことを目標としており、この専門職大学院が本町で専門職大学院設置基準第八条の規定に基づいた事例研究や現地調査などにより授業を行うことで、この特区計画の目標に到達できるものと考えられる。

また、地域活性化の観点から、この専門職大学院を核とした関連ビジネスの展開についても期待が寄せられており、その展開に当たっては、民間企業の経営意識が不可欠であるため、株式会社立による専門職大学院の運営形態の方が効果的であると考えられる。

また、現代の企業等が求める人材は、高度な専門的知識を有し、実社会で即戦力となる人材であると考えられ、このような人材の育成には、現場と直結した実務レベルの教育の実施が求められ、その実施に当たっては、現場経験が豊富な実務家講師を多く

迎えることが必要となり、そのためには株式会社立による専門職大学院の運営形態の方が効果的であると考えられる。

これまで、株式会社バンタン及びグループ各社は、実社会に通用する即戦力となりうる「食」の専門人材を養成するための最新で高度な内容の教育サービスを提供しており、株式会社シンプルアイが設置する専門職大学院は、既存の大学・大学院等では実現が困難な、専門的で高度な、かつ、最新で実践的な教育を提供することができる。ゆえに、地域の特性を生かした教育の実施の必要性や地域産業を担う人材の育成の必要性に対応するためには、株式会社が行うことが適切かつ効果的であると認められる。

また、これまで、株式会社バンタン及びグループ各社は、国からの助成金を受けず、法人税等を納め、約四〇年間、教育事業を展開しており、経営基盤に

問題は見受けられない。これらの実績を継承する株式会社シンプルアイにおいても、商法等に基づき情報開示、法令等遵守体制の整備などが、適切に企業統治されている。仮に、経営支障が予見できた段階での募集停止、募集停止後の修学保障、他校への編入支援などの独自の安全対策案が提案されており、問題なく学校運営を実施できると判断するため、規制の特例措置の必要性及び適合性を認めるものである。

また、株式会社シンプルアイが専門職大学院を設置するに当たっては、湯河原町においても経営状況の把握に努めることとする。

しかしながら、万一、経営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合に備え、学生の適切な修学を維持できるよう、湯河原町内部の担当を予め決めておき、近隣所在の大学院等への

転入学に関する情報収集、協力要請等に努めることとする。

また、そうした事態が生じた場合には、専門の相談窓口を設け、学生から他校への転入学に関する希望を聴取し、転入学可能な学校に関する情報収集、紹介を行うこととする。

規制の特例措置を受ける主体の特定状況

名称	株式会社シンプルアイ (代表者 代表取締役 菊池 健)
住所	東京都渋谷区恵比寿南三一一八
概要	設立…平成一七年一二月一三日 業種…教育サービス業 業務概要… 一 美容サロンの経営 二 医療、介護、保健衛生に関するコンサルティング業務

<p>三 エステティックサロン及びネイルサロンの経営、指導</p> <p>四 アロマテラピーの店の経営、指導</p> <p>五 マッサージ、指圧、あん摩の施術所の経営、指導</p> <p>六 健康器具、化粧品等の製造販売及び輸出入</p> <p>七 教育用機材・教材の製造及び販売</p> <p>八 書籍の出版並びに販売</p> <p>九 ヘアメイク・ネイル・アロマテラピー・エステティック等に関する人材の職業適性能力開発のための各種スクールの経営</p> <p>一〇 一般ビジネス(経営管理、情報管理)、ファッションビジネス、インテリアビジネス、ヘア・メイク美容等、映画監督、声優、映画製作、コマーション制作、コンピュータ、英会話、ダンス、ワイン等に関する人材の職業適性能力開発のための各種学校の経営</p> <p>一一 (仮称)食文化創造大学院大学の設置のための業務及び設置後の経営</p> <p>一二 前各号に付帯する一切の業務</p>

法第四条第三項の規定により聴いた意見の概要

対象者	株式会社バンタン (代表者 代表取締役 菊池 健) (所在地・東京都渋谷区恵比寿南三一一八) 株式会社シンプルアイ (代表者 代表取締役 菊池 健) (所在地・東京都渋谷区恵比寿南三一一八)
意見を聴いた日時	(第一回目) 平成一七年一月一八日 (第二回目) 平成一八年五月二三日
意見を聴いた方法	平成一七年一〇月一九日に計画骨子案を提示し、平成一七年一月一八日(第一回目)に文書にて意見提出があった。 さらに、平成一八年五月二三日(第二回目)に口頭による意見があった。
意見の概要	(第一回目) 一 特定事業については、学校設置会社による学校設置事業及び校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業を実施したい。 二 特定事業の開始時期を平成二〇年四月からとしたい。 (第二回目)

意見に対する対応	(第一回目) 一 については、意見を踏まえ、学校設置会社による学校設置事業及び校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業を計画に位置付けた。 二 については、意見を踏まえ、特定事業の開始時期を平成二〇年四月からとした。 (第二回目) 三 については、意見を踏まえ、株式会社シンプルアイに変更する。
----------	---

法第四条第四項の規定により踏まえた提案の概要

提案者	株式会社バンタン (代表者 代表取締役 菊池 健) (所在地・東京都渋谷区恵比寿南三一一八)
提案のあった日時	平成一七年一月一八日 午後一時三〇分から 午後二時三〇分まで

提案の方法	提案の内容	提案に対する対応
<p>「ゆがわらスローフード大学院推進特区」提案書の提出</p>	<p>一 学校設置会社による学校設置事業の実施 二 校地・校舎の自己所有を要しない、大学等設置事業の実施 三 これらの事業者として、株式会社バンタンの新子会社（株式会社シンプルアイ）を設立し、この新子会社を位置付けること</p>	<p>一 意見を踏まえ、本事業を位置付けた計画を作成した。 二 同上 三 規制の特例措置を受ける主体については、株式会社シンプルアイの特株会社である株式会社バンタン及びグループ各社が、長年、社会的ニーズに対応した高度な職業専門教育を実践してきた実績があるため、株式会社シンプルアイとすることとし、計画に位置付けた。 四 「ゆがわらスローフード大学院推進特区」提案書が提出されたが、イタリヤを発祥とする「スローフード」に限定することなく、我が国の食文化に合った、さらに意味合いの広い「食」の領域の中で、地域活性化などに取組む</p>

方が望ましいため、特区名称も「ゆがわら食の専門人材育成特区」に修正した。

別紙②

- 一 特定事業の名称
 八二一（八〇一一） 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業
- 二 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
 株式会社シンプルアイ
- 三 当該規制の特例措置の適用の開始の日
 構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 四 特定事業の内容
 湯河原町内で株式会社シンプルアイが専門職大学院を設置する際に、校地・校舎の自己所有を要しないこと。
- 五 当該規制の特例措置の内容

本町においては、少子高齢化、グローバル化の一層の進展など、未だ経験したことのない社会構造の変化に直面している中、これらの変化に柔軟に対応できる産業の振興や新たなビジネスを発展させるため、獨創性あふれる新規産業や地域経済の活性化を牽引できる人材を育成していくことが必要であり、そのための教育を新たに実施し、教育環境の充実・発展を図るといふ教育上・研究上のニーズがある。

また、同社が専門職大学院の設置を予定している地域は、地価の高いJR湯河原駅近辺の中心市街地であり、校地・校舎を取得するためには高額な費用が必要となる。市場原理に基づいて教育サービスを提供する株式会社が地価の高い地域において校舎・校地を自ら所有して事業を行うことは、経営的にも過大なリスクを背負うことになる。このような地価が高い地域においては、施設を自己所有することを

求めるよりも、教育・研究設備等の充実、最新のノウハウの修得等に活用される方が、教育・研究機能の向上はもとより、人材育成の充実、教授等による地域との交流等を通じ、地域への貢献度が高まると考えられる。

このため、同社は、自己所有せずに、町内にある施設を借りる予定であるが、実施しようとする専門職大学院のカリキュラムを実施するに当たり、校地・校舎を自己所有しないことは、事業推進上、支障はないと考えられる。

よって、本計画を実施するに当たって、学校設置会社に自己所有の校地・校舎の取得を求めなくても、教育及び研究に支障を生じないと認められるため、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

〔二〇〇六一二〇〇七 企画書類（特区申請）湯河

原町役場蔵〕

原資料は横書き。

二〇〇五（平成一七）年四月に㈱バンタンが提案した構造改革特区構想を受け、二〇〇六年九月、町は同社子会社の㈱シンプルアイによる「食」の専門職大学院設置とそれによる地域活性化を目指す「ゆがわら食」の専門人材育成特区」計画を内閣府に申請した。

112 構造改革特別区域計画に関する掲載記事

① スローフードで町おこし

スローフードで町おこし 湯河原町 大学院
誘致で特区申請へ 民間と組む 特産品使い
講義

神奈川県湯河原町は郷土料理などの伝統的な食文化を伝えていこうという「スローフード」を軸にした街づくりに取り出す。国の構造改革特区に「ゆがわらす

ローフード大学院特区」（仮称）を今秋申請し、株式会社による学校設置と運営ができるようにする。二〇〇八年四月の開校をめざす。低落傾向の観光産業や農業再生につなげる。

町は今年四月に総務部にスローフード推進課を新設、〇六年度予算に調査費三百万円を計上、実現に向けた準備を始めた。

大学院運営には株式会社で専門学校を運営しているバンタン（東京・渋谷）が名乗りをあげている。バンタンはパティシエ（菓子職人）育成など食分野の専門コースを持つ。教育内容は今後詰めるが、特産品のみかんを使った講義などを想定。特区認定後に町と協力して一定以上の教室面積を備えるなど基準に適合した校舎を確保する。

町は特区申請を前に機運を盛り上げようと、九日から三日間「湯河原ロハスフェア」を催す。健康や環境

に配慮した生活「LOHAS」をテーマに国内外のスーパーフード食材の紹介やワイン教室、コンサートイベントを開く。年三回程度定期的に開いていく考えだ。

湯河原町は万葉集にも詠まれた温泉保養地として有名だが、バブル崩壊のあおりで観光産業が衰退気味。

○四年の年間観光客数は約五百七十七万人と十年間で一八%減り、旅館・民宿数も百九十七カ所と三割近く減った。箱根や熱海といった国際的観光地に囲まれ、埋没を避けるため誘客に新機軸を打ち出す。

推進課では「産官学の連携で十年がかりで街の再生を進めたい」とする。特区を通じて農業の担い手確保や地元農産物を使った新しい名産品の開発、知名度向上による海外観光客の増加などを期待する。

（「日本経済新聞」平成一八年六月六日付）

② 会社による学校設置可能に

ゆがわら食の専門人材育成特区 四日安倍総理から認定書 会社による学校設置可能に

湯河原町が構造改革特別区域法に基づき内閣府・構造改革特別区推進本部に認定申請を行っていた「ゆがわら食の専門人材育成特区」が去る十一月十六日付で認定され、十二月四日(月)午後五時四十五分より首相官邸大ホールで開催された構造改革特別区域計画認定書授与式に湯河原町米岡幸男町長が出席し安倍晋三内閣総理大臣より認定書の授与を受けた。

今回湯河原町が認定申請を行っていた「ゆがわら食の専門人材育成特区」の計画内容は、宿泊観光客数の減、遊休農地の拡大など多くの地域課題を抱える中、株式会社専門職大学院の設置主体となり「食」に関わる学術研究に習熟した専門人材の育成を図る。この大学院が地域活性化及び食育推進のためのシンクタンクの機能を果たしながら、地域の第一次、第二次、第

三次産業との連携役を担うことにより、新産業や雇用機会の創出につながり、ひいては地域社会及び経済の活性化を図るなどとされ、求めていた規制の特例措置は「学校設置会社による学校設置事業」となっている。今回特区認定が受けられたことにより、株式会社が学校経営を行うことに対し課せられていた多くの規制が緩和されることになり、大きく前進することになるものと思われる。

今回特区認定により大学院設置へ向けての計画が進められるが、この「食」に関わる専門職大学院の学校設置会社は株式会社シンプルアイ（東京都渋谷区恵比寿南三―一―八、菊池健蔵代表取締役社長）で、同社は、一九六五年の創業以来、常に先進的なライフスタイルを、実学を通して提案してきた㈱バンタンから二〇〇五年に誕生した会社で各種教育サービスを行っている会社。同㈱シンプルアイによる学校設置による

社会的効果としては次のような点が期待されている。

▽「食」に関わる学術研究に習熟した専門人材が育成されることにより、例えば、後継者不足の農業に自ら経営する挑戦者が現れたり、ホテル、レストラン等地元企業で高度で広範な知識を活用した新製品やメニューの開発など即戦力の確保が可能となる。

▽地場産の農産物に対し競争力や付加価値を高めるための研究が産学共同で取り組まれ、高付加価値農産物の生産など農業経営の安定化、遊休農地の解消が促進される。

▽湯河原町が食育推進の先進地に向け基盤強化が図られる。

また、学校設置による経済効果としては次のような点が期待される。

▽観光客を中心に消費者のニーズに合った商品などの開発や湯河原ブランドの構築に向けた研究により、

「食文化推進」の町としての情報発信により観光客の増加、消費拡大、「食」に関する地域活性化の成功事例として視察団体等の増加が期待できる。

▽大学院開校により学生が流入、商圏の活性化や消費額の増加、また、新たな教員や事務職員など雇用の創出につながる。

〔相豆新聞〕平成一八年二月七日付

二〇〇五（平成一七）年四月に㈱バンタンが提案した構造改革特区構想を受け、二〇〇六年九月、町は同社子会社の㈱シンプルアイによる「食」の専門職大学院設置とそれによる地域活性化を目指す「ゆがわら食の専門人材育成特区」計画を内閣府に申請した。特区実現に向けて町では「スローフード推進課」を新設し、さまざまなイベントを開催、特区計画は二〇〇六年一月に認定され、一二月に認定書が授与された。

113 「食の大学院大学」設立計画の断念について

「食の大学院大学」設立計画の断念について
 昨年一月に、湯河原町の構造改革特別区域計画「ゆがわら食の専門人材育成特区」が認定されたのを受け、学校設置会社（㈱シンプルアイ）において、文部科学大臣への大学院の設置認可申請に向けた取組みが進められておりましたが、特区を活用して設立された株式会社立の学校に関し、文部科学省の事後調査の結果から多くの問題点や課題が指摘されており、加えて、今年一月二五日には、LEC東京リーガルマインド大学に対し、学校教育法の規定に基づく改善の勧告がされたことなどから、文部科学大臣も、「株式会社立の学校の認可については、今後やや抑制的に行うべきで、審査などには、特に念を入れて行うべきだ。」との見解を示し、さらに、文部科学省の担当者から「学

校法人立による設置」の検討を勧められるなど、今後、「株式会社立」の認可取得について、困難が予想されておりました。

その後、学校設置会社から「この件について、検討の結果、会社の方針として、当初から「学校法人立」の選択肢はなく、また、「株式会社立」の認可取得についても、確実な見通しが立たない現状では、大学院大学の設立を断念せざるを得ない。今後は、私塾での運営形態を検討することとし、その場合、本拠を東京に置き、湯河原では研究所などの農業実習等の場として活用することなども想定される。さらに、その後の社会情勢等の変化に応じ、再度大学院等の設置も検討していきたい。」との通知を受けましたので、お知らせいたします。

平成一九年五月 日

湯河原町総務部地域振興課

電話〇四六五（六三）二二一一

内線〇〇〇・〇〇〇

株式会社シンプルアイ

東京都渋谷区恵比寿南三一一八

電話〇三（六七三二）〇〇〇〇

〔構造改革特別区域計画（ゆがわら食の専門人材育成特区取消）湯河原町役場蔵〕

原資料は横書き。

「ゆがわら食の専門人材育成特区」計画は、株式会社立の学校設置に認可取得の見通しが立たなくなつたこととで実現しなかつた。

114 湯河原の新名物を全国へ たんたんたぬきの

「坦々焼きそば」を

湯河原の新名物を全国へ たんたんたぬきの
「坦々焼きそば」を ヒルトン東京ベイ 宮

本料理長を迎え試食会

食による町おこし、「湯河原名物の飲食」について検討を重ねていた湯河原町商工会（鈴木利夫会長）では、このほど企画会社とタレメーカー等の協力を得て新しい湯河原名物として、^{（租）}たんたんたぬきの「坦々焼きそば」を開発、全国に向けて発信、普及を図ることとなった。

湯河原町商工会では、湯河原ブランドの開発など湯河原町の新しい名物などの発掘、創作など町おこしを考えているが、食による町おこしとして富士宮やきそばや宇都宮ギョーザなどにも負けないような湯河原名物の食べ物の研究を重ねてきた。

たぬきの見つけた温泉という伝説もある湯河原温泉では、土産品組合の管理する狸神社をはじめ各商店にもたぬきの置物が飾られているなど、^{（租）}たぬきには縁が深いと言われていることからこのたぬきをヒント

に、語呂合わせの良い^{（租）}たんたんたぬきのをキャッチコピーに「坦々焼きそば」を新しい湯河原名物として発信することになったもの。

「^{（租）}坦々焼きそば」普及に当り同商工会では、来る一月三十一日（木）午後二時より四時まで湯河原町商工会館三階大会議室においてこの「^{（租）}坦々焼きそば」の試食説明会を開催することになった。

試食会には、テレビ・雑誌等でも有名なヒルトン東京ベイ^{（租）}王朝の宮本荘三料理長にアドバイザーとして参加していただき、宮本料理長の調理による「^{（租）}坦々焼きそば」を試食していただく。

同商工会では、この^{（租）}たんたんたぬきの「^{（租）}坦々焼きそば」を富士宮やきそばや宇都宮ギョーザなどに負けない湯河原名物にしようと、同日試食会には湯河原町第一飲食店、湯河原飲食店両組合員や飲食関係商工会員はもとより広く飲食業に携わっている方多数の出

席をお願い、全国に向け発信していただきたいと協力をお願いしている。

なお、同日出席されるヒルトン東京ベイ「王朝」の宮本莊三料理長は、中国料理世界選抜コンクール銀賞、TVチャンピオン中国料理大会三連覇、TV番組「料理の鉄人」等で活躍、テレビ・雑誌等を含め広く活躍、人気、実力ともトップをゆく人気シェフ。

〔相豆新聞〕平成二〇年一月一日付

「たんたんたぬきの担々やきそば」は、「食」による

町おこしを検討していた商工会がエバラ食品工業株式会社と共同開発した湯河原の新名物。販売店舗を募り

二〇〇八（平成二〇）年二月に提供が開始された。

第三章 社会活動と文化

本章では、第一節 社会教育、第二節 地域活動と文化、第三節 文化財の枠組みを設け、社会活動と文化との関わりが色濃くみられる資料の収録に努めた。

第一節の社会教育では、まず開館の前年（一九七八（昭和五三）年）に近隣の旅館などと町当局との間で法廷闘争にまで持ち込まれた湯河原町立図書館問題を、次に地域住民の健康増進並びにスポーツ活動の振興などを図るべく設立された湯河原町ヘルシープラザと湯河原町民体育館の趣旨を条例でもって示した。さらに湯河原は風光明媚な地であり、多くの芸術家・文化人が来訪・来住したことで知られ、町民の芸術に対する知識及び文化教養の向上並びに経済の振興に資するため、湯河原ゆかりの美術館、これを発展的に解消した

町立湯河原美術館も設立された。さらにまた一九九八（平成一〇）年、第五三回国民体育大会が神奈川県で開催され、本町はそのアーチェリー競技会場となった。紙面の都合で圧縮版に止めたが、詳細は『かながわ・ゆめ国体 第五三回国民体育大会湯河原町報告書』などを参考とされたい。最後に特筆すべきものとして、六〇年以上の歴史をもつ町民大学がある。一流講師陣を迎えて開催される講座は町民の誇りでもある。

第二節の地域活動と文化では、湯河原青年学級の歩みのほか、地元で脈々と継承してきている、かながわの民俗芸能五〇選^①に選定された吉浜の鹿島踊り、故黒沢与作俳句句碑、さらには二〇〇一年記念事業の一環として設定された湯河原文学賞の経緯を提示した。

第三節の文化財では、湯河原町史編さん事業、湯河原町文化財保護条例のほか、古代の製鉄遺跡の一例として県下でも希有と評価されている「伝正宗屋敷確認に伴う試掘調査概要」を収録した。

第一節 社会教育

115 湯河原町青少年問題協議会条例

湯河原町青少年問題協議会条例（昭和三十九年六月二十六日条例第二十一号）

（設置）

第一条 青少年問題協議会設置法（昭和二十八年法律第八十三号。以下「法」という。）第一条第二項の規定により、湯河原町青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第二条 協議会は次の事務をつかさどる。

一、青少年の指導・育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議

すること。

二、青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために、必要な関係行政機関相互の連絡調整をはかること。

三、法第六条第二項の規定による意見を具申すること。

（組織）

第三条 協議会は、会長及び委員十五人以内で組織する。

2、委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。

一、湯河原町協議会議員

二、湯河原町助役

三、湯河原町教育委員会委員長

四、湯河原町教育長

五、小田原警察署湯河原警部派出所長

六、児童委員代表

七、湯河原町社会教育委員

八、保護司

九、学識経験者

3、会長は、町長とし、委員の互選により副会長一人をおく。

(学識経験者の任期)

第四条 前条第二項第九号に規定する委員の任期は二

年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠

委員の任期は前任者の残任期間とする。

2、前項の委員は、再任されることができる。

(会長、副会長の職務)

第五条 会長は、会務を総理する。

2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、

その職務を代理する。

3、会長及び副会長に事故あるとき又は、会長、副会

長がともに欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 協議会は、会長が招集する。

2、会長は、会議の議長となり、議事を総理する。

3、会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(専門委員)

第七条 協議会は、専門の事項を調査させるため必要

があるときは、専門委員を置くことができる。

(事務の処理)

第八条 協議会の事務は、民生課において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、協議会につい

て必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

この条例は、青少年問題協議会の設置法の規定に基づいて湯河原町が制定したものである。青少年の指導・保護、育成及びききょう正に関する総合的施策の適切な実施を図ることを目的としている。

116 湯河原町立図書館条例

湯河原町立図書館条例 (昭和五十三年三月二十四日条例第六号)

第十四日条例第六号)

(趣旨)

第一条 この条例は、図書館法 (昭和二十五年法律第百十八号)、第十条及び第十六条の規定に基づき、湯河原町立図書館 (以下「図書館」という。) の設置及び管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第二条 本町に図書館を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
湯河原町立図書館	湯河原町土肥一丁目四番地の二三

(図書館協議会)

第三条 図書館に図書館協議会 (以下「協議会」という。) を置く。

2 協議会は委員十名をもつて組織する。

3 委員の任期は二年とする。ただし再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 湯河原町非常勤の特別職職員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十六年湯河原町条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表の末尾に次の事項を加える。

図書館協議会	
委員長	日額 四、五〇〇円
委員	日額 四、〇〇〇円

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

この条例は、図書館法の規定に基づいて、湯河原町が新設する町立図書館の設置及び管理・運営などについて必要な事項を規定したものである。

117 図書館建築中止を求める紛争調停の受諾について

議案第三八号

調停の受諾について

湯河原町と株式会社緑風外三七名との図書館の建築中止を求める紛争調停について、昭和五三年九月四日別紙のとおり調停案の提示があつたので、これを受諾するものとする。

昭和五三年九月二日提出

湯河原町長 杉山 實

昭和五三年九月二日 原案可決

湯河原町議会議長 西山信義 印

調 停 条 項 案

一、相手方は申立人等より神奈川県知事、神奈川県公安委員会等所轄庁に対して左の各許認可の申請があり、そのため右各申請をうけた右神奈川県知事等所轄庁より、相手方に対して町立図書館の設置、管理者として、右申請に関して意見を徴せられた

る場合、相手方は申立人等の右各申請を許認可することにより、右図書館の清纯なる施設環境が著しく害される虞がないと認められる限り、許認可に同意ないし異議がない旨の回答をする。

(一)申立人等又はその営業譲受人等より旅館業に関して

(1)旅館営業の許可申請。

(2)営業許可の期間満了による許可（更新）申請。

(3)相続、譲渡その他による営業許可、名義人の

変更に伴う許可申請。

(4)その他旅館営業のため必要な許可申請。

(二)申立人等から神奈川県公安委員会に対する風俗

営業許可申請。

(三)風俗営業の許可を得た申立人等よりの前第(一)(二)

及至(4)（但し(4)に関しては旅館営業とあるのを

風俗営業と改めて読む）の各申請。

二、相手方は本件図書館完成後、添付図面の赤枠で囲んだ部分を湯河原町土肥一丁目四番一三の宅地より分筆して、これの地目を「雑種地」と変更し、図書館の敷地部分より除外する申請をする。

三、申立人等は、相手方の本件図書館の建設に関しこれに反対するための、文書の作成配布、その他反対意見を表明する一切の言動を即時中止し、右図書館の建築停止を求める横浜地方裁判所昭和五三年行ウ第五号及び同庁昭和五三年行ウ第二五号事件の各取下げをする。

四、調停費用は各自の負担とする。

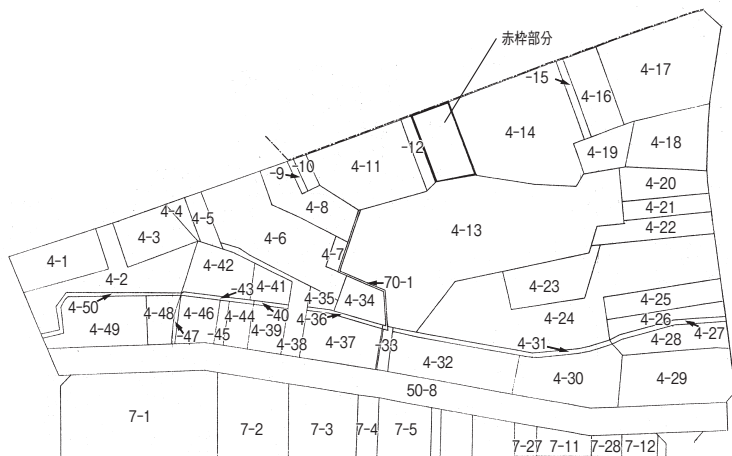
（昭和五三年 二号（七月～十二月） 会議録議決書）

湯河原町役場蔵）

調停条項案以外の原資料は横書き。

町立図書館の新設では、設置・管理者である町当局と旅館経営者らとの間で施設環境下での継続的な旅館

第一節 社会教育



営業が保障されるか否かを巡って紛争が続いていたが、ここに両者は調停案を受諾するに至った。

118 湯河原町ヘルシープラザ条例

湯河原町ヘルシープラザ条例（平成元年三月十七日条例第三号）

（趣旨）

第一条 この条例は、湯河原町ヘルシープラザ（以下「ヘルシープラザ」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定める。

（設置、名称及び位置）

第二条 住民の健康増進並びにスポーツ活動の振興を図るためヘルシープラザを設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
湯河原町ヘルシープラザ	湯河原町吉浜八六三番地

(使用の承認)

第三条 ヘルシープラザを使用しようとする者は、町長の承認を受けなければならない。

(使用料)

第四条 ヘルシープラザの施設を使用しようとする者は、別表一に定める使用料を納付しなければならない。
い。

(使用料の減免)

第五条 町長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第六条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、町長はその全部又は一部を還付することができる。

一 使用者の責めによらない理由により、使用することができないとき。

二 町長が公益上、その他やむを得ない理由により

使用の承認を取り消したとき又は使用を停止させたとき。

三 使用開始五日前までに使用の取り消しを申し出て、町長が正当の理由があると認めるとき。

(使用の制限)

第七条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒み、又は退館させることができる。

一 公の秩序、善良の風俗を乱し、又は乱す恐れがあると認められる者

二 施設又は設備を損傷し、若しくは滅失する恐れがあると認められる者

三 他の利用者に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯する者

四 他の利用者に著しく迷惑をかけると認められる者

五 監護を要する幼児又は老人であつて、付添いのない者

六 その他町長が管理上支障があると認めたる者

(目的外使用等の禁止)

第八条 第三条の規定により使用の承認を受けた者は、その承認を受けた目的以外にヘルシープラザを使用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用の停止等)

第九条 使用者が次の各号のいずれかに該当するとき
は、町長はその使用を停止し、又は使用承認を取り消すことができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

二 使用承認の条件に違反したとき。

三 その他町長が必要と認めたるとき。

(損害賠償の義務)

第十条 ヘルシープラザの建物、施設及び備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(運営協議会)

第十一条 ヘルシープラザの運営に関し必要な事項を審議するため、湯河原町ヘルシープラザ運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 運営協議会は、町長が委嘱する委員十名以内で組織する。

3 委員の任期は二年とする。ただし、再任することができる。

4 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は非常勤とする。
(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、平成元年四月一日から施行する。
- 湯河原町非常勤の特別職職員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十六年湯河原町条例第七号）の一部を次のとおり改正する。

別表中、ここめの湯運営委員会の項の次に、次のように加える。

ヘルシープラザ運営協議会	会長	日額	一一、〇〇〇円
	委員	日額	一〇、〇〇〇円

別表一（第四条関係）

ヘルシープラザ使用料

種別	時間区分		
	午前九時から正午まで	正午から午後五時まで	午後五時から午後九時まで

コインロッカー	冷房・暖房設備 (多目的室)	個人利用				団体利用									
		町内の者	町外の者	町内の者	町外の者	ゲートボール場	多目的室				体育室				
							町内の者	町外の者	全室	三分の一	三分の一	全室	町内の者	町外の者	
															三分の一
一時間につき	全室	小 人	(一五歳以上)	大 人	町内の者	三分の一	三分の一	全室	三分の一	三分の一	全室	三分の一	三分の一	全室	
三分の一	三分の一	(一五歳未満)			町外の者	三分の一	三分の一	全室	三分の一	三分の一	全室	三分の一	三分の一	全室	
二、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円	三〇〇円	七〇〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円	八〇〇円	一、四〇〇円	八〇〇円	一、六〇〇円	二、四〇〇円
二、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	四〇〇円	二、〇〇〇円	八〇〇円	四〇〇円	一、一〇〇円	一、五〇〇円	八〇〇円	二、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	二、四〇〇円	三、六〇〇円
一〇〇円	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、一〇〇円	二、四〇〇円	三、六〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	六、〇〇〇円

原資料は横書き。

(湯河原町役場蔵)

「美術館」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

湯河原ヘルシープラザは、町民の健康増進とスポー

(設置)

ツ活動の振興を企図して、一九八九(平成元)年に湯

第二条 湯河原町にゆかりのある絵画、書、工芸等(以

河原町吉浜に建設された。この施設は神奈川県企業庁が湯河原町の依頼を受け、地方振興施設整備事業の一環として建設したもので格安で施設・備品などが利用できる。

下「美術館関係資料」という。)を収集し、保存及び展示して、町民の芸術に対する知識及び文化教養の向上並びに町経済の振興に資するため、美術館を湯河原町宮上六二三番地の一に設置する。

119 湯河原町の美術館

(観覧料)

① 湯河原ゆかりの美術館条例

第三条 美術館に入館しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

湯河原ゆかりの美術館条例(平成九年十二月二十五日条例第三十三号)

2 特別な展覧会等の観覧料については、前項の規定にかかわらず、その都度別に定めることができる。

3 前二項の観覧料は、観覧の際に徴収する。

(趣旨)

(割引券の発行)

第一条 この条例は、湯河原ゆかりの美術館(以下

第四条 教育委員会は、必要があると認めたと者に対し、

割引券を発行することができる。

(観覧料の免除)

第五条 前条の規定にかかわらず、教育委員会は、次のいずれかに該当する者については、観覧料を免除することができる。

一 教育課程に基づく教育活動として入館する湯河原町内の小中学校の児童生徒

二 その他教育委員会が適当と認めた者

(観覧料の不還付)

第六条 既に納付された観覧料は、還付しない。ただし、教育委員会が災害その他特別の事情により還付するのを適当と認めたときは、この限りではない。

(入館の制限)

第七条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、美術館への入館を拒否し、退館を命じ、又はその必要な措置をとることができる。

一 公の秩序若しくは善良な風俗をみだすおそれがあると認められるとき。

二 他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

三 施設、設備又は美術館関係資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。

四 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

五 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認められるとき。

六 その他教育委員会が入館を不適当と認めるとき。
(美術館関係資料の特別利用)

第八条 美術館関係資料を学術上の研究のため特別に利用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(美術館関係資料の館外貸出し)

第九条 美術館関係資料の館外貸出しを受けようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(損害賠償)

第十条 美術館の施設、設備又は美術館関係資料を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示するところに従って、これを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

(管理の委託)

第十一条 教育委員会は、美術館の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは、その管理を公益法人等に委託することができる。

(協議会)

第十二条 教育委員会の諮問に応じ、美術館の円滑な運営について審議するため、湯河原ゆかりの美術館運営協議会を置くことができる。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理等に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第三条関係)

	区 分		金額 (一人につき)
	人 町内の者	大 人	
個 其他の者	小学生及び中学生	人	一〇〇円
	大 人		四〇〇円
団体 (五人以上) 及び割引券を 持参する者	小学生及び中学生		二〇〇円
	大 人		三〇〇円

備考 町内の者は、入館の際に住所を有することを

証する証明書等を提示するものとする。

② 町立湯河原美術館条例

湯河原ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月十六日

湯河原町長 米岡幸男

湯河原町条例第十一号

湯河原ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例

湯河原ゆかりの美術館条例（平成九年湯河原町条例

第三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

町立湯河原美術館条例

第一条中「湯河原ゆかりの美術館」を「町立湯河原美術館」に改める。

第二条中「湯河原町にゆかりのある絵画、書、工芸等」を「芸術性に優れた絵画、書、工芸等の作品」に

改める。

第三条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第十一条を削る。

第十二条中「湯河原ゆかりの美術館運営協議会」を「町立湯河原美術館運営協議会」に改め、同条を第十条とし、第十三条を第十二条とする。

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

		区 分		金額（一人につき）
		町内の者	町外の者	
小学生及び中学生	一五歳以上の者 （中学生を除く。）	四〇〇円		
	小学生及び中学生	二〇〇円		
小学生及び中学生	一五歳以上の者 （中学生を除く。）	六〇〇円		
	小学生及び中学生	三〇〇円		

団体（一五人以上）及び割引券を 持参する者	一五歳以上の者 （中学生を除く。）	五〇〇円
小学生及び中学生		二〇〇円

備考 町内の者は、入館の際に住所を有することを
証する証明書等を提示するものとする。

附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

一九九七（平成九）年に湯河原町にゆかりのある絵
画・書・工芸などの収集・保存・展示を目的として設
置した「湯河原ゆかりの美術館」は、芸術性に優れた
美術館関係資料の収集・保存・展示へと視野を拡大し、
二〇〇六年に「町立湯河原美術館」と改称した。

120 湯河原町民体育館条例

湯河原町民体育館条例（平成二十二年六月二
十一日条例第十号）

（趣旨）

第一条 この条例は、湯河原町民体育館（以下「体育
館」という。）の設置及び管理に關し必要な事項を
定めるものとする。

（設置）

第二条 体育、スポーツ等の振興を図り、町民の心身
の健全な発達に寄与するため、次のとおり体育館を
設置する。

名称	位置
湯河原町民体育館	湯河原町中央二丁目二番地一

（休館日及び開館時間）

第三条 体育館の休館日及び開館時間は、次のとおり

とする。

一 休館日

ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律

（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日に当たるときは、その翌日以降、最

初の休日以外の日）

イ 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

二 開館時間 午前九時から午後九時まで

2 前項の規定にかかわらず、補修その他管理上又は

施設運営上の理由により教育委員会が認めるときは、

休館日及び開館時間を変更することができる。

（使用の承認）

第四条 体育館の施設及び設備（以下「設備等」とい

う。）を利用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、施設等の管理上必要があると認め

る範囲内で、前項の承認に条件を付することができる。

（利用の制限）

第五条 教育委員会は、施設等を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、施設等の利用をさせないことができる。

一 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

二 施設等を損傷するおそれがあるとき。

三 他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあるとき。

四 政治的又は宗教的行事に関する集会のために利用するとき。

五 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

六 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した

とき。

七 その他管理上支障があるとき。

(承認の取消し等)

第六条 教育委員会は、第四条第一項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の承認の条件に違反したとき又は前条各号のいずれかに該当するときは、第四条の承認を取り消し、又は施設等の利用を停止させることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により利用の承認を取り消し、又は停止させた場合において利用者に損害を生じさせることがあつても、その責めを負わない。

(使用料の徴収)

第七条 施設等の利用については、利用者から別表第

一 及び別表第二に定める使用料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する使用料は、前納とする。

(使用料の減免)

第八条 前条第一項の規定にかかわらず、町長は、別に定める基準により、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第九条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、その全部又は一部を還付することができる。

一 利用者の責めによらない理由により利用することができないとき。

二 教育委員会が公益上、その他やむを得ない理由により利用の承認を取り消したとき又は利用を停止させたとき。

三 利用開始五日前までに利用の取り消しを申し出て、教育委員会が正当の理由があると認めたととき。

(賠償義務)

第十条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したと

きは、教育委員会の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害額を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第十一条 教育委員会は、体育館の設置目的を効果的に達成するため、又は運営管理上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に体育館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第四条から第六条までの規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第十二条 前条第一項の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業

務は、次に掲げる業務とする。

一 体育館の使用料の收受に関する業務

二 体育館の利用の承認及び取消し等に関する業務

三 体育館の施設等の維持管理に関する業務

四 体育館の休館日及び開館時間の変更に關する業務。ただし、休館日及び開館時間を変更する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

五 体育館の利用の向上を図り、住民の心身の健全な発展に寄与するための事業の企画及び実施に関する業務

（利用料金）

第十三条 町長は、第十一条第一項の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者に体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管

理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、別表第一及び別表第二に掲げる使用料に〇・八を乗じて得た額から当該使用料に一・二を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、第一項の規定により利用料金を収入として收受させることが適当と認められたときは、利用者から前項に規定する利用料金を徴収する。

4 前項の規定により徴収する利用料金は、前納とする。

5 第一項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合における第八条及び第九条の規定の適用については、第八条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「町長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第九条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と「町長」とあるのは「指定管理者」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

は「利用料金」と「町長」とあるのは「指定管理者」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、体育館の管理等に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第一（第七条関係）

一 基本使用料

(一) 専用利用の場合（施設等を団体で専用して利用すること。）

区分		単位		使用料
		全面	半面	
体育館 本町等の団体	全面	一時間	一、〇〇〇円	
	半面	一時間	五〇〇円	

体育館		上記以外の団体	
全面	半面	一時間	一、〇〇〇円
一時間			二、〇〇〇円

備考

一 利用時間（準備及び原状回復に要する時間を含む。）が一時間に満たない場合は、これに一時間未満の端数を生じた場合は、その満たない時間又はその端数の時間を一時間として計算する。

二 この表において、「本町等の団体」とは、湯河原町、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町（以下「県西地域構成市町」という。）又は熱海市に事業所等のある団体を含む。

(二) 個人利用の場合（専用利用以外で個人が利用すること。）

体育館				区分	単位	使用料
上記以外の者		本町等の者				
全面	半面	全面	半面			
一回	一回	一回	一回			
小学生及び中学生 除く。）	小学生及び中学生 一五歳以上の者（中学生を 除く。）	小学生及び中学生 除く。）	小学生及び中学生 一五歳以上の者（中学生を 除く。）			
二〇〇円	四〇〇円	二〇〇円	一〇〇円			
二〇〇円	一〇〇円	二〇〇円	五〇円			

備考

一 個人使用料に係る単位の一単位とは、二時間の利用をいう。

二 利用時間（準備及び原状回復に要する時間を含む。）が二時間に満たない場合は、二時間とする。

三 個人利用の時間帯については、教育委員会が別に定める。

四 この表において、「本町等の者」とは、
 県西地域構成市町に居住し、通勤し、又は
 通学する個人及び熱海市に居住する個人を
 いう。

二 加算使用料

(一) 営利を目的とし、かつ、入場料その他これに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収して利用する者の一回の使用料は、基本使用料に三〇を乗じて得た額を加算する。

(二) 営利を目的としないが入場料を徴収して利用する者又は営利を目的とするが入場料を徴収しないで利用する者の一回の使用料は、基本使用料に二を乗じて得た額を加算する。

三 超過使用料

施設等の利用時間が利用の許可を受けた時間を超過するときのその超過する利用時間に係る使用料は、その超過する利用一時間につき、基本使用料（加算使用料の適用を受ける場合にあつては、その規定により算出した額）に一・二を乗じて得た額とする。この場合において、その超過する利用時間が一時間に満たない場合又はこれに一時間未満の端数を生じた場合は、その満たない時間又はその端数の時間を一時間として計算する。

別表第二（第七条関係）

一 器具使用料

		区分		単位	使用料
体育器具		バレーボール器具	一式一回	二〇〇円	
		ソフトバレーボール器具	一式一回	二〇〇円	
		バスケットボール器具	一式一回	一〇〇円	
		バドミントン器具	一式一回	一〇〇円	
卓球器具			一式一回	一〇〇円	

放送器具	フットサル器具	一式一回	二〇〇円
		一式一回	五〇〇円

備考

一 区分の欄に掲げる体育器具及び放送器具以外の器具の使用料は、類似する器具の使用料の額に準じて算定した額とする。

二 器具の利用に係る単位の一回とは、利用の許可を受けた時間内における利用をいう。

三 その他必要事項については、教育委員会が別に定める。

二 照明使用料

体育館	区分	単位	使用料
	全面	一時間	五〇〇円
	半面	一時間	一、〇〇〇円

備考 利用時間が一時間に満たない場合又はこれに一時間未満の端数を生じた場合は、その満た

ない時間又はその端数の時間を一時間として計算する。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

本条例は体育、スポーツ等の振興を図り、町民の心の健全な発達に寄与することを意図している。

体育館の設置目的を効果的に達成するため、又は運営管理上必要があると認めるときは、指定管理者による管理方式の採用も認めている。さらに近隣の県西地域構成市町の団体による施設利用にも配慮している。

121 かながわ・ゆめ国体

① 開催基本方針

第五三回国民体育大会湯河原町開催基本方針

基本計画

第五三回国民体育大会アーチェリー競技会は、神奈川県の開催基本方針に基づき町民の英知と総力を結集した町民総参加のもとに、誠心で簡素な活力ある大会とする。

また、この大会を契機に都市環境等の整備を図り町民の生涯スポーツの促進や健康増進に努め、全国から集まる選手や役員を始め多くの来町される人達を温かく歓迎し、「出会いとふれあい」の町「湯河原温泉」を全国で紹介する。

実施目標

- 一 県及び関係機関・団体と緊密な連絡及び協力のもとに、町民の総力を挙げて大会運営に万全を期す。
- 二 国民体育大会を契機に、スポーツに親しみ健康の増進と体力の向上を図り、町民相互の連帯を深め思いやりと生きがいのある地域づくりを推進する。
- 三 全国より参加する人達を心温かく迎え、「出会い

とふれあい」を大切に友情の輪を広げ、「二一世紀文化のサロン」の実現に向けた地域づくりを推進し、「湯河原温泉」を全国で紹介する。

（かながわ・ゆめ国体 第五三回国民体育大会 湯

河原町 報告書「湯河原町役場蔵」

原資料は横書き。

② 開催基本計画

第五三回国民体育大会湯河原町開催基本計画を愛称とし、「おお汗こ汗」を標語に、国民体育大会開催基準要項に基づき、競技団体・関係機関をはじめ、町民の参加と協力を得て大会成功のため鋭意準備を進めるところであるが、本町は、アーチェリー競技の開催にあたりその業務が広範多岐にわたることが予想さ

れる。

ついでには、その業務の円滑な運営を図るため、「第五三回国民体育大会湯河原町開催基本方針」をふまえ、業務推進の基本計画を策定する。

〔二〕 競技運営

競技会は、国民体育大会開催基準要項・神奈川県競技運営基本計画に基づいて実施する。

一 開催競技の種類

本町で開催するアーチェリー競技の運営については、中央競技団体及び県競技団体と連絡を密にして、その万全を期する。

(一) 種別及び参加人員

種別	算定基準				合計
	監督	選手	県数	小計	
成年男子	一	三	一〇	四〇	三〇八
成年女子	一	三	一〇	四〇	

少年男子	一	三	四七	一八八
少年女子	一	三	一〇	四〇

(二) 選手の年齢基準

○ 成年男子のチーム編成は、四〇歳以上の者一名、一八歳以上の者二名の計三名とする。

○ 成年女子のチーム編成は、一八歳以上の者三名とする。

○ 少年男子及び少年女子のチーム編成は、一五歳以上一八歳以下の者三名とする。

二 競技会・競技役員等の編成

(一) 競技会運営に万全を期するため、競技会役員編成にあたっては、国民体育大会開催基準要項第二一項第二号の規定に基づき、次のとおりとする。

第一節 社会教育

副委員長	委員長	参 与	顧 問	副 会 長	会 長	名 誉 会 長	役 職 名
準局長次長、 務局次長、 神奈川県 競技団体 理事等又 はこれに 準ずる者	全国を統轄する競技団体理事等又はこれに準ずる者	湯河原町競技団体役員の中で、特に必要と認めたる者	湯河原町議会議員、湯河原町教育委員、湯河原町実行委員会常任委員、湯河原町体育協会顧問、湯河原町体育協会副会長、神奈川県競技団体顧問、神奈川県競技団体参与、湯河原町助役、湯河原町収入役、湯河原町教育長、湯河原町各部長、全国を統轄する競技団体役員の中で、特に必要と認めたる者	全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、湯河原町議会議長、湯河原町教育委員	全国を統轄する競技団体副会長、神奈川県競技団体副会長、湯河原町体育協会副会長、湯河原町実行委員会事務局長	湯河原町競技団体会長	内 容

委 員
全国を統轄する競技団体理事、神奈川県競技団体理事、湯河原町競技団体副会長、湯河原町実行委員会事務局各部長、湯河原町実行委員会事務局各副部長、湯河原町体育協会理事又はこれに準ずる者

(二) 競技役員

審判員等競技役員は、中央競技団体と協議のうえ、中央競技団体が派遣する役員及び県競技団体の推挙する者等で編成する。

(三) 競技会係員・補助員及び協力員

競技会の円滑な運営を図るため実施本部を設置し、町職員を主体とした競技会係員を編成する。補助員及び協力員の編成については、関係係員・団体等広く町民の参加を得て必要な人員の確保に努める。

(二) 行幸啓

御身の安全確保に万全を期すとともに、皇室と

町民の親和を妨げないよう配慮して実施する。

〔三〕式典

競技会の式典は、簡素な中にも郷土の特色を生かし、競技会の運営に支障をきたさない範囲で関係団体の協力のもとに実施する。

〔四〕施設整備

競技会場、練習会場等の関連施設については、競技運営に支障のないよう競技団体と充分協議して、大会にふさわしい施設の整備に努める。

〔五〕歓迎装飾

愛称・標語・シンボルマーク・マスコット等を基調として、^(ママ)会参加者及び一般観覧者を温かく迎えるため、関係機関・団体の協力はもとより町民運動として歓迎装飾を行う。

〔六〕宿泊

競技会参加者の宿泊については、それぞれの分野

で充分活躍できるように清潔で快適な宿舍の提供に努める。

〔七〕保健衛生

競技会参加者及び一般観覧者に対して、清潔で快適な環境のもとで、十分な活躍と観覧ができるよう関係機関・団体の協力を得て保健衛生に万全を期する。

一 医療救護

競技会参加者の傷病発生に備え、医療関係団体の積極的な協力を得て競技会場等に救護所を設置するとともに、医療機関への移送等、救急医療体制^(立)の確率^(立)を図る。

二 防疫対策

特に消化器系伝染病の発生予防のため、宿舍及び食品取扱業者等の関係者の健康診断と保菌検査を実施し予防を図る。

三 食品衛生対策

食中毒等の事故を未然に防止するため、衛生思想の普及徹底を図る。

四 環境衛生対策

競技会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体の協力はもとより広く町民の協力を得て、廃棄物の処理、ねずみ及び害虫の駆除、飲料水による事故防止、飼い犬の係留及び野犬捕獲等に努め環境整備に万全を期す。

五 環境整備

競技会場等大会関連施設及び主要道路等の美化に努め、快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう環境整備に万全を期す。

〔八〕輸送

競技会参加者等の輸送については、関係機関・団体との緊密な連携のもとに、町内の交通及び道路の

状況等を十分に配慮し、安全かつ効率的に実施する。

なお、競技会場、練習会場、宿泊施設の立地条件等から、借上バス、公用車等による計画輸送を実施する。

〔九〕交通対策

競技会参加者及び一般観覧者の車両と歩行者が激増するため、関係機関・団体の協力を得て車両の円滑な運行と歩行者の安全確保に必要な措置を講ずる。

一 交通の整理誘導

競技会場周辺の主要道路に案内標識を設置するほか、整理誘導員等を配置し、交通の整理誘導を行う。

二 ステッカーの交付

競技会場周辺道路及び駐車場への整理誘導を安全かつ円滑に実施するため、競技会関係車両にステッカーを交付する。

三 駐車場

競技会場及びその周辺に必要な駐車場を設置し、
競技会の運営に万全を期す。

〔二〇〕消防・防災

競技会場、宿泊施設等の火災、その他の災害を未然に防止するとともに、非常時における応急処置について万全を期するため、関係機関・団体等の協力を得て消防警備を実施するとともに防災対策を講じる。

一 事前の消防業務

(一) 予防査察の実施

(二) 防火体制の確立

(三) 消防機械器具及び防火水利等の点検

二 国体開催時の消防警備及び救急業務

(一) 開始式、表彰式の消防警備

(二) 競技会場、宿泊施設等の消防警備

(三) 大会旗・炬火リレーの消防警備

(四) 救急業務

三 開催時の防災

競技会参加者や一般観覧者の避難誘導計画について十分な検討を行い、不測の災害に対して万全を期す。

〔二一〕通信施設

競技会の運営を円滑に処理するとともに、競技会参加者及び一般観覧者への利便を図るため、関係機関の協力を得て通信施設を設置し、適正な運用管理を行う。

(マ) 通信施設の種類

(一) 臨時加入電話、電話ファックス、臨時公衆電話、

郵便局臨時出張所

(二) その他の各業務に要する無線機

二 通信施設の設置場所

(一) 競技会運営に係る各施設

(二) その他の通信施設を要する施設

〔一二〕 案内所及び接待所

競技会参加者及び一般観覧者の便宜を図るため、案内所及び接待所を設置し、温かい歓送迎と各種案内業務並びに接待を行う。

一 案内所の設置場所

(一) 競技会場

(二) 湯河原駅

(三) その他必要と認める箇所

二 接待所

(一) 競技会場・練習会場

(二) その他必要と認める箇所

〔一三〕 売店の設置

競技会参加者及び一般観覧者への便宜を図り、あわせて郷土の観光物産を広く紹介するため、競技会

場に売店を設置する。

〔一四〕 広報活動

「かながわ・ゆめ国体」を成功させるため、町民の理解と積極的に参加・協力する気運を高めるため、国体の準備及び開催状況を各種の広報媒体を活用し、計画的・効率的に広報活動を推進する。

一 広報ゆがわらによる広報

二 国体だよりの発行

三 電光掲示板(よ)による広報

四 啓発看板・横断幕等の作成

五 ポスター・パンフレット・シール等の作成

〔一五〕 町民運動

「かながわ・ゆめ国体」の開催を契機に、町民一人ひとりが国体の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加・協力することにより国体の成功を図るとともに、各種の町民運動を実践して健康で心豊

かな町づくりをめざす。

〔二六〕大会旗・炬火リレー

大会旗・炬火リレーは、町民の大会意識の高揚を図るため、関係機関・団体の協力を得て実施する。

〔二七〕リハーサル大会の実施

アーチエリー競技会を円滑に実施するため、関係競技団体と協力して、平成九年度にリハーサル大会を開催する。

一 競技会運営能力の強化を図る。

二 国体に対する町民の関心を高め、国体への参加意欲の高揚を図る。

三 広く町民スポーツとしての普及振興を図る。

〔二八〕実施本部

競技会が円滑に行われるようその実施体制を確立し、競技運営に万全を期することを目的として、平成一〇年の開催に向けて実施本部を設置する。

実施本部長は、町職員を主体とするが、国体への町民参加を図るため、業務内容により団体等の協力を得て構成する。

〔かながわ・ゆめ国体 第五三回国民体育大会 湯河原町 報告書〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

③ 実行委員会会則

第一章 総則
かながわ・ゆめ国体湯河原町実行委員会会則

(名称)

第一条 この会は、かながわ・ゆめ国体湯河原町実行委員会(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第二条 本会の事務所は、湯河原町役場内に置く。

(目的)

第三条 本会は、第五十三回国民体育大会のうち、湯

河原町において開催されるアーチェリー競技会（以下「競技会」という。）を実施するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

一 競技会の開催に必要な総合計画に関すること。
二 競技会の開催に必要な関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

三 競技会の開催に必要な施設の整備に関すること。
四 競技及び式典の企画運営に関すること。
五 競技会に必要な宿泊、衛生、観光、輸送、交通、警備、通信及び接伴に関すること。

六 広報及び町民運動に関すること。

七 その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

第二章 組織

(構成)

第五条 本会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

一 湯河原町議会議員
二 体育団体、学校、その他の関係機関及び団体の代表又は役職員
三 湯河原町職員及び湯河原町教育委員会職員（特別職を含む）
四 学識経験を有する者
五 その他会長が特に必要と認める者

第六条 本会に、次の役員を置く。

一 会長 一名

二 副会長 若干名

三 常任委員 三十名以内

四 監事 二名

2 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

(役員等の委嘱)

第七条 会長は、湯河原町長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の同意を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

4 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

(役員等の職務)

第八条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第十二条第五

項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、財務を監査する。

5 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じる。

6 参与は、重要な事項について参与する。

(役員等の任期)

第九条 委員、役員、顧問及び参与（以下「委員等」

という。）の任期は、本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が委嘱時におけるそれぞれ

の所属機関、団体の役職を離れたときは、その

時点で委員等の職を失い、後任者が残任期間を務め

るものとする。

2 前項ただし書の規定は、第五条第四号及び第五号

の委員には適用しない。

3 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。

第三章 会議

(会議の種類)

第十条 本会に、次の会議を置く。

一 総会

二 常任委員会

三 専門委員会

(総会)

第十一条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が必要と認めたとときに招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

一 競技会開催の基本方針に関すること。

二 事業計画並びに予算及び決算に関すること。

三 会則の制定及び改廃に関すること。

四 常任委員会への委任事項に関すること。

五 その他、重要な事項に関すること。

4 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第十二条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員

をもって構成する。

2 常任委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。

3 常任委員会は、委員長が必要と認めたとときに招集し、委員長がその議長となる。

4 常任委員長に事故あるときは、あらかじめ常任委員長が指名した副会長が、その職務を代理する。

5 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

一 総会から委任された事項に関すること。

二 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

三 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及

び委任に関すること。

四 その他会長が必要と認める事項に関すること。

6 前項の規定により審議し、決定したときは、これを次の総会に報告しなければならない。

7 前条第四項の規定は、常任委員会についても準用する。この場合において「総会」とあるのは「常任委員会」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第十三条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査審議し、その結果を常任委員会に答申する。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項を調査決定し、その結果必要な事項を常任委員会に報告する。

4 専門委員会の委員の任期については、第九条の規

定を準用する。

5 専門委員会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第四章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第十四条 会長は、緊急に決定しなければならない事項又は軽易な事項について、総会又は常任委員会を招集するいとまがないときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会又は常任委員会に報告し、その承認を得なければならない。

第五章 事務局

(事務局)

第十五条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第六章 会計

(経費)

第十六条 本会の経費は、補助金、交付金、寄附金及びその他の収入をもつて充てる。

(予算及び決算)

第十七条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、総会の議決を経なければならない。

2 本会の収支決算は、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第十八条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第七章 解散

(解散)

第十九条 本会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第二十条 本会が解散した場合においてその残余財産は、湯河原町に帰属するものとする。

第八章 補則

(委任)

第二十一条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に關し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この会則は、平成七年九月二十八日から施行する。

2 第五十三回国民体育大会湯河原町準備委員会会則(平成四年一月三十日制定。以下「旧会則」という。)は、廃止する。

3 この会則施行の際、現に第五十三回国民体育大会湯河原町準備委員会の委員、役員、顧問及び専門委員の職にある者については、別段の委嘱がなされない限りそれぞれこの会則の相当規定による委員、役

員、顧問及び専門委員に委嘱されたものとする。

4 この会則施行の際、現に旧会則に基づいて決定された事項及び行われた行為については、この会則により決定され、又は行われたものとみなす。

5 この会則施行の際、現に第五十三回国民体育大会湯河原町準備委員会が有する権利及び義務は、本会が継承する。

（「かながわ・ゆめ国体 第五十三回国民体育大会 湯

河原町 報告書」湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

④ 大会参加者数一覧

大会参加者数一覧

(単位：人)

区 分	編成人数	23 前々日	24 前日	25 1日目	26 2日目	27 3日目	合計
選手・監督	300	226	300	300	300	300	1,426
競技会役員	163	7	35	74	108	108	332
競技役員	107	21	107	107	107	107	449
競技補助員	114		114		114	114	343
競技会係員	216	97	116	216	216	216	861
競技会補助員	90	90			90	90	270
競技会協力員	127	12	31	127	109	127	406
式典協力員	281	217			217	217	651
式典アシスタント	9	9			9	9	27
筆耕	10				10	10	20
アトラクション	526	387				526	913
報道員				1	12	20	33
視察員		4	4	27	71	49	155
一般観覧者				300	3,500	5,500	9,300
その他 (実行委員等)				15	54	43	112
合 計		1,070	707	1,167	4,917	7,436	15,297

第一節 社会教育

関東				東北						北海道	ブロック	
埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道	県名	種別
二	二	一	一	三	二	一	一	一	一	四	監督	
				三						三	成年男子	
		三		三						三	成年女子	
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	少年男子	
										三	少年女子	
八	八	四	四	一二	八	四	四	四	四	一六	計	

都道府県別参加人員一覽表

⑤ 都道府県別参加人員一覽

(「かながわ・ゆめ国体 第五三回国民体育大会 湯河原町 報告書」湯河原町役場蔵)

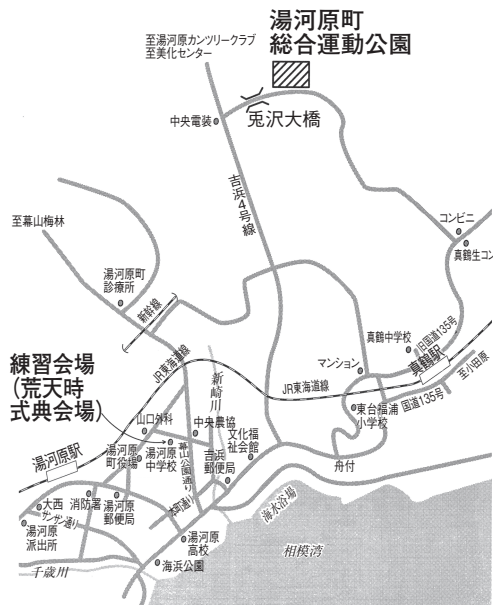
中国		近畿					東海			北信越				関東						
岡山	鳥根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	岐阜	三重	愛知	静岡	福井	石川	富山	長野	新潟	山梨	東京	千葉
一	一	二	一	一	三	二	一	一	一	一	三	二	一	二	三	一	一	一	一	二
						三						三			三					
					三						三			三						
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
		三			三					三					三					三
四	四	八	四	四	一二	八	四	四	四	四	一二	八	四	八	一二	四	四	四	四	八

参加総数	九州									四国			中国		
	開催県 神奈川	沖縄	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	徳島	香川	山口	広島
七五	四	一		一	二	一	一	二	二	一		二	三	二	二
三〇	三							三				三		三	
三〇	三							三				三			三
一三五	三	三		三	三	三	三	三	三	三		三	三	三	三
三〇	三				三							三			
三〇〇	一六	四		四	八	四	四	八	八	四		八	一二	八	八

〔かながわ・ゆめ国体 第五三回国民体育大会 湯河原町 報告書〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

会場位置図



⑥ 会場位置図

〔第五三回 国民体育大会秋季大会 アーチェリー 競技〕湯河原町役場蔵

第一節 社会教育

湯河原町総合運動公園		会場 月日
成年男子 弓具検査 一〇・一〇〇〇〇〇 一〇・一〇〇〇〇〇 一〇・一〇〇〇〇〇	成年男子 弓具検査 一〇・一〇〇〇〇〇 一〇・一〇〇〇〇〇 一〇・一〇〇〇〇〇	一〇月二五日(日)
成年女子 弓具検査 一〇・一〇〇〇〇〇 一〇・一〇〇〇〇〇 一〇・一〇〇〇〇〇	成年男子 成年女子 少年女子 〔五〇m〕 一〇・一〇〇〇〇〇 一三・一〇〇〇〇〇 一三・一〇〇〇〇〇	一〇月二六日(月)
少年男子 〔五〇m〕 一〇・一〇〇〇〇〇 一三・一〇〇〇〇〇 一三・一〇〇〇〇〇	少年男子 〔五〇m〕 一〇・一〇〇〇〇〇 一三・一〇〇〇〇〇 一三・一〇〇〇〇〇	一〇月二七日(火)

開始式 一〇月二六日(月) 九時〇〇分 湯河原町総合運動公園

アーチエリ―競技日程及び諸会議日程

⑦ アーチエリ―競技等日程

競技役員会議	監督会議	会議名	期日	時間	会場
一〇月二四日(土)	一〇月二四日(土)			九時〇〇分 九時三〇分	湯河原観光会館 大会議室
一〇時〇〇分 一〇時三〇分					湯河原観光会館 大会議室

表彰式

一〇月二七日(火) 一六時〇〇分 湯河原町総合運動公園

湯河原町総合運動公園	
少年男子 弓具検査 一三・一〇〇〇〇〇 一五・三〇〇〇〇〇	少年女子 弓具検査 一〇・一〇〇〇〇〇 一〇・一〇〇〇〇〇
公式練習 一〇・一〇〇〇〇〇 一二・一〇〇〇〇〇	公式練習 一〇・一〇〇〇〇〇 一二・一〇〇〇〇〇

〔第五三回 国民体育大会秋季大会 アーチエリー
競技〕湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

⑧ アーチエリー競技実施要項

アーチエリー競技実施要項（抜粋）

種別及び参加人員

種別	監督	選手	参加 都道府県	小計	合計
少年女子	一	三	一〇	四〇	三〇八
少年男子	一	三	四七	一八八	
成年女子	一	三	一〇	四〇	
成年男子	一	三	一〇	四〇	

競技上の規定及び方法

(一) 競技上の規定

ア (社) 全日本アーチエリー連盟制定の「ター
ゲット競技規則」による。
イ 種目は、五〇・三〇mラウンドとし、各種別
の同一選手をもつて行う。

ウ 参加資格に不備や虚偽の者が出場した場合に
は、そのチームを大会から除外して行う。

(二) 競技の方法

ア 各距離とも一標的一名の行射で、A・B・C
の三立ち制とする。

イ 得点の記録は、その矢を所有する者による呼
称に従って高得点から順に記録員が記入し、当
該標的の全競技者は得点呼称と記入を確認する。

ウ 競技は、音響・視覚時間管理装置により進行
する。

参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

総則五に定めるもののほか次による。

- (一) 参加選手は、本年度の(社)全日本アーチェリー連盟に会員登録を完了し「A・J・A・A・Fターゲットバッジ」の資格を取得している者。
 - (二) 各予選の結果、代表として選抜された競技者をもってチームを編成しなければならない。
 - (三) 成年男子のチーム編成は、昭和三十三年四月一日以前に生まれた者一名、昭和三十三年四月二日以降昭和五五年四月一日以前に生まれた者二名の計三名とする。
 - (四) 生徒(高等専門学校も含む)の所属は学校所在地、大学生は卒業高等学校所在地とし、これに該当しない者は審査のうえ決定する。
 - (五) 本項に定める事項は、都道府県大会にも適用する。
- 総合成績決定方法
- 男女総合成績(天皇杯得点)及び女子総合成績(皇

后杯得点)は、競技得点と参加得点の合計としその得点の多い都道府県順に第一位から第八位までを決定する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(一) 競技得点

天皇杯 対象種別	皇后杯 対象種別	競 技 得 点
成年男子	成年女子	得点合計で各種別の順位を決定し、一位四〇点、二位三五点、三位三〇点、四位二五点、五位二〇点、六位一五点、七位一〇点、八位五点の競技得点を与える。 ただし、同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。なお、得点は、次の順位のものを加え当該都道府県で等分する。
成年女子	少年男子	
少年男子	少年女子	
少年女子	少年女子	

(二) 参加得点

大会(ブロック大会も含む)に参加した都道府県に一〇点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加し

なかった場合は与えない。

表彰

(一) 男女総合成績及び女子総合成績第一位から第八位までの都道府県に、表彰状を授与する。

(二) 男女総合成績第一位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。

(三) 各種別団体及び各種別個人の第一位から第八位までに賞状を授与する。

参加上の注意

(一) 参加出場者のユニフォームは、チーム内が統一のもので上衣には都道府県名が明記され、下衣^(ママ)は統一されたもので、(社) 全日本アーチェリー連盟服装規定による。

(二) 選手の事情による得点記録の代理者においても、上記同様の服装による。

(三) 監督は、交付される監督腕章を当該種別競技中

左腕に付けなければならない。

(四) 「A・J・A・A・Fターゲットバッジ」は、^(ママ)クイバーに取り付けて、弓具検査時の求めに^(ママ)応じて提示しなければならない。

(五) 開始式・表彰式には、監督・選手ともユニフォームを着用し必ず参加すること。

(六) 参加都道府県は、各都道府県旗を持参すること。なお、これに要する旗竿は一〇〇cm×一五〇cmの旗に見合った長さのものを開催地において準備する。

(七) 開催地において配宿する人員は、原則としてエントリー数のみとする。

〔第五三回 国民体育大会秋季大会 アーチェリー競技〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

第一節 社会教育

男女総合・女子総合成績一覧表

〔競技名〕アーチェリー競技

⑨

〔かながわ・ゆめ国体 第五三回国民体育大会 湯河原町 報告書〕湯河原町役場蔵

総合成績一覧表

都道府県名	種別				男女総合成績 (天皇杯得点)				女子総合成績 (皇后杯得点)			
	成年男子	成年女子	少年男子	少年女子	競技得点合計	参加得点	合計	順位	競技得点合計	参加得点	合計	順位
1 北海道		25		25	50	10	60	5位	50	10	60	2位
2 青森						10	10			10	10	
3 岩手			30		30	10	40			10	10	
4 宮城						10	10			10	10	
5 秋田						10	10			10	10	
6 山形						10	10			10	10	
7 福島	15				15	10	25			10	10	
8 茨城						10	10			10	10	
9 栃木						10	10			10	10	
10 群馬		30			30	10	40		30	10	40	6位
11 埼玉	40				40	10	50	7位		10	10	
12 千葉			10	15	25	10	35		15	10	25	
13 東京						10	10			10	10	
14 神奈川	25	15	20	20	80	10	90	1位	35	10	45	3位
15 山梨						10	10			10	10	
16 新潟						10	10			10	10	
17 長野						10	10			10	10	
18 富山	5			30	35	10	45	8位	30	10	40	6位
19 石川						10	10			10	10	
20 福井						10	10			10	10	
21 静岡	20				20	10	30			10	10	
22 愛知		5	40	10	55	10	65	4位	15	10	25	
23 三重						10	10			10	10	
24 岐阜						10	10			10	10	
25 滋賀			5		5	10	15			10	10	
26 京都						10	10			10	10	
27 大阪	35		15		50	10	60	5位		10	10	
28 兵庫		40		40	80	10	90	1位	80	10	90	1位
29 奈良						10	10			10	10	
30 和歌山						10	10			10	10	
31 鳥取				5	5	10	15		5	10	15	
32 島根						10	10			10	10	
33 岡山						10	10			10	10	
34 広島		35	35		70	10	80	3位	35	10	45	3位
35 山口	30				30	10	40			10	10	
36 香川						10	10			10	10	
37 徳島		20			20	10	30		20	10	30	8位
38 愛媛						10	10			10	10	
39 高知						10	10			10	10	
40 福岡	10				10	10	20			10	10	
41 佐賀		10	25		35	10	45	8位	10	10	20	
42 長崎						10	10			10	10	
43 熊本						10	10			10	10	
44 大分				35	35	10	45	8位	35	10	45	3位
45 宮崎						10	10			10	10	
46 鹿児島						10	10			10	10	
47 沖縄						10	10			10	10	
合計	180	180	180	180	720	470	1190		360	470	830	

122 町民大学に参加して

町民大学に参加して

藤井直子

全国の色々な町がそれぞれに主催する文化講座の中で、湯河原町民大学ほど長い歴史をもつ講座はないそうです。湯河原町は、文化の誇れるまちづくりを目指し、町民大学には特に力を入れているようです。私は今回特別に五月の町民大学を聴講させていただきました。

五月一五日、土曜日の午後二時から、東京学芸大学教授の小澤紀美子先生を講師に迎え、五月の町民大学は開講しました。今月の講義の題目は「ひとにやさしい町づくり」です。私が訪れた時には、もう一〇〇人以上の人が町立図書館三階の会場に集まっていました。ほとんどが年配の女性ですが、男性もちらほらと見か

けるようです。そして、講義の前のざわめきからは、「これからどんなに素晴らしいお話を聴かせていただけるのだろうか」という期待が伝わってきます。

町職員の方の挨拶と、体をほぐす軽い運動の後、いよいよ講義が始まりました。住居学や環境工学が専門の小澤先生によれば、これからの町づくりには発想の転換が必要だということです。具体的には、健康な男性のための町づくりから、子どもや女性、お年寄りや障害者のための町づくりへと変えてゆくべきなのです。これからますます高齢化が進むということから、とりわけ高齢者に優しい町づくりが求められています。現実には、町づくりに住民が参加することによって行政に発想の転換を迫ってゆき、実際に住んでいる様々な人にやさしい町をつくるのが大切だといえましょう。講義は期待にたがわぬ面白いものだったのですが、どんな話でも一時間も続けば飽きてしまいます。とこ

ろが、私の両親よりも年配の受講生たちが、疲れも見せずに先生の話にうなずきながらノートをとっているのです。先生の話に目を輝かせながら熱心に聴き入るその姿には、自分のために学ぶ楽しさがあふれているようで、学生の私にとって感動的な光景でした。

講義がひととおり終わってからスウェーデンやドイツの街のスライドが上映され、耳だけでなく目にも楽しい講義となりました。その後、質問コーナーがあつて、町民大学は閉講しました。

町民大学が長く続いている理由は、有名な先生が身近な問題をわかりやすく講義するという充実した内容にあると思います。しかしそれ以上に、受講生の講義に対する熱意こそが、三七年もの長きにわたつて町民大学が続いてきた真の理由なのではないでしょうか。

最後に、町民大学は毎月一回、一年で一二回のシリーズですが、一回ごとに参加できるようにすれば、

若い人にも気軽に参加できるのではないかと思います。

原資料は横書き。

〔広報ゆがわら〕三七八号

第二節 地域活動と文化

123 湯河原青年学級規約

湯河原青年学級規約

第一条 この学級の名称は湯河原青年学級とする。

第二条 湯河原青年学級は原則として、毎週木曜日夜二時間、開催する。

第三条 時間は原則として午後七時半から九時半までとし、全員十時迄帰宅出来るようにする。

第四条 この学級には次の役員を置く。

生徒会長 一名・同副会長 二名・会計 二名・書記 二名・出席係 二名・レク係 男
女各二名・連絡係各地区一名・監査 二名

第五条 学級生は毎月五〇円の会費を納める。

第六条 学級生に対する祝儀・不祝儀は本人のみを対象として学級生有志の拠出し、学級生経費からは千円とする。

第七条 年一度以上、機関誌「あゆみ」を発行する。

第一項 此の責任者を役員の中から一名選んでおく。

第二項 生徒は必ず原稿を責任者に提出しなければならない。

第八条 湯河原青年学級には学級の他にグループ活動をつくることができる。

第一項 グループ活動は五人以上の会員が集まれば生徒会はそれをグループ活動として認める。

第二項 グループ員は原則として会費を納める。

第三項 グループの部長・会計・書記その他の役を互選で決め、グループの部長は役員会に出席する。

第四項 グループは一ヶ月に一回以上の会合をもつ。

第五項 グループに対する助成金及びその支出方法は生徒会で決定する。

は生徒会で決定する。

第六項 各グループは生徒会に於て、行事その他の

報告をする。

第七項 各グループは年一回発表会を行う。

第九条 学級の終る時には歌を唄つて解散する。

第一項 此の歌は二ヶ月毎に曲目を変える。(レク

リエーションの時に変える)

補足

これ等の規約は学級生の同意により改正出来る。
る。

(「あゆみ 第四号 湯河原青年学級」湯河原町教育

委員会蔵)

この規約は、一九六四(昭和三九)年三月二〇日に

発行された青年学級の機関誌『あゆみ』第四号に掲載

された。戦前においては、これに類する青年層の組織

としての若者組や青年団があり、「宿」と呼ばれる宿所
で若者が集団生活・集団行動するのが一般的であった。

124 湯河原青年学級と私

湯河原青年学級と私

青少年育成課 第二係長 野村浜生

1

無風状態の教壇生活を離れて、県の社会教育課へ
入ったのは、もう五年も昔のこと。俗な言い方だが、
ハンカチを雑巾に持ちかえる気持で、私は、青年団や
青年学級の仕事を理解しようとした。——それは、安
保斗争(闘)のはげしい年であった。須青協(横須賀)が、
市中デモに参加したという情報を小耳にはさみながら、
私は、厚木の公民館へ出向いた。折から、県青協の定
期大会が、騒然とした雰囲気の中で開かれていた。
そもそも、青年団に接する、私の最初の体験が、それ

であった。砂を噛むような味気なさであった。

2

その年の冬であったと思う。私は、なにかの機会に湯ヶ原(ママ)の青年、F君やK君を知った。そして、まもなく、両君らがリーダーとなって、けんめいに育てている、湯ヶ原(ママ)青年学級を知った。——孤独感の解消とか、職場生活への自信とかを口にするまでもなく、この学級の根底には、はたらく青年の生活のきびしさをいたわりあう精神が流れていた。そこには、冬の泉のようなきびしさと、ほのぼのとした味わいがあった。だから、この青年たちの話を聴いているだけで楽しかった。青年団との最初の出会いで、容易ならぬものを感じた私の脳裏に、それは対照的に、あざやかに、この学級のイメージが、離れがたいものになった。私には、ひとつの救いであった。

3

「青年の自主性によって、支えられている青年学級」というのが、この学級のキャッチフレーズであった。ゆうかり会以来の、この学級の先輩たちが、苦勞して築き上げた伝統であった。あるときは、県の実験青年学級としての課題にとりくみ、あるときは、国内研修や全国学級生大会等に、代表を派遣したりして、リーダーの養成に意欲を示した。

そして、五年の才月(ママ)を経て、いま、この学級は、ひとつの危機に直面している。リーダーの交替、メンバーの大巾な入れ替え、学習に対する要求の多様化等、いろいろと要因はあるであろうが、私は心配していない。それらは、いづれも飛躍のための要素であるし、また、なによりも、湯ヶ原(ママ)青年学級の青年の伝統が、いまもなお、生きている筈だからである。

〔あゆみ 第五号 湯河原青年学級〕湯河原町教育委員会蔵

『あゆみ』第五号は一九六五（昭和四〇）年に発行さ

れた。六〇年以上にわたって継続している湯河原町民
大学を支えている母体の一つが湯河原青年学級である。
執筆者の野村浜生氏は、後に神奈川県立厚木高等学校
の校長に就任した。

125 かながわの民俗芸能五〇選に選定された鹿島

踊り

① 選定要領

かながわの民俗芸能五〇選 選定要領

（目的）

第一 この事業は本県の各地に伝わる民俗芸能の中か
らかながわの民俗芸能五〇選を選定し、これら
を通して本県の民俗芸能を広く紹介することにより、
民族芸能の振興に寄与し、郷土愛と県民意識の高揚

を図ることを目的とする。

（選定委員会）

第二 かながわの民俗芸能五〇選を選定するため
に選定委員会を設ける。

2 選定委員会の事務局は、神奈川県教育庁社会教
育部文化財保護課におく。

（選定の手続）

第三 神奈川県教育委員会は、広く県民、市町村およ
び関係団体等から、本県の各地に伝わる民俗芸能を
かながわの民俗芸能五〇選の候補として推せん
を受ける。

2 神奈川県教育委員会は、前項の推せんを受けた
民俗芸能に、関係資料等を附して選定委員会に送付
し、かながわの民俗芸能五〇選の選定を依頼する。
（公表と紹介）

第四 神奈川県教育委員会は、選定委員会で選定され

たかながわの民俗芸能五〇選を公表するとともに、これらを通して本県の民俗芸能を広く県内外に紹介する。

附 則

この要領は、昭和五十二年六月一日から施行する。

② 募集要領

かながわの民俗芸能五〇選 募集要領

一、対象

郷土に定着し継承されてきた民俗芸能で、現在、地域社会の人たちによつて演じられ親しまれているもの。

たとえば、庶民の歌や踊、神楽、獅子舞、祭、能や歌舞伎、人形芝居など。

二、応募方法

(一) はがきに次のことを書いて郵送してください。

① 芸能のなまえ

② 芸能の所在地

③ 推せん者の住所、氏名、年齢、職業、電話番号

号

④ その他参考になること

(二) 送り先

横浜市中区日本大通三三三

神奈川県教育庁文化財保護課

電話(省略)

(三) 締切日

昭和五十二年八月三十一日

③ 結果通知

昭和五十二年一〇月三十一日

湯河原町

教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会

教育長 八木敏行 印

「かながわの民俗芸能五〇選」の選定について
 実りの秋を迎え、ますます御清栄のことと存じます。
 このたびは「かながわの民俗芸能五〇選」の選定にあたり、ひとかたならぬ御協力をいただき、まことにありがとうございます。

おかげさまで昭和五二年九月二九日開催の選定委員会において、別添一覧表のとおり決定を見ましたので、お知らせいたしますとともに、御協力に対し、改めてお礼申し上げます。

かながわの民俗芸能五〇選

	名称	所在
一〇	根府川・吉浜の鹿島踊	小田原市根府川
五〇	(省略)	足柄下郡湯河原町吉浜
一一	(省略)	
五〇	(省略)	
	(夏祭)	
	(省略)	
	(祈年)	

〔文化財 五〇年～永久〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

選定委員には、永田衡吉氏ら県・市文化財保護委員や作家、新聞・報道関係者二〇名が選ばれた。
 一〇月二二日付の文書で結果発表があり、夏祭の部門で根府川・吉浜の鹿島踊が選定された。

126 故黒沢与作俳句碑建設に関する願書

故黒沢与作俳句碑建設に関する願

「俳人黒沢与作、本名ヲ好文ト称シ、明治廿八年十二月十日、水戸藩浪士黒沢忠三郎ノ正孫トシテ、東京下谷三丁目富豪福島屋二生レ、縁アリテ湯河原町ニ永住ス。

夙ニ、早稲田実業専門学校(マツ)(早稲田大学前身)ニ学ビ、ソノ文才ヲ俳句ニ傾注シ、大須賀乙字系結社季節ノ同人トナル。ソノ句性ノ洒落ニシテ、句格ノ優雅ナルコト広ク俳句界ニ雄名ヲ馳ス。又、湯河原町ニ俳句協会アリテ町内各派俳句作家ノ融合且ツ文化昂揚ノ実アリ、椿祭全國俳句大會アリテ当町観光ノ一翼ヲ担フアルハ、皆コレ氏ノ創意努力ヨリ発ス。惜シムベシ、昭和五十四年三月廿六日、病痾ノ侵ストコロトナリ、此ノ地ニ終焉ス。享年八十三才。

今年ソノ三圃ノ忌ニ遭ヒ、町内俳友並ニ門弟等、発起シテ句碑ノ建立ヲ念ジ、ソノ面影ヲ後人ニ遺サンコトヲ企テシトコロ、澎湃トシテ町内外各位ノ賛同ヲ得シコト洵ニ感ニ堪エズ」

以上のように故黒沢与作氏の句碑建立に関する経緯を略述申し上げますが、未だその適地を得られませんが、これは残念の至りであります。私共思うに、若し、氏が生前にこよなく愛した萬葉公園内万葉亭の庭内にその場を許されるならば、これ以上の適地はなく、故人の喜びは勿論ですが、將來本町観光面にも寄与する大なることありても小なることなきことを信じます。

何卒町御当局の温き御理解を賜り、御許可を得度く、此の度、別紙要領を相副え、謹んで御願ひ申し上げる次第でございます。

昭和五拾六年壹月十五日

発起人 力石郷水

第二節 地域活動と文化

湯河原町々長

杉山 実 殿

句碑建設要領

一、完成年月日 昭和五十六年二月末

椿祭俳句大会当日除幕予定

二、形式

(イ) 高さ 約一米内 横 約一米内

(ロ) 石材 真鶴石(自然石)

全	北浦 馨
全	柳田栄三郎
全	近藤いさむ
全	朝妻波留夫
全	杉山豊女
全	熊沢光芳

(文書作製責任者)

(ハ) 刻句

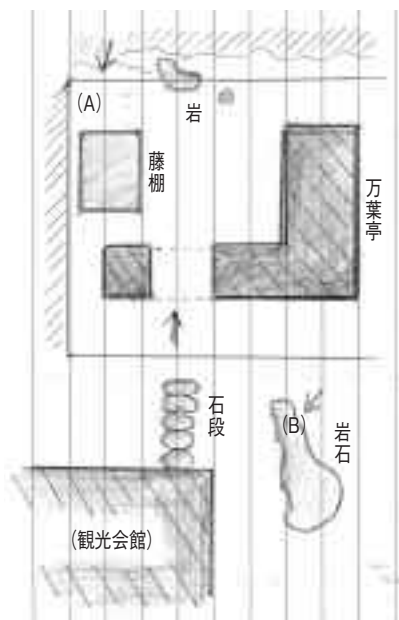
「芋掘つてきて満月を野にのこす」

備考|| この句は、いも芋の祝の折の句で、故人

自悦のもの。いも芋は山芋、自然薯。

三、場所

第一予定地 (A)
第二予定地 (B) } 略図



四、完成後の姿態（想像図）

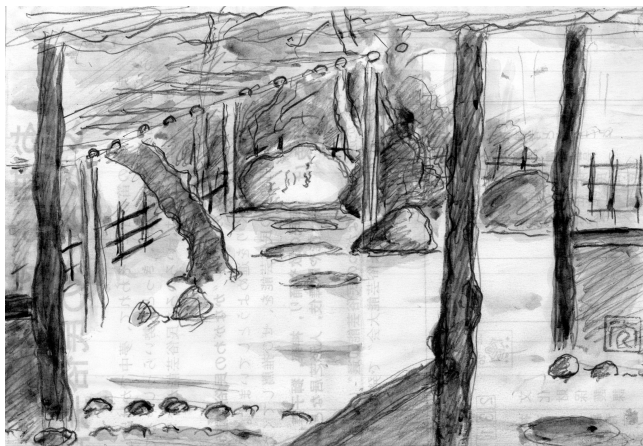
(イ) 第一予定地の場合



(ロ) モデル寫真



五、完成後の庭園想像スケッチ（現状より）



（昭和五六年 陳情書・要望書綴「湯河原町役場蔵」）

127

生涯学習意識調査の結果

特集

豊かな自然と豊かな学びが

織りなす文化の町「湯河原」を

—生涯学習意識調査の結果—

昨年7月に実施した生涯学習についての住民意識調査の結果ができました。そこには、恵まれた自然を大切にしながら暮らしの場で豊かな交流を通じての学びを求める声が寄せられました。生涯学習に対する強い期待は、そのまま湯河原町に対する愛着ともいえましょ

黒沢与作は新傾向俳句を提唱した大須賀乙字らが結成した「季節」の同人で、軽妙洒脱・優雅な傾向の俳句を得意とした。湯河原町俳句協会の設立や椿祭俳句大会の推進などに尽力した。句碑の除幕式は一九八一

(昭和五六)年三月五日に行われた。

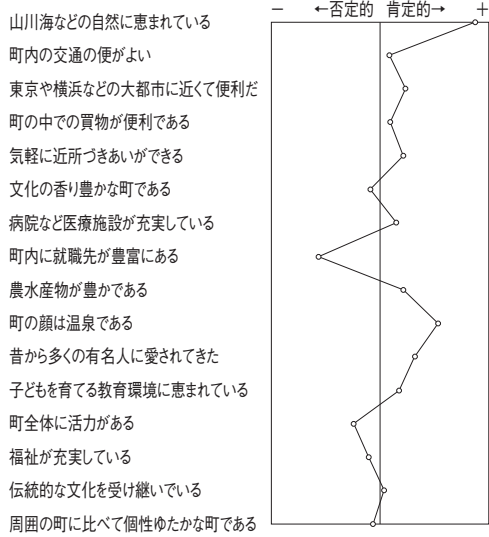
う。調査結果の中からいくつか特徴のある点を紹介します。また、結果の詳細とその分析についての報告書は、現在作成中です。

私たちの町は

自然に対する圧倒的な支持

アンケートではまず最初に、町民の皆さんが湯河原町についてどう感じているか、どんなことを大切にしていきたいと考えているかを質問しました。その結果、図1のとおり圧倒的な支持があったのは、「自然」でした。「山、川、海などの自然に恵まれている」と思っているかどうか、という問いには、実に98%の人が「まったくそう思う」あるいは「どちらかといえばそう思う」と答えています。また、「湯河原町を今後豊かに発展させるために大切にしていきたいもの」を9つの選択肢の中から3位まで答えてもらったところ、

(図1) 湯河原町をどう感じているか



性別・年齢を問わず第1位に「山、川、海など自然と観光とを調和させたい」があげられていました。第1位から第3位までの上位3つの答えは表1のとおりです。ここから、地域の中での人とのつながりを大切に、若者も高齢者もいきいきと活躍できる自然豊かな

町、そんな湯河原を望んでいる町民の希望が読みとれるのではないのでしょうか。

表1 湯河原を今後豊かに発展させるために大切にしたいもの

一位に答えたもの 自然と観光の調和 (五七・六%)	二位に答えたもの 果樹園や森林などの緑 (二二・六%)	三位に答えたもの 職場・地域での高齢者の活躍 (二四・九%)
若者の根づく新しい文化 (八・四%)	若者の根づく新しい文化 (二四・一%)	地域での人間的なつながり (一一・五%)
果樹園や森林などの緑 (二〇・六%)	地域での人間的なつながり (二五・五%)	若者の根づく新しい文化 (二五・一%)
「町内に就職先が豊富」	「町に活力がある」には否定的	

この他に、町に対するイメージで比較的支持が高かったのが「町の顔は温泉である」「昔から有名人に愛されてきた町」「大都市に近くて便利」「気軽に近所つきあいができる」でした。反対に否定的な回答が多

第二節 地域活動と文化

かったのは「町内に就職先が豊富」「町全体に活力がある」で、「福祉が充実」「周囲の町に比べ個性豊か」も、やや否定的な答えが多いようです。

今、学びは

年代と性別で異なる学習内容

次に、ふだんしている学習や活動について質問したところ、約半数の人が何らかの学習活動をしていると答えています。図2を見てもわかるように、内容は年代や性別によって違いがみられます。

「趣味や楽しみのため」

現在「学習や活動をしている」と答えた人の6割以上が、動機として「趣味や楽しみのため」をあげていました。年代、性別にかかわらず第1位です。2位以下は年代によって違ってきます。若い人ほど「仕事に役立たい」「資格を」といった動機が強く、50歳以

上では「人とのつきあい」をより強く求めていくようです。

「健康・体力作り」

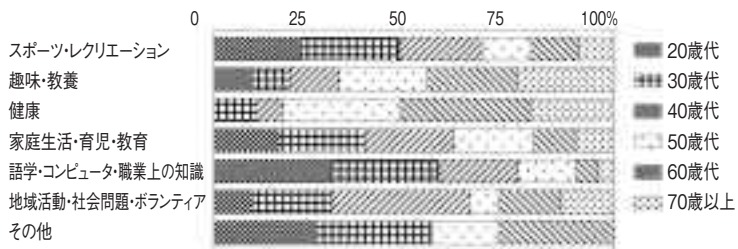
をあげている人が多いのは60歳代です。

また、「社会や地域に貢献したい」という動機が40歳代の中に16%あり、他の年代よりも高くなっています。

情報源は「近所の人や知人」

6割近くの人が、学習のきっかけをい

(図2) 学習や活動の内容



わゆるクチコミ情報で得ていることがわかりました。これに次ぐきっかけは「広報ゆがわらやお知らせ」の26%です。活字離れといわれる中、広報が情報源として奮闘しているといえましょう。ただし、男性の情報源の第2位は「本・テレビ・ラジオ」でした。

「自宅では本やテレビ」から

「公的な施設での教室や講座」へ

現在の学習・活動の方法と場所については、「自宅」で本やテレビ、ラジオを利用している」と答えた人が4割以上いました。男性の中で見ると半数を超えています。それに続いて多いのは、「図書館」の24%です。以下、男性はスポーツ施設、女性は地域の会館と続きます。けれども、これを今後の希望する学習方法と重ねてみると興味深い結果が得られます。表2をご覧ください。国の調査などで、「これからの学習は個人志向型」という結果が紹介されていますが、湯河原町に

関して見る限り、現状では一人自宅というところが多く見られても、実は公的な機関を利用したの学びを求めているといえましょう。

「時間がなくて…」

学習していない人の約半数があげている「何もしていない」理由の第1位です。その中身を詳しく見てみると、自営業や会社員・公務員では65%以上になっていることがわかりました。これに対して主婦（夫）の

(表2) 現在の学習方法や希望する学習方法

＜現在の学習方法＞	順位	＜希望する学習方法＞
「本、テレビ、ラジオなど」	1	「町や県の行う講座や教室」
「自宅で趣味として」	2	「公立のスポーツ施設や図書館」
「グループ・サークル活動」	3	「グループ・サークル活動」
「町や県の行う講座や教室」	4	「自宅で趣味として」
「公立のスポーツ施設や図書館」	5	「民間のカルチャーセンターなど」
「民間のカルチャーセンターなど」	6	「本、テレビ、ラジオなど」

第二節 地域活動と文化

場合は16%と低くなり、代わって「子どもや親の世話のため」が約3割で理由の第1位です。年代では、70歳以上の人の31%が「健康や体力に不安があつて活動に参加できない」と答えています。それぞれの状況に対して、きめ細かく活動できるような配慮をしていくことが求められています。

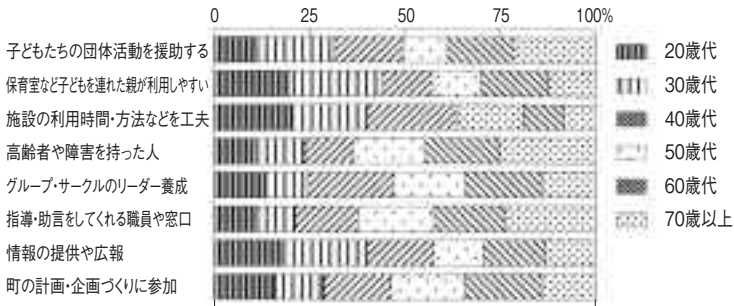
私たちが町に望むこと

40〜60代男性「町の計画・企画づくりへの参加を」

(図3)

40歳から60歳代までの男性の約半数が「町民が町の計画・企画づくりに参加できるように、町に力を入れてもらいたい」という希望を持っていることがわかりました。とりわけ農林漁業や観光サービス業、自営業など町の中で仕事をしている人にとっては切実なようです。

(図3) 町に力を入れてほしいこと



その他、町に力を入れてほしいこととして、時間や方法、それに高齢者や障害者のことも考えた施設の工夫があげられます。また年代ごとに希望が違ってくるのが特徴です。

女性の中に「コンピューターを使えるようになりた
い」という声も

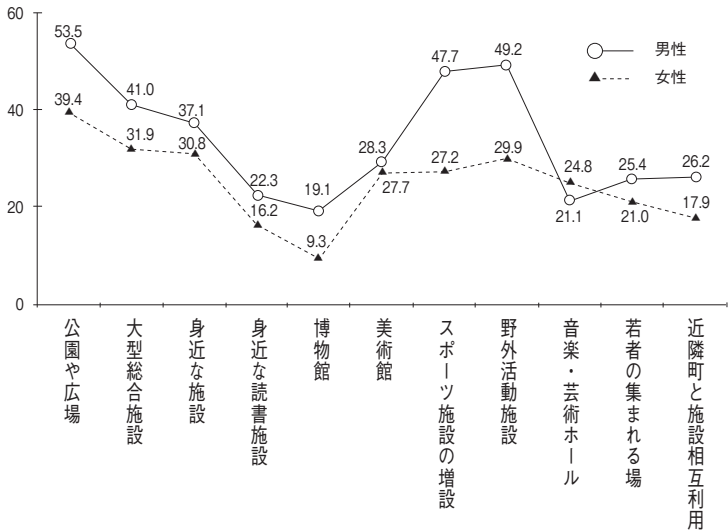
数はそれ程ほど多くありませんが、女性の中に「初
心者向けのパソコンやコンピューター教室を開いて欲
しい」という要望があり、男性の希望者数を上回って
います。20歳代だけでなく、40歳から60歳代にも希望
者が平均しており、70歳以上の人の中にも興味を示し
ている人がいることは注目されます。

また、環境問題など身の回りの生活の問題に対する
興味関心は、性別年齢を問わず高い傾向にあります。

湯河原の自然とともに

図4のとおり「散歩をしたり子どもづれで遊べるよ
うな公園や広場」、「キャンプ場など野外活動のできる
施設」を作って欲しい、という希望を3人に1人は
持っていることがわかりました。特に、公園や広場に
ついては、男女を問わず強い希望があります。また、

(図4) 作ってほしいと思う場 (男女別割合)



スポーツ施設をもっと作って欲しいという声も聞かれました。家の外へ出て行って自然と親しんだり、体を動かしたりして過ごしたいと思っている人が多いようです。湯河原町の今の恵まれた自然を残したいと願いながら、自分自身の体でも、その自然や空気と接していたいと感じているのでしょうか。

また、年齢が高くなるにつれて、グループ活動に利用できる施設や身近な所にある読書施設、それに美術館を求める声が多くなっていました。仲間どうしで自由に活動したり気軽に足を運べるような、そんな身近で親しみのある施設を希望しているのです。

※ この報告記事は本町の生涯学習推進計画を研究委託しております、小川剛先生を中心とした、お茶の水女子大学研究グループでまとめられたものです。

(後略)

(教育委員会社会教育課)

〔広報ゆがわら〕三八九号)

原資料の表1は横書きだが、縦書きに変えた。

128 防災に小さな味方が誕生

防災に小さな味方が誕生

湯河原で少年少女消防クラブ発足式

児童、生徒45人が参加

湯河原町消防本部(秋山榮作消防長、同町土肥)は15日、同町民体育館で、町少年少女消防クラブの発足式を開いた。同クラブ発足は、県内市町村では2例目。小中学生45人(男子17人、女子28人)がメンバーに任命され、町の防災に心強い味方が誕生した。

同クラブは次代の地域防災の人材、学校での防災リーダー育成などを目的にした組織。湯河原町の対象者は、町内在住か在学の小学5年生から中学3年生。

リーダーは湯河原中3年の小松愛里さん(14)、サブリーダーは同2年の佐々木月さん(13)。

町消防が参加を呼びかけ、45人が応募。内訳は湯河原中6人(男子2人、女子4人)、湯河原小26人(同12人、同14人)、吉浜小7人(同2人、同5人)、東台福浦小6人(同1人、同5人)。

発足式には同クラブメンバーと保護者、秋山消防長や興津恒夫町消防団長ら消防関係者、富田幸宏町長、高橋延幸議長ら町議、学校関係者ら約80人が出席。

あいさつで富田幸宏町長は、「多くの子供たちが入団してくれたことは本当にうれしい。参加者の意識も高く、心強く思う」と語った。

「学校、学年が違う皆さんが集まっている。クラブを通し、仲間をつくる機会にもしてほしい。湯河原に元気を与え、地域防災意識を高めてください」とも話した。

入団証書授与では子供たち一人ひとりの名前が呼び上げられ、小松さん、佐々木さんが代表として秋山消防長から受け取った。

小松さんは「防火、防災を学び、地域や学校の防災リーダーとなり、湯河原町の安全・安心のまちづくりを目指すことを誓います」と力強く宣誓。秋山消防長は、「自助の能力と共助の心を持てる人材を育てていきたい」と決意を述べた。

また、小松さんは「人助けがしたいと思い、応募しました。人に貢献できるようなことをしたい」と話した。

同クラブは年間を通じ活動。消防署での職場体験や応急手当で講習、町防災訓練への参加、火災予防運動のポスター作成など。専用の活動服や帽子も用意される予定。

町によると、県内の少年少女消防クラブの数は16、

メンバーは計約460人。県西部では、南足柄市に中学生のみのクラブがある。

〔神静民報〕平成二五年六月一六日付

南足柄市について、県西部地区では二番目の少年少女消防クラブが湯河原町に誕生した。構成員は児童・生徒四五名からなる。今後の防火・防災意識の高揚や社会貢献が期待される。

129 湯河原文学賞の経緯 平成一年～平成二六年

◆湯河原文学賞の経緯

平成一二年度に、二〇〇一年記念事業の一環として検討し、平成一三年度から実施。

湯河原は、国木田独歩、夏目漱石、島崎藤村、芥川龍之介、山本有三、谷崎潤一郎など近代文学史の上で活躍し、数限りない名作を残した文豪が多く訪れました。そこで湯河原町では二〇〇一年記念事業として、

四季彩のまち さがみの小京都ゆがわらにふさわしい文化の香り高い町を目指し「湯河原文学賞」を企画した。

第一回（H一三）

（小説）二二八編

最優秀：「二枚の写真」荻野修司（群馬県板倉町）

賞金：一〇〇万円

（俳句）二、八八六句

最優秀：野上恵（神奈川県横浜市）

作品：沢風に 袖のふれ合ふ 蛍の夜

賞金：一〇万円

第二回（H一四）

（小説）四三編

最優秀：「追憶～冬の蛍～」平塚碧（湯河

原町)

賞金…五〇万円

特別賞…「女文字の手紙」白井康浩(東京
都調布市)

賞品…四名一組湯河原温泉無料宿泊券

(青巒荘)

(俳句) 一、八二二句

最優秀…須佐はじめ(神奈川県川崎市)

作品…父は田を 子はかまきりを 見て

ゐたり

賞金…五万円

第三回(日一五)

(小説) 一〇八編

最優秀…「河川敷」鈴木恵子(小田原市)

賞金…五〇万円

(俳句) 三、一一七句

最優秀…平綿涼風(神奈川県大和市)

作品…水打って 子の恋人を 待ってを
り

賞金…五万円

(俳句のつどい) 参加者一六名「宿泊者限定」

第四回(日一六)

(小説) 一七六編

最優秀…「朝焼けギムレット」樫田哲平(神

奈川県横浜市)

賞金…五〇万円

(俳句) 二、五六七句

最優秀…染谷栄都子(神奈川県相模原市)

作品…旅の荷を 解けば転がる 青蜜柑

賞金…五万円

(吟行会) 参加者四二名「招待者(俳句の部受賞者

一名含む)」

第五回（H一七）

（小説） 一一二編

最優秀…「梅一夜」平野洋子（湯河原町）

賞金…五〇万円

特別賞…「冬の西日」皆川雅代（神奈川県

茅ヶ崎市）

賞品…青巒荘べア宿泊券（協賛）

（俳句） 四、二二二句

最優秀…阿部浩（神奈川県横浜市）

作品…小児科の窓より山へ シヤホン

玉

賞金…七万円、湯河原温泉べア宿泊券

（吟行会） 参加者九〇名「招待者（俳句の部受賞者

九名含む）」

第六回（H一八）

（小説） 一一四編

最優秀…「夫婦の情景」春野京（東京都

町田市）

賞金…五〇万円

（俳句） 三、二八〇句

最優秀…小池つと夢（茨城県）

作品…麦こがし 生涯母の束ね髪

賞金…一〇万円

（吟行会） 参加者八七名「招待者（俳句の部受賞者

七名含む）」

第七回（H一九）

（小説） 一二三編

最優秀…「鈍色の女」鞍智美知子（湯河原

町）

賞金…五〇万円

（俳句） 三、七三四句

最優秀…沼田葉桜子（神奈川県葉山町）

作品…海いつも 見てゐる暮し 布団干

す

第九回（日二一）

（小説） 一九三編

賞金…一〇万円

最優秀…「漆標」星野有加里（静岡県島田

（吟行会）参加者一〇九名「招待者（俳句の部受賞

市）

者一一名含む）」

賞金…五〇万円

第八回（日二〇）

（俳句） 四、五三三句

（小説） 一二九編

最優秀…小澤千代子（湯河原町）

最優秀…「ばっきん千円」嶽内しずか（湯

作品…風よりも 低く屈みて よもぎつ

（河原町）

む

賞金…五〇万円

賞金…一〇万円

（俳句） 三、六八四句

（吟行会）参加者八六名「招待者（俳句の部受賞者

最優秀…北村純一（神奈川県厚木市）

八名含む）」

作品…川風を たっぷり入れて 芋煮会

第一〇回（日二二）

賞金…一〇万円

（小説） 一六七編

（吟行会）参加者八一名「招待者（俳句の部受賞者

最優秀…「カメラ」細井麻奈美（千葉県松

一五名含む）」

戸市）

賞金…五〇万円

(俳句) 三、二三七句

最優秀…松下美奈子(熊本県天草市)

作品…終着の 駅に潮の香 夏つばめ

賞金…一〇万円

(吟行会) 参加者六四名「招待者(俳句の部受賞者

一五名含む)」

第一一回(H二三)

(小説) 一五三編

最優秀…「友」花月(大阪府堺市)

賞金…五〇万円

(俳句) 三、四二六句

最優秀…折戸啓子(三重県伊勢市)

作品…ぞんぶんに 踊りて帰る 月の道

賞金…一〇万円

(吟行会) 参加者六三名「招待者(俳句の部受賞者

一四名含む)」

第二二回(H二四)

(小説) 一三五編

最優秀…「お客さん、どちらまで？」工藤

哲(神奈川県藤沢市)

賞金…五〇万円

(俳句) 三、七六二句

最優秀…岩崎美範(東京都豊島区)

作品…この橋を 渡れば故郷 祭笛

賞金…一〇万円

(吟行会) 参加者六五名「招待者(俳句の部受賞者

一三名含む)」

第二三回(H二五)

(小説) 一一二編

最優秀…「苺レモネード」青山弥央(北海

道札幌市)

賞金…五〇万円

(俳句) 二、二五八句

最優秀…国武浩之(千葉県柏市)

作品…梅が香に ためらいながら 夕日

落つ

賞金…一〇万円

(吟行会) 参加者四九名「招待者(俳句の部受賞者

一三名含む)」

第一四回(H二六)

(小説) 一六二編

最優秀賞…「昭和文豪殺人事件」 矢間景太郎

(東京都北区)

賞金…五〇万円

(俳句) 二、七八六句

最優秀賞…井口千枝子(東京都町田市)

作品…父母の 星探しゐる 端居かな

賞金…一〇万円

(吟行会) 参加者四二名「招待者(俳句の部受賞者

九名含む)」

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

ペンネーム又は本名を記載し、敬称は省略した。

第三節 文化財

130 湯河原町町史編さん委員会条例

湯河原町町史編さん委員会条例（昭和四十六年十月一日条例第二十二号）

（趣旨）

第一条 この条例は、町史編さん委員会の設置、組織及び運営に關し必要な事項を定める。

（設置）

第二条 町長の諮問に応じ湯河原町史を編さんし、発行するために必要な調査及び研究を行なうため、湯河原町町史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第三条 委員会は、次の各号に掲げる事務を掌理する。

- 一 編さんのため必要な事項を調査審議すること。
- 二 資料のしゅう集及び保管に關すること。
- 三 編集、校正及び印刷に關すること。

（組織）

第四条 委員会は、委員十名をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命しまたは委嘱する。

- 一 教育長
- 二 助役

三 町長がその部内の職員のうちから指名する者

二名

四 知識経験がある者 六名

（委員の任期）

第五条 委員の任期は、町史の完成の日までとする。

（会長）

第六条 委員会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第七条 委員会は会長が招集する。

2 会長は会議の議長となり議事を整理する。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は町長が定める職員が処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか委員会に必要な

事項は町長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

原資料は横書き。

(湯河原町役場蔵)

本条例は、旧町史の刊行をもつて一九九〇(平成二

年三月一六日条例第二号で廃止された。なお、現町史

編さん委員会設置条例は、二〇一五年九月一五日条例

第二〇号で制定された。

131 湯河原町文化財保護条例

湯河原町文化財保護条例(昭和四十六年十月

一日条例第二十一号)

(趣旨)

第一条 この条例は、湯河原町に所在する文化財を保

存し、且つその活用を図りもつて町民の文化の向上

に資するため必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この条例で文化財とは、次に掲げるものをい

う。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、考古資料、民俗資料、その他の有形の文化的所産で、歴史上または芸術上の価値の高いもの（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上または芸術上の価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 価値のある史跡、名勝及び天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」という。）

（指定）

第三条 湯河原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、湯河原町内に所存する文化財のうち、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）及び神奈川県文化財保護条例（昭和二十八年神奈川県条例第二十一号）による指定を受けているもの以外

で、保護の価値ある文化財と認めるものは、これを

湯河原町指定重要文化財（以下「指定重要文化財」という。）に指定することができる。ただし、史跡、名勝及び天然記念物の指定は、湯河原町指定史跡名勝天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」という。）と呼ぶ。

（指定の申請）

第四条 前条の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

一 有形文化財及び史跡名勝天然記念物の指定の申

請

ア 種類

イ 名称

ウ 所在地及び地目、地積（地積図添付）

エ 所有者の住所及び氏名（法人または団体にあ

つては、その名称並びに代表者の住所及び氏名)

オ 所有者以外に管理者があるときは、その住所

及び氏名(法人または団体にあつては、その名称並びに代表者の住所及び氏名)

カ 埋蔵文化財のときは、その発見者と発掘者の

住所及び氏名または名称

キ 当該有形文化財の構造、品質、形状及び数量

ク 創造または由緒及び沿革

ケ 維持保存の方法

コ その他参考となる事項

二 無形文化財の指定の申請

ア 種類

イ 名称

ウ 保存者の氏名及び住所

エ 創始、沿革及び演技の特色

オ 現況

カ 用具の概要

キ 維持保存の方法

ク その他参考となる事項

(管理)

第五条 第三条の指定を受けた文化財の所有者及び保

存者は、教育委員会の指示に従い、その文化財を管

理しなければならない。

(指定の解除)

第六条 指定重要文化財または指定史跡名勝天然記念

物が本町内に所在しなくなつた場合またはその価値

を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育

委員会はその指定を解除することができる。

(告示及び通知)

第七条 教育委員会は、第三条の規定による指定をし

たときまたは前条の規定により指定を解除したとき

は、その旨を告示し、且つ所有者に通知しなければならない。

(所有者等の変更の届出)

第八条 指定重要文化財または指定史跡名勝天然記念物の所有者が変更したときは、新旧所有者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失等の届出)

第九条 指定重要文化財が滅失若しくはき損したときまたはその所在を変更したときは所有者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更移転等の承認)

第十条 指定重要文化財または指定史跡名勝天然記念物の現状を変更しまたは町外に移そうとするとき若しくはその保存に影響を及ぼす行為、ないしは維持の措置をしようとするときは、あらかじめ教育委員

会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をする場合において同項の変更またはその保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(補助金の交付及び還付)

第十一条 指定重要文化財及び指定史跡名勝天然記念物の管理若しくは修理または復旧につき、多額の経費を要し所有者がその負担に堪えない場合、その他の特別の事情がある場合には、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内において、所有者に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理若しくは修理または復旧に関し必要な事項を指示することができる。この場合、補助の条件を履行しなかつたときは、すでに交付した補助金の全部または一部を還付させることが

できる。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する指定重要文化財または指定史跡名勝天然記念物の管理若しくは修理または復旧について指導することができる。

(修理状況等の報告と立入り調査)

第十二条 教育委員会は、必要があるときは、指定重要文化財または指定史跡名勝天然記念物の所有者に対し現状または管理若しくは修理復旧の状況につき報告を求め、及び所有者の同意を得て調査を行なうことができる。

(文化財審議委員)

第十三条 本町に文化財審議委員（以下「委員」という。）をおく。

2 委員は、文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、または意見を具申し及びこのため必

要な調査研究を行なう。

一 委員の定数は五人とし、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

二 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

三 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱しなければならぬ。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

『湯河原町の文化財』(二〇一五(平成二七)年二二

月刊行)に「指定・登録文化財一覧」(二～三頁)が掲載されているので参照されたい。

132 伝正宗屋敷確認に伴う試掘調査概要

伝正宗屋敷確認に伴う足柄下郡湯河原町鍛冶

屋字桜郷九五三・六〇の試掘調査概要

遺跡の名称 湯河原町No.二五(伝正宗屋敷跡) 遺跡

調査期間 平成一六年四月八日(木)、平成一七年

一月二一日(金)

所在地 足柄下郡湯河原町鍛冶屋字桜郷九五三・

六〇

調査機関と調査担当者

神奈川県教育委員会、湯河原町教育委員

会、砂田佳弘(生涯学習文化財課)

調査協力者 木村昌夫、大石賢一、高橋昌幸、桜井和

仁、橋田雅彦、梅原紘明(湯河原町教委)、

岩本稔、米山健司(同町農政課)、高橋

徳(同町文化財審議委員会)、早藤義則、

常盤一真、富永幾久、榎本充(鍛冶屋金

山講)

調査面積 一二㎡

発見遺構 製鉄関連遺構

出土遺物 鉄滓、炭化物

遺跡の時代 古代(一〇世紀末から一一世紀初頭)

伝正宗屋敷確認に伴う足柄下郡湯河原町鍛冶

屋字桜郷九五三・六〇の試掘調査内容

一、はじめに

本試掘調査は、湯河原町教育委員会の依頼によ

り伝正宗屋敷の確認と埋蔵文化財の周知を目的と

して実施した。調査は二日間実施し、一日目は二

m×二mの試掘坑を設定し、人力による掘削を

行った。二日目は、一日目の掘削した範囲を拡張して、四m×四mの範囲を土層堆積状態を観察しながら重機による表土の掘削と、移植ゴテによる遺構確認^(を)を行った。掘削深度は一一〇cm～一二〇cmである。

二、調査結果

四m×四mの試掘坑である。地表から二〇cm～四〇cmが表土ならびに竹の根、小亜礫角礫を含む。その下位には径一m以上の巨礫を含む礫層を検出するが、試掘坑内でも堆積状態がやや異なる。

北西位置は初日に設定した範囲で、掘削前の現地の状況は調査対象範囲内では狭小ではあるが平場を形成していた地点である。その西側やや高位にも平場が存在したが、巨礫が散乱していたため当該地に試掘坑を設定した。地表下二〇cmで巨礫を含む礫層の堆積を検出したが、その下位には宝

永火山灰類似層を礫層下位に観察した。これらの礫層を除去すると、小砂利を含む黄褐色土、さらに炭化物を含むスコリア質の土層を検出した。以下、砂質層が互層に堆積しながら、地表下一一〇cmで径五cm程の鉄滓を検出、下位へ掘削するにしたがい鶏卵大～拳大と大型化する傾向があり、併せて炭化物、焼土の広がりを確認した。また、北東側の巨礫部分を頂上にドーム状に土層が堆積する。

試掘坑の南東側では、巨礫が表土から連続するが、地表下六〇cmで暗褐色土、二〇cmの茶褐色土の下位の砂礫層に混在するかあるいは直下に多くの鉄滓、炭化物、炉床の一部と思われる層状の焼土を検出した。鉄滓は拳大以上の大きさまで含んでいる。

三、調査所見

現地は箱根外輪山の南面、幕山（六二六m）の南に流下する新崎川の右岸、湯河原駅の北北東約二・五kmに位置する。現川床とは一五〇cmの比高差があり、周囲は慌憚^{（マヤ）}地であり保安林として景観が保持されている。

町教委（大石次長）によれば、鍛冶屋地区には古くから製鉄の言い伝えがある。今回の調査地点は正宗屋敷と伝承され、五郎正宗が作刀した土地であり、かつて金山彦命が祀られていたという。鍛冶屋に所在する五郎神社の祭神も金山彦命であり、新編相模国風土記では後三年の役（一〇八三）で源義家に従いその名を轟かせた平氏の鎌倉権五郎景政であるという。また、瑞應寺東側の鍛冶屋地区では、下水道工事等で鉄滓が出土したり、人家の庭先で採取したという聞き取りがある。鍛冶屋の地名に関連して、延享四（一七四七）年の鍛

冶屋村明細帳には「鍛冶屋」の職種は記載なしという。地名では正保年間（一六四四～一六四七）には定着していたようだ。鍛冶屋地区の小字は金井堂、饅場（ぬたば）、山田、弁当場など、通称としては正宗屋敷、素金の渡し、銅場、つくれー場など鉄に関連する地名や五郎神社、須賀社など鉄に関わる祭神が祀られている。

調査地点の平場は製鉄^{（マヤ）}（たたら）に必要な、薪の供給、鉄穴、足水、新崎川の清流^{（マヤ）}といった砂鉄精錬の格好の条件を備えた地点と言え、現地での鉄滓、炭化材、焼土の検出状況からかなりの広がりが見込まれる。また、同様の地形は新崎川流域に点在しており、鍛冶屋地区全域の分布調査を含めた総合的な調査によって、たたら製鉄の実態がより明らかになることが期待される。

なお、北西区で出土した鉄滓の観察と化学組成

分析では、炉底または炉壁と接した砂鉄系精鍊滓という結果を得ている (JFEテクノリサーチ 2004)。また、鉄滓中のヒノキ炭化材の放射性炭素年代測定では、cal AD 940-985 (信頼度五九・八%) PLD-3025 (AMS) (パレオ・ラボ 2004)、また出土炭化材の暫定値として cal AD 960-1290 (信頼度九四・二%) (東京大学放射性炭素年代測定室 2004) が算出されており、絶対年代として概ね一〇世紀末から一一世紀初頭が妥当な年代と想定される。

(調査位置図及び調査地点図 省略)

四、土層説明

一 表土

茶褐色土竹根、全体に小垂角礫を疎らに含み、
 臣礫が表土から地表下一二〇cm以上まで堆積する。

二 暗灰色土

上半部は宝永火山灰類似層で径一〇mm前後のスコリアを含む。下半部は茶褐色系統のスコリアを含む。

三 黄茶褐色土

上半部は小砂利混じりで、下半部中央に橙色スコリアを含む。北西区の本層下半部上面で炭化物の集中を検出した。また、両下底で層厚二cmの暗茶褐色砂質層が堆積する。

四 暗茶褐色土

下底に上下層の混土層である層厚二cm未満の黄暗褐色土層が堆積する。

五 黄暗褐色土

粘性がややある。

六 茶褐色土

砂質で粘性に乏しい。南区の下底では青灰色

の小砂利と巨礫を含む礫層が厚さ三〇cmにわたって堆積し、礫層中からも鉄滓が出土する。

七 黄茶褐色土

橙色スコリアをやや含む。南区では礫層直下

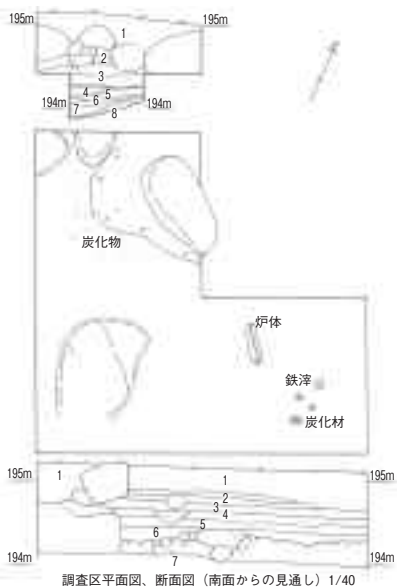
の本層に鉄滓、炭化物、焼土を多く含む。北

西区では砂質層で鉄滓を含む。

八 暗褐色土層

白色化した礫に混じって鉄滓が出土する。

五、調査区平面図、断面図



(伝正宗屋敷確認に伴う 足柄下郡湯河原町鍛冶屋

字桜郷九五三・六〇 (湯河原町No.二五遺跡) 試掘

調査概報」湯河原町教育委員会蔵)

原資料は横書き。

第四章 生活の諸相

戦後の混乱期が終息を迎え、昭和三〇年代に入ると、生活の中に電話やテレビ、電気洗濯機・冷蔵庫をはじめとする電化製品と並んで自動車が普及するようになった。もともと湯河原は、温泉観光地という性格から、これらの機器の導入が早くから進んでおり、町全体としての普及率は高い地域であった。テレビの受信については地形的に電波の届きにくい立地であり、受信のための協会を組織して対応するなどした。

また、この時期には、暮らしぶりの変貌だけではなく、住民意識や家族と社会のあり方など、目に見えないところでも急激な変化が現われた。一九五五（昭和三〇）年には町の平均家族数は約五人であったが、昭

和五〇年代に入る頃には三人台に、平成を迎えると二人台へと減少が続いている。この傾向は第一次産業の後退とあいまって、共同体意識にも影響を与え、伝統的な暮らしぶりを大きく変えることになった。

ところで湯河原の人口動態は、古く昭和一〇年代以降、ほぼ一貫して女性人口比率が多くを占めている。このことは温泉産業における女性の労働力の大きさを反映している。しかしながら華やかな観光産業を支え続けた女性たちへの待遇は必ずしも十分ではなく、「労働基準法」以後の諸法規によつて、ようやく恩恵が及ぶことになった。一般家庭の女性についても同様のことがいえる。昭和三〇年代には地域ごとに婦人会が発足し、開放的・合理的な家庭像を実現するための様々な活動が活発化した。これには一九五七年に開講した町民大学など、住民意識を啓発する機会が準備されたことがあざかっていった。

133

拡声装置施設助成費交付要領

拡声装置施設助成費交付要領

二八・四施行

三〇・四改正

第一節 町の暮らし

新設の場合 工事費を除く施設器具に要する

経費の二分の一以内

スピーカ増設の場合

工事費を除くスピーカ増設に要する器具費の三分の一以内

第一 地方振興計画の一端として本事業を三ヶ年継続

して管内全町村各部落に装置し拡声器を通じて各種事項特に産業・教育・文化・市況・天気予報その他一般住民に周知徹底をはかり生活文化の増進をはからうとするものである

第二 第一の目的を達成するため拡声装置をしようとする

町村又は農業協同組合に対し次の基準により予算の範囲内で助成金を交付する

第三 拡声装置をおかうとする町村又は農業協同組合

は交付申請書（以下申請書という）に計画書（様式一）並びに施設器具に要する経費見積書を添えて農業協同組合にあつては当該町村を経て地方事務所長（以下所長という）に提出しなければならない

但しこの場合重複した施設は認められない

第四 所長は申請書を受理したときはこれを審査し計画の適正なものについて助成承認の通知（様式二）をしなければならない

町村長又は農業協同組合長は施設の設置を完了したときは完了届（様式三）に請求書を添えて所

第五

したときは完了届（様式三）に請求書を添えて所

長に提出しなければならない

第六 所長は完了届を受理したときは直ちに現状を検査せしめ計画書と変りないときは直ちに助成金交付の手續をとらなければならない

第七 助成金の交付を受けた町村長又は農業協同組合長は第三の手續に準じて年度終了后一ヶ月以内にその部分にかゝる決算書(様式四)を二部提出しなければならない

第八 所長が助成承認の通知をしてから二ヶ月以内に正当の理由なく事業に着手をしないものがあるときはその承認を取消することができる

第九 申請書が提出されてから計画の変更を生じたときは直ちに所長にこれを報告して新に承認を受けなければならない

(様式一〜四省略)

(湯河原町役場蔵)

地方振興計画は、財政基盤の弱い町村を助成するための施策で、そのうち、放送機器による町内住民への情報周知を図ろうとするものが本資料である。火災や自然災害などの報知のほか、この二〇年後の腸チフス発生の際には緊急放送が流された。(『第四巻』一五三参照)

134 官庁における新生活運動について

三〇下総 第七一六号

昭和三十年十月二十七日

足柄下地方事務所長 印

各町村長 殿

官庁における新生活運動について

標記について、別紙写のとおり自治庁次長より通知があったので本運動の趣旨に即応しこれが実施に協力されるよう通知します。

なお、実施計画あるいは、参考意見等逐次御知らせ願います。

(別紙)

⑤ 自乙総発第二一八号

昭和三十年八月三十日

自治庁次長 印

各都道府県知事 殿

官庁における新生活運動について

標記の件が、本月十二日の閣議で別紙のとおり決定になりましたので、貴庁においても本運動の趣旨に即応し、これが実施について御協力願います。

なお、貴管下市町村に対しても貴恥から然るべく連絡方お取り計らい願います。

(別紙) 官庁における新生活運動について(昭和三〇、八、一二閣議決定)

一 趣旨

「新生活運動」の一環として、公務員のすべてが謙虚にそのあり方を自省し、国民全体に対する奉^(マ)任者としての自覚の下に規律正しく明朗にして能率的な恥域を作り上げるため、官庁内部においてもそれぞれの実情に即して新生活運動を力強く展開するものとする。

二 実施要領

(一) 総理府及び各省においては、適当な組織及び方法により、各恥域の特殊性に即した適切な事項を自主的に選択決定し実施するものとする。

(二) 外局、附属機関及び地方支分部局において、(一)に準じて措置するものとする。

(三) 内閣に「官庁新生活運動連絡会議」を設け、各省庁において行う新生活運動の連絡調整に当るとともに、随時その実施状況についての報告を持ち寄つて検討を加えるものとする。

(1) 組織 内閣官房長官の指名する内閣官房副長

官を議長とし、総理府、各省及び次に掲げる機

関の官房長或はこれに準ずる者を以て構成する。

警察庁、宮内庁、調達庁、行政管理庁、北海道

開発庁、防衛庁、経済企画庁

(2) 庶務 内閣総理大臣官房において処理する。

(四) 地域社会における新生活運動に対し、官庁及び

公務員は率先して協力するものとする。

(五) 地方公共団体 政府関係機関等においても以上

の趣旨に即応して実施するよう協力を求めるもの

とする。

(昭和三〇年 庶務書類 一種「湯河原町役場蔵」)

135 新市町村の有線放送電話業務の許可について

三三下総第二五一号

昭和三十三年四月十七日

各町長 殿

足柄下地方事務所長

新市町村の有線放送電話業務の許可について

有線放送電話業務を行おうとするときは、有線放送

電話に関する法律(昭和三十三年法律第五十二

号)第三条の規定に基き、郵政大臣の許可を受けな

ればならないが、とくに、新市町村建設計画に掲げる

当該施設については、今後次により取扱うことに、自

治庁と郵政省との間で協議が成立したから通知する。

一、新市町村建設計画に掲げる有線放送電話業務の用

務に供する設備の設置計画の策定に際しては、県知

事は、地方電波監理局長と協議し、その指導を行う

ものとする。

二、この場合、地方電波監理局長は、新市町村建設計

画の遂行に支障がないように措置するものとする。

三、県知事が地方電波監理局長と行う協議は、昭和三十

十三年二月二十八日付「昭和三十三年度に有線放送
電話施設の設置を予定している新市町村について」
に準じて行うものとする。

〔昭和三十三年 通牒等に関する綴〕湯河原町役場蔵

136 交通安全のための放送文

昭和三十四年六月四日

小田原警察署長

殿

初夏の候 益々御清祥の趣 お慶び申上げます

交通安全については常に特段と御配慮と御協力を頂き
深く感謝しておる次第であります。

さて、来る六月十一日から二十日まで全国交通安全運
動が行われることになり当署としても広く各方面から
の御援助御協力を頂き事故防止に最善の努力をいたし
たいと存じております。ついでには御繁忙中恐縮に存じ

ますが別添いたしました放送文〔案〕について放送方
御協力頂きたく御願ひ申し上げます

放送文〔案〕

〔朝、昼、夕、等〕

みなさん六月十一日から二十日まで春の全国交通安
全運動が実施されています

この運動は毎日く沢山の怪我人を出している交通
事故をみなさんの力でなくそうという運動です

皆さん互に正しく交通のきまりを守つて恐しい交通
事故のない明るい住みよい私の町にいたしましょう
交通事故の殆んどは交通規則を守らないことで起き
ています

ですから皆さんで注意し合い、力を合せて交通きそ
くを身につけ習慣づけましょう
道を歩くときは何時も右側通行
眞直ぐ横断を習慣づけましょう

自動車等の運転には何時も安全運転
特にきめられた速度

歩行者優先

相手がよけてからの追越

を身につけましょう

〔放送の合間前後等に〕

対面交通で交通事故をなくそう

今日も安全運転でお勵み下さい

右みて左みて眞直ぐ横断

道で遊ばぬよい子 よいしつけ

きそく守れば身が安全

片つけて広く使おう狭い道

〔昭和三十四年 雑件簿〕湯河原町役場蔵〕

交通事故の多発は、湯河原でも大きな問題になった。

とくに、福浦・吉浜・湯河原の三小学校では、それぞれ

の通学路に、狭くカーブの多い地点をかかえ交通量

も多いという危険個所が少なくなかった。

137 巡回映画会の開催について

三四湯教第五五八号

昭和三十四年六月三十日

湯河原町教育長 室伏秀平 印

殿

巡回映画会の開催について

昭和三十四年度第一回の巡回映画を左記のとおり開催
致します 多数の観覧者が有る様御協力をお願いします

記

一、日程

順番	月日	開始時刻	地区	会場	備考
1	七月二日	七時半	福浦	福浦公民館	土足厳禁
2	〃 三日	〃	川堀	農協会議室	〃
3	〃 四日	〃	吉浜	保育園	〃

6	5	4
〃 七日	〃 六日	〃 五日
〃	〃	〃
	門川 公会堂	鍛冶屋 青年会場
湯河原小講堂		門川連合子供会と共催
土足厳禁		〃

一、上映フィルム

(a) 有料フィルム (東映)

- 1 子供の広場 (劇映画) 五巻 五十分
- 2 ぐちつばいお母さん (社会教育) 二巻 二十分

3 日本の祭 (夏祭り二部) (文化) 二巻 二十分

4 鳴く虫の観察 (理科教育) 一巻 十三分

5 家族と老人 (生活) 二巻 二十分

6 夢見童子 (動画) 二巻 二十分

(b) 県立図書館フィルム

1 有情のかがり火 (US) (ママ) 二巻 二十分

2 若い仲間 (US) 二巻 二十分

3 救助されるまで (教配) 二巻 二十分

一 注意 履物を包む物は必ず御持参願います

(湯河原町役場蔵)

湯河原は観光地という性格上、地域全体としてはテレビ普及率が極めて高い町であった。しかし、本格的な普及をひかえた昭和三〇年代前半は映画館が複数あり、また啓発的・教育的主題の映画上映の機会も歓迎されていた。

138 電話自動化のおしらせ

初夏の候いよ／＼御多詳のこととお喜び申上ます

承らくお待たせ致しました電話の自動改式も着々とその準備も進み、今秋には実現を見る運びとなりました。就きましては、お宅で御使用中の構内交換設備は自動改式後はそのまゝでは使用出来なくなりますので対自動式に改造していただくこととなります。

お宅で依頼されている保守業者と御相談のうえ改造されますよう念のため御通知申し上げます。

記

一、特殊構内交換機（インターホン）を設備されてる（ママ）加入者は局線電話機（インターホンと接続する電話機）を四号A自動式卓上電話にお取替え願います。この場合取替前に御手数でも左記について性能検査を受けて下さい。

湯河原吉浜各局区内の加入者：湯河原施設区
二、構内交換機の改造および局線電話機の取替をした場合は「構内交換設備変更届」を提出して下さい。

昭和三四年七月一日

湯河原電報電話局

改式準備室長

湯河原町長 殿

〔昭和三四年 雑件簿〕湯河原町役場蔵

139 交通安全運動に協力方御願

昭和三十四年十月七日

小田原警察署

湯河原警部派出所長

湯河原町長 殿

交通安全運動に協力方御願

来る十月十六日より十月二十五日迄の十日間全国一斉に交通安全運動が実施されるのでありますが御繁尋のところ恐縮であります。本運動の趣旨に御賛同下さりまして別添の如き放送要旨を有線放送または映画館にあつては幕合放送していただき度御願申し上げます。
一般放送

「皆さん只今交通安全運動が行われています

お互に交通のきまりをよく守つて事故にあわない

よう心かけましょう」

「道^(ママ)を渡るときは右左を見て真直ぐに渡りましょう

斜の横断車の直前直後の横断はやめましょう

みんなで交通道徳を守つて交通安全に協力しまし

よう

(「昭和三四年 雑件簿」湯河原町役場蔵)

140 吉浜総合文化センター建設に関する請願書

議長殿

請願書

町有地であります旧吉浜出張所敷地及び農協所有地を
含む^(ママ)一体の合理的な利用方法について双方提携する場
合に於ては町当局として地区住民の将来を考慮した雄
大な構想があられる事と拝承致しますが、私共地元各
区長、各種団体関係代表者の当該土地に対する有効利
用について意見の一致を見ましたのでその概要を申し
上げ貴町と同調と寛大な理解に基づく適切な措置を切

にお願い申し上げる次第でございます。

吉浜地区におきまして青年の教育と区民の集いの場所
としての公民館の必要性は全区民の等しく認める処で
ありますが今日尚当地区にその施設がなく長らく代用
として存在した青年會場も昨今では建物の老朽化によ
つて使用にたえず、地区住民は甚だしき不自由を感じ、
又青年の教養面に及ばず影響も憂慮される虞が弔いの
で町当局の御配慮によりこの際吉浜地区に総合文化セ
ンターを建設し、住民の福祉と生活文化の向上を図る
画期的な殿堂にいたしたいと思います。

偶々吉浜区民の最大収入源であるみかんの販売収益は
一億円に達し農協を通じ共同販売の実績をあげている
のでございますがその作業場も設備の不完全と建物の
老朽によつて速刻^(ママ)改築の必要に迫られている状況でご
ざいます。

産業増長の拠点となる農協事務所倉庫の近代建築に併

〔せた公共施設及び住民各曾^(ママ)の利便に供する個室(区會、青年団、消防団、婦人會専用)並びに諸會議室等併合建築の早急な實施を痛感致しますのでよろしく御検討の上これが實現を期せられたく私共代表者の連名を以て請願申し上げます。〕

昭和三十九年一月三十日

吉浜東区長 家本近蔵

(外七名省略)

湯河原町長 八亀武雄 殿

(「昭和三十九年 會議録」湯河原町役場蔵)

141 新生活運動今後の方針について(案)

新生活運動今後の方針について(案)

新生活運動は戦後の大きな社会變動にあたって、自分たちの生活を守りそれを向上させてゆきたいという国民の願いと努力がいろいろな形で自然に結集され発

展してきたものであるが、従来は地域の活動、しかも農村地区を主として一般に進められてきた。

しかし国民経済の高度成長にもなつて社会の變動がきわめて広範かつ急激であり国民生活に大きな影響を及ぼしてきた。現在これをいかにして国民生活に適応させていくかが新生活運動の最大の課題となつてきた。従つてこの運動の今後の展開についてもこの社会情勢に應じて広範かつ強力に進められるべきであつて、今後は、運動の地域的組織化を図ることを中心に次の通りの運動を進めるものとする。

- (一) 新しい村づくり、町づくり運動
- (二) 職場を明るくする運動
- (三) 国土を美しくする運動
- (四) ぐらしの工夫運動^(ママ)
- (五) 青小^(ママ)年野外活動
- (六) 組織の強化

(七) 広報活動

(一) 組織の強化

現在組織されている市町村は六市一町一郡のみで
県下全般に運動が浸透^(ママ)していない。

この運動を全県的に展開し、また各地区の活動を
助長しそれを永続的に推進するため市町村の当局に
働きかけ運動の組織拡大をはかる。

事業としては次のとおり

- (ア) 県新生活運動推進協議会 年六回
- (イ) 〃 常任委員会 年一二回
- (ウ) 〃 国土美専門委員会 年四回
- (エ) 〃 企業体専門委員会 年三回

(二) 地域活動

民間に直結した活動の拠点である指定地区が廃止
されるが、まだその段階ではないので県において指
定し育成したい。

事業としては次のとおり

(ア) 指定地区（各市町村 地区）

- (イ) 〃 指導者研修会
- (ウ) 市町村担当者研修会

三^(ママ) 職域活動

近代産業のいちじるしい発展にともなう人間阻害^(ママ)、
個立化等の社会現象のなかで人間性を回復し、新し
い環境に対処する態度を確立するため推進事業場
（モデル事業場）を拠点とし、職域活動の拡大波及
をはかる。

事業としては次のとおり

- ア 新生活運動推進事業場（モデル事業場）指定
（中小企業） ヶ所
- イ モデル事業指導者研修会
- ウ 企業体経営者研修会
- エ 企業体別職域活動の推進（交通業、商店街等）

第一節 町の暮らし

(四) 国土美運動^(ママ)

これまでの三ヶ年間の運動の実績を基礎に市民性の向上^(ママ)、公德徳心の育成等に重点をおく。

事業としては次のとおり

- ア 美化推進活動（今までの八大都市国土美モデル地区が廃止されるので県下各地における活動の推進をはかる）

イ 旅の新生活運動

(五) ぐらしの工夫運動

家庭婦人を対象とし、ぐらしの工夫運動の基盤となる生活学校を開設する。

事業としては次のとおり

- ア 生活学校開設
- イ 生活学校運営協議会 年 回
- ウ 生活学校代表者座談会 年 回

(六) 青少年の野外活動

中小企業に働く青少年を重点とする野外活動を通

じて健全な仲間づくりをする。

事業としては次のとおり

- ア 働く青少年のキャンプ 年 回
 - イ 働く青少年のつどい 年 回
 - ウ 働く青少年のつどい大会 年 回
- (七) 広報活動

ア リーフレット

イ パンフレット

ウ 機関紙

作成

エ 市町村の広報紙利用

オ 灰皿 有線放送利用

〔自昭和三八年 至昭和三九年 広報に関する綴〕

湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

142 新成人アンケート結果

女性はパチンコがお好き 休日は娯楽で過す
湯河原で成人者にきく 現代ツ子気質^マあらわれる

【湯河原】さる一月十五日に湯河原町で行なつた成人式で湯河原青年学級が列席者の中からアンケートをとつたが、その集計が次のようにまとまつた。

▽問一、職業について ①公務員一四②商業五③会社員(事務)二四④会社員(工業関係)二四⑤家事手伝一四⑥学生三五⑦その他三五

▽問二、余暇の使い方(休日) ①旅行一九②ハイキング二一③映画三三④テレビ三二⑤読書三三⑥手芸二九⑦スポーツ一四⑧その他二六⑨パチンコ一六⑩帰郷二⑪寝る八

(平日) ①読書三六②テレビ四八③映画七④麻雀九

⑤将^(マ)ぎ三⑥手芸六⑦その他一〇⑧洋裁学習四⑨寝る、パチンコ一三⑩スポーツ八⑪部活動三

▽問三、青年学級を知っているか ①知っている三四②名前だけは聞いた六四③全然知らない四六

▽問四、青年学級入りをすすめられたら入るか ①入る二五②はいらない五一③わからない八一

▽問五、なぜ入級しないか ①趣味があわない一四②時間がない四二③夜まで家で出してくれない三④その他二〇⑤まだよく知らない三二⑥別に理由なし一一⑦

何のために学級があるのかわからない一一
▽問六、入級を希望する人に、学級日はいつがよいか

①月曜日四②火曜日三③水曜日四④木曜日十九時〜二十一時〇⑤同十九時半〜二十一時半五⑥金曜日〇⑦土曜日九

▽問七、なにかサークルに加入しているか ①いる一九②いない一一

▽問八、加入しているサークルは①男性↖鉄道友の会、経済学研究会、囲碁研究会、MFC友好会、青年学級②女性↖湯河原サークル、弓道③不明↖会社の青年部、山岳会

このアンケートは男三七、女九四、不明三〇、計一六一人についてきいた。

男女別にみると、余暇（休日）の使い方旅行、ハイキング、映画、テレビで女子が七〇、男子が二三という答が出たのと、パチンコで男四に対し女一二はちよつとおもしろい。

職業では公務員、会社員などサラリーマンが男女とも多く、学生の多いのも注目される。

青年学級については大半が知らないと答え、また入る意志を示さず、その理由は知らない、時間がないという理由で、女子は時間のないことが主たる理由になっている。また、このアンケートから、次第に団体生活

より、個人的主義というか、現代ソツ子気質がうかがわれる。

〔東海民報〕昭和四二年三月二日付

一九六六（昭和四一）年の成人式でのアンケート結果である。新成人は一九四六年生まれで全員がアジア・太平洋戦争後の世代であり、新時代の青年の生活意識が窺える内容である。参加者のうち、学生の占める比率が二〇%台前半という数字も時代を感じさせる。なお、アンケート実施主体の青年学級は一九六〇年六月に発足した。

143 真鶴町火葬場の本町住民の利用について

真鶴町営火葬場の湯河原町住民の利用に関する協議書

真鶴町と湯河原町は、真鶴町営火葬場の湯河原町住民の利用について、地方自治法（昭和二十二年法律第

六十七号) 第二百四十四条の三第二項の規定により次のとおり協議する。

(火葬場の増築)

第一条 真鶴町営火葬場(以下「火葬場」という。)の増築事業は、昭和四十一年度において真鶴町が施行する。

(事業費に対する湯河原町の負担)

第二条 前条の事業に要する費用のうち四百万円は湯河原町が負担するものとし、真鶴町に納付する。ただし、当該事業にかゝる起債は湯河原町負担金に充てるものとし、その償還の責は湯河原町が負い、湯河原町は当該償還年次計画にもとづき毎年度元利償還金相当額を真鶴町に納付する。

(現行条例の改廃措置)

第三条 第一条の規定による事業を完了したときは、真鶴町は、真鶴町営火葬場条例(昭和三十二年真鶴

町条例第二号)を速やかに改正するものとし、改正にあつては、湯河原町住民の火葬場利用につきその使用料および使用の方法については真鶴町住民と同一の条件をもって改正するものとし、湯河原町は、湯河原町火葬場使用料条例(昭和三十二年湯河原町条例第三十二号)を廃止するものとする。

二. 前項の規定による改廃の時期は同時期とし、その期日は両町の協議で定める。

(使用の方法)

第四条 火葬場の使用については、前条の規定による改正後の真鶴町営火葬場条例(以下「改正条例」という。)の定めるところによるものとし、真鶴町は、湯河原町住民の使用を拒むことはできない。

(管理経費の負担)

第五条 火葬場の維持管理および運営は真鶴町が行なうものとし、これに要する費用もまた真鶴町の負担

とする。

(施設改良費の負担割合)

第六条 第一条に規定した事業完成後に火葬場の施設を改良しようとするときは、両町において協議するものとし、その費用は、当該年度四月一日現在の人口(神奈川県人口調査要綱にもとづく毎月人口調査による)の割合により両町が負担し、事業は真鶴町が施行する。

(条例改正の場合の措置)

第七条 改正条例の全部または一部を改正しようとするときは、真鶴町はあらかじめ湯河原町に通知しなければならぬ。

二 前項の規定により改正された場合は直ちに当該条例を湯河原町に送付しなければならない。

三 前項の規定による送付があったときは、湯河原町は直ちに当該条例を公表しなければならない。

(火葬場の移転または廃止の協議)

第八条 真鶴町が火葬場の移転または廃止をしようとするときは、あらかじめ湯河原町と協議しなければならない。

(協議の履行)

第九条 両町は、この協議書の運用について信義を重んじ、誠実にこれを履行しなければならない。

(補則)

第十条 両町における環境衛生施設の共同化が進展したときは、一部事務組合により運用するよう努めるものとする。

二、この協議書に定めのない事項および内容につき疑義を生じたときは、両町が善隣互譲の精神をもって協議して定めるものとする。

以上のとおり協議が成立したので本書二通を作成し、両町長署名押印して各々その一通を所持する。

昭和 年 月 日

真鶴町長 尾森東次

湯河原町長 八亀武雄

(昭和四一年 二号 自六月至十二月 会議録「湯

河原町役場蔵)

144 湯河原町 人と地域の絆を育む条例

湯河原町 人と地域の絆を育む条例(平成二

十四年三月五日条例第九号)

わたしたちの町には、家族はもちろん、人と人、人と地域の絆を何よりも大切に作る気風が昔から引き継がれ、隣近所が互いに助け合い、支え合うことが地域社会の基盤となっていた。

しかし、近年、社会環境が大きく変化し、核家族化が進展する中で、人と人とのつながり、家族や地域社会との絆も弱まり、高齢者の孤立化、いじめや虐待な

どが社会問題となってきた。

こうしたことを背景に、町内行事、社会福祉活動、防災・防犯活動といった地域活動への参加も消極的になり、区会(自治会)への加入率も低下し、町民が地域の主体であるという当事者意識が薄れ、地域社会の基盤が弱まっている。

このような中で、東日本大震災で被災した人々や地域を守る人たち、さらには多くの国民が教えてくれた絆の大切さを教訓として、家族の絆を強め、人と人との絆を紡ぎ、隣近所や地域で、顔の見える豊かな人間関係を再構築していくことが重要であると考える。

ここに、家族、人と人及び地域社会における絆を育み、地域で支え合う社会の構築を促進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、町民、事業者及び町の役割を明

らかにするとともに、家族、人と人及び地域社会における絆を育み、地域で支え合う社会の構築を促進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 家族、人と人及び地域社会における絆づくりは、町民一人一人の家庭又は地域社会における人同士の触れ合い又は助け合いが基本となることから、それぞれの立場における役割を自覚し、自主的かつ主体的な取組を行うことを基本とする。

(町民の役割)

第三条 町民は、家族の愛情及び触れ合いを大切に、互いに助け合い、心のよりどころとなる家庭を築くよう努めるものとする。

2 町民は、地域社会において、互いに助け合い、支え合うよう努めるとともに、地域社会を構成する主体としての意識を高め、地域活動への積極的な参加

や区会への加入に努めるものとする。

3 町民は、地域活動に取り組むに当たり、町全体の発展を視野に入れて行うよう努めるものとする。

4 町民は、町を訪れた人々との触れ合いを大切にし、おもてなしの気持ちを持って接するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第四条 事業者は、町民又は町が取り組む地域活動に社会貢献活動の一環として参加し、又は協力するとともに、従業員も地域の一員として地域活動に参加できるよう努めるものとする。

(町の役割)

第五条 町は、絆づくりを支援する施策を推進するものとする。

2 町は、町民又は区会が自主的又は主体的に取り組む絆づくりのための地域活動を支援するものとする。

3 町は、全ての教育環境の中で、児童及び生徒に対し、絆をしっかりと紡ぎ、豊かな人間性及び生きる力を育むよう努めるものとする。

4 町は、絆づくりに関する施策を実施するときは、地域住民の福祉の向上を目的とする団体等と連携し、協働するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

145 ミカン農家の一年 — 内藤喜一日記 —

(表紙)

当用日記 一九六二

(前略)

○二月一日(月) 曇、夕刻より雨、箱根は雪の模様

元旦、なす事もなく一日を過す、年頭所感なし

○二月二日(火) 晴 マナ板は昨夜の雪で白し

午前 中へこもり

午後より牧子を連れ、小田原へ遊びに行く。

○二月三日(水) 晴

休、弘君、良夫君は連日専ら映畫、眞鶴の二番へ

磯釣に行く

ブダイはやっぱり駄目、カサゴ三尾

○二月四日(木) 晴れたり曇ったり

三日は終り、今日より仕事

向笠山(父・崙・弘・良・ス) 蜜柑畑の除草

○二月五日(金) 晴

敷草蒔り。(父・崙・弘・良) ハダン下—九〇束

○二月六日(土) 晴れたり雲ったり

崙—榎本豊君宅手傳い。小屋の材料を大屋製材で

「挽く。」

弘・良―敷草苜り。ハダン下―五〇束

○一月七日(日) 晴れたり雲ったり

敷草苜り(菘・弘・良) ハダン下―九五束

父―内藤勇君宅手傳い。貯藏庫用の丸太を大屋製

材で挽く。

○一月八日(月) 晴

敷草苜り(菘・弘・良) ハダン下―九五束

三人で昨日も今日もまるで競争の様

○一月九日(火) 晴曇

深沢茂君宅手傳い(菘・弘・良)

尾崎へ貯藏庫を建つ。

良夫君眼に塵を入れ、夕刻病院へ行く。

○一月十日(水) 曇 十時頃より雨降り出す

午前―向笠山(菘・弘) 石垣つき。

良夫君は病院

午後より三人で沼津へ映畫を見に行く。

○一月十一日(木) 曇 夕刻俄雨あり。夜星いず

向笠山(菘・弘・良) 石垣つき

○一月十二日(金) 晴

向笠山(菘・良) 石垣つき

弘君―湯山君宅手傳い。小屋の取こわし

○一月十三日(土) 曇

午前(菘・弘・良) 向笠山石垣つき

午後より餅搗き

○一月十四日(日) 晴

向笠山(菘・弘・良) 石垣つき

夜 十日会の新年会ありて、富田旅館に一泊す

あすから二番正月故、夜を更すも気樂なり

○一月十五日(月) 晴

休、皆と一夜を富田に明す。

夕刻まで部屋にこもりて、飲みつ、話しつ過す

夜 車谷尚一君宅の母屋の新築披露宴に招かる

○一月十六日(火) 晴

休、赤馬へ磯釣に行く。弘君、高夫君と三人

カサゴ―十尾

夜、鈴木歌吉様宅に於て、山之神講あり

○一月十七日(水) 晴曇

午前(菘・弘・良) 堆肥をカマスへ入れる

馬屋、豚肥出し。

午後―休

○一月十八日(木) 晴曇 夜に至りて雨

横当下(菘・弘・良) 蜜柑定植位置、西瓜播種位

置に穴を掘り、肥料を施す。

堆肥―五〇、硫磷―二、配合―一

堆肥は組合四輪車で二度運搬。父―一度乗って来

る

開墾―約半日

○一月十九日(金) 晴

横当下(菘・弘・良) 開墾

父―午前横当

○一月二十日(土) 晴

横当下(菘・弘・良) 開墾

父―午前―横当

○一月二十一日(日) 晴

横当(下)(菘・弘) 開墾

良―榎本実様宅手傳い。小屋の取こわし

父―午前―横当

○一月二十二日(月) 晴

横当(下)(菘・弘・良) 開墾

ス―横当除草

○一月二十三日(火) 晴曇、夕刻 山は雪がちらつ

いて見える。

横当下(菘・良・弘) 開墾

第一節 町の暮らし

春肥注文申込 硫安―二〇、過石―一五、硫加―
五、種粕―一〇、骨粉―四、硫燐―五

○一月二十四日(水) 晴

横当下(崧・弘・良・父―午前) 開墾

○一月二十五日(木) 晴

(崧・弘・良) 朝カイバ切りを始めるも、発動機
故障で修理に来て直してもらい、夕方までまご
くする。(裏の貯藏蜜柑の手入、マキ割、カイ
バ切り)

○一月二十六日(金) 晴

横当下(崧・弘・良・父―午後) 開墾

○一月二十七日(土) 晴れて風強し

横当下(崧・弘・良) 午前中内藤勇君に石割に来
てもらう。開墾

○一月二十八日(日) 晴

内藤勇君宅手傳い(父・良) 辯当場貯藏庫の建前

内藤繁隆様宅手傳い(崧・弘) 藁揚げ―開成町の
伊東様宅迄行き、トラック一台束ねて来る。

初場所千秋楽―大ホウ優勝

○一月二十九日(月) 晴れたり曇ったり

横当上(崧・良) ブルトーザー開墾、ブルト―
ザーで畑の土を上から下へ押す。(午後より)
弘―湯山様宅手傳い。小屋の建前

○一月三十日(火) 晴

横当上(崧・弘・良) ブルトーザー開墾、下根の
石垣を積む

○一月三十一日(水) 晴

横当上(崧・弘・良) ブルトーザーで土を下へ押
す。急傾斜の為思ふように行かず、未完成ながら
今日で打切る。

○二月一日(木) 晴

農休日

弘君は東京中野の姉さんの所へ行き、良夫君は横

浜見物

毘→向笠山の石垣つき

○二月二日(金) 晴・曇 夜一時雨あり

敷草苳り、運搬(毘・弘・良) 市が原→三〇、馬の寝

敷用→三五

弘君→東京より夜帰る。

○二月三日(土) 晴曇

敷草苳り、運搬(毘・弘) 市が原→三〇、裏→三〇

良夫→市が原貯藏蜜柑の手入

○二月四日(日) 晴

敷草苳り及び運搬(毘・弘・良) 市が原→四五束、

裏→三〇束、三圃馬を追ふ。

敷草 市が原→一〇五束

○二月五日(月) 晴れたり曇ったり

敷草苳り、運搬(毘・弘・良) 裏→三〇、寝敷用→

三五

○二月六日(火) 晴曇一時俄雨

敷草苳り及び運搬(毘・弘・良) 猪之久保→六五

束、裏→一〇束(元ちゃん三輪車に積んで来て

もらう)

○二月七日(水) 晴

敷草苳り及び運搬(毘・弘・良) 猪之久保→三十

五束、裏→三十束、寝敷用→十束

父→雑

○二月八日(木) 晴 夜に至りて曇る

敷草苳り及び運搬(毘・弘・良) 田圃→六十束

父、ス→除草

○二月九日(金) 曇

敷草運搬(弘・良) 田圃→三五束、猪之久保→三

五束、寝敷用→二〇束

鈴木豊作様宅手傳い(毘) 納屋の建前

父―村役―橋の材料出し

○二月十日(土) 曇 夜風強し

弘、良―敷草苳、寝敷用―三五束

毘―へギ切り―竹山、終つて向笠山石垣つき。

敷草(計) 市が原―一〇五、田圃―九五、猪之久

保―一三五、裏―一三〇、寝敷用―一三五、計六

〇〇

○二月十一日(日) 昨夜半の雨あがり晴れたり曇つ

たり、むし／＼と暑くさながら五月の陽気

家の排水土管のふせ替え(毘・弘・良)

○二月十二日(月) 曇時々晴

(毘・弘・良) 敷草苳を始め。向笠山―十五束(一

背負で中止)

十時頃より向笠山石垣つき。

(子豚購入) 三三三〇〇円

○二月十三日(火) 曇時々晴

敷草苳り(毘・弘 良―午前) 竹山で笹を苳る

向笠山―四五束(二台)

良夫君頭痛の為午前中で帰る。

ス―向笠山除草

○二月十四日(水) 晴

敷草苳(毘・弘・父―運搬) 向笠山―四五束(二

台)

○二月十五日(木) 晴

休、良夫君は風邪を直す為、家に残り、弘君と二

人で磯釣に行く。江之浦方面、カサゴ一六尾

○二月十六日(金) 晴

敷草苳(毘・弘・良) 向笠山―五〇(二台)

◎蜜柑出荷 裏―七八〇k

○二月十七日(土) 曇、寒し。

敷草苳(毘・弘・良) 向笠山―三〇、横当―三

〇(四台)

○二月十八日(日) 晴曇、三時頃より雨、夕に到りて再び晴

敷草刈(崙・弘・良) 竹山―竹を刈る。横当―四

五(三台)

父、ス―向笠山―除草敷草

○二月十九日(月) 晴風強し

敷草刈(崙・弘・良) 竹山―竹刈(向笠山―一五、

横当―四五) 四台

○二月二十日(火) 晴 風強し

敷草刈(崙・弘・良) 竹山で竹刈、横当―六〇束

(四台)

○二月二十一日(水) 晴 風強し

向笠山(崙) 石垣つき、二時頃より蜜柑剪定

弘・良―テレビ協会で東京へバス旅行

○二月二十二日(木) 曇

敷草刈(弘・良) 竹山で竹刈り、横当―二〇束

崙―剪定講習会及び十日会で研究会

敷草(向笠山―二〇〇束、横当―二〇〇束)

アメリカ人間衛星打上成功(昨夜) グレン中佐

○二月二十三日(金) 曇

崙―猪之久保蜜柑剪定

弘・良―カイバ切り。終つて夕刻剪定の枝片附け

父・母―午前、裏の敷草

○二月二十四日(土) 曇

(崙・ス・弘・良) ◎向笠山蜜柑出荷、組合四輪

車―七五箱、一九四五k

三時頃より猪之久保、剪定及び接ロー塗り、枝の

片附

父―午前―裏の敷草

組合作業場棟上棟式

○二月二十五日(日) 曇 夜に至りて雨となる

朝の間変電所の門柱を倒す。手傳いに三人(崙・

弘・良)で行く。

十時頃より裏の貯蔵蜜柑の手入

午後 弘・良―猪之久保敷草、崙―榎本様宅建前
の手傳い(父と交替)

榎本豊君宅手傳い―父(午前) 納屋の建前

○二月二十六日(月) 雨 曇

何十日ぶりかの雨

(崙・弘・良) 午前―肥料配合

午後―肥料運搬、裏―剪定、枝の片付け

○二月二十七日(火) 曇時々晴

市が原(崙・弘・良) 剪定、枝片付け、敷草、施

肥―配合―六俵

○二月二十八日(水) 晴

市が原(崙・ス・弘・良) 剪定、枝片付け、接ロ―

塗り、貯蔵蜜柑の手入れ、終って(一時半)

弘君―横当蜜柑の手入、崙・良―裏、剪定、枝の

片付け

○三月一日(木) 曇 晝頃より雨

餅搗き、四津夫君に手傳ひに来てもらう。午前中
で終る。

午後―休

○三月二日(金) 曇晴

向笠山(崙・弘・良) 石垣つき

○三月三日(土) 晴れたり曇ったり

向笠山(崙・弘) 石垣つき

父―馬鈴薯植え、其の他

良―繁隆様宅手傳い。石垣つき(おそ沢)

○三月四日(日) 晴

向笠山(崙・弘) 石垣つき

父―馬鈴薯植、石垣つきの手傳い

良―繁隆様宅手傳い。石垣つき

○三月五日(月) 晴れて暖し。五月頃の陽気

向笠山（崙・良・弘）石垣つき

馬（ママ）―仙痛で獣医を揚ぐ

○三月六日（火）曇、時々小雨

（父・弘・良・ス）横当下、石屋―飯村さんを頼み石を割ってもらう。手元

◎蜜柑出荷（裏）川崎関根行、特―三、天―八、鶴―二八、亀―一〇、四九 計三四三メ

崙―柏木森太郎様宅手傳い。母屋の建前

○三月七日（水）曇時々晴 風強し

向笠山（崙・弘・良）石垣つき

石屋―飯村さんを頼む

○三月八日（木）晴

向笠山（崙・弘・良）石垣つき。石屋―飯村さん

父―蜜柑出荷、其の他

◎蜜柑出荷（市が原）組合四輪車

○三月九日（金）晴れたり雲ったり

向笠山（崙・良）剪定

○蜜柑施肥（横当―一〇、向笠山―十一俵）

弘―下宿の手傳い。母屋の建前

○三月十日（土）明方より雨となるも間もなくやみ曇後晴

横当下（崙・弘・良・父）開墾、防風垣に松を植える。

○三月十一日（日）晴

花切り（父・崙・弘・良）ローソーク坊

◎蜜柑出荷（川崎関根行）裏―五〇箱

○三月十二日（月）晴

花切り（崙・弘・良）ローソーク坊

◎蜜柑出荷（組合）市が原分―四輪車五〇箱

○三月十三日（火）晴

花切り（ローソーク坊）（父・崙・弘・良）

夜西松建設飯場火事で焼ける

○三月十四日(水) 晴曇

花切り(菘・弘・良) ローソー坊

○三月十五日(木) 雨

午前(父・菘・ス・弘・良) 川崎行蜜柑撰果

花を組合四輪車でローソー坊迄父が取りに行き皆

で束ねる。

午後 車谷君宅に於て十日会あり

○三月十六日(金) 晴れて風強し

花切り(菘・弘・良) ローソー坊

◎蜜柑出荷、市が原(組合出) | 組合四輪車(四

十四箱)

裏(関根行) 三十箱—二一〇k

○三月十七日(土) 晴れて風強し

午前(菘・弘・良) 向山—剪定

◎蜜柑施肥(向山—四俵、田圃—三俵)

午後 菘—田圃の剪定

父・弘・良—若松屋火事場趾の整理の手傳い

○三月十八日(日) 晴

(菘・弘・良・ス—午後) 裏の剪定、接ロー塗り

◎蜜柑施肥(裏—一〇俵、猪之久保—六俵)

父—九州・中國方面旅行。議員仲間で早朝羽田を

出発

○三月十九日(月) 晴

横当下(菘・弘・良) 石運搬、ゴルフ場の方から

馬車で運び、かつき込み(マユ)

ス—除草

○三月二十日(火) 曇雨

休、弘君、良夫君故郷へ明日帰るので、今日は骨

休みにする。

弘君は東京の姉の所へ行き、良夫君と俺は小田原

へ映畫

○三月二十一日(水) 雨曇

弘君、良夫君といよく別れの日、十一月より約五ヶ月、明日からは一人になるかと思ふと寂しい送別会を夕刻よりやり、夜八時のバスで帰ってしまつた。さようなら！（弘君、良夫君今日帰る）

○三月二十二日（木）曇

車谷君宅手傳い（七菘）庭造り

○三月二十三日（金）曇、夕刻より雨

（七菘・ス）向笠山、横当―剪定、枝の片附け

貯藏蜜柑の手入

○三月二十四日（土）雨 午後より曇、夕刻より再び雨

び雨

（七菘）午前―馬屋の肥出し。納屋の整理

午後―横当、剪定

○三月二十五日（日）晴

横当（七菘・ス）剪定、枝の片附け、その他

○三月二十六日（月）曇、時々雨

午前（七菘）横当下石垣つき、雨に降られて帰り

午後又雨がやみ、カラタチ苗をこぐ

○三月二十七日（火）晴

午前―カラタチ苗を田圃に植える。五五〇本

午後―深沢勇君の祝言

○三月二十八日（水）晴れて風強し

伊東へ剪定に行く（茂・元次・七菘）

○三月二十九日（木）曇

マダラメへ剪定に行く。（豊・元次・茂・正・幾

久・七菘）

○三月三十日（金）小雨降ったりやんだり

午前―カラタチ植、裏―三五〇本

○三月三十一日（土）晴

横当下（七菘・父・ス）石垣つき

○四月一日（日）晴

横当下（父・七菘・ス）開墾

◎蜜柑出荷 横当―組合四輪車(五十一箱)

○四月二日(月) 晴曇

喜文、牧子、スミ子と四人で今里へ節句に行く。

三島樂壽園で子供を遊ばせてから行く。

○四月三日(火) 雨

午後より夏の雨の様に強く降り、切角の節句と云

ふに家に閉じ込められる。

○四月四日(水) 晴

今里を朝出。沼津で遊び夕刻帰宅

○四月五日(木) 晴

午前 父―蜜柑作り(◎蜜柑(裏)ダンボール―

四(一箱―二〇〇〇円)、菰―野菜の播種床を作

り、播種施肥の切返し。(苗床、西瓜播種)

午後 父―横当下西瓜播種、菰―裏 蜜柑石川苗

木定植

○四月六日(金) 曇

横当下(菰) 蜜柑苗木定植

○四月七日(土) 曇、晴

横当下(菰・父) 蜜柑定植、西瓜播種、堆肥運搬

―組合四輪車

○四月八日(日) 曇、小雨ばらつく

横当・横当下(父・菰・節・千・ス―午前) 蜜柑

植、西瓜、キウリ、ゴボ―等播種

◎蜜柑定植、横当下(杉山三年生―一二〇本、宮

川早生―二十五本) 一四五本、横当(道上) 杉山

三年生―二〇本

○四月九日(月) 曇

猪之久保水道工事(菰) 薬剤撒布用水に水道を関

係者で引く。

◎馬を出す。馬の具合悪く(一ヶ月前より食欲な

し) 獣医に診てもらっても良くなる可能性なしとの

事、やむを得ず出し。

父―組合四輪車で平塚ト殺場に連れて行く(二万

八千円)

○四月十日(火) 雨

午後より自宅に於いて、十日会を行ふ。

○四月十一日(水) 晴

薬かけ、ボルドー液撒布(父・母・菘) 繁隆 克

明―午前(横当、向笠山、克明君宅横当、市が原)

○四月十二日(木) 曇、夜雨

薬かけ(父・母・菘) 繁隆様、繁隆様宅(ヤナ久

保、田圃の小麦)、猪之久保、田圃

○四月十三日(金) 曇雨

向笠山(菘) 蜜柑藤中五年生定植

十一時頃より雨

○四月十四日(土) 曇

向笠山(菘) 藤中五年生定植

○四月十五日(日) 晴曇

一家総動員、裏―薬かけ

◎蜜柑出荷(裏) 及ネーブル、夏柑、個人荷造、

神田へ出す。

○四月十六日(月) 夜明頃より雨となるもまもなく

やむ

(菘) 午前―馬屋の肥出し、その他

午後―向笠山、蜜柑苗木定植、その他

○四月十七日(火) 小雨降ったりやんだり

向笠山、蜜柑植え、石垣つき

○四月十八日(水) 晴

北村成敏様宅手傳い(菘) 四津夫君、剪定(白石)

○四月十九日(木) 晴

向笠山(菘) 石垣をついた所の整理、石運搬

○四月二十日(金) 晴

午前―餅つき

午後(菘)(向笠山・田圃) 蜜柑苗木の枝をへギ

で引張る

○四月二十一日(土) 晴

五郎神社祭典

○四月二十二日(日) 晴

五郎神社祭典、御コシをかつぐ。

○四月二十三日(月) 晴

午前雑用、午後―ミコシカツギの鉢拂い。

○四月二十四日(火) 晴

向笠山(石垣つき)

○四月二十五日(水) 曇晴

春子東京へ嫁に行く。祝言で東京へ行く。

○四月二十六日(木) 曇、十時頃より雨

中條の手傳い。(菘) 蜜柑の肥料やり。

○四月二十七日(金) 晴

母と喜文を風祭の病院へ診察に連れて行き、午後

より中條の兄の腹の手術の為市立病院へ行く。

夜 喜文四十度の熱を出し、^(ママ)保険所の医者^(ママ)の往診を仰ぐ。

○四月二十八日(土) 晴

櫻郷植付(菘) 七人共同の山へ植付けに行く。

○四月二十九日(日) 晴

向笠山(菘) 石垣つき

夜 自動車を習いに中孝へ行く。

○四月三十日(月) 晴

向笠山(菘) 石垣つき、午後より除草、オーチャ―

ド苺

夜―自動車を習いに中孝へ行く。

母、ス―猪之久保除草

○五月一日(火) 晴曇

茶摘(母□ 外十一人) 猪之久保、向笠山、裏(六

八・三k)

菘、猪之久保―オーチャード苺、向笠山―除草、

茶葉運搬

○五月二日（水）曇晴

（菘）堆肥の切返、猪之久保―里芋植、裏―ケン

タツキー苺、除草、南瓜植、ナツパ播種

◎蜜柑植（裏）（石川五年生―一本、藤中五年生―

一本、レモン五年生―一本、オレンジ三年生―

一本、キーヤさんの新品種三年生―一本）

母―茶摘の手傳い

○五月三日（木）曇

横当下、横当（菘・父―午前）除草、アナ苺

朝の間―猪之久保の夏柑苗木を移す。

□、母、ス―茶摘の手傳い

○五月四日（金）曇 夜に至りて雨

向笠山（菘・父―午前）除草、アナ苺、朝の間―

蜜柑植え（◎蜜柑定植、藤中五年生、計三十五本

（向笠山）

母・□―茶摘の手傳い。

○五月五日（土）雨

○五月六日（日）曇晴

向笠山（菘）除草、オーチャード苺

父―向山（半日）

□・ス―茶摘の手傳い

○五月七日（月）曇

向山（父・菘）除草、オーチャード苺

母・ス―茶摘の手傳い。

○五月八日（火）晴

横当（菘）除草、オーチャード苺

母―茶摘の手傳い

○五月九日（水）曇、晝過より雨

向山（父・母・菘・ス・□）外手傳人、茶摘（五

○k）、除草

○五月十日（木）曇 間もなく晴

第一節 町の暮らし

向笠山（菘）石垣つき

北村信一君宅に於て夜十日会あり。

○五月十一日（金） 晴

向山（母、菘、ス）外手間人―四人、茶摘（八五・

三k）

○五月十二日（土） 雨

○五月十三日（日） 晴 風強し

横当、午前―西瓜植・其の他―父・菘

内藤實様―家の横当の茶を摘む。午後より、その

手傳い。

ス・母―茶摘の手傳い

○五月十四日（月） 晴曇、夜に至りて雨となる。

今日より鴨宮自動車学校へ通い始む。

○五月十五日（火） 雨

自動車学校

○五月十六日（水） 曇

自動車孝校、帰ってスミ子と田圃の摘花

○五月十七日（木） 曇

蜜柑園視察、十日会で乗用車三台で西浦へ行く。

母―茶摘の手傳い

○五月十八日（金） 曇

自動車孝校、三時頃よりスミ子と田圃の摘花

○五月十九日（土） 曇、雨

孝校

○五月二十日（日） 晴

孝校を休む。向山―摘果（七菘）、田圃―摘花（菘・

ス）

○五月二十一日（月） 晴

孝校

○五月二十二日（火） 晴

孝校、三時頃より陸稲用の堆肥を合せ、豚肥を出

す。

○五月二十三日(水) 曇、午後より雨

孝校

○五月二十四日(木) 晴

孝校は休、施肥及び摘果、尿素(裏―二、田圃―

一、猪之久保―一・五、市が原―一・五、向山―

一)

○五月二十五日(金) 曇一時雨又曇

孝校、帰って 裏―トマト・ピーマン・カボチャ

植、其の他

○五月二十六日(土) 晴

孝校、帰って裏のアナ苺、横当へ組合三輪車で肥

料を運ぶ

○五月二十七日(日) 曇、午後より雨

孝校を休む(菘・ス) 尿素(横当―三、向笠山―

三)、向笠山―除草、陸稻播種

○五月二十八日(月) 晴

孝校

○五月二十九日(火) 曇

孝校、帰って向笠山除草

○五月三十日(水) 晴

孝校、帰って田圃―苗木の芽かき

○五月三十一日(木) 晴れて暑し

向笠山(菘・ス) 除草、陸稻播種(孝校―休)

○六月一日(金) 晴

横当(菘・ス) 除草、ササゲ播種

○六月二日(土) 晴、夕刻より曇

市が原・裏(菘・ス) 除草、其の他

○六月三日(日) 曇時々雨

孝校

○六月四日(月) 雨降ったりやんだり

孝校

○六月五日(火) 晴

第一節 町の暮らし

李校、帰って田圃の敷草

○六月六日(水) 曇

李校、帰って田圃、敷草、アナ苧

○六月七日(木) 曇雨

横当(父・菘・母) 麦苧、西瓜の施肥敷草、一時

頃雨で帰る

○六月八日(金) 雨

李校

○六月九日(土) 雨降ったりやんだり

李校

○六月十日(日) 雨

李校

○六月十一日(月) 雨

李校

○六月十二日(火) 雨

李校

○六月十三日(水) 雨

李校

○六月十四日(木) 雨後曇

○六月十五日(金) 曇

李校、帰って晝より繁隆様宅麦こき

○六月十六日(土) 曇晴

李校

○六月十七日(日) 晴

李校

○六月十八日(月) 晴

李校

○六月十九日(火) 晴

(菘・ス・父―朝の間) 麦こき、其の他

○六月二十日(水) 晴

薬かけ(父・菘・繁隆様) 横当・向笠山

自動車来る。七五〇〇円

○六月二十一日(木) 曇

午前(父・母・菫) 繁隆様宅手傳い。薬かけ

午後(父・母・菫・繁隆様) 横当下、西瓜敷草

○六月二十二日(金) 晴

孝校

○六月二十三日(土)

孝校

○六月二十四日(日) 晴曇

午前―雑用(菫)

午後 孝校、予備試験バス

父・母―中條の手傳い。田植え

○六月二十五日(月) 曇雨

午前(父・菫・ス) 裏の薬かけ

午後―孝校

父・母―夕方より佐渡方面へ旅行に出掛ける

○六月二十六日(火) 曇

孝校、コース発表。一号コース

○六月二十七日(水) 曇

孝校、明日は卒業試験。神に祈る様な気持ち

○六月二十八日(木) 晴れたり曇ったり

◎自動車孝校卒業試験

吾ながら見事な出来(九二点)でパス。こゝに

一ヶ月有余の劳苦遂にむくわる。生涯忘れる事の

出来ぬ大きな喜び。たゞ堀内勲先生に謝す。

○六月二十九日(金) 雨

◎横浜へ自動車免許の孝科試験に行く。勉強せず

心配したが無事パス(法令―九五、構造―九〇点)

○六月三十日(土) 雨

休、久しぶりで心身共休まる。

○七月一日(日) 雨曇

農休日、午後より磯釣り

○七月二日(月) 雨

第一節 町の暮らし

○ 李校の先生にお礼に行く。

○ 七月三日(火) 曇

○ 蜜柑施肥(菘) 横当・向笠山・市が原

○ 七月四日(水) 曇雨

○ 蜜柑施肥(菘) 裏・田圃

○ 七月五日(木) 雨

○ ◎男子生る。朝八時十七分

○ 七月六日(金) 雨

○ 七月七日(土) 雨後曇

○ 午後より(菘) 猪之久保、施肥、アナ苺

○ 七月八日(日) 曇

○ 猪之久保(菘) 除草

○ 七月九日(月) 雨

○ ◎自動車免許証を小田原署へ取りに行く

○ 七月十日(火) 雨

○ 喜文を連れて風祭の病院へ行く。天下晴れて運転

○ 七月十一日(水) 曇

○ 花切り(父・菘) ローソー坊

○ 七月十二日(木) 晴

○ 花切り(父・菘) ローソー坊

○ 七月十三日(金) 晴時々曇

○ 向山(父・菘) 薬かけ(午前中)

○ 午後(菘) 田圃除草

○ 七月十四日(土) 晴時々曇

○ 市が原(菘) 除草、アナ苺

○ 七月十五日(日) 晴

○ 薬かけ(父・母・菘) 市が原・田圃・猪之久保

○ 七月十六日(月) 晴時々曇

○ (菘) 除草、苗木の虫除けの紙巻(田圃・裏)

○ 七月十七日(火) 曇、夕刻より雨

○ (菘) 除草(裏・向笠山)

○ 七月十八日(水) 小雨降ったりやんだり

午後より磯釣り。赤馬

○七月十九日(木) 晴曇、夜雨あり

勇君三島へ引越しの手傳い。自動車で行く。

事故を起す。トラツクに接觸

○七月二十日(金) 曇

横当(父・菘・母) 除草、人参播種

午前(父・菘) 吉浜の畑へ押出した土を除去

○七月二十一日(土) 晴

三島署へ行く。

父・母―向笠山、除草

○七月二十二日(日) 曇 むし暑し

向笠山(母・菘・節・父―午前) 除草、アナ荳

陸稲―施肥、中耕

○七月二十三日(月) 晴時々曇

向笠山(父・母・菘・節) 除草、アナ荳

○七月二十四日(火) 晴

向山(父・菘) 除草

○七月二十五日(水) 晴れて暑し

横当(父・母・菘) 除草、アナ荳

○七月二十六日(木) 晴れて暑し

向山―午前(父・母・菘) 除草、アナ荳

午後(菘) 田圃―蜜柑苗木に虫除けの紙を巻く

○七月二十七日(金) 曇一時雨あり

横当・向笠山(父・母・菘) 除草、アナ荳

○七月二十八日(土) 雨

休

台風―紀伊半島を通過、日本海に抜ける

○七月二十九日(日) 晴

アジャ山(菘) 下荳

○七月三十日(月) 晴

釣、中條親戚五人で福浦より舟で伊豆山沖へワカ

ナゴ釣に行く

第一節 町の暮らし

- 七月三十一日(火) 晴れて暑し
午前(父・菘) 西瓜のおどし
午後(菘) アナ荳
- 八月一日(水) 晴
休、子供を三ツ石へ連れて行く
- 八月二日(木) 晴
午前(父・菘) 田圃―除草、芽かき
- 八月三日(金) 晴 風強し(台風日本海通過)
(菘) 午前―田圃―除草、午後―裏―摘果
- 八月四日(土) 晴れて暑し
猪之久保(菘) 除草、摘果
- 八月五日(日) 晴
摘果(菘) 午前―猪之久保、午後―裏
父―ニコチン撒布
- 八月六日(月) 晴
花切り(父・母・菘) ローソー坊
- 八月七日(火) 晴
花切り(菘) ローソー坊
- 八月八日(水) 晴
花切り(母・菘) ローソー坊
- 八月九日(木) 晴
(父・菘) 午前、父―裏除草、菘―市が原―摘果、
虫取り
- 八月十日(金) 晴
午後(父・菘) 裏―除草、田圃―水を入れる。
- 八月十一日(土) 晴れたり曇ったり
喜文を風祭の病院へ連れて行く。
- 八月十二日(日) 晴
花切り(菘) ローソー坊
- 八月十三日(月) 晴時々曇
午前(父・菘) 横当(上)―除草
午後、菘―テレビ有線の役、電柱運搬

草柳忠雄君一家が来たので、朝皆で西瓜もぎに行

き休む。夕刻マキ切り

○八月十四日(火) 晴

(七) 午前―薪作り。

午後―自動車の整備、成敏君に来てもらう。

○八月十五日(水) 晴

お盆、朝西瓜を横当へ取りに行つて来る。休

○八月十六日(木) 晴

お盆、磯遊び

○八月十七日(金) 晴

(七・ス) 午前―市が原、除草、摘果

午後―向笠山、除草、摘果

父―午後、ニコチンかけ、向山・田圃・裏

○八月十八日(土) 晴曇夜に至りて雨

台風十二号接近

向笠山(七・ス) 除草、摘果、虫取り

父―鈴木八郎様宅手傳い。庭造り

○八月十九日(日) 曇

台風房総沖にそれる。

◎蜜柑施肥、尿素(横当―二、向笠山―二・五、

猪之久保―一、田圃―一、裏―〇・五)

○八月二十日(月) 曇雨

七―横当―摘果、道刈

父―ネギ植

○八月二十一日(火) 晴

父母―横当除草。

七―ニコチンかけ―猪之久保・向笠山・横当

(下)・横当、アナ苳

○八月二十二日(水) 曇

(父・母・七) 西瓜もぎ、横当―除草

○八月二十三日(木) 晴

向笠山(七) 石垣つき

父・母・節―午後より、向笠山除草

○八月二十四日(金) 晴

向笠山(菘) 開墾

父母―午後より、向笠山除草

○八月二十五日(土) 晴曇、夕刻より雨

向笠山(菘) 石垣つき

○八月二十六日(日) 雨

台風十四号三重県通過

○八月二十七日(月) 曇時々晴

石を横浜に持って行く(父・菘―四津夫・成敏・

元次) 北村石材のトラツク

○八月二十八日(火) 曇時々晴

(菘) 午前―蜜柑施肥(化成、裏―四、田圃―二、

市が原―三、猪之久保―三)、午後―向笠山石垣

つき

○八月二十九日(水) 雨曇

午後、菘―向笠山石垣つき、父・母―西瓜趾地の

整理

○八月三十日(木) 晴

午前(父・母・ス・菘) 西瓜、アズキ取り

午後(父・菘) 白菜播種、ニコチンかけ、蜜柑施

肥(化成、横当―五、横当(下)―二)

○八月三十一日(金) 晴

フツソール散布(父・菘・元次君手傳いに来る)

成敏君宅、蜜柑園撒布、撒布(市が原―五、田圃

―三)

○九月一日(土) 晴

十日会で視察ドライブ

十日会一同で自家用乗用車三台を連ね視察に出か

ける。朝五時出発、晝過ぎ佐久間ダム到着、夕刻

館山寺着、山長旅館に一泊

○九月二日(日) 晴

朝旅館を出、三方が原のブル開墾地を視察、夜帰宅

○九月三日(月) 晴曇

(菘・ス) 西瓜もぎ、大根・ナツパ播種、ササゲ収穫、撒布(ニコチン―蜜柑、エンドリン―菜類)、向笠山施肥(化成―六俵)

○九月四日(火) 雨

午後より鈴木嘉一様宅に於て十日会あり

○九月五日(水) 曇時々晴

午前(菘) 向笠山石垣つき

午後、花屋の招待で、三光荘で一杯やる

○九月六日(木) 曇、むし暑し夜雨あり

川堀へ手傳い(菘、繁隆様) 貯蔵庫敷地の石垣つき

き

母―市が原除草

○九月七日(金)

○九月八日(土) 曇雨

午前(菘・ス) 向笠山―石垣つき、除草

○九月九日(日) 晴れて暑し

向笠山(菘・ス) 石垣つき、除草、撒布(横当・向笠山―ニコチン、太根^(ママ)―エンドリン)

○九月十日(月) 晴

十日会で蜜柑園視察、仲間の畑

○九月十一日(火) 晴

向笠山(菘・ス) 石垣つき、除草

○九月十二日(水) 晴

向笠山(菘) 石垣つき

除草(ス) 午前―向笠山、午後―田圃

○九月十三日(木) 晴

向笠山(菘・ス) 石垣つき

○九月十四日(金) 曇時々晴

花切り(父・菘) 中の山

○九月十五日(土) 晴

花切り(父・菑・繁隆) 中の山

○九月十六日(日) 晴

川堀の手傳い(菑) 貯藏庫の建前

○九月十七日(月) 曇時々晴

花切り(菑・繁隆・四津夫君) 中の山

○九月十八日(火) 曇雨

花切り(父・菑・繁隆・四津夫君) 中の山

午前中で帰る

○九月十九日(水) 晴

花切り(父・菑・繁隆・四津夫君) 中の山

○九月二十日(木) 晴

横当下(父・菑・ス―午前) 西瓜の趾地の整地、

大根播種

ス―午後より田圃除草

○九月二十一日(金) 晴

猪之久保(菑・ス) 除草、アナ苺、虫取り、ケン

タツキ―播種、夕刻―田圃のアナ苺

○九月二十二日(土) 曇

中條の手傳い(菑) 貯藏庫の壁塗り

ス―裏の除草、虫取り

○九月二十三日(日) 曇夜雨

水道の役(菑)

○九月二十四日(月) 曇時々晴

(菑・ス) ◎蜜柑初出荷(四・五二k)、一七箱(市

が原―一〇箱、裏―七箱)

夕刻―裏の除草、アナ苺

○九月二十五日(火) 晴

市が原・裏(菑・ス) 除草、アナ苺、蜜柑の虫取

り

○九月二十六日(水) 晴

裏(菑・ス) 除草、アナ苺、蜜柑の虫取り、夏芽

切り

○九月二十七日(木) 晴

薬かけ(父・菘・ス) 裏―ケルセン

午後(菘) 豚の肥だし、其の他

○九月二十八日(金) 晴

横当(菘・ス) 除草、アナ苺、ラツキヨウ植え

菜類―薬かけ、間引、施肥、中耕

○九月二十九日(土) 晴

横当(ス・菘) 除草

○九月三十日(日) 晴

(菘) 午前、裏―サビダニ蜜柑摘果

午後、向笠山―アナ苺

○十月一日(月) 晴

(菘・ス) 横当(除草、ケンタツキー播種)、向笠

山(除草、早生蜜柑もぎ、其の他)

○十月二日(火) 晴

◎早生蜜柑出荷(父・母・菘・ス) 石油(市が原

―十七箱、向笠山―五箱)、特二、天七、鶴一七、

亀一八、計四四

○十月三日(水) 晴

向笠山(菘・ス―午前) 除草、アナ苺

○十月四日(木) 曇

休、成岡君と三ツ石へ磯釣り

○十月五日(金) 曇、晝頃より雨

向笠山(菘) 開墾(午前中)

○十月六日(土) 晴

内藤勇君宅手傳い(菘) 貯蔵庫棚材の製材

○十月七日(日) 晴

向笠山(菘) 石垣つき

保育園運動会

○十月八日(月) 晴

向笠山(菘) 石垣つき

第一節 町の暮らし

○十月九日(火) 晴

杉山源吾様宅手傳い(七廿) 貯蔵庫建前

○十月十日(水) 晴

村役(七廿) 道作り―竹山

○十月十一日(木) 曇雨

向笠山(七廿) 石垣つき

午後より雨、石垣より落ち、手と肩を痛める

○十月十二日(金) 曇

休

○十月十三日(土) 曇

休

○十月十四日(日) 曇時々雨

ソフトボール大会、四組―二回戦で敗る

十二組優勝

○十月十五日(月) 曇時々雨

休、磯釣

○十月十六日(火) 晴

午前―大根の間引

○十月十七日(水) 晴

休

○十月十八日(木) 晴

今里へ自動車で子供を連れて行く。

○十月十九日(金) 晴

今里より帰る

○十月二十日(土) 雨曇

休

○十月二十一日(日) 雨

休、午後より、ホテル観山で自動車学校同期生で

一杯、前後不覺家へ帰る(ママ)て知らず

○十月二十二日(月) 曇

(七廿) 文化村横道路ホ装工事に出る。

○十月二十三日(火) 曇

(菘) 午前―横当下、大根の間引、施肥、中耕
午後―向笠山、石垣つき

○十月二十四日(水) 晴

(父・菘・ス) 午前、陸稻蒔り

午後、◎向山早生蜜柑もぎ、k―組合出荷、蜜柑^(ママ)

施肥―三

○十月二十五日(木) 晴

裏(菘・父―午前) 裏の貯蔵庫の裏へ、西松のダ
ンプで土を入れて貰ふ。

○十月二十六日(金) 晴曇

(菘・ス―午前) 陸稻揚げ、蜜柑施肥(横当―七、
向笠山―八)

◎早生蜜柑もぎ、六〇k(横当・向笠山)―組合
出荷

○十月二十七日(土) 曇、夕刻より雨

午前(父・菘・ス) 陸稻こき

午後(菘) 蜜柑施肥(裏―九、市が原―六)
○十月二十八日(日) 雨

休

○十月二十九日(月) 雨

○十月三十日(火) 晴

向笠山(菘) 石垣つき

○十月三十一日(水) 晴

向笠山(菘) 石垣つき

○十一月一日(木) 晴

内藤敬様宅手傳い(菘) 丸山貯蔵庫建前

○十一月二日(金) 晴

向笠山(菘) 石垣つき

○十一月三日(土) 曇晝より雨

午前(菘) 向笠山―石垣つき

○十一月四日(日) 晴

向笠山(菘) 石垣つき

○十一月五日(月) 晴

(菑) 午前、◎蜜柑施肥(猪之久保一六、田圃一

三)、午後、カンラン定植、陸稲の株こぎ

スー午前、猪之久保一蜜柑の剪定、枝の片附け

○十一月六日(火) 晴

午前(菑) ホテル観山の片附の手傳い。植木を貰

つて来る。

午後(菑) 向笠山一石垣つき

○十一月七日(水) 晴

午前(菑・ス) ◎輸出蜜柑もぎ、k₍₁₎市が原

午後(菑) 向笠山石垣つき

○十一月八日(木) 晴

午前(菑) ◎蜜柑もぎ(田圃) 約二十五メー石油

箱送荷を四箱作る。

午後(菑) 向笠山一石垣つき

○十一月九日(金) 晴

午前、中條の平塚へ頼まれて、自動車で表カラを
積みに行く。

午後、鈴木正光君の父の葬式

夜、榎本豊君宅に於て十日会

○十一月十日(土) 曇、夕刻より雨

向笠山(菑) 石垣つき

夜、ホテル観山の庭石すえの手傳いに行き、夜半

一時頃帰る

○十一月十一日(日) 晴

向笠山(菑) 石垣つき

○十一月十二日(月) 晴

向笠山(菑) 石垣つき

○十一月十三日(火) 晴

午前(菑) ◎輸出蜜柑もぎ、k₍₁₎田圃

午後(菑) シヨウガ収穫、其の他

○十一月十四日(水) 曇

向笠山（菑・宏）石垣つき

○十一月十五日（木）曇午後より雨

午前中（菑・宏）向笠山―石垣つき

○十一月十六日（金）雨

○十一月十七日（土）晴

向笠山（菑・弘）石垣つき

○十一月十八日（日）朝晩雨日中曇

向笠山（弘・菑）十時より三時半迄石垣つき

○十一月十九日（月）晴

サンソ液撒布（菑・弘・ス・父―十時迄）市が

原・裏

夕刻、向笠山の悪系統の蜜柑の木を切り植替える。

ジュース出荷七二枚

○十一月二十日（火）晴曇

横当（菑・弘・ス―十時より）◎貯藏蜜柑もぎ始

め、半箱―一〇〇箱

弘君の姉さん来る。三時頃弘君帰る。

○十一月二十一日（水）雨曇

（菑・弘）リング箱の紙はり、玉葱植、その他雑用

○十一月二十二日（木）曇雨

午前（菑・弘・ス）横当―蜜柑もぎ―四五

午後休

○十一月二十三日（金）曇

昨夜の雨は雪になり朝起きて見れば山は眞白、向

笠山、横当も積る

午前（菑・弘）九時より、向笠山―石垣つき

午後（菑・ス・弘）横当五・向笠山蜜柑もぎ

横当―一八〇枚

○十一月二十四日（土）晴

向笠山（菑・ス・弘）蜜柑もぎ

○十一月二十五日（日）曇

向笠山（菑・ス・弘・今里の父）蜜柑もぎ

今里の兄等来て、夜磯に行く。三ツ石

○十一月二十六日（月）曇、二時頃より雨

蜜柑もぎ（菑・ス・弘・今里の父）向笠山―裏の

小屋へ運ぶ。（朝の間もいだのを向笠山貯蔵庫の

中蔵を一杯にす。）向笠山貯蔵二四〇枚

○十一月二十七日（火）雨

（菑・弘）マキ作り、蜜柑の残をつめる

―其の他雑用、夜磯

○十一月二十八日（水）曇、二時頃より雨

蜜柑もぎ（弘・ス・菑）裏、三時頃より箱に詰め

る。

○十一月二十九日（木）曇晴

裏（菑・弘・ス）朝の間蜜柑を箱につめる。十時

頃よりもぎ始む。大石三四次、今里の父来て手傳

う。

父・母―ビクの修理

○十一月三十日（金）晴

深良の親類五・六人来る。

裏―蜜柑もぎ（菑・ス・弘・深良一行）

夜業（菑・弘・節・和・多□）六時より十時まで

―蜜柑詰め◎裏―二六〇枚（平箱）

○十二月一日（土）晴

猪之久保蜜柑もぎ（菑・ス・宏・深良一行）

今里より三時頃、洋子、富子来る。

夜業（菑・弘）一時間―蜜柑詰め

○十二月二日（日）曇、十時頃より雨

市が原蜜柑もぎ（菑・ス・弘・洋・富・深良一

行）雨の為十時中止

午後二時間、裏の小屋で猪之久保蜜柑を箱に入れ

る

○十二月三日（月）晴

宏君は農休日です

崑―組合長宅建前の手傳い。

田圃蜜柑もぎ（洋・富・今里の兄）

○十二月四日（火）晴れたり曇ったり

市が原（崑・ス・弘・洋・富・手傳い―実子・深

良一人）蜜柑もぎ

○十二月五日（水）雨曇

九時より二時迄、箱打ち（弘・植木屋）

洋・富―雑、蜜柑つめ

○十二月六日（木）曇時々晴

（崑・弘・洋・富、父―八時より十時迄・深良―

一人）市が原（平箱―二五〇枚、半箱―五〇枚）

猪之久保（平箱―二二〇枚）蜜柑もぎ

○十二月七日（金）晴

横当（父・崑・弘・洋・富）蜜柑もぎ

○十二月八日（土）晴

横当・向笠山（崑・弘・洋・富・父―一時半よ

り）蜜柑もぎ、一時半向笠山に移る

◎横当終了。三一五箱貯蔵（半箱）

◎加工出荷（組合）二五〇k（横当分）青蜜柑九

箱（石油）

○十二月九日（日）晴

向笠山（崑・ス・弘・洋・富）蜜柑もぎ

○十二月十日（月）晴

向笠山（崑・ス・弘・洋・富）蜜柑もぎ

○十二月十一日（火）晴

向笠山（崑・ス・弘・洋・富）蜜柑もぎ

◎向笠山終了（向笠山貯蔵庫―三五五枚）

裏貯蔵庫（平箱―一一七枚、半石―八五枚）

◎加工―七三六k（組合出荷）青―一〇箱

○十二月十二日（水）晴曇

（崑・ス・弘・洋・富・深良―一人）午前―向山

蜜柑もぎ

◎向山蜜柑もぎ終了(半石―五〇)

午後―市が原蜜柑もぎ

◎田圃蜜柑もぎ終了、平箱―五〇枚

○十二月十三日(木) 晴

(菟・ス・弘・洋・富・深良の叔父) 午前―市が

原、午後―猪之久保、蜜柑もぎ

◎市が原終了(平箱―二五〇、半箱―一七四、加

工―二五〇k (二五日出荷五九四kの内)、青―

八、早生―半石―十七)

○十二月十四日(金) 晴風強し、夜雨となる

猪之久保(菟・ス・弘・洋・富・深良の叔父) 蜜

柑もぎ

◎猪之久保終了(加工―三二〇k、加工―二四四

k (十五日出荷五九四kの内) 青―五、石油箱―

三十三箱、送荷用)

○十二月十五日(土) 曇

裏蜜柑もぎ(ス・弘・富・洋)

菟―蜜柑送荷造り。午前―小田原へ免許證を取り

に行く

○十二月十六日(日) 晴

裏(菟・ス・弘・洋・富) 午後より元次君手傳い

蜜柑もぎ、菟―午前―雑用

◎蜜柑出荷、裏―三七〇k (加工)

○十二月十七日(月) 晴

裏(菟・ス・弘・洋・富) 蜜柑もぎ、送荷を丸通

へ運ぶ。

○十二月十八日(火) 朝の間小雨後曇となる

マキ割、小屋の整理(菟) 二時頃より繁隆様と架

線張りの準備―ワンヤ^(ママ)ーを仕度

弘君達―バス旅行、下田方面

○十二月十九日(水) 晴曇、日暮より雨となる

架線張り（菰・弘）繁隆様と張る。二時終了、芝草を刈って帰る。

蜜柑もぎ（ス・富・洋・父）裏

◎蜜柑出荷、加工―三七〇k（裏）

○十二月二十日（木）晴

花切り（菰・弘）猿石

蜜柑もぎ（ス・富・洋）裏、◎裏蜜柑もぎ終了

全部終了、裏（平箱―三三〇枚、半石―一〇〇枚、

リング箱―二〇箱、青―一〇箱）

○十二月二十一日（金）晴

花切り（父・菰・弘 父―二時迄）猿石

ス・富・洋―（四津夫、恒）様宅蜜柑もぎの手傳

い。

○十二月二十二日（土）晴

橙集め（父・菰・弘）

裏のみかんの整理、除草（ス・富・洋）

○十二月二十三日（日）晴

大船行（菰・弘・母）飾橙を持って行く。

裏（ス・富・洋）除草

◎蜜柑出荷、裏―加工―一八〇k

○十二月二十四日（月）晴れたり曇ったり

大根取り

○十二月二十五日（火）晴れたり曇ったり

大掃除

○十二月二十六日（水）晴

葉かけ（父・菰・弘・ス・富・洋）裏・横当・向

笠山（未完）、ネーブル収穫

◎蜜柑、一三〇k―横浜露木様

○十二月二十七日（木）晴

薬かけ（父・菰・弘・富・洋）向笠山・市が原・

猪之久保・田圃

○十二月二十八日（金）晴

餅搗き

夕刻三時より向笠山・横当貯蔵蜜柑の手入

○十二月二十九日(土) 晴曇

洋子、富子帰る。今里へ洋子、富子の荷を持って

自動車で行って来る。(菫・弘)

○十二月三十日(日) 雨

(菫・弘) 市が原貯蔵蜜柑の手入

○十二月三十一日(月) 曇ったり晴れたり

(父・菫・弘) 午前、向山―葉かけ、午後―雑用

◎キカイ油全部で約十本使用

◎動力噴ムキ購入八万円

(後略)

(一)当用日記 一九六二 鍛冶屋 内藤スミ子氏蔵

本資料は鍛冶屋に在住されていた内藤喜一氏(一九

二五―二〇〇五)の日記(一九六二(昭和三七)年の

全文)である。日記は一九五五年から一九九一(平成三)

年まで三七年にわたって、ほぼ毎日書き続けられた経
営日誌に近いもので、ミカン生産に生涯を送った農業
人の生活記録として大きな価値を持つものである(一
九六六年―一九七〇年分は未見)。

日記は農作業を中心にした暮らしを淡々と述べてお
り、本資料でも簡潔な表現ながら、除草・施肥などか
ら夜業・出荷にいたるまでの年間を通した作業や援農
者について、活気に満ちていた時代の姿をよく伝えて
いる。また講の活動や家の改築・普請などの場面で協
力し合う伝統のあったこと、当時としては珍しかった
自動車免許の取得などについても触れられており、高
度経済成長時代の湯河原を知る上でも貴重な手掛かり
を提供している。

第二節 女性の活動・労働運動

(一) 女性の活動

146 福浦婦人会規約

決定規約

湯河原町福浦婦人会規約(案)

第一條 この会は湯河原町福浦婦人会とい事務所を

福浦 番地に置く。

第二條 この会は明るい住みよい村づくりを目標とし

て、婦人相互の親睦をはかり、研修をつみ教

養を高めることを期する。

第三條 この会は次のことを行う。

1. 学級、講座、講習会等。

2. 会員相互の親睦をはかる為の会合。

3. 村の生活の振興をはかる為の活動。

4. 他団体との連絡協力、そのほかこの会の目的をとげるために必要な活動。

第四條 湯河原町福浦に居住する婦人で本会の趣旨に

賛同するものは入会することができる。

第五條 この会の会員は会費を納めるものとする。会

費は月額二十円とする。

第六條 この会の活動に要する経費は、会費・補助

金・其の他の収入によつて支弁する。

第七條 この会の経理は総会に於て議決された予算に

基いておこなわれる。

第八條 この会の決算は会計監査を経て総会に報告さ

れ承認を得なければならぬ。

第九條 この会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌

年三月三十一日に終る。

第十條

この会の運営のために理事会を設ける。理事は六名、任期は二年とし総会に於て選出する。

理事余の互選によつて理事長を選ぶ、理事長

は理事の中より庶務一名・会計一名・会員の
中より監事（会計の監査）二名を依嘱する。

理事長は三町内に一名宛の連絡係を依嘱する。

第十一條

理事と監事は一回に限り再任を妨げない。但し異つた役職についてはこの限りでない

第十二條

総会の成立には会員の三分の一以上の出席を必要とし、その議事は出席者の過半数で決する

第十三條

総会は定期総会と臨時総会とする。定期総会は毎年四月に開催する。臨時総会は会員の五分の一以上の要求があつた時開催する

第十四條

この規約は総会の議決によらなければ改正

する事はできない、そして総会開催の一週間前までにこれを全会員に知らせておかなければならない。

付 則

この規約は昭和三十四年四月十二日よりこれを施行する

〔福浦婦人会規約 昭和三十四年四月十二日〕湯河原町教育委員会蔵

147 主婦のくらしの記録

① 農家の主婦

農家の主婦のくらし

吉浜婦人会 力石タイ

農家の主婦は、用事が非常に多く朝早くから夜まで働いても追付かない状態です。その為生活改善が叫ばれ

て、少しずつ実行されて改善されつゝありますが、また都会の主婦に比べると相当の差があり過ぎる様です。それではどうしたら余裕をつくり都会の主婦の様な文化生活が出来るか考えて見ました。

- 一、電気器具を使う様にしたい。
 - 一、農休日を含めたい。
 - 一、夕方の仕事を早く切り上げたい。
 - 一、炊事、洗濯、掃除の時間を仕事と認めてほしい。
 - 一、献立表を作り、栄養な食事(ママ)を摂りたい。
 - 一、昼の時間のテレビ料理はなるべく見る様にしたい。
 - 一、読書の時間をとりたい。
 - 一、食事の始末は、各自流し場まで出してほしい。
- まだこの他に必要なことも多々あるでしょうが、思いついたら、並べて見ました。
- 田舎には未だいろいろの因習があつて、私達の考えていることを、実行して、暇をつくることはむずかしい

でしようが婦人会のまとまつた組織を以つて少しづつ、実行して行きたいと思ひます。

② 兼業農家の主婦

兼業農家の場合

吉浜婦人会 岩本光子

私達はなせ少しばかりの畑にこびりついて働かなければならないかと申しますとそれは、主人の給料だけでは充分な子達の教育も出来かねることや、先祖から送られた財産を守らなければならないと云うかん念からである。では主人を送り出してどうして家事を切り廻すかと申しますと、畑へ出るより家族が一せいに朝食を済ませ、子供達に出来る範囲の仕事を分た(ママ)んさせて成るべく早く出かけ五日なり十日なり外の仕事の片(ママ)づくまでつゞけあとの日を家の中の仕事とする。しかし

労務者をやとう種(ママ)の農家でなし、男手をまつと日ようになるし、雨でもふると又一週間のびてしまう、こう云うわけで適切な作業も出来ないのがなやみである。

③ 漁家の主婦

漁家の主婦のくらし

福浦婦人会

私達漁業の主婦は毎日が時間に、(ママ)こだわらず忙しい日々を過しております。

漁業でも色々ありますので、揚繰網、(ママ)定地網、小釣と別れております。揚繰網の場合ですと朝早い時は、三時頃起きておべんとうを作つて持たせます。夏ですと、昼間の暑いのをさけるために、其のま、起きて仕事を
する時もあります。普通の時は、船が四時か四時半頃
ですので、私達は五時頃おきて、朝食の仕度をします

が、子供が(ママ)学校に行き、掃除、洗濯がすむ迄はどうしても、九時半頃迄かゝります。そしてその家庭に於ては違いますが、家に年寄りがおりますので、体は少しひまがありますが、家をまかせて働きに出る程の、ひまもなく、又船の者も食事ごとにかえつてきますので、私達も、るすにする事は出来ません。水仕事なので、汚れ物も多い事なので、洗濯も二度位する時もあります。揚繰網ですち、(ママ)漁があればなかなか、かえつて来ませんので、かえりの時間はきまりません。
(ママ)定地網の場合ですと、朝は四時頃おきていきます。食事は家にかえつてきてしますので、揚繰とはそこが違います。それから午後三時頃のあみをしめる迄は各々家で仕事が出来ますから、大体働ける主婦は出勤(ママ)きをしています。

又小釣の人も、朝は大体同じ様な事ですが、網と違う事は、船の出た後、後始末をしなければならない事、

家にかえれば家庭の仕事がまっておりますので、船をもつてゐる人は、働きに出かける事は、むづかしい事と思ひます。

たべ働くと^(ママ)いつても、家庭を良く、切り廻すためには、やはり、家にいてやりくりを良くする事も働きの一つと思ひます。

どこの家庭も一様には、いきませんので、私達は今の生活では、家の明け暮れを、くり返すだけです。そうかといつて、今日はこれだけ仕事が出来たから明日もそうかと思うと、それは出来ないのが家庭の主婦なのです。その間には、学校へ行くこと、又は婦人会の仕事、色々と用事の出来る事もあります。

私達は何も出来ないのですが、家にいますと、つい、あの役、この役と付けられがちになりますが、出来る時はいつでも、やらせて頂いております。今も比の原稿を書き乍ら、お日岸^(ママ)のお墓の掃除に行つてきたり、

船が入つて来れば、お風呂をたいて、時間的には、きめられない職業です。

④ サラリーマンの主婦(その一)

サラリーマンの主婦の生活

湯河原婦人会 二見みちよ

結婚して二十年の歳月は夢の様に流れ何時の間にか四十才になろうとして居ります。家は駅より歩いて十分、海を目前に山を背負つた温泉場で、公務員の一男三女の、サラリーマンの主婦でございます。

物価の高値が大きな痛手

物価の値上がりが強くと所得倍増十年の計画の一年目を踏み出しました今日、人事院の公務員の給与引上げが勧告されると、物価は先廻りして居る、比の行過ぎを何とか政府で、ブレーキを掛けて頂かない事には、^(ママ)

私の仕事

主人の出勤時刻は七時、帰宅は六時二十分、印で押した様に、子供は長女が高校二年、長男は中学三年、二女は小学六年、末娘は幼稚園、それぞれ出勤登校した後は、常時的作業（掃除洗濯）が終るのは十時頃です。御用聞以外には別に訪問客もありません。四時頃迄が、レジャーとなるのですが、レジャーブームは何処吹く風で、私の仕事郷土の人形作りが、はじまります。自分の趣味に合って楽しい仕事で、楽しみながら家計の一端を背負って居るわけです。ラジオが私の総てです。次々と子供が帰って来る話題は次から次へと楽しさは夕食へと進みます。

教育の問題

社会主義社会では大学教育迄無償にする見通しがあると言うのに、現在の大学教育は出費が大きすぎる現実、健康に恵まれ平和な、サラリーマン家庭の一つの悩み

です。子供の将来の教育の必要さを思う時、現在の私達夫婦には子供の養育が第一の仕事です。理想、希望、慰安、皆子供中心です。経済的余裕のない私達には、レジャーブームは今の所縁が遠い。唯々健康を祈りつ、

⑤ サラリーマンの主婦（その二）

サラリーマンの主婦のくらし

福浦婦人会

「ねエサラリーマンの主婦のくらしっていうんだけど、、、、」私のこの呼びかけに、皆が皆クスリと笑いました。日本人は無意味によく笑うといわれるけれど、福浦の「クスリ」には意味があると思います。給料だけで生活していないので、くすぐったいのでしよう。純サラリーマン家庭として夫の給料のみでくらし

ている家は極く少ないのです。兼業といえる程でなくとも農業をしている家庭。他の家族が漁業を営んでいて、さてどちらが本業かしらという家庭。菜園程度で作っている家庭。ほとんどを夫の給料でくらししている、手のかゝる幼児等を持たない家庭は、必ずといって、いゝ程主婦が何等かの働きにより収入を得ています。家庭内としては和洋裁、編物等の内職、家庭外では魚類の加工の手伝、みかんの季節の手伝、会社等に勤める等。

兼業に近い農業をやっている家では、手伝人を頼めば金銭的に赤字で自家の労力を無料のようにでも計算しないと、とても合わないところばします。このような家庭の主婦は過労になり易いといっております。

漁業者を家族に持っている主婦は夫の休日であつても、ゆつくり休むなんて、いうことは出来ません。毎日朝早く起きます。

菜園程度を作っている家庭では、作物の成長が楽しんで、葉が出た、花が咲いたと喜びで心が豊かになる程で、おまけに新鮮な収穫物があるともなれば、先づ恵まれた生活といえましょう。事実このような家庭は、サラリーマン家庭からばかりでなく他の職業の主婦からもうらやまれています。

内職をしている主婦は、特に時間を惜しみ、この点外に出て働く主婦の方が家に帰ってから時間のやりくりがしやすいようです。

福浦の土地柄、日々のくらしで一番不便を感じているのは、漁業も農業もしていない家庭で主婦が外に職場を持っている場合。殊に他に家人の居ない主婦は時間も制約されるので、生鮮物の入手が困難です。人口も少なく生産者の多いところだけに、商店が少なく商品の種類も少いのです。

その他の主婦も自家生産で三百六十五日まかなつて

いるわけではないので、浜で魚類を買う時は、あまり少量は買えないので調理は変えるにせよ同じ魚を幾度か喰べる事になるといつています。

なんといつても福浦は漁村で大家族が単位であるということですから。小家族、純消費生活者にとつてはあまりくらしよい処とはいえないようです。

地域の人間関係においてもいえます。冠婚葬祭。冠婚の方はあまり影響はないのですが、葬の方では、サラリーマンの主婦は大分気を使わねばなりません。組に葬式がある場合勤務を休まねばなりません。都合よく休める時は問題がありませんが、都合のつかない場合もあります。そんな時の周囲^(ママ)への気がねは本当にいやなものです。代りに出られる家人でもいればよいのですが、、、

こんなに不満もある福浦のサラリーマン生活でも他の職業の方々は「月給取りはいいわネ」とうらやまし

がります。

「一番不足だと思うのは何かしら」誰か、「それは勿論月給が少ないことよ」どの人も、そうだそうだと笑いました。「こんな（大きさを手で示して）さんまが二十円。高いと思っけれど漁師の手間賃も上っているんだから、仕方がない。物価を直ぐ下げるのはむづかしいのだから、とにかく月給を上げて貰いたい」という意見には皆が賛成でした。

家庭電化は大分進んでいます。私の訪問した日曜日の午後、ほとんどの主婦はテレビを見て居りました。電化が進んでいるからこそ、福浦の主婦は収入を得る時間^(ママ)を作れるでしょう。

⑥ サラリーマンの主婦（その三）

サラリーマンの主婦のくらし

福浦婦人会 高橋政江

朝、五時半に起床、^(ママ)忙しいでスイッチを入れる。

御飯がたける間、洗濯、掃除、朝食の仕度と、スムーズに片付けてゆく。時計が七時を知らせる時、やっと、みんな揃ってお膳に向うのであるが、其の間、主人が床を上げ、子供たちは庭掃除と分担制にしている。朝食もそこそこにすませ、テレビの時間を見乍ら身仕度にとりかゝる主人や、子供たちもそれぞれに出かけ、自分は一番後に残り、とじまり、火の用心と、今一度家の中を「点検」した上出かける。駅まで十分かゝるところ七、八分で、いつもかけ足だ。夏はたまらないが、冬などはとてもよいトレーニングで、寒さ知らずである。いつも汽車に乗り込むのはスベリこみだ。一日中のエネルギーが朝の気ぜわしい一時だけで相当に消耗してしまい、勤の仕事にとりかゝるまで、がっかりしてしまう事毎度である。

職場に入ってから^(ママ)は心気一転して仕事につく、今日

も一日楽しく面白く働ける様心の中で祈り乍ら、「ホーキ」や「ハタキ」の持つ手も軽い。家の事、子供達の事、すっかり忘れ若い人達の中へもぐって一日中を過す。色々見たり、話したり、又時には冗談をとったり、或る時には「しようかつ」も起きたり、するが自分の年の事など忘れて話に花を咲かせ、ふと我に返る事も度々ある。だが女はとかく感情の動物と言われているだけに、反面気分が晴々している時ばかりは、めったにない。「あ、何とばかり嬉しいだろう、来る日来る日こうして同じ事を繰返さねばならないのだろうか、言いたい事も言えず」「長いものにはまかれろ」で、ちよつとした事で、とかく感情的になつて仕方がない。感情をこらえてすべてを解決するには^(ママ)仲々むずかしいものだ。仕事面の事で具体的に書きつらねば^(ママ)仲々きりない事で、あつて、こうして感情をこらへ

物事に当るには、私自己にとつても、がまんしきれぬ事ばかりである。この様な経験をとおし、見聞を深め、視野を広く、度量をますます山積出来るならば、けつしてむだにはならぬ。人生勉強の+になり、したがつて心のかてとなり、成長してゆくのならば、、、といつても自分に誓いつゝある一頁をめくつてゐる。やれやれ今日一日も無事済み、バスの中にゆつたりとくつろぎ乍ら、まもなくそこからは、家庭の主婦に早変わり気持は家に行き、子供の事に気が走る。

「学校から帰つて来て何していたかしら。」さて「夕飯の支度は何を用意しようかな、いつもきまつてこの事が頭に浮ぶ。「あんた夕飯のそうざい何にする」「何の御馳走にしましょうかね。」となりすすわつてゐるAさんが言葉をかける。「あ、誰の気持も同じなのだ。」お留守ばんでもいて、夕飯をすぐ戴けるならば、こんな心配もないが、戦後家庭の食事も、インスタン

ト料理が出廻り、又電化されているので、ずっと楽になつて来ているので、ずい分たすかるが、仕事から帰つて夕飯の気づかい、子供のめんどうと仲々、^(ママ)家庭の奥さん業も並大抵ではない。

マーケットに依つて^(ママ)店の番頭さんを、ひやかし乍ら、少しでも安くて、よい品物を購入しようと仲々買物も上手になる。家庭の主婦、「家庭の主婦」とはこんなものかしら、自分で自分が、おかしくなる。一日中家を外に、^(ママ)子供をおいて出かけている母親、一時も早く子供の顔を見なければ、手さげかごを持ち家路に急ぎ小とびになる。くたくたにつかれ、休む間もなく夕飯の支度にかゝる。主人の帰りは遅いので、いつも夕飯の膳は子供二人と自分三人である。今日一日の出来事を子供から、色々聞き乍ら、子供の健康な笑顔を見る時が一番楽しいときである。子供の為には、良い母で又よい妻でありたいと、願はずにはいられないが、つ

かかっているとつい、感情的になつてしまひ、子供にも
 ついつい大きい声で、なりつけてしまひ、後で反省し
 ている。そんな時もやはり一家の主婦は、母は、「勤
 に出る事は不可能かな」と思いやられる…?が、やさ
 しいしつかりした愛情で、いつも子供達をみつめて、
 よき母、妻、主婦となるには、実に重大な任務である、
 と同時に、努力は並大抵でない。である故になるべく
 色々な会合に参加して子供と共に勉強してやまない。
 常に働く主婦は努力を重ね、すべての面で気に休みな
 く立ち廻り、真剣に毎日をとりくんでいると言ふ事を
 広く知っていたゞき、自己の体験とおし、つたない
 ペンを置く。

⑦ サラリーマンの主婦(その四)

サラリーマンの主婦のくらし

吉浜婦人会 矢沢浜子

九月十八日、午後八時より。集つた人数は十三名。
 公務員、会社員、旅館関係、自動車運転手、病院勤務、
 家族構成は七名から二名、サラリーマン家庭は時間が
 余り過ぎて困まるでしよう(ママ)と、第三者は言うが、私達
 は日常生活で無雑作に時間を費しているでしようか?
 先づ朝の起床は五時より六時まで、朝食の支度、子供
 主人を送り出す。掃除、洗濯、洗濯機は半数の家にあ
 るが、約十時近くまでの時間が消化されてしまふ。こ
 の後の二時間と午後三時間が自由時間となるが、殆ど
 が何らかの内職、和裁あみもの、県からの仕事(輸出
 物)、家庭菜園、全然しない人は一人(家族主人他四
 人の子供)でこれらの賃金は、1、経済の不足分 2、
 教育費 3、子供自分の衣類 4、欲しい書籍等 5、
 余分は貯金 内職の内容は、土地柄が温泉場を控えて
 いるだけなので、浴衣、丹前、土日の臨時手伝と言ふ

位しか無いが、何かお互いに時間を譲り合ひ、助け合つてやれる永続性の仕事が欲しいとの事、家計はサラリーの入つた時に各項目別に袋に入れて、一ヶ月を賄っているが、臨時費は、内職の方から出す人、貯金から出す人、毎日僅かでも余つたお金を臨時費して月繰越して行く人もありました。買物に通帳不用の声は毎日出掛けて、自分の欲しいもの、新しい物を買うのが一番と言うが、一日のプランを立て、御用聞を利用し、その時間を内職に使い、経済に潤を与えると言う人が四人。貯蓄の方法は殆んどが簡易保険で天引は仲々六ケしく、無尽の人も多い。各のボーナスは1—3使ひ、夏は全部貯蓄に廻すと恵まれた人もあるが、殆がやりくりに、教育費に、そして主人の背広等と大きな物の購入に消えて行き、僅かの残りを貯蓄に廻す方法が多い。

子供の小遣は女の子は月給制にしてあるが、案外う

まく行っているが、男の子は、半月、一週間が多いが、仲々使ひ込んでしまい、小遣の他にやはりおやつが必要、発育盛りでも仲々栄養までは考えられず、量を沢山に与えている。テレビを観る為、家中でよく話し合う様になつたが、内容の選択が六ケしく、直割合に新聞を読まなくなつた事等、電化について、電気洗濯機も電気釜もより便利とは言はれているが、老人のいる家では仲々話し合いが六ケしく、自分に時間があればそれ程必要を感じないがどんなものでしょうかと。最後に何と言っても昨今の物価高には、悲鳴を上げてしまふ。せめてもう少し月給が欲しい事。税金がもう少し低くして欲しい事。そして七十才以上の年寄りには、僅かでもいい、から年金を与えて欲しいと言う結論でした。

⑧ 商家の主婦(その一)

商家の主婦のくらし

福浦婦人会 K T

商業のみで生計を立てている婦人は、殆どなく主人に先だ、れ子供を育てながら勤めるより家を明けずに済む。そんな考えから菓子やを営むもの一、二ある。他の二、三のお菓子やさんはそれぞれ公務員の主人の出かけたあとの主婦の仕事になっているので、一日中家においても、いつときもひまがない訳で、特に土、日になればその仕事は、はげしくなるものである。

店舗を持たず魚商を営む家の主婦は夜明前にも入船のドラ(ママ)が小さい漁港。部落に鳴り渡れば長くつに前掛もんべ姿に身もり、しく、市場に出かけ氷り割(ママ)り樽詰めから使用している若い士に指図しながら先に立って働いている。そんな時男女同権と赤裸裸の言葉が心の中に湧く。

—そんな漁の様子、市場の様子など、小田原市場に仕

入れに行っている主人に電話連絡を常にとる。帳簿は支払から請求書の責任を持つてする。こんな具合でおそくも朝の五時起床、冬などまだ星が一杯見える時、夜十時頃迄帳簿の整理、湯に入り床に着く時十一時が打つ。こうした忙しい機械の様な生活の連続。それでも小田原市場にも休日が出来て一日十一月二十一日は定休日朝寝が出来るが、子供達が学校に遅れない様に五時半起床。主人は七時過ぎまで床にいる。運良く一のつく日が日曜と重なると、本当に休みらしくねている。六時頃迄。それだけのことで起れば平常と同じ生活。食捲え。洗濯。掃除。帳簿。夕方近く迄に少しの暇に新聞だけは読み終えて置く。

子供達が学校から帰(ママ)えてってペコペコなお腹につめながら読むのに邪魔にならない様に、。考えてみればこうした平凡な毎日を過せることの仕合せを思う一瞬が短歌となつて、産まれ出るよろこびが文字に記さ

れる時など、わくわくと心の中はこおどりする。

ふと同業の春子さんに電話をしてみた。

今日は一のつく日でひまだろうと思つたから。小田原市場が休みでも、福浦の市場にたくさん、うづわがあつたので、その加工して^(ママ)いて忙しくて電話にも出られないと御主人の挨拶なのだ。合い憎^(ママ) いつも働いている若い人らは今日は休日なので長岡温泉の方に一泊旅行に昨日の夕方出かけたそうだ。

その留守、主人と主婦は何人ぶりか働かねばならない。十時も三時も休まず、くたくたになる迄。労働基準など遠い夢だ。そうしてか、つて来る沢山の税金をこなして行かなければ生きて行けない。税務官の圧力的な態度に小さくなつて、^(ママ)。

なさけなくなる。四季変る遠山の美しく^(ママ)いながめもー見晴らす海の上の夜空の美しさをながめたりする。ーさ、やかなくつろぎは商家の主婦には時間的に全く与

えられない縁遠いものであろうか。

⑨ 商家の主婦(その二)

商家の主婦のくらし

吉浜婦人会 山口シモ

一、商業の場合は時間に余裕が有る様でない、何かと予定が立たない、毎日の日銭が入るが無やみに使えない(税金、諸物価が高いので) 月二回の定休日を作つて居るが、作つてない店やもある。定休日を作つてある店はお客様に前日用事をして戴いておく、諸雑貨、たばこと売る店は、雑貨の方は休んで、戸を入れてあるが、たばこの方で全部戸は入れられない、商人の方は何かの会合があつても、夕方多忙であつたりすると家人が余程理解があつても出にくい、子供に勉強も思う様に見てやれない

二、工業の場合、朝普通に出かけるが近くの仕事の場
合は昼に帰宅する。使用人の多い場合は、食事又は、
労働時間の点で思う様に行かない、収入の点も手形
手形で来る場合が多いので、仲々^(ママ)予算が立たない、
そのくせ割合生活が、はでになる主婦が切つめると、
仕事の方へも、ある程度ひびく、主婦の勤めもつら
い点が多い。家庭において、落ける様で仲々^(ママ)落付か
ない、人の出入りも、ひかなくてき多いため

〔昭和三十六年十一月 主婦のくらしの記録〕 神奈

川県立公文書館蔵)

一九六一(昭和三六)年に足柄下郡婦人会連絡協議
会がまとめた中の本町関係部分である。主婦の生活が
多様化していく時代を迎え、合理的・計画的な生活を
研究する際の基礎資料とすべく編まれた、という前
書きがある。高度経済成長の恩恵が行き渡る前の意識
と暮らしが率直に述べられている。

148 湯河原婦人会規約(案)

湯河原町湯河原婦人会規約(案)

第一条 本会は、湯河原町湯河原婦人会と称し本部を
会長宅に置き、各区に支部を置きます。

第二条 本会は、婦人の教養を高めると共に家庭生活
の合理化を計り、道義を昂揚し町内の婦人の融
和親睦を計るを以て目的とします。

第三条 本会は、前条の目的を達成する為に、次の様
な事業を行います。

- 1 婦人としての修養
- 2 家庭生活の合理化
- 3 青少年の保護育成
- 4 貯蓄心の昂揚
- 5 敬神、崇祖の念を高める
- 6 町内の美化

7 その他本会の目的を達成する為に必要なこと。

第四条 本会は、湯河原に在住する婦人にして本会の趣旨に賛同する者を会員とし、会費は年額参百二十拾円とします。

但し、会費は予算によって増減することがあります。

第五条 本会の総会は、毎年四月に開きます。

但し、必要な場合は臨時に開くこともありま

す。
総会では次の事項をきめます。

- 1 予算決算の審議
- 2 規約の改正
- 3 その他必要な事項

第六条 本会に、次の役員を置きます。

- 1 会長 一名

2 副会長 三名

3 理事 若干名

4 評議員 若干名

5 監事 三名

6 合計 (会) 二名

7 書記 二名

8 顧問 若干名

9 参与 若干名

会長、副会長、監事、会計、書記は、理事会にて選挙し、理事、評議員は、各支部毎に選挙し理事中から支部長一名を定めます。

顧問、参与は、理事会の承認を得て会長が之を選任します。

任期は、各役員とも二年とします。

但し、任期満了後でも後任の決定までは引続きその役を務めること致します (ママ)

何れも再選されることは差支^(ママ)ありません。

第七条 会長は、本会を代表し会務を統轄します。

副会長は会長を輔佐し会長支障ある時はその代理をつとめます。

理事は常時本会の事業に就き協議しその執行に当ります

評議員は予算編成その他重要協議に参画し、監事は会計の監督を致します

会計は会の収入支出の事務を執ります。

支部長は支部に於ける本会の業務執行の責任と^(ママ)なります。

顧問は会長の諮問に応じます。

参与は役員会に出席して、随時発言する事が出来ます。

第九条 本会の経費は会員の会費と篤志家の寄附金及び事業収益金を以って充てます。

第十条 本規約は総会に於て出席会員の三分の二以上

の同意がなければ変更出来ません。

昭和三十七年六月二十七日

(宮上 八亀信氏蔵)

第八条欠落。

湯河原婦人会は一九四六(昭和二二)年に再発足し、文化・福祉・社会奉仕などに貢献した。顕著な活動としては樹木の植栽があり、その売却代金は婦人会館の設立基金に充当された。

会報に『ごごめ』(創刊号から第七号)がある。

149 婦人学級講師派遣申請

三七湯教第五一六号

昭和三十七年八月一日

湯河原町長 八亀武雄 殿

湯河原町教育長 室伏秀平 印

第二節 女性の活動・労働運動

婦人学級講師派遣申請

此の度、福浦地区にて婦人学級を開設する事となり、準備委員会にて別紙の通り計画しました。

つきましては、町役場税務課内征矢千三殿を講師として下記に依り御派遣下され度くお願いします。

記

- 一、日時 九月七日 午後七時半
- 二、場所 福浦公民館
- 三、題目 私たちの町「収入について」
- 四、備考 約二時間ですが、内三〇分程度質疑応答の時間を含みます。
。対象は一般婦人約三〇名程です。
。強いて題目に拘らず、担当事務全般(ママ)の話でも良いと思います。

昭和三十七年度 福浦婦人学級 日程

経 済		健 康						項目													
九／一四	九／一二	九／一〇	九／七	九／五	九／三	八／三一	八／二九	八／二四	八／二七	八／二三	八／二〇	月 日	課 目	内 容	講 師	備 考					
家の経済	私たちの町	レクリエーション	食生活	精神面	肉体面	成長と老化について	日常生活での留意事項	精神衛生について	気持と身体具合について	食物と健康について	料理	ゲーム	収入について	支出について	合理的な家計	買物の上手な方法	家の経済	八／二〇	開講式	小田原市立病院 北条先生	
足柄下教育事務所 関弥一	同 上	役場担当者	同上	同上	小田原保健所 原島照壽	小田原保健所 栗原忠夫	映画を利用	話しあい	話しあい												

		法 律				経 済	
九〇/一	九二八	九二六	九二四	九一九	九二二	九一七	
閉講式		家庭の法律について				家庭の法律について	家庭裁判所、調停委員 中里史子
		戸籍住民登録について	家庭裁判所見学	不動産の移転について	配給、婚姻、埋葬等について	選挙権について	同 上
	同 上	同 上	役場担当者		役場担当者		

(趣旨) 福浦婦人学級の学習機関として毎年婦人学級を続けてまいりましたが、今年は学級生の意見により身近な問題についての勉強を中心としました。毎回出席する様お互に努力しましょう。

- ・会場 料理の実習以外は公民館で行います。
- ・時間 午後七時半より九時半まで、一時間励行
- ・講師 その他の都合に依り日程に変更がある場合もあります。

〔昭和三七年 庶務書類 四種〕湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

戦後早く一九四八(昭和二三)年には県指定による婦人学級が開講された。一九五六年には吉浜地区、一九六二年には福浦地区で、身近な問題を主題とする婦人対象の講座が、町民大学と並行して設定された。昭和三〇年代に家庭を切り盛りした女性は、おおむね大正後期から昭和一桁生まれである。この世代を中心に、新時代の生活に即した実学的知識や技術を学ぼうとする機運が高まった。

150 中央農協鍛冶屋婦人部二十年の歩み

設立の経過と二〇年の歩み

〈設立の経過〉

昭和二六年四月、鍛冶屋農協は再建整備組合の指定を受け、二五〇万余円の赤字を解消すべく、五カ年計

画を樹立して各事業に積極的に取り組むことになった。

こうした背景のなかで、八月、理事会は婦人組織の確立について審議、農協婦人部の設置を決議した。

この結果、各生産班より一名宛の設立準備委員を選任して部員を募ったところ、二四五名の参加を見、九月二日設立総会を開き、「(兼)(歴)鍛冶農協婦人部」が誕生した。

〈設立当時の役員〉

部長、榎本 清、

副部長、鈴木ハル、柏木ヒサエ、柏木シゲ、

委員、布施谷ツヤ、常盤キミ、柏木トク、力石ト

ナ、金子キヨ、柏木サク、深沢キヌ、柏木

ハル、柏木ヨシ、柏木コト、柏木ヒチ、桜

井タケ、北村ツネ、荒井タケ、内藤キサ、

西山マキ、

〈二〇年の歩み〉

二六年九月、当面の事業として「箱貯金」を開始した。

これは、当時農協が、ひなをあつせんして鶏の飼育を奨励し、余剰の卵、又は食い余りの野菜を売った代金を貯金するというもので、当時は「たまご貯金」と呼んだ。日掛けを原則とし、最寄りで交替に集金する制度は現在も続いており、二七年三月わずか一五万円だったものが、一〇年後には五〇〇万円となり、そして二〇年後の現在は、実に二、〇〇〇万円を超えるに至った（別表参照）

同年、同月、児童憲章の精神に則り、農村の子弟の健全なる育成と、農繁期対策の一環として常設保育所の設置を計画、部落、青年団と協力して建設準備に入った。

特定の寄付を仰ぐことなく、部落をあげて、心と力の寄せ合(ママ)いて、運営しようという考えで、建設資金募集の映画会、演芸会など、数回に及んでいる。

又、この考えは、「香奠返しを廃し、その余剰の一

部を保育園に寄付しよう」という申し合せとなり、
二〇^(年)後の現在まで固く守られてきている。

二七年五月五日、待望の「たはばな保育園」開園。

現在は農協経営となっているが、当時は、前記の
考え方から、婦人部、青年団、部落等の共同経営で
あった。

四六年三月第一九回卒園式まで、実に九二八名の園
児を送り出している。

この年農協は製茶工場を建設して機械による製茶事業
を始めた。

当時は機械の能力に驚いたものである。同時にこの
能力を十分に利用しようと、婦人部と保育園母の会
が共同で、農家の摘み残りの生葉をもらって摘むこ
とになり、その収入を保育園の運営にあてることにな
った。これがいまも続いている「残茶摘み」の始
りである。

N・H・Kから全国に紹介されたこともあり、いま
では、その収入は、婦人部と、母の会の重要な資金
源となっているが、第一冊目のこの収入は一八、七
二二円、このうち一三、七二二円が保育園、残り五、
〇〇〇円が婦人部の収入と記録されている。

最近では、四五年が二五六、六〇〇円、四六年が一
七一、六〇〇円で、何れも保育園と等分に分け合っ
ている。

二九年、石けんの配置購買を開始。同時に日用品、雑
貨類等の定期的予約注文による共同購入の事業を開
始した。

これも現在まで続けられている事業で、系統利用の
意識を高めると共に商品価格の牽制に効果をあげて
いる。

同年、家族計画事業に取り組む。

いまは亡き故柏木トクさんをはじめ当時の役員の献

身的な努力により五年間継続して効果をあげ、三四年一月二十六日、県知事から表彰されたほどであるが、記録がないのが残念である。

三〇年九月一日、香奠返し、お見舞のお返し全廢の申し合せをする。

「註」〈申し合せ〉「一、生活の合理化を図り、智

識を高め、明るい家庭を作りましょう。

二、農協と手を携さえ、農村の興隆をはか

り、婦人の地位を高めましょう。三、香奠

返し全廢、病氣見舞のお返し廢止を固く守

り、この余剰の一部を保育園に寄付するよ

う心掛け、幼児教育に協力いたしましょう。

四、婦人貯金の積立に一層努力し、病氣や

不時の災難に備えましょう。

五、くみあいマーク愛用運動に一人残らず

参加しましょう。

昭和三〇年九月一日 (録) 鍛冶屋農協婦
人部、第四回総会、

三四年五月、農協の電気洗濯機普及運動に協力、一挙に一五〇台を推進、農村婦人の家事労働の軽減に寄与すると同時に、近隣にさきがけ、家庭電化時代への足がかりを築いた。

この年、農協より、洗濯機の推進費として一〇万円の補助を受けた。

これを「生活改善共済事業基金」とし、会席膳、吸物椀、座布団各三〇組を購入し、生活改善のための利用事業を開始した。

その後婚礼用具、仲衣着などを設備し、現在では別表のとおり品目も揃い、四五年度の利用料収入は一四八、〇〇〇円余りとなっている。

(別表参照)

◆三六年七月一六日、第一〇回(満一〇周年)定例総

会では、「農休日」の設定を提唱し、これを実現した。三六年度、国民年金の掛金集金事業を開始、この手数料収入は、残茶の収入とともに重要な資金源となっている。(社会保険庁長官より感謝状)

以上の他、余剰農産物等の持ち寄り即売会(これはテレビの電波にのり全国に紹介された)祝儀のお返しお砂糖二キロの申し合せ、等々が特筆すべきものである。それに毎年を通じては、「婦人学級」「若妻教室」、各種研修会、講習、講演会等の学習活動、社会福祉事業、保健事業を行なってきた。

特に学習活動では、修得した智識^(ママ)を実践しようと、一石二鳥をねらい、有色野菜の自給を図ることになり、四四年度から、部員に野菜の種子を配給した。

この結果は、部員の家の庭に洋菜が育ち、枝豆が実り、大成功を納めた。しかしながら、現代の世相は、農家の主婦が、旅館のパートに二日も行けば一ヵ月

分の野菜代がある、といつて農外収入を求めなければならぬ時代である。

こんなところに、今後の農協婦人部活動に課せられた課題があるのではなからうか。

さて、課題は課題として二〇年を省りみると、ここに列挙した数々の事業は、創立以来繰返^(ママ)へし唱えられてきた「生活の合理化」「婦人の地位の向上」に大きな前進をもたらし、地域社会の発展に果たした功績も大きなものがあり、高く評価されてよいであらう。

〈表彰状・感謝状〉

三〇年五月二六日、神奈川県経済農業協同組合連合

会より、「くみあいマーク愛用運動」で感謝

状

三二年八月二七日、家の光協会より、「家の光」普

及で感謝状

三四年一月二十六日、神奈川県知事より、神奈川県

家族計画普及大会で「……他の模範である」

との表彰状

三六年五月二十六日、農林中央金庫理事長より、貯蓄

功劳の表彰状

三九年一〇月五日、社会保険庁長官より、国民年金

事業に盡した功績により、感謝状

以上

昭和四六年九月

湯河原町中央農協^(鍛)治屋婦人部

(別表省略)

(二十年の歩み 湯河原町中央農協鍛治屋婦人部)

湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

中央農協鍛治屋婦人部の記念誌は、本誌以外に創立

四〇年・五〇年誌が発刊されている。

151 ゆがわら男女共同参画懇話会の設置及び運営に関する要綱

ゆがわら男女共同参画懇話会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、ゆがわら男女共同参画懇話会の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第二条 地域に根ざした男女共同参画社会の充実を旨とし、ゆがわら男女共同参画プランの総合的推進に当たり、必要な助言を得るため、ゆがわら男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。(所掌事務)

第三条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

一 ゆがわら男女共同参画プランの推進に関するこ

と。

- 二 女性問題の抽出及び体系的な整理に関すること。
- 三 その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第四条 懇話会の委員は十五人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 学識者
- 二 関係団体の代表者
- 三 企業の代表者
- 四 労働団体の代表者
- 五 神奈川県職員
- 六 町民モニター

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第六条 懇話会には会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 懇話会の会議は、会長が招集する。

(意見の聴取等)

第八条 会長は、会議の運営上必要があると認めたと

きは、委員以外の者を出席させて意見を聴取し、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第九条 懇話会の庶務は、企画調整部政策課において行う。

(その他)

第十条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に
関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成十一年九月一日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

(二) 労働運動

152 小野ピアノと解雇問題

① 販売案内

謹啓 炎暑の砌愈々御清祥お慶び申上^(ママ)ます

書中失礼をも顧みず御挨拶を申上^(ママ)ます

弊社儀兼てピアノ専門工場として三十年間國産ピ

アの發展に努力を續けて参りましたが、終戦後も進駐

軍方面に数百台のピアノを納入、各地のP・X・^(ママ)にも

出品販賣を致して居りますと共にアメリカ本國、フイ

リツピン等にも現在引續きピアノを送り出して居りま

す。ホルゲルピアノの名は諸先生方は勿論、各方面

の御記憶を忝ふし、その品質に就ても御満足を頂いて

居ります。昨年春以来文部省より教育用樂器としてピアノの生産指示を受け全国各地の學校より御下命を賜り納品を開始致しましたが、前記進駐軍關係その他の御註文に追はるゝまゝ、國內學校方面には極めて少數のピアノを生産し充分の御満足を頂き得ず誠に申訳なく存じて居りました處、最近工場の諸設備も拡充強化致しますと共に今般神奈川県の第一回工場診断に優秀工場として合格し、別紙の通り証明書も賜り、少くとも県下の諸學校教育用には同県下に在る弊工場の最優秀ホルーゲルピアノをお納め致す様との御激励を頂きました。弊社が終戦後進駐軍命令に依るピアノの生産に追はれて居りました間に他方面より小野は進駐軍ばかりで學校用のものは生産しないとか、新製品は戦前より品質が落ちるから中古品が良いとか、新製品には税金がかゝるから非常に高価になるとか誠にやかな宣伝が行はれました、め、各學校に於かれましてもホルー

ゲルを御断念、他製品又は老朽で而も高価な中古品をお求めになりました向もあつたこと、存じます。

本年に入りましてからは弊社の生産能力も増大し學校教育用にも多數を生産して居ります。弊社のホルーゲルピアノは戦前よりの在庫資材とG・H・Qの御好意に依る海外よりの優秀諸資材とにより戦前を凌駕する優秀ピアノを生産して各方面の御好評を頂いて居り、最近も当地区の小田原五中、小田原芦子小學校、吉浜中學校、眞鶴中學校、國府津中學校、小田原二中等の各校をはじめ全国各地の諸學校よりの御下命を受けて順次お納め致して居ります。進駐軍關係及海外貿易に終戦後本邦隨一の多數台数を送り出して居りますことだけでも品質の良否を御賢察頂けること、存じます。物品税も學校への納品には免除の恩典が御座ります。中學校々舎も美事に御落成で誠に御座ります。新校舎で新しい優秀なホルーゲルピアノを御使用

第二節 女性の活動・労働運動

下さいますれば音楽教育にも必らず赫々たる成果をお
 あげ頂けること、確信致します。当町出身の社員も多
 数生産に従事致して居りますので、母校に自作のピア
 ノを御納め出来ませば(ママ)どんなに感激致すことで御座(ママ)
 りませう私も製品を吟味致しますは(ママ)勿論、価格の貞も出
 来得る限り勉強させて頂き微力乍ら町のお役に立てさ
 せて頂き度存じます

御予算その他の御関係も多々御座(ママ)みますこと、存じま
 すが現在日本の最高水準に在るホル―ゲルピアノを是
 非御指定賜ります様御願(ママ)ひを申上(ママ)ます。尚、御一報を
 賜りましたら小生早速参上御説明を申上(ママ)ます
 右書中失礼乍ら御挨拶迄、末筆乍ら御一同様にも宜敷(ママ)
 御取りなし下さいませ

八月四日

小野ピアノ工場長 小野欽一郎拜

敬具



湯河原町長 伊藤 清 様
 侍史

〔昭和二四年起 教育施設建設関係綴〕 湯河原町役
場蔵)

② 販売価格表

ホルンゲルピアノ販売価格表

品名	販売価格		備考
	免税	税込	
グランド	二五〇、〇〇〇	〇〇	八八鍵 色(黒、マホガニー)
特製 アツプライト	一七〇、〇〇〇	〇〇	八八鍵 色(マホガニー、 ウオルナット)
アツプライト	一五五、〇〇〇	〇〇	八八鍵 色(黒)
新型 アツプライト	一三五、〇〇〇	〇〇	八八鍵 色(黒)
スピネット	一五〇、六〇〇	〇〇	八八鍵 色(マホガニー、 ウオルナット)

椅子価格表

ジュニア スピネット	六〇、〇〇〇	〇〇	七三鍵 色(黒、マホガ ニー、ウオルナツ ト)
	九八、四〇〇	〇〇	練習用

角型楽譜人附 獨奏用	三、五〇〇	〇〇
角型楽譜人附 連弾用	六、〇〇〇	〇〇
廻轉椅子	四、八〇〇	〇〇

梱包及運賃

運賃	梱包
實費(鐵道甲片ニヨル)	アツプライト スピネット
	グランド

〔昭和二四年起 教育施設建設関係綴〕 湯河原町役
場蔵)

原資料は横書き。

③ 解雇問題

全員解雇でもめる 湯河原のピアノ工場

労組の決起大会

湯河原町城堀森下九一、株式会社ホルーゲル第一工場（代表取締役鈴木真一氏）と同工場の小野ピアノ労組（執行委員長土屋健吉氏ら七十一人）は全員解雇予告をめぐつてもめ、総評からも応援が出て七日午後四時半から労組の決起大会が行なわれた。解雇予告はさる二月二十日付けで書留で全従業員に送られ「三月二十四日をもって解雇する」とあった。理由は「経営の行き詰まりから賃金保証のみこみがない」とされている。日本のピアノメーカーは日本楽器（山葉ピアノ）河合楽器（河合ピアノ）ホルーゲル（小野ピアノ）の三つが数えられている。ピアノやオルガンはこの二、三年來の経済安定の波に乗って、ブーム現象を起こ

し株もその成長性をもてはやされてはねあがっていると云う日の当たる産業だ。

ところが、小野ピアノ労組では賃金の分割、遅延が十年間も続いており、退職金ももらえないのみこみがつかない。平均年齢三十歳、勤続八年、扶養家族一・七人で平均賃金一万三千五百円。一ヶ月に十回分割もあったといわれている。そこに会社の解散、全員解雇という最後通告が行なわれた。

労組側のいい分によれば親会社を設立して八千五百円くらいの給料で再び雇い入れ退職金はタナあげされるということだ。労組ははじめ新会社に協力する態度をとったが、労働条件がひどいために首切り反対、退職金の支給に踏み切ったという。小田原地区労組の幹事もきのう七日、現地で支援会議を開いて戦術を打ちあわせた。

ピアノブームの春にそむいて小野ピアノが苦境にお

ちいった理由は結局、運転資金の欠乏だった。三十年の伝統のあるこの工場はさる二十五年に解散して精算会社小野商事Ⅱ小野好（六七）社長、銀座五ノ三、小野商事ビルⅡをつくった。湯河原の工場、敷地、工具類までが小野商事の所有になった。銀座のビル（四階建て時価一億―二億円）にはピアノ販売会社（小野好社長）がある。湯河原のホルージェル第一工場は土地、建物、工具類一切を借りたうえ、資本金一千万円のほかに運転資金を十年間借りて経営されている。

月産台数はグラランドピアノ二―四台、普通型二十四、五台（労組では三十五台という）また勤続最高二十五年の従業員がある半面、第一ホルージェル工場になるまでに会社の解散、称号の変更が七回も行なわれたという。小野ピアノ製作所、小野ピアノ製造（株）会社、東京工芸その他である。

〔神奈川県新聞〕昭和三五年三月八日付

町内城堀にあった小野ピアノ株式会社は、ホルージェルピアノを生産して事業を拡大していた。駅前には、展示場もあった。その後、各地の学校に納品し、吉浜中学校でも使われた。しかし、業界の競争が激しくなり、解雇問題が起きた。

資料①及び②は、湯河原町長に対する購入依頼と価格表である。資料③は解雇問題がおきた時の新聞記事。争議の経過は新聞記事中にもあるが、技術者などは浜松に移転したと言われている。

153 あん摩マッサージ指圧師調査

もぐりやパンマも 箱根、湯河原のあんま調
査 置き屋が搾取 小田原労基署

小田原労働基準監督署は、このほど箱根、湯河原の温泉場で働いているあんまの業態調査をしたところ、旧

時代的な師弟関係やもぐりあんま、なかにはパンマがいるという疑いが濃くなった。そこでさつそくあんま置き屋ごとに賃金台帳をつくらせたり、講習会を開いて指導し、あんまを働きやすくするよう乗り出すことになった。

調査の対象にとり上げた箱根三軒、湯河原四軒のあんま置き屋には四十三人のあんまが働いていたが、このうち免許を持っている者は二十一人。業者の労務管理を追及したところ、婦女子の超過勤務はみられなかったが、休日制度はまるでたため、月間四日制はわずかに二軒。それもつごうのよいときに休みをとるということで、定期的な制度ではない。他はせいぜい月一日ぐらい。生理休暇制はぜんぜん実施されていないかった。

給与面では固定給七千円がわずかに一軒、残りは歩合制で最高一万七千円、最低二千円。四軒の業者は免許

取得者で五分五分、無免許者は四分六と業者がかせぎの半分以上を取るといふ搾取ぶり。あんま置き屋の実態は昔の芸者置き屋的な古さだ。あんまは置き屋と師弟関係にしばられて身動きできなくなっており、労基法違反の疑いもあるので今後嚴重に監督する。

労務管理の台帳は一軒もなく、したがって賃金の記帳はできていない。免許を取ったあんまは箱根で四組合、七十六軒二百六十四人、湯河原一組合、五十軒百七十人で合計四百三十四人だが、もぐりあんまは五百人を超えるものとみられる。このなかにはパンマがいるといううわさもあるわけだ。

「あんま」をめぐる関係官庁の保健所、監督署、職安、警察署の五係官は二月五日午後一時から小田原保健所で協議会を開き、営業の乱脈ぶりをとり上げ、もつと現代的な明るい職場に切りかえるよう対策を練る。

〔神奈川新聞〕昭和三七年一月二八日付

あん摩マッサージ指圧師は、温泉客の要望があれば「置屋」に連絡し、旅館に派遣するのが一般的であった。なお、この新聞で使われている用語は現在使われていない。本資料は歴史資料としてそのままとした。調査は小田原労働基準監督署が実施したが、調査報告書は発見できなかった。

154 湯河原駅貨物取り扱い廃止に反対する陳情書

湯河原駅貨物取り扱い廃止に反対する陳情書
昭和五十六年五月国鉄当局は「国鉄再建法」に基き、経営改善計画を策定し、具体的な措置として昭和六十年を用途に収支の赤字を埋めるとして、要員体制を三十五万人とする、地方交通線の廃止と特別運賃制度の導入、及び毎年の運賃値上げ等公共性を無視した反国民的な方向の施策をしようとしております。

特にそれらの施策の中で貨物輸送は大量定形輸送の

みにしぼられ、小口輸送に頼る中小業者、地域住民の利益にならない。国鉄当局は今回、以上の事柄から湯河原駅貨物の取り扱いについては、昭和五十七年十一月を用途に廃止したいとの方向を発表した。

私達の国鉄労働組合は、今日迄政府、国鉄当局に対し、「国民のための国鉄にする」ことをめざし利用者を含む勤労国民、政党などと共同して政策提言を行なつて実行を要求して来ました。

私達湯河原駅分会は、今回の当局の一方的な貨物取り扱い廃止は、湯河原町及び地域の住民生活に大きな影響をおよぼすだけでなく、特に一昨年伊東駅(ヤマ)の貨物が廃止されたことにより伊豆方面への玄関口としての立地条件にあることを考えたとき、うわさされている地震対策、あるいはその交通量と公害の増大、更にはトラック輸送による料金の値上げ等も必至であると思われまます。

湯河原駅貨物廃止は駄場で働く私達が先頭に立つて業者、町民地域ぐるみで断固反対しなければならぬと思います。従って町長をはじめ町議会において反対決議を載きたく以上陳情致します。
(ママ)

昭和五十七年三月十三日

国労国府津支部執行委員長 門松 啓示 印

国労湯河原駅分会執行委員長 蒔田良之助 印

湯河原町長 杉山 実 殿

湯河原町議会議長 市川公造 殿

(昭和五十七年度 陳情書綴「湯河原町役場蔵」)

日本国有鉄道の合理化策として湯河原駅の貨物取り扱いを廃止するという方針に反対する意見書が国労湯河原駅分会から町長・町議会議長に提出された文書。その後、貨物取り扱いは廃止された。

第五章 自然と環境問題

昭和三〇年代からの環境問題はこの地に人々が生活を始めて以来の大きな影響を与えている。平均気温、海水面の上昇、大気汚染、水質悪化などでこれが地球規模で起さるようになった。経済成長の中で人口増加、観光施設と客の増加は新たな課題を地域社会にもたらした。本章では環境・汚染問題、廃棄物処理、衛生行政に分けて資料を編年構成した。

(一) 環境・汚染問題

河川の水質については汚染状況や浄化の経過を取り上げている。開発に伴う公害問題として新幹線工事、高層ビル建設問題などを紹介した。こうした公害問題に対する町と町民の動向に関する資料も取り上げた。

湯河原の自然の様子を専門家が調査した資料を収録した。

(二) 廃棄物処理

経済成長に伴うごみ問題である。消費の拡大による廃棄物は増加の一途をたどり家庭で処理していたごみを組織的に処理することになった。処分場も必要になった。

(三) 衛生行政

し尿処理の経過資料である。し尿は昭和三〇年代以前は農家の肥料とされることもあった。人口と観光客の増加により大量処理が求められた。本町は真鶴町と契約を締結して海洋投棄の道を選択した。海洋投棄が法的に禁止される直前に処理能力に余裕のあった足柄上衛生組合に依頼し、現在でも処理が継続されている。

第一節 環境・汚染問題

155 ハコネサンシヨウウオ棲息地実地調査報告書

はこねさんしょう魚棲息地実地調査報告書

一、調査期日

昭和三十五年七月二十九日

二、調査に立ちあつた人

神奈川県文化財専門委員（天然記念物）

堀江重次先生

随員

湯河原町教育長

室伏秀平

湯河原町社会教育委員

杉山 実

湯河原町役場吏員

中島 輝

三、調査地点と棲息状況

(a) 新崎川上流、土肥の大杉附近（標高七〇〇米）

の溪流二〇〇米の範囲

(b) 千歳川上流天昭山(熊)の白雲滝（標高五〇〇米）を

中心に上下各一〇〇米の範囲

右二箇所において大は十センチ、小は五センチ
くらいのもの相当数棲息するものと認める。背
にセピヤ色の斑点を持つものと全体黒色のもの
とある。

(附)

天照山白雲滝附近に日本猿棲息。これを五年

前から餌をもって狎(マ)らし現在では人の手から直

接餌をとって食べるまでに狎(マ)れて来ている。但

しその季節は十月から翌年四月まで、しかし方
法によつては年間通じて楽しい光景が見られる
ようになるかも知れない。町としては予算十万
円を計上している。世話をしている人の話によ
ると全山三〇〇頭くらいは棲息すること。

これも天然記念物として指定があるように思われる。

〔昭和三五年 会議録綴(四)〕湯河原町役場蔵)

新崎川、千歳川での調査。なお、ハコネサンショウウオについては、高橋徳「新崎川の水質とハコネサンショウウオ」『郷土湯河原第十二集』所収がある。本調査の一〇年後の一九七一(昭和四六)年の調査である。猿についての調査の考え方は現在と相違する。

156 鍛冶屋製紙工場汚水処理経過

昭和三七年八月七日

午前一〇時

都計会議室

厚生委員会案件

一、鍛冶屋製紙工場汚水の件

二、し尿処理の件

三、その他

八月七日厚生委員会 一〇・三〇分

出席者 露木寛雄、高橋徳、菅沼勝義

市川公造 内藤作平、町長、助役

県係官 四名 室伏義雄 議長

工業課長 中野 渡辺正

工業試験所 十川技師

公ガイ係 ニトウ主事

一、工場汚水について

工業課長より経過説明

ニトウ主事より経過説明

二九年二月 吉浜町長名にて陳情あり 汚水により

魚類の□ 稲作の悪影響の点(ママ) 陳情により

り県にて調査を実施した

二九・四月 農試にて調査 麦類には影響なし。悪

臭なし。水田引水四町歩、塩素の含有量が少ないので影響はないがふゆう物により多少の影響をうける。

五月 水産試験所 四ヶ所測定した

六月 工業試験所にて測定

塩素水が入っていた

(ろ過器の管理が不十分であった)

指示事項沈澱地^(マヤ)を二ヶ所にする事

清掃管理を十分にすること

悪しゆうのある臭はジャ塩素さんを使う

用すること

工場 沈澱地^(マヤ)を設置する計画が提出されたが設計を検

討中、三〇年頃にならないと設置が出来ないと

事でのびた(工場経営が悪い)

三〇年五月 湯河原町長名にて陳情が再提出され

た。

県は計画・変更をして三〇年八月に設計が出来指示したがこうぞうの変更の必要が生じ

三二年五月に現在の処理装置に決定した

ポイカーを使用して、試験した処じやつかんのポイカーが死亡した。

三二・一二月 工業試験所再測定をした結果 塩素処理をする命令を出しておつたが調査時塩素処理をしていなかったたので使用する命令した

沈殿槽の清掃を実施するよう命令した

(装置の完全な運転をさせなかつた事による)

工業汚水を直接海岸迄出すか 河にそつてあんきよを作るか等 色々の問題が出たが河川課との問

題で実施出来なかつた 現在中学校建設地を通り

海岸迄汚水をはいすいもつて行く計画が立案さ

れ工場も五ヶ年計画にて実施する事となつたが土

地の問題で実施する事が出来なくなつた

機械による汚水処理の問題を考へる事が必要であるとの意見が出 設計をして現在設置してある。施設を設計した。

三十七年五月中旬頃より運転した。

施設費 二〇五万円

塩素処理をする

有キ物の処理。―沈殿槽二槽もつけた

ダスターにより有キ物を処理する

現在の装置より九〇%のこうりよくを發キしている

室伏委員 設置された当時は完全に運転されたと思う

が現在は魚類もすまない状態であるので 完全な

運転がしてないと思はれるので現地調査をして再

確認する必要がある

県課長 自動計器を調査して運転状況をみて、指示する

検討の結果本装置は完全なものであるので工場が完全な運転をするかどうかにかかっている

室伏 県より完全に運転してもらおうかんこくして

もらう事がよい。

県にとう 工場の装置運転が完全に出来るよう書類を

もつて、工場にかんこくする。

(現地調査を実施する) 一一・三〇―一二・五〇分

迄

結論 施設は完全に出来ているので後の運転の問題で

あるが県課長もげん重に注意するとの事であるの

で了解する。

(後略)

〔厚生常任委員会会議録〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

会議では、し尿処理の件なども協議されたが後略とした。

157 門川の水質検査

湯河原町門川の水質検査 飲料水は25^{mg/l}以下

15^{mg/l}前後にはフミン酸

小田原市にある県温泉研究所が、昨年十二月はじめから、湯河原町門川の県中小企業会館「万葉荘」の敷き地内で実施していた水質検査と水の分布状態の調査が終わった。

同地区から国鉄湯河原駅にかけて通称駅下地域一帯はむかしからあまり水の事情はよくないところで、藤木川の対岸にある熱海市泉地区の山の中腹など二カ所に水源を求め、簡易水道を敷設して飲料水に利用していた。ところが、この地域は最近、区画整理が進んで民家や旅館がどしどし建設され、井戸水を利用する家があふえ、一部の旅館などで掘った井戸の水が非常に悪く、小田原保健所で検査したところ、鉄分が非常に多

い一方、有機物が分解してできるといわれるフミン酸を多量にふくんでいることがわかった。

この水は飲料水にはもちろん、洗たくにも使えないため、同研究所で化学的なメスを入れたもの。この調査は地下四十一^mの深さまでボーリングしてどの位の深さからどんな水が出てくるか、また水の分布状況はどうなっているかを調べた。その結果、直径約八^{cm}、深さ二十五^m以下に掘り下げたところ飲料水に適する水がわき出てきた。この水をポンプで一日百三十^lずつ五日間ぶっ通しでくみあげても水質は変わらなかった。

フミン酸を多量に含んだ水が出ていた井戸は深さ十五^m前後のもので、十^m以下の深さでも水は出ているが、一般的に水質はあまりよくない。こんどの調査で二十五^m以上の深さまで掘れば飲料水に適する水が出ることが証明され、ひとつの目安がたつようになり同

地区発展のための資料として役立つものと喜ばれている。

水位の状況や分布状況はまだ調査がまとまっていないが、おそくも今月中に結論を出し、最終的な報告書をまとめる予定だという。

〔神奈川新聞〕昭和三九年二月四日付

県温泉研究所の調査で、飲料水からフミン酸が検出された。

フミン酸は腐植酸ともいう。植物の葉などが主として微生物の作用によって分解されて、不溶性の状態が残ったもの。

158 新幹線工事に伴う騒音公害

① 安眠妨害と住民悲鳴

『安眠妨害』と住民悲鳴 湯河原町宮下

新幹線の深夜工事に

【湯河原】新幹線の線路わきに住んでいるばかりに、大きな被害を受けている人は沿線に数限りなく多い。

テレビの映像がうつらなくなったり、振動が凄いなど。

宮下では住民が眠れなくなるといふ被害に悲鳴をあげている。

新幹線最終のおつた真夜中から暁方にかけての作業によるもので、県道をまたぐガード十五メートルぐらいの高さから土砂を下の国鉄用地へどさりどさりと連夜落している。

寝しずまった夜半だけにその音はすぎまじく、また大声で叫び合う作業員によつて寝むられぬ日々、ノイローゼになつてしまふという。

聞くとところによると、トンネル内の作業で土砂の取り替えを行なっているものだが、この作業七月(ママ)いつい続(ママ)くという。

先月はこの落石によつてガラスをこわされた家もあり、弁償してもらつたものの、ねむられぬ被害の補償は一体どうなるか。

毎日数十本の「ひかり」「こだま」を眺めての乗る機会のない縁遠い人にとつては新幹線はウラムの種。

「やむを得ない作業としても、住民の公害は防ぐ義務がある十五メートルからの高さから石や土をぶち落すなど非常識にもほどがある」とかんかん。

〔東海民報〕昭和四一年七月二日付

② 住民、詰所に押かける

住民、詰所に押かける 新幹線深夜工事に抗議
 【湯河原】既報の如く新幹線線路補修による深夜作業は依然続けられており、深夜から早朝にかけて、高さ二十メートルから地上にぶちまける土砂の音は寝しづまつた

夜の街に「ドサ、ドサ」と音をどろかせている。

あまりのことに地元民が再三にわたつて詰所に押し掛けていているが、そこは「親方日の丸」住民の平和な生活など問題外と、よけいにドサ、ドサに加えて、シヨベルの音も一層高らか。

本紙記者も四日夜、徹夜で現場に常駐したが、さすがにビツクリ。

国鉄新幹線詰所に出かけたが、話を受けた職員は線路を行つたり来たりでナシのつぶて。されば自から探そうと線路内にはいつたら、いきなり「罰金だぞ」と一喝された。

地元民と一緒に約一時間にわたつて話し合つたが、毎日変つてしまうということでラチはあかず、されば生命と罰金をかけて地元民が線路に座り込んで新幹線をストツプさせるぞまでに至つた。

最後には、五日昼までに町役場で新幹線助役が来町し

て話し合うことになったが、とうとう姿を見せなかつた。

だが、きょうも新幹線は走り、深夜の作業は続いている。住民のノイローゼなどおかまいなしに。

どこかの国の憲法の第二十五条には「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と、そして第十一条にも「基本的人権の享有」をうたっているが—。

〔東海民報〕昭和四一年七月六日付

③ 土捨場を三カ所に

土捨場を三カ所に 新幹線工事で当局回答

【湯河原】新幹線の深夜工事の騒音に悩まされている沿線住民から苦情が続出しているが、七日、本紙萩原湯河原支社長と小山記者が新幹線小田原保線区と話し

合った。

新幹線側でも「再三、苦情もあり、出来る限りの努力をしているが、迷惑をかけていることは申しわけない。土砂の捨て場については三カ所にし、三日に一度ぐらいにする。十九日までの予定なので、あと一カ所が四回ぐらいなので何んとか我慢してほしい」とのこと。住民側としても「公共事業をとめさせようというものではなく連夜の騒音ではたまらぬ」ということなので、ともかく三日に一度なら止むを得なかりうが、出来る限り考慮してもらうことで納得してきた。

〔東海民報〕昭和四一年七月八日付

新幹線工事が完成した後の補修工事が深夜に行われた。

トンネル工事に伴う土砂搬出が深夜まで行われ、付近住民が詰所（工事事務所）まで押し掛けるまでになつた紛争。土砂捨て場を分散することで解決した。

159 汚れ放題の千歳川

汚れ放題の千歳川 県境 両県で責任なすり

あい

熱海市と神奈川県足柄下郡湯河原町の県境を流れる千歳川は、見る人も驚くほどのゴミでよごされ、関係機関の善処が強く望まれている。

同川沿いの同市泉地区には旅館やホテルなど三十一軒があり湯河原町にもそれを上回る旅館があつて「湯河原温泉郷」をつくり、全国から多くの観光客を招いている。こうした環境にあり、国道一三五号線からの玄関口ともなる町道沿いの同川べりが約百軒にわたり、心ない人たちが捨てた紙クズやポリバケツ、ガラスの破片などが散乱し、美観をそこねている。

地元では県境なので責任のなすり合いをしているため、いつこうに美化されないのが実情、春の観光シー

ズンを迎えたというのに放置されたままで、風の強い日などはゴミがあちこちに飛び散るありさま。横浜から訪れた観光客の一人は「町の美化観光客へのサービスにつながるあきれられるほどのよごれだ。これでは客の足も遠ざかる」ときびしく批判していた。

熱海市は「泉地区が市の中心から離れている県境という立地条件にあるため、何事にも比較対象されるのでゴミ収集には特に気を使い、回数を多くしている。よごれの原因は、町の中の道が狭いため、観光バスなどはほとんど同川沿いに駐車し、車内から出たごみを捨てるためと思う。地域観念にとらわれず湯河原町とも話し合つてきれいにしたい」と話しているが、市民の間から善処が望まれている。

〔東海民報〕昭和四三年三月二九日付

全国的にも河川の汚染が深刻になり、本町でも千歳川と新崎川は汚染が進行していた。記事の見出し

は四段抜き。

160 新崎川が自然回復

新崎川が自然回復 天然その上のアユがうよう

よ 汚水源の製紙工場が倒産

【湯河原】「魚がいなくなつた原因はやはりあの製紙工場だつたか」……。

湯河原町吉浜を流れる新崎川は、数十年来約二キロ上流の製紙会社から流す工場排水のためよこれ、魚も住めない。死の川。だつたが昨年秋、同会社が倒産し操業を停止してから川は次第にきれいになり現在では天然その上の「アユ」がうようよ泳ぐほどよみ返つたこの「自然回復」に「元気づいた地元民は「美しくい故郷の自然を守り続けよう」と、このほど「新崎川を守る会」

Ⅱ井上藤夫会長、会員七十人Ⅱが発足、十五日第一回目の川の清掃奉仕を行なつた。

海水浴場として有名な吉浜海岸に注ぎこむ新崎川は、箱根境の大観山が源流「幅約二十メートル、長さ十二キロの小さな川だが、流域には工場街や住宅密集区がないため、普通なら水はきれいはず。昔は川の水を飲料水(ママ)を使つたり、魚とり川遊びの場として住民に親しまれた。

戦時中は「毒ガス兵器工場

大量の「カセイソーダ」

ところが、大正初期、同川右岸の鍛冶屋(鍛冶)地区に製紙工場が出来たため、その排水が年とともに川を汚染し続けた。戦時中は、旧陸軍第六研究所（毒ガス兵器工場）に工場が接収され、戦後も工場が流す大量のカセイ・ソーダや、くず紙を再生した廃液のため川の水はどす黒くに「ごり、昨年秋までに魚が全滅状態になつてしまつた。

町が工場用地買収

長年の公害騒ぎに終止符

工場は時代によって経営者や社名を変えながら六十年ほど続いたが、住民の反対運動の盛り上がりとはほぼ時を同じくして昨年十月倒産、ことし四月、町が施設を含む約五千六百平方メートルの敷地を四千七百万円で買収、長年の公害騒ぎに終止符を打つた。

買収用地は公営住宅

河原清掃奉仕を定期的

いま、川の水はすきとおつた清流に返り、十数センチに育つたアユが群れをなして遊ぶ姿がよく見える。

十五日、地元の「まもる会」の人たちは手に手にカギ棒やカマを持ち、川底に沈むあきカンや木クズ、紙くずなどのゴミを集め川原で焼却した。

高杉茂利町長は工場跡の利用問題について「環境のよい場所なので、公営住宅の用地にしたり都市計画を進める際の代替地として活用したい」と語り、地元の井

上会長も「公害源がなくなった以上、公害源がなくな

つた以上、自分たちで川を守り、清掃も定期的、年六回ぐらいは行ないたい」と話していた。

〔東名新聞〕昭和四六年五月一八日付

長く汚染源であった製紙工場が倒産し、汚水が出なくなったことが浄化の大きな理由。

現在では、毎年天然鮎が遡上し、サケが遡上したこともある。

161 門川地区高層ビル建設反対に関する陳情書

陳情書

神奈川県足柄下郡湯河原町門川〇〇番地

代表者 守屋賢一

私共は門川〇〇番地及び〇〇番地に居住し、生活を営むものであります。

先日門川区の会合に於て、観水荘跡に大和土地建物

株式会社によつて不二ロイヤルハイツの高層ビルが建てられる事を始めて知りました。私共の土地及び家屋の東及び東南方面に接して高層ビルが建つと午前中の日照は全く遮ぎられ、又暴風時に於ける風圧の影響、当地が軟弱地盤であるため現在の家屋の工事中の損壞、又東・南方面の自然の景觀もすべて視界をさまたげられて見られなくなる等、私達の生活権を脅かすもの大なるものがあり、それを考えると現在心配で夜もおちおち寝られず、仕事も手につかない状態であります。そこでそれ等の影響のない様計画を変更されるか、又は充分納得のいく方法が講じられるまで、工事を中止される様、お取計い頂き度くお願い致します。

右陳情致します

昭和四十八年十月二十二日

右 守屋賢一 印

(外八名の氏名を省略した。)

湯河原町長

高杉茂利 殿

(「陳情書・要望書に関する書類」湯河原町役場蔵)

日照権、風害、景觀権などが日本全体で問題となり、当地がマンション適地となり多くの陳情・請願が行われることになった。高層ビル建設反対の初期資料。

162 町内がけ崩れ災害危険区域調査

(前略)

六 災害関係資料

(一) 災害危険区域

がけ崩れ	災害 区分	図面 対象 番号	危険 箇所名	面積 (ha)	家屋数 (戸)	人口 (人)	災害の説明
一	一	源泉境		二	七	二八	
二	二	若草山		三	四	九六	
三	三	橋上		〇・五	一四	五六	

がけ崩れ												
一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	
浜	子の神	杉洞	向ひ	田の端	神明山	妻込	駅裏分壊地 (ママ)	裏	湯河原小学校	道上	道々	道中
〇・三	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・三	〇・一	三	〇・六	〇・五	〇・五	一	
一六	一五	一〇	一九	二〇	六	八	二〇	六	八	八七	六一	
六四	六〇	四〇	七六	八〇	二四	三二	八〇	二四	三二	三四八	二四四	

(後略)

〔都市計画基礎調査〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

こうした都市計画基礎調査により対策工事が一部で行われた。町内の戸数増加が背景にあり、対策が求め

られた。

災害現況が付されているが「原野のみ」の火災であるため省略した。

163 千歳川水質浄化に関する陳情書

昭和五二年三月二十九日

湯河原町長

杉山 實 殿

湯河原温泉旅館組合

組合長 八亀昌美 印

湯河原温泉旅館協同組合

理事長 柏木英雄 印

陳情書

御町には観光立町を柱に前向きに観光行政を推進下され私共業界もこれに呼應して宣伝に事業に一丸となつて取組み「湯河原温泉」のイメージアップに努力して

いる次第です。

近年観光客の志向性も変わり観光地も選ばれる時代に
入りいかに特異性を持った温泉場であるかを問われる
様になりました。

その一つとして自然との調和を保ちより美しいきれ
いな環境が要求され来る人をして人間的な温かさを感じ
させる街造りをしたいものです。

昨今、自然保護の上から公害除去の問題がクローズ
アップされて居りますが、業界にも規制される法律
が生まりました。それが水質汚濁防止法です。

この法律は河川等が排水によって汚濁されるのを防止
するためのもので旅館業も昭和四九年一月一日から
適用になりました。

今回この適用を受けるホテル・旅館は日量五〇トン以
上（総合排水）排水する事業所が対象になって居り当
地に於いても二〇軒前後がこれに該当することになり、

本年五月三十一日までに各々が処理施設を設ける様指導
を受けました。しかしながら河川の浄化を本質的に考
えた場合一部の適用を受ける旅館の排水浄化処理のみ
にて目的達成が出来るものではなく住民全体の問題と
して取り上げなくてはならないと思います。

御町の下水道事業も着々と進められて居る様ですが、
早期に具体的な計画をお願いし業界もこれに協力し一
日も早く清流千歳川にしたいものです。

県当局（公害対策事務局水質課）の行政指導も受け話
合っているわけですが用地確保（処理施設）の出来な
い旅館もあり且つ又処理機能にも各社一長一短があっ
て選択に就いてもむずかしく設備も高額な費用を应予
ることであり今尚業界としても検討中であります。か
様な状況の中で昭和五二年六月一日より県の水質基準
に基き取締規制が行われようとしております。

この時にあたり過日も陳情にお伺い致しお願いしまし

たとおり下記要項に就いては是非共実現方を賜りたく陳情書を以て懇請申し上げます。

記

- 一、下水道事業（宮上地区）の早期実施
- 二、県関係当局との話合いの窓口の設置
- 三、昭和五二年六月一日以後の県条例に基づく取締規制の緩和に就いて県当局への要請

（五二年度 陳情書・要望書綴「湯河原町役場蔵」）

原資料は横書き。

一九七〇（昭和四五）年に水質汚濁防止法が成立し、一九七四年に温泉旅館にも適用されることになり、本町温泉旅館も一部対象になった。こうした動きから下水道の整備などを要望した。千歳川は汚染がひどく観光都市として対策が求められていた。なお、当時、陳情者の旅館組合は二団体に分かれていた。

164 宮上地区山林立木伐採中止に関する嘆願書

嘆願書

この度和光総業有限公司所有地（湯河原町宮上七五六外）山林の立木を伐採することの聞きましたがこの土地は尾根筋から北東に下る傾斜面で山頂に近い山林であります。また名勝「五段の滝」の真南に当る地帯であつてその隣接する下方は、藤木川河畔まで急崖の自然林で藤木川の流れに沿い温泉旅館が建ち並び源泉郷とも呼ばれる温泉旅館街であります。

今圃の伐採行為については本年四月より町を通じ県に対してその行為の危険性を訴えてきたものでありますがこの行為が許可申請不要とのことと誠で遺憾に耐えません。

私共はこの地に居住し、又温泉地に欠くことのできない源泉地帯であることから次の事項について危惧さ

れますのでこれが伐採行為の中止を強くお願いいたしたく、嘆願するものであります。

記

一、この地一帯は湯河原町における最大の温泉湧出中心地で源泉地二〇ヶ所があり、自然保護並びに源泉保護対策上又、湯河原温泉地の背景としての景観保護上立木の伐採行為をすべき所ではないこと。

二、当該地は去る昭和四七年六月崖崩が生じ、旅館の客室内に土砂の流出による被害があり、県において砂防堰堤工事を施行した処であり伐採により再度崖崩の危険性があること。

三、当該地は急崖であり、火山埋積物による地質であり崩壊しやすい地層であること。

昭和五三年六月六日

湯河原町長

杉山 實 殿

(嘆願者氏名省略)

(昭和五三年度 陳情書・要望書綴) 湯河原町役場

蔵)

原資料は横書き。

立木伐採の対象となった山林は、温泉地としての景観保護上重要で、様々な影響を受けるとして反対の意思表示をしたもの。

165 真鶴トンネル西口排気塔建設反対に関する陳情書

陳情書

時下貴職におかれましては、ご壮健にて、日夜湯河原町務にご尽力の段、まことに慶賀と感謝に堪えません。

さて、日本道路公団による「真鶴有料道路三期(バイパス)工事」は、着々と進行し完成に近づきつつあることは、貴職もご承知のことと推察致します。私共

は、この道路工事自体に反対するものではありませんが、去る昭和五十四年五月十六日に真鶴町役場において開催された真鶴町環境審議会に対する日本道路公団の説明会を傍聴しましたところ、本工事のトンネル排気塔の建設予定地ならびに、西口の排気塔の高さ、構造および排気塔から排出される一酸化炭素、窒素酸化物等の机上の数値等の説明が日本道路公団の職員からありました。

特に、西口排気塔の建設予定地につきましては、すでに決定しているかのような説明がありました。この予定地に排気塔が建設されすと、枇杷窪、台の坂、カツラゴ地区ならびに隣接の真鶴地区に対し、

- 一、トンネル排気口による大気汚染禍、騒音公害
- 二、トンネル排気口付近住民の健康破壊
- 三、トンネル排気口付近の魚付保安林・自然林の枯朽
- 四、トンネル排気口付近の柑橘園の枯朽

という重大な危機を招来することは、明らかであります。

去る五月二十七日に行われました日本道路公団による発煙筒を使つての実験でも、煙が林をぬつて福浦・真鶴地区の住民に地形上多大の影響を与えることがはっきりとわかりました。

私共は、漸く事態の重大さを認識し、この西口排気塔の現在予定地建設に絶対反対することを決意いたしました。今後この排気塔建設計画の全面的な再検討を求めて、各方面に対し積極的に陳情運動を行つて行く所存でありますので、貴職におかれましても事の重大性をご認識いただき日本道路公団責任者による説明会の開催をするなど、早急なるご措置をいたたくと共に、本件についての貴職の考えをお聞きしたく、地区住民の署名を添えてここにお願ひ申し上げる次第であります。

昭和五十四年六月九日

神奈川県足柄下郡湯河原町福浦

「西口排気塔建設に反対する会」

代表世話人（枇杷窪、台の坂、カツラゴ地区）

湯河原町福浦〇〇ノ〇 森 勇鋼 ㊞

（代表世話人外三名省略）

湯河原町

町長 杉山 實 殿

（以下署名者五九名省略）

〔昭和五十四年度 陳情書〕湯河原町役場蔵

排気ガスの問題については、真鶴側からの反対も一九七三（昭和四八）年にあったが、ここでは福浦側の陳情書を取りあげた。大気汚染だけでなく漁業、ミカンなどへの影響を心配している。

166 鍛冶屋のクスノキ林の成長

湯河原町鍛冶屋(註)のクスノキ林の成長

中川重年

Growth of *Cinnamomum camphora* of

Kajiya at Yugawara City, West Kanagawa

Shigetoshi Nakagawa

要旨：神奈川県湯河原町における七四年生のクスノキ造林地の成長をしらべするため樹冠投影図、樹幹解析を行った。その結果、樹高は二六・七mで胸高直径四・二cm、材積二・〇四m³、連年上長成長量は三六・一cm/年、連年肥大成長量は六・一mm/年であった。上長成長は〇〜三〇年が急速であり、六〇年まではややおちこみ、六〇年以降で再び成長が増大している。胸高における肥大成長はほぼ同じパターンであった。六五年以降増大しはじめているが、このころ隣接木を

抜いてこれを被圧させ優位になったと考えられる。

(英文要旨省略)

クスノキの造林は我国の南部において比較的古くから行われていた。⁽³⁾クスノキの根部から採取される樟脳は昭和三七年まで専売制であり、各所にその目的のため造林が行われた。最盛期の明治四年には五、六三九ha⁽⁵⁾が植林されたほどである。

神奈川県のカスノキ造林例は少なく、本報告の湯河原町に一団地、真鶴町真鶴半島に一団地あるだけである。(図一(省略))とくに後者は樹高三〇m、胸高直径一mを越すものも多く我国のカスノキ造林にとって特筆すべき好例である。

湯河原町鍛冶屋^(マ)のカスノキ造林地は明治三七年、三八年におきた日露戦争の戦勝記念として明治四三年(二九一〇年)植林されたものである。(図二(省略))造林面積は三・四一haにおよぶ。このころはクスノキ

造林のもっともさかんな時期で全国で毎年三、五〇〇〜五、五〇〇haが植林されていたほどであった。⁽⁵⁾現在ではこの林分の間伐は行われておらず、被圧木が順次枯死している。また造林当初クロマツと混植したように、上部では現在でもクロマツが半数を占めている。林床は二〇年にわたって放置されていたが一九八三年末の整理伐が行われた。

図一 神奈川県におけるクスノキ造林例(省略)

図二 湯河原町鍛冶屋^(造)のカスノキ造林地(省略)

クスノキは昭和三七年に専売制が廃止され、樟脳生産用としては現在ではほとんど無用となっている。しかし材の利用は別で、神奈川県小田原から伊豆半島にかけてクスノキ細工⁽¹⁾あるいは熱海細工として、タンスをはじめとする木工品が知られており、これらを目的

とした用材としての需用はある。さらに今日的な問題として環境保全の面からも照葉樹林帯（ヤブツバキクスラス）の照葉樹の保護、造林が進められており、クスノキは厳密な意味での自然植生の構成要素ではないものの、郷土種の一部として広く植栽も行われている。したがって今後神奈川県内でのクスノキの成長を推定する時、湯河原町における七〇余年の人工林の成長を解析しておくことは意義のあることであろう。

そこで今回、昭和五九年一月および昭和六〇年二月に、クスノキ林の成長解析を行なったので、ここに報告する次第である。

調査にあたって湯河原町役場、湯河原町森林組合、西湘行政センター林務課の関係各位にお世話になった。ここに記してお礼申し上げる。

調査地の該要

クスノキ林は湯河原町鍛冶屋辰沢（治）にあり、標高二八

〇～三五〇mにわたってやや南西を向いた斜面に細長く植栽されている。（図三（省略））植栽面積は三・四haである。

年平均気温は一五・五℃、湯量指数は一一〇―一一五、年降水量は推定一九〇〇mmである。谷から屋根までのほぼ三五～四〇度の南西斜面に植栽されている。

この斜面には転石が見られる。土壌は黒色、とくに谷部は湿性となっており落葉が厚く堆積している。また、二ヶ所崩壊のあとが見られる。この部分にはスギが植栽されており、クスノキの転倒したものも見られる。

林床の低木は昭和五八年末から昭和五九年にかけて伐採され、現在では低木はほとんどない。林床植物としてはミヤマシキミ、アオキ、ヒイラギ、フユイチゴ、イヌツゲ、ホウライカズラ（稀）テイカカズラ、ウリノキ、フデリンドウ、ゼンマイ、オニシバリ、キヅタ、ヤブニッケイ、ムラサキシキブ、ヒサカキ、シロダモ、

クサギ、イタビカズラ、クロモジ、シユスラン、シユラン、サルトリイバラ、ビナンカズラ、ウツギ、イヌガヤ、イタチシダ、がみられる。

クスノキ林の周辺は低地にスギが植林され、尾根にヒノキの若齢林が見られる。

図三 クスノキ造林地（省略）

調査方法

一、樹冠投影図

クスノキ造林内に四〇m×四〇mの均質な林分を選び平板測量で一・三〇〇の投影図を作製した。

二、樹幹解析

上記の林分の中央に標準木（胸高直径四六cm）を設定、これを一本伐採し樹幹解析を行なった。

結果

一、樹冠投影図 図四（省略）

四〇×四〇m²（〇・一六ha）の方形区を設定し、区内のクスノキおよびクロマツの胸高直径を測定した。

図四 クスノキ造林地の樹冠投影図（省略）

クスノキ五〇本、クロマツ四本の計五四本が生育しており、ha当りそれぞれ三一・五本、二五・〇本、計三三七・五本であった。クスノキの胸高直径は平均三六・二cm（s² 一一・三三cm）、最大胸高直径六四cm、最小径八cmであった。クロマツは斜面上部にのみ生育し、胸高直径は平均三九・五cm（s² 三・八七cm）、最大胸高直径四三cm、最小径三四cmであった。

クスノキ林は谷沿いに長く位置しており、クスノキとクロマツの混植状態が異なっている。上部は凸地形でクロマツが半数を占め、比較的疎開しており、樹高

も低いようである。一方、中、下部は凹地形でクスノキが優占する。

図五(省略)は造林地内に本調査区の外さらに上、中部に二ヶ所の区を設定しここにおいて無作為に六〇本の個体を選出。直径階別に表わしたものである。

上部区ではクスノキの平均胸高直径三六・五cm、(s || 八・九〇)、二九個体、クロマツは胸高直径三二・八cm、(s || 六・九七) 三一個体であった。このうちクスノキの二〇—二五cm階における二四個体は被圧木である。クロマツの二〇—二五cm階以下が見られないのは披圧(ママ)されると拓死すると思われる。

中部はもつとも成長のよい林分でクスノキ二〇—二五cm階の被圧木は少数である。胸高直径の平均は四二・二cm、(s || 一〇・三三)であった。クロマツは現在ではみられない。

図六(省略)は林分のクスノキ一三九個体の胸高直

径階別頻度分布である。平均胸高直径は三八・九cmであった。四〇—四五cm階が量も多く三三個体と全体の二四%、次いで三〇—三五cm—二五個体一八%、三五—四〇cm—一九個体一四%であった。

図五 クスノキ造林地内、上・中・下部におけるクスノキ・クロマツの胸高直径階別頻度(省略)

二、樹幹解析 図七(省略)

樹齢七四年、樹高二六・七m、材積二・〇四m³であった。

胸高から一二・二mまでは細りは比較的小さく、一二・二m以上で大きくなる傾向がみられる。

上長成長(図八(省略))は

$$y = -0.62 + 0.57x - 0.0029x^2 \quad (r^2 = 0.96)$$

で与えられる。連年成長は三六・一cm/年であった。

このなかでも植栽後三〇年位（一九四〇年ごろ）は成長がいちじるしい。また三〇～四五年（一九四〇～一九五五ごろ）のほぼ一五年間は回帰曲線とほぼ等しい成長量となっている。しかし五〇～六〇年（一九七〇～一九八〇年ごろ）はやや成長がおち、回帰曲線は下回り始めている。その後六五年から伐採時まで再び成長量が大きくなってきている。

図六 クスノキ造林地内より無作為に抽出したクスノ

キ一三九個体の胸高直径階別頻度（省略）

胸高における肥大成長（図九（省略））は

$$y = 0.05 + 0.66x - 0.00092x^2 \quad (r^2 = 0.99)$$

で与えられる。ほぼ回帰式と一致している。連年成長量は六・一mm／年であった。植栽後一〇年（一九二〇年ごろ）は肥大成長はいちじるしくないが、その後二〇年（一九三〇

年ごろ）以降は急速に成長し四〇年ごろまで続く、その後四〇年（一九六〇年ごろ）から六五年（一九七五年ごろ）まではやや下回っている。一九七〇年（植栽後六〇年）以降再び成長量の増加がみられる。

図七 樹冠解析図（省略）

図八 クスノキの上長成長曲線（省略）

図九 クスノキの胸高（一・二m）における肥大成長（省略）

考察

一、樹冠投影図

樹冠はほぼうっべいしており、高木層と、披圧された高木第二層とに分化しており、後者は優勢木の樹冠下で成長が衰退して順次枯死している。すでに枯死したのも林内に多く見られる。現在の一本当りの樹冠

の最大うっぺい面積は二九・六㎡である。植栽時の植付本数は現在では明らかではないが植栽後比較的すみやかにうっぺいしたようで、古くから競争が行われた結果、幹は比較的通直で下部での分枝も少ない形状になったと思われる。しかし造林地の上部においては樹高も減じ、疎となっており、クロマツの本数も過半数を越えており、クスノキにとって良好な立地といえないようである。中部区のクスノキは胸高直径五五〜六五cmのものがみられるほど成長は良好で、反面クロマツは現在では見られない。

クスノキとクロマツの混植は古くから行われた。クロマツはクスノキの成長をいちぢるしく妨げるほどの庇陰性はなく他種との競争によってクスノキの樹冠が通直になることを期待したとした。⁽³⁾しかしながらクスノキの植栽適地は沢浴い^(ママ)の土壤条件のよい場所を選ぶ⁽²⁾としている。クロマツを混植した理由としては倉田は

容易に入手できる材種であるためとしており、クロマツよりもむしろ肥料木の混植の方が後の成長に好ましい効果がある可能性を示唆している。鍛治屋^(注)の例からでは生理的要求が異なり、むしろ反対の立地に生育する二樹種を混植することによって、立地条件の違いによる不成積^(續)を回避するためであったと考えることも可能である。

二、樹幹解析

供試木はクスノキ林中でのやや優勢木―胸高直径四五・二cm(下部林分での平均胸高直径三六・五cm、全平均三八・九cm)であり、樹冠も大きく、このため上長成長ならびに肥大成長共に良い。上長成長は植栽後五〇〜六〇年ころ成長量が減じたが、その後再び成長量の増加がみられる。一方肥大成長は逆に六五年以降大きくなっている。このことからこの当時、隣接木を被圧してこのクスノキが優位に立ったものと考えられ

る。

キハダの造林例⁽⁴⁾では植栽後一九年で上長成長の減少および肥大成長の減少がみられた。一方クスノキの場合優勢木であるということから肥大成長の減少についてはキハダと逆に増加している。これは過当な競争が行われた結果、優勢木となったものと考えられる。クスノキ造林地の、とくに下部においては被圧木が多く、枯死している個体も見られることから今後全林分の間伐による密度調整の必要があり、さらに資料の集積が必要であると思われる。

(1) 伝統的工芸品産業振興会…伝統的工芸技術調査、一九七六～一九七八

(2) 倉田益二郎…特用樹種、朝倉書店、二七六pp、東京、一九四九

(3) 三善正市・飯塚實…常緑広葉樹林の施業―広葉樹林とその施業、地球社、二六二pp、東京、一九八一

(4) 中川重年…神奈川県におけるキハダ人工林の成長、

神奈川県林業試験場研究報告、第八号、一一〇、一九八二

(5) 竹原秀光…広葉樹林の消長―広葉樹林とその施業、地球社、二六二pp、東京、一九八一

(6) 渡辺資伸…クスノキ苗木の植付けに関する研究、一三七pp、一九七八

(中川重年「湯河原町鍛冶屋のクスノキ林の成長」『神奈川県林業試験場研究報告』(一一)、一一―一八、

一九八五、神奈川県林業試験場)

原資料は、神奈川県自然環境保全センターから許可を得て転載した。

ただし、横書きを縦書きに改め、算用数字を漢数字に置き換え、カンマを読点に置き換えた。

また、英文要旨や図を省略した。

167 生活と環境を守る湯河原町民連絡協議会設立

生活と環境を守る

湯河原町民連絡協議会設立さる

町民の皆さん、中高層マンション建設などに反対する住民連合組織「生活と環境を守る湯河原町民連絡協議会」設立大会は、去る十月七日、雨天にもかかわらず、百五十名を越える怒れる町民の出席を得て成功裡に行われました。

当日は、作家の遊佐京平氏、真鶴町議の奥津和子氏、黒岩宏次氏、湯河原町議の二見義雄氏、鈴木幸雄氏、小沢健三氏、丸山孝夫氏らの出席を得、各氏から心強い激励をいただきました（各氏の挨拶の概要を裏面に載せます（省略））。

大会では、規約の承認、役員を選出をおこない、次に掲げる大会アピールを満場一致で採択し、営利本位

の企業のための町政でなく、住民のための町政を町民に強く訴えていくことを確認しました。

なお、会長は吉浜舟付地区で古くからマンション建設反対運動に携わってこられた小島宏さんにお願いました。

生活と環境を守る湯河原町民連絡協議会結成大会

アピール

私達住民は、湯河原の自然と住環境を破壊する営利本位の中高層マンション建設などに反対し、住民本位の町（地域）づくりをめざし、個々の住民組織を横に結ぶ「生活と環境を守る湯河原町民連絡協議会」を結成しました。

湯河原町は豊かな自然に囲まれ、その育む清浄な大気と良質な水、明るい日差しは、我々住民はもちろんのこと湯河原を訪れる誰にも昔からこよなく愛

されてきたものです。ところが、いま湯河原町には既存のものを含めて六十余の中高層マンションが建設されようとしています。もし、このままマンション建設が進められてゆくのなら、いままで、多くの町民が享受してきた日照や、眺望をはじめとする快適な生活環境は破壊され、観光地としての湯河原の将来にとっても取り返しのつかないことになりま

す。

しかし、湯河原町の行政は、これまで私たち住民の再三にわたるマンション規制の要望にも耳を貸さないばかりか、むしろマンション業者の側に立って建設を認めてきていると云わざるをえない姿勢をとってまいりました。すでに、隣の真鶴町と熱海市はマンション公害から住民を守るために、中高層マンションの建設を実質凍結いたしました。

私たち湯河原町民も、マンション業者の営利本位

の「まちこわし」にストップをかけ、子どもたちに誇れる快適な住環境を積極的に守っていくために、自らの力を結集する必要に迫られています。

「生活と環境を守る湯河原町民連絡協議会」は、以上の考えをもとに、中高層マンション建設規制の全町規模での署名運動を展開するとともに、関係当局に、左記のことを積極的に働きかけていきます。

- 一、用途地域の見直し
- 二、高さ制限の強化
- 三、容積率の引き下げ
- 四、景観条令の制定
- 五、指導要綱の強化

中高層マンションの乱立に危惧し、住みよい「まちづくり」を願う多くの町民の参加を呼びかけます。

生活と環境を守る湯河原町民連絡協議会

十月十七日に、代表者十名程が小沢町長に面会し、アピールを手渡すとともに中高層マンション建設規制の要望を行いました。

生活と環境を守る湯河原町民連絡協議会

会長 小島 宏

事務局 福浦〇〇〇(〇〇方)

TEL〇四六五(六二)〇〇〇〇

(後略)

(宮下 府川勝臣氏蔵)

本町では、商業地域においての中高層建築物の高さを二四メートル以内に制限するなど、一九九一(平成三)年二月に湯河原町開発指導要綱の改正を行っている。

168 湯河原町豊かな景観を育む基本条例

湯河原町豊かな景観を育む基本条例(平成八

年二月十五日条例第二号)

わたしたちのまち湯河原は、三方を箱根伊豆の山々の美しい稜線に包まれ、相模湾に向かって流れる新崎川と千歳川、そして、万葉の頃から世に知られた温泉など、先人たちがたゆまぬ努力を注ぎ築いてきた豊かな自然環境と歴史的・文化的財産を享受してきた。

このまちをさらに美しく、快適な都市として育むため、わたしたちは互いに協力し合い、豊かな景観を次に引き継いでいくことを決意し、豊かな景観を育む条例を定める。

(趣旨)

第一条 この条例は、豊かな景観を育むことに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するところによる。

一 豊かな景観を育むとは、湯河原の豊かな自然と調和したまちの景観を守り、育み、創ることをいう。

二 建築物とは、建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第二条第一号に定める建築物をいう。

三 建築行為とは、建築物を建築する行為をいう。

四 事業者とは、本町において建築行為を行う者をいう。

（町の責務）

第三条 町は、豊かな景観を育むための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 町は、公共施設の整備を行う場合には、豊かな景観を育むために先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

3 町は、町民、事業者とともに豊かな景観を育むことに関する意識を互いに育て、伝え、高めるための

方策を講じなければならない。

（町民及び事業者の責務）

第四条 町民及び事業者は、豊かな景観を育むことに

関して、主体的かつ積極的に関わり、それぞれの立場から豊かな景観を育むよう努めなければならない。

2 町民及び事業者は、町が実施する豊かな景観を育むことに係る施策に協力しなければならない。

3 町民、事業者は、豊かな景観を育むために、湯河原にふさわしい周辺の環境と調和するよう建築物の色彩等に配慮するものとする。

（豊かな景観を育む基本計画の策定）

第五条 町長は、豊かな景観を育むため、総合的かつ基本的な計画を策定するものとする。

（豊かな景観を育む地区の指定）

第六条 町長は、重点的に豊かな景観を育む必要があると認める地区を豊かな景観を育む地区として指定

することができる。

2 町長は、豊かな景観を育む地区を指定したときは、これを告示しなければならない。

(豊かな景観を育む基準)

第七条 町長は、豊かな景観を育む地区を指定したときは、当該地区における豊かな景観を育むための基準を定めるものとする。

(要請)

第八条 町長は、事業者に対し、豊かな景観を育むため、必要な措置を講ずるよう要請することができるものとする。

(地区計画等豊かな景観を育む制度の活用)

第九条 町長は、豊かな景観を育むため、必要があると認めるときは、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく地区計画、建築基準法に基づく建築協定その他の豊かな景観を育む制度の活用を図るよ

う努めるものとする。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

さまざまな建築物が考えられる中で、調和のとれた町づくりのために作られた条例。

建築物の色彩などにも配慮することなどを運用の内容としている。

なお、二〇〇七(平成一九)年四月施行の「湯河原町景観条例」を制定し、本条例を廃止している。

169 幕山周辺の蘚苔類

幕山（神奈川県足柄下郡湯河原町）周辺の蘚苔類

平岡照代、磯野寿美子、佐々木シゲ子、平岡正三郎

（英文要旨及び keywords 省略）

一 調査地の概況

湯河原町は神奈川県西南の角に位置し静岡県熱海市と境を接している。古くから温泉の町として開け、現在も藤木川沿いに温泉街が発展し全国からの湯治客で賑わっている。地形図で見ると湯河原地方の表層の地形は箱根山地の山裾（外輪山）がそのまま相模灘に達してきたようであるが、地史から見た湯河原地方の成立は箱根地方より古いと考えられている。約七〇

万年前、伊豆半島北部に火山活動が始まり、宇佐見火山（伊東市）、多賀火山（熱海市）、次いで湯河原火山の爆發と活動が北上し、箱根火山の活動が始まったのは約四〇万年前のことである。湯河原火山は溶岩流出と火砕物の噴出を繰り返し、その結果大きな成層火山に成長したが、大規模な水蒸気爆發が起こり火山体の一部を失った⁽¹⁾。その後の浸食作用によりさらに湯河原火山は衰退し、現在では新崎川の南岸、城山から無名峰（標高六六二m）にかけての山地に安山岩質溶岩および火山碎屑物として残っている⁽²⁾。今回の調査地点のうち、城山、岩屋および岩屋道が地質的には湯河原火山に属する。箱根の火山活動が進行中、カルデラ出現以前に、活動の中心から北西―南東方向に延びる構造線が活動を始め、この構造線の北西のすみに金時山、南東に幕山溶岩円頂丘（図二A（省略））の二つの寄生火山が形成された⁽¹⁾。この二つの寄生火山は直線距離

で一二km離れている。現在の幕山は幕山溶岩と呼ばれる安山岩―石英安山岩溶岩で成り立っている。南面の斜面には巨大な安山岩の岩壁が連なり、ロッククライミングの練習場所として人気を得ている。幕山の北面と新崎川沿いは箱根古期外輪山溶岩類で安山岩質の溶岩と火砕屑物から成り立っている⁽²⁾。したがって、調査地点を地質的に古い順に並べると、(一)岩屋・城山、(二)幕山北面・新崎川、(三)幕山南面・梅林となる。この地誌的時間の差は、土壌の堆積量や植生の発達程度に影響を与え、各調査地点ごとの蘚苔類相に何らかの相違が生じるものと推定される。このことについては次の蘚苔類相の概観の項で検討を加える。

調査地域は海岸線に近く(幕山で直線距離で三・七五km)、冬暖かく、夏涼しい海洋性気候と考えられる。年平均気温は小田原から真鶴にかけては一五・八一―一五・九度⁽³⁾で三浦半島南部と並び県内で最も暖かい。年

間の降水量は二、〇〇〇mmに近く⁽³⁾、県内では箱根、丹沢山地について多雨である。幕山周辺は神奈川県西部であり、温暖な気候と降水に恵まれている。蘚苔類の生育量は多くはないが、県北西部の山地とは異なる種が多く出現した。表一に関東地方での蘚類と苔類・ツノゴケ類との出現率を示して、神奈川県と周辺県および神奈川県内の各地の出現率を比較した。群馬県以南、千葉県までの間で、蘚類に対して苔類・ツノゴケ類の出現の割合が徐々に増え、御蔵島では群馬県より約一〇%も増加している。県内でも北部の山地と比較して南部の幕山では蘚類六二・四%、苔類・ツノゴケ類三七・六%となり、苔類・ツノゴケ類の全体に占める割合が最も高い。このことは出現種の相違とともに、南に行くに従い苔類・ツノゴケ類が豊富になることを示唆して興味深い。

表一 蘚類と苔類・ツノゴケ類の出現率

地域	藓類	苔類・ツノゴケ類
日本全域	* 一六三・七％(一、一三五種) 三六・三％(六四八種)	
群馬県	* 二六七・六％(一八八種) 三三・四％(九〇種)	
埼玉県	* 三六八・二％(五三三種) 三二・八％(二四八種)	
神奈川県	* 四七〇・四％(三五七種) 二九・六％(二五〇種)	
生藤山	* 五七二・三％(一四六種) 二七・七％(五六種)	
西丹沢	* 六六六・六％(二三五種) 三三・四％(一八八種)	
谷太郎川	* 七六五・六％(一二八種) 三四・四％(六七種)	
大雄山最乗山	* 八六五・五％(一二七種) 三四・五％(六七種)	
幕山	* 九六二・四％(一三七種) 三七・六％(八二種)	
千葉県	* 一〇六一・三％(二四六種) 三八・七％(二五五種)	
東京都御蔵島	* 一一五七・七％(一五四種) 四二・三％(一一三種)	
* 一 岩月編…日本の野生生物・コケ(二〇〇一) (22)		
* 二 群馬県…群馬県植物誌・改訂版(一九八七) (30)		
* 三 伊藤編…埼玉県植物誌(一九九八) (14)		
* 四 平岡他…神奈川県産藓苔類チェックリスト(二〇〇二) (5)		
* 五 平岡他…生藤山周辺の藓苔類(二〇〇四) (7)		
* 六 平岡他…西丹沢の藓類(一九九七) (31)		
* 七 磯野他…谷太郎川流域の藓苔類(二〇〇〇) (32)		
* 八 杉村他…大雄山最乗寺の藓苔類(一九九九) (12)		

* 九 平岡他…幕山周辺の藓苔類(二〇〇五)(投稿中)

* 一〇 古木…千葉県産コケ植物目録(二〇〇二) (33)

* 一一 樋口他…御蔵島の藓類(二〇〇二) (34)

古木他…御蔵島のタイ類及びツノゴケ類(二〇〇二) (35)

二 藓苔類相の概観

二・一 幕山周辺(標高二〇〇—六二六m)

幕山は南面の裾に梅林(標高二〇〇—二五〇m)が広がり、春は二月初旬から三月中旬頃まで観光客で賑わう。この梅林は一九八二年から整備が始まり現在に至っている。藓苔類の生育場所は斜面につけられた遊歩道沿いの崖や岩、植栽されたウメやサクラ、カキ等の樹幹である。梅林内は年間に一、二回草刈りが行われるが、五月以降は草丈が高くなり、南斜面に照りつける強い日差しから藓苔類を守ってくれている。観光客の立ち入りも梅祭りの一時期のみで踏みつけなどの被害は歩道の地面に限られ、藓苔類にとっては比較的

安定した生育環境と言える。梅林内では、小型で県内で希少とされる種が見つかっている。すなわちヤマトハクチョウゴケ *Campylosteium brachycarpum* (環境省 RDB による準絶滅危惧)⁽⁴⁾、ホリカワツボミゴケ *Jungermannia horikawana* (神奈川県新産)⁽⁵⁾⁽¹⁰⁾ が歩道沿いの岩上や崖に数カ所確認された。フソウツキヌキゴケ *Calypogeia japonica* (神奈川県新産)⁽⁵⁾⁽¹⁰⁾ が日陰の湿った岩上に少量生育していた。出現頻度の高い種は、乾燥気味の崖上に密な群落を作るセンボンゴケ科の仲間、イトラツキヨウゴケ *Anoetangium thomsonii*¹⁾、チュウゴクネジクチゴケ *Didymodon vinalis*²⁾、ハマキゴケ *Hypophila probugulifera*³⁾、ツツクチヒゲゴケ *Oxysiegus tenuirostris*⁴⁾、ツチノウエノコゴケ *Weisia controversa* や、幕山から落下したと思われる巨大な安山岩上のギボウシゴケ科の仲間、ケギボウシゴケ *Grimmia pilifera*⁵⁾、ヒタゴケ *Psychomitrium fauriei*⁶⁾

ナガバチヂレゴケ *P. linearifolium*⁷⁾、コバノスナゴケ *Racomitrium barbuloides*⁸⁾、エゾスナゴケ *R. japonicum*⁹⁾、コメバギボウシゴケ *Schistidium liputanum* である。ウメやカキなど植栽樹にはタチヒタゴケ *Orthotrichum consobrinum*¹⁰⁾、イヌケゴケ *Schweitscheopsis fabronia*¹¹⁾、ヒメウスグロゴケ *Leskeella pusilla*¹²⁾、コバノイトゴケ *Haplodymenium pseudo-triste*¹³⁾、コモチイトゴケ *Psylaisiadelphatenuirostris* 等が普通に見られた。一方苔類は少なく、ヒメトサカゴケ *Lophocolea minor*¹⁴⁾、トサカゴケ *L. heterophylla*¹⁵⁾、チヂミカヤゴケ *Macvicaria ulophylla*¹⁶⁾、ヤマトコメゴケ *Lejeunea japonica*¹⁷⁾、フルノコゴケ *Trocholejeunea sandwicensis* 等が樹幹や岩上に着生していた。遊歩道沿いの岩(凝灰岩)⁽¹⁸⁾に、神奈川県では唯一西丹沢からの報告があるオオクラマゴケモドキ *Porella grandiloba* が生育していたのは興味深い。

幕山は前述の如く箱根古期外輪山の寄生火山で溶岩円頂丘である。南面は急傾斜で数カ所に巨大な安山岩の露頭がそそり立っている。安山岩の露頭には蘚苔類の着生は殆ど認められない。斜面の土壌は薄く、軽石粒の混じる火山灰土が目立つ。標高二六〇mあたりから上は梅林に続きコナラ、カエデ類、キブシ、ヤシヤブシ、ウツギ類、ヤマツツジ等にアセビの混じる落葉樹の疎林となっているが、樹木の生長はあまり良くない。林床の岩上に生育する蘚苔類は梅林とあまり変わらない。標高三八〇m付近で東斜面にヒノキ林が現れるが、林縁の岩上にヤマトハクチョウゴケがまばらな群落を作っていた。頂上に近い標高五八〇m付近では灌木の樹皮にカギヤステゴケ *Frullania hamatiboba*、カラヤステゴケ *F. musciola*、タラダケヤステゴケ *F. taradakensis*、ウサミヤステゴケ *F. usamiensis* 等ヤステゴケ科の種が多く出現した。頂上から北面は傾斜

が緩やかになり、スギ、ヒノキの植林が広がり、林床にネザサ類が現れる。蘚類ではススキゴケ *Dicranella heteromalla*、コッボゴケ *Plagiomnium acutum*、コバノチョウチンゴケ *Trachycyrtis microphylla*、アオギヌゴケ *Brachythecium populenum*、ヤノネゴケ *Bryhnia norve-angliae*、コカヤゴケ *Rhynchostegium pallidifolium*、ニヤマサナダゴケ *Plagiothecium nemorale*、カガニゴケ *Brotherella henoni*、アカイチイゴケ *Pseudotaxiphyllum pohliacarpum*、苔類ではトサホラゴケモドキ *Calyptogea tozana*、オオホウキゴケ *Jungermannia infusca*、アカウロコゴケ *Nardia assamica*、チャボヒシヤクゴケ *Sapania stephani*、クビレケビラゴケ *Radula constricta*、ヤマトコノノゴケ、マキノゴケ *Makinoa crispata* 等神奈川県では山地に普通の種が出現した。

図一 幕山周辺の調査地点(省略)

二・二 新崎川―クスノキ林(標高二〇〇―三八〇
m)

新崎川は川幅が広く、河原には巨岩が目立つ。蘚苔類の生育場所は浸食を免れた崖や砂防堰堤、川岸の遊歩道などに限られている。流水に近い湿った崖ではニシムラヤバネゴケ *Hygrobiella nishimurae* (神奈川県新産) が見つかっている。付近にはイトラッキョウゴケ、アカスジゴケ *Epiplatygium tozeri*、カマサワゴケ *Philonotis falcata*、アサイトゴケ *Pseudoleskeopsis zippelii*、タニゴケ *Brachythecium rivulare* 等水辺を好む蘚類が見られた。新崎川沿いの林道は一部に落葉樹の混じるスギ・ヒノキ林が続く。蘚苔類相は変化に乏しく、蘚類ではヒメスギゴケ *Pogonatum neesii*、ヒメホウオウゴケ *Fissidens gymnogynus*、キヤラボ

クゴケ *F. taxifolius*、チヂニバコブゴケ *Oncophorus crispifolius*、ハリガネゴケ *Bryum capillare*、ヒメコクサゴケ *Isoetecium subdiversiforme*、チャボソノブゴケ *Peleium versicolor*、ヒメナギゴケ *Oxymychnium savatieri* 等が土手や岩上に群落を作っていた。一方苔類ではコムチゴケ *Bazzania tridens* がスギの根元に着生し、土手の土にはチャボホラゴケモドキ *Calyptogelia arguta*、ノコギリコオイゴケ *Diplophyllum serrulatum*、ホンバニズゼニゴケ *Pellia endiviifolia*、クモノスゴケ *Pallavicinia subciliata* が生育していた。やや湿った大岩にヤマトハクチョウゴケが散在し、川岸に近いやや明るい場所の岩にはキノクニキヌタゴケ *Palisadula chrysophylla* (神奈川県新産) が大きな群落で着生していた。

図一 A~H (省略)

図三 フソウツキヌキゴケ *Calypogeia japonica* Steph.

A-L (省略)

一ノ瀬橋から大石平に向かう林道の途中にはクスノキの純林がある。この林は一九一〇年、日露戦争の戦勝記念に植樹されたもので、樟脳を採るのが目的であつたらしい。広さは三・四haあり、標高二八〇mから三八〇mあたりまでの狭い谷沿いの斜面に拡がっている。最後に伐採したのは神奈川県林業試験場の記録(二九八五年)によれば一九八三年である。現在の林の様子を目測で樹高約一五m、胸高直径四〇cm以上の大木が並び、樹冠が鬱閉している。林床には直径1m程の切り株がいくつもある。林内はある程度の明るさと適度な湿度に恵まれており、本調査地内ではここにしかない種がいくつも見られた。それらはヒメミノゴケ *Macromitrium gymnostomum*、ナミノゴヘイゴケ

Spruceanthus semirepandus (図二H (省略))、ヨウ

ジウウゴケ *Cololejeunea trichomanis* (環境省RDB

絶滅危惧I類)で、いずれもクスノキの樹幹に着生していた。また、キダチヒラゴケ *Homaliodendron*

fabellatum、チャボヒラゴケ *Neckera humilis*、リボ

ンゴケ *Neckeropsis nitidula*、クシノハゴケ *Ctenidium*

capillifolium、ヒメハイゴケ *Hypnum oldhamii* など

もクスノキの樹幹や根元に大きな群落で生育していた。

二・三 岩屋道—岩屋 (標高二五〇—六〇〇m)

新崎川沿いの林道を一ノ瀬橋から左折して進むと、標高三〇〇mあたりで左に山道が分かれる。一ノ瀬橋からこの山道を登って標高五一〇mの岩屋との分岐点までを便宜上「岩屋道」と呼んでおく。谷間には小規模なスギ林があるが、行く手の無名峰(標高六六二m)までの斜面は殆ど全域が常緑広葉樹と落葉広葉樹の混交林に覆われている。道は途中で細い沢を二本渡り、

岩屋との分岐点に到達する。岩屋はもう少し登った標高五四〇m地点にあり、上部の林道(標高六〇〇m)からも岩屋に下る参道がある。調査地点「岩屋」には標高五一〇mの分岐点からこの参道までを含めた。

岩屋道では途中の細い沢に幕山方面では見られない種が出現した。蘚類ではジヨウレンホウオウゴケ *Fissidens gephi* (環境省RDB絶滅危惧Ⅰ類)、ホウオウゴケ *F. grandifrons*、ホウオウゴケ *F. nobilis*、オオバチヨウチンゴケ *Plagiominium vesicatum*、ヒノキゴケ *Pyrrhobryum dozyanum*、スジシノブゴケ *Haplodadium strichulum*、イセノイトツルゴケ *Heterocladium capillaceum* (神奈川県新産)、ミジンコシノブゴケ *Pelekium pygmaeum* 等が流水沿いの岩上や湿った崖に生育していた。一方苔類ではフソウツキヌキゴケ、ニシムラヤバネゴケ、フジウロコゴケ *Chiloscyphus polyanthos*、オオケビラゴケ *Radula*

perrotetii、サワクサリゴケ *Lejunea aquatica* などが沢沿いの岩上に、オオシタバケビラゴケ *Radula cavifolia*、シダレヤスデゴケ *Fruillania tamarisici* subsp. *obscura*、カマンコニゴケ *Lejunea discreta* が樹幹に着生していた。また、流水中の岩にはアナナシツノゴケ *Megaceros flagellaris* がロゼット状で多数生育していたが、胞子体は見つからなかった。

岩屋道の先、標高五四〇m地点の北東に向いた斜面に岩屋があり、ヒカリゴケ *Schistostega pinnata* (環境省RDB絶滅危惧Ⅰ類、図二B(省略))が少量ながら生育している。この岩屋は殆ど直射日光があたり、冬季には天井にあたる部分の岩から浸みだした水が長いつららとなって垂れ下がっている。しかし火山地帯によく見られる風穴のように冷風が吹き出すことはないようである。岩屋の内部や周辺の岩壁にはヒカリゴケをはじめとして他の調査地点と異なる種が出現

している。それらはカシミールクマノゴケ *Theriotia kasimirensis* (環境省 RDB 情報不足)、イワマホウオウゴケ *Fissidens curvatus*、ナガサキホウオウゴケ *F. geminiflorus*、ホソホウオウゴケ、エビゴケ *Bryoxiphium norvegicum* subsp. *japonicum*、コクサゴケ *Dolichomitriopsis diversiformis*、イセノイトツルゴケ、アオシノブゴケ *Thuidium pristocladix* 等である。苔類ではスギバゴケ *Lepidozia vitrea*、フソウツキヌキゴケ、ニシムラヤバネゴケ、キブリツボミゴケ *Jungermannia virgata*、ホソミンゾゴケ *Marsipella pseudofunctii* (神奈川県新産) 等である。一部の種は岩屋道と共通である。岩屋周辺の林内では小型の苔類、ヒメクサリゴケ *Cololejeunea longifolia*、ナガシタバヨウジヨウゴケ *C. raduliloba*、タチバヨウジヨウゴケ *C. subkodamae*、コダマクサリゴケ *Lejeunea kodamae* もよく見られた。林道から岩屋へ下る参道はスギ林下

で薄暗く、ヤノネゴケやミヤマサナダゴケが大きな群落を作っていた。わずかであるがオオカサゴケ *Rhodobryum giganteum* が土手の腐植土上に見られた。参道沿いの岩にはマルバコオイゴケモドキ *Diplophyllum andrewsii* (神奈川県新産) が着生していた。

二・四 城山 (標高五六三 m)

城山は本調査地域で最南端に位置する。調査は椿ライン途中の椿台から城山まで南東に延びる尾根沿いに行つた。尾根は一部に低灌木林が混じるヒノキ林で覆われている。灌木林内は極めて乾燥しており、蘚苔類相は貧しい。ヒノキ林下では日陰の為、強い乾燥をある程度避けることができ、露岩や倒木上には蘚苔類の生育がみられた。樹幹や腐木にはタチヒダゴケ、コバノイトゴケ、ノミハニワゴケ *Haplocladium angustifolium*、カガミゴケ、コモチイトゴケが、岩

上や石垣にはトサカホウオウゴケ *Fissidens dubius*、ヒメホウオウゴケ、チヂミバコブゴケ、ハマキゴケ、オカムラゴケ *Okamuraea hakoniensis*、トヤマシノブゴケ *Thuidium kanadae*、ハネヒツジゴケ *Brachythecium plumosum*、クシノハゴケ、アカイチイゴケが生育していた。頂上の広場は樹木が切り払われて展望が良い。広場の中央に一本残ったサクラの樹幹にはチャボスズゴケ *Boulaya mitensis* がわずかに着生していた。苔類は小型の種が歩道沿いの土手や岩上に生育する蘚類のマットに隠れるようにして生育していた。チャボマツバウロコゴケ *Blepharostoma minus*、チャボハラゴケモドキ、ウニヤバナゴケ *Cephalozella spinicaulis*、イトコ^ニゴケ *Leiocma parva* 等である。また、落葉樹の樹幹にはカラヤスデゴケ、ウサミヤスデゴケ、ヒメミノリゴケ *Acrolejeunea pusilla*、ヤマトヨウジヨウゴケ *Cololejeunea japonica*、ヤマトコ^ニ

ミゴケ、フルノコゴケなどが着生していた。

以上、地質的に新しい順に各調査地点の蘚苔類相の概観を述べた。一番新しい幕山南面周辺では、土壌が薄く、森林の発達はあまり良くない。水流のある河川もないため、蘚苔類は県内でも乾燥気味の里山や緑地公園などに出現する種が多い。しかし、梅林では新崎川に近いことや、草刈りなどの適度な管理もあり蘚苔類相は比較的豊かあり、特にヤマトハクチョウゴケ、ホリカワツボミゴケ、フソウツキヌキゴケなどの興味ある種が見出された。

地質的に次に新しい新崎川流域から幕山北面にかけては落葉樹の川辺林、スギ・ヒノキの人工林が広がり、一部にはクスノキの純林が成立している。林下では適度な湿度が保たれ、腐木や腐植土、転石など蘚苔類の着生基物も種々あり、蘚苔類相はやや変化に乏しいが生育量は比較的豊かである。特に、クスノキ林では他

の調査地点では見られなかつたナミゴヘイゴケやウジヨウゴケなどの苔類が見られた。また大型の蘚類、キダチヒラゴケ、リボンゴケ、クシノハゴケ、ヒメハイゴケなどが旺盛に生育している。これに比べ森林の発達が良いくない幕山南面周辺では日照量が多く、乾燥しており、蘚苔類は小型で小さな塊を作る種が多いなど、種類と生育量に相違が見られる。

岩屋道から岩屋、城山にかけては調査地域で最も古い地質、湯河原火山に属する。岩屋道から岩屋までの間は、谷沿いに発達したスギ林と斜面のカシ類の混じる落葉樹林が蘚苔類に様々な生育環境を提供している。途中には水量はやや少ないが三本の沢が流れており、河床は安山岩質溶岩が露出し、ジョウレンホウオウゴケ、ホウオウゴケ、ニシムラヤバネゴケ、サワクサリゴケ、アナナシツノゴケなどの県内での希少種が豊富に生育している。岩屋内にはヒカリゴケが少量ながら

着生しており、周辺の林内では半ば風化した安山岩質溶岩や倒木上に多数の蘚苔類が見出された。特に苔類に見るべきものが多いのは他の調査地点と大きく異なる点である。岩屋および岩屋道周辺が今回の調査地域内で最も蘚苔類相の豊かな場所と言える。このように地史的時間差が蘚苔類相に何らかの相違をもたらしていることが考えられる。

三 分布上注目すべき種

三・一 絶滅危惧種

環境省RDB⁽⁴⁾に記載された絶滅危惧種のうち次の五種が確認された。

カシミールクマノゴケ (情報不足)

後述のヒカリゴケ生育地の岩屋下、古い石垣のそばの岩に小さな群落が少数着生していた。以前は岩屋から流れ出した湧水が石垣を流れ落ちていたらしいが、現在は塩化ビニールの樋が設置され水は石垣を伝わらず、

直接下の地面に落ちている。カシミールクマノゴケの着生している岩は乾燥しており、水分条件が厳しくなったと思われる。五月末の調査で胞子体は見つけられなかった（神奈川県新産、図二C、D（省略））。

ジヨウレンホウオウゴケ（絶滅危惧Ⅰ類）

県内では既に南足柄市大雄山最乗寺と津久井郡藤野町生藤山⁽⁷⁾の生育地が知られている。本調査地内の生育地は暮山公園一ノ瀬橋より岩屋に向かう途中の沢で、流水に洗われている傾斜した岩盤上である。まばらな群落の流れのあちこちに散在し、全体ではかなりの量の植物体が見られたが胞子体は見つかっていない（図二E（省略））。

ヤマトハクチョウゴケ（準絶滅危惧）

国内では本州秋田県以南から四国、九州にかけて分布している⁽¹³⁾。県内では既に横浜市内に二カ所生育が確認されている⁽¹⁰⁾。本調査地内では暮山南面および新崎川

沿いの林道と岩屋道の三カ所で生育していた。いずれも岩上にまばらな群落を作り、胞子体を着けていた。野外で見える乾燥した本種はさく柄が曲がらずセンボンゴケ科の種と紛らわしいが、さく歯が細く、さく歯の間が広くまばらな様子が良い特徴である。

ヒカリゴケ（絶滅危惧Ⅰ類）

植物愛好家の間では以前からその存在が知られていたようである。一九九六年勝山輝男氏（神奈川県立生命の星・地球博物館）によって確認された。生育地の岩屋は史跡として観光客や登山者に周知の場所であるが、ヒカリゴケの存在に気がついた人は我々の三回の調査中には出会わなかった。岩屋の大きさは横約一〇m、高さ四m、奥行き五mほどあり、北東に向かって大きく開いている。周辺はスギやカシ類に落葉樹の混じる林で、一部が落葉する冬季でも薄暗い。天井の岩盤の窪みから常に水が滴り落ちて小さな池となり、溢

れた水が周辺に流れ出している。また岩屋の内部の壁からもあちこちに浸みだしがある。ヒカリゴケは岩屋の中程、石仏の陰の岩の垂直面の窪みに生育している(図二B(省略))。勝山氏によれば一九九六年当時より群落はかなり縮小しているとのことである。生育場所は観光客などに踏みつけられる心配はないが、周辺保護のため、保護柵の設置を神奈川県へ申し出ているがまだ実現していない(神奈川県新産)。

ヨウジョウゴケ(絶滅危惧I類)

新崎川林道沿いのクスノキ林内で、クスノキの樹幹に少量着生していた。埼玉県以西の湿った溪谷などの常緑樹林で生葉や樹幹に普通に見られる種である。神奈川県分布に関してはすでに *Choleteiuma goebelii* の名で分布図が示されているが証拠標本の詳細が不明なので、今回の報告を最初のものとしておく(神奈川県新産)。

三・二 神奈川県新産

次の一種が神奈川県新産種として確認された。

カシミールクマノゴケ

ヒカリゴケ

イセノイトツルゴケ

関東では古くは八王子市高尾山の記録があり、近くは埼玉県の奥秩父でも知られているが、比較的珍しい種のようなものである。植物体はくすんだ濃い緑色をしており、一見生育不良のイワイトゴケ属 *Haplophyllum* の種のようなものである。採集した標本二点はいずれも日陰の湿った岩上に極めて薄いマットを作っていた。

ケヒツジゴケ *Brachythecium garovghoides*

キノクニキヌタゴケ

分布の北端の茨城県から愛知県までの間の状況が不明であったが今回の記録はその間をつなぐものである。野外では外観がコモチイトゴケに似ているが、枝先が

決して長く伸びないことや、糸状の無性芽が枝先に多数つく様子は良い目印になる。

フソウツキヌキゴケ

最近、アサヒホラゴケモドキ *Calypogeia ovifolia* と

本種との関係が詳細に検討され、油体と腹葉の特徴では区別できないとしてアサヒホラゴケモドキはフソウツキヌキゴケの異名とされた。¹⁸⁾ 油体の眼点や腹葉の形については、状態の良い生品が得られたので理解の一助になればと考え図を作成した。岩屋横の大きな岸壁には多量に生育しており、無性芽をつけた群落も見られた(図三(省略))。

ニシムラヤバナゴケ

従来紀伊半島以南に分布することが知られていたが¹⁹⁾その後千葉県房総半島でも確認された。²⁰⁾ 千葉県の産地は標高二〇〇mを最高にあとは四〇mと五〇mと低地であるが、分布の北限に近い幕山周辺では二三〇mか

ら五四〇mまでとやや標高が高いことは興味深い。新崎川の流水沿いの湿った崖に生育していた群落には花被が見られた(図二F(省略))。

ホリカワツボミゴケ

幕山周辺の本種は小型で葉は短くて内曲し、眼点を持つ油体が確認できなければ識別が難しい。生植物はオオホウキゴケに似て、もつと心地良い香りがするとのことであるが²¹⁾幕山のものでは香りは弱い。千葉県立中央博物館の古木達郎氏によれば、最近になって沖縄から東北まで広く分布することが知られたということである(図二G(省略))。

ホソミヅゴケ *Marsipella pseudofunckii*

マルバコオイゴケモドキ *Diphophyllum andrewsii*

上記二種は県内では既に丹沢および箱根で採集されているが未発表なので本報告を神奈川県新産としておく。県内では二種とも、標高一、〇〇〇mあたりの落

葉樹林内の土手や転石上に希に見かける。

ヨウジョウグケ *Cololejeunea trichomanis*

(中略)

引用文献

- (1) 奥村清：『自然の歴史・神奈川』（一九八一）、（コ
ロナ社）。
- (2) 神奈川県企画部企画調整室：『表層地質図・小田
原、熱海、御殿場』（一九八七）、（神奈川県）。
- (3) 神奈川県植物誌調査会編：『神奈川県植物誌・一
九八八』（一九八八）、（神奈川県立博物館）。
- (4) 環境庁編：『改訂・日本の絶滅のおそれのある野
生生物・植物Ⅱ』（二〇〇〇）、（財団法人自然環
境研究センター）。
- (5) 平岡照代、磯野寿美子、田邊光夫：神奈川自然誌
資料、二三、六五―七六（二〇〇二）。
- (6) 岩片紀美子、渡辺靖子：自然環境科学研究、一四、
一四九―一六七（二〇〇一）。
- (7) 平岡照代、磯野寿美子、平岡正三郎：自然環境科
学研究、一七、六七―八四（二〇〇四）。
- (8) 佐々木シゲ子、平岡照代：自然環境科学研究、一
七、三七―四一（二〇〇四）。
- (9) 佐々木シゲ子：神奈川自然誌資料、二六、三一―
三八（二〇〇五）。
- (10) 河津英子：神奈川自然誌資料、二六、二一―二九
（二〇〇五）。
- (11) 平岡照代、磯野寿美子、岩片紀美子：自然環境科
学研究、一二、三五―四八（一九九九）。
- (12) 杉村康司、大橋毅：自然環境科学研究、一二、八
五―一〇一（一九九九）。
- (13) 岩月善之助、立石幸敏、鈴木直：Thkopia、一二、
七九―八五（一九九九）。
- (14) 伊藤洋編：『埼玉県植物誌、一九九八年版』（一九

- 九八) (埼玉県教育委員会)。
- (15) Mizutani, M.: J.Hattori Bot.Lab., 24, 115-302(1961).
- (16) Watanabe, R.: J.Hattori Bot.Lab., 36, 171-320(1972).
- (17) Iwatsuki, Z.: J.Hattori Bot.Lab., 46, 257-283(1979).
- (18) Furuki, T. & Ota, M.: Bryol. Res., 8, 293-295(2004).
- (19) Kitagawa, N.: Miscel. Bryol. Lichenol., 9(4), 69-72(1982).
- (20) Furuki, T.: Bryol. Res., 8, 31-34(2001).
- (21) Amakawa, T.: J.Hattori Bot.Lab., 22, 1-90(1960).
- (22) 岩月善之助編:『日本の野生生物コケ』(二〇〇一)。(平凡社)。
- (23) (省略)
- (30) 群馬県高等学校教育研究会生物部会編:『群馬県植物誌』改訂版(一九八七)。(群馬県)。
- (31) 平岡照代、磯野寿美子、岩片紀美子:『自然環境科学』研究、一〇、五七—八四(一九九七)。
- (32) 磯野寿美子、平岡照代:『自然環境科学研究』、一三、八五—一〇一(二〇〇〇)。
- (33) 古木達郎:『千葉中央博自然誌研究報告特別号』、五、五九—七七(二〇〇一)。
- (34) 樋口正信、西村直樹:『国立科博専報』、二七、一一一—一三九(二〇〇一)。
- (35) 古木達郎、樋口正信、西村直樹:『国立科博専報』、二七、一四—一五八(二〇〇一)。
- (平岡照代、磯野寿美子、佐々木シゲ子、平岡正三郎「幕山(神奈川県足柄下郡湯河原町)周辺の蘚苔類」『自然環境科学研究』Vol.18、二一—四〇頁、財団法人平岡環境科学研究所)
- 原資料は、公益財団法人平岡環境科学研究所から許可を得て転載した。
- ただし、横書きを縦書きに改め、算用数字を漢数字に置き換え、カンマ及びピリオドを句読点に、ダブルクォーテーションマークを二重鉤括弧に置き換えた。

また、英文要旨、図、目録及び謝辞等は省略した。

170 原子力発電所事故に伴う茶の出荷停止について

農振第三五号

平成二三年六月二日

湯河原町長 富田幸宏 様

神奈川県知事 黒岩祐治 閣下

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴う農産物の出荷について(要請)

このことについて、別紙写しのとおり、原子力災害

対策特別措置法第二〇条第三項の規定に基づき、原子力災害対策本部長から指示がありました。

つきましては、貴町内の茶生産者及び関係事業者等に対し、当分の間、下記品目の出荷及び使用を差し控えるよう要請方お願いします。

要請にあたりましては、リーフレットを作成しまし

たので、出荷制限要請文に添付するとともに、生産者への周知に御活用願います。

なお、関係農業協同組合あて、別途要請しておりますので御了知願います。

記

南足柄市、小田原市、愛川町、真鶴町、湯河原町及び清川村において産出された茶

(別紙)

指示

神奈川県知事

黒岩 祐治 殿

平成二三年六月二日

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

菅 直人

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成一一年法律第一五六号）第二〇条第三項に基づき、下記のとおり指示する。

記

神奈川県南足柄市、小田原市、愛川町、真鶴町、湯河原町及び清川村において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

（リーフレット）

南足柄市、小田原市、愛川町、真鶴町、湯河原町及び清川村に茶のほ場を持っている生産者の皆様へ

当分の間、南足柄市、小田原市、愛川町、真鶴町、湯河原町及び清川村で生産した生茶葉を出荷しないよう、お願いいたします。

神奈川県内で生産された農産物（茶）の放射性物質検査を実施した結果、五月一日に南足柄市、五月一日に小田原市、愛川町、真鶴町、湯河原町及び清川村において産出された茶（生茶）から、食品衛生法上の暫定規制値を上回る放射性物質が検出されました。

平成二三年六月二日に、国から出荷制限の指示があり、神奈川県知事から同日、南足柄市長、小田原市長、愛川町長、真鶴町長、湯河原町長及び清川村長に対し、当該市町村で産出された茶について、当分の間、出荷及び使用を差し控えるよう、生産者及び関係事業者に周知するよう要請がありました。

つきましては、生産者の皆様におかれましては次のことをお願いいたします。

- ◎ 産地の信頼を確保し、風評被害を防止するため、当分の間、出荷を差し控えるようお願いいたします。
- ◎ 出荷制限等による損害については、原子力損害の

賠償に関する法律により補償される可能性が高いことから、書面記録等を保管しておいてください。

【分析結果】

産地	採取日	核種別放射能濃度 [Bq(ベクレル)/kg]	
		放射性ヨウ素	放射性セシウム
南足柄市(露地)*	五/九	不検出	五七〇
小田原市(露地)	五/一二	不検出	七八〇
秦野市(露地)	〃	不検出	九二
中井町(露地)	〃	不検出	三三〇
松田町(露地)	〃	不検出	二四〇
山北町(露地)	〃	不検出	二八〇
開成町(露地)	〃	不検出	一五八
愛川町(露地)	〃	不検出	六七〇
清川村(露地)	五/一一	不検出	七四〇
厚木市(露地)*	五/一二	不検出	三二〇
伊勢原市(露地)*	〃	不検出	二〇〇
大井町(露地)*	〃	不検出	六四
箱根町(露地)*	〃	不検出	三三〇
真鶴町(露地)*	〃	不検出	五三〇
湯河原町(露地)*	〃	不検出	六八〇
相模原市(露地)*	五/一三	不検出	四四〇

- ・ 検査機関 *は民間分析機関 他は県衛生研究所
- ・ アンダーラインは暫定規制値を上回ったもの

・ 茶の暫定規制値 放射性セシウム五〇〇Bq/kg
 (暫定規制値は、原子力安全委員会が示した指標をもとに厚生労働省が定めたものです。)

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

放射性セシウムが基準値を上回り、出荷しないように国及び知事からの指示文書。湯河原町のセシウム濃度は小田原、清川について三番目となっていた。

この出荷制限が解除されたのは、二〇一二(平成二四)年一〇月一九日付である。

第二節 廃棄物処理

171 塵芥焼却施設設置に関する熱海市との協約書

湯河原町塵芥焼却施設の設置に関する協約書

熱海市市長小松勇次を「甲」とし、湯河原町長八亀武雄を「乙」として湯河原町塵芥焼却施設の設置について次のとおり協約を締結するものとする。

(目的)

第一条 この協約は乙が甲の区域内に塵芥焼却施設(以下「施設」という。)を設置しこれを双方において使用するを目的とする。

(営造物設置の承認)

第二条 甲は、乙の施設を甲の所有する熱海市泉元門川分字大黒崎二六八番地の七(現熱海市塵芥焼却場

敷地内)に設置することを承認する。

(営造物敷地面積)

第三条 乙の使用する施設の敷地面積は前条敷地内の

一〇二、五平方メートル(三一坪)とし別紙図面の表示箇所とする。

(施設構造)

第四条 乙が設置する施設のうち焼却炉は日量一五ト

ン(四、〇〇〇貫)とするも将来甲が同所に一八、七五トン(五、〇〇〇貫)焼却炉の増設をすることを予定し、煙突及び煙道はあらかじめ三三、七五トンを(九、〇〇〇貫)能力のものとする。ただし、その費用は、乙の負担とする。

(附属設備)

第五条 堀、植樹その他乙が必要とする附属設備並びに既設の附属建物(熱海市塵芥焼却場附属建物)等の移設、整地等は、乙においてなすものとする。

(工事設計施行)

第六条 乙は施設の設計及びこの工事の施行についてはあらかじめ甲と協議するものとする。

(施設の所有及び維持管理)

第七条 乙が設置した施設は甲が将来同所に更に焼却炉を増設するまで、乙においてこれを維持管理するものとし、余剩焼却能力は甲に無償にて使用せしめるものとする。

(施設の交換)

第八条 甲が将来乙の施設に焼却炉を増設した場合は、甲が現在所有管理している旧施設(四、〇〇〇貫焼却能力)と乙の施設(四、〇〇〇貫焼却能力)とを無償にて交換するものとする。

(土地使用料)

第九条 第三条に定める敷地の使用料は、第八条による施設の交換まで無料とする。ただし、施設交換後

の使用料については、交換のとき甲乙協議の上定めるものとする。

(その他)

第十条 この協約締結後甲において同敷地内における施設の移転を必要とする場合が生じたときは、乙は異議なく、これに応ずるものとする。この場合、乙は取こわし、移転等に要する補償等の一切を甲に請求しないものとする。

(協約の有効期間)

第十一条 この協約の有効期間は、昭和三十三年四月一日より昭和四十三年三月三十一日までとする。ただし、期間満了の場合は、甲乙協議の上これを更新することができるものとする。

右協約の証として本書式通を作成し記名捺印の上各自壺通を保有する。

昭和三十三年 月 日



甲 熱海市長 小松勇次
乙 湯河原町長 八亀武雄

〔昭和三三年 議会書類〕湯河原町役場蔵

一九五八（昭和三三）年当時の町塵芥処理場は宮上の温泉街に設置されていたが、処理しきれず、一部を熱海の処理施設で処理していたがそれでも間に合わず新たに建設することにした議会議決文書。この施設の

土地は熱海市に属し熱海市と湯河原町で協定を結んで建設した。

なお、随意請負契約書、起債資料は省略した。

172 湯河原町清掃条例

湯河原町清掃条例（昭和三十六年三月三十日
条例第九号）

（総則）

第一条 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号以下「法」という）第四条第二項の規定による特別清掃区域内の汚物処理については、別に定めがあるものの、外、この条例の定めるところによる。

（容器の設置）

第二条 特別清掃区域内の土地又は建物の占有者（占有者が不在場合には管理者とする。以下「占有者」という）は、その土地又は建物から生じた「ごみ」

「燃えがら」等を各別の容器に集めなければならない。但し、自ら汚物を処分するものについてはこの限りでない。

2. 前項の容器には次のものを混入してはならない。

一、法定伝染病患者の排せつ物の附着したもので消毒を施さないもの。

二、土石の類

三、器物の破損片で容積又は重量の甚しく大なるもの。

四、爆発の危険のあるもの又は甚しく悪臭を発生するもの。

五、町長が特に塵芥の収集運搬に支障を及ぼすと認められたもの。

3. 第一項の容器には常にふたをしておかなければならない。

(犬ビヨウ等の死体申告)

第三条 占有者等は、犬ビヨウ等の死体を自ら処理することが困難なときは、町長に申出なければならない。い。

(清潔の保持)

第四条 占有者等は、便所及び塵芥の周囲を掃除し、屋外にしによう槽を設けたものは覆を施し常に清潔を保つように努めなければならない。

2. 動物を飼育するものは飼育場所の清潔を保持し、カ、はえ等の発生防止及びその駆除並びに悪臭、騒音の発生防止につとめなければならない。

(汚物処分計画の告示等)

第五条 町長は法第六条の規定により汚物の収集運搬及び処分について計画を定めたときは、告示その他の方法により町民に知らせなければならない。その計画に大きな変更があつた場合も同様とする。

(多量排出の範囲)

第六条 法第七条の規定により運搬又は処分を命ずる

ことができる多量な汚物の範囲は、次のとおりとする。

一、ごみ、燃えがら 一日平均五〇〇キログラム

(一三三貫) 以上

二、しによ

一日平均三六〇リットル

(二石) 以上

2. 前項第一号のごみ、燃えがらは各別に或はこれを合せた量をいう。

(特殊な汚物)

第七条 法第八条の規定により運搬又は処分を命ずる

ことができる汚物は次のとおりとする。

一、有毒性を含むもの。

二、甚しく悪臭を発するもの。

三、危険性を有するもの。

四、その他町長が指定するもの。

(自己処分の処理基準)

第八条 特別清掃地域内の土地又は建物の占有者は、

自ら汚物を処分しようとするときは、清掃法施行令

(昭和二十九年政令第一八三号) 第二条の規定によ

り衛生的に処分しなければならない。

(し)によ

第九条 便所又は堆肥舎以外の場所にしによ

を設置しようとする者は、次の事項を町長に届出な

ければならない。

一、住所、氏名(法人にあつては、名称、所在地及

び代表者の氏名)

二、設置場所及び附近の見取図

三、整地及び建物の面積

四、しによ

(汚物取扱業者許可申請事項)

第十条 法第十五条の規定による汚物取扱業者(以下

「取扱業者」という) になろうとする者は、次の事項を記載した申請書を町長に提出して許可を受けなければならぬ。

一、本籍地、住所、氏名及び生年月日（法人にあつてはその名称所在地及び代表者の氏名）

（この場合においては、定款の写及び登記簿謄

本を添付すること）

二、営業所の所在地

三、取扱汚物並びに収集運搬及び処分別

四、汚物の積換場、処理場、車庫等の所在地、構造、

仕様書及び附近の見取図

五、自動車その他主たる作業用具の種類及び数量

六、従業員の数

七、収集、運搬及び処分の方法並びに作業計画

八、作業区域、収集、戸数及び一日の作業能力

九、取扱料金

（許可証の交付）

第十一条 町長は前条の規定により汚物取扱業を許可したときは期限を付して許可証を交付する。

2. 前項の期限が満了するに至るときは、その十五日前までに町長に申請し改めて許可を受けなければならぬ。

（申請の変更）

第十二条 取扱業者は第十条第三号から第五号まで及び第七号から第九号までの事項中変更しようとするときは、その事由を具し、事前に町長の承認を得なければならぬ。第一号、第二号及び第六号の事項に変更のあつたときは、五日以内に町長に届出なければならぬ。

（休業及び廃業）

第十三条 取扱業は、特に休業する必要が生じたときは、休業期間中住民に迷惑を及ぼさない措置を講じ、

次の事項を記載した申請書を町長に提出して許可を受けなければならない。休業期間を延長する時も同様とする。

- 一、休業期間
- 二、理由
- 三、具体的対策

2. 取扱業者は廃業しようとするときは、その二ヶ月以上前までに理由を具した申請書を町長に提出して許可を受けなければならない。

第十四条 取扱業者（従業員を含む）は汚物の処理を依頼されたときは正当な理由なくこれを拒んではならない。

（許可手数料）^料

第十五条 汚物取扱業の許可を受けようとする者は、次の手数料を申請の際、納入しなければならぬ。

一、許可手数料 金 千円

二、許可更新手数料 金五百円

（同業者団体の届出）

第十六条 取扱業者が同業者組合を設立したときは、組合規約及び組合員名簿を添えて町長に届出なければならぬ。

（汚物取扱手数料の徴収）

第十七条 町長は法第二十条の規定により汚物の収集及び処分に関し、土地又は建物の占有者から、この条例の定めるところにより汚物取扱手数料（以下「手数料」という）を徴収する。

2. 前項の手数料は、しに^{〇〇〇〇}により処理手数料とし次の範囲内で町長が定める。

一、普通料金 普通世帯又はこれに準ずるもの一樽

（二斗入とする）につき四十円以内

二、特別料金 官公庁、学校その他これに準ずるも

の一樽（二斗入とする）につき三十円以内

3. 犬、ねこ等の死体については手数料を徴収しない。但し特に費用を要した場合は、実費を徴収することができる。

（手数料の徴収方法）

第十八条 手数料の徴収はしによう処理手数料については、町の発行する取扱券により、これを行う。

2. 前項の取扱券は汲取先に対して予め現金と引換えに交付する。

但し、町長の定めるところにより指定取扱者に交付を委託することができる。

3. しにようの汲取を受けるものは汲取の際、汲取人に対してその樽数に相当する汲取券を渡さなければならぬ。

4. 既に交付した汲取券は現金と引換えを受けるこ

とができない。

但し、町長において事情止むを得ないと認めたときは、この限りでない。

（手数料の減免）

第十九条 町長は天災その他特別の事由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

2. しにようの手数を減免した者に対しては割引又は無料汲取券を交付する。但し、時宜によりこれを交付しないことがある。

3. 前項の規定により交付した割引又は無料汲取券はこれを譲渡してはならない。

4. 前項の規定に違反して譲渡した汲取券はこれを無効とし、違反者に対しては減免の取扱を中止することがある。

（汲取券の引換）

第二十条 汲取券に変更があつたときは、既に交付し

た汲取券は町長の定めるところにより引換えを受けなければ使用することができない。

但し、町長が必要がないと認めたときはこの限りでない。

2. 前項の規定により引換えを受けないときは、旧汲取券は無効とする。

(委任)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

1. この条例は公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

(昭和三五年 条例規則に関する綴「湯河原町役場蔵」)

町としての清掃に関する条例。し尿貯留槽の設置場所の届出など、当時の実情を反映している。量は樽で換算している。

173 美化運動実施要綱

(表紙)

湯河原町美化運動実施要綱

湯河原町美化運動実施本部

一、目的

美しいものを好むのは自然の情であり、きれいで美しい環境に生活することは誰もが望むところである。今私達の周囲を見ると川にはゴミの山があり、駅や広場には紙くずが散乱し、狭い道路には物が置かれている。きれいで美しい環境とは程遠い状態である。よって県が推進する美化運動に呼応し、町内各種団体関係機関と緊密な連携をとり、町民運動としてみんなが楽しく生活出来る環境を作ろうとするものである。

二、目標及び期間

美化運動の目標は道路、河川、公園、広場、公共施設等はもちろんのこと住宅街、商店街等町内すべての場所がきれいで美しくなることを目標とする。美化運動の期間は、この運動の性質上限定することは適当でないが、美化の目標達成の手段としてとりあえず三ヶ年計画として実施する。

三、内容

美化運動の目標を達成するためには、町、区会、各種団体はもとより町民一人一人の協力と実行にまつところが多い。町民一人一人が、各家庭が、各団体がすべての場所をよこさず、きれいにする、そして美しくすることが必要である。

このため美化運動を実施するに当っては、町民にその趣旨を徹底するため積極的に啓発し、かつ、町が行政執行の立場並びに町民の協力にこたえる立場から、美化に必要な各種の施設、設備を整備するはも

ちろん、積極的な美化活動を実施するものとする。

四、美化運動の実施要項

美化運動として実施すべき事項は概ね次のとおりである。

- (一) やたらにものを捨てない。きめられたところにものを捨てるという習慣をつける。従って誰れでも煙草の灰皿のないところでは吸わない。紙くずは、くず籠に入れるという習慣及びくずを持って帰えるという習慣をつけるよう広報し、協力を求める。
- (二) 自宅の周囲や前の道路を掃除する生活習慣をつける。官公庁、学校、会社、工場、駅、病院、集会場、各家庭等においてそれぞれが清掃につとめ、うつくしくするよう積極的に広報し協力を求める。
- (三) さらに本町は観光客の出入が多いので観光客に対して、本運動の趣旨の周知を行い、エチケット

の向上をはかる。

(四) 従来実施して来た道路愛護運動、カとハエをなくす運動、商店街美化運動等は本運動の一環として推進する。

(五) 町が管理する公園等の管理取締りを強化し、かつ、美化のための整備をはかる。また駅、その他公衆の出入する場所についてはその管理者が美化運動の趣旨のもとに必要な施設設備の整備拡充に努めるようにする。

(六) 道路、街路等はきれいに、かつ美しくするよう規制、清掃等に努めるものとする。

(七) 清掃組織の充実強化をはかる。

五、運動実施機関

(一) 美化運動実施のため、湯河原町役場内に美化運動実施本部をおく。

(二) 美化運動実施本部は美化運動の推進実施にあた

る。

(三) 実施本部の庶務は湯河原町役場総務課が当る。

(後略)

(湯河原町美化運動実施に関する書類綴) 湯河原町

役場蔵)

原資料は横書き。

美化運動全体の計画書。一九六二(昭和三七)年に作成され県などと一体となり取り組まれた。なお、本資料には美化運動実施機関構成、広報事業計画などの文書が付されているが省略した。具体的運動は同年五月から開始された。

174 大黒崎新築ゴミ焼却場建設について合意

湯河原側との紛争 公害問題解決 大黒崎のゴミ焼却場 地元の要望を入れ やつと建設できる

熱海市が大黒崎し尿処理場内一、九八〇平方メートルに移転

新築するゴミ焼却場は、県境湯河原町門川地区住民（木村利正区長）から「公害がある」として強い反対を受け難航していたが、十三日、湯河原町の室伏助役、市川公造町議、高橋民生課長らが熱海市を訪問、西島助役や石村親民部長、多比衛生課長らと話しあつた結果、地元住民の要望をある程度受入れるということで、争そい続けた建設問題もやつと解決した。

熱海市が建設するゴミ焼却場は現在の焼却場が狭くなつたため昨年七^(ママ)年ころ改良増設計画をたて、昨年の十二月議会でオートメーション機械炉を取りつけるため一億三千万円の予算を議決四十、四十一年の二か年継続事業で着工する段階になつていたところが移転する場所が門川地区住民の所有する、みかん畑に近く、同地区住民から①悪臭がひどくなる②煙りでみかんの成育が不良になる③みかん狩りの名所がだめになるなどの公害があるとして強い反対態度が打ち出され、市川

市長もみずから湯河原町を訪れ「運営面や施設面で、絶対迷惑をかけない」と説得してきたが話しあいがつかなかつた。

このため機械炉が到着して起工式を行なう段階になつていても工事に着手することができず延び延びになつていたので、市では起工式をやらす解決を待ち、きのう市議会公営事業委員会が現地視察して、やつと建設工事をはじめることができた。

▽多比衛生課長の話 湯河原町との公域都市開発計画も具体化しているおりから紛争の二の舞いはしたくないので、なるべく首脳部^(脳)の間で円満解決をはかつてもらうべく、内密に事を運んでいた。それぞれの立場もあることだし、お互に感情的になつてもまずいし、湯河原側もその点苦心していたようだ。とにかく円満解決して建設することができたのでよかった。

〔東海民報〕昭和四一年四月一五日付)

熱海市側からの取材で湯河原町及び門川地区住民からの意見が掲載されていないが、焼却場問題が解決し
たとする新聞記事。

175 町・ごみを違法投棄

湯河原町主催 ゴミ捨て音頭 手本に業者も
踊る 県に始末書「やむをえず」600ト ツバ
キライン沿い汚す

桜、ツバキの名所として知られる下郡湯河原町のツバキライン（県道湯河原・箱根仙石原線）沿いの県立自然公園内に、同町が一般家庭などから収集したゴミを不法投棄していたことが二十日の町議会で明らかにされた。町では「違法は承知だが、やむを得なかった」とゴミ処理対策の悩みを訴えたが、ゴミが捨てられた場所は悪臭が漂い、建築業者などが次々に廃材を捨て

るなど、せっかくの緑の観光地をだいなしにしてしまった。

二十日の議会で丸山孝夫議員（共産）が「県立自然公園で風致地区になっているうえ、土砂流出防備保安林に指定されている同町宮上七七三ノ四の山林内（私有地）に町がゴミを不法投棄、県に県風致条例違反で始末書を取られた。この不法投棄によって自然を破壊した責任は重大である」と町の姿勢を追及した。

丸山議員の説明によると、不法投棄場所はツバキラインほぼ中間の南側斜面にある約五千平方メートルの雑木林。町は四十七年から所有者の承諾を得て、処理しきれなくなった生ゴミを捨て、残土をかぶせて埋めてきた。これまでに捨てた量は約六百トという。

同所への不法投棄はことし四月、県西湘地区行政センター（小田原市内）の美化パトロール隊が発見。この時、町は「業者の不法投棄」などと言ったのがれた

ものの、八月三日に下農林事務所が町の不法投棄であることを突き止めた。県は土止め工事と植栽をして緑を復元するよう指導するとともに始末書処分にした。

ゴミ捨て場となった場所はツバキラインのすぐわきで、湯河原の温泉場を見下ろす景勝地。上の道路から見るとここだけが緑の中に赤茶けた色で異様な感じ。町は五千平方メートルのうち千平方メートルをゴミ捨て場に使った、と説明しているが、一帯には悪臭が漂い、ブルドーザーで埋めた先端は緑の雑木を押し倒し、いまにも崩れそう。

一般の家庭ゴミのほかに洗たく機、電気冷蔵庫のよくな不燃物、あるいはコンクリート片や木材なども捨てられている。埋め立て現場には一般の人が入れないように有刺鉄線が張つてあるが、一部は壊され一般業者も自由に捨てていたらしい。

入り口と見られるあたりに立つ「野に山にゴミを捨

てるな観光地、美化推進本部」の看板がしらじらしい。

丸山議員の追及に対し、高杉町長は「ゴミ焼却炉の故障などがあつてやむなくやった。埋め立て地跡には九十九万円の補正予算を組んだので、土止め工事をして桜などを植えていく」と答えた。

ゴミ倍増の夏 観光地は泣く

同町の一日に出るゴミは約二十ト。これに対し焼却能力は通常十五トしかなく、残業、フル操業でようやく始末している。ところが夏の観光シーズンに入るとゴミの量は四十トと倍増するため、熱海市などに頼んでも処理しきれなくなつて、不法投棄してきた。しかもことし八月には焼却炉が壊れるという最悪事態が起きた。新しい焼却炉の建設については来年度に約三億円の予算を計上して建設することになっている。

〔神奈川新聞〕昭和四八年九月二一日付

神奈川新聞社提供、複製禁止

町は家庭から出たごみをツバキライン（県立自然公園内）沿いの地主の了解を得て、一九七二（昭和四七）年から不法投棄を実施していた。投棄は六〇〇トンに達していた。悪臭と景観を損ねるとして町議会で問題となった。事実が判明し「神奈川県風致地区条例」違反として県に始末書を提出した。一般業者も廃棄していたとされている。町の焼却場で処理できなくなりこうした結果になった。

176 湯河原町真鶴町衛生組合規約

湯河原町真鶴町衛生組合規約

第一章 総 則

(名 称)

第一条 この組合は、湯河原町真鶴町衛生組合（以下「組合」という。）という。

(組 織)

第二条 組合は、湯河原町及び真鶴町（以下「両町」という。）をもつて組織する。

(共同処理する事務)

第三条 組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくごみ処理施設の設置及び管理に関する事務を共同処理する。

(事務所の位置)

第四条 組合の事務所は、神奈川県足柄下郡湯河原町門川四三九番地に置く。

第二章 議 会

(議会の組織等)

第五条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は十五人とし、その選出区分は湯河原町八人、真鶴町七人とする。

2 組合議員は、両町の議会において議員のうちから選挙した者とする。

(議員の任期等)

第六条 組合議員の任期は、二年とする。

2 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員を選出した町の議会は直ちにこれを補充するものとする。

3 前項による組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第七条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員のうちから選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第三章 執行機関

(組合長及び副組合長)

第八条 組合に組合長及び副組合長各一人を置く。

2 組合長及び副組合長は、組合議会において両町の

長のうちからこれを選出する。

3 組合長及び副組合長の任期は、当該町の長の任期による。

(収入役)

第九条 組合に収入役一人を置く。

2 収入役は、組合長の属する町の収入役をもつてあ

3 収入役の任期は、当該町の収入役の任期による。

(職務権限)

第十条 組合長は、組合を代表し、組合の事務を管理執行する。

2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故があつたときまたは組合長が欠けたときその職務を代理する。

3 収入役は、組合の会計事務をつかさどる。
(補助職員)

第十一条 組合に吏員その他の職員を置く。

2 職員は、組合長が任免する。

(監査委員)

第十二条 組合に監査委員二人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、組合議員及び学識経験を有する者のうちから各一人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期によるものとし、学識経験を有する者のうちから選任される者にあつては二年とする。

第四章 経費の支弁方法

第十三条 組合の経費は、両町の負担金その他の収入をもつてあてる。

2 組合経費の負担金のうち、処理費に対応する負担金は、毎年二月一日を算出基準日とし、同日前一年

間の処理量によつて按分して算出するものとする。

3 組合経費の負担金のうち、管理費に対応する負担金は、両町が均等に負担するものとする。

4 前各項に定めるもののほか、経費の支弁方法は、組合議会の議決を経て定める。

附則

1 この規約は、昭和五十二年二月一日から施行する。

2 この組合設立後、最初に選出された組合議員の任期は、第六条第一項の規定にかかわらず、当該町の議会常任委員会委員の任期の残任期間とする。

(「広域行政契約関係綴(真鶴町)」湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

大黒崎でのゴミ処理問題が深刻化したため、真鶴町と共同でゴミ焼却場を真鶴町岩字高山に建設した。一九七六(昭和五一)年六月から処分を開始した。その後、一九七七年二月一日に衛生組合を設立した。無公害の

焼却炉といわれ、両町のゴミ処理はすべてこの衛生組合の管理下で行われた。一日、両町合わせて三五トンのゴミを十分処理できる能力があった。

177 廃棄物処理基本計画

第一章 ごみ処理基本計画策定の主旨及び結果の概要

第一節 基本計画策定の目的

一、計画策定の目的

家庭生活の営みに伴って発生する一般廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点に立ち、適正に収集・運搬し、処理処分する必要がある。この日常生活に伴って生ずる一般廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（法第六条）において、処理計画を定め、適正な処理を行うこととしている。

一方、廃棄物処理問題を取り巻く環境や市民の認

識とニーズは、今日大きく変化しつつあり、ごみの減量化・資源化、有効利用の推進、廃棄物行政の効率化及び総合化等が今日的課題として挙げられている。

これらの課題の解決にあたっては、長期的展望のもとに、総合的に検討することが必要となる。

本基本計画は、以上のような観点から湯河原町及び湯河原町真鶴町衛生組合（以下「衛生組合」という）への長期計画の一環として、社会情勢の変化とともに年々多様化する廃棄物の現況を捉え、長期的展望のもとに、安全で効率的な廃棄物処理体系確立のための基本的方策を示すことを目的とする。

二、計画の期間

本計画は、昭和六二年度を初年度とし、昭和八一年度を最終年度とする向こう二〇年間の基本施策について方向づけするものである。しかし、将来計画

第二節 廃棄物処理

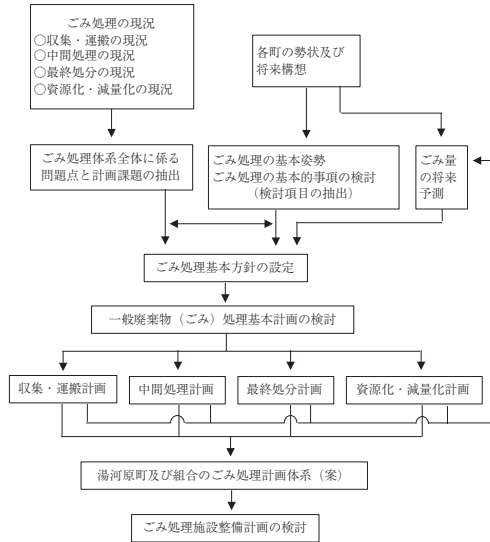


図 1.2.1 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定の検討手順

については、社会情勢による変化も想定し得るため、適時見直しが必要である。

第二節 基本計画策定の検討手順

図一・二・一に一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定の手順を示す。図中の主要項目の概要は以下に示すとおりである。

一、湯河原町、真鶴町の勢状及び将来構想

各町の勢状、土地利用上の特徴及び産業構造等を把握し、将来へ向けてどのような町づくりを志向しているかを総合計画をもとに検討する。

二、ごみ処理の現況と計画課題の抽出

現在のごみ処理処分体系がどのような経緯のもとに展開されてきたかを十分踏まえた上で、現在抱えているごみ処理・処分体系の各工程(収集・運搬、中間処理、最終処分)の問題点を抽出し、さらにごみ処理体系全般に係わる問題点として評価する。

三、ごみ処理基本方針の設定

廃棄物処理の目的である、発生するごみをいかに

適正に処理すべきかを処理・処分原則論を踏まえ、さらにごみ処理技術の水準及び地域性を踏まえて、湯河原町及び衛生組合に適した現実的な施策を図るためのごみ処理基本方針を設定する。

四、ごみ量の将来予測

ごみ発生量の将来予測は、各町の将来構想及び将来の収集、処理体系を基に検討する。

五、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の検討

二、三、四項の検討を基に、現実的な処理基本計画を策定する。

六、ごみ処理施設整備計画の検討

ごみ処理基本計画の検討結果を踏まえ、ごみ処理施設の整備に伴う基本的事項について検討する。

第三節 調査結果の概要

一、ごみ処理の現況

(一) ごみ処理の概要

ア 計画処理区域

組合の計画処理区域は、湯河原町及び真鶴町の行政区域内全域である。

イ 処理対象ごみ

処理対象ごみは、表一・三・一に示すとおりである。

ウ ごみ処理体系の現況

ごみ処理体系の現況は、図一・三・一に示すとおりである。

表一・三・一 処理対象ごみ

		町	項
真鶴町	湯河原町	資源ごみ	可燃ごみ 不燃ごみ
資源ごみ	可燃ごみ	紙類・厨芥類・合成樹脂類・木くず等	紙類・厨芥類・合成樹脂類・木くず等
紙類・金属類・ガラス類等	紙類・厨芥類・合 成樹脂類・木くず等	カン類・ビン類・金属類・セトモノ類	紙類・厨芥類・合 成樹脂類・木くず等
			紙類・厨芥類・合 成樹脂類・木くず等

(二) 収集・運搬の現況

ア 収集運搬システム

(ア) 収集対象区域

収集対象区域は、各町行政区域全域である。
昭和六二年三月末での収集対象人口は、湯河原町が二六、三八一人、真鶴町が九、九一人である。

(イ) 収集頻度

収集頻度は、表一・三・二に示すとおりである。

表一・三・二 収集頻度

町	項	可燃ごみ	不燃ごみ(資源ごみ)
湯河原町	四回/週	四回/週	一回/週
真鶴町	四回/週	一回/週	一回/週

(ウ) 収集方法

ステーション方法

イ 収集・運搬実績

昭和五七年度から昭和六一年度までの五年間の収集・運搬実績は、表一・三・三に示すとおりである。

表一・三・三 収集・運搬実績 (t/年)

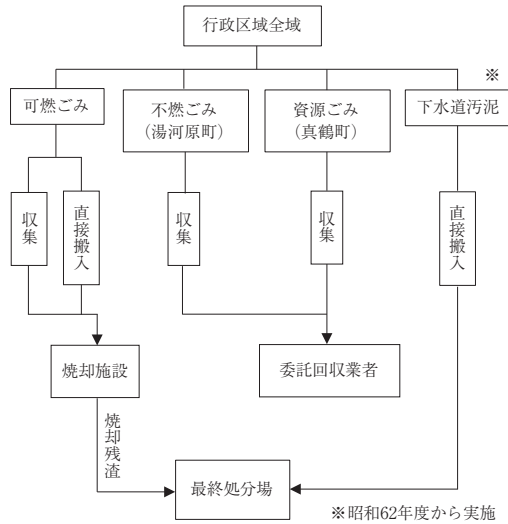


図 1.3.1 現在のごみ処理体系

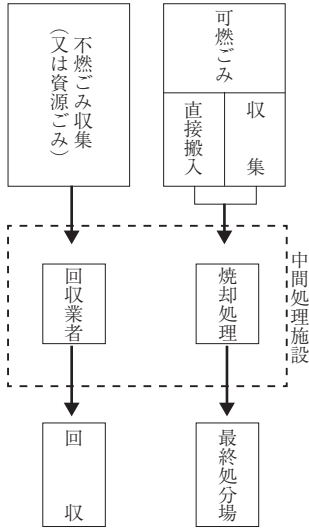


図 1.3.2 中間処理区分

りである。中間処理の概要は、図一・三・二に示すとおりである。

ア 中間処理の概要

不燃ごみ 組合圏域	真鶴町	湯河原町	可燃ごみ		町
			組合圏域	真鶴町	
九三〇・五	—	九三〇・五	一〇九〇・五	二六〇二・七	五七
—	—	—	一〇七〇・九	二五三七・五	五八
—	—	—	一〇〇四・三	二六一九・一	五九
—	—	—	一三三〇・七	二六九二・八	六〇
—	—	—	一一二六・三	二八五四・八	六一

- イ 中間処理施設概要
- (ア) 施設名称 湯河原町真鶴町衛生組合湯河原美化センター
 - (イ) 施設規模 四〇t/日
(二〇t/日×二炉)
 - (ウ) 処理方式 機械化バッチ燃焼式
 - (エ) 施設稼動 昭和五一年六月
- ウ 中間処理実績

昭和五七年度から昭和六一年度までの中間処理実績は、表一・三・四に示すとおりである。

表一・三・四 中間処理実績

年間平均焼却量 (t/日)	焼却処理実績 (t/年)	項
		年度
三〇・六	一一、一八五	五七
三〇・一	二〇、九九三	五八
三一・〇	二二、三〇七	五九
三二・九	二二、六四三	六〇
三四・七	二二、六四九	六一

焼却残渣量 (t/年)	稼働率	焼却施設稼働日数 (t/年)			
		一、七二〇	一、六七七	一、六六八	一、六五四
一、七二〇	〇・七三	二六八	二七九	二六六	二七二
	〇・七六			二七二	二八四
	〇・七三			二七二	
	〇・七五			二七二	
	〇・七八			二七二	

(四) 最終処分場の現況

ア 埋立対象物

埋立対象物は、焼却残渣及び下水道汚泥等である。

ある。

イ 最終処分場の整備状況

(ア) 埋立方式 準好気性埋立

(イ) 埋立工法 サンドイッチ工法

(ウ) 処分場概要

a 総面積 一七、一〇〇㎡

b 埋立面積 一〇、五〇〇㎡

c 埋立容量 六六、〇〇〇㎡

d 浸出水処理施設 六五㎡/日

ウ 埋立処分実績

e 埋立開始年月 昭和六二年四月

昭和五七年度から昭和六一年度の埋立処分実績は、表一・三・五に示すとおりである。

表一・三・五 埋立処分実績量 (t/年)

項 年度	埋立処分実績量 (t/年)				
	五七	五八	五九	六〇	六一
焼却残渣量	一、七二〇	一、六七七	一、六六九	一、六五四	一、七七九
覆土量	五二三	五〇三	五〇一	五三八	六二五
合計	二、二三三	二、一八〇	二、一七〇	二、一九二	二、四〇四

(五) 資源化・有効利用の現況

ア 資源化の概要

収集した不燃ごみ(あるいは資源ごみ)を直接委託回収業者に搬入し、有価物の回収を行っている。

回収業者は、搬入されたごみを手選別等により、鉄類、空びん、非鉄金属等に分別して回収

資源回収量				収集ごみ量			項 年度
非鉄金属 (t/年)	カレット (t/年)	空ビン (t/年)	鉄類 (t/年)	合計 (t/年)	不燃ごみ (t/年)	可燃ごみ (t/年)	
五三・三三	一八七・二二	一九〇・六	一四九・三七	九三三・二	九三〇・五	八三〇・二六	五七
一一・四〇	二二五・八五	七二・二三	一六七・九七	九一八・四七	一〇二・二六	八七二・二	五八
一〇・二二	二八九・九三	二三・二七	一六七・二九	九四一・八四	一〇三・八二	八三九・〇二	五九
一〇・五七	二七七・七九	二五・七〇	一七二・二三	九七二・二二	一〇六・六四	八六五・四・八	六〇
九・七八	二九四・二〇	一七・八二	一五七・七四	一〇四二・二	一一〇・二七	九三〇・八・四	六一

表一・三・六 湯河原町資源回収実績

イ 有価物回収実績
 有価物回収実績は、表一・三・六、表一・三・七に示すとおりである。

資源回収量				収集ごみ量			項 年度
金属類 (t/年)	紙類 (t/年)	合計 (t/年)	不燃ごみ (t/年)	可燃ごみ (t/年)	合計 (t/年)	可燃ごみ (t/年)	
							五七
							五八
							五九
八六・〇	二一・〇	二九三・五八	二四三・〇	二六九・二八	二八五・四八	二六九・二八	六〇
八九・〇	一九・〇	三〇七・九八	二三五・〇	二八五・四八	二八五・四八	二八五・四八	六一

表一・三・七 真鶴町資源回収実績

資源回収量の割合(%)	不燃ごみ量に対する資源回収量の割合(%)	可燃ごみ量に対する資源回収量の割合(%)	合計 (t/年)
四三八	四四	四〇七八七	
五〇・五	五六	五二・〇・五	
四七七	五二	四九〇・六〇	
四五五	五〇	四八五・二九	
四三五	四六	四七九・四四	

不燃ごみ量 に対する資 源回収量の 割合(%)	ごみ収集量 に対する資 源回収量の 割合(%)	ガラス類	
		(t/年)	合計 (t/年)
七八六	六五	一九一〇	八四〇
八七一	六四	一九六〇	八八〇

(後略)

(「湯河原都市計画ごみ処理場決定承認申請書 湯河

原町真鶴町衛生組合ごみ処理場」湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

一九八二(昭和五七)年から一九八六年までの現況、
問題点を示している。処理に伴う環境予測評価を含む。

知事の承認を得るための資料

178 連絡協議会ニュース

連絡協議会ニュース

一九九六年 八月発行 No. 一

生活と環境を守る湯河原町民連絡協議会発行

事務局連絡先 TEL 〇四六五―六二―〇〇〇〇

FAX 〇四六五―六二―〇〇〇〇

初の学習会を開催

日常生活問題ゴミにも視点

はじめに

五月にゴミ問題について取り組むことを提起し、六
月二〇日の代議員会に町の課長を招き学習の場を持ち、
次に処理場等の現場見学も予定されていますが、この
機会に協議会としてこの問題に取り組む考え方を明ら
かにしたいと思えます。くわえて学習会の内容を簡条
的に記しておきます。

私たち、生活と環境を守る湯河町民連絡協議会は「企業による乱開発をやめさせこと」^(ママ)を目的のひとつに掲げ平成二年九月に発足し、直接の相手である企業と対決、不満足な面を残しながらも一定の成果をあげてきました。

バブルの崩壊により、いわゆるマンションブームは過去のものという感じになっています。しかし、このような状況のなかでも常に警戒心を持ち続けなければなりません。同時に目的のもうひとつである「自然と町民の良好な住環境を守る」ための活動も日常生活面からみて重要な側面を有しており、取り組みを強める必要があります。

協議会はこの視点からゴミ問題をとらえることとしました。具体的には町の清掃業務の現状を理解し、今後を考えていこうという立場から、「学習」と「見学」のそれぞれの場を設けることにしました。

当然のこととして「ディスカッション→一定の集約の場」が付け加わるだろうと想定しています。

清掃業務の現状認識から

前段の考え方から、六月二〇日の代議員会では前半の時間帯を「学習の場」にあて、「清掃業務の現状と課題」について町役場・露木生活環境課長を講師に招き講義を受けました。

以下、私のメモ（抜粋）から

○ 町内のゴミステーションは八七〇箇所。同規模の他町では約四〇〇箇所である。

○ 収集職員は二二名。現在は月々土の週五日制だが、来年度は四日制となる。

○ 分別収集は平成二年から五分割で実施しているが、リサイクル法に沿えば七々八分割でないとは対応できないと思われる。

○ 粗大ゴミは他町に比べ二倍となっている。箱根町

など有料化のところも^(ママ)でてきており、他の市町から流入しているものと想定される。

○ 昭和五二年に真鶴町と衛生組合を設立し、これが処理している。当時の一日の処理能力は四〇tで、平成二年に二四tの能力アップをはかっている。

○ 一t当たりの収集費は一三、五八二円、処理費は二一、一九七円、合計で三四、七七九円。県下市町村の平均額は約五万円^(ママ)で当町の数値を超えている。なお、湯河原町の一人当たりの単価は年間一六、五四三円となっている。

○ 平成六年にリサイクル法が制定され、九年四月から実施される。鉄、アルミについてはすでに分別処理が行われている。空きビンの分別収集は、いま福浦がモデル地区となり試行がされている。

○ 五年一〇月より分割収集を守らない物はステーションに残すことにしている。これは駅下、アパー

ト、飲食店付近が多い。

○ バイク、消火器、マットレスは収集しないことにしている。

町民の知恵活用と協力がカギ

空きビンなど リサイクル体制の前進にむけて
ゴミ問題は住民の生活に直結しており、清掃業務は市町村の固有の業務といわれています。ゴミの量は文化のバロメーターという言い方もありますが、事後の扱いによっては公害の発生という深刻な問題をかかえており、この対策には市町村の適切な指導と住民の理解と協力が必須の条件になっています。

この問題を考える場合「個々の家庭のゴミの出し方」から「ゴミの量を減らす」までを一体のものとしてとらえ、行政（町）と住民（町民）が意見交換の場を多くもち、採用された事項は実施に移すという対応が必要だと思えます。露木生活環境課長の話からも、

①ゴミの出し方 ②リサイクル法に沿った収集体制の確立、の二つが当面の大きな課題だと受け止めました。

これから美化センター等の見学（八月二〇日頃予定）を経て、フリートーキングの場をもち、そこで集約された事項は町に率直に提起や指摘をしていきたいと考えています。

いずれにしてもこの取り組みは環境問題の改善を求めるだけでなく、お仕着せの行政から住民の知恵や創意工夫を生かした行政を目指すという、行政の在り方を問う側面を持っているとも言えます。

私たちはこの事に自信を持ち活動を進めたいと思っています。会員の皆様のご協力をお願い致します。

会長代行 青木 実

お知らせ（省略）

（宮下 府川勝臣氏蔵）

原資料は横書き。

179 最終処分場カドミウム汚染と既存廃棄物撤去計画

① 最終処分場のカドミウム汚染

ごみ処理について

（湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場地下水の環境基準値（カドミウム）の超過について）

一 経緯

湯河原町真鶴町衛生組合一般廃棄物最終処分場は、平成二五年三月に埋立を完了する予定となっています。このため、衛生組合では、処分場の延命化を図るため、平成二三年度事業として、埋立地の嵩上げをするための検討、変更設置届書の作成、埋立地嵩上げによる生活環境影響調査の実施、及び嵩上げ工事に係る設計図書等の作成などの業務をコンサルタント会社である、パシフィックコンサルタンツ(株)と「最終処分場嵩上げ

「計画業務委託契約」を平成二三年七月四日に締結しました。

今回の事案は、処分場の嵩上げ計画に係る業務のうち、生活環境影響調査を実施している中で、処分場の遮水シート下にある地下水集排水設備から排水された地下水の水質検査（一〇月二七日採水）の結果、カドミウムが「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成九年三月一三日、環境庁告示第一〇号）で定める環境基準が平成二三年一〇月二七日に強化され、 $0.003\text{mg}/\ell$ 以下となり、同基準を超過したものです。

二「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」に定める環境基準超過等の経緯

▼一二月一三日（火）午前一〇時～一一時二五分

パシフィックコンサルタンツ(株)から提出された生活環境影響調査の水質調査の結果について、西湘地域県

政総合センター環境課（以後、「県環境課」と表記する。）へ報告及び協議を行う。カドミウム及びホウ素の値が基準値以内ではあるが、気がかりな状況であることを報告する。

県環境課から、原因究明等行うよう指導を受ける。また、カドミウムは現行の基準より強化されたと思われるので、確認後、衛生組合へ連絡をしていただけることとなる。

▼一二月一四日（水）午前九時一五分～午前中

県環境課から「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成九年三月一三日、環境庁告示第一〇号）のカドミウムについては、平成二三年一〇月二七日付で環境基準が強化され（ $0.001\text{mg}/\ell \rightarrow 0.003\text{mg}/\ell$ ）、環境基準超過となるので、最終処分場の使用停止及び原因究明について、指導を受ける。

▼十二月一四日（水）午後八時二〇分

処分場の遮水シート下にある地下水集排水設備から排水された地下水の水質検査の結果、カドミウムが「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成九年三月一三日、環境庁告示第一〇号）で定める環境基準（〇・〇〇三mg/l以下）を超過したことについて、県及び衛生組合が記者発表を行う（小田原記者クラブ、地方紙）。

▼一二月一五日（水）

焼却灰のストックを開始する。焼却灰は、フレキシブルコンテナバッグ（一t用のもので、一日当たり、八袋程度の搬出量）に詰め込み、選別処理施設内等に一時保管する。また、地下水集排水設備から排水された地下水については、ビニールシート及び土嚢を用いて漏出しないように施す。

▼一二月一九日（月）午前一〇時～午後二時三〇分

県環境課、衛生組合、パシフィックコンサルタンツ

（株）の三者による、今回の事案に係る原因究明、地下水等の影響、今後の対策等について協議する。

原因究明及び地下水等の影響について、早急に対処する必要があることから、水質検査に係る採水箇所、検査項目、採水日（一二月二一日）を決める。

▼一二月二一日（水）午前八時三〇分～午後三時三〇分

県環境課、県環境科学センターの立会いの下、水質検査に係る採水を行う。

※問題となっている地下水集排水設備から排水された地下水は、渇水期に伴い、全く流出していないため、採水ができなかった。

また、浸出水処理施設に地下水集排水設備から排水された地下水を流入させるための配管を敷設する工事等に着手する。

▼一二月二六日（月）

水質分析結果（速報値）をパシフィックコンサルタント（株）から衛生組合が報告を受け、その内容を衛生組合から県環境課へ報告する。

三 今後の対応、対策等について

毎日、排出される焼却灰や両町の不燃物の収集日に排出される不燃残渣の処分を行う必要があることから、近隣市町村等から情報をいただき、現在、受入民間企業を探すことについて、鋭意努力しておりますが、放射能問題等から焼却灰の検査や事務処理手続に時間がかかっている状況です。

また、その委託費用は、運搬費を含めると、四万円～六万円／tになると見込まれます。

なお、現最終処分場の使用は困難であり、処分場そのものの廃止ということが見込まれ、廃止に伴う、覆蓋工事等の費用が発生します。

現在は、焼却灰等を衛生組合敷地内に一時保管して

いますが、保管場所が不足した場合のことを考慮し、緊急対応措置として、近隣自治体に受入についての了解をいただいております。

今後は、民間委託処分と最終処分場の新設を視野に入れた検討が必要になると考えられます。

【参考】民間委託費概算

年度	排出量	t単価 (運搬費含む)	概算費用
二三年度 (一一～三月)	六七〇t	四万円～六万円	二、六八〇万円～ 四、〇二〇万円
二四年度 (四～三月)	二、三〇〇t	四万円～六万円	九、二〇〇万円～ 一三、八〇〇万円

〔平成二三年度 環境・観光産業常任委員会〕湯河

原町役場蔵)

原資料は横書き。

最終処分場地下水が環境基準を超えていることが明らかになり、この対策と経過報告である。

② 既存廃棄物撤去計画

(表紙)

湯河原町真鶴町衛生組合 一般廃棄物最終処分場 既存廃棄物撤去計画書 平成二五年一月 湯河原町真鶴町衛生組合
--

(目次省略)

一 既存廃棄物掘削・撤去・処分計画の概要

(一) 計画策定の背景

湯河原町真鶴町衛生組合の一般廃棄物最終処分場は、昭和六二年四月から埋立を開始し、平成二五年三月に埋立を完了する予定であった。当組合は、平成二三年度に埋立期間の延長のため処分場のかさ上げを計画し、水質調査を実施したところ、

集水地下水から地下水環境基準値を超過するカドミウムが検出されたため、直ちに神奈川県へ報告するとともに、平成二三年一月一日をもって処分場への埋立廃棄物の搬入を停止した。

また、平成二四年四月一三日付で廃棄物処理法第二一条の二の規定に基づき、特定処理施設の事故届を提出した。

当組合はその後、県の指導を受けながら、応急対策として、集水地下水の浸出液処理施設への流入配管設置と、埋立区域へのブルーシート被覆を行って公共水域への流出を防ぐとともに、緊急に周辺地下水への影響調査を実施し、基準値内であることを確認した。また、原因究明の一環として処分場の水質検査を行った結果、埋立地遮水シートの上下で、電気伝導率及びイオンバランスが類似していたものの、基準値超過の原因を特定

するまでには至らなかった。

それと並行して、さらなる原因の究明と今後の恒久的な対策について検討するため、当組合議会議員と学識経験者で構成する「一般廃棄物最終処分場改修計画専門委員会」を設置し、集中的に協議、検討を行い、その結果を踏まえて次の三点を対策の方針とした。

- ① 原因究明と問題の根本的解消のため、既に埋め立てられている廃棄物を全て撤去する。
 - ② 廃棄物処理の長期的な安定性を確保するため、自区域内に処分場を確保する。
 - ③ 処分場確保をできるだけ短期間で実現するため、現処分場の設備を改善・再利用する。
- これらの方針に基づき、既存廃棄物の撤去事業と、処分場の再整備事業からなる、「湯河原町真鶴町衛生組合一般廃棄物最終処分場再生事業」を、

平成二五～二七年度の三か年で実施することとした。

表一 事業の位置付け

湯河原町真鶴町衛生組合一般廃棄物最終処分場再生事業	平成二六～二七年度
既存廃棄物撤去事業	処分場再整備事業

(二) 計画の趣旨・目的

本計画は、処分場再生事業の前提として平成二五～二六年度に行う「既存廃棄物撤去事業」を、生活環境保全上の問題が生じないよう適正に、かつ、円滑に実施するため、その具体的な施工内容や方法、環境保全や安全面の対策その他必要な事項について、作業による生活環境への支障を未然に防止するため、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」(以下、「施行ガイドライン」という。)の内容を踏まえて作成したものである

とともに、地下水汚染事故に対する原因究明及び恒久対策に係る計画の一部でもある。

二 最終処分場の概要

(一) 施設の概要

表二 施設の概要

名称	湯河原町真鶴町衛生組合一般廃棄物最終処分場
所在地	神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜二〇二二番地
敷地面積	一七、一〇〇㎡
埋立面積	一〇、五〇〇㎡
埋立容量	六六、〇〇〇㎡
埋立開始	昭和六二年四月
埋立物	焼却残渣及び不燃残渣
水処理能力	六五㎡/日

(二) 撤去する既存廃棄物の量

当処分場の既存廃棄物の量は、平成二三年一二月一四日の搬入停止後、増加していない。埋立開始から搬入停止までの埋立実績は六一、一一六㎡

である。また、平成二四年二月に現況の測量を実施し、その結果に基づいて既存廃棄物の量を推計したところ六一、五〇〇㎡であった。(資料一、

図面No.一～No.四及び資料二(省略))

以上のことから、数値の大きい測量結果を採用し、六一、五〇〇㎡を全撤去量として計画する。

(三) 既存廃棄物の性状等

既存廃棄物の性状等については、資料三及び資料四(省略)のとおりである。調査の結果、主な埋立物が焼却灰であること、含水率が約三〇%であること、また、ダイオキシン類などの値が、搬出先処分場への埋立基準値を下回っていることなどが確認された。

なお、可燃性ガスについて、「施行ガイドライン」の基準値を超える濃度が検出された箇所があることから、四(三)(省略)に示すとおり、掘削作

業に伴う環境保全及び安全確保については、十分な対策を講ずるものとする。

(後略)

(湯河原町真鶴町衛生組合蔵)

原資料は横書き。

資料・図面等は省略せざるを得なかつた。最終処分場再生事業については、業者から提出された業務計画書等が保存されている。

なお、カドミウムは自然界にも存在するが、人体に有害で経口摂取すると腎臓などに蓄積され骨粗しょう症を引き起こす。富山県神通川流域で発生したイタイイタイ病は、公害病として当時の厚生省により認定されている。

第三節 衛生行政

180 厚生常任委員会におけるし尿処理問題説明文書

協議諮問事項

(中略)

二、し尿処理について

現在湯河原町のし尿(一日約六〇石)は熱海市営し尿処理場へ年額三六万円で一日一八石の処理を委託している外、大観山、上野地内にある貯溜槽(素掘り)に投棄しているが、貯溜槽への投棄については昭和三三年度限りで出来なくなるので、昭和三六年度より真鶴町清掃業者(御守守治氏^(ママ))に委託して海上処理することを計画するものである。

(参考)

一 真鶴業者の希望

一、委託料についての要求

(イ) 湯河原町の業者が船まで直接運搬した場合

↓石当り 七〇円

(ロ) 中間に貯溜槽を設けた場合

↓石当り一〇〇円

(貯溜槽まで湯河原町で運搬し以後の処理を

真鶴で行う)

二、し尿の運搬方法について

暫定措置として舟へ直接でもよいが、出来れば中

間に貯溜槽を設置されたい。

三、中間貯溜槽の位置について

湯河原町地内を希望するが、予定地のないときは

真鶴町地内を使用してもよい(真鶴駅裏の町有地

の使用については真鶴町側の了解を得てある)但し

設備費については湯河原町に於て全額を負担^(担)して

もらいたい。

二 真鶴町側としては、し尿の運搬方法について業者

の希望意見を認めている。

A、委託料石当り七〇円の場合(舟へ直接運搬)

取扱石数		海上投棄委託料					備考
一日	一年	一日	一ヶ月	一ケ年	町費負担額	不足額	
四〇	一四、四〇〇	二、八〇〇	八四、〇〇〇	一、〇〇八、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇八、〇〇〇	石当り 不足額
五〇	一八、〇〇〇	三、五〇〇	一〇五、〇〇〇	一、二六〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	七六〇、〇〇〇	一荷当り 不足額
六〇	二一、六〇〇	四、二〇〇	一二六、〇〇〇	一、五一二、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、〇一二、〇〇〇	四七 一九

B、委託料石当り、一〇〇〇円の場合（中間槽まで運搬）

取扱石数		海上投棄委託料						
一日	一年	一日	一ヶ月	一ケ年	町費負担額	石当り 不足額	一荷当り 不足額	備考
四〇	一四、四〇〇	四、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	九四〇、〇〇〇	六五	二六
五〇	一八、〇〇〇	五、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	七二	二九
六〇	二一、六〇〇	六、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、六六〇、〇〇〇	七七	三一

C、し尿処理所要経費についての比較

処理方法	石当り経費	備考
消化槽	三三二円	熱海し尿処理場は三八円
化学処理	八九円	処理槽（三〇年は使用できる） 配管（三年毎に取替え）
海上投棄	三六円 一八二円	

原資料は横書き。

一九六〇（昭和三五）年当時の町のし尿処理状況がわかり、海洋投棄についての試算などの文書。当時は、海洋投棄が東京を含め一般的であった。一九六一年以後、海洋投棄が行われることとなった。

（自昭和三五四年四月 至昭和三九年三月 厚生常任
委員会に関する綴）湯河原町役場蔵

181 海洋投棄について真鶴町との契約書

契約書

湯河原町を甲とし、真鶴町真鶴八七三番地御守守次を乙として湯河原町にて収集されたし尿の海洋投棄処理について、湯河原町及び真鶴町の協定書に基き、次のとおり契約を締結する。

第一条 乙は甲の区域内にて収集されたし尿を乙の所有するし尿海洋投棄船により処理することを受託する。

第二条 甲の運搬投入するし尿の数量は一日六台（約一〇、八〇〇ℓ）とし、浄化槽処理汚物を含むものとする。

第三条 この契約において甲が乙に対して支払うべきし尿処理委託料は月額一二五、〇〇〇円とし支払日は毎月第二月曜日とする。

2 月の中途においてこの契約を解除したときは、前項の規定による金額を日割計算によりこれを支払うものとする。

第四条 甲は前条に規定する委託料の内契約金として一金五〇万円也をこの契約と同時に乙に支払うものとする。

2 前項に規定する契約金は乙が受領する委託料の五月、八月、十一月、二月分に充当し、乙が休業若しくは廃業等により本契約によるし尿の処分を行うことができなくなつたときは、残金は直ちに甲に返済するものとする。

第五条 甲に於いて委託の必要がなくなつた場合に於いては、その属する月の委託料を支払うものとし、翌月よりこの契約は解除されるものとする。

第六条 四条、五条による委託ができなくなつた場合は、その一ヶ月前に双方共通達するものとする。

第七条 本契約の有効期間は昭和三十九年四月一日から

昭和四〇年三月三十一日までとする。但し、有効期間

満期のときは甲、乙協議の上更新することができる。

上記契約を証するため、この契約書二通を作成し、双

方記名押印し各自一通を所持する。

昭和三十九年四月一日

甲 湯河原町門川四三九番地

代表者 湯河原町長 八亀武雄 印

乙 真鶴町真鶴八三七番地

真鶴清掃社 御守守次 印

〔広域行政契約関係綴（真鶴）湯河原町役場蔵〕

原資料は横書き。

印紙部分は省略した。

広域行政の場合は費用、運搬などが問題になら

ないように一年毎に契約を結んで実施された。一

九六一（昭和三六）年から海洋投棄を委託してい

たが、契約書が見つからなかった。また、変更はその都度改訂された。一九六八年九月から契約者が真鶴町長と湯河原町長となった。

182 町立浄水センターに対する要望書

町立浄水センターに対する要望書

湯河原町町長

杉山 実 殿

神奈川県足柄下郡湯河原町古浜〇〇〇〇—〇〇

湯河原ロイヤルハイツ管理組合 印

理事 環境対策委員会委員長 笹井昭孝 印

私達が入居している「湯河原ロイヤルハイツ」が完成してから、間もなく四年になります。入居の当時から南側にある埋立地に町営の「浄水センター」（下水処理場）が出来る予定であることは承知しております

た。

下水道施設は近代的生活には不可欠な都市施設であり、特に観光地にあつては完備されていなければならぬものですから、私達も一日も早く建設されることを希望しております。しかし、下水処理場はその性質上、周辺の居住者の生活環境の点で必ずしも歓迎される施設でなく、しかも半永久的施設だけに関係住民の同意と協力なくして建設さるべきものではありません。町当局もこれらのことは充分承知され、適切な対応策をとられるものと信じておりました。従つて私達は、町当局からの事前説明等が当然行われるものと思ひ、積極的に要求、要望等をする動きは控えておりました。ところが、計画が一方的に進められているということを側聞し、去る五十四年十一月より当方から町役場に向いて説明を求めましたが、計画についての明言をさげ、あたかも未だ設計が決つていないかの如

き発言でした。

それから約一年三カ月あまり、再三にわたり町長、助役、下水課長等に面会して、私達の危惧する点、要望事項等を述べてきましたが、全く誠意が認められず、単に引き延しとも思われる態度に終始して今日に至つております。特に私達の当面の最大の関心事である管棟の高さを下げてほしいということについて下水課長は、「原設計は、汚泥を焼却することになつてゐるが、焼却は行わない。従つてその施設の分だけ縮小できるので高さも低くできる」と言明したので、私達は景観と匂いの両方が大巾に緩和されるとして評価し、安心してまいりました。ところが、次回に面会した際、その言をひるがえし焼却は行つております。現在まで数回にわたり面接しましたが、毎回異つた部分が出てきて全く信用ができませんので、今回は町当局の示唆もあり、文書にて提出します。

誠意ある回答を求めます。

一、「湯河原ロイヤルハイツ」に対して、現在までに一回も説明会も行わず誠意を示さないのは何故か、町長とは①「湯河原ロイヤルハイツ」の住民をいわゆる「よそ者扱い」はしない。②中央区に所属しているが「湯河原ロイヤルハイツ」独自の問題については、区と切りはなし、直接連絡し、或いは話し合いをする。旨の約束ができています。

二、環境影響について門川地区には多額の補償をする約束（一説によると総額一億円に及ぶ）をしたと聞いているが事実か。事実だとすれば景観、環境ともに門川地区よりも大きな影響を受ける「湯河原ロイヤルハイツ」に対し、このような話が全く無いのはどのような理由によるか。

三、浄水センターの管理棟の高さは、常識的に見て不必要に高過ぎると思われる。それに対する十分な説

明がなされていない。と同時に、私達は眺望権及び環境権という立場から、財産価値の著しい阻害を考え、これができるだけ低くしてもらいたい。

四、汚泥の焼却は、浄水センターでは行わないようにしてもらいたい。沈澱槽、曝気槽、脱水装置から発生する臭気だけでも相当なものであるのに、焼却による臭気に加わつては（脱臭にも限度がある）生活環境に重大な影響を及ぼす。

脱水した汚泥はゴミ焼却場に運んで埋立てをするか、或いはどうしても焼却するならば、ゴミ焼却場のそばに汚泥焼却施設を造つて焼却するようにしてもらいたい。

五、浄水センターからの臭気は「湯河原ロイヤルハイツ」、門川地区方面に流れるが（年間の風向きは殆んど南風）風速によつては、更に駅から温泉街に流れて行く。この臭気の流れについて関係住民に納得

のいく説明がなされているのか。

六、汚泥の焼却は浄水センターではしないと書いたり、すると書いたり、設計図がまだ出来ていないと言ったり、その図面は写しを渡せないと言ったり、重大な事項について無責任な発言をするのは何故か、その責任を問う。

七、浄水センターが稼動しても尿尿の処理はしないでもらいたい。

八、浄水センターの東北側の湯河原高校との境界に海岸への通路を造つてもらいたい。

九、下水道事業のうち、浄化センター^(水)の年次計画表を提出してほしい。

十、「湯河原ロイヤルハイツ」との話し合いがつくまでは、浄化センター^(水)管理棟関係の工事は着手しないでもらいたい。(特に五十六年度分の補助対象部分としないこと)

右につき昭和五十六年二月二十八日までに文書で回答されたい。

昭和五十六年二月十九日

(昭和三十六年 陳情書・要望書綴「湯河原町役場蔵」)

下水道の処理水と汚泥処理は課題となり、当時は臭気を含めて各地で問題となっていた。この要望書に対する町当局の回答に対し、管理組合は「保留」とする。この年、三月二十八日付で町に提出している。翌年の文書綴にはこの問題についての文書は綴られていない。

浄水センターは一九八五(昭和六〇)年に完成した。

183 真鶴町とのし尿処理施設に関する協定書

協定書

真鶴町と湯河原町は、し尿処理に関する施設の運営及び事務の管理の委託に関し、次のとおり協定を締結

する。

(経費の種類)

第一条 湯河原町は、施設の運営及び事務の管理に要する経費を、あらかじめ、真鶴町に交付するものとす、経費の種類は、次のとおりとする。

一 し尿処理施設の運営並びに維持管理に要する経費(以下「管理費」という。)

二 し尿処理施設の改良に要する経費(以下「施設費」という。)

三 し尿処理施設の事務の管理に要する経費(以下「人件費」という。)

(負担割合)

第二条 前条の経費の負担割合は、次のとおりとする。

ただし真鶴町が行う、し尿汲取委託等の経費については、真鶴町の負担とする。

一 管理費・施設費については、前年度のし尿処理

量実績により求めた割合とする。

二 人件費については、当該年度の給与を算定基礎とし、次に掲げる表により求めた割合とする。

区分	負担割合
監理監督業務員	参事職給与×四% 課長職給与×二〇%
管理業務員	担当課職員の給与×二〇%
施設職員	施設職員の給与×一〇〇%
施設補充員	清掃職員の平均給与×二五%
前年度 し尿処理量 実績割合	

(注) 給与とは、給料・職員手当等・共済費・退職手当組合負担金をいう。

(経費に残額が生じた場合の措置)

第三条 真鶴町は、当該年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額が生じた場合においては、当該年度で清算するものとする。

(その他)

第四条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関

し疑義が生じた事項については、真鶴町長と湯河原町長が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成八年四月一日から施行する。

2 事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該事務の管理及び執行に係る収支は廃止の日をもってこれを打ち切り、真鶴町長がこれを決算する。

この場合、決算に伴って生じる余剰金は、速やかに湯河原町に返還しなければならない。

上記協定を証するため、本書二通を作成し、真鶴町長と湯河原町長が記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成八年七月一日

真鶴町長 三木邦之 印

湯河原町長 米岡幸男 印

〔広域行政契約関係綴（真鶴）〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

『本巻』一八一との関連資料。一九六五（昭和四〇）年代から真鶴町のし尿等貯留施設の運営管理及び事務の委託の協定を締結しているもので、海洋投棄が禁止され、次の資料の足柄上衛生組合にし尿処理を委託するまで継続している。

104 足柄上衛生組合とのし尿処理に関する協定書

金太郎通信 担 当 足柄衛生組合事務所長

遠藤敏郎

問合先 七四—〇〇〇〇

タイトル	足柄上衛生組合と真鶴町・湯河原町とのし尿等の処理に関する協定書の調印式
------	-------------------------------------

経過

真鶴町・湯河原町は、長年、共同事業として、し尿及び浄化槽汚泥の処理を海洋投棄処分されてきました。しかし、海洋環境の保全を図るため、国及び

県から海洋投棄の廃止に向けて可能な限り早期に処理施設を整備するよう指導を受け、平成十一年九月より施設建設、自区内処理或いは近隣市町への委託処理等対応策を検討されてきました。

その結果、現在の足柄上衛生組合の処理施設が下水道の普及による処理量の減少によって受入可能であることから、両町は、県に協力を依頼するとともに、組合長である南足柄市長を通じて、し尿等の広域処理の依頼をされました。これを受けて当組合では、受入について、関係機関との調整、組合構成市町及び両町の議会の了解を経て、平成十四年四月一日から受入をするという事で合意し、この度、協定書の調印式を執り行うことになりました。

なお、神奈川県下におけるし尿の海洋投棄処分は、これもちまして全て無くなります。

一日 時 平成十四年二月二十八日(木)

午前一〇時から一一時まで

二 場 所 足柄上衛生組合 二階 会議室

南足柄市班目一五四七

TEL〇四六五―七四―〇〇〇〇

三 出席者

足柄上衛生組合長(南足柄市長)

足柄上衛生組合議会議長(山北町議会議長)

足柄上衛生組合副組合長(足柄上郡五町長)

足柄上衛生組合収入役(南足柄市収入役)

真鶴町長

湯河原町長

神奈川県

(本庁、足柄上・西湘地区行政センター)

足柄上地区一市五町生活環境担当課長

湯河原町民生部長、真鶴町・湯河原町住民課長

四 調印式次第

(司会進行 足柄上衛生組合事務所長)

開 式

出席者紹介

主旨説明 (足柄上郡町村会長(松田町長))

協定書署名

(足柄上衛生組合長、真鶴町長、湯河原町長)

協定書交換及び記念撮影(同上)

あいさつ 足柄上衛生組合長

真鶴町長

湯河原町長

閉 式

質 疑 (共同会見)

記念撮影(出席者)

協定書

足柄上衛生組合(以下「甲」という。)と湯河原町(以下「乙」という。)とは、乙が収集したし尿及び浄化槽汚泥(以下「し尿等」という。)を甲の処理施設(以下「センター」という。)にて処理する協定を次のとおり締結する。

(協定の主旨)

第一条 この協定は、下水道処理の進捗により受入れ能力を持つ甲が、乙及び真鶴町が海洋投棄処理してきたし尿等を全量受託処理するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(信義・誠実の原則)

第二条 甲及び乙は、この協定の定める事項について、相互に信義を重んじ誠実にこれを履行するものとする。

2 甲は、この協定が締結された後、センターに係わ

る収集運搬業者、隣接地域等との連絡調整について、誠意を持って対応するものとする。

3 乙及び真鶴町は、し尿等収集中継点あるいは収集運搬車両の通行に関し、関係住民及び関係通行市町との善隣友好関係を保持するよう努めなければならぬ。

(中継点の管理運営)

第三条 乙及び真鶴町は、し尿等収集の中継点を設け、その管理運営をするものとする。

(搬入に係わる車両・経路等)

第四条 搬入車両は、乙及び真鶴町が認め、甲の承認を得た車両とする。

2 搬入経路は、乙、真鶴町及び搬入業者との合意により取り決めた経路を甲が承認して定めるものとする。

3 特に、緊急時の場合は、乙及び真鶴町の甲への要

請により、甲の承認を得て直接搬入することができるとする。

(搬入時間・日等)

第五条 搬入時間は、甲の定める時間とする。

2 搬入日は、甲の休日定める条例(平成三年条例第五号)の休日以外の日とする。

(業務委託料)

第六条 乙は、業務委託料を甲に支払うものとする。

(受入れ期間)

第七条 受入期間は、平成十四年度から三カ年間とする。

(委託契約書の締結又は解除)

第八条 甲及び乙は、この協定書のほか別に委託契約書を締結する。

2 委託契約書は、その年度の搬入車両、搬入日・時間、搬入経路、搬入方法及び業務委託料等について

の細部項目を明記する。

湯河原町長 米岡幸男 印

3 甲又は乙のいずれかが契約解除を申し出たときは、すみやかに協議し、解決にあたるものとする。

原資料は横書き。

〔し尿処理委託契約等〕湯河原町役場蔵)

(疑義の決定)

第九条 この協定に疑義が生じた場合には、甲及び乙との協議によってこれを解決するものとする。

この協定により神奈川県下におけるし尿の海洋投棄処分が無くなった。現在でもこの協定書によってし尿処理が行われている。

(効力の発生)

第十条 この協定は、平成十四年四月一日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本書二通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その一通を保有する。

平成十四年二月二十八日

甲 南足柄市班目一五四七番地

足柄上衛生組合

組合長 鈴木 佑 印

乙 足柄下郡湯河原町中央二丁目二番地一

別編 昭和三〇年以前の追録資料

本章では、前回の『湯河原町史 第一巻 原始・古代・中世・近世資料編』『湯河原町史 第二巻 近現代資料編』発刊後に行われた資料調査から、主として近世・近現代の湯河原の特徴が読みとれる新発見資料を精選して収録した。

湯河原町は東が相模灘に面しており、海に関係した資料が豊富である。海難事故に伴う国内外の沈没船・流出船の搜索依頼、漁業組合理約や漁場・漁業権をめぐる争論、石切り場からの石材採掘・搬出とその海上輸送など、多岐にわたっている。中でもとりわけ福浦・吉浜両村の海面論争は、横浜上等裁判法廷に持ち込まれ、原告を吉浜村、被告を福浦村とする詳細な問答集が残存しており、審理の経過を入念に辿ることができる。興味深い資料としては、日露戦争の最終局面

でロシアのバルチック艦隊が日本海・太平洋の何れを通過するかが焦点となり、秘号外として露艦認知次第通知せよとの資料が発令されていることを紹介しておく。

既刊の近現代資料編では、戦争に関係した資料はあまり採り上げられていなかった。新たな資料調査の結果、日露戦争従軍書簡二通（宮下 二見弘氏所蔵文書）、アジア太平洋戦時下における湯河原町の生活実態が克明に描写された記録（『常會』、宮上 八亀信氏所蔵文書）と横浜市西区の疎開児童の記録（神奈川県立公文書館蔵）を確認することができたので、これらを前回の補遺として収録した。

このほか、様々な分野からの資料発掘に努めたが、〔布達〕温泉場に於ける男女混浴の禁止令や、佐佐木信綱博士ら文化人の呼びかけによる湯河原町万葉公園内の歌碑造立などは、湯河原町民に何らかの話題を提供したことであろう。

185 請取申御扶持方之事

請取申御扶持方之事

一米八斗四升 吉濱村

此人足八拾四人

一米四斗貳升 鍛冶屋村

此人足四拾貳人

一米壹斗貳升 堀之内村

此人足拾貳人

一米三斗八升 門河村

此人足三拾八人

一米三斗四升 宮下村

此人足三拾四人

一米貳斗六升 宮上村

此人足貳拾六人

人足ノ貳百三拾六人

米ノ貳石三斗六升

但シ、耆人ニ付壹升ツ、

此俵六俵貳升六合

右者御成御用之大竹、石垣山ノ濱御藏迄持届ケ人足御扶持被下置、難有慥ニ請取申所實正ニ御座候、爲後日仍而如件

吉濱村名主彦右衛門 印

元禄七年 組頭 藤兵衛 印

戊ノ 同 兵右衛門 印

同 徳兵衛 印

同 長兵衛 印

鍛冶屋村名主九郎兵衛

組頭忠左衛門

同 太右衛門

堀之内村名主清右衛門

組頭善兵衛

郡御奉行所様

門川村名主八右衛門

江川太郎左衛門様

組頭伊右衛門

同 惣右衛門

同 久左衛門

宮下村名主勘右衛門

組頭弥兵衛

同 武兵衛

同 平四郎

宮上村名主太兵衛

組頭安右衛門

同 五右衛門

同 源右衛門

(湯河原町役場蔵)

一六九四(元禄七・戊)年分の御用大竹につき、石

垣山から浜御蔵までの運搬人足賃、合計二三六人分米

二石三斗六升を受け取った旨を記した受取証。

186 村送り一札之事

村送り一札之事

一此惣右衛門義、當村出生慥成ものニ御座候、然處先年より其御地へ罷越、以御鼻辰年來渡世罷在候由申之、何卒其御地之人数ニ相成度段、今般同人・親類・組合一同願出、無餘儀次第ニ付、則聞届ケ、帳面相除き申候、然上者願之通、其御地之人別ニ御差加へ、諸事御村方一同之御取計ひ願上候、依而送り一札差出申處如件

郡内領

松山村

安政三辰年三月日 名主

藤助

相州吉濱村

御役人衆中

(湯河原町役場蔵)

以前から吉浜村で渡世をしており、同村への転住を希望していた甲斐国郡内領松山村(現山梨県都留市)出身の惣右衛門について、松山村名主が吉浜村役人に彼の転住の許可を出願したもの。

船客 無之

右八來三月六日當港出帆、本國本所港ニ赴度、依之手

数料式錢上納候間、御免狀御下渡奉願候、以上

報徳丸船頭

明治八年三月六日

御森定右衛門

㊦

東京府

187 出帆願書

船御改所

三分

御書之通、検査之上、手数料取立出帆差許候事

出帆願書

東京府

一 船名報徳丸

明治八年三月六日

船改所

船形 日本形

川瀬義之助

㊦

積高 貳百貳拾壹石貳斗二合也

三月七日入

船主 足柄縣管下相州足柄郡福浦村

(「出帆願書」城願寺蔵)

乗組 五人 露木五兵衛船

足柄県管下相模国足柄下郡福浦村所属の報徳丸が手

積荷 無之

数料を上納の上、東京府本所港に向け出帆したいとし

て御免状の發給を求めた願書。福浦出帆は一八七五（明治八）年三月六日、本所入港は三月七日であつた。

或者所在及見聞候ハ、速ニ當省江可届出、此旨相達候事

188 御配府（符）の控 諸々の布達集成

明治七年六月十日

内務卿大久保利通

① 「布達」岩崎弥太郎所持船、横濱へ向け出帆の折り所在不明に付

右之通、被相達候条、得其意、右船漂着候歟又者所在見聞ニおよひ候ハ、早々可届出候事

明治七年六月十三日

足柄縣權令 柏木忠俊

丙第二十六號

足柄縣

小田原宿

門川村迄

式十石積

一、日本船濟通丸

追而村名下方受印至急

右宿村

順達留り村可相返候事

正副戸長

右者東京府下南茅場町三菱商會、高知縣貫屬土族岩崎弥太郎所持沖船頭、同縣貫屬土族國井十壽始二十貳人乗組、本年一月中、和歌山縣下紀州勝浦ニ於而石炭積入、横濱へ向出帆之處、今以所在不相知趣、高知縣へ届出候間、管下江布達之上、同船漂着候歟、

岩崎弥太郎（高知縣土族）が所有する三菱商會所属の濟通丸（乗組員二二人）が横濱へ渡航中に行方不明になつたとして、所在が判明次第、届け出るように指示している。

② 願上書 富岡製糸場工女雇入を願うに付

記

相模国足柄下郡

第一大區小七區吉濱村

九百四拾四番屋敷

農

小沢文内

二女 ちよ

明治七年戊十月迄十三才七月

私者今般熊谷縣御管下、上州富里町ニおいて機織所御
設立有之ニ付、機織稽古志願者可申出吉被 仰渡候処
前書小沢文内次女義志願ニ付、差出し度候間、此段奉
願上候也

右村

戸長 向笠五右衛門

明治七年十月
足柄縣令

農民小沢文内の二女ちよが、上野国（現群馬県）富岡町に設立される官営製糸場での機織稽古を志願したため、その派遣を申請した願書。

③ 繰絲傳習願

繰絲傳習願

足柄縣管下

相模國足柄下郡吉濱村

小沢文内二女

ちよ

明治七年戊十月迄十三才

右之者繰絲業傳習志願ニ付、當戊年ヨリ來ル丑年迄四ヶ
年之間、御雇工女ニ差上申度、尤給料等望無之候、此

段奉願候也

明治七十一年

願人

小澤文内 印

富置製絲場御役所

前書之通、相違無御座候ニ付、證印仕候也

第一大區小七區副區長

青木次郎左衛門 印

前資料②に登場する小沢ちよが富岡製糸場での無賃

繰糸伝習を志願したため、一八七四（明治七）年から

四年間の御雇工女としての派遣を願う願書。

④〔布達〕米領事館の獄舎脱走人の探索に付

當港居留米領事館之獄舎ヲ脱走致候、就而者別昏ヲ以

依頼ニ付、御管内ヲ御探領之上、外國人ニ而人相適當

之者有之時ハ、速ニ御報知有之度、左候得者見知り人

差出候間、右様御承知□ 嚴重ニ御探領有之度、此
段及御依頼ニ候也

神奈川縣

七年

十一月十七日

警 保 課

在神奈川縣橫濱合衆國物領事廳ニ於テ、千八百七十

四年十一月十六日

□以前ニ當領事廳之獄舎分脱走致□ ウエスト

及レウ井スト申者之人相書并兩人之内、何レカ逃落候

上、推料致場處之明細書老枚封入差進申候、随而相成

ヘクハ、同人相搜出シ、捕縛之爲め、貴國邏卒官老偶

ヲ此入海へ引續キタル右之場處江早速御差シ被下度、

此段急廻ニ相願申候、謹言

合衆國総領事

トーマスビヴァンビユーレン

神奈川縣令

中寫信行貴下

在神奈川・合衆國領事廳監獄ニ於て、千八百七拾四年十一月十六日、横濱ニ在ル合衆國領事廳之監獄ニ脱走シタル囚人チアーレスウエースト并アントリウニウス式名之人相書及同人とも恐ク忍隱レ居候処之場所、左之通り、但シ、ウエースト義、二ヶ年之間食料渡世之番頭ヲ相勤メ候由

チヤースウエースト之人相書

人種 白體

身ノ丈 五フ(一)ト五インチ

髮毛 薄鳶色

眼 灰色

頬毛 黒色

但、腰廻り左之方ニ旧キ衝キ疵跡アリ

アントリウニウス之人相書

人種 黒身

身ノ丈 五フ(一)ト四インチ

髮毛 黒色

眼 黒色

髭 黒色

但シ、髭多キ方

但シ、胸上ニ吸出シ膏藥之角ナル黒跡アリ、

彼輩者ノ恐ラク隱レ居候場所者横濱右ノ手之方「西海岸」之入海ニ趣キ別テ神澤へ、横須賀走乃勸音崎・浦賀、相模燈明基・崎松輪岬并ニ伊豆ノ岬、其外左手

之方ハ「東海岸」カナイ・館山并イサキニ有之候

右之各所之都而者ウエースト前能ク承知罷在候、其実横濱水先案内并食料渡世番頭、其他モ能ク知り居候、依テウエー□□人、或ハウエースト及ヒウーフ之式

人モ自然其小舟ニ乗組、右何レ之地ト可容易ク脱シ、其ハ横濱并東京港内ニ碇海スル所之蒸氣帆前船ニ□□テノ

如ク探索ヲ受候、同道推モナクシテ、又逃先々出帆舟ニ乗輪り、逃去り可申と存候、就而者同人共右申述候方角へ脱走致候成と拙者疑惑罷在候、以上

合衆國代辨マルセル官

チヨルジドブルユーイルスモ

神奈川縣廳

警保課御中

右之通、神奈川縣分依頼ニ付、別昏人相適當之者共、其宿村ニ立廻り候得者、見當り次第大至急當縣廳へ可届出、此旨相達候事

明治七年十一月 足柄縣廳印

小田原宿海岸町々々

足柄下郡門川村込右片浦筋

村々

正副戸長

横浜にある米國總領事館監獄から二名の囚人が脱走したので、兩人の面相書を提示し、發見次第、県庁に届け出よと命じている。

⑤〔布達〕温泉場に於ける男女混浴の禁止に付

温泉場ニ於テ、今後男女之浴室相分ノ屹度取締相立候様及諭説候處、分浴室落成期限ヲ届出候ニ付、來明治八年三月一日分病患者ニシテ介抱人ヲ要スル者之外者一切混浴致候義者不相成候条、此段爲心得相達候也

明治七年十一月十三日 足柄縣廳 印

第一大區小七區

温泉場村々

正副戸長

追而三月一日後心得違之者有之候ハ、違式條例ニ照準シ處分いたし候ニ付、此段爲念相達候モノ也

温泉場において、病患者で介抱人を必要とする者以外
の男女の混浴を禁止し、違反者は「じしよかいい連式詰連条例」
により処罰するとした通知。

小田原宿ヨリ
門川邨迄
海岸村々
戸長副

⑥〔布達〕英国軍艦シルブイロ号に太平洋岸の測

量を許可するに付

英国軍艦シルブイロ号が日本の東南海岸を測量する
ことを許可したので、先の米国の測量船同様に、その
旨を了解し心得違いなきように触れた通知。

第八十五号

開拓使并沿海府縣

今般英國軍艦シルブイロ号、御國東南海岸測量之儀差

⑦〔布達〕伊豆沖の仏国沈没船の流失に付

許候条、都而本年五月、第六十三号達、米國測量船同
様可心得、此旨相達候事

本年三月、豆州入間村地先ニ於テ、佛國難船ニール号

明治七年七月八日

太政大臣 三條實美

右之通、御達相成候条、得其意諸事心得違無之様末々

沈没之場所江本船より鎖ヲ以繋留、海面江頭居候長五
間余之帆桁、本月十日雨烈風浪立之砌、何レ江歟流出
致候旨、同村戸長副ハ届出候間、沖間ニ於テ見懸候歟、
或者流寄候ハ、速ニ可届候、此段相達候もの也

迄可觸示、此段相達候事

七年

足柄縣令 柏木忠俊代理

七月十二日

足柄縣廳 印

足柄縣令 柏木忠俊代理

明治七年

十二月廿六日

足柄縣權參事城多董 印

足柄下郡

小田原

門川村 辻 浦々

戸長副

仏国の難破船ニール号が二月一〇日の大風雨で流

出したので、船体を見掛けたものは届け出よとの通知。

⑧〔記〕真鶴村の船一艘流出に付

記

足柄縣管下第一大區七小區

真鶴村

尾森治八所持

一、船一艘 壹艘

但、

一、長サ 六尋余 梁 楫

ミヨシ 楫

一、アバラ片側ニ四枚ヅ、クリ小ヘリ 楠

一、トリカジノ上棚ニ真割レ巾一寸四五分

ノ長四五尺程ノ割ハギ有之

一、本年迄新造ヨリ三年船

附屬

一、槽 三丁

右、本月廿八日之夜、當村港内字磯崎エ繫置候處、

同夜何レエ流出候哉、處在不明ニ付、若又其御郵驛

海濱沖合等ニ而御見當り候ハ、迅速御報知可被下候、

此段御依頼ニ及ヒ候也

明治八年一月二十九日

右村

戸長 青木定次郎

區内福浦郷ヨリ

豆州賀茂郡外浦郷迄

正副戸長御中

〔明治七甲戌年 御配府之控〕湯河原町役場藏)

行方不明となつた足柄県真鶴村の尾森治八所有の船

船ふねについて、真鶴村の戸長が沿岸村々に発見次第の通

報を依頼したもの。

189 上等裁判法廷大網事件原告・被告問答

(表紙)

明治十年一月廿九日答書奉呈

上等裁判法廷大網事件原被問答

神奈川縣

足柄下郡

福浦村

上等裁判所法廷大網事件原被問答

神奈川縣第廿一大區六小區

相刃足柄下郡福浦

總代人 高橋庄九郎

同代人

東京新橋日吉町口拾三番地

司法省附屬代言人 星 亨

第 壹 章

第四号 口 供

一、原告ニ於テ弘化三年波打際ノ欠崩セシト申立ルモノハ被告称スル所ノ長根ノ西、凡一町ノトコロヨリ西方へ崩レシモノナリ、右長根ノ後西ノ波打際ハ決シテ崩ケシコト無之、現今ノ通路往古ノ通路ニ有之

一、原告ニ於テ長根寄ト唱フル場所ハ則チ(サハ子)ト称シ候、此(サハ子)ト申場所ハ近隣浦ニハ申二

及ハス、遠キ浦々ノ人迄モ能ク存シ居候、又被告ニ於テ長根ト唱ヘル場所ハ素蓋彦社ノ前面ニアル細長キ岩ニ有之候、然シ右ヲ証明スヘキ確呼タル証據ハ無之、只往古ヨリ右場所ヲ長根ト唱ヘ來候

一、原告ニ於テ長根寄トハ岩ノ長ク根ヲ引キタルヲ稱シテ長根寄ト唱フル旨申立候得共、此申立ハ復タ被告ノ唱フル長根ニモ適用致サレヘク存候、何トナレハ被告ノ唱フル長根岩モ亦細長キモノニ有之候ヘハナリ

一、(サハ子) ト申スハ陸地今突出セル大ナル暗礁ノ一部分ヲ指シテ斯ク唱ヘ候、此暗礁ハ実ニ大ニシテ處々從テ名稱ヲ異ニ致候、便チ被告ノ差出候繪図面ヲ視レハ相分リ候

一、原告差出候繪図面ハ実地測量ノ図面トハ難看認、過日原・被告立會実地測量之際、紛議ヲ生シ、遂ニ不果候モノナレハ真正ノモノトハ見認カタク存候

一、若シ長根寄ヲシテ原告カ申立候場所ニ在ラシメハ、天保度ニ於テ此長根先西ニ原告ノ大網張立ヲ被告ニ於テ許スルノ理決シテ無之、何トナレハ原告カ申立候長根ト被告ノ張立居候網場ト相隔ルコト纔ニ百間余ニ有之、然ルニ沿海村ノ慣習ニテ一村ノ網場ヨリ他村ノ網張込ノ間ニ四百間乃至五百間ノ空處ヲ明ケ置クヘキモノニ有之、且利損ノ点ヨリ考フルモ、被告ノ張立場ヨリ纔カ百間余内ニ原告村ノ張立ヲ許シ、看ニ我損ヲ招ク筈無之、然ルヲ長根先ヘ張立ヲ許シタルヲ見レハ、右長根先ハ被告村ノ妨害トナラサル場ニシテ原告村ノ申立候如キ接近シタル場所ニハ無之コト判然タレハナリ

一、被告ノ差出シタル証據物第壹号即チ相ノ濱安五郎ノ原告村ヘ渡シタル一札中ニ(右場所ハ廻船掛リ場ニ御座候云々)ト有之、然ルニ今原告ノ唱フル長根寄ヲシテ右証ニ云フ所ノ長根先ナラシメハ、右寄ハ

暗礁ニシテ波荒キ所ナルニ付、廻船ト称スルカ如キ大船ノ懸リ場ニハ決シテ無之、被告ノ唱フル長根ハ則チ廻大船ノ掛リ場ニシテ現ニ大船碇泊セリ、故ニ被告ノ唱フル長根ハ則安五郎ノ唱フル長根ニ相違無之候

第二章

神奈川県第廿一大區六小區、相模国足柄下郡福浦村高橋亀吉外九拾四名総代人高橋庄九郎、貴田

半藏代言人

東京府新宿日吉町口拾三番地平民

司法省附屬代言人

被告

星 亨

根拵大網張立調印故障ノ控訴之追加答弁

右、被告代言人星亨申上候、本訴ノ答書トシテ前キニ呈上候ヒキ書中、尚遺漏ノ廉有之候間、左ニ上申仕候

第一条

控訴狀中（明治二年二月中小田原藩廳ヨリ 中略 於是曩者契約セシ長根崎沖ニテ漁業スヘキ約モ自ラ消滅シ云々）、抑々旧小田原藩ノ達令ヤ、從來一海村カ他村地先ノ海面ニ於テ捕魚スルコトヲ得タル慣習ヲ廢棄シ、更ニ各村ヘ必ス其自村ノ地先海面ニ於テノミ捕魚スヘシ、決シテ他村地先ニ於テ捕魚ヲ許サス、若シ他村ノ地先ニ於テ捕魚スルノ慣習アレハ乃之ヲ破ルヘシト令セシモノニ非ス、只一村カ自己ニ捕魚セスシテ然カモ他村ノ其地先海面ニ於テ捕魚スルヲ拒ミ、終ニ天賜ヲ暴殲スルノ旧弊ヲ矯正セントシテ制セラレタルモノナリ、是ヲ以テ該達ハ從來ノ慣習ハ勿論明約破ルモノニ非ラストス、今假ニ原告ノ云フ如ク、該達ハ明約ヲ破棄スルノ効力アルモノト見做スモ、原告村ハ該達下ルノ後直ニ其權ヲ主張シ、自村ノ地先海面ニ於テ捕魚シ、他村人ノ茲ニ捕魚スルノ慣習ヲ破リ、而シテ被

告村カ約條慣習ヲ唱へ、原告村ノ茲ニ捕魚スルコトヲ拒メハ公裁ヲ仰ク等、其他ノ手順ヲ盡シテ其權ヲ固執スヘキニ、原告村ニ於テハ其義ナク該達以前ハ勿論、其以後ト雖トモ長根寄ト原告村東境トノ間ニ於テ捕魚セシコト決シテアルナシ、況ヤ該達ハ此役ハ勿論、該達ノ因テ以テ起レル數百年ノ慣習ヲ破ル効ナキヲヤ、故ニ該約ハ決シテ消滅セスシテ尚依然存息セリ

第二條

凡ソ一國ニ近接スルノ海面ノ如キハ概シテ其國政府ノ所有ニシ、其國人ハ只之ヲ利用スルヲ得ルナリ、故ニ一村ノ地先海面ハ強キ其村ノ獨占スヘキモノニ非ラス、只其先占者タルモノヲ排斥スルノ權アリトス、本訴爭場ノ如キハ、被告村ハ原告ニ先テ之ヲ占居セシモノニシテ、後末者即チ原告村ヲ排斥クルノ權ヲ得ルモノナリ

第三條

原告村ノ新ニ大網ヲ張立ント欲スル場所ハ、原告村ノ地先ニアリト雖トモ、往古ヨリ被告ノ先占シ他人ノ之ニ挿爭スルヲ許サ、ル場所ナリ、然ルニ原告村ハ該場ヲ以テ長根寄ノ西此以西ハ原告村ノ先占ニ係ルナリナリト主張スルト雖トモ、該場ハ鯖根ト称スル所ニシテ決シテ長根碕ニ非ラス

此追加答辨及前キニ呈上セシ本訴ヘノ答書ニ於テ開陳仕候通、原告村ニ於テ、被告村先占ノ場所ヘ大網ヲ張立之カ調印ヲ被告村ニ強請スルノ權利決シテ無之候、右之通御座候

明治十一年四月十八日

右

富永判事殿

星 亨

第三章

第三章内

左ノ通り

第六号 上申書

私ヨリ福浦村へ係ル件ニ付、長根寄ノ義左ニ陳述仕候、吾 帝國中東西之別ナク崎ト称スル山勢ノ多少海ニ突出スルモノヲ云フ、則チ観音崎・色崎・黒崎等はナリ、今ヤ原・被告争フ所モ、亦崎ニシテ名ケテ長根崎ト云フ、而シテ長根崎ノ位置、原・被告各見ル所ヲ異ニス、被告ニ於テハ原告村内素鷺社下ノ買海濱砂中ニ露出スル小岩、長サ四ノ如シ、高サ一ハ三尺未滿、一ハ二尺未滿ヲ以テ、長根崎ト爲シ、原告ハ之ニ反シ亦原告村内ニテ船附場ノ東ニ方リ、山脚岩石ニシテ海ニ突出スルヲ以テ、長根崎トナセリ。如斯位置ノ差置アル所以ハ他ナシ、被告ハ己レカ網場ヨリ之ヲ遠ケント欲シ、枉テ天保度ニ見ヘサルノ小岩ヲ以テ長根崎ト爲セハナリ、仍テ被告ノ唱フル小岩ハ長根崎ニ非サルヲ弁セン、上文之通り、崎ト云フハ何等ノ物何等ノ姿ニ就テ云フ

ヤ、素鷺社下ノ小岩ノ如キモノニ崎名ヲ下タスハ、往古來今曾テ聞カサル所、是被告ノ唱フル小岩ノ長根崎ニ非サル、其一ナリ、別冊証據物寫ニ記載ノ如ク、海岸ノ變更處々ニ在テ、之ヲ西ニシテハ門川村根ニ近ク之ヲ中ニシテハ素鷺社東ノ繁次郎前ヨリ素鷺社面ノ爲左エ門前迄之レナリ、又之レヲ東ニシテハ、福浦村路ナリ、而シテ往還ノ上傍ニ在ル家圍石倉ト称スルモノモ高浪ノ爲メニ壞頽ス、況ンヤ往還ノ下傍ニ在ル空地ヲヤ、如此ノ高浪數回ニ及ヘハ、空地ノ隨テ欠崩スルモノ、亦隨テ欽崩スルニ至ル、故ニ海濱ノ小岩處々ニ露ハル、一、高浪ノ面面ヨリ多シ、是被告ノ唱フル小岩ノ弘化、後ニ現ハル、ヲ以テ長根崎ニ非サル、其二ナリ、原告村内素鷺社下ノ小岩ヲ以テ長根山崎ト唱フ可キノ証佐ナシ、是長根崎ト非サル、其三ナリ、此三者ノ如クナレハ、被告ノ此ノ小岩ヲ以テ長根崎ト爲スハ不条理ト云フ可シ

原告唱フル長根崎ハ往古ヨリ一般ニ之ヲ長根崎ト則

東京上等裁判所

其地勢ニ從テ崎名ヲ下タセレハ明白ニテ長根崎ノ長根

富永判事殿

碕タル所以ナリ、何ソ他ニ辨ヲ俟タンヤ、又原告ノ稱

シテ長根崎タルモノハ、原告自村内ナレハ原告ハ固ヨ

第四章

リ其字ヲ確知ス、然ルヲ他村ノ被告ハ之ニ向テ長根崎

第壹号 以書面申上候

ニ非スト爲スハ、將タ何ノ証ニヨラレタルヤ、被告一

己ノ想像ヲ以テ長根崎ニ非スト爲シ、其字ヲ天保度ニ

見ヘサルノ素鷺社下ノ小岩ニ移スハ不條理ノ極ト云フ

可シ、前文ノ通りニ付、明治十一年四月十一日附ノ上

申書ト御照合ノ上、豫審ノ判決奉願候、以上

明治十一年四月廿六日 神奈川縣第廿一大區六

小區

相芻吉濱村小澤甚三郎外

二百四拾二名

代理人 植木綱二郎 ㊞

原告

私ヨリ福浦村へ係ル件ニ付、原・被告村海岸測量可致
旨被仰渡、依テ内處出張測量ノ義左ニ申上候、原・被
告各自ニ測量師ヲ雇ヒ被告村海岸測量之節ハ被告測量
師、先ツ之ヲ測リ、原告測量師之二先ンスルハ、猶被
告ノ原告ニ先ツカ如クス可ヘシト約シ、先ツ被告ノ沿
海ヲ測量シ、原告ノ沿海ニ及ヘリ、然レトモ長根寄ハ
海中ニ突出シ、隨テ海ニ入ルヲ以テ靜風穩波ノ日ヲ俟
シニ、明治十一年三月廿五日、朝風波穩ナルニ付、原
告ハ船ヲ浮へ、被告ノ立會ヲ俟ツニ來ラス、依テ使ヲ
遣セシニ曖昧ノ返答ノミ、午前十時コロヨリ雨アリ、
遂ニ其日ハ測ルヲ得ス、其翌日、即明治十一年三月廿

六日前ノ如ク風波穩靜ナルヲ以テ、使ヲ遣スニ亦來ラス、被告ハ速ニ測量セルヲ望ムト雖トモ、原告ハ之ニ反シ休業ナレハ、裁判ノ落着竣ヨリ他ナキニ付、速ニ了ランヲ望ム、其日ハ原告本人カ力石彦兵エ・力石紋左エ門・小澤甚三郎ノ三名ハ被告村ニ至リ、高橋庄九郎ニ談判セハ、被告ハ長根寄周圍ノ浮標ヲ除ケハ、立會ヲ爲ス可シト答ヘシニヨリ、直ニ之ヲ除キ、其翌日、即明治十一年三月廿七日、原告ヨリ村境迄出張セシニ、被告來ラス、午前十一時コロ高橋庄九郎ヲ其家ニ尋シニ、病氣ト称シ安坐冴シテ來ラス、依テ貴田半藏一名ナリトテ、後日異論アル間敷ト尋シニ、之ヲ承諾セシニ付、船ヲ浮へ海上ニ於テ、貴田半藏ニ面會シ、長根寄周圍ニ浮標ヲ置サレハ、測リ難キ旨談セシ処、同意セシニヨリ、東側海岸ヨリ巷号ヲ越シ、西側十六号迄浮標ヲ置ケリ、又被告測量師ハ陸地ニアレハ、之ニ測量ヲ命スルハ被告自ラセサレハ、不都合ト申聞ケシ處、

是迄同意ニ被告本人高橋紋二郎ハ原告ノ船ニ入り、着岸ノ上之レヲ命セリ、於是原告・被測量師ハ三方二分レ、法螺ヲ聞キ、同時ニ之ヲ度リ方位ヲ定ムルノ約ヲ爲セリ、然ル處被告ハ西側ヨリ始メ東ニ終ラント被告申ニ付、原告ハ之ニ同意シ、西側第十六号浮標ヨリ始メシニ、浮標第九号即測量第八郷迄至リシ際、被告ハ前約ニ反シ、次ノ浮標ニ至ラスシテ他ノ浮標ナキ場所ヲ測ラントセシニ付、原告ハ其不理ナルヲ談スルニ聞ス、依テ原告海岸ノ節ハ、原告先スルノ約ナレハ、先ツ原告ト共ニ原告申立ル、東側即浮標ノ處ヲ測リ、後ニ被告ノ申立ル處ヲ測ラント談セシニ、是亦頑乎トシテ聞入レス、如斯談判中標旗ハ順序ニ船ヲ廻ラシ、陸地ニ在テハ原・被測量師ハ之ヲ測了セリ、尤モ被告測量師ノ傍ニ被告本人並先キニ上陸セシ、本人高橋紋二郎モ從ヘリ、故ニ縦令海上議合スト雖トモ、被告承諾ノ浮標ヲ被告測量師モ測了セシナレハ、則完全ト

云フヘキモノ他ニ論ヲ俟タス、原・被告着岸之節、高橋庄九郎來リ、如何ト被申ニ付、被告望ノ通難相成トヲ其理由ヲ示セシニ、被告ハ忿テ帰村セリ、依テ原告モ帰ルト雖トモ、立會繪圖面ヲ提供セサル可カラサルニ付、被告ヘ書面ヲ遣ハセシニ、凡ニ時間ヲ経テ測量全備ニ非サル旨返翰アリ、依テ被告本人立會測量ノ儀ナリト申遣ハセシナリ、尋テ二三ノ書翰往復アリ、議全カラサルニ付、原告ハ繪図ヲ製シ、既ニ呈供セシムニ有之候、初メヨリ被告ハ事ニ托シ、日ヲ費スヲ望ムニ、長根崎測量ノ節モ故障等可有之ト察シ、被告測量師ハ海濱ナルヲ以テ其上路ニ於テ、原告別ニ測量ヲ爲セリ、原・被告測量了シノ節、被告測量師ニ其方位ヲ尋シニ、果シテ知ラセス、然レトモ上路ニ備ヘシ、測量ノアルアレハ、今般ノ繪圖ヲ制スルニ至リ妨ケアルナシ、乃此圖繪ニ被告測量師ノ方位ヲ加ヘハ益明カナラシノミ、測量ノ節ノ実況、右之通ニ御座候、以上

明治十一年四月十一日 神奈川縣第一大區一小區

横濱万代町二丁目四番地寄留和歌山縣平民

吉濱村

代 言 人 植 木 綱 二 郎

東京上等裁判所

富永判事殿

第四章ノ内

左ノ通り

第二号 上申書

私ヨリ福浦村ヘ係ル件ニス付、左ニ申上候

一、被告福浦村ニ於テ原告唱フル字長根崎ナル旨申上ルト雖トモ、決シテ不然、被告指示スル小岩及原告唱フル長根先共ニ原告村ノ内ニ在テ被告村ニアラス、故ニ被告ニ於テ、何岩ハ何字、何崎ハ何字ナルヲ明知ス可キ理ナシ、然ルヲ強テ素鷲社下ノ小岩ヲ以テ

長根寄ト主張スル如キハ被告自ラノ不正ヲ蔽ハンカ爲ニテ無証ノ申立ナリ、別冊第一号乃至第十二号証ハ原告海岸ノ変更ヲ當時ノ管轄廳掛官ヘ届ケ、又夫々ノ命令アリシモノ故ニ、其変更ハ明ニシテ、今被告唱ヘテ長根寄ト爲ス小岩ノ如キハ、天保度ニ在テ見サル岩ナリ、乃繪圖面中海岸ニ松根ノアルアリテ今ヲ距ル三十年前、其松ノ南下ヲ通行セシニ、星霜ヲ歴テヨリ大ニ海岸ノ姿ヲ變シ、現時ノ形ニ及ヘリ、之ヲ以テモ被告ノ指示スル長根寄ナル岩ハ往昔ノ姿ノ如何ヲ証スルニ足ル可シ、之ニ反シ、原告ノン唱フル長根寄ハ繪圖ノ通海中ニ突出スルモノニテ、長サ二百拾間余アリテ、往昔ヨリ之ヲ長根ト云ヒ、又長根寄トモ云ヘリ、尚又第十三号証ノ如ク、根拵大綱張場距離ヲ管轄廳ヘ相届ケ、其文中長根寄云々トアリテ、即チ明治九年中張立シ場ヲ示セシモノナリ、夫レ上文ノ通ナレハ、長根寄ハ被告ノ唱ヘシ小

岩ニアラスシテ、原告ノ申立ル長根寄タルハ明ナリ一、元來詞訟ノ趣旨ハ長根寄ニ非スシテ根拵大綱張場ニ在リ、然レ共、其張場タル海面ナレハ、先ツ陸地方位ヲ定メサル可カラス、依テ長根寄ノ儀ニ付、豫審判決被成下度、然後本件ノ趣旨御審問奉願候、以上

明治十一年四月十一日 神奈川縣第廿大區六小區

相刃足柄下郡吉濱村

小澤勘三郎

外二百四拾二名代言人

同縣第一大區一小區橫濱

万代町二丁目四番地

寄留和歌山縣平民

原告

植木綱二郎

東京上等裁判所

第五章

明治十一年四月廿六日

第三号

一、第壹号ヨリ第十二号迄ハ當時ノ管轄廳ヘ差出シ、
或ハ管轄廳ヨリ下附サレタル書面ニテ、原告吉濱村
海底ノ沿革ヲ証明スル爲メニ差出申候事

一、第壹号ヨリ第十二号マテ書面中長根寄ノ名ハ証載^記

無之モ、被告ノ唱フル長根碕ナル小岩ハ、天保度ニ
在テ見ヘサリシモ、此沿革ヨリシテ露ハレシコトヲ証
スル爲メニ提供スル事

一、弘化三年従前ノ往還ハ浪荒ニテ彪崩レルニ付、人
家ノ間ヲ往還シタル儀ニ有之候事

一、被告申立ル長根碕ノ邊、弘化三年前ノ往還ニ有之
候事

一、原告差出タル繪圖面、朱線ノ箇所ハ現今ノ通路タ
ルコトハ被告モ承知ニ有之事

一、第壹号ヨリ第十二号迄ノ中、管轄廳江差出タル分
ハ本紙無之候得共、村方ニモ扣ノ分所持罷在候事

一、被告申達ル長根碕ノ邊ハ、弘化三年前往還ニ有之
候由申立候得共、右ハ全ク申誤ニテ、被告申立ル長
根碕位置ト往還トノ間ニ空地有之候所、弘化年度ノ
浪荒ニテ、空地欠崩レ、隨テ唱フル長根碕ナル小岩
ハ露ハレ候事

一、原告ヨリ被告ヘ差出タル書面、又縣廳ヘ差出タル
書面等々、長根碕ト有之候ハ、原告申立ル長根碕
ニシテ縣廳ニ於テモ之ヲ却下セラレサリシモノナリ
一、原告唱フル長根碕ハ海中ヘ長ク突出シタルヲ以テ
往古ヨリ一般ニ之ヲ長根碕ト唱ルモノニ候事

一、被告ニ於テ網ノ距離四五十間ノ接近ナレハ、其効
無之旨申立候得共、被告張場ノ如キハ一定無之、真

鶴村分内へ網投入レ、同村ヨリ察當ヲ受ケタル儀モ有之、又被告ヨリ原告へ差入タル明治三年ノ書面末文ニ照スモ原告分内へ張立テレハ明ナレハ、素ヨリ一定無之、然ルヲ四五十間トハ如何ナル場ノ距離ヲ云フヤ、原告明治九年張立場ト八九二百間餘モ有之、尚詳細ハ原告ヨリ縣廳へ届ケアレハ謄寫次第明細可申上候事

一、明治九年ノ張立場、尚且然リ、況ヤ天保度ニ在テハ、被告今日ノ位置ト仮定スルモ、原告ハ長根碕西ニ寄レハ、其距離凡三百間余アリ、何ソ接近ト云フ可ケンヤ、又被告一定ノ張場ナキヤ

一、被告ノ申立ル如ク、天保度ノ距離ハ四五十間トセハ、明治九年ノ張場ハス被告張場ノ東ニアラサルヲ得サルニ至ル、實際ノ齟齬筆ニ尽シ難ク候事

一、前文ニ謄寫次第云々ト申立候得共、右モ原告証據第十三号ニ有之事

一、被告ニ於テ相ノ濱村安五郎ノ証書中回船繫り場云々ト有之ヲ證トシ、原告ノ唱フルハ長根崎ハ暗礁ニ付、碇泊場ニ適當セス、則被告ノ唱フル素鷲神社ノ前岸ニアル小岩コソ長根ナリト申立候共、元來吉濱村海岸ノ形状ハ灣トモ唱ヘ難ク全ク一時荷積ノ爲ニ小形ノ面船暫時碇泊スル場所ニテ殊ニ原・被共名称ヲ異ニセサル船付場、其所ニ有之、則引揚陸便利ノ爲メ回船ハ常ニ長根崎ナル暗礁沖合、或ハ暗礁ヲ挟テ東西ヘ碇泊イタシ候義ニ有之事

右之通相違不申上候、以上

右

明治十一年四月廿六日 植木網二郎

東京上等裁判所

富永判事殿

第六章

明治十一年四月廿六日 被告人代言人 被告代言人

第四号

星 亭

一、原告ニ於テ弘化三年波打際ノ欠崩セシト申立ルモノハ、被告ノ称スル所ノ長根ノシ西凡一町ノトコロヨリ西方ヘト西方ヘト崩レシモノナリ、右長根ノ後面波打際ハ決テ崩レンコト無之、現今ノ通路ハ則チ往古ヨリノ通路ニ有之候

一、原告ニ於テ長根寄ト唱フル場所ハ則(サハ子)ト称シ候、此(サハ子)ト申ス場所ハ申ニ及ハス、遠キ浦々ノ人迄モ能ク存シ居候、又被告ニ於テ長根ト唱フル場所ハ、素蓋彦社ノ前面ニアル細長キ岩ニ有之候、然シ右ヲ証明スヘキ確乎タル証據ハ無之、只往古ヨリ右場所ヲ長根ト唱ヘ來リ候

一、原告ニ於テ長根寄トハ岩ノ長ク根ノ引キタルヲ称シテ長根寄ト唱フル旨申立候共、此申立ハ復タ被告ノ唱フル長根ニモ適用致サレヘク存シ候、何トナレ

ハ、被告ノ唱フル長根岩モ亦細長キモノニ有之候ヘハナリ

一、(サハ子)ト申スハ陸地ヨリ突出セル大ナル暗礁ノ一部分ヲ指シテ、斯ク唱ヘ候、此暗礁ハ実ニ大ニシテ處ニ從テ名称ヲ異ニ致候、便チ被告ノ差出候繪図面ヲ視レハ相分リ候

一、原告差出候繪図面ハ实地測量之図面トハ難看認、過日原。被告立會实地測量之際、村ノ紛議ヲ生シ、遂ニ不果候モノナレハ、真正ノモノトハ見認カタク存候

一、若シ長根崎ヲシテ原告カ申立候場所ニ在ラシメハ、天保度ニ於テ此長根先西ニ原告ノ大網張立ヲ被告ニ於テ許スルノ理決シテ無之、何トナレ原告カ申立候長根ト被告ノ張立居候網場ト相隔ルコト、纔ニ百間余ニ有之、然ルニ沿海村ノ慣習ニテ一村ノ網張場ヨリ他村ノ網張場迄ノ間四百間乃至五百間ノ空處ヲ明

ケ置クヘキモノニ有之、且利損ノ点ヨリ考ルモ、被告ノ張立場ヨリ纔カ百間余内ニ原告村ノ張立ヲ許シ、看々我損ヲ招ク筈無之、然ルヲ長根先ヘ張立ヲ許シタルヲ見レハ、右長根先ハ被告村ノ妨害トナラサル場ニシテ原告村ノ申立候如キ接近シタル場所ニハ無之コト判然タレハナリ

一、被告ノ差出シタル証拠物第一号、即チ相ノ濱安五郎ノ原告村ヘ渡シタル一札中ニ（右場所ハ廻船掛リ場ニ御座候云々）ト有之、然ルニ今原告ノ唱フル長根崎ヲシテ、右証ニ云フ所ノ長根先ナラシメハ、右寄ハ暗礁ニシテ波荒キ所ナルニ付、廻船ト称スルカ如キ大船ノ掛リ場ニハ決シテ無之、被告ノ唱フル長根ハ則チ大船ノ掛リ場ニシテ現ニ大船碇泊セリ、故ニ被告ノ唱フル長根ハ則安五郎ノ唱フル長根ニ相違無之候

一、被告ノ称スル小岩ノ長根先ナル証據ハ、廻船ノ吉

濱村ニ來ル重モノ船荷ハ、同村所産ノ伊豆石ナリ、其伊豆石ノ置場、素鷲神社ノ近所ニアリ、故荷積便利ノ爲メ廻船ハ常ニ素鷲神社ノ近所ニ繫レリ、尤船ハ海岸沙濱ニ付、風浪平穩ニシテ船積シ得ル日ハ何レノ地ヲ擇マス掲陸スルコトヲ得ヘキニヨリ、荷物置場ニ近キ所ニ碇泊セリ

一、船附場ハ明治初年ニ於テ、吉濱村ノ者若石ヲ代リ之ヲ修理セシ者ニ候事

右之通り相違不申上候、以上

明治十一年四月廿六日

右

星 亨 印

東京上等裁判所

富永判事殿

第七章

明治十一年四月廿六日

原告代言人 植木綱二郎

第五号

被告代言人 星 亨

一、被告申上候、原告ニ於テ基網ノ張場ハ一定セサル慣習ノ旨申立候得共、被告ハ文政十年ニ張立タル以來十間内外ノ動キハアレ共、大体一定ノ場所ニ張立申スハ故如何トナルニ、両隣共ニ基網ヲ張立ルニ付、若シ畚分ニ網ヲ寄張立ル時ハ、必ス其寄セラレタル隣村ヨリ故障差起ハ眼前ニ有之、然ルニ其故障一切無之、是網ノ動カサル証ニ有之候事

一、被告申上候、原告ノ口供中ニ被告ノ張網場所真鶴村分内ヲ犯シ云々ト申立候得共、被告ハ真鶴村ノ依頼ニヨリ、僅ニ四十間西ヘ寄セ張タルヲ有之候得共、只一年ニ止リ、其翌年ヨリハ又文政十年以來一定ノ張場改則現今位置ニ復シ申スハ、右ノ事柄ヲ原告ハ誤認致シ候儀ニモ可有之候事、原告ヨリ被告ヘ

對シ、其事跡ハ何年ナルヤト問ヘシ處、被告明治六年ナリト答ヘタリ

一、原告申上候、只今被告ノ答ハ明治六年ナリト申立候、原告村第十四号ノ証書ハ明治八年ニ有之候事

一、被告申上候、只今明治六年ト申立置候得共、証書モ何モ無之、何分其時代分明ナラス、タシカ明治六年ト記憶致シ候ニ付、申上候儀ニ有之候事

一、原告申上候、明治八年ニハ第十四号証ノ如ク、網ノ東端先真鶴村分内ヲ犯シタルニ相違無之、明治六年ニハ或ハ真鶴村ノ依頼ニヨリ西ヘ寄セ張立タルアリシモ知レス候得共、八年ト六年ト時代モ違ヒ居申候、如此ナレハ則一定セサル証明跡判然ト存候、文政年中ヨリ一定云々ト申立ルモ今日ハ方位度數モ分明ナレトモ、以前ニ在テハ漠然タルト存候事

一、被告申上候、原告ノ第十四号ノ証書ハ原告自己利益ノ爲メニ隣村ヨリ取り來リタル証書ニテ被告ニ於

テ証拠トハ看認不申候事

右、

一、被告申上候、真鶴村分内ヲ犯シ網ヲ伐リ採ラレシ儀ハ決テ無之事

一、原告申上候、地勢ニ因テ之ヲ觀ルモ長根崎ハ原告

云フ所ノ長根崎ナルヲ判然タリ、則吉濱海岸中第一

ニ突出スル所ノ岩根ノ名ニシテ、被告ノ云フ所ノ海

濱ニアル一拳石ノ長根崎ニアラサルヲ明晰ニ候事

一、被告申上候、長根崎ハ長根ノ先ニシテ惣シテ先ハ

サキト訓シ、物ノ先ト云フ儀ナレハ長キモノニノミ

限り先ノ字ヲ用井ル儀ハ無之、短キスモノ、先キニ

モ先キアルカ故、被告ノ云フ所ノ小岩ハ尖リタル岩

ニシテ先アル故ニ長根寄ト唱ヘ候儀ト存候事

一、原告ノ測量ニヨレハ、被告ノ唱フル長根ナル小岩

ハ二箇アリ、其本孰レヲ指シテ長根ト云フヤト、被

告ニ問ヒタルノ所、被告ハ只一箇ナリト答ヘタリ

右之外、長根サキノ儀ニ付テハ、原被告共申上候事別
段無之候ニ付、長根寄ハ豫審ノ御裁判奉願候、以上、

右ノ通相違不申上候、以上

明治十一年四月廿六日

原告代言人

植木綱二郎

被告代言人

星 亨

上等裁判所

富永判事殿

第八章

第七号

以書面申上候、

一、私ヨリ福浦村へ係ル件ニ付、明治十一年四月廿六

日、原被告口供調印之際、原告書面中ニケ条書落有

之歟と存候間左ニ申上候

一、被告ニ於テ船附八十年以内云々申立レトモ、古来

ヨリノ船附ナレハ十年以内等ニハ決シテ無之候

一、原告村ハ米並ニ諸荒物反物等他ニ仰ク処ナレハ、

潮ノ侵潤ヲ厭フモノハ不殘船附ヨリ陸揚セシムル^(ママ)ヲ

ニテ之ヲ除キ、他ニ揚陸ノ場決シテ無之候

右、両条ハ對決中申上候得共、口供中書落有之歟ト存

候ニ付、此段上申仕候也

明治十一年四月廿七日 神奈川縣第廿一大區

原告吉濱村

代言人 植木綱二郎

東京上等裁判所

富永判事殿

第八号 第九章

一、私ヨリ福浦村へ係ル件ニ付、左ニ上申仕候

被告ニ於テ天保度ヨリ今日迄長根崎沖合西ナル場ハ

原告村ノ網場慣行ニシテ、長根崎以東ハ慣行ニ非サ

ル吉申立ルト雖トモ、決シテ不然、天保度ニ在テ長

根崎沖合西ナルモ其後へ寄セサルヲニ變セシハ、則

房州安五郎ハ原告トノ契約ヲ以テ可知ナリ、加之明

治二年二月中、當時ノ管轄廳ヨリ海面地先分内限漁

業可致、他村分内ニテ不可致トノ達シアリテ之ニ抵

觸セシメ、慣行又ハ契約ハ此官令ニテ自ラ消滅セリ、

故ニ安五郎ト約セシ長根沖合ハ此時ヨリ原告地先海

面彼此ヲ不問事ニ相成リタレハ、天保度ノ契約ノ如

キハ先キニ既已ニ變換セシモノ、然ルニ被告ハ長根

崎西ヲ原告ノ網場慣行ニシテ、東ハ慣行ニ非サルト

申立ルハ不条理ノ至ナリ、依テ左ニ明治二年官令後

長根崎東ハ原告ニ於テ所用セシ^{コト}ヲ述ヘン

第一、原告第十六号証即明治九年三月附被告ヨリ管轄

廳へ差出セシ書面中、西隣吉濱村向フ海面諸漁場、

但吉濱村ニ於テ、漁業仕來候トアリテ、原告地崎海

面ハ原告ノ諸漁仕リシ場所ナレハ、被告モ自ラ長根

崎東西ノ別アラサルハ信認スル処ナリ、然ルヲ被告ハ根拵網ノミ別ニ慣行アリト申立ルモ、諸漁ト云ヘハ豈大小逼々ノ別アランヤ、乃明治二年官令以後ノ今日迄原告ニ於テ之ヲ所用シ來リシハ明白ナリ

第二、又原告同号証中「明治二年旧藩ノ砌、各村地先ノ海面分内ヲ限り漁業可致旨、右局ヨリ被申付、相互ニ入漁不相成、漁場格別相狭り、一同及難決候」トアリテ、明治二年ノ官令ノ爲メニ、明治二年以前ノ仕來漁場ノ變セシ「明ナレハ、天保度ヨリ今日迄同一ノ慣行ト云フ可ケンヤ、是被告ニ狭マレハ、原告ニ廣マリシモノニシテ、明治二年後原告ノ所用セシハ被告ノ自ラ信認スルヲ以テモ亦明ナリ、被告ノ迷惑ト云ヘ難決ト云フハ正理ニ非サル申立ナレトモ、今其申立ヲ以テ其場所ヲ論スル故ニ仮リニ迷惑、又ハ難決ト見做スナリ、以下改之

第三、原告第十八号証中「其御村方臺網場所ノ儀、昨

午年年限ニモ相成、且御一新二付、御觸モ有之候ニ付、当年ハ張立ニ相成候様兼知仕候處、左候テハ當村方臺網甚タ迷惑云々」トアリ、御一新二付、網場ニ関セシ官令ハ、即被告モ自認セル明治二年ノ海面地先分内ノ官令アリ、此官令ニヨレハ、地先中海面彼此ヲ問ハサル「ナレハ、原告ハ被告トノ海面境ニ近ク張網スルモ、被告ハ一語ノ支フル「能ハス、然レトモ安五郎ヘノ年限中ナレハ官令アリトテ原告自ラ張網ス可カラサルハ明ナレトモ幸ニシテ年限モ滿レハ、原告ハ自ラ張網ス可キ「ニ至リシハ、第十八号証中長根崎ノ字ヲ省キ、故ニ且ハ御一新二付、御觸モ有之、又ハ左候テハ迷惑云々ノ語ヲ加ヘシヲ以テ明瞭ナレハ、明治二年以前ト以後ニ付、場所ニ廣狭ノ差アルハ亦知ルヘシ、然ルヲ被告ハ右証中「場所ノ義昨午年年限ニモ相成」ノ一句ヲ抄撮シ、全文ヲ解セスシテ直ニ以前ノ場ヲ繼續セシ旨申立ルハ正

シカラサル証書ノ鮮積ナリ、既ニ明治二年中官令アリテ網場ハ原告地先海面彼此ヲ不問「ニ相成リタルハコソ御一新ニ付キ、御觸ノ文字ヲ下タセシモノニシテ、之ニ反シモシ被告ノ言ノ如ク、長根崎沖合ノミナラハ、何ソ御一新後ノ官令ニ関スヘケンヤ、関セサルノ官令ハ故ニ証書ニ記載ス可キノ理由ナシ、然ルヲ記載シアルハ、官令ニ関シ、且場所ノ廣マリシヲ以テナリ、又果シテ被告ノ言ノ如クナレハ、原告第二十八号証ノ有ルヘキ理ナク、又此第二十八号証ニ對シ、被告ノ原告第十八号証鮮積ハ抵觸セルノ理有ル可カラサルニ、二十八号証ノアルアリテ被告ノ鮮積ハ之ニ抵觸スル所以ノモノハ其鮮積ノ正シカラサル、亦知ル可シ、由是觀之、明治二年後、原告ノ所用セシハ明白ナリ

第四、被告甲号証ハ原告第十八号証トヲ比較セハ、明治二年以後ト天保度ト場所廣狭ノ差アルハ明ナリ、

甲号証ニ以來「御村方大網并ニ漁業ノ差障ニ相成候場所エ差越大網漁業決テ爲致間敷候」トアリテ、村方トハ被告ヲ云フモノニシテ、原告ノ網ハ被告ノ差障ハラサル場所ヘ以來張立テサスルト云ノ義ナレハ、此約ヲシテ、仮リニ保存セシメハ、被告ノ迷惑ニナラサルハ瞭々タリ、之ニ反シテ第十八号証ニ「左候テハ当村方基網甚タ迷惑云々」トアリテ、御一新ニ付官令ノアルヨリ、官令以前ノ場所契約ハ既ニ消滅セシノミナラス

安五郎トノ年限契約モ期滿レハ、原告ハ己レカ地先ニ属スル海面何レヲ問ハス張網スヘキ権アルニ付、被告ノ海面境近キ處ヘ張立ント欲スルニ際シ、被告ヨリ借受度倚頼アリ、依テ其意ニ任セ所用ノ權ヲ貸与セシナリ、是レ被告ハ迷惑ヨリ出テシ倚頼ナレハ其場所ニ就キ、天保度ノ約定書ハ第十八号証トニ記スル所異ナルハ畢竟場所ノ異ルヲ以テナリ、而シテ

其場所ノ異ルト云フ所以ハ何ソヤ、則明治二年官令後、長根崎東二関スレハナリ、於是乎長根崎ノ東ハ原告ノ所用セシ益明矣

第五、被告ニ於テ根拵網場ハ一定セシ如ク申立レトモ、古来ヨリ一定セシ場所ノアルナシ、年々々寄ニ依リ、場所ノ変スルハ網ノ利用ナレハ、原告第廿九号証ニ照スモ明々タリ、況ヤ原告第十四号証ノ如ク、被告モ現ニ一定ノ場所ナキニ於テオヤ、如此次第ニテ原告モ古来ヨリ明治二年官令ノ發スル迄ハ長根崎以東ヲ除キ、以西八年々必ス同一ノ処ニ張リシニアラス、自ラ多少ノ差アリシナリ、是レ原告ノミナラン、被告モ亦然リ、故ニ地先海面分内限ハ慣行ト云モ亦之ニ依ルモノニシテ、實際ニ於ケル柱ニ膠ス可キモノニ非サレハ、原告分内限ハ原告ノ所用場ナル明ナリ第六、原告第十八号証ノ如ク、原告ハ被告ヘ張網セシメ被告モ此契約ニ依リテ、原告分内ヲ所用シナカラ

今日ニ在リテ、魚道ノ爲メ借受ケシモノニテ所用ニ借受ケシニ非スト申立ルハ最不条理ノ至リナリ、所用ニ供スルカ魚道ノ爲メニスルカハ該証中ニ明々タルノミナラス、既ニ明治四年中、被告ハ茲ニ張網シ、尚尋テ処々張立シナレハ、魚道ニ非ルハ論ヲ俟タス、モシ強テ茲ニ張網セシテ魚道ノ爲ナリト主張セハ、其証蹟ヲ舉ケサル可カラス、其証蹟ノ舉ラサルハ、被告ノ申立實際ニ反スレハナリ、是レ被告ノ所用、即チ原告ノ所用ナル益明ナリ

前文ノ如ク、原告地先海面分内限ハ網場之慣行ナレハ、何ソ被告ヨリ之ヲ慣行ニ非ストシテ調印ヲ拒マル、理由アランヤ、此段宜敷御參觀ノ上御裁判奉願候、以上

神奈川縣第廿大區六小區

相芻足柄下郡吉濱村

小澤甚三郎外二百四十二名

明治十一年五月廿三日 代 言 人 植木綱二郎

東京上等裁判所

富永判事殿

第十 章

五月廿三日

被告代言人

第九号

星 亨

一、原告ニ於テ分内限云々申立候雖トモ、夫ノ明治二年小田原藩ノ達令ハ小魚ノ漁事ニノミ関セシモノニシテ決シテ根拵大網ニハ干与セサルナリ、夫ノ大網ノ如キハ固ヨリ從來慣行ノ場所ヘ張立ヘキナリ、故ニ原告ニ於テ該達令以後ハ慣行ナリト主張スルハ抑々非常ナリ

一、前顯ノ被告申立ヲ実ニセン爲メ、茲ニ其証佐ヲ舉シ以テ根拵網ト小網漁トハ同視スヘカラサルコトヲ明カニスヘシ、蓋シ夫神奈川縣廳ハ政務上旧小田原藩廳ノ相続人タルヲ以テ小田原藩ノ達令ノ何タルヲ知

ルハ、神奈川縣ニ若クモノナキナリ、故ニ該藩廳ノ發布シタル明治二年ノ達令ノ意ヲ解読スルニ方テ該達令ニツキ、其相続人タル神奈川縣廳ノ見解ヘハ最モ敬重ヲ加ヘサル可カラス、且該廳ノ見解ハ則旧小田原藩廳ノ見解ト一般ナリシト見ナサ、ル可カラサルナリ、然リ而シテ如斯敬重ヲ加フヘキ縣廳ノ見解ヲ考フルニ、該達令ヲ以テ根拵網ニ干與セサルモノトシ、而シテ根拵網ハ必ス從來慣行ノ場所ヘ張立ヘシト明言セシニ似タリ、其ハ該縣廳ノ兩達令即チ被告第六号証中（從來營業致度候得者云々、從前慣行ノ場所等ヘ着手云々）及第七号証中（網根拵網ヲ云フ張立漁行致度儀ニ候得ハ慣行ノ場所ヲ以テ可願出）云々ノ文ヲ以テ知ルヘキナリ

一、又漁税ニ大網税及小漁税ノ別アリ、是被告第四号証ニ明了タリ、亦以テ兩箇ノ魚漁ノ兩視スヘカラサルヲ証スルニ足ラン

一、全上理由ナルニ付、該明治二年ノ達令ハ今ノ原告吉濱村ト被告被告（衍字）福浦村トノ間ニ行ワル、大網ノ慣例ヲ破リシモノニ非ラス、且固ヨリ該令ノ爲メニ、夫天保弘化両度ノ議定書ハ消滅セラル筈ナシトス

一、今度原告吉濱村ノ張立テント欲スル場所ハ旧慣ノ場ニ非ラサル所以ハ前日奉呈セシ口供中ニ於テ種々申上候ニツキ、上件ニ惟二三ノ証的ヲ申述スヘシ、乃チ被告第五号証（被告神奈川縣令自称ス）ニ於テ、吉濱村ノ營業ヲ差止タルハ從來ノ慣行場外ニテ營業致シタルヲ以テ差止タル者ニシテ、從來ノ慣行場ノ營業ヲ差止メタルニ非サル云々）、又第六号証（吉濱村ニ於テ客年根拵大網着手セシ場所ハ云々、張立差止候云々、向來營業致度候得ハ、隣村障礙不相成様從前慣行ノ場所等へ着手之儀出願云々、又被告第七号証三同村吉濱村ヲ指ヌ）ニ於テ故障可申立ノ謂無之、吉濱村ニ

於テ網張立漁行致度儀ニ候者横行ノ場所ヲ以テ可願出云々）トアリ、是レ縣廳ニ於テ吉濱村張立ノ場所ハ從前ノ慣行場ニ非ラサルヲ定認セラレタルナリ

一、原告村ニ於テ明治二年小田原藩廳ノ達令以後、我分内沖ノ海面彼是ヲ問ハス大網ヲ張立ヘキ權アルヲ以テ、明治四年、被告村へ貸渡タル網場所ハ、其約書中御維新ニツキ御觸云々ノ文字アルヲ以テ、原告村ノ分内沖ヨリ原告村ノ海面惣躰ヲ被告村へ貸渡シタリシト申立ルト雖トモ、是レ實ニ亦手張附會ノ説ト云フヘシ、蓋シ、被告村ニ於テハ、原告村ノ分内沖吉濱福浦兩村ノ境ヨリ借受候謂レ決シテ無之、何トナレハ小田原藩廳ノ達令ハ前述セシ如ク、根拵網ノ事ニ関セサルヲ以テ、被告村ニ在テハ所謂明約及慣例ニ依存リ、我現在ノ大網場ヨリ夫ノ長根先沖少シク西迄ハ他村勿論吉濱村ヲノ大網ヲ張ルコトヲ許サ、ルノ權ヲ有スル程ナルニ付、被告カ我權内ノ海面ヲ原

告村ニ借受ル理ハ万々ナケレハナリ、且原告ハ該証

右

文中御維新ニ付、御觸モ有之トノ文字ヲ諜々強論ス

星 亨

ルモ、該証文中ノ（当村基網場ノ儀）昨午年々限ニ

東京上等裁判所

ス相成被告第貳号証云々ノ文字ヲ平心ニ該過セハ輒チ該証

富永判事殿

文中ニ云フ基網場ト被告一号証相ノ濱安五郎ノ一札

中ニ於ケル長根先天保弘化兩度ノ長根先沖ナリ大網場ニシテ、被

告村ノ慶應三年ヨリ明治三年迄該安五郎ニ代テ借受

ケタル場所ナリトセサルヲ得サルナリ

第拾号

原告代言人

植木綱二郎

一、原告村ハ原告第廿八号証中（西隣村吉濱村向フ海

面諸漁場）トアルヲ以テ種々ニ強解ヲ下スモ、是レ

小漁場ヲ指セルナリ、決シテ大網場ニ非ラス、何ト

ナレハ大網ハ前述ノ通、一定慣行ノ場所ニ非ラサレ

ハ、之ヲ張立ルヲ得ハナリ、且根拵網ノ如キ巨大

ナルモノヲ將テ真鶴・吉濱・門川・伊豆山諸村へ

轉々運搬シ捕魚スルハ實際行フ可カラサレハナリ

右ノ通相違不申上候、以上

明治十一年五月十八日

第 十 一 章

一、長根崎ノ儀ハ素ヨリ原告ニ於テ申立候ニハ無之、

被告ヨリ申立右ニ付而者莫大ノ入費モ相懸リ候事故、

甚要用ト思考候ニ付、此廉ヲモ併セテ御裁判奉願候、

一、第廿号ノ書面縣廳へ差出候処、明治九年四月一日

口達ヲ以テ許可相成候ニ付、直ニ張網ニ着手營業罷

在候処、明治九年五月九日ニ至リ、被告福浦村ヨリ

故障申出有之旨ヲ以テ張網差止メ□□候旨、縣廳ヨ

リ被相違候ニ付、受書差出置、其後明治九年五月廿

九日第二十卷号ノ如ク、再ヒ營業差許サレ候、其後

間モナク第廿二号ノ如ク、區長ヨリ伺出候處、明治

九年六月三日、從前分内ト唱へ漁獵仕來候場所ト相

心得ヘク旨被相達、依之明治九年、繪図丁點ノ場所

二網ヲ張り漁獵致候事

一、然ル処、第二十三号ノ如ク、明治十年一月十三日、

張網差止メラル、旨被相達、其後ノ顛末ハ追々上申

仕置候通ニ有之候

一、被告ニ於テハ往古ヨリ今日ニ至ル迄ヲ今日ヨリシ

テ從前ト申立候共、原告ニテハ明治二年ヨリ今日ニ

至ル迄ヲ今日ヨリ指シテ從前ト唱候事

右之通り相違可申上候、以上

右、

明治十一年五月廿八日

植木綱二郎

東京上等裁判所

富永判事殿

第十二章

明治十一年五月廿八日

第拾卷号

被告代言人

星 亨

一、原告第二拾号ノ證書ニ從前ノ通云々ト有之ニ據リ

縣廳ニ於テ許可相成候儀ト存候、若シ此ノ從前云々

ノ文字無之ニ於テハ必ス許可不相成筋ト存候事

一、原告第二拾二号證ハ福浦村ヨリ差出候書面ニシテ、

其指令ニ從前ノ部分内云々トアレハ、唯其村丈ケニ

アラスシテ他村先ニ係リタル福浦村從前ノ漁獵部内

ト申儀ニ有(衍字)之候

一、被告答弁ノ大趣意ヲ譯言スレハ、從前慣行ノ場所

ト云フハ古來ヨリ大網ヲ張立タル場所ト云フコニシ

テ、決シテ明治二年分内限り云々ノ指令以テ區域ヲ

定ム可キモノニアラス

一、被告ノ視ル所ニ據レハ小田原藩廳以來、神奈川縣

ニ至ル迄、諸指令等ハ悉ク一轍ニ出、從前慣行ノ場

所ニ限り許可スル定規ノ如クニ存候事

一、原告ニテハ、明治二年ヨリ今日迄ヲ従前ト唱ル旨
申立候得共、被告ニ於テハ、従前ノ文字ノ意味ハ明
治二年以テ前後ヲ區別シタルニ非ス、今日ヨリシテ
以前ヲ指シタルモノナリ、然ルニ原告ニテハ唯従前
トノミ漠然申立タル故、縣廳ヨリ許可相成タル儀ト
存候事

右ノ通相違不申上候、以上

明治十一年五月廿八日

右

星 亨

東京上等裁判所

富永判事殿

第十三章

第拾貳号

上 申 書

一、明治十一年五月二十三日、被告ヨリ口供書ヲ以テ
申立候處、尚遺漏セシ廉々之レアリ候ニ付、左ニ再
申仕候

一、原告口供書中〔天保度ニ在テ長根碓沖合西ナルモ、
其後西へ寄セサルヲニ変セシハ則房州安五郎ト原告
トノ契約ヲ以テ可知ナリ〕ト申立候、然ルニ此文ハ
頗ル明瞭ヲ欠ケリ、察スルニ、其文意、或ハ夫ノ原
告村ト安五郎ト結ヒタル契約書中ニ〔字長根先〕ト
ノミアリテ、他証書ニ於ケルカ如ク、長根先沖西ト
記セサルヲ以テ、安五郎ハ該長根先以東へ張網セシ
トノ謂ナルカ、果シテ然ラハ原告ノ此説ヤ思フ致
サ、ルノ太甚シキモノナリト謂ハサル可カラサルナ
リ、蓋シ、夫レ該契約中ニ長根先ト記セシハ則チ長
根先西ト記セシト一般ナリ、何トナレハ慣習及明約
天保弘化度ノノアルアリテ、原告ハ長根先以東へ張
網規定書ヲ云
網スルノ權ナキナリ、而シテ被告ハ却テ原告カ該先

以東へ張立タランニハ察当申入レ張立ヲ中止セシムルノ權ヲ有スレハナリ、是ヲ以テ原告ニ於テ、長根先ノ張網場ヲ他人ニ貸渡スト云フハ則チ原告ノ張網シ得、且他ヨリ察当ヲ受ケサル場所ナラサル可カラス、然リ而シテ其張網シ得、且他ヨリ察当ヲ受ケサル場所ハ長根先西ニ非ラスシテ那處ナルヤ、是レ乃チ被告ニ於テハ原告ノ思ヲ致サ、ルモノニシテ、該約中ノ字長根先ト記セシハ則チ被告第三号^甲証中ニ載セル長根先西ト記セシト同一ナリト思考スル所ナリ

一、原告申立第一條ヲ以テ〔原告第二十八号証云々書面中西隣吉濱村向ノ海面諸漁場、但吉濱村ニ於テモ漁業仕來候トアリテ、原告地先海面ハ、原告ノ該漁仕來リシ場所云々、諸漁ト云へハ、豈大小區々ノ別アランヤ云々〕ト申立ト雖トモ、廿三日ノ被告口供書中ニモ申立候通り、該書面ハ根拵網漁ニ関セシモ

ノニ非ラス、其ハ其書面中〔相互ニ入漁〕、又〔漁場格別相狭リト云ヒ、又当村^{福浦村ヲ指ス}向フ海面諸漁場、但シ東西両村^{吉濱村及眞鶴村ヲ指ス}ニ於テモ入漁仕來リ候〕ト云フヲ以テ、復タ知ル可キナリ、其故ハ蓋シ大網ノ如キハ村々相互ニ張網〔入漁〕スルノ慣習ナキハ勿論、實際行フヘキニ非ラス、且大網ハ一定ノ場所へ張立ルニ付〔漁場相狭リ〕ヤウナシ、又大網ハ一所ヨリ他所ニ輒ク移轉スヘキモノニ非ラス、然ルニ斯ク〔相互ニ入漁〕、亦〔漁場相狭リ〕、又〔東・西両村ニ於テモ入漁〕トアルヲ以テ是ハ見ナランカ、是レハ該書面ハ大網ニ関セサルヤ明白ナリ、原告申立第二條ヲ以テ〔同号証^{原告二}十八号中云々トアリテ、明治二年ノ官令ノ爲メニ、明治二年以前ノ仕來漁場ノ變セシメ明ナレハ、天保度ヨリ今日迄同一ノ慣行ト云フ可ケンヤ云々〕申立ルト雖トモ、原告第二十八号証ハ、前項ニ申述セシ如ク、大網漁ニ関セス、故ニ

其関セサル書面中ニ被告ノ入漁場ガ狭マリタルトト大網慣行ノ移轉セシト云フヲ得ス、且明治二年ノ達令ハ大網ニ関セサルヲ以テ大網ノ慣行ハ古今同一タリ、況ヤ官廳モ亦然、カク之ヲ定認セルニ於テヲヤ一、原告申立〔第十八号証中云々、一句ヲ抄撮シ云々正シカラサル証書ノ解釋ナリ云々〕ト申立ルト雖トモ、此行文ノ如キハ以テ原告ノ該証書ヲ解釋スルトニ反用スルモ亦可ナリ、乃該証書ノ冒頭ニ〔当村墓網場ノ儀〕トアリテ、其墓場トハ一定ノ場所ヲ指サスモノニシテ、固ヨリ一村地先海面全体ヲ云フニハアラサルナリ、而シテ原告村ニ於テハ明治九年ヲ除キ長根先西ヨリ他所ニ張網セシアルナシ、故ニ〔当村墓網場〕ト云ハ長根先西沖合ニ於ケル原告慣行ノ墓網場ヲ指サ、スシテ那處ナルヤ、且同証書中〔昨午年々限ニ相成云々〕トノ文字ヲ翫味セハ、則チ明治四年ニ於テ被告ノ借受タル墓網場ハ相ノ濱安

五郎ノ原告ヨリ借受タル場所〔長根先西ニテ、天保及弘化度ノ規定書ヲ以テ指定シタル場所ナリ〕トナサ、ルヲ得サルナリ、然ルニ原告ニ於テハ日証書中〔御一新ニ付御觸云々〕ノ一句ヲ抄撮シ、全文ヲ解セスシテ該証書中、所謂墓網場トハ一定ノ場所ニアラス、原告村海面全体ヲ被告ヘ貸渡シタルトノ申立ハ、實ニ無稽ノ太甚シキモノニシテ、所謂正シカラサルノ証書ノ解釋ナリト云ハサル可カラス

一、原告申立第四條中〔被告甲号証ト原告第十八号証トヲ比較セハ、明治二年以後ト天保度ト場所廣狭ノ差アル明ナリ、甲号証ニ云々トアリ、被告ノ迷惑ニナラサルハ瞭々タリ云々、第十八号証ニ云々トアリテ云々、被告ハ迷惑ヨリ出テシ倚頼ナレハ、其場所ニ就キ、天保度ノ約定ト第十八号証トニ記スル所異ナルハ、畢竟場所ノ異ナルヲ以テナリ云々〕ト申立ルト雖トモ、夫ノ天保度ノ契約中ニモ〔差障可相成

難渋云々）トアリテ、天保度ニ於テ、已ニ難渋タリ、然レトモ隣村ノ懇頼還々断ワルニ由ナキヨリ、天保度ニ於テ成ル丈ケ被告ノ漁事ニ差障ナラサル場所ヘ張網スルコトヲ許セルナリ、故ニ固ヨリ天保度ニ在テモ已ニ多少ノ差障、乃チ迷惑アリアリ（衍字）タルナリ、由是觀之、天保弘化度ノ原告大網場ト、明治四年ノ墓網場ト毫モ異ナルコトナキナリ

一、原告申立第五條中〔被告ニ於テ根拵網張場ハ一定セシ如ク申立レトモ、古來ヨリ一定セシ場所ノアルナシ云々〕ト申立ルト雖トモ、被告第八号証ノ如ク被告ノ大網場ハ同一ノ場所ナリ、又良シヤ大網場ハ多少移動スルトナスモ一村ノ大網ヲ將テ魚下タル他村ノ方ニ寄セルコトヲ得サルナリ、是ヲ以テ被告ニ於テハ原告ノ此事ヲ舉テ諫スルモ其爲メニナス所ヲ知ラサルナリ

一、原告申立第六條中二〔原告第十八号証ノ如ク、原

告ハ被告ヘ張網セシノ被告モ此契約ニ依リテ原告分内ヲ所用シナカラ云々、明治四年中、被告ハ茲ニ張網シ、尚尋テ處々ニ張立テシナレハ云々）ト之アリテ、〔茲ニ張網シ〕、又〔處々ニ張立テシ云々〕トハ那處ヲ指セルヤ、被告ニ於テ一向ニ解シ能ワサルナリ、抑々被告ニ於テハ、明治四年相ノ濱安五郎ニ代テ、同人ノ曾テ張立テタル長根先西ノ墓網場ヲ原告ヨリ借受ケ、以テ被告ノ大網ノ魚道ノ爲メニ之ヲ明ケ置キタルノミナク、決シテ被告ニ在テハ處々ニ張立シコトナキナリ

一、原告申立中〔前文云々、何ソ被告ヨリ之ヲ慣行ニ非ストシテ調印ヲ拒マル、理由アランヤト申立ルト雖トモ、此般原告ノ張網セント欲スル場所ハ原告ノ根拵網行場ニ非ラス、加之該所ヘ大網ヲ張立ルハ、被告ニ對シ支障トナルナリ、而シテ其慣行場ニ非ラサルハ、廿三日ノ口供及本日ノ口供中ニ申立候通、

神奈川縣廳ニ於テモ亦之ヲ実認セリ、且其支障トナルハ、則明治九年原告ニ於テ該論所へ大綱ヲ張立タルヲ以テ被告ニ於テ其年休業セシ等トニテ、實際支障トナルナリ、右ノ理由ナルニツキ、原告ノ請求ノ如ク、調印ニ及ヒ難ク、且原告ノ該論所へ張網スルハ被告ニ於テ飽マテ差拒マサルヲ得サルナリ右之通之レアリ候

明治十一年六月三日

右

星 亨

東京上等裁判所

判事富永冬樹殿

第拾三号 上 申 書

明治十一年五月廿三日附被告福浦村ノ口供ニ對シ左ニ陳述仕候

一、被告ニ於テ、明治二年、旧小田原ノ達令ハ小魚ノ

一ニ関シテ大綱ニ関セサル旨申立ルモ、此達令ハ彼此ノ別ナシ、則原告第十八号証中、御一新二付御觸モ有之云々、又第廿八号証中、諸魚云々トアルヲ以テ大小區々ノ別アラサルハ明ナリ

一、被告於テ、明治二年、旧小田原藩達令ノ大綱ニ関セサル証トシテ、神奈川縣廳ノ從來慣行ノ場所云々等揚ケテ之ヲ駁スルモ、神奈川縣ハ被告ノ申立ヲ妄信シテ旧小田原藩達令ト齟齬セシ儀ヲ下セシナレハ、原告ノ際ニ在テ証トスルニ是ラス、譬へハ地券所有者ハ其地ノ持主ナレハ管轄廳ハ勿論、全國人民モ之ヲ信任スルモ、司法上原告ノ証ニ照ラシテ之カ所持者ハ真ノ地主ニ非サルヲ多ニ之レ有ルカ如シ、行政官ハ双方ノ申立ヲ裁判スルノ權ナケレハ單ニ縣廳ノ慣行云々トアルヲ今日ノ詞訟ニ及ホス可カラス、則原告第二十二号証指令及被告ノ網場ハ一定セサルヲ一定ト見做セシノ誤解ニ依リテ其確信ス可カラサ

ルヲ知ルニ足ル可シ、今や被告ハ縣廳云々ヲ申立ルハ、畢竟自己レノ申立ヲ屈スルヨリシテ、此ニ至ルモノナレハ、其曲其直論ヲ俟タサルナリ

一、被告ニ於テ大網税ト小漁税トヲ引テ同視ス可カラサルノ証トスルモ、今般ノ争訟ハ、明治二年達令ノ大網ニ及フト之カ爲メ習慣ノ変スルトニ在レハ、固ヨリ証トスルニ足ラサルナリ

一、被告ニ於テ大網税トハ小魚税トヲ引テ、明治二年ノ達令ヲ解スルハ不正ト謂サルヲ得ス、明治二年ノ達令ノ如何ハ第一段ニ陳述セシ如クナレハ、被告モ此時ヨリ大網ニ関スルヲ信認セシハ明ナリ、又此達令ハ原告ノ際ノミナラス、東ハ早川村ヨリ西ハ門川村迄皆一同一般ナレハ、公明正大ニシテ往古ノ慣例、之カ爲メ破レシハ論ヲ俟タス

一、被告ニ於テ原告ノ冀望スル場所ニ就キ、管轄廳ノ達令ヲ引キ謀々申立ルモ、第二段ニ陳述ノ如クナレ

ハ亦多言ヲ費サス

一、被告ニ於テ我現在ノ大網場ヨリ夫ノ長根先少シク西迄ハ他村ノ大網ヲ張立ルコトヲ許サ、ルノ權ヲ有スル程ナルニ付、被告村カ我權内ノ海面ヲ原告村ニ借受ルノ理ナキ旨申立ルト雖トモ、明治二年ノ達令アリテヨリ、各村分内限ナレハ、亦被告ノ權内ニ非サルハ明々タリ、被告ハ此達令ヲ大網ニ関セスシテ此申立アルモ、第一段陳述ノ通りナレハ、他言ヲ俟タサレトモ、仮リニ関セスト見做サン乎、被告ノ我權内云々トハ即チ大網ニ付テノ權内ナレハ、大網ノ彼此ニ轉スルハ亦知ルヘシ、モシ轉セスト爲サン乎、被告ノ權内ナリトテ、被告ノ大網ヲ張ル可カラサルハ明ナレハ、原告村ヨリ借受サル可カラス、借受スシテ張立ルト主張セハ大網ノ移轉スルハ亦見ルニ足ルヘキノミ、而シテ明治二年ノ達令アレハ、原告村モ地先限リハ大網移轉スル、固ヨリ同一ノ理ナリ、

何ソ怪シムニ足ランヤ、然リ而シテ被告ハ我理在ノ
大網場云々トノ場所ハ何レヲ指スヤ、現ニ彼此ニ轉
スルノ証跡アルハ一定ノ場ナキハ明々タリ、又安五
郎ノ慶應年間張立シ場ハ、天保弘化ト同一ナル旨記
載スルモ、天保弘化ハ長根寄沖合少シク西ニ寄スル
モ、安五郎慶應度ノ場ハ長根寄ノ沖合ニシテ、西ニ
ヨラス即約定中面ノ字ナキヲ以テ知ル可シ、而シテ
被告ヘ直接ニ貸与セシ節ハ、長根崎ノ字ヲ省キ故ニ
御一新云々ノ字ヲ加ヘタルト他ノ種々ノ証トヲ以テ
地先彼此ノ別アラサルハ亦明ナリ

一、被告ニ於テ原告第廿八号証中諸漁場トアルハ、漁
場ヲ指シタルモノニテ、大網ニ関セサル旨申立ルモ
諸漁ト云ヘハ大小區々ノ別アラサルハ、既已ニ原告
ヨリヤ申立アレハ此ニ贅セス、亦被告ハ大網ヲ村人
ヘ運搬セサルトテ此諸漁トアルヲ小漁ト雖トモ、必
ス村々轉セラルヲ得サルノ儀ナケレハ、被告ノ隨意

タルモノナリ、故ニ此諸漁トアルヲ引テ小漁ノミニ
テ、大網ニ関セスト爲スハ、前後齟齬スルノ申立ト
云ハサル可カラス、同号証中、明治二年、旧藩ノ砌
中略 漁場相挟リ云々トアリ、又大網ノミニ関スル
ノ被告第十八号ノ証中ニモ、明治二年ノ達令ヲ引キ
タルニ依レハ、大網ニ関スルハ明瞭タリ、故ニ被告
ノ申立ハ前後齟齬セシト明言スルノミ

右ノ通りニ御座候、以上

神奈川縣第一大區一小區

横濱万代町二丁目四番地寄留

和歌山縣平民

明治十一年六月十日

植木綱二郎

東京上等裁判所

富永判事殿

第十四章

明治十一年六月廿四日

第四号 原告代理人 植木綱二郎

一、被告ヨリ提供シタル明治十一年六月三日ノ上申書末項ニ魚道ノ爲メ明置云々、申立候得共、原告第十号証末文萬一場代金滞リ候ハ、網張立御差留被成候テモ一言ノ儀申間敷云々ト有之、是著シク魚道ヲ開ク爲メニ借受タル地ニ非スシテ網張立ノ爲メニ借受タルコトヲ證明スヘキ儀ト存候事

一、網ノ大小ヲ不問、一切ノ魚税ハ營業人ヨリ上綱スルモノニ有之候事

一、被告第十号証ハ距離ヲ認有之候得共、魚ヨリニヨリ位置一定セサルモノニテ、原告第廿九号証ヲ以テ其一定セサル事ヲ証明スルニ足り候ニ付、御参考可被下事

一、被告第九号十一号証ハ何人ノ筆跡ナルヤ、原告ノ知ル所ニ無之、被告カ之ヲ以テ証據トセントスルハ

無理ナルヘシト存候事

一、被告第十二号証ハ控訴審判中ノモノニ付、之ヲ以テ控訴ノ証據ニハ難立モノト存候事

右ノ外、本訴ノ儀、是迄追々上申書証據物等ニテ申立置有之ニ付、別段可申立事柄並ニ提供スヘキ書類等一切無之事

右之通相違不申上候、以上

明治十一年六月廿四日

右

植木綱二郎

東京上等裁判所

富永判事殿

第十四章ノ内

左ノ通り

明治十一年六月廿四日

第拾五号

被告人代言人

星 亨

シテ無之、且動クモ不相成候事

一、被告村近傍拾ヶ村ノ旧慣ニヨレハ、大網税ハ營業人ニ不課シテ張網所在ノ村ニ課スル事ニ有之、譬ハ何人ニアレ、其村ノ墓網場所ヲ使用スルトキハ其墓網場所ヲ有スル村ヨリ墓網ノ運上ヲ上納スル仕來ニ候事

一、西ノ方ヘ位置ヲ変スレハ網場狹マリ自己ノ損害ニ相成ルニ付、實際面ノ方ヘ動クモハ不望候事
一、原告ニ於テ、被告ノ第九号・第十一号証ヲ以テ証據ト難致旨申立候得共、第九号十一号証ハ名主故浦右工門自筆ニ相違無之、則浦右工門ノ子浦右工門保証スル如ク、自餘同筆ノ書面ニ浦右工門ノ調印モ有之、且其書タルヤ、此争訟起ラサル以前ナリシモノニテ、殊ニ浦右工門名主ノ職務上ニ於テ認メ置タルモノナレハ、公正ノ証書ト存候事

一、如此慣習ニ付、長根寄ヲ原告ニ於テ被告ヨリ借受ケタルニハ相違無之候得共、之ヲ使用セサルニ付、原告ニ於テ納税不致候事

一、原告ニ於テ、被告第十二号証ヲ証拠ト不認旨申立候上ハ、証書記名ノモノ共御喚問被下度候事

一、被告ノ張網場ハ文政以降今日ニ至ル迄、一定不動

ニシテ、則被告繪図第壹号ノ場所ニ有之候事

一、右之外、本訴ニ付是追迫々上申書証拠物等ニテ申

一、尤明治八年、真鶴村ノ爲メニ網壹網丈ケ西ヘ寄セ張立タルト有之候、其餘ハ決シテ位置ヲ変シタルト無之事

一、右ノ通相違不申上候、以上

一、年有テ西ヘハ網場ヲ動キタルト有之候得共、東方

類等一切無之事

ヘハ隣村真鶴村ノ障碍ニ相成候ニ付、動キタルト決

右ノ通相違不申上候、以上

明治十一年六月廿四日

右

星 亨

東京上等裁判所

富永判事殿

第十六号

上 申 書

神奈川縣相模國足柄下郡吉濱村ヨリ、同郡福浦村ニ相掛ル根拵大網張立調印故障ノ件々付控訴村ヨリ。本月一日ヲ以テ三拾壹号以下三拾三号ノ諸證據物ヲ呈供セシ由兼知促、右ハ其始メ被控訴村ヨリ奉呈候證據物ト中ニハ撞着スルモノ有之、就テハ保證人タルモノ、不心得ナルヨリ斯ク両村ヘ同様ノ保證書差出候儀ニ付、右保證諸人ヲ呼寄セ、訟庭ニ於テ原被両造カ力親シク問議シ、判官ニ於テ之ヲ御親聽相成候ハ、其正否ヲ容易ニ洞察サルヘリ、依テ爲メニ一庭ヲ開キ、原被告

村ヘ保證書差出シタル者及其他原被告村ニ於テ證據人トシテ出頭ヲ要スル人々ヲ悉ク御召喚相成候様御許容被成下度、併シ判官ニ於テ前頭ノ如キ撞着スル保證書アルモ、他ニ其實ヲ得ラルヘキ御手段アリテ斯ノ如キモノ御判決上毫モ影響ヲ與ヘサルトノ御事ニ候ハ、強テ御開庭ヲ歎願スルモ用ナキコトニ候、依テ賢慮何レニ在ルヤ御下示被成下度、若シ御開庭ノ儀御許容被成下候ニ於テハ其旨控訴ヘ御傳命被成下度、此段併セテ奉願上候、以上

早々

明治十一年十月十五日

判事富永冬樹殿

第十七号

上 申 書

根拵大網張立調印故障ノ件ニ付、被告福浦村代行人星亨申上候、今廻新ニ得タル所ノ證據物及伺証書ハ本件

ニ必要ナルモノト存候ニ付、之ヲ別冊追證據書トシテ
其引證セシ所以ヲ左ニ説明仕候

其第拾三号證ハ已呈ノ第拾壹号證ト出所意味筆者共ニ
同一ナルヲ以テ再出スルヲ要セサルカ如シト雖モ、
夫ノ第拾壹号證ニ比スルニ、其書體頗ル明瞭ナルヲ
以テ之ヲ進呈スルナリ、即其書中〔西ノ方式町計沖
ニサハ子ト申石、東西へ四丁程南北壹町半程、深サ
壹丈二尺程ノ海底ニ御座候〕トアリテ、該石即暗礁
ノ注釋タルヤ、實ニ被告カ常ニ主張スル鯖根ト称ス
ルモノト相符号ス、斯ク其注釋明瞭ナル以上ハ原告
カ指シテ長根ト称スル暗礁ハ長根ナルモノニアラス
シテ鯖根タルヲ證スルニ足レリトス

其第拾四・拾五号證及其兩号附屬繪圖ハ、被告カ指示
スル場所ハ實ニ鯖根ナルモノニシテ、夫ノ長根ナル
モノハ、該鯖根ノ西方ニアルヲ證明セルモノナリ、
而シテ此第拾四・五号證ト已呈ノ第拾貳号證トヲ參

觀スルニ於テハ夫ノ鯖根ナルモノハ即被告ノ指示ス
ル場所ニ相違アラサルヲ疑ノ容ルヘキナシ、又其
第拾六号證ハ原告ノ倚頼ヲ受ケテ長根ニアラサルモ
ノヲ長根ナリト強称シタルヲ明白シタルモノニシテ、
斯ク明白シタル以上ハ、夫ノ原第三拾貳号證ノ内ニ
於テ長根ナリト明言シタルハ原告ノ囑托ニ依テ一時
偽称シタルヲ明カナリ、然ル以上ハ其原第三拾貳号
證中ニ於テ、長根ナリト称シタルモノハ固ヨリ信ヲ
措クニ足ラサルモノナリトス

其第拾七・八号證ハ原・被村ニ接近セル米神村ノ総吏
ノ伺證タリ、之ニ據ルモ亦被告ノ指シテ鯖根ナリト
称スル暗礁ハ真ニ鯖根ナルヲ證スルニ足レリトス

其第拾九号証ハ高橋勘次郎カ神奈川縣ノ警察署ニ於テ
申立タル事實ノ申立ニシテ、夫ノ勘次郎カ原告ノ爲
メ伺証シタル事件ハ全く異日報酬ヲ得ヘキ希圖ニ出
タルノ偽言ニシテ事實ヲ直言シタルニスアラサルヲ

明カナリ、然り而シテ勘次郎カ其始メ被告ノ爲ニ差

出シタル書面ハ事実ヲ直写シタルモノニシテ、其後

原告ノ爲メニ差出シタルハ事実ヲ枉テ草シタルモノ

ナルヲ明カナルニ付、原告カ差出セル勘次郎ノ伺證

書ニ信ヲ措クヘカラサルハ勿論、是ニ由テ他ヲ推ス

ニ、原告カ差出セル證券據書類中、斯ク利ニ出タル

モノナシトハ信スヘカラサルナリ、上來説明シタル

如ク、被告ノ指シテ鯖根ト称スルモノハ真ニ鯖根ニ

シテ長根ナルモノハ其西ニ當テ別ニ長根ナルモノ在

ルヲ判然ナリトス、右、開陳仕候通りノ事情ナルニ

付、此際御注意アリテ御判決被成下度、此段奉申上

候、以上

明治十一年十二月廿七日 東京府京橋区

日吉町拾三番地

司法省附属代言人

星 亨

東京上等裁判所

判事富永冬樹殿

論所改正繪図

一、本日奉呈スル改正繪図ハ御成規ノ通百間式寸ノ割
合ヲ以調整仕候

一、繪図面中方位屋敷ハ小方儀器ヲ以測定仕り候、但
シ、小方儀器ハ圓側器ニシテ、其周圍二十二支ヲ割
付ケ以テ三百六十度二分チ候モノニシテ、壹支ノ間
ハ三十度トス

一、本図中第壹号ノ場所ハ竜宮岩ニ側器ヲ据ヘ置測定
セシモノニ係ワル

一、第二号ノ場所ハ原被村境ノ杭木ニ側器ヲ据ヘ置キ、
測定セシモノニ係ワル

一、第貳号ノ場所ハ向フノ黒根ニ測器ヲ据ヘ置キ、伊
奈村ノ出先ハ伊豆山村黒鼻壹間程出ツル所ト四本

松・山王森トヲ以テ目標トシテ測定セシモノニ係ル、
右之通ニ有之候

明治十一年五月十五日

被告福浦村代言人

星 亨

東京上等裁判所

富永判事殿

被告福浦村ヨリ提供有之繪図面へ原告網場掛ヶ紙可致
トノ命ニテ、御下附相成ルニ付熟覽候處、被告網場図
上位置之儀ハ実地ノ網場位置ト大ニ差違アリテ原告ニ
於テハ黙止シ難ク、実地測量ヲ遂クル處、被告陸地經
界ヨリ大網ノ末端先ハ辰廿九度被告ニテ巳ノ十四度被告ニテ巳ノニ当ル、西端先
ハ巳ノ式度七十分被告ニテ巳ノ十七度被告ニテ巳ノニシテ、原・被告
海境即巳ノ九度強ノ東ニ在リ、如此図上ト実地ト差違
アル所以ノモノハ他ナシ、今日ニシテ原告此図上位置
ニ就キ故障申立サレハ、実地ノ位置、他日消滅スルノ
際、終ニ図上ノ位置ハ確定ト爲サントノ被告姦計ナレ

ハ、誰カ之ニ服センヤ、原告ヨリ指示スル被告ノ網場
ハ、明治十一年五月中位置ナレトモ、明治十年網場ノ
位地トハ決シテ目処モ非サルナリ、乃原告第三十号証
中、巳ノ七分トアルヲ見レハ、今日ノ実地位置ヨリ多
少東ニ寄ルヲ論ヲ不俟ス、文政度ヨリ云々申立ルモ無
証ノ申立ニシテ不条理ト云ハサルヲ得サルナリ

明治十一年六月十日

植木綱二郎

東京上等御裁判所

富永判事殿

この吉浜・福浦両村による漁場根拵むしらえ大網張立を巡る
海面論争は、吉浜村を原告、福浦村を被告として展開
された法廷闘争である。最大の争点は、素鷲神社前の
浜から沖合に延伸している長根崎と呼ばれる岩場や漁
業慣行の認識において、長年にわたり両村間に大きな
そごが介在していたことにあると考えられる。

その後、この争論は一八八一（明治一四）年一月一日に和解に至った（『第二卷』五〇参照）。

190 吉濱村会決議件名報告

吉濱村会決議件名報告

本村会ニ於テ本月 日、本村共有地吉濱村吉濱秣山・字幕山、吉濱村鍛冶屋秣山・字桜郷ノ兩所ヨリ産出スル竈石伐出シ方、當明治廿四年ヨリ同廿八年迄五ヶ年間、石材売切ニ付（売切ハ壹尺六方）、金壹匁五厘以下ノ代價ト相定メ、公入札ニ附シ、其請負代金、本年二月三十日半金、廿六年二月三十日半金ヲ徴収シ、村税歳入ノ内へ編入スルモノト議定セリ、右、及報告候也

足柄下郡

明治廿四年二月 日 吉濱村長向笠彦右衛門

足柄下郡長 中村舜次郎 殿

（湯河原町役場蔵）

吉濱村共有地吉濱秣山（まきやま）、同村鍛冶屋秣山（まきやま）兩所から産出する竈石（かまじ）切出しにつき、一八九一（明治二四）年から一八九五年までの五年間、公入札に付し、その請負代金を村税の歳入に繰り込む旨を決議した吉濱村会の報告。

191 〔書簡〕（鎌苅入会・秣山一件に付）

拝啓、然者客歳以來御相談ノ秣山一義乍不本意小生ノ意見充分眞奎村々会ニ於テ採用セズ不得心、先日申上候處素心ヲ盡サル段、萬々遺憾、尤中山郡長ノ意見も有之候ニ付、再ヒ一昨日同村臨時協議会ニ臨ミ、小生未終ノ意見ヲ吐露シ充分説明致候處、御意見ノ約書ニて御示談相整ベキ見込も有之候間、右約書ノ御艸稿ヲ御送付可被致、右ヲ以テ至急協議会ニ付シ、結了ヲ見ルニ致度候、尤御都合ニ依り而者能々御閑話致候而も

差支無之候得共、一應ノ書面ヲ以テ及御照會候

草々頓首、

廿五年五月十五日

門田拜

向笠雅兄

机下

(湯河原町役場蔵)

真鶴村長門田良甫が吉浜村長向笠彦右衛門に宛てた書簡。昨年以來相談中の株山(鎌苅入念)の件は真鶴村会で村長(門田良甫)としての意見が採用されず、納得がいくものではなかつた。足柄下郡長中山信明の意見もあり、一昨日の臨時協議会で十分説明をしたところ示談の見込みが立つたので、至急に協議会を開いて結論を図りたいと記している。

- 一、拙者儀、今般水車營業致度御願申上候處、最速御承認被下難有奉存所ニ御座候、就テ御指定之左ノ件々、慥ニ實行仕り、貴村御忝同様へ御迷惑相掛申間敷候
- 一、田地用水等之差岡ヲ生セシムル様ノ事ハ仕間敷候事
- 一、水車運轉ハ毎年五月ヨリ九月マデ停止候事
- 一、水車營業ハ滿五ヶ年ヲ限り候事
- 一、右、水車場ハ無談賣買一切致間敷候事
- 一、賣買登記ノ節ニ貴村へ申入レ、本證書訂正致へシ候事
- 一、右、爲後日保證人連署ヲ以テ約定證書差入置候處、仍而如件

192 約定證書(水車營業に付)

約定證書

足柄下郡土肥村宮下

明治三十三年

本人 岩本常五郎

十月三十一日

保證人 二見銀治

印

印

城堀村總代

保證人 力石重兵衛 ㊦

菅沼直次郎殿

吉濱村無有山 俗称ヤキモチ

外御壹同御中

(城堀区蔵)

石切場壱ヶ所間口六間

右者從來岩本福松借受使用致し居り候處、今回都合ニ依り小澤岩次へ讓渡し候間、借受人名義實正相成度、此段連署ヲ以テ奉願上候也

明治參拾四年拾貳月卅一日

讓渡人 岩本福松 ㊦

讓受人 小澤岩治 ㊦

証人 柏木岩右衛門 ㊦

吉濱村長

土肥村の一住民が保証人を立て、城堀村宛に提出した水車營業に際しての約定証。田地の用水に支障をきたさないこと、水車運輸は五月から九月までは停止すること、水車營業契約は五年間とすることなどが契約されている。

193 雜書類綴、込

① 石丁場名義變更願 (吉濱村無有山の石切場借受を變更するに付)

吉濱村無有山、俗称ヤキモチの石切場一か所間口六間の借受使用人の名義人について岩本福松から小澤岩治に変更する願書。

石丁場名義變更願

執行に付

② (依頼状) 小田原大海嘯による死者の施餓鬼会

拜啓、陳者今回海嘯ニ付、溺死者追吊之爲メ横濱市日蓮宗寺院信徒及本郡寺院信徒聯合ニテ、本宗管長大僧正濱日運猊下ヲ請シ、來ル廿八日（雨天順延）小田原町端酒匂村山王原海岸ニ於テ音樂施餓鬼法會執行候ニ付、溺死者各灵魂埋葬地へ塔婆・供物贈與致度、依而別昏交換証差出候間、乍御手数數死者遺族・親戚・古旧又ハ知人・雇主へ配附被下、當日則廿八日午後二時迄ニ該証書持參ニテ參詣焼香致シ、且ツ塔婆・供物請取候様御通達被下度、此段及御依頼候也

足柄下郡二川村今井本光寺住職

日蓮宗録司大僧都三宅日鐘 印

明治卅五年十月廿一日

吉濱村

福浦村 役場御中

尚々、死者調脱も候ハ、至急姓名御一報被下度候也、併テ御依頼申上候也

過日の小田原大海嘯（だいかいしやう）（一九〇二（明治三五）年九月二八日）での溺死者を追吊する施餓鬼法會を小田原町酒匂村山王原海岸にて執行するとして、吉浜・福浦両村役場に関係者への參詣焼香の通達を願う依頼文。

③ 海外旅券下附願（曹洞宗僧侶、米合衆国に布教・教学研究のため海外渡航をしたきに付）

海外旅券下附願

一、姓 名 西有惠觀

一、生年月日 慶應貳年九月貳拾五日生

一、本籍地 神奈川縣足柄下郡吉濱村吉濱八百六拾

七番地

一、身 分 戸主

一、族 称 平民

一、職 業 曹洞宗僧侶（現吉濱村英潮院住職）

一、渡航地 北米合衆國

一、年限 貳箇年

一、目的 本邦移住民慰問・布教并宗教學研究之爲

右者今般渡航致度ニ付、海外旅券御下附相成度、別紙
戸籍謄本（省略）相添へ、此段相願候也

右

明治三十六年六月二十二日 西 有 惠 觀 印

神奈川縣知事周布公平殿

前書之通願出ニ付奥印候也

明治三十六年六月廿二日

神奈川縣足柄下郡吉濱村長向笠省三

吉浜村英潮院（曹洞宗）僧侶、西有惠觀が北米移民

の慰問・布教と教学研究のために二年間渡米したいと
して海外旅券の発行を求めた願書。

④ 御請書（吉濱村から鍛冶屋村間に軌道布設した
きに付）

御請書

神奈川縣足柄下郡吉濱村吉濱千三百五十二番地

佐 藤 隆 吉

神奈川縣指令内第二〇二八号

足柄下郡吉濱村吉澤濱

佐 藤 隆 吉

明治三十四年六月十五日付願、吉濱村大字吉濱字雀卷

田ヨリ全村大字鍛冶屋字椎木沢ニ至ル間ニ、軌道布設ノ

件聞届、別紙命令書下付候條、請書差出スベシ

明治三十六年十月七日

神奈川縣知事 周布公平 印

右、御請候也、

明治三十六年十月廿二日

右

佐藤隆吉

神奈川縣知事周布公平 殿

一九〇一（明治三四）年六月、吉浜村の佐藤隆吉が
新崎川堤沿いの吉浜村鶴巻田と鍛冶屋村椎木沢間に石
材運搬用の軌道敷設を出願し、一九〇三年一〇月県知
事より認可された。

吉濱村役場

御中

日露戦争において、日本ではロシアのバルチック艦
隊の進路方向について太平洋側か日本海側か計りかね、
戦々恐々としていた。露艦の艦影を発見次第、即刻通
報せよと命じた本資料はこうした背景による。結局、
露艦隊は日本海に進行し日本海海戦となった。

⑤ 秘号外（露艦認知次第通知すべき旨）

露國軍艦、明日頃、相模沖ニ顯ハル、ヤモ計ハレサル
ニ付、町村民ニ於テ露艦ラシキ者ヲ認メタ由御聞込ノ
時ハ、直ニ御通知相成度、此段爲御照會候也

明治三十七年七月廿二日

小田原警察署長

⑥ 「依頼通知」（民間製造の煙草販売者への注意

事項）

作發第一四二五號

民間製造ノ煙草販賣者ニ對シ、左記事項注意方、御取
斗相成度、此段及御依頼候也

明治三十七年八月十日

警部 坂東栄次郎 印

秦野葉煙草收納所 ㊦

管内市町村役場御中

一、毎月五日迄ニ提出スベキ民間製造煙草ノ受払現在

高申告書ニ刻煙草ノ種類ヲ一々明記スル筈ノ處、煩

雜ニ付、之ヲ省略シ、種類欄ニハ單ニ刻ト記載シ差支

ナシ、又施行細則第四十九條第一項ノ營業帳簿モ刻

煙草ニ限り、名称ヲ省キ妨ケナシ

一、民間製造ノ煙草販賣者中、毎月受払、現在高申告

ヲナスハ、卷煙草ニ限り、刻煙草ハ申告ニ不及哉ニ誤

解セル向アルモ、刻煙草ハ卷煙草全様受払ノ申告ヲ

要スルヲ

一、刻煙草及卷煙草ノ受払、現在高申告書中受ノ欄ニ

ハ、当月中ノ買入高ノミヲ掲記セルモノアルモ、前

月ノ越高高ヲ合算掲記スルヲ

一、煙草小賣人ニ指定セラレタルモノニシテ、元賣捌

人ノ雇人トナリ、出賣又ハ仕入ヲナスコトハ許サズ

ルニ付、自今若シ發見シタルトキハ、指定ヲ取消サ
ル、ト

右

作發第一四二六號

民間製造ノ煙草ヲ販賣スルモノハ、煙草專賣法第八十

四條及ヒ全施行細則第四十九條ニヨリ本年七月以後、

毎月ノ受拂高ヲ翌月五日迄ニ當所ニ申告スベキ筈之處、

施行後日尚ホ淺ク不知不識、期日ヲ愆リ申告ヲ怠リ候者

可有之モ難斗候条、心得違ノモノ無之様、煙草販賣者

へ注意方御取斗相成度、此段及御依頼候也

明治三十七年八月十一日

秦野葉煙草收納所 ㊦

管内市町村役場御中

作發第一四二七號

煙草小賣人心得書送付候条、一部ハ貴役場ニ留置キ、

其他ハ御部内小賣人ニシテ指定ヲ受ケタルモノニ至急
配付方取斗相成度、

右及御依頼候也

明治三十七年八月十一日

秦野葉煙草收納所 印

管内市町村役場御中

煙草専売法に基づく民間製造煙草の受払現在高申告

書及び施行細則に基づく營業帳簿の記載上の注意事項

の取り扱いについて、秦野葉煙草收納所からの通知。

⑦〔通知〕(故陸軍歩兵上等兵の葬儀執行に付)

故陸軍歩兵上等兵村田義次氏、明治三十七年九月廿二
日、清國盛京省李兒溝西北方二〇三高地附近ニ於テ傷
痕ヲ受ケ、同年同月廿七日、清國盛京省胡家屯第一師
團第三野戰病院ニ於テ死亡候處、今回遺骨到着ニ付、

本月三十日、午后一時自宅出棺、同二時静岡縣田方郡

熱海町泉福泉寺境内ニ於テ、并ニ故陸軍砲兵壹等卒室

伏万之助氏、明治三十七年八月十九日、清國盛京省梨

嵐子附近ニ於テ戰死候處、今回遺骨到着ニ付、本月三

十一日、午前拾時自宅出棺、同十一時静岡縣田方郡熱

海町泉保善院境内ニ於テ葬儀執行候間、當日御會葬ノ

榮ヲ賜ハリ度、此段御通知候也

明治三十八年一月二十六日 土肥村葬儀委員総代

土肥村長 室伏愛次郎 印

吉濱村長 向笠省三殿

〔雜書類綴込 吉浜村外五ヶ村戸長役場〕湯河原町

役場蔵)

日露戦争に従軍して戦死した兵士二名の遺骨が到着

したので、それぞれの葬儀の執行についての通知。

194 差入証書（字大洞山石材採掘に付）

差入証書

神奈川縣足柄下郡土肥村大字城堀、字大洞山石材採掘ニ付、本年三月廿一日、貴殿ト佐藤隆吉・竹内庸治、及拙者三名ニテ御契約致候ハ正三相違無之候、然ニ此度都合有之、拙者一名之名義ヲ以テ、仮ニ別紙契約書御交換致候得共、右ハ一時都合上ニ因リ、如此御依頼致候義ニ付、他日如何ナル事情有之候共、別紙拙者一名之名義之契約書ハ有効ト認メズ候、仍而爲後証一書差入置候事、如件

東京々橋区明石町三十一番地

明治三十四年九月廿日

二宮景輔 ㊟

菅沼直次郎 殿

（城堀区藏）

土肥村大字城堀の大洞山石材採掘に付、契約名義人

三名を二宮景輔一名に変更する旨の証書。

195 契約書（案）（根拵大綱張立に付）

契約書

吉濱村民ハ小澤徳兵衛・村上藤四郎（以下單ニ甲者ト稱ス）、福浦村民ハ高橋隆吉・高橋好藏（以下單ニ乙者ト稱ス）惣代ト定メ、明治拾四年壹月拾五日甲乙両者間ニ締結セル定約書第九條ノ趣旨ニ基キ、左ノ契約ヲナス

第壹條 乙者ハ現時官廳ノ許可ヲ得テ根拵大綱ノ張立ヲナスニ付、毎年 月 日ヲ期限トシ、壹ケ年金百五拾圓ヲ乙（甲、壹字訂正）者ニ仕拂フヘシ

第貳條 甲者ハ乙者ニ於テ第壹條ノ契約履行ヲ怠ラサル限りハ、明治拾四年壹月拾五日、定約書第參條ノ場所、則チ吉濱村・福浦村陸地境界ヨリ見通シ、東端先已ノ正當ヨリ、貳拾九度西端先午ノ正當ヨリ參度ノ根拵網張立場所ノ許可申請ヲナサ、ルベシ

第參條 本契約ハ第參者ニ關係ヲ生スル場合ト虫牝、

甲乙兩者共ニ自ラ其責務ヲ負フヘキモノトス

第四條 明治拾四年壹月拾五日、定約ニ附帶シ、明治

參拾年四月拾四日、甲乙兩者間ニ締結セル定約第壹

條ヲ左ノ如ク改訂ス

土肥村大字門川ノ根拵網ニシテ明治貳拾六年以前ニ

許可ヲ得タル旧慣以外ノ沖合ニ張立タルタメ、乙者

ノ漁獲ニ影響ヲ與フルトキハ甲者ハ乙者ノ利益ニ對

シ、適法ナル能フ限りノ助力ヲナスベシ、但シ、此

事ニ要スル費用ハ一切乙者ノ負擔タルベシ

第五條 明治拾四年壹月拾五日ノ定約證及ヒ貳個ノ契

約證、同參拾年四月拾四日ノ契約證ハ本契約ニ抵觸

セサル限度ニ於テ其効ヲ有ス

右、契約ノ確實ヲ表スル為メ、両村人民ノ委任状ヲ添

付シ、両村惣代左ニ署名捺印スルモノナリ

明治參拾六年

(福浦 露木重之氏藏)

吉浜村民二名(甲者)と福浦村民二名(乙者)との

間に取り交わされた根拵^{ねぢ}大網張立場所に関する漁業契

約。

196 福浦漁業組合規約

福浦漁業組合規約

第壹章 総則

第壹條 本組合ハ漁業權ヲ享有及行使シ組合員共同ノ

利益ヲ図ルヲ以テ目的ト為ス

第貳條 本組合ハ福浦漁業組合ト称ス

第參條 本組合ノ事務所ハ神奈川縣足柄下郡福浦村百

四拾五番地ニ置ク

第四條 本組合ノ地區ハ神奈川縣足柄下郡福浦村ノ區

域ニ依ル

第五條 本組合ニ於テ使用スル印章左ノ如シ

方	福浦村漁
一	業組合
之	印

第貳章 組合員ノ加入及脱退

第六條 本組合ノ地區内ニ住所ヲ有スル漁業者ハ組合

員タル事ヲ得

第七條 組合ニ加入セントスル者ハ其旨ヲ理事ニ申込

ム可シ、理事前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ、

組合員名簿ニ其氏名ヲ記載シ、其旨ヲ申込人

ニ通知スベシ

第八條 組合員脱退セントスルトキハ其旨ヲ理事ニ申

込ムベシ

第九條 組合員脱退シタルトキハ理事ハ組合員名簿ヨ

リ其氏名ヲ删除スベシ

第參章 理事監事及事務員

第十條 本組合ニ理事參名。監事ニ名ヲ置ク、

理事ハ組長・副組長各壹名ヲ互選ス、

理事及監事ハ一個年以上本組合ノ地區内ニ住

所ヲ有スル組合員中之ヲ選挙ス

第十壹條 理事ノ任期ハ三ケ年トシ、監事ノ任期ハ一

個年トス、但シ、再選ヲ妨ケズ、

補欠選挙ニ依リ就任シタル理事、又ハ監事ハ

前任者ノ任期ヲ繼承ス、理事又ハ監事任期ノ

滿了ニ因リ退任四シタルトキハ後任者ノ就任

ニ至ルマデ尚ホ其職務ヲ行フ

第十貳條 組合員ハ正当ノ事由ナクシテ役員ノ当選ヲ

辞シ、又ハ其職ヲ辞スコトヲ得ズ

第十參條 理事及ビ監事ハ名譽職トス

第十肆條 本組合ニ書記若干名ヲ置キ理事之ヲ任免ス、

書記ハ役員ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十伍條 規約及事務ノ執行ニ関スル細則ハ理事之ヲ

定ム

第四章 會議

第拾六條 總會ハ通常總會及總會ノ二種トス、通常總會ハ毎年一月之ヲ開ク

一、理事ガ必要ト認タルトキ

二、監事ガ漁業組合規則第廿四條ニ依リ必要ト認メタルトキ

三、組合員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及其

ノ招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

ノ招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第拾七條 總會ハ規約変更ヲ決議、解散ノ決議及漁業組合規則第拾九條ニ掲ゲタル事項ノ決議ヲ爲

ス場合ヲ除ク外、通知事項以外ノ事項ト雖モ、之ヲ決議スルコトヲ得、組合員三分ノ二以上ノ

出席アル事ヲ要ス

第拾八條 總會ハ組合員ノ三分ノ一以上出席スルニアラザレバ開會スル事ヲ得ズ、但シ、同一事項ニ付再度招集シタル總會ニ於テ此限ニアラズ

第拾九條 總會ノ決議ハ出席員ノ過半数ニ依ル、可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第貳拾條 總會ノ議長ハ組長之ニ当ル、組長、事故アルトキハ副組長之ニ代ワル、但シ、總會ニ於テ出席組合員中、之ヲ互選スルコトヲ得

第貳拾壹條 總會ニ於テ決議録ヲ作り、議長及出席組合員三名以上之ニ記名捺印スルモノトス

第貳拾貳條 總會ノ議事ニ関スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第貳拾參條 本組合會計年度ハ毎年四月廿日ニ始メ翌年三月廿一日ニ終ル

第廿四條 金五拾円以上ノ現金ハ總會ニ於テ定メタル銀行ニ之ヲ預ケ入ルモノトス

第廿五條 毎年度ノ剩餘金ハ左ノ範圍内ニ於テ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ処分ス

一、基金ノ積立 剩餘金ノ百分ノ二拾以上

一、遭難救恤資金ノ積立剩餘金百分ノ五以上

一、組合員分配金 剩餘金百分ノ七十五以下

第六章 漁業権享有行使及漁業方法

第二十六條 本組合ノ享有スル漁業権左ノ如シ

一、地先水面専用漁業権

海老網、手繰網、餌コマシ網、イナタ網、

鰹魚卷網、鮑採藻、釣漁

第二十七條 本組合ノ享有スル漁業権行使方法、左ノ如

シ

一、地先水面専用漁業権ニ依ル漁業ハ組合員

各自ニ、又ハ共同シテ之ヲ爲スモノトス

一、鰹魚卷網ハ組合員共同シテ之ヲ為シ、鮑

及採藻ハ組合員ノ入札ニ依リ漁業者ヲ定ム

第二十八條 本組合ノ享有スル漁業権ニ対スル組合員ノ

漁業ハ漁期ノ始メニ於テ抽籤ヲ以テ定メタル

順序ニ依リテ之ヲ爲ス

第七章 組合員ノ遭難救恤

第二十九條 本組合ハ組合員ノ遭難救恤ニ充ツル為メ

遭難救恤資金ヲ積立ツルモノトス

前項ノ資金ハ総額一千元ニ達スルトキハ其積

立ヲ停止スルモノトス

第三十條 遭難救恤資金ハ總會ノ決議ニ依リ別ニ定メ

ルモノトス

一、水難其他ノ変災ニ遭遇シ、漁具且ツ漁船

ヲ喪失毀損シタルトキハ其新調費、又ハ終(ママ)

繕費ノ補助

二、遭難ニ依リ負傷シ、若クハ疾病ニ罹リタ

ル者ノ医療費ノ補助

三、漂流者ノ帰郷旅費ノ補助料

四、遭難者ヲ救助シタル者ニ対スル賞與金、

又ハ謝金

〔參十一條 前条支出ヲ為シタルトキハ其事由金額及

受領者ノ氏名ヲ事務所ニ提示シ救助ヲ為ス可

シ

第卅二條 遭難ノ救助ヲ受ケス救助シタル者ハ遲滞ナ

ク其事実ヲ事務所ニ申出ヅベシ

第八章 違約者処分

第卅三條 第廿八條ノ規定ニ違背シ、又ハ組合費ノ納

付ヲ怠リタル者ニハ金參拾円以下ノ過怠金ヲ

科ス

明治參拾六年參月拾日

發起人 高橋柳吉

全 高橋好藏 ①

全 高橋若次 ①

全 高橋岩治 ①

全 高橋千代吉 ①

(福浦 露木重之氏藏)

足柄下郡福浦村の漁業組合規約で、全八章・三三三條からなる。

197 〔日露戦争従軍書簡〕

① 〔書簡〕

(封筒表書)

大日本帝國神奈川県相模國

足柄下郡吉浜郵便局土肥村宮下

二見初次様行

拾月一日

二見作之助様行

(封筒裏書)

清國衛近師團第九号補輸并

第參小队第壹分隊

二見峯太郎 拝

拝啓、御尊家には入営以來、之迄御無音に打過ぎ、尋

罪御寛宥下され度。猶御一同様には御変りも無之候や。次に小生も無事軍務罷在候。他事ながら御放念下され度候也。

就而は小生去る七月拾日、廣嶋市を岁発し、宇品港ヨリ讃岐丸に乘じ、四晝夜を以て南尖浦ナシヅナに上陸し、其夕は戦死者の墓地に露営す。然者墓を枕に致し候へば、眠る事も来らず、唯々横に成りて一夜を明し候。之より朝五時の起床にて同半の岁発し、之より大狐山オウコヤマ向き行軍す。七日の行軍を以て安東県に着し、其間山の頂上ニ露営す。又は墓地、或は川の端等に宿舎す。家中に宿る事は無之。安東県漸く馬屋の如き處に宿舎ス。一日の滞在、明日岁発、三日の行軍を以て、鳳凰城に着し、又、五日の行軍にて目的地に着。拾五日間、其間毎日七八里車輛を引き、雨降りたれば、休む事来らず。又、川は多くあり、一日に千歳川位の七八回渡渉せり。故に水虫の来る者あり。靴ずれにて苦む者あり。

り。然れ小生は是等事朋に苦む事御座なく候。

八月一日漸く勤務に取かゝり候。それは塞馬集兵站部サマツマツシウヘイより中継迄四里の處を麦(式斗俵)七俵積み、之を四人を以て引き米は(式斗俵)五俵拾五日間、此處に宿舎定めて輸送す。之より参日の行軍、四道溝兵站部シドウコウヘイ一里半の處に宿舎を定め、四道溝より草河長嶺間クサカワチヨウリョウの運搬此間四里、之を往復す。此處に九日間仕事を致し、又岁発。参日間の行軍前進し、此行軍は實に苦歎す。朝四時の起床、夜は暗きに至る迄行進、麻天嶺マテンリョウと云ふ處は一大の峠なり。夕方此峠にさしかゝりし時、最早日は没し暗き道を壺里歩す。頂上にあがり切れば、雨降り來り、人家なく雨具を地上引き、之に宿舎す。すると雨水は水の如く流れ來る。車輛の下に逃る者あり。眠むらず夜を明し候。明日は清天、此峠を下りて連山レンサン関兵站部カンヘイを通りて只今の甜水站兵站部カンスイに着シ、茲に最早壺ヶ月程勤務致し居り候。

九月四日は朝參時の起床、日半の爰発し五里の道を二回往復、之は遼陽陥落に附きて、急輸送を致され、夜の拾貳時迄歩す。故に道に眠る事もあり。雨降り來り、暗き夜歩す。明日も同じく后後貳時頃より又爰發し、

御通知下され度候。當地はこの九月上旬頃より、白霜下りて、甚だ寒く候故に、種寒防具取寄度思ふ故、若し御送附の時は小包^{〇〇〇〇}にても必ず軍事郵便の宛名にて御送附願度。

近衛師團第九号

第參小隊第壹分隊

二見峯太郎拝

宮下

二見初次郎様

拾月壹日爰

(宮下 二見弘氏藏)

又塩しやけ一寸四方位の者を二食分ニ致し、勤務はかく烈しく食物は減じ、腹のへる事移^(ママ)しく候。然れども支那には幸ひ蜀李子・大豆・小豆、見渡限りの作物御座候故、之にて一時の飢を凌ぎ候。斯の如き事に候へば、御尊家御一同様へ御無沙汰致し、悪からず御思召下され度。今日は第九号全部休業を命ぜられ、故に取急ぎ斯乱筆を認め差上候。余は後便に譲る。

二伸、幣家^(弊)の事は萬事萬端御依頼の程願ひ上候。然共只今は何如何んとも通知無之候へば御手数ながら一寸

湯河原町宮下出身の二見峯太郎の従軍書簡である。文末に遼陽陥落とあることから、一九〇四(明治三七)年の日露戦争従軍書簡であることがわかる。宣戦布告の約八十日前に広島市宇品港を出港して南尖浦に上陸後、安東県(現遼寧省東港市)に至り、雨中中小河川

を渡渉してようやく本格的な勤務に取り掛かり、その後も諸溝・関・嶺を越え、甜水站部に勤務して早一月になるといふ。食物は極めて乏しいが、蜀李子・大豆・小豆などを食べて飢えを凌いでいる。これから極寒になるので、防寒具を送付してほしいなどと記されている。

②〔書簡〕

拝啓、追々寒氣ノ候ニ相向ヒ候處、御尊宅ニハ別ニ御變りも御座無候や伺ヒ上リ候。迂生義、身体ハ無事ニ毎日愉快且ツ呑氣・安樂ニ日ヲ送り居リ候間、一先御休神下被度候。扱て、過般私宅ヨリノ御手紙拝見致シ細キ事承リ候。

御当地、本年ハ近年稀ナル稲作大當リノ趣キ何ヨリノ此上無キ幸福ニ御座候。又御書面ノ終ニ一言認メ有リ

夕修善寺村山田作衛門様御妻義、御死去遊され候由、御書面ニ接シ驚人候矣。甚だ恐入候へ共、右地處不名ニ付、御宅様ヨリ修善寺ノ方トカ多那ノ御叔父様ヘカ別ニ御悔ミ狀モ差上ズ上、御大兄様ヨリ御悔ミ申告げ下され度、御依頼申上候。

就テハ旅順方面ノ戦争ノ義ハ、大イニ秘蜜^(密)致し居リ候へ共、当病院ナドニハ毎日内地へ壹百廿名位イ宛ツハ送り居レト出レバ、又旅順又ハ遼陽ヨリ輕傷患者百五十名位ハ毎日入院シ來ル。只今ノ処ニテハ本院第一分院・第二分院共デ重輕傷共、本日ノ人員デ七千八百二十名、捕虜四十名位イ居ル。其内脚氣患者ハ隔^ワリ室デ八名位イ宛ツ毎日死亡ス。實ニ手ノ出シヨウ無見殺シデ有。實ニ氣ノ毒デ有ル。又、職員ナドテ病氣ニ成リテモ内地ニハ中々後送致シテ下サラヌ。又、我々ハ負傷ハ致サズ、内地ニ後送サレルノハ看護卒ナドハ、皆脚氣デ送ラレルデアル。私等ト共ニ來リタル者デ、最

早四名、脚氣デ廣嶋ニ歸リ、其内々地迄テ送ラレ、又内脚氣デ昇進^{シヨウシン}シテ三名ダルニーニテ三四日前死亡シタ。右ノ事キ者ハ、實ニ氣ノ毒ダ。当節ハ私等モ職員多クナリテ、体ハ落テツレノ無キ、正月ヨリモ宜敷ク候。又、陸軍恤兵部ヨリ五日目位宛ヅニ色々ノ品物、患者ヲ始メ職員我々ニ下サル。其品者ハ

落花生ノ箱入・氷砂糖ノ箱入、是レニ付テ東京貨屋ノ手拭一ツ・ハンケチ、天狗煙草五十本・一人ニ付酒二合宛、半切巻紙一本・ライヨン齒磨二袋・ヨウジ一本、日本紙十二枚・ワラ紙八枚、水飴ノマゲ者、封袋一人ニ付五枚位イ、皆各々ニ別テクレル。

其内ニテモ煙草・酒ハ時々下ル。何タリトモ別ニ不足ナシ。自分ノ身体ニハ樂過ぎて困リ升。又、私等ノ食スル者ハ、別ニ炊事デ煮テ何事モヨロシイガ、ダルニーの名物ノ蠅ヤのみ、其他チャンノ大便ノ不潔ニハ

恐れ入タ。チャンハそれでも自分ノ体ノ不潔ノハ柵^(ママ)ニ上ゲテ、患者ナド死亡シタノヲ始末^{シマツ}サセント鼻^{ハナ}ヲ摘ミテ、其有様ハ實ニ愉快ダ。最早病室ノ事ハ此位イニシテ、是ヨリ又私ノ辛碇泊場司令部附ノ事ヲ細カニ御知セ申升上升。私モ生レテ奇^(奇)リ二十有餘年モ立ツガ始メテ九死一生ノ目ニ合ヒタ。此事モ鍛冶や自宅定さんや作兄上様ノ処工御傳エ下サレ度。是ヨリ認メ升。

私等ハ御承知ノ通り、屯営出発ノ時ヨリ、右ノ赤字ノ処附で有ル上患者内地ニ歸ル時ニハ醫宦^(ママ)二名位イニ私等十名程、患者千二百名位イデアル。御承知デモ御座いまいしが、是ヨリハ海上勤務と云フタラ大イニ苦シイ。其苦シノハ只ダ寒さガ烈シクテツライ丈デ有ル。最早青泥窪ニ上陸以來、内地ニ貳回行ク。一度ハ患者千二百名、其捕虜二十名位積ミテ、宇品迄^(ママ)テ行キ、司令部ニ引渡シテ私等ハ上陸シテ帶^(ママ)在六日致シタ。其時ハタイクツ上、宮嶋見物來リマシタ。而シテ七日目命

令アリテ、ダルニーニ歸港致ス事トナリテ宇品港ニテ安藝丸ニ乗船シテ、其時ハ海上無事ニダルニーニ歸リ至タ。上陸スルヤ、以前ノ第一分院五號室ニ來、病室勤務ヲ致シ居ル。十五日間、病室ニ居ルと本部ノ命令デ明出帆スル小雛丸ニ乗レトノ命令。此船ハ運送船(噸)デ三千百噸位イシカナイ。是レニ患者六百四十名積ミ、大坂築港迄來リ、患者上陸サセル。私等ハ上陸セズ、其マ、小雛丸ニテ宇品迄歸り來リ、其時ハ九月廿七日ニダルニーヲ出帆シ、十月一日、午后三時ニ大坂築港着ス。

又、宇品十月二日、午后六時着。其時ハ海上無事ニ宇品ニ着。上陸シテ宿舍スル。宇品港海岸通り、旅館泰儀三郎方ニ宿舍ス。此処ニ着スルヤ船内大イニ寒キ爲メ、防寒用買ヒ求メ度ト思ヒ、右宅ニテ自宅ニ電報爲替ヲ打チタ。電打チテ後、其夜ノ八時頃ニナルト宇品ノ司令部ヨリ命令アリ。明三日午前十時迄デ病院船上

洋丸ニ乗船ト命令アリタリ。最早電信ハ打タシ、明三日ノ乗船デハ金モ受取レヌト心ノ内デアキラメテ其宿舍ニ依頼致シテ、私ノ印ヲ置キテ頼ミテ、土洋丸ニ乗船致シマシタ。

何シロ二日ニ上陸シテ一泊丈シテ、三日ノ日ニハ乗船

シタ。其時ハ替(為替)為受取レヌノガ残念デ有リタ。宿舍ノ

主人ハ心ガ堅キ上、私ガ又宇品ヘ歸ル時迄デ取置キテ

ヤルト云フテ、安心シテタルニーニ歸リ、十月三日十

時ニ土洋丸ニ乗り込ミマシタ。此船ハ二千三百噸許リ

テ少サキ船デアアル。病院船デ有ルカラ、看護婦モ三十

四名乗り居リ候。宇品港ヲ十月三日、午后二時ニ出帆

シタ。四日ニ門司ニ着シ、此処ニテ石炭ヲ積込ムニ付

キ、一日碇泊シテ、私等モ其間、門司ニ上陸シテ處所

見物後、又本船ニ乗船シ、五日朝八時頃、門司出帆シ、

對嶋(馬)海峡濟州嶋迄ハ別ニ波モナク乗りシガ、黄海ノ

岡ナル安眠嶋附近ニ來ルト、波大イニ立チテ、船ユス

レル。

其時ハ私等モ別ニ何とも思わず居りたが、夜引七時半頃ヨリ、又一そう波大キクナリテ雨ハ降り、風ハ大キクマストヲ打たをすガ如ク、波ハ益々高ク、甲板上ニ落ル雨ヲ見レバ、雪ノ如ク降り而、まるで船ハ荷物積居ラヌ上、尾にニ付ケテ有ルすころくと云フ者、船体ノ動クダヒから廻リヲする。其音ノ大キサ實ニ強ク何シロ五日ノ夜ノ拾一時頃ヨリ夜明ノ二時頃ハ實ニ大キカツタ。其時ノ有様ハ最早碇泊場司令部附ハイヤ思ヒたれど命令ナル上是非ガナイ。六日の午后三時ニどうやら青泥窪港ニ入りマシタガ、其時ノ嬉こび、皆一同よろこびました。

何レ又無事デ居リタラ、凱旋ノ明月萬々御話し申上候。又、当タルヨリ旅順迄デハ里數十八里程ナキ上、一昨日二十八山チノ砲声タエズキコエル。又、患者出入大イニ有リ、實ニこんざつなり。

旅順ヨリ來ル患者ノ談ニ奇レバ、九日ニ打チタル我砲二十八山チ二十七發打チタル処、其内七發ハたしかニ敵ニ命中致シタトノ事、又其内ノ二發ハ旅順港外ニ有ル敵ノ船ニ二發命中ノ事、旅順陥落モ本月中ナランノ事ナリ。余ハ御便。

今迄デニダルニ一ニ居リテ村内ノ者出合セタル事、一名モ御座なく、過般内地ニ患者ヲ送り來ル時、安藝丸ニテ真窪村(縣)ノ下町ノ橋本ト云フ人ニ出合セタル丈テ有。實ニ患者モ沢山有ルガ、知リ人ニハ面会シナイ。又二見峰太郎殿トハ居ル処、漸やく別リテ手紙(分)ノ交換を致シ居リ候。過般乙升様ノ處ヨリ御地様子詳細ニ御通知下されて、誠ニ何ヨリウレシかんた。

宮上ノ戦死者ハ紺やノ室伏君ニ、今一名ハ誰ナリや、私ニハ別リマセン。右ノ事モ自宅ヨリ知せたが、少々モ心ニ落入ぬ。乙升様ノ処ヘモ今夕多忙なる上、御返事差上ズ居ル上、御宅様ヨリ一寸先ニ宜敷ク御傳へ置

き下され度。又青沢窪町ノ様子色々町ノ名が付きて、大山町一二丁目、児玉町、山地町、福嶋町、海岸通り、乃木町などの名町付テ、實ニ開ケタ、又公園アリ。此中ニハ虎大ナル一疋居リ、熊二疋、右ノ虎ノ大キナ者ニハ私モ驚入タ。其虎ハ露助ガ戦争開ケル時、日本ノ婦土人を虎ニ喰セタトノ事。右ノ次第ナレバ、實ニあわれむべきで有ル。余ハ他ニウツル。

前記ノ讀き^(續)

右ノ公園ニ居ル虎、大ナル事、東京上野公園ニ居ル奇^(奇)リハ三〇かケマ大キク、又其虎ハ右ノ次第ヲ致シタ事ニテ、我日本軍人ガ公園ニ遊ビニ行ク。其虎ヲ見レバ、兵皆其虎ニ當リテ小石ヲ打チ付ケル。虎ハをこりて大こへを立テ、目を丸クシてなきさけぶ。其こえ天ニヒびき、丸で砲ヲ打チタル音すこしもちがいない。其虎モ近々東京ニ送ル由、其虎モ後日ノ話ノ為、送リタラ是非一回ハ見物致シテも宜敷イ。私モ又近々内地迄デ

患者を送りて來ル。又其時ハ知せ升。

一寸申置き升が、宇品ニ送りタ時、

清国ダルニート表書ガ印シテ有りてモ、宇品港で送り申升ガ、其事ハ御承知置き下され度候。

又、手紙ノ返事ノ義モ、私内地ニ來リ居ル留守ニ病室ニ來リ居ル上、何本モ沢山歸レバ留リ居ル。其上返事延引する。

湯ヶ原、大次郎ガ新聞送り下されて何ヨリ楽しみだ。

此度大次郎ニ行合ヒタラ御氣ノ毒ながら以前ノ通り、第一分院第五号室で御宛デニテ出し下さるよう御傳言申下サレ度。私ノ処エ手紙下サル宅ノ姓名、左ニ記ス。

今迄ノ分

日吉町 三本

東京 橘や呉服店 二本

横濱 石川中村

戸川岩太郎 二本

熱海

長津宇兵衛

二本

濱田仙次郎

一本

鳴平蔵

二本

山田由次郎

一本

吉濱

乙竹様

一本

門川

寺井松五郎

一本

宮下

白宅ヨリ

タツタ今迄二本

西山常次郎

二本

泉

杉本彦五郎

二本

石川文吉

一本

湯ヶ原

杉本大次郎

今迄テ續イテ
新ぶん

小田原

岡田内

二本

其他軍隊ノ友人最早沢山来リタ。

右ノ事、私ノ内ヘモ細カナ事聞せて下され、湯ヶ原新

や多那ヘモ是非頼み升。

二見長蔵様、二見宗助様、二見久作様、定さんにも宜敷く傳言願ヒ升。

御話ハ終リ

拾月十二日

土肥野萬作

二見大兄様

御家内御中

(宮下 二見弘氏蔵)

寒氣を迎えたが健勝。旅順の戦いは軍の機密だが旅順・遼陽からは多くの戦傷患者が送られ、その中には脚氣患いで死亡する者も多い。陸軍恤兵部からは生活必需品が支給され、別に不足はない。現在は病院船の海上勤務に従事し、戦傷患者や捕虜などを搬送すべく内地と外地とを往来しているが、海上が時化ると生命の危険にさらされ、寒さも強烈で辛い任務である。

198 青年會規約標準

青年會規約標準（明治四十三年四月三日）

- 第一條 本會ハ教育ニ關スル勅語并戊申詔書ノ聖旨ヲ奉体シ青年ノ親睦、智徳ノ涵養、体育ノ獎勵、風紀ノ振肅、公共心ノ振肅、産業ノ發達ヲ企圖シ忠君愛國ノ精神ト敬神念祖ノ觀念トヲ養成シ以テ勤儉力行ノ公民タルヲ期スルヲ目的トス
- 第二條 本會ハ本町村内ニ居住スル齡十五歳以上三十歳迄ノ男子ヲ以テ組織シ何町村青年會ト稱ス、本會ノ事務所ヲ何小學校内ニ置ク
- 第三條 本會ニ支部ヲ置クコトヲ得
- 第四條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事項ヲ實行スルモノトス
- 一、適當ノ方法ヲ以テ土地ニ適切ナル補習教育ヲ行フコト
- 二、圖書縦覽所ヲ設クルコト
- 三、通俗講談會、講習會、品評會等ヲ開催スルコト
- 四、体育ノ爲メ運動會、擊劍、柔術、角力其ノ他ノ競技ヲ爲スコト
- 五、本町村内ニ於ケル者老ヲ慰敬シ善行者ヲ頌表スルコト
- 六、風紀ノ改善、勤儉貯蓄ノ獎勵、衛生思想ノ普及其他本町村ノ發達ニ資スル施設ヲ爲スコト
- 七、本町村事業ノ振興ニ協力シ殊ニ勞力ヲ要スルモノハ進テ其施設ニ任スルコト
- 八、共同シテ試作苗代、養蠶、開墾、植林等ヲ行フコト
- 九、會員ニシテ操行善良其ノ他感稱スヘキ行爲アルモノハ表彰スルコト
- 十、以上ノ外本會ニ於テ必要ト認ムル事項
- 第五條 會員ハ本會ノ費用ヲ分擔スルノ義務アルモノ

トス

第六條 會員ニシテ本會ノ目的ニ反シ又ハ本會ノ体面ヲ汚スノ行爲アルトキハ戒告ヲ加ヘ其ノ反省ヲ促シ又ハ除名スルコトアルヘシ

第七條 本會ハ學識名望アル者本會ニ對シ功績アル者ヲ名譽會員若ハ特別會員ニ推薦ス

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、總理 一名 一、會長 一名

一、副會長 一名 一、評議員 若干名

一、幹事 若干名

第九條 總理ニハ町村長ヲ會長ニハ小學校長ヲ副會長

ニハ小學校長若ハ上席教員ヲ推薦ス評議員ハ會員ノ

互選トス

幹事ハ(各支部ニ於テ其ノ部ニ屬スル會員中ヨリ一名ツ、ヲ互選シ其ノ他ノ若干名ハ)會長之ヲ指名ス

第十條 總理ハ本會ヲ總理ス

會長ハ總理ノ旨ヲ受ケ會務ヲ提理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補ケ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ掌理ス(但支部所屬會員ノ選舉ニ係ルモノハ專ラ其支部ノ事務ヲ擔任ス)

第十一條 役員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルヲ得ス

第十二條 評議員會ハ會長之ヲ招集ス

評議員會ニ於テハ本會ノ重要ナル事項ヲ議決ス

第十三條 本會ノ事業年度ハ四月一日ニ始メ翌年三月

三十一日ニ終ル

第十四條 本會ノ經費ハ會員ノ作業收入及負擔金其他

ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

歲計剩餘金ハ之ヲ本會ノ基本財産ニ編入ス

第十五條 本會ノ財産ハ會長之ヲ管理ス

第十六條 本規約ノ追加改正ハ總集會ニ於テ會員半數

以上出席シ其過半數ヲ以テ決ス

(宮上 八亀信氏蔵)

明治時代の青年会の実態がうかがわれる資料である。規約は全一六条からなる。青年会の総理には町村長、会長には小学校長が就任した。

199 用水供給約定証

用水供給約定証

- 一、当村用水歳分供給スル
 - 二、落尻ハ当村ノ川トスル
 - 三、早魃ノ際ハ供給ヲ見合スル
- 但シ、

復旧之節ハ、右約定ヲ履行スル

後日爲、右約定証一札如件

福浦村

明治四拾四年

高橋柳吉

印

五月卅日

土肥村城堀部長

御中

(城堀区蔵)

土肥村城堀部長と交わした福浦村の用水供給に関する約定規約。

200 大正五年十一月三日立太子式 奉祝大運動會

大正五年十一月三日立太子式
奉祝大運動會

順序	種類	学年	回数	内外	名稱
一				内	一同着席敬礼
二				内	開會之辞
三				外	君が代合唱
四	個	五男	二	外	風船打上ゲ
五	團	四女	一	内	韋駄天
六	動	三男	一	内	宝集メ
七	個	二女	四	外	かゞやく光
八				外	朝療の報い

二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九
動	個	團	個	團	行	團	團	動	個	團	個	團	個	動	團	個	行	團
三女	合三男	一男女	三男	五女	男 四・五	高女	六男	二女	合二男	六女	四男	三女	高男	一女	二男	六男	五女	合男
一	二	一	二	一	一	二	一	一	二	一	三	一	四	一	一	三	一	一
外	外	内	内	内	内	外	内	内	内	内	外	内	外	内	内	外	内	外
□の祭	間□ぬけ	だるまの旅行	猫のゆくへ	責任重大	プロムネード	スプーンレース	秋の取り入れ	案山子	旗取り	秋霽の間	蛙の覚醒	千鳥旗送り	徒競争	お星様	戴囊競争	足の協同一致	千変萬化	汽車の旅

四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八
個	團	体	個	團	個	團			團	体	團	動	個	團	個	個	團
高男	六女	五男	高女	三男	五女	二、三 男			四、三、 五	男 高、六	二女	一男	六女	四男	四女	青同	五男
四	一	一	二	一	□	一			一	一	一	一	三	一	四		一
外	内	内	外	□	□	内			外	内	内	内	外	内	外	外	内
萬難を破し	□の活動	□の体操	□のひ	□の合戦	□	綱引	風船打上げ	中食休憩	選手競争	兵式教練	千鳥旗送り	一寸法師	旅は道づれ	腕ぢから	母の手傳	徒競争	□旗送り

六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	
			唱	体	行	團	動	團	個	團	個	動	團	個	團	行	
			全	全	六女、高、	一、六、二	合□	高男	二男	高女	同青	二男	職	三女	六男	四、五女	
			一	一	一	一	一	一	三	一	三	一	一	三	一	一	
				内	内	外	内	内	外	内	外	内	外		内	内	
	一同解散	閉會の辞	萬歳三唱	金剛石	全校体操	カレドニアン人	選手競争	日の丸の旗	此の一戦	太公望	高低玉送り	障礙物競争	那須野与一	スプリンレース	大正を忘れず	衛生隊	天女のまひ

但シ、事宜ニヨリテ番組ノ変
代更アルベシ
尋常高等土肥小学校

201 震災死亡者大法會通知

明二十二日午前八時より土肥村役場に於て震災に関する勅諭の奉讀式を行ひ、終つて各種の打合せをなし尚午後一時より震災死亡者大法會相營み度候間萬障御繰り合せ御臨席相成度、
此段及御通知候也

大正十二年九月二十一日

土肥村長 伊藤濱平 印

宮上

室伏勝藏 殿

(湯河原町役場藏)

(湯河原町役場藏)

関東大震災の際の死亡者の大法会を九月二日に土肥村役場で実施する旨の通知。

十一日ニ至ル

第六條 休業日ハ左ノ如シ

一、祝日 大祭日 日曜日

二、皇后陛下御誕辰

三、夏季休業日(自八月一日至全卅一日)

四、冬季休業日(自十二月二十五日至翌年一月七日)

五、學年末休業日(自三月廿五日至全三十一日)

202 足柄下郡土肥村立女子實業補習學校規程

足柄下郡土肥村立女子實業補習學校規程

第一章 總則

第一條 本校ハ女子ニ對シ處世上必須ナル知識技能ヲ授ケ兼ネテ婦德ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第二條 本校ノ□課程ヲ分チテ前期後期トシ其ノ修業

年限ハ前期一ケ年後期二ケ年トス

第三條 生徒定員ハ前期二十人後期三十人トス

第四條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ

終ル

第五條 學年ヲ分チテ三學期トス第一學期ハ四月一日

ヨリ八月三十一日ニ至リ第二學期ハ九月一日ヨリ十

二月三十一日ニ至リ第三學期ハ翌年一日ヨリ三月三

第二章 學科課程

第七條 前期ニアリテハ修身 國語 數學 家事 裁

縫トス

第八條 後期ニアリテハ修身 國語 數學 家事 裁

縫トス

第九條 學科課程及毎週教授時數ハ別表ノ如シ

第十條 短期間特殊ノ事項ヲ致タル爲メ隨時講習ヲ爲

スコトアルベシ

第三章 教授ノ時刻及季節ニ關スル事項

第十一條 始業終業時刻

自四月一日 午前八時始業午後四時終業
至五月卅一日

自六月一日 午前七時始業午後三時終業
至九月三十日

自十月一日 午前九時始業午後四時終業
至三月廿六日

第四章 入學退學

第十二條 生徒ハ學年ノ始メニ於テ募集ス

第十三條 本校ニ入學スルコトヲ得ルモノハ品行方正

身軀健康ニシテ左ノ資格アルモノニ限ル

一、前期ニ入學スルコトヲ年齡滿十二才以上ニシテ

尋常小學校ヲ卒業シタルモノ又ハ之ニ準ズベキ者

トス

二、後期ニ入學スルコトヲ得ルモノハ前期ヲ修業シ

タルモノ及高等小學校卒業者又ハ之ニ準ズベキモ

ノトス

第十四條 入學志願者數多數ニシテ定員ヲ超過スル時

ハ學級ヲ増加ス

第十五條 生徒疾病ニ罹リタル時ハ其ノ病狀キニヨリ

一ケ年以内休學ヲ命ズルコトアルベシ

第十六條 生徒疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退學セントス

ルトキハ願書ニ其ノ事由ヲ詳具シ校長ノ許可ヲ受ク

ベシ

第十七條 生徒左ノ各号ノ一二該當スルトキハ退學ヲ

命ズ

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナキ者

一、成業ノ見込ナシト認メルモノ

一、引續キ一ケ年以上欠席シタルモノ

一、正當ノ事由ナクシテ引續キ二ケ月以上欠席シタ

ル者

第五章 成績考查、修業、卒業

第十八條 各學期ノ成期ハ平素ノ成績又ハ試験ニ依リ

テ考查シ各學年ノ課程ノ修了若ハ卒業ハ各學期ノ成

續又ハ試験ニヨリテ認定ス

第十九條 前條ノ考查ニヨリ學力技能不充分ト認めタ

ルモノハ原級ニ止ム

第二十條 本校規定ノ學科ヲ卒業若ハ修業シタル者ニ

ハ左ノ如キ證書ヲ授與ス

卒業（修業）證書

族籍

校印

氏 名

年 月 日生

本校後期（前期）ノ課程ヲ卒業（修業）シタルコト

ヲ證ス

年 月 日

第六章 授業料

第二十一條 授業料ノ月額左ノ如シ

前期、後期トモ壹円トス

生徒ハ毎月二十日限り本村役場ニ納付スベシ

授業料ノ納付ヲ怠ルモノハ登校ヲ停止スルコトアル

ベシ

授業料ハ特別ノ場合ニ於テハ減免スルコトアルベシ

第七章 賞罰

第二十二條 生徒中學業技能操行等特ニ他ノ模範トス

ルニ足ルモノアル時ハ之レヲ褒賞スルコトアルベシ

第二十三條 生徒ニシテ諸規則命令及訓諭ニ違フ者其

ノ他不都合ノ行爲アル時ハ其ノ輕重ニ從ヒテ之レヲ

處罰ス

(以上)

神奈川県足柄下郡土肥村立女子實業補習學校長名印

教科目、教授時數、及程度

教科目	程度	教授時數		
		前期	後期一年	全二年
修身	人道實踐ノ方法禮儀作法實習	一	一	一
國語	普通文ノ読解綴方書方	四	四	四
算術	四則及應用問題比例珠算	一	一	一
家事	家庭ニ於ケル須知スベキ事項	二	二	二
裁縫	通常衣服ノ裁方縫方積方繕方	二八	二八	二八

大正十三年度女子実業補習學校豫算

歳入ノ部

縣費補助

五〇〇円

専任教員一人俸給ノ三分ノ二以内ノ補助

授業料

四九五円

生徒四十五人十一ヶ

月分授業料

歳入合計

九九五円

歳出ノ部

給料

八四〇円

専任教員一人俸給

雑給

旅費

三〇円

賞与

七〇円

教員年末賞与

需要費

備品費

七一五円

裁縫台

二十五

二五〇円

三〇〇円

置戸棚

二個

一一二〇円

火鉢

二個

二〇円

六円

火熨

五個

一〇円

鍔

十個

五円

四円

物指

二尺サシ二十本

消耗品費

二五〇円

通信運搬費 五円

生徒賞与 一〇円

雑費 二〇円

歳出合計 一、九四〇円

(湯河原町役場蔵)

足柄下郡土肥村立女子実業補習学校規程の全七章二

三条と一九二四(大正一三)年度同校予算を提示した

もの。大正期の女子教育の実態がうかがわれる貴重な

資料である。

203 契約書(大洞の石材採掘に付)

契約書

神奈川縣足柄下郡土肥村城堀部落代表者總代菅沼三津

藏ヲ甲トシ、全縣全郡吉濱村吉濱千參百五拾貳番地佐

藤隆吉ヲ乙トシ、左ノ通契約ヲ締結ス

第一条 甲ハ足柄下郡土肥村城堀共有山全所字大洞別

紙図面中甲ノ部分ニ於テ大正拾四年壹月壹日ヨリ大

正拾八年拾貳月參拾壹日迄滿五ヶ年間金七百円也ノ

料金ヲ以テ乙ニ石材ノ採掘及切出ヲ爲サシムルモノ

トス

第二条 乙ハ前条ノ料金ノ内、金參百円也ヲ契約ト同

時ニ甲ニ支拂ヒ甲ハ之レヲ領収シタリ残額金四百円

也ハ大正拾五年拾貳月末日迄ニ乙ハ甲ニ支拂フモノ

トス

第三条 前条ノ残額金四百円ヲ故ナク乙ニ於テ支拂ハ

ザルトキハ内金參百円ハ甲ニ於テ没収シ本契約ヲ無

効ト爲スモ乙ニ於テ何等ノ異議ナキモノトス

第四条 甲ハ乙ニ對シ石材採取ノ場所ヨリ石材ヲ運搬

スル道路等ニ付テハ便利ヲ与フベキモノトス

但道路ノ破損ハ乙ニ於テ修理ヲ爲スモノトス

第五条 甲ハ別紙図面中ノ乙號ノ部分ニ於ケル石材採

掘^(掘)切出等ノ權利ヲ本契約期間中ハ乙ノ承諾ヲ經ルニ

非レバ、他人ニ付與賣買等ヲ爲スコトヲ得ズ、若シ
誤テ契約ヲ爲シタルトキハ之レヲ無効ト爲スモノト
ス

第六條 本契約期間満了後乙ニ於テ尚繼續經營ノ意

思アルトキハ先取ノ特權ヲ有スルモノトス

但料金ハ相方合議ノ上、之ヲ協定シテ定ムルモノト

ス

右契約ヲ證スル為メ本書式通ヲ作製當事者相互ニ各壹

通ヲ領有スルモノ也

大正拾參年拾貳月拾五日

足柄下郡土肥村城堀 番地

城堀区代表者總代 甲 菅沼三津藏 ⑩

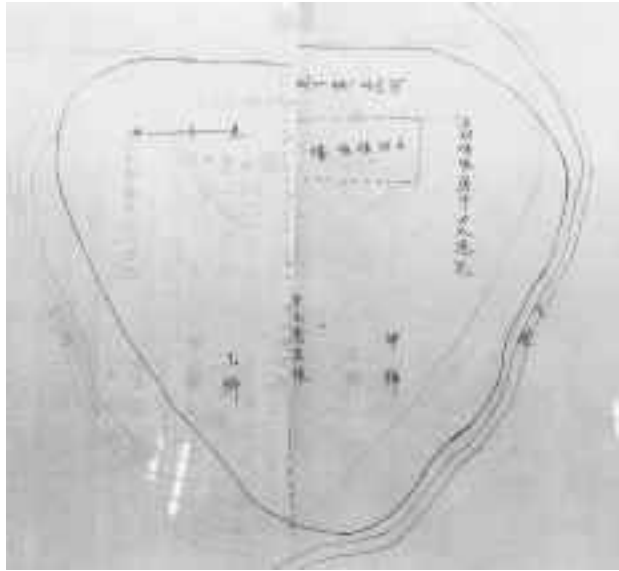
全郡吉濱村吉濱千參百五拾貳番地

乙 佐藤隆吉 ⑩

全郡土肥村城堀

契約立会人 菅沼萬太郎 ⑩

全	全	全	全	全	全	全	全
	菅沼長吉	露木善太郎	菅沼完吉	杉本猪之藏	露木吉之助	深沢音次郎	岩本力藏
	菅沼國太郎						杉本竹次郎
⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩



(城堀区藏)

足柄下郡土肥村大字城堀字大洞略図

204 湯河原町「常會」創刊號

昭和十四年十二月十五日發行 湯河原町常會 創刊號

湯河原町 常會 創刊號

神奈川県足柄下郡湯河原町 月刊 常會 發行所

神奈川県足柄下郡湯河原町

編輯兼發行人 八龜武雄

神奈川県足柄下郡湯河原町 印刷人 二見吉太郎

神奈川県足柄下郡湯河原町 印刷所 二見活版所

湯河原常會發刊の辭

湯河原町長 八龜武雄

國家の政策を國民が充分理解して、一億一心となり、
 國策遂行に邁進する事に依て今日の非常時局を乗切る
 事が出来、國家は國民の實情を具さに知る事に依つて、
 力強い國策を樹立することが出来る。此の上意下達、

下情上達の機關として、今日最も力説せられて居るものは部落常會である。

我町の部落常會は支那事變勃發して間もなき昭和十二年九月に初まり、今月は丁度滿二年四ヶ月になる。此の間各種團體をはじめ部落役員方の多大なお骨折によつて現在婦人常會と共に立派な成績を揚げて居る。

現時世界國際情勢の紛糾と共に、時局はいよゝゝ重大性を加へ國家の總力を益々強固にしなければならぬ時、此の部落常會に多大の望みをかけられ一層之が強化を計つてゐる。町では先に町常會をも組織し尙又會報を發行して私共が目ざす一戸一人必ず部落常會に出席してよりよき部落を造るため、申合せた實踐事項の實行を計り、國家の理解を深め町内各種團體のあらゆる出來事を報告致します、之迄長い間懸案になつてゐた此の常會報もこうした時局の要求と町民各位の熱誠によつて生れ出しました、どうか一層の御援助をい

たゞいて、部落常會の機關として將來圓滿な發達を遂げさせたいと存じます。

町報

皇后宮御歌二應へ奉ル(省略)

吏員事務擔表(省略)		秋季農繁託兒所成績(昭和十四年)		專任保母氏名		主催者	
託兒所名	兒童數	開所月日	閉所月日	專任保母氏名		主催者	
門川農繁託兒所	三八	十一月八日	十一月卅日	矢吹英子		愛國婦人会 湯河原町分會	
城堀農繁託兒所	三三	十一月一日	十一月廿日	星野テル		湯河原町	
宮下農繁託兒所	五九	十一月二日	十一月卅日	高杉ミキ 上坂康		湯河原町	

○^(マ)秋季農繁託兒所の成績は以上通りであります、託兒所の經營に付いて婦人會から非常な應援を戴いたことを深く感謝致します。また有志の方々から金品の御寄附を戴いて居ります、これに依つて經費の一部の

助ともなり、子供さんに充分な「御八ツ」を差上げることも出来ました。深くお禮申し上げます。

各家庭から大變感謝の聲を聞いて居りますが來年も繼續して開設致すことなので何とか御氣附の點が御座いましたら御遠慮なく御申出で願ひます。

家庭防火群の訓練に就て

湯河原町防空本部長 八龜武雄

秋の收穫もいよ／＼盛りにならうとする十月二十四日から一週間、第三次防空訓練が行はれました。町では本訓練中に家庭防空群の整備と強化とを計らんと、宮澤警部浦さん(ママ)の指導の下に組織を完成し、各區長を指導部長として指導員群長等もすつかり出来上つた。初め二日間の基本訓練は丁度秋の冷雨にさいなまれて誠に困難なものがあつた、而かも婦人の熱心はよく之に打ち勝つて前回訓練の時の未完成なものをすつかり

仕上げた、唯私は此の雨の中でずぶ濡れになつて平氣で活動して居る群員(ママ)に風でも引かせてはとそれのみ安じてゐた、幸に緊張した元氣は之をも克服した三日目からの實戰的訓練は一層目覺ましいものであつた、モンペ姿の勇ましい服装も全部そろつて平面訓練はもとより立體の難しい危険な作業迄立派にやつてのけ、一人の負傷者も出さず(ママ)にすんだ、初めは此の婦人防空群の活動に對して兎角の批評やら批難をする者もあつたが、あまりの熱心は遂に口嘴を入れる餘地もなからしめたのは愉快だ、之が一致團結の大きな力であり銃後を守る婦人の意氣だ、私は今迄に町でした色々の仕事もあるが、之程の熱と力とを感じた事はない、此の力此の熱を銃後の婦人は決して失つてはならない、次に各區の演習に就て順次講評しやう。

門川區：夜の八時二十分、轟然たる爆發は家庭防空群員の耳を驚ろかした、櫻井君の家の前の廣場である、

すぐにバケツの警報は鳴り巡つて、待期^(ママ)してゐた群員の出動となつた、水の不便な所であつたが大樽の用意に怠りはなかつた、火は仲々消えない隣群の應援を頼んで川から水を補給する、一方前のトタン屋根の家に延焼したので更に應援を頼んで立體の活動となつた、横からも梯子が掛けられて二組がかける水は雨よりもはげしく落ちた、下に梯子を押へてゐる勇敢な群員の濡れ鼠姿には同情に堪へなかつた、それでも火は消えないので遂に消防部の出動となつて消火栓の水は注水された、さしもの強火も此の統整ある防火によつてやがて鎮火した、夜間の動作ではあり狭い場所であつた源に困りながらよくあれ程の多數の人が活動出來たと感心した、それが爲めに喧噪に亘つた事、群長さんの指揮がよく行き渡らなかつた恨みはあつた。

城堀區：晝の活動に腹を井かせて夕食を腹一ぱい詰め込んでまた箸を置くか置かぬかといふ七時頃、忽ち

空襲の警鐘はなり波つた、突然深澤君の家の庭に焼夷弾が落下した、家の人も居ない近所も静かだ、火がもえ上つたと同時に爆發の音に驚ろいて駈け付けた群員バケツをたたく間も、どかしく、おほちを抱へて來たおばさんが、すぐ鍋でタンクの水を汲み一人でかけはじめた、次の人は洗面器でかけてゐる、その中に群員がそろつて注水は軌道に乗つた、消防部の出動も比較的早かつたので共同の敏捷な防火によつて火は忽ち消えた、城堀の人たちは皆青年に炊出しの夕食をやつて居た所だつた、まだ片付け終らない内に突然の落下だ、基本訓練の神さんも不意の襲撃にはかなはないと見える、次の晩には露木さんの屋根に落下した、群長さんは勇敢に飛行機の後をどこ迄も追跡して、決して見のがさない、落下と見るやバケツの合圖元氣ある號令に自群は集つた梯子は掛けられ用意は出來たがさて水がない、群長さんとはとつさの場合泥をすくつて掛けさせ

た、隣群の應援が井戸水を汲み上げて二丁の梯子で消火につとめた、面白い事には上でかけた水が下に流れて丁度泥をすくつてゐる所に集まつたので此の水を汲んで掛ける事が出来る様になつた、一杯の水が二度の役に立つたのだ、寝てゐたおぢいさんが起きて来て水源を教へるやらおばあさんまで應援して居る内に、消防部の出勤となつて二階建の家も焼かずにすんだのは日頃の基本訓練のお蔭だと感心した、群長さんの指揮の立派な事はいつもながら、よく他群との進絡出勤が明瞭になつてゐることはよい事だ。

十一月の部落常會

この月の部落常會の集りはあまり良い方ではなかつたが、城堀の如きは百六人の内七十人の出席であるから、これはまづ良好な成績であつたと言える。

出席される人の顔ぶれを見ると何時も大體定まつて

居る様であるが、この頃政府に於ても部落常會に非常に重點を置かれ、これからの國策遂行は總て常會を通して行ふとされて居る際であるので洩れなく出席される様に努めて戴きたい。これがよい部落民になることであり、よい町民になることであり、そしてまた立派な國民になることになるのであります。

こゝに部落別の成績を示してみやう。

部落別	全員	出席者	興亞貯金人員	同上貯金額
宮下	二二一人	六七人	七人	三三〇〇
門川	一六五	八九	七四	一三、四〇
城堀	一〇六	七〇	六六	二九、四六
宮上	二五九	二八	七	一、九〇
湯河原	二四三	五八	一七	二二、三五

町の方面事業

方面事業とはどういふものであるかといふことを一

應申上げておきます。世の中には種々の事情で生活苦に悩まされてゐるものが少くありません。生活苦と申しましても經濟的生活苦即ち貧乏ばかりではありません。精神的生活苦で生きたる張合を無くしてゐるものもありません。これらの人々には暖かな救ひの手をさし伸べて之を保護し善導して更生の道を歩ませることが方面事業の使命であります。

國家では救護法とか母子保護法とか軍事扶助法其他の法令を制定して方面事業に資してゐますが方面事業としては之等法令の圓滑適正なる運用を期すると共に、一般社會事業及び社會教化事業との積極的有機的連絡協調を圖り以て之が綜合的進展を期せなければなりません。

陛下の赤子として一人の洩るゝものなく其所を得せしめ以て御仁政を輔翼し奉るといふことが制度の最高目標で今やわが國は未曾有の大事業建設に當面し益々國

家總力を強化する爲め人的資源の充實を圖らねばならぬ秋に當つて本事業の進展は銃後強化の最も重要なものといはねばならぬ。

銃後奉公會

傷痍軍人とお別れ

一、湯河原温泉に委託療養になつて居た傷痍軍人の數は三十名から四十名位の數に上つて居た。そしてこの援護については従來縣の委嘱に依つて湯河原町銃後奉公會が旅館組合と提携してこれに當つて居たのであるが、最近伊東町に國立の傷痍軍人療養所が出来たので民間療養を打切つて全部この療養所に移すことに其筋の方針が定まつた。

この方針に基いて去る十一月十五日に神奈川縣の傷痍軍人は全部伊東町の方へ引揚げてしまつた。東京府關係の傷痍軍人はまだ八名程残つて居るが、これも逐

次伊東町の方へ廻るか、或は療養を打切つて歸宅する

か何れにしても湯河原温泉委託の傷痍軍人は近い中に湯河原から影を消すことになつたのである。

一、十一月十四日に銃後奉公會と旅館組合とで傷痍軍人を招いてお別れの會を催した。

傷痍軍人も療養中旅館組合の方や婦人會の方やまた一般町民の方々から非常に感謝の氣持で接遇をされて居たのでお別れの時は流石に惜別の情に堪えぬものがあつた様である。袖擦れあふも他生の縁とか朝な夕な接して居た吾々も、いざ別れるとなると一抹の寂しさを禁じ得ないものがある。

吾々は傷痍軍人の諸君が一日も速かに療養の目的を達せられて再起奉公の途に進まれることを心から御祈りしてやまない。

農會より農家へ（省略）

★戦地からの便り★

歩兵上等兵 岩井徳太郎

拜敬 野に山に黄金の花咲く秋となりました、久しく御無沙汰して居りましたが悪しからず……

町長様始め皆様お變りも御座いませんか、徳太郎は益々元氣に軍務に精勵して居ります故御安心下さい

偕て本日は結構な慰問品を戴き有難く御禮申上げます、一品づ、戰友と賞味する情景を御想像下さい、何を出しても故郷の香り床かしく、懐つかしい思出で御座います銃後の御熱誠に對しては只感謝の外は御座いません

北滿にももう冬が訪れました、今朝は零下十六です、黒龍江もとつくに氷結いたしました、北滿の歌そのま、で御座います

菅沼や郷黨の者は皆元氣です

靖國神社の大祭には、^(殿)鍛冶屋の柏木軍曹（柏木先生

の弟様)の提案で郷土會を開きました、湯河原、吉濱、眞鶴、岩の人達でしたが、只感激で胸がいぱいとなりました、この場面を御想像下さい、本部前でこの時の記念撮影を致しましたので出来あがり次第御送り致します

岩井、昔沼とで去る日〇〇〇〇(ママ)の戦闘に参加しましたが、〇日無事に歸つて参りました、僕達は皇軍の而も現役のバリくです、どんな敵でも何恐れんやです、幾度か砲弾の中を潜りましたが幸ひカスリ傷一つ負はず、元氣で凱旋致しました

丁度停戦協定の成立した直後に新聞社の寫眞班の者が来て私の寫眞を一枚撮つて呉れましたのでお送り致します、御笑覧下さい

白砂の蒙古砂漠の中に、此處ハンダガヤには内地に見るやうな美しい松が生えて居ります、オアシスです。國境百五十里の間木も水も家もない處に、此處ばかり

には綺麗なハンダガヤ川が流れて居ます

敵の砲弾で穴になつて居る所にドラマ鐘風呂を据付けて二ヶ月ぶりて垢をおとしました、この風呂は岩井と小松君の協力で出来上あがつたものです

如何です風呂に入つて、森の石松でも一席やりそんな恰好をして居るこの寫眞を御覧下さい
先は皆様の御健康をお祈り致します

十月廿八日

岩井徳太郎

湯河原町長様

外吏員御一同様

歳末に際して

宮澤一清

事變に明けました昭和十四年も、餘す處僅かになり
匆忙として終らんとして居ります。

回顧しますれば、私達が今迄考へた事も無く行つた

事もなかつた、困難であり、難しかつた新しい澤山の御仕事をされた事を思ひ出される事と考へます。

日清、日露の戦は別としまして、私達が判つて居る時代に之程の大戦争はなかつた筈です、湯河原町から澤山の方々が朔風荒び悪疫猖獗の支那大陸に渡られました、護國の英靈となられた尊い方々も少くありませんでした、出征者の見送り、傷病者慰問、英靈の謹迎、銃後の様々の御仕事、防空演習等數へれば限りが無い程です、貯金も縣下で一、二を争ふ好成绩を収めたといふ非常に嬉しい統計が發表されました。

町全體の方々が本當に心を合せ、銃後の務めに邁進されて居られますのは畢竟郷土を愛し、御國を護らねばならんといふ烈々たる大和魂の發揮でありましてお互が靜かに考へられましたなら、「皆お國の爲だ」といふ底から湧き上る強い喜びに微笑まれること、思ひます。

然し私達は時局の重大さを認識しましたならまだまだ苟且偷安を許しません、一増町の方々全體が戮力協心、國策を遵奉し、今次聖戦の目的貫徹、皇國彌榮の爲め銃後の完璧に邁進せねばならんと思ひます。

時局の切迫と、歳末に際して私達が特に思ひを致さねばならんことは物資の潰滅防止であります、天然資源が乏しく物資の大部分を外國から買つて居りました^(ママ)我が國は未曾有の大戦と、第二歐洲大戦の勃發に依り貿易杜絶状態はさなきだに不足勝ちの我が國物資の缺乏に拍車をかけ生活必需品の入手に迄非常に困難を感じて參りました、もつと／＼困難な状態が續くんぢやないかと思はれますが私達は飽迄此の困難に打ち克たねばなりません。

物資の潰滅防止は如何にすべき?といふ問題が起きますが、何んでもありません、お互が一寸注意しますれば誰れでも出来る事なのです、二つ三つを掲記致し

てみませう。

第一は生活の合理化です、私達が日常生活を些細に検討しますればまだまだ考へねばならん無駄が多いのに驚きます、之の無駄を極力省いて物資を大切にすることです。

第二は火災の豫防です、火災程我々の生活を脅威し、物資を潰滅するに怖いものではありません、私達が幼時を回想して何か一番怖ろしかつたかと云ひますれば、大勢の人達は火災に遭つたら、近所の火災でくれんの焰を見て慄へた事を思ひ出されること、思ひます、瞬間にして全財産を烏有に歸せしめる火災も私達が一寸「火」に注意すればふせげるのです、最近は何物資の入手が困難になり若し不注意から火災を発生せしめますれば、金が有りましても再建は不可能であると申す状態です、外で一生懸命節約しても火災を起しますれば何んにもなりません、歳末に際し「火氣」の取扱が家

庭で多くなります「火の元」には一家擧つて注意致しませう、若し自家より發火し出征遺家族の家へ類焼したとしましたなら死んでもお詫びのしやうが無い次第です。「起きて火の用心」寝る前に火の用心です。

第三は盗難豫防警戒です、歳末になり人心の慌しさど油断を狙つて盗難が多くなります何一つ財物が「盗取」されても生活を脅威します、夫れが得難い物でありますれば其の損失は甚大です、此の盗難も火の用心と等しく誰れでも一寸注意しますれば防げます、盗られて騒ぐより、盗られない要心が肝腎です、盗難豫防警戒には私達が全力を傾注して居ります、其の完全を期するには皆様の御協力をお願い致さねばなりません。其の外爲すことは澤山ありませうが、私達の日常生活の悉くが今も聖戰目的に合致します様工夫を構らし今年の歳末は特に以上諸點に注意され掉尾の守りを堅め輝しい皇紀二千六百年を迎春したいものです、終り

警防團報

一、伊勢大廟の參拜

湯河原町警防團に於ては警防團後援會の結成を機に團員の覺悟を新たにし滅私奉公任務に盡瘁せんことを誓ふため、去る十一月廿八日代表團長高杉茂利以下十三名伊勢大廟に參拜し左の誓詞を述べた當日の參拜には宮澤警部補、後援會長伊藤清氏。會計伊藤鶴松氏等の御同行を煩はした。

誓詞

我等湯河原町警防團員ハ現下時局ノ重大ナルニ鑑
ミ協力一心愈々志操ヲ堅クシ常ニ滅死奉公ノ覺悟
ヲ持シテ危急ニ處シ以テ使命ノ重キニ任センコト
ヲ誓フ

一、湯河原町警防團後援會の結成

湯河原町警防團後援會は十一月廿五日午前十時より湯河原小學校講堂に於て結成式を擧げ愈々結成を見る

に到つた。

會員及基本財産

會員 百十九名

基本金 金七千五百圓

役員

顧問 小田原警察署長芹川信行、

警部補宮澤一清、八龜武雄

加藤富太郎、二見清太郎

高杉槇次郎

會長 佐藤 清

副會長 佐藤延由

會計 伊藤鶴松

評議員 加藤三七男、露木一男、鈴木榮次郎

室伏治平、岩本峯藏

杉本伊之藏、二見益三

一、防火デー

十二月一日防火デー湯河原町警防團員は午前六時より

非常呼集を行ひ五所神社の神前に於て全員集合の上令

旨捧讀國防々火祈願を執行し更に團長點檢者となり人

員姿勢服裝點檢及び器具の檢査並に放水試驗を實施す。

街頭行進

音楽隊を先頭に町内諸團體を始め小學校生徒の應援を

求めて行進し防火宣傳をなす。

後各區の水利保存手入、防火施設狀態防視察す、更に

火氣取扱場所の檢査警察官吏及家庭防火群の協力を得

て各所の火氣取扱場所消火器非常口等の一齊檢査を行

ふ之が普及徹底を期する爲に小學校兒童の標語を募集

し宣傳す。

唾や^(痰)疾を吐くと罰せられます

○十一月十四日から街路公園其他公衆の用に供する場

所に唾や痰を吐くと科料に處せられることになりまし

た。

學校より家庭へ

一、青年學校教練查閱成績

(十月十一日)

查閱當日在籍生徒數

九一

受閱生徒數

八八

一年間生徒出席歩合

七〇、六九

查閱官手塚義次大尉殿の所見の中に

1. 入學及出席については縣下に於て良き方なるも將來

一段と努力を要す。

2. 設備相當充實せる財政の許す限り一層整備を望む。

二、青年調査(教育)(十月十五日)
總數 三六九

青年學校在學者 九二

其他學校在學者 一八七

現在在學せざる者 九〇（青年學校に入學すべき教

育程度）

三、青年學校入學及出席について

青年調査の結果に見る如く、在學せざる青年が青年學校在學者とほぼ同數である事、又一年間の出所席歩合が七〇・六である事は、査閲官の所見通りであると存じます。何卒父兄雇傭主各位の御援助により入學及出席の成績を向上したいと存じます。

特に本年高等科第一學年に相當する年齢の者からは、青年學校義務就學者でありますので該當年齡の者を雇入れ等の場合は必ず役場に届出で就學及出席に遺憾のない様御願ひいたします。

冬季休業に就いて學校より父兄へ

一、家の手助けをなるべくさせるよう

二、自發的に喜んで仕事をやるやう仕向ける事

三、禮儀作法に注意して頂き度い

四、寒さに打ち勝つ心身を鍛へ（マツ）させるよう

五、風邪を引かせぬように注意して欲しい

六、遊びや使ひに行く時行先をはつきり告げさせる

七、無駄遣ひをよさせるよう

八、正月にはいつもよりたくさん貯金をさせる

九、正月には神詣をさせるよう

十、國旗を子供の手で立てさせる

十一、儀式には必ず參列させること

十二、朝寢夜ふかしをさせぬよう

十三、學習帳を忠實にやるやうにさせて下さい（体）体み中

でも學習は兒童に取つて特に忘れてはならぬこ

とです油斷すると成績がすぐ後戻りします適當

な指導を加へて頂ければ誠に仕合はせなことで

す

婦人會報

一、宮下班より

宮下婦人會は 聖上陛下演習地より御還幸の前夜御警護の爲派遣せられたる警官五所神社々務所に宿泊の際時間當番を定め食事其他一切の世話をなし警官一同の感謝を受けたり。

一、愛國婦人會のおしらせ

愛國婦人會湯河原町分會長八龜コウ

○託兒所 六月やつた託兒所の成績がよかつたので此の秋は町で三ヶ所開所せられ其の中門川の託兒所を本分會の事業にさせていたゞきました區の役員の熱心と保母さんの親切とは非常なよい成績で十一月一ぱい家庭からの感謝の中に終りました尙當番として御手傳くださつた方々に厚く御禮申上げます。

○愛國植林 紀元二千六百年の記念事業として我分會は他に先んじて愛國植林を致します、天昭山附近の町

有原野十町歩を借り入れ年々三町歩づゝ三年計畫で完

成の見込みです之は本部の竹内茂代先生が時局の重大性を考へ、物的資源を益々必要とする今日原野に植林して十年の計を樹つることを強く主張せられ幸に本分會は先生の御指導のもとに十二月十二日の吉日を卜して歛入式を行ひました來春植付の時季には全會員の御出動を願つて此の國家的事業を遂行したいと存じます。

一、國防婦人會より

去る十一月廿七日日比谷公會堂に開催せられたる大日本國防婦人會關東本部役員大會に本町國防婦人正副會長出席其際左記申合せをなし實行すること、決したり。

申合せ

- 一、年末年始の贈答は之を廢止いたしませう
- 二、新年に際し衣服調度の新調を見合せませう
- 三、年賀狀は皇軍慰問品の外取止めませう

四、お米を尊ぶ氣持を一層養ひ混食代用品に力を入れ

節米の實を擧げませう

五、右に依り節約したる金は國債の買入れ又は貯蓄を

いたしませう

本證會より

一、本證會は昭和十一年五月に、座禪讀經などに依つて佛道に徹したいと云ふ願望を持つた同人に依つて作られた會である。

一、稀、未曾有の事件に際會したのでこの會も象牙の塔から一步街頭に踏み出して幾分でも銃後のお役を擔ふことができたことをひそかに喜んで居る。

一、毎月一回は缺かさず保善院の聖堂で座禪の會をやる。地味な靜かな會である。半日を自分で自分の心と語る會であるとも言えるし、一日を諸佛諸菩薩と共に暮す會であるとも言える。讀經座禪のあとで平田哲宗

導師から經文解説の講話がある。

一、毎月十日の午後一時から保善院で開かれることになつて居る。この次からお經文「參同契」の講話が始まる豫定になつて居る。求道の志の方は御遠慮なく御同參ください。(合掌)

地下足袋の配給制度

地下足袋が配給制度になりました。足柄下郡の配給元締めが小田原の林菊藏さんで、湯河原町の配給所は宮上の川口商店に定まりました。入用の方は役場から傳票を貰つて、これと引換えに配給所で配給を受けることになるのです。十月分として湯河原町へ配給になった數量は六十五足であります、この程度で毎月配給があることになつて居ります。

○毛皮使用制度

兎毛皮（アンゴラ兎、レッキス兎を除く）は左に掲げた用途以外には使用することが出来ません。

一、軍の注文に依る用途

二、特別の事由に依り地方長官の許可を受けたものでありますから自分で飼つた兎の毛皮でも勝手に使うことは出来なくなりました。

町役場の御用納め（省略）

學苑

防空演習

高一 富岡英子

私の家では母が私の小さい時なくなつて今度の防空演習には私が出る事となつた。

十月二十四日から卅一日までは、それこそ夜もをちをちねてはゐられない。私は二十九日に學校から急いで歸つて裏のをばさんに古布でもんぺをつくつてもらつ

た。そして出るばつかにしてゐて、電燈を暗くするのを待つた。その間にごはんをたべ、ガラス窓は光が透らない紙ではり、幕をしめて外には少しも光がもれないやうにした。

そのうちはんしやうが一つ鳴つて、あとから四つ鳴つた。「それ、空襲警報が発せられた」私はすぐつづく（ママ）を履き、手拭を首にしめ、戦闘帽をかぶつてバケツを持ち急いで外にとびだした。大さんの家の前に行つて見ると群長さんが「まあ早い」と言つて目を丸くした。私はうれしくて、「群長さん、みんなを呼びに行かうか」「英ちゃん、あんたは身が軽くてとべるでしょ。おねがひだから行つて来て」私はその言葉の終らぬ内にそこをかけ出して、尾花さんや床屋さん、その他十群の者を皆大聲で呼んだ。皆、をばさんたちがばらばらと、あそこからもこゝからもとび出してくる。中には赤ちゃんををぶつてくる人もある。やがて整列を

した。群長さんが「英ちゃん、あんたは傳令と水源が、りになつて下さい。もし焼夷弾が落ちたら第十三群か十群に應援を求めに行つてね」「ハイ」私は元氣よく答へる。その他色々の注意を受けて銘々暗い所にかくれた。私は床屋のねえさんと二人で道の横にある私の家の空地に身をひそめた。そのうちに自動車ポンプの音が「ブウ」と聞えてくる。始めはどこだかわからなかつたが、どうも上の方から私達の居る方にくるらしい。自動車の音が大きく聞えてくる。先方に赤いものが見えた。だん／＼間近くせまつてくる。「来た」私はバケツのつるをしつかり握つた。自動車は私の前にびたりとまつた。二三人の者が警防團の服を着けておりた。手には赤い旗を持つてゐる。すると一人が「自動車は先に」と早口に言つた。自動車はすぐに走りだす。下りた人達は何か小聲で言つてゐたが、床屋の前に来て足を止めた。私はそつとあとをつけた。す

ると一人が「焼夷弾落下しました」私はすぐ棒でバケツをたゝきながら、むがむちうで「床屋の前に焼夷弾が落下しましたよう。早く来て下さい」と言つてどなつた。大ぜいの人がかけつける。私はバケツを持つて川にとびこみ隣に居た人に渡した。又汲む、渡す、だん／＼やつてゆくうちに群長さんが、「十一群だけでは消えさうありません、十三群に應援を求めてください」私のバケツははうりだされた。氣がついて見ると石井さんの前に居る「十三群の人、十二群に應援に来てください」すると、くらやみの中からバラ／＼とかけて来た。私はその人の先頭に立つて急いで我が群にもどつて来た。見ると火が屋根に燃えうつ、てゐる。私はそこに居る人の仲間にはいつて、水を渡してゐた。さうしてしばらくやつてゐると群長さんが「給水止め」「おさめ」と言つた。私の目は屋根の方に向いた。はしがかけてある。びつしよりにぬれて屋根

が月の光にきら／＼とかゞやいてゐる。寶石が一ぱいあるやうだ。私は屋根から目をそらして皆さんの前に行き整列した。すると警防團長がいつの間にか来て私達の前で記録を発表した。私はそれをじつと聞いてゐていつもより成績はわりによかつたと思つた。警防團長及び町長さんの立去られたあとで群長さんが「皆さんごくらう様でした」とやさしく言つてくれた。私は道々考へるにさつきはよくもあれだけ話もしないでやれた、あの時こそみんなが一致團結してやつたからである。私も子供ではあるが、よくあれだけやれた。だが戦地にゐる兵隊さんは、もつと／＼ものすごいであらう。そして何時この日本に爆弾が落されるかわからない。油断をしないで堅忍持久の精神を以てどこまでも銃後の守りをかたくしなければならぬ。私も及ばずながら今度の防空演習にも働かせてもらはう。

編輯後記

(中略)

寒さが急に厳しくなつた、この冬は炭も不足だらふし、石炭も足りないであらふと云ふ。この冬の寒さをどうして暮らすのであらふなど、今から悲鳴を擧げて居る人がないであらふか、こんな時には考えるがい、第一線に立つ皇軍將兵の勞苦を……少しばかりの物資の缺乏に悲鳴を擧げるやふなことでどうする。今の日本は吾々の祖先が未だ曾て味つたことのない重大な時局に直面して居るのだ。吾々はどんな困苦にも缺乏にも耐へてゆかなければならない。百年後の吾々の子孫が吾々の時代を懐古して遺憾があるやふなことがあつてはならない。吾々は日本の發展と興隆のためにはどんなことにも耐えてゆかなければならない。この冬の寒さが何んであらふ。

× ×

町民の方に町の事情をよく知つて貰ひたいこと、部

落常會の充實強化を計りたいために湯河原常會を發行することにした。この發刊^(刊)計劃が定まつたのが十一月廿六日である。早速協力して戴かねばならぬ各種團體の方々にお集りを願つて協議をした、各種團體の方々もよく主旨を了解せられ早速に原稿を戴く運びになつたことを喜んで居る。宮澤警部補さんからもお忙しい中を時切柄適切な原稿を戴くことが出来たこふした皆さんのお蔭で兎も角もこゝに湯河原常會が産れたのである。健かに成長させてゆきたい。

× × ×
發刊計劃を樹て、から原稿締切りまで僅か十日程しかなかつた、編輯に當つて本町の新聞記者諸君の意見も敲いたが何しろ編輯を擔當した者が、この種の編輯に付いて經驗が少なかつたのと期間が短か、つた爲めに拙速を餘儀なくされた關係で、體裁の上からも亦内容の點からも遺憾が多いであらふことを恐れて居る。

今後のため切に御叱正を乞ふ次第である。

× × ×
小學校兒童の作文は今月は富岡英子さんが一つだけしか載らなかつた、これは紙面が無いのでやむを得なかつたが、この次からは各學年を道^(マム)じて成るべく多勢のを載せるやふにしたいと考えて居る。

今月英子さんのを載せた理由は、過般の家庭防火群の訓練に際し母のない英子さんが防火群の班員として、よく奮闘された實感が滲み出て居るので、時局柄看過出来ない作品であると思つて載せることにしたのである。防空本部長の防空訓練に就ての記事と併せて讀まれることを希望する。

(後略)

(宮上 八亀信氏藏)

八亀武雄町長の代の一九三九(昭和一四)年一二月一五日に發刊された町内会報創刊号。戦争の時代を反

映して、防火・防空訓練、銃後奉公、戦地からの便り、

地下足袋の配給、青年学校、警防団報、国防婦人会報
などが多岐にわたり克明につづられている。

205 湯河原町『常會』第七號

昭和十五年六月十四日發行 湯河原町常會 第七號

湯河原町 常會 第七號

神奈川縣足柄下郡湯河原町 月刊 常會 發行所

神奈川縣足柄下郡湯河原町

編輯兼發行人 杉崎鐵藏

神奈川縣足柄下郡湯河原町 印刷人 二見吉太郎

神奈川縣足柄下郡湯河原町 印刷所 二見活版所

就任の辭

湯河原町長 杉崎鐵藏

八亀前町長の後をうけて、私が湯河原町長として就

任することになりました。

今日の時局は極めて重大であります。今や我國は内に外に非常に重大な局面に立つてゐると申さなければなりません。

日本がこの時難を克服し、聖戦目的を達成して、東亞新秩序建設の大業を成し遂げるには、國民の不退轉の決意と、挺身國に殉ずるの覺悟と實踐とを要するのは勿論であります。吾等地方自治に携はるものは、よくこの重大時局を認識して、地方自治體の發展を計り、銃後強化のことに萬全を期さねばなりません。

不肖老齡且つ短才、この重任を負ふこと容易でないと存じますが、献身職務に當り、只管奉公の誠を竭し銃後を擔當し過ちなきを期してゆきたいと考えて居ります。

茲に町民各位の厚き御支援と御鞭撻とをお願い致します。てやまない次第であります。

町報

町長更迭（省略）

これは明日の日本への貴い種を播いてゐるのです。
……児童の勤勞（写真省略）

衛生施設の自治化

鎮守府司令長官より感謝狀

五月廿五日町役場に各區長、町衛生委員の聯合會議を開き、各區の衛生施設に關して協議の結果左の通り決定した。

感謝狀

足柄下郡湯河原町

一各區の衛生施設は町よりは一定額を補助し區毎に自治的に施設を講ずること。但し衛生組合經營の塵芥焼却場は従前通りの方法に依り經營す。

海軍志願兵徵募ニ當リ當局ノ意ヲ體シ勸募獎勵ニ盡瘁シ之カ期待ニ副ヒ効果顯著ナリ
仍テ茲ニ感謝ノ意ヲ表ス

昭和十五年四月三十日

一昭和十五年度分は一區當り町費六十圓を支出す。

横須賀鎮守府司令長官

飼料資源の開発……

宮下託兒所の表彰

これは湯河原小學校で佐藤助役さんの水の口澤開墾地の一部四反歩を借り受けて玉蜀黍を播いてゐる風景です。先生と生徒が汗みどろになつて鋤を振つてゐます。

表彰狀

神奈川県足柄下郡湯河原町

宮下農繁期託児所

農繁期児童保護施設ニ就テ優良ナル成績ヲ擧ゲラレタルニ對シ茲ニ慈愛旗並ニ助成金ヲ贈呈ス

昭和十五年五月五日

財團法人東京朝日新聞社會事業團

理事長 上野精一

春季農繁託児所の開設

本年春季農繁託児所は前年の經驗に鑑み左記四ヶ所に開設することになった。今回は四ヶ所とも町の主催として湯河原町婦人會の後援といふ立前で遂行してゆくことになったのである。

記

託児所名	設置場所	開設月日	保母氏名
門川託児所	八幡神社境内	六月六日	二見澄江 小松タケ

城堀託児所	城堀寺境内	六月十一日	星野テル 深澤靜江
宮下託児所	湯河原小學校	六月五日	上坂康 雨川ハル
宮上託児所	湯河原小學校	六月五日	室伏ノブ子 渡部タマ子

五月部落常會成績(男子部)

部落別	全員	出席者	同上	
			出席率	人員
宮下	二二一	九三	〇、四四 %	二四九
門川	一六五	五五	〇、三三	一八、一〇
城堀	一〇六	七八	〇、七四	二五、二五
宮上	三五九	八〇	〇、三二	一五九、五〇
湯河原	二四二	三二	〇、一三	一八九
計				七九五
				興亞貯金
				四月貯金額
				貯金額累計
				三七一、三六一、七七五、七五

五月成績評

五月男子部落常會の成績は以上の通りである。出席率の一番よいのは城堀の七四%である。次が宮

下、門川の順序である。全體の人員では宮下の九三人といふのが一番よい。

興亞貯金が引續いてよい成績である。全體の部落を通して、貯金の人員、金額共前月よりも一段の増加を示してゐる。殊に宮上と湯河原とが益々成績がよいやうである。

これは役員の方の努力と區民の方の時局認識の強化を示すものとして喜びに堪えない所である。

只今月はどうしたものか門川が、人員で八十人金額で二十一圓三十錢の減少を來たしてゐる。これは何んとかして成績挽回にお骨折り願ひたいものである。

興亞奉公日に自肅節約された金額が千七百七十五圓といふ數字に上りました。

◇組の常會

宮上婦人會第二十組

組長 荒井サヨ

今月の廿五日の晩は私の家を會場として組の常會を開きました。午後八時に開會して午後十時に閉會し、左の誓詞と協議事項を決定して其の實行を確く誓約いたしました。

誓詞

一私達は、神佛を崇拜して、神に恥ぢざる正しき、清き心になりませう。

一私達は、力を戮せ、ぢみなつとめをいたしませう。

一私達は、物資の節約、勤儉貯蓄につとめませう。

一私達は、熱しやすく、冷めやすいことはよしませう。

一私達は、虚榮心を持ちますまい。

一私達は、利己主義をよして、共存共榮につとめませう。

一私達は、言行一致を守りませう。

協議事項

一 組内の道路と溝の清掃をすること。

一 ちりはらひ、三本づ、つくり學校へ寄附すること。

一 臺所無盡を立てること。

篤志名鑑（省略）

婦人會だより

宮上婦人會

五月廿四日午後八時より青年會場に組長以上の役員會を開き左の事項を協議決定した。

一、毎月一日、十五日の朝

イ、區肉（西）のドブ浚ひ、道路の清掃を行ふこと。

ロ、カマドの検査を行ふこと。

前二項は五月二十五日の組の常會に組長より組員に協議し承諾を求めたる上實行すること。

表彰狀

愛國婦人會神奈川縣支部湯河原町分會ノ會勢著シク

進展シ其ノ成績ノ最モ優秀ナルヲ認ム仍テ分會表彰

規程ニ依リ彰功旗ヲ授興シ茲ニ其ノ名譽ヲ表彰ス

昭和十五年五月十八日

愛國婦人會神奈川縣支部長 松村靜子

表彰狀

愛國婦人會

神奈川縣支部湯河原町分會

今次支那事變ニ際シ協力一致銃後後援ニ盡瘁セラレタル効績洵ニ顯著ナリ仍テ茲ニ支那事變國債ヲ贈リ

之ヲ表彰ス

昭和十五年五月十四日

神奈川縣知事從四位勳三等 村松光磨

銃後奉公會

家庭慰問

六月一日恒例の出征遺家族の家庭慰問を行つた。

この日の慰問は現品を廢して、慰問券で贈ることにした。この慰問券は左の指定商店で自分の必要な現品と引換えることが出来る様になつて居ります。

湯河原 室定商店
宮 上 萬屋商店
宮 上 泉屋商店
宮 下 湯河原共榮産業組合
門 川 米岩商店

★戦地からの便り

北支派遣軍〇〇隊
〇〇部隊〇〇隊

小松義一

謹啓 時下初夏の候御一同様には益々御健勝にて御活躍の段第一線より有難く御禮申上げます。

小生もお蔭様にて入隊以來益々元氣旺盛にて軍務に精勵致して居ります故他事ながら御休心下さい。

北支も愈々暑くなつて参りました。日中百度をはるかに突破し、室内に立て、置いたローソクが暑さのため自然に溶けてしまう仕末です。麥刈りはもう大分前から始まつて居ります。

演習は只今中隊教練にて張切つてやつて居りますが、炎熱の眞只中にて駈廻はされるには流石にフラ／＼してしまゐます。第三次檢閲も先日無事終了致しました。

今日十八日（土曜日）入隊以來の最初の外出にて班長殿に引率されて市街見物に行つて参りました。映畫もついでに觀てきました。驚いたことには、讀賣ニュースに郷土の皆様の活躍されて居る實況を眼のあたり拜見致しましたときは懐しくて只感謝と感激、戦友達えもほこりを感じ、随分肩身が廣くなつたやうな氣がします。イヤ自分一個人でなく郷土出征軍人は皆ほ

こりを感じてゐること、思ひます。

第一線にて偶然に皆々様のお姿を拜した感激は到底忘れ得られぬことです。

同郷同じ日に入營した、西山宏、平松友吉兩君も小生と同じ處にて、三人で郷土の便りを懐かしく語り合ひ、勵まし合つて共に軍務に勵んで居ります。

では遙かなる北支の地より會員皆々様の御健勝を祈ります。

五月十九日

小松義一

湯河原町愛國婦人會分會御中

町の方面事業

本町に於いて軍事生活扶助を受けてゐるものは現在湯河原區に六名宮上區に六名宮下區に七名門川區に七名城堀區に三名計二十九名で現在應召兵湯河原區十五

名宮上區十二名宮下區十四名門川區十九名城堀區三名計六三名現役湯河原區十二名宮上區十四名宮下區二十三名門川區二十五名城堀區十名計八十四名合計百四十七名に對し二割に當つてゐる。事變當初は一家生計の支柱となつてゐた豫後備の人々が多く召集せられた爲め扶助受給者が多く一時は三割以上に達したことがあつたが追々應召者は歸還し若い現役兵が代つて應召せられた爲め次第に減じつゝ、あります。

前年度中醫療扶助を受けたものは延人員十二名で助産扶助三埋葬費補助が三生業扶助は遺家族十四戸に對し養豚事業助成費として一戸七十五圓宛一千五十圓の支給を受けてゐる。併し豚疫の流行と引續き飼料の不足とは遺憾ながら當初の計畫を挫折せしめてゐた。歸還兵に對する生業援護の取扱ひは四件である。

軍事扶助を受けつゝ、あるものは生活費の外に銃後援護團體から種々の援護を受けてゐる。市町村税の輕減

電燈料ラヂオ聴取料の減免及び奉公會の特別援護等である。

扶助を受ける方に特に申上げて置きたいことは扶助は國家が出動軍人に對し國民當然の義務を遂行せしむる爲め特殊の境遇にある家族を救護する意味の制度であつていはゞ國家がそれら軍人に對する積極的厚意の表現である。これを受くるものは苟も國家の當然の義務を履行する上に準備不足の爲め國家より特別の援助を受けねばならぬことを深く反省して一層御奉公の念を強くせねば相濟まぬと考へる。

扶助を一つの權利と考へたり貰ひ得だといふやうなさもしい考へを持つやうな人があつたらそれは國家の名譽を汚し軍人の體面を傷つけるものといはねばならぬ。

柑橘栽培六月の行事

本年の結果は相當良効(ママ)と認められる一方風害落葉病等の被害を憂慮される今秋の生産果より出荷が統制せられる様に聴き及んでゐる斯様になりますと必ず品等のよいものが最後の勝利者であります。

一、病中驅除

各種介殼虫が発生して參りましたルビロー虫は縣下各産地に亘り蔓延被害を被つてゐる。下旬より發生して初めの一匹の成虫より約一二〇〇匹位の蟲が発生する。此の繁殖旺盛な害蟲は本月より八月に亘り少なくなるとも二―三回「カローゲン、コクサイド」等を撒布しなくてはならない。星天牛は下旬より發生し産卵するを以て捕殺し、或はその豫防として「ホワイトウオツシユ」を塗布する。

病氣として落葉病、遺よう病、黒點病の豫防に四斗式半量石灰ボルドウ液を撒布す。赤ダニの發生園地には

ポルドウ液の撒布は一層赤ダニの發生を促進させるを以つて石灰硫黄合劑撒布を督勵す。

二、肥料

下旬より夏肥を行ふ、本年は各地區共豊作を豫想せられ果實の肥大を計るを以つて玉肥として施用すること緊要なり。肥料として速効性肥料を選ぶこと。

三、移植

成樹に對する移植はなるべく本月を以つて終ること、移植後は乾燥を防ぐため敷草を充分にすること。

落葉果樹六月の行事

一、梨に於いては袋掛夏季剪定肥料病蟲害防除等を行ふ。

二、桃梅は夏季剪定を行ふ。

三、柿に於いては本月中二回位の七斗式過石灰ポルド

ウ液を撒布すこと、蓆蟲には袋掛けを行ふか一―二

回比酸鉛を撒布する。

蔬菜栽培六月の行事

一、本月の播種もので人參晩生枝豆金時きゅうり餘蒔トマト等

二、露地に有る苺の子株を切離し苗養成床に假植する。花卉六月の入手

一、播種もので朝顔の晩播「シネラリア」「プリムラ」の類

二、繁殖によるもの椿、山茶花、紫陽花、躑躅瑞香えにしだ(ママ)「ポリンセチア等。

三、分株によつては「アルメリアア」「ンソリウム」等。四、「チューリップ」「ヒアシンス」「アネモネ」「クロ

ツカス」水仙等は根掘上げること。

郷土誌(省略)

常會讀本

二宮先生の教へを少しづつ、毎回読んで常會讀本と致しませう。之は私どもの心の糧ともなり、善い事を實行するに當つての推進力ともなる事と思ひます 先生の歌に

丹精は誰れ知らずともおのづから

秋のみのりのまさる數々

と言ふのがあります。

今皆さんは雨の降る中を泥にまみれて田植をなさいました。之から一心に丹精すれば誰が知らなくとも秋になれば、きつとよい實のりとなつて澤山の取りいれをなす様になると歌つたものであります。

天地自然の事はまことに明かなもので、少しのうそ偽りもありません、春が行けば夏が來、秋が立てば冬が訪れる。又それと同じやうに、種を蒔けば芽が出花が咲き實が成る。之も間違のない事實であります。又天の道は極めて釣合を保つた嚴肅な動きをなして行く

ものでありまして、天地の間に生ずる萬物は皆天のこゝろによつて生じたものであります其の周圍を見るに皆其の物が大きくなり發展して行くに都合よく出來てゐるのであります。

でありますから若しも天意に反した所に物を持つて行けば其の物は忽ちにして消滅してしまひます。稲は田に植えてこそ繁殖するのであつて之を畑に植ゑればやがて枯死するに至ります。こうして畑に生ずべきものは畑に山谷に生ずべきものは山谷に、各々天意に應じて生じ其の周圍の情態によつて發展して行くのであります。人間は此の間に在つて物と環境との融合を計つて充分に物の徳を發展させる役目をするのです。

稲が田に生育し花の開き實のることは自然であります、人間は更に稲の生育を完全ならしめる爲めに日照りには田に水をかけ或は肥料を施し害虫を驅除して天地の化育に力を併せるのであります。此の化育に併

せる力が即ち勤勞であります。人が天の化育に力を併せれば天は必ず人の發展繁榮に力を盡してくれます。故に多く勤勞すれば多い收穫が得られ少く働けば少い收穫しか得られない事となります。之を思へば^(ば)人の力が萬物に及ぼして之を無限に發展せしめ限りなき幸福を作り出して行く大きく深い恵みを思はずには居られません。丹精といふのは大地の化育に賛成する人の力であると申さねばなりません。ですから此の力即ち勤勞の力が多ければ多い程天は必ず知らない間に化育の力を此の人に與へて秋の實のりに善果を現はしてくれるのであります。

私共は利益を欲し幸福を願ふとは先つ天の^(マ)鴻大無邊の恵みを思ひ、それに報ゆることを考へなければなりません。二宮先生の教への中に陰徳についてのお話がありますが、陰徳は隠して行ふといふ事ではない、こうしなければならぬといふ事を其の通りに行ふ事

であつて、稻の田に稻の肥やしをするのも麥の畑に麥のこやしをするのも又君の爲めに忠義を盡すも親や祖先の爲めに孝養をなすも子孫の相續に慈愛を盡すも、何事も皆恩あるものに恩を報ゆる道であつて、之が即ち陰徳であります。であるから此の陰徳を積まずして人の生活が安心を得られ幸福を味へる筈はないのであります。

皆さん此の非常時局に當り益々陰徳を積んで天の恵みを充分に受け銃後の守りを完成して行きませう。此の丹精の歌を皆でいつしよに朗唱して忘れない様にして下さい。

青年團報 昭和十五年度各部正副部長一覽表(省略)

學苑

最高學年としての覺悟

高二女 古谷 幸

も早や高等二年、まつたく月日のたつのは水の流るより早い。今まではぶら／＼物事をやつて来たが之からはいかぬ。最高學年として下級生を導いて行かなければならぬ。今までより一層心を引きしめ物事にあたつて行く事が大切である。聖戦正に四年目、國家は愈々重大使命を帯びつ、東亞建設事に邁進して行く此の重大なる時局に、銃後の國民我々はよほど緊張しなければなりません。私達女性の身としてもいろ／＼仕事の澤山あります。一つ／＼の仕事に心を打込め眞劍になして行く事が時局柄殊に肝要です。私達高等二年は、下の者の姉ともなる人です。やさしく親切に面倒を見てやり、ひいては下級生の手本ともなる者です。皆級の者一致協力して一日一日を過すやう致しませう。又日常部落自治會、自彊會等には全部の人が一つとなり此の上とも會の發達本校の名譽の爲力を注いで行き

度いと常々思つて居ります。

私達卒業後は社會の一員として荒波にぶつかつて行くのです。どんな辛苦でもしのばれるやうなしつかりとした人となるのは、今學校にゐる時に鍛へ^(ママ)上げて行かなければなりません。卒業後にいくら小學校に上りたくとも上れません。あと一年間、先生の御導きで、しつかりとやつて行き度いと思つてゐる次第です。先生がお叱りなされるのも決してにくいのでなく、唯私達未熟なる生徒をよくするが爲であります。

私達はいくら感謝してもきれない程有難いのでございませう。私はよく母より言はれます。「先生がお叱りになるのも、親が叱るのも皆にくい爲ではない、どうかして自分の生徒或は子供をよくしよう、よくしようの一心に叱るのだ。先生も親も皆心持は同じ事だ」かう言はれて初めて成程先生も親も皆有難いものだとつく／＼感じさせられる。私達の級では、時々級長さ

んや、副級長さんが先生よりお叱りをいただく。私は其の度に胸がはりさける如く苦しい。やはり何につけてもかにつけても、上に立つ人が叱られるのだ。皆組の者が互に注意し合つて、日常生活を續けて行くなら、かやうな事はなく毎日〳〵の勉強は楽しく先生、生徒共に圓滿に過す事が出来ると思ふ。それを級長が何か注意するとすぐ不平を言つて聞入れぬやうな事がある。するとやはりうまく行かず、^(ママ)光生の方も叱つて氣持をわるくし、又生徒も叱られ、互に心持を悪くするやうな事があつて、これでは此の時局はのりきつて行けぬと思ひます。

先生、生徒共に力を合せ、生徒は先生を敬ひ、一生懸命に勉強して行つたならばこれ程幸福な事はないと思ひます。

私達常に先生の御教訓を奉じ、立派な生徒となり、此の湯河原小學校又は大恩ある諸先生の名をけがさぬ

よう、立派な人物となる様心掛けませう。

最高學年を迎えて

高二女 富岡林子

「櫻の花は散りて、野山のすく〳〵のびて行く若葉、あらゆる草木は我等を向へて^(ママ)茂る。あゝ我等を最高學年まで御指導下さつた先生方の御恩は永久に忘れ難き物である。」ふとこんな事を考へてゐると表の方から妹が歌ひながら歸つてくるらしい様子だ。耳をすまして聞いてゐると、其れは私の幼き頃の一番得意な歌であつた。

妹の歌ふ聲は家に近づくに連れて段々と明るく又清く聞えて來た。其の歌は「春の小川はさら〳〵流る、岸のすみれやれんげの花に」といふ歌である。私は我知らずに妹と一しよに歌つてしまつた。

ほんとに思出多き春である。

最高學年となつてからそれ／＼の務がふえた。購買部、後援會費、看護當番、又部落自治會、自彊會等、

今までは教へてもらいながら學んで來たが今年は私達が主に責任をもつて學校の爲、町の爲につくして行かねばならないのである。又運動、作業方面に對しても私達が先に立つてしなければならぬ時である。私は今年こそ思ふ存分運動して立派な活躍をするやう心に深くちかつた。ハレーボールの大會も一日一日と近づいて來る。此の試合が來てもきつと立派につくさうと考へてゐます。はげめ、進まん、草木の如く。希望多き春よ。

評に代へて

◇ 妹の歌ふ唱歌にふと浮ぶ

幼き頃の春の思ひ出

◇ たんぼ、の花をつみつ、

たわむれし幼き頃のたのしかりけり

◇ 大いなる希望にもえて進みゆく

この一年を心ゆるすな

編輯後記

五月二十日を以つて八龜町長退く、在職四ケ年は必ずしも永かつたとは言えない。併し其の間の世上の激しい動きに對處し、萬全を期して誤らなかつた努力と、氣苦勞とは蓋し平時の二十年にも相當する。

この四ケ年に大分疲勞の見えだし、皺も深くなつたやうだ。「われ瘦せたりと雖も天下肥ゆ」。あなたの失はれたところの貴いエネルギーは、そのまゝ、町氏の血となり肉となつて居る。

横須賀鎮守府長官よりの感謝狀、宮下託兒所の表彰、愛國婦人會二回の表彰、これみな銃後湯河原のハリキツた姿である。

戦地にある小松君から、郷里の婦人會が銃後に活躍

されてゐるニユース映畫を觀ての喜びを傳へて來た。戦地の兄弟には、それからくゝと良いニユースを傳ふるやうにしたいものである。

組の常會が廿五日の晩に全町一齊に開かれた。その狀況を精しく紙上でお傳へしたいと思つたが、紙面の都合でそれも行かず、宮上二十組のを一つだけ登載した。この誓詞を讀んだだけで婦人方の眞摯な覺悟が靦はれるではありませんか。

本號から「常會讀本」の欄を設けて、二宮先生の遺訓を少しづつ、紹介することにした。平易な文章の裡に深い精神が盛られてゐます。御愛讀を乞ふ。

其他町の方面事業、農會報、兒童作文と本號も充實した内容をもつて皆さんにまみえることになりました。

遠藤校長から寄せられた記念作聖なる教育論は紙面の都合で次號へ廻した。

たゞ選舉事務で編輯子多忙のため、編輯上の遺漏は

免れなかつたこと、思ふ。その點ひらに御海容を乞ふ。

(宮上 八亀信氏藏)

八亀町長を後繼した杉崎鐵藏町長の代の一九四〇(昭和一五)年六月一四日に発刊された町内會報第七号。戦時下における国防婦人会、銃後奉公、農會報、青年團報、戦地からの便り、学校便り、春季農繁期託児所開設などが記されている。なお、『常會』関係資料は五件残存している。

206 「案内状」農繁託児所開設に付

昭和十四年五月三十一日

愛國婦人會湯河原町分會

分會長 八亀コウ

愛婦人會長

八亀コウ 殿

拜啓、新緑ノ候、愈々御清榮之段奉大賀候、

扱テ、今聞愛國婦人會神奈川縣支部ノ了解ノモトニ六月

昭和十四年八月九日

月一日ヨリ三十日迄一ヶ月間農繁託児所ヲ開設致ス事

湯河原町長 八亀武雄

ト相成候、就テハ来ル六月一日午前八時ヨリ城堀城願

湯河原町聯合婦人會

寺ニ於テ開所式舉行致度候ニ付、萬障御差練御出席被

各役員 殿

下度、此段御案内申上候、追而愛國婦人會設置ニ於レ

記

テハ、御部内會員一同ニ御示達方、御願申上候

一、蠅取日ハ 八月十日 八月二十日 九月一日 九月十日 九月二十日ノ五日トシマス

(宮上 八亀信氏藏)

愛國婦人會神奈川支部の了解のもとに、六月一日か

二、蠅取日ニハ當日ツトメテ蠅ヲ取ルハ勿論其ノ他ノ

ら三〇日まで、農繁託児所を城堀城願寺で開設するた

日ニ取りタルモノヲモマトメテ班長サンニトゞケ

め、開所式を挙行する旨の通知。

出ルコト

207 蠅取日実施に付て

三、班長サンハマツチ箱ニ何バイアツタカシラベテ蠅

蠅取日實施ニ付テ

四、蠅ハマツチ箱一箱三錢ニテ役場デ買ヒ上ゲマス

婦人會役員會ノ時決定シマシタ蠅取日ハ其後町ノ豫防

五、組ヲ單位トシテ多ク取ツタ組ニハ各区デ三等マデ

委員會ニテ相談シマシテ次ノ通り實施スルコトニナリ

特ニ賞與ヲ致シマス

マシタカラ改メテ御通知申上ゲマス

六、蠅ハ何デ取ツテモヨイ、又誰ガ取ツテモヨイ、ド

類焼見舞金覺帖

湯河原町連合婦人会役員会並びに町予防委員会の決定により、ハエ取日が決定した旨の通知。戦前の劣悪な衛生状態がうかがわれる。

コデ取ツテモヨイカラ成ルベク多ク取ツテ下サイ、
以上

八亀コウ 殿

(宮上 八亀信氏蔵)

昭和拾五年壹月廿八日
類焼見舞金覺帖
於千明甲之助様方
横澤利八

(表紙)

一、金五拾円也 湯河原町
見舞金之部

- 〃 参拾円也 湯河原町 銚後奉公会
- 〃 貳拾円也 湯河原信用組合
- 〃 参拾円也 湯河原区
- 〃 拾円也 湯河原温泉組合
- 〃 参拾円也 伊藤 清様
- 〃 拾円也 富士屋旅館様
- 〃 五円也 伊豆屋本家様
- 〃 五円也 上野屋様
- 〃 五円也 清光園様
- 〃 五円也 相模屋様
- 〃 五円也 大和館様
- 〃 拾円也 丹羽弥太郎様
- 〃 拾円也 高知尾健次郎
- 〃 金五円也 枚崎鉄藏様
- 〃 拾円也 室伏庄作様
- 〃 拾円也 おかめ 様

〇拾円也 橋本久次郎様
 〇五円也 鈴木亀太郎様
 〇五円也 末好旅館様
 〇拾円也 赤ペン様
 〇拾円也 永田鎌太郎様
 〇五円也 室定商店様
 〇拾円也 白ペン様
 〇参円也 伊藤屋隠居様
 〇参円也 栗原保忠様
 〇参円也 上沢ノシリ友春様
 〇参円也 室伏家内様
 〇参円也 大庫^{タカラ}様
 〇参円也 鈴木庫藏様
 〇貳円也 室伏仲吉様
 〇金参円也 高秋分店様
 〇貳円也 梅屋様

〇貳円也 浅原老人様
 〇参円也 湯河原町 家庭防火群
 〇貳円也 櫻山 中川崑六様
 〇貳円也 上町 真壁久藏様
 〇五円也 青ペン様
 〇貳円也 宮上 平松ミネ様
 〇貳円也 魚吉商店様
 〇貳円也 門川 二見嘉郎様
 〇貳円也 門川 二見五郎様
 〇貳円也 すがた園様
 〇壹円也 城堀 木島シン様
 〇壹円也 大松宮上 佐々木松太郎
 〇貳円也 門川 杵本菓子店
 一、金貳円也 市川疊店様
 〇貳円也 宮下 室伏繁治様
 〇貳円也 城堀 菅沼虎造様

- | | | | |
|----------------|--------------|--------------|-------------|
| 〇〇
〆 壹円五拾錢也 | 鈴木信一様 | 〆 貳円也 | 片浦村石橋 中島 譽様 |
| 〇〇
〆 壹円也 | 片上自転車店様 | 〆 貳円也 | 二宮 成岡貞治様 |
| 〇〇
〆 壹円也 | 横林古物商様 | 〆 貳円也 | 下曾我 千明 様 |
| 〇〇
〆 壹円也 | 足袋金様 | 〆 五円也 | 鎌倉 伊藤 様 |
| 〇〇
〆 貳円也 | 十力双葉 渡部 力様 | 〆 五円也 | 小田原 木曾正雄様 |
| 〆 参円也 | 爱国婦人会 湯河原町分会 | 〇〇
〆 五円也 | 小田原 瀬尾金次郎 |
| 〆 五円也 | 熱海 古屋旅館様 | 〆 五円也 | 小田原 添田呉服店 |
| 〇〇
〆 貳円也 | 熱海 松永古物商様 | 一、
〆 金五円也 | 横濱 日進自動車 |
| 〇〇
〆 参円也 | 熱海 水晶屋 様 | 〆 参円也 | 東京 壽々木崑様 |
| 〆 貳円也 | 熱海大湯 杵崎 毅様 | 〆 五円也 | 東京 獅々倉金治様 |
| 〆 参円也 | 熱海 三井儀一様 | 〆 参円也 | 東京 綱島嘉兵衛様 |
| 〇〇
〆 金壹円也 | 熱海 三木元吉様 | 〆 参円也 | 八王子 下條照子様 |
| 〇〇
〆 壹円也 | 熱海 加藤辰五郎様 | 〆 拾円也 | 東京 大塚 光様 |
| 〆 五円也 | 玉久旅館 松井岩次様 | 〆 五円也 | 大塚光兄様 |
| 〆 壹円也 | 吉浜 常盤 様 | 〇〇
〆 五円也 | 東條清治様 |
| 〆 壹円也 | 眞鶴町 熊本金藏様 | | 東條店員 |

〇 參円也

酒井、出口、宮下様

〇 拾円也

向山 坂口屋様

〇 拾円也

田中徳藏様

〇 五円也

中西様

〇 五円也

小野利右衛門様

一、金弍拾円也

藤田屋様

〇 拾円也

大石隆章様

一、金八圓也

古川嘉作

〇 拾円也

広瀬藤郎様

35

全 弟

〇 貳拾円也

久野譚雄様

一、金八圓也

古川ヒサ

〇 貳拾円也

神奈川葉山町

一、金五圓也

東京 大久保ハル様

電話^{ハヤマ}式百三十一番

堀ノ内九九〇

一、金拾圓也

室伏亀太郎

一、金貳拾円也

大富鋳業株式会社

一、金拾圓也

松村利雄

〇 拾五円也

原部隊池田隊 幹部一同様

一、金貳圓也、商券 横須賀 加藤

〇 拾円也

愛国婦人会神奈川縣支部長

一、金拾圓也

室伏庄作

飯沼權子

一、金五圓也

亀屋旅館

¥559.50

一、金五圓也

伊豆屋本館

一、金拾円也

世田ヶ谷区北沢町三一九二一

一、金六百圓也

町よりの分け

〇 貳円也

田下亀之助様

一、金拾七圓也

軍人援護会

二階屋 加藤弥作様

〇 長レ町殿御持參

神奈川縣支部

一、金貳圓也
長野縣小縣郡滋野村 加藤和吉

一、金五圓也
東京下谷区谷中初音町三ノ一六

有澤芦舟

一、金五圓也
横浜市 村越おい

一、金五圓也
東京 大久保浩伸

一、金貳圓也
アタミアサヒ町 久保田忠平

一、金五圓也
東京本郷春木三丁目

太田正倍

福一シヤキ

一、金約拾圓也
アタミ町 橋本徳次郎

一、金參圓也
東京青山 森田五三郎

五月九日

一、金五円也
東京 本山忠治氏

十五年十一月廿六日

一、金拾圓也
東京市 唐澤龍治様

十五年十月廿日

一、金五圓也
田中孝三郎様

見舞品之部

一、白米一俵
湯河原町

一、白米一俵
吉浜 力石由太郎

一、米五升外
福泉寺

一、ツクダニ壺箱
早山与三郎

一、醬油一樽
伊藤高芳

一、醬油一升
角田

一、ビン結(マ)五ヶ
奥田

一、茶ワシ
門川 須藤公平

一、着物三桌
伊藤隱居

一、砂糖、皿一枚
石川ヨシ

一、風呂敷一枚
田川

一、セトモノ、下駄
木島

一、反物一反
門川 鈴木呉服店

- 一、下駄二足 萬屋
- 一、ナベ二ケ、オハチ 杵本辨之助
- 一、ラツキヨウ 紅屋(伊藤)
- 一、バケツ一ケ 鈴木金物店
- 一、着物外 富士屋旅館
- 一、着物外 白ペン
- 一、毛布 千明甲之助
- 一、毛布 竹内栖鳳
- 一、着物外約三拾円 広瀬藤市
- 一、フトン皮 渡辺安太郎
- 一、ボウセキ 力石薬局
- 一、シヤツ 山名モト
- 一、醬油三升 三河屋 三橋政雄
- 一、醬油二升 石川商店
- 一、醬油二升 駿河無盡
- 一、木炭一俵 小松仲吉
- 一、木炭一俵 杵山木炭店
- 一、木炭一俵 佐藤延由
- 男物二点、白地黒地 中川崑六内
- 一、着物外 東京 加藤ラヂ才屋
- 一、茶ワン五 小松太一郎
- 一、洗面器 櫻屋、湯元屋
- 一、綿 佐藤礼藏
- 一、着物二奘 中西
- 一、着物、砂糖 藤田屋
- 一、着物品々四点 小田原幸
- 一、ふとん四ツ 一枚外 渋谷正吉
- 一、茶道具一ト組小形 熱海市馬場下
- 一、オーバ外フルシキ(ママ) 石田敏造、越後屋
- ガンピオビ一本 岩沢ガンピ
- サイハイ二本

一、女物道行羽ブタイ 葉山堀ノ内九九〇

一、男物ユウキ一反裏一反地バン袖

一、女物カスリ一反、スソ廻シ一ト切

(山梨県富士吉田市上吉田 横澤健夫氏蔵)

一九四〇(昭和一五)年一月二八日、宮上の旅館を

火元として発生した、湯河原町の大火の際に横澤利八

宛に寄せられた御見舞金品を書き上げた資料である。

この覚帳から、県内外の顧客から様々な金品が寄せられたことが判明する。

209 疎開宿舎使用の件

宿舎使用スルモノ

大和館 飯島館 松の湯

宿舎使用セザルモノ

大黒屋 田代屋 越前屋 二階屋

横濱市宮谷国民学校湯河原町疎開分団 (印)

(神奈川県立公文書館蔵)

横濱市宮谷国民学校(疎開児童四六五人)は児童の

疎開先を湯河原町内にある三旅館で受け入れてもらう

ことになった。

210 疎開児童宿舎整理報告

① [整理宿舎の件]

整理宿舎 稲荷台分

のぞみ旅館

双葉館

右之通りにつき よろしく願上候

九月二十九日

稲荷台 中島利信

青木分団長 殿

横濱市稲荷台国民学校(疎開児童五四〇人)は児童

の疎開先である湯河原町内の二旅館を整理することになった。

② 疎開児童宿舍整理報告

疎開児童宿舍整理報告

一、前宿舍 1、樂山荘 2、仲屋

3、末廣館 4、成多屋 以上四宿舍

一、現宿舍 1、樂山荘 2、仲屋 3、末廣館

以上三宿舍

右之通り九月末日ヲ以テ成多屋ヲ整理致シ候間報告

ニ及ヒ候

昭和二十年十月一日

横濱市一本松国民学校

湯河原町疎開分団長 杉山喜代藏 印

葛野視學校

横濱市一本松国民学校（疎開児童一九六人）は湯河原町内にある児童の疎開先を四館から三館に整理した。

③ 轉出證明書

轉出證明書

初等科第 學年

年 月 日生

右者集團疎開學童トシテ 本分團ニ在團中ノトコロ戰

災ニヨリ 保護者住居焼失ノタメ

縣 郡 村町 番地 方

ニ縁故疎開ニツキ退團轉出ス

右轉出證明候也

昭和二十年 月 日

横濱市稻荷基國民學校湯河原町疎開分団長

中島利信 印

(神奈川県立公文書館蔵)

集団疎開児童のなかには、保護者の住居焼失により
縁故疎開に切り替える者もいた。本文書はその転出証
明書のひな型である。

211 疎開児童宿舎統合報告の件

① 横浜市西前国民学校

宿舎統合報告ノ件

右記ニ関シ左ノ如ク御報告申上候也

昭和二十年十月一日

横浜市西前国民学校湯河原町疎開分團長

青木常雄 印

横浜市長 半井 清 殿

記

前宿舎	小松屋	都屋	梅屋	東屋	高杉別荘
新使用宿舎	小松屋	都屋	梅屋	東屋	高杉別荘

横浜市西前国民学校（疎開児童三〇七人）は湯河原
町にある児童の疎開先を五館から四館に整理した。

② 横濱市青木国民学校

疎開學童宿舎統合報告ノ件

標記ノ件左記ノ通り及報告候也

昭和二十年十月二日

横濱市青木国民学校湯河原町疎開分團長

島津爲三 印

下郡駐在葛野視學 殿

記

一、前宿舎 亀屋（本館・別館） 坂口屋

岩本屋 天城館 三河屋

以上 五旅館

一、新使用宿舎 亀屋（本館・別館） 天城館

以上 二旅館

右之通り十月一日ヲ以テ整理致シ候

（神奈川県立公文書館蔵）

横浜市青木国民学校（疎開児童三三四人）は湯河原

町内にある児童の疎開先を五館から二館に整理した。

212 メッセージ―熱海にて―

メッセージ―熱海にて―

尾崎 行雄

諸君、今日は極めて重大なる危機であります。一步を誤るなら、われわれ日本国民は、再び起つことの出

来ない、亡国の民とならなければならぬであろうといふことについて、諸君の深甚なる御考慮を煩しいと思ひます。

今回の選挙は、正しくその試金石であり、またわが国に眞に健全なる民主主義の確立することが出来るかどうかの試煉であります。

新しい時代は新しい人物を必要とする。古い政党の人達は、自ら誤り、又国を誤りました。その責任は重い。私が立候補を欲せず、また旧議員の凡てに立候補辞退を勧告したのもこのためであつたのであります。

室伏高信の名はひろく天下に知られてゐる。同君は、わが多年の朋友であり、私の知つてゐる限りにおいては、わが第一の思想家であり、評論家であります。同君は学生時代から民主主義の主張者として立ち、常に時代に先驅し、国民に向ふところを知らしめて来ました。

同君の如く、深く時代を洞察し、その行くところを的確に指し示すものを私は知らないのであります。また室伏君は、夙に、帝国主義や軍国主義の批判者であり、その主張を曲げず、戦争中その執筆を禁止されて来た、信念の人物であります。

私自身も本県津久井郡の出身であります。同君のために壇上から皆さんにお願ひしたのであります。私は今年八十九歳、健康がこれをゆるしません。どうかわが郷土の諸君、同君のために熱烈な御協力を与へて下さることを切望いたします。

従来のが国の政治上における最大の缺陷は、思想の貧困といふことにあると私には信じられます。室伏高信のごとき思想家の第一人者が、政界に乗り出されること位、喜ばしいことはありません。私は心から同君の当選を期待いたします。

以上

(湯河原町役場蔵)

犬養毅とともに、「憲政の二柱」と併称された尾崎行雄（一八五八―一九五四）による評論家・思想家室伏高信への選挙応援のメッセージ。資料中に「私は今年八十九歳」とあることから、一九四七（昭和二二）年に行われた戦後初の衆議院議員総選挙であることがわかる。室伏は湯河原町土肥村の出身だが、戦後は相模湖町小原に居住した。

213 福浦村立福浦幼稚園々則

神奈川県足柄下郡福浦村立福浦幼稚園々則

第一章 總則

第一條 目的 本園は幼児を保育し適当な環境を与へて其の心身の健全なる発達を助長すると共に善良なる性情を涵養し家庭教育を補うを以て目的とす

第二條 名稱 本園は神奈川県足柄下郡福浦村立福浦幼稚園と稱す

第三條 位置 本園は神奈川県足柄下郡福浦村曾根川

三九三番地（小学校内）設置

第二章 園則

第四條 本園の園児定員は福浦村の幼児百名とす

第五條 本園に入園年令に関する事項

満四才から小学校就学の始期に達するまでの

幼稚^児とする

満四才一組 満五才二組 計三組とする

第六條 本園の保育指導者は園長及教諭 助教諭四名

を置く

第七條 本園に入園及退園に関しては毎年四月一日に

入園を許可し退園する時は書面又は口頭を以

て届げるものとす

第八條 保育課程

一、健康安全で幸福な生活のために必要な日常の

習慣を養い身体諸機能の調和的発達をはかる

二、園内に於て集団生活を経験させ喜んでこれに

参加する態度と協力自主及自律の精神の芽生

えを養う

三、身の社会生活及事象に對する正しい理解と

態度の芽生えを養う

四、言語の使い方^を正しく導き童話 説話 絵本

等に對する興味を養う

五、音楽 遊戯 絵画 手芸 其の他の方法によ

り創作的に對する興味を養うこと

第九條 保育期の区分

毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第一学期 四月一日―八月三十一日

第二学期 九月一日―十二月三十一日

第三学期 一月一日―三月三十一日

第十條 保育期の区分 保育日數 毎週保育時數 始

業終業

項目	学期		計
	第一学期	第二学期	
保育日數	一〇〇日	一〇〇日	六〇日 二六〇日
毎週保育時數	二六時	二六時	二六時
始業終業時刻	午前八、三〇分 午後一、三〇分	午前九時 午後二時	午前九時 午後二時

但し氣候の如何により多少の変更をなすことある

第十一條 休日を含むこと

一月一日及國の定める祭日祝日

日曜日 開園記念日

春季休暇日 自三月二十五日 至四月五日

夏季休暇日 自七月二十一日 至八月三十

一日

冬季休暇日 自十二月二十一日 至一月七

日

第十二條 保育料維持に関する事

保育料一人 一ヶ月 二百円とす

村費補助及寄附金による

入園料として一人百円とす

第三章 設備

第十三條 備品

ブランコ三組 シイソ三 黑板小六

整理引出三 机・腰掛 玩具 蓄音機

絵本

第四章 開園の期日

第十四條 開園の期日は昭和二十三年四月一日

第五章 經費及維持の方法

第十五條 本園は小学校に併設し保育料と村費により

更に後援会によりて俸給及其他の費用を

支拂う

(沿革誌) 湯河原町立福浦幼稚園蔵

四、建物 新築

福浦村立幼稚園は戦時中の農繁期託児所の経験など

五、設計書 別紙の通り(省略)

を活用し、全村の幼児を平等に健康保育することを目

六、予算概要

的に、村当局・主婦会・小学校PTAが三位一体化し

一、設置戸数 八 戸

て一九四八(昭和二三)年に開園した。その後、一九

一、一戸当り坪数 七 坪

五五年の町村合併で湯河原町立福浦幼稚園と改称され

一、一坪当り単価 一一、七〇〇円

た。

一、一戸所要経費 八一、九〇〇円

一、縣費負担率 八 割

一、一戸当り県費負担額^(担) 六五、五〇〇円

214 海外引揚者住宅設置計画書

昭和二十五年年度海外引揚者住宅設置計画書

一、施設の種類及び位置

一、町負担率 二 割

〇〇住宅

一、町負担総額 一三一、〇〇〇円

敷地予定地なし

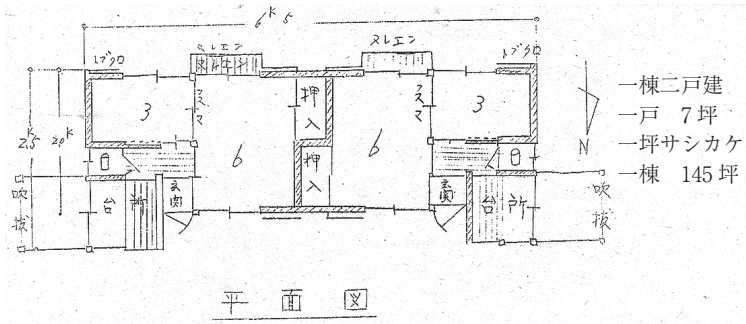
但し、補助申請の為宮下六番地とした。

但し、附帯工事費(電燈、水道その他)は町負担として右に含まず

二、設置主体 湯河原町

一、総工費 六五五、〇〇〇円

三、管理主体 湯河原町



③

昭和二十五年海外引揚住宅設置に伴う参考事項
 民生部社会課管理係
 一事業の性質 公共事業として認証を受け実施するものである。

二補助金

(一) この補助金は国庫補助金を受けたものであり、県を事業主体として認証の上交付されたものであるから、設置主体が市町村であっても県の予算に計上したうえ市町村に県費補助金として交付するものであること。

(二) (県は六月の定例県議会に提案してある)
 精算の結果県費補助金に剰余を生じたときはこれを返還する事。

(三) (県は之を国に返還しなければならない。)
 補助金の使途が不相当と認められたときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(安本、会計検査院、引揚援護庁より必ず検査があるはずであること。)

(四) 事業完成の上は公共事業による海外引揚者住宅

建設状況調及補助金精算書を提出する必要があること。(様式は県費補助指令の際指示する。)

(これは県で取りまとめて引揚援護庁に報告するものであること。)

(五) 国よりの補助金は各四半期に分け交付されるも

のであるので、この補助金の範囲内に於いて県費補助を交付するので手続の完備した市町村より順次実施するものであること。

(六) 県ヒ補助金(現金)の交付の時期はすくなくとも敷地の設置がすみ整地が完了し、基礎工事着手を確認した後の之を行ふものであること。

(町村の場合は原則として地方事ム所で右確認は実施してもらひたい。)

三県ヒ補助の対象となる住宅の規模、単價、県ヒ補助率及県ヒ補助額の限度

(一) 別途通牒のとほりである。

なほ今回は全部新築として経済安定本部より事業認証せられたものであるから為念

(二) 一戸当り坪数及坪当り單價は地方の実情により増加(但し一戸当り坪数は七・五坪を限度とする)するも差支えないが一戸当りの県ヒ補助額の限度は増額されない方針であること。

四 計画変更及び工事繰越

(一) 本事業の緊急性に鑑みすみやかに工事に着手しできる限り短期間中に竣工を図り絶対に翌年度に工事を繰越をすることのないよう留意すること。

(二) 今回認証された計画について已むを得ない特別な事由により変更を要する場合は必ず引揚援護

庁に協議して認証変更の手續をしなければなら
ないので当初の計画を十分検討してをくこと。
五その他

- (一) 本住宅は設置主体において、これが管理の適正
を期しその家賃についても適正額を徴収するよ
う考慮する必要があること。(昭和二十四^(年)度設
置の県営引揚者住宅は月三百円徴収することと
した。)
- (二) 入居者の決定に当つては住宅外に居住しておく
引揚者を第一義として緊急差迫つたものより順
に入居せしめるよう特に慎重を期し適正公平を
期する必要があること。

- (三) 町村については工事の設計其の他相当広範囲に
亘つて指導する必要があるので地方事^(務)所に於
いては他の課とも充分連絡を密にしてこれが完
全なる運営を図られたいこと。

(四) 工事雑費及事^(務)雑費

工事の実施に伴う工事雑費及び事^(務)雑費は次の
範囲内において支出して差支えないこと。

工事雑費 住宅設置費所要額の一・四％
事務^(務) 一・八％

(五) 指定生産資材

本工事に要する指定生産資材は本事業が一
般住宅対策の一環として実施されている関係上
建設省から県の建築部建築課に対し引揚者住宅
設置に要する資材として割り当てられるもので
あるので要求があれば別途支給出来る予定であ
ること。

〔昭和二五年度 昭和二六年度 厚生委員会級〕湯
河原町役場蔵

一九五〇(昭和二五)年当時、町域には約二百戸(約
四七〇名)の海外引揚者が確認されていた。その中に

は縁故を頼った同居や物置・牛小屋などでの間借りを余儀なくされる家族もあり、住居と就業という生活基盤の確保は切実な問題であった。この頃から公営住宅の建設が緒につくが、当初は不足を補う十分な軒数には及ばなかった。

215 観光協会規約(案)

湯河原町観光協会規約(案)

第一条 本会は湯河原町観光協会と称し事務所を湯河

原温泉旅館組合事務所内に置く

第二条 本会の会員は湯河原町及泉区の観光発展に関

係ある各種団体を以て組織する但し特別の事

情あるものに就ては個人加入を妨げず

第三条 本会は湯河原町及泉区観光事業の発展を図る

ことを目的とする

第四条 本会は第三条の目的を達成するため左の事業

を行ふ

一、各種観光事業に関する事項

二、各種観光宣伝に関する事項

三、風致開発に関する事項

四、其の他前条の目的達成するに必要な事項

第五条 本会に左の役員を置く

会長 一名

副会長 一名

顧問 若干名

理事 若干名

幹事 若干名

会計 一名

会長、副会長及会計は理事会の選挙又は推薦に依る

顧問は学識経験者を会長推薦する

理事及幹事は總會に於て選任する

第六条 会長は本会を代表し会務を統理し会議の議長

となる

副会長は会長を補佐し会長事故あるときは之を代理する

理事は本会の議決機関であつて概ね次の事項を審議する

一、予算の編成

二、事業の計画

三、本会の運営につき重要な事項

幹事は事業の執行に当る

会計は会計を掌る

第七条 本会の役員の任期は二ケ年とする但し再任を

妨げない

第八条 本会の会議は總會 理事会 幹事会の三種と

する

一、總會は定時總會、臨時總會とし、定時總會

は毎年一圃六月之を開き臨時總會は会長之を必要と認めたる時開催する

一、理事会及幹事会は必要に應じ会長之を招集する

一、總會には規約の改廢、予算及決算の承認、事業報告等をなす

第九条 本会の經費は會費、寄附金、補助金、及其の

他の収入を以つて充てる、會費の分担割は別にこれを定める

第十条 本会の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三

月三十一日に終る

(昭和二五年度 經濟課書類綴「湯河原町役場蔵」)

216 湯河原町營住宅使用條例

湯河原町營住宅使用條例 (昭和二十六年条例

第九十六号)

第一條 公營住宅法（以下法という）に基く湯河原町

營住宅（以下住宅という）の使用についてはこの條例の定めるところによる

第二條 住宅を使用しようとする者は町長の許可を受けなければならぬ

第三條 住宅の使用申込者は次のすべてに該當するものでなければならぬ

1 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事實上同様の事情にあるものその他の婚姻の豫約者を含む）があること

2 第二種公營住宅については入居者の家族の収入合計から扶養親族一人につき千圓を控除した額が一萬圓以下であること

3 現に住宅に困窮していることが明らかであること

第四條 町長は公正な方法で入居申込者の選考基準を決定するため町議會委員、民生委員及び役場吏員を

含めた臨時選考委員會を置く

第五條 住宅使用料は法の定める基準の範囲内で町長が別に定める

1 使用料は入居許可の日から起算して徴収する
2 物價の變動等により必要があるときは町長は使用料を變更することができる

3 使用料は毎月末日迄に其の月の分を納付しなければならぬ

第六條 次の各號の一に該當するときは町長は使用料を減免することができる

1 使用者の責任に歸せられない事由によつて引續き十日以上住宅使用することができなかつたとき
2 その他特に正規の使用料を納付することが困難であると認めるとき

第七條 次の費用は使用者の負擔とする

1 電氣、水道の使用料金

2 日常の使用により破損する程度の箇所に對する修理費

第八條 使用者は住宅の全部又は一部を轉貸し又はその使用權を他に讓渡することができない

第九條 次の各號の一に該當する場合は使用者は町長の許可を受けなければならない

1 家族以外の者を同居させようとするとき

2 住宅の模様替その他の工作を加えようとするとき

3 住宅の一部を住宅以外の目的に使用しようとするとき

き

4 住宅の敷地内に工作物を設置しようとするとき

第十條 使用者の責に歸する事由により住宅又はその

附屬物を滅失し又は毀損したときは使用者に於てこれを原形に復し若くはこれに要する費用を賠償しなればならない

第十一條 次の各號の一に該當するときは町長は住宅

使用の許可を取り消し住宅明渡の請求をすることができる

1 不正の行爲により入居したとき

2 正當な事由がなく使用料を三ヶ月以上滞納したとき

3 許可なく十五日以上引續き住宅を使用しないとき

4 この條例又はこれに基く指示に違反したとき

5 前各號のほか町長が住宅管理上必要があると認めた

とき

二、前項の規定により明渡の請求を受けた者はすみやかに住宅を明渡さなければならぬこの場合使用者

(同居者を含む)はいかなる名目をもつても損害賠償

償その他の請求をすることはできない

第十二條 町長は火災豫防その他住宅管理上必要がある

場合は検査員をして入居者の承諾を得たうえ住宅の検査をなし又は適當な指示をすることができる

第十三條 この條例施行につき必要な事項は別に町長

が定める

附 則

1 この条例は公布の日より施行する

2 この条例施行の際現に居住する者はこの条例によ

り入居を許可されたものとする

(昭和二六年度 町営住宅関係綴「湯河原町役場蔵」)

217 吉浜町文化的綜合開発事業計畫に関する覺書

覺書

吉浜町(以下甲と稱す)当局者においては、吉浜町

の奥地並に海岸地帯に対し多年に亘り文化的綜合開發

事業計畫中の処今回東京都文京区駒込林町〇〇番地栗

原正並びに鎌倉市扇ヶ谷〇〇〇番地天野辰夫の両名

(以下乙と稱す)において右件を清潔で健康な、強力

で平和な、東洋的で世界的な獨立日本の建設に役立つ

ことの構想の下にこの計畫に対し斡旋盡力することを

甲において依頼するに当り以下定むる条項をもつてこ
れが契約を締結する。

一、本計畫目的達成のため行ふ事業並びに企畫は次の
とおりである。

1 温泉場の開設(試掘並びにこれに伴う設備を含
む)

2 海水浴場の設置(従前より慣例的に行うものを
除く)

3 ゴルフ場の設置

4 遊園地の設置

5 閑靜優雅なる住宅地帯の設定

6 その他文化施設

二、甲は乙に対し乙が第一項の企業をなすにつき甲は

これが施設その他につき協力することを確約する。

よつて次の事項を助成實行する。

1 本計畫樹立の対象とする甲所有土地は奥地壹千

町歩（地上権ある土地又は保安林につき必要あるときは甲においてこの解除手續をとる）とし、その所在地、利用の条件並びに面積その他については逐次甲乙協議の上これを決定する。

2 甲は本項の乙の企畫に対する甲が地方自治法、地方財政法及び町条例により町議会の決議を得る場合は、これが決議をなさしむべき事を努力することを甲の代表者においてこれを誓約する。

3 町議会は、その権限に属する範圍においては本契約の主旨、目的を全会一致をもつてこれを承認可決し町代表者と共にこれが目的達成に努力する。

4 町長並びに町議会の権限以外の事項は、相互の善意をもつて甲代表者個人においてこれに努力する。

5 温泉開さくの用地並びにこれが利用引湯に対す

る便。

但し温泉試掘については急速を要するをもつて甲の名儀をもつてするも、温泉湧出後はその名儀を乙に移転する。

三、本計畫樹立實現に関し次に定めるところにより綜合委員会を設置する。

1 この委員会は、この覺書において甲並びに乙において協議又は決定する事項を除き、本計畫樹立實現に関し協議又は決定する最高機関とする。

2 この委員会は二十人の委員をもつて組織し、その選出区分は次のとおりとする。

町長、町議會議長及び町議會議員 十人

乙（二人とする）及び乙の推薦によるもの

3 この委員会の決定はすべて出席委員の三分の二以上の同意を必要とする。

4 以上に規定するものの外この委員会の組織運営

等に関する規定は委員会において別に定める。

四、本計畫目的達成のためにする一切の費用（町の義務に関する費用は除く）は乙の負担とする。

五、本覺書の有効期間はこの契約締結の日から五ヶ年

とし、その後は事業進捗の状況に應じ約旨に基き
（ママ）凡る主觀客觀の情勢を勘案検討して甲乙協議の上

繼續契約をすることができ、但し乙が本目的の

計畫並びにその履行につき著しき遲滞あり又は履行不能と認められるときは、甲は理由を明かにし

て期間中と雖ども甲乙の協議に附し本契約を解除することをを得るも、本覺書の約旨に反し又は理由なく解除することはできないことを明確にする。

六、甲はこの覺書有効期間中本件又は本件類似の計畫及び本件関連のあるような各種一切の他の計畫又は事業に関する契約を乙の同意なくして他の如何

なる第三者とも契約しないことを確認する。

七、萬一町又は町を代表する人々において故意又は重大な過失によつてこの覺書の約旨に反するような行為をしたときは、町及び当該責任者は乙に対し陳謝又は賠償の責に任ずる。

八、萬一乙が故意又は重大な過失によつて町に不当な損害を與えたような場合は乙において賠償の責に任ずる。

九、本契約は、元來盡くることなき相互信頼から出發し完全な合意に基くものであるが、これが實行上その手續、方法等複雑多岐に亘るをもつて萬一この覺書に不備の點があることを發見したり又は解釈に関する意見の相違を生じたときは、甲乙において随時これが協議をなし圓滿談笑の裡に修正補充し本目的達成のため双方努力するものとする。

以上本契約を証明するため本書式通を作成し関係者署

名押印の上各自書通づ、保有するものとする。

昭和二十七年十二月二日

神奈川縣足柄下郡吉浜町

右代表者吉浜町長 小澤新太郎 印

東京都文京区駒込林町〇〇番地

栗原 正 印

鎌倉市扇ヶ谷〇〇〇番地

天野辰夫 印

右吉浜町議会に関する事項につき事實に相違ないことを証明します。

吉浜町議会

議長 常盤正雄 印

(湯河原町役場蔵)

旧吉浜町が民間資本を導入し奥地開発事業に着手した際の覚書である。戦後の混乱からようやく落ち着きが見え始めた頃、国内にはまだ数が少なく贅沢と見ら

れていたゴルフ場の建設などを含めたものである。

218 湯河原萬葉植物園假案

湯河原萬葉植物園假案

佐佐木信綱

日本の古典として最も尊ばれる萬葉集の中に、温泉の歌が唯一首ある。それはわが湯河原の古い名の「足柄の土肥の河内に出づる温泉の」といふ歌である。

今年(一九五一年)は萬葉集の学問の起つた天曆五年(西厂九五一年)から、あたかも一千年に當る。その記念に、わが湯河原に萬葉植物園を開設して、湯河原新名所の一つとしたいと思ふ。

位置は大倉公園で、園内には、萬葉集にうたはれた草木の類百五十種を移植する。

園内に歌泉亭を建てて、人々の休憩所とし、萬葉歌人・萬葉学者の像、萬葉時代風俗図、萬葉古寫本・萬

葉注釋書の主なもの、海外で譯された萬葉の主なものの寫眞、関東地方萬葉地図等を掲げる。また、移植しがたい植物の標本の類をも陳列する。將來その傍らに萬葉歌碑をも建てる。

歌泉亭に近く賣店を設け、萬葉植物図及び陳列品の繪葉書、萬葉植物の種子等を置く。或は名物萬葉饅頭、萬葉煎餅を賣るもよからむか。(地形によりて小さき池を設け、萬葉の水草をうかべ、さ、やかなる丹塗の橋をかける)

佐佐木信綱

谷崎潤一郎

土岐善麿

牧野富太郎

安井曾太郎

安田靫彦

湯河原萬葉植物園期成會

一、本會には、會長、名譽會長、顧問、委員を置く。

註。歌泉亭の名は、萬葉集中の山柿歌泉の句による。丹塗の橋も萬葉の歌にあり。

(湯河原町役場蔵)

一九五一(昭和二六)年に湯河原町に萬葉植物園を開設するにあつたのの趣意書仮案並びに湯河原萬葉植物園期成會規則。

219 湯河原萬葉公園(回想)

湯河原萬葉公園

湯原一夫

先生が初めて来湯されたのは、昭和二十八年の初夏で、湯河原に萬葉植物園を創ろうとする、その実地踏査のためであった。

奈良に萬葉植物園ができたのは、先生のご計画で、大正の始め頃であったが、それから大分たつて、富山県(高岡)市に、これも先生のお世話で、広い山を取

り入れた大きな自然萬葉植物園が創られた。これが日本で二番目の萬葉植物園である。

わたしが先生に師事するようになったのは、昭和二十四年以後のことであるが、その後何年かの後のある日、たまたま萬葉植物園の話が出て、特に（高岡）市の植物園の誕生については心から喜んでおられる様子であった。

湯河原温泉の歌として定説になっている萬葉東歌「あしがりの土肥の河内……」の一首は、当時すでに竹内栖鳳筆の歌碑となっていた訳であるが、この東歌に関連を持つ当地湯河原に、日本で三番目の万葉植物園はできないものであろうか、ぜひ先生にお願いしてこれを実現させたい。この希望的観測がとんとん拍子で進み、前記の実地踏査にまでなったのである。

実地踏査当日の印象といえば、大分薄れてしまっているが、先生がその随行の小林さんに、楠の花が咲い

ていると言われて、その花のかおりのことを話されたり、何でもその高い枝の葉にかくれた小花を仰いだりした記憶は妙に新しい感じで残っている。

その日は奥湯河原の「かまた」で昼食をとられたが、途中、安井曾太郎の飯寓を訪れ、しばしの閑談にくつろがれたことも懐しい思い出の一つである。そして二人とも今はこの世におられない。

第二回目に見えられたのは、起工式に参列のため、式が終ってから伊藤屋旅館に小憩、帰宅の途中で拙宅を訪られた。裏の密柑山（蜜）まで約五分、急傾斜で足場があまりよくないところであったがご案内申上げたところ大変喜ばれた。まだ少し密柑（蜜）の実の青い頃であった。次の数首はこの折の作

先生の湯河原のご計画は、奈良と富山につく植物園として、これを中心に、万葉橋、万葉茶屋それに万葉時代の風俗参考館を設置することが大きな軸であって、

町としても県からの補助金もあり、工事を進めていったのであるが、この予定地は、椎の古木をはじめ、常緑葉の古木が多いために日蔭が多く、植物の生育には、あまり適当でない結果となった。そこで植物園という名称を中止して、萬葉公園として発足することになった。この間、先生のご紹介で奈良を視察、また益田市を訪れて、人丸神社を勧請するということもあった。先生の歌碑については、大分以前から話にのぼってしながら、現在まだ実現されていない。歌の撰定はすでにできているのであるから、これはわたしの怠慢ということになりそうである。

湯河原行

宮上みやかみのあらかきの丘と案内者あないしやいふ古り詞の耳にしたしき

一しきりひよ鳥鳴きし鳴きやみて密柑山蜜ゆくに物の

おとなし

○

湯河原萬葉公園萬葉橋起工式の日

木こがくりこに瀧たにの音とよむ萬葉人來遊ぶらむと思ひつ歩む

(湯河原町役場蔵)

湯河原町出身の湯原一夫が、『万葉集』の研究者として有名な歌人佐佐木信綱と湯河原万葉公園設立との関わり、師との交流を回想したもの。

220 〔書簡〕並びに下村海南の万葉歌碑案

① 〔書簡〕下村海南博士の万葉歌碑案に付

秋晴こ、ろよく候。

御電話の折は、来客中として失禮いたし候。今一度御目にかけて候。これにてよくば海南博士に依頼すべく、御

返事待上候。出来うべくば御出下され、裏面の寸法とくと承つて書家にたのみたく候。

三十一日は御にぎはしき事と存候。久松君の二男の婚禮とて、上野静養軒にまゐるべく残懐ながら失禮いたし候。

奥様にもよろしく御申上願候。

早々

十月三十日

佐佐木信綱

室伏 様

御待

② 下村海南の万葉歌碑案

湯河原は萬葉集のあづま歌に

足がりの土肥の河内に出づる湯の

よにもたよらに子ろがいはなくに

とよまれた地であるから湯河原町と湯河原観光協會とによつて萬葉公園が設けられ此の企を誘導された佐佐木信綱博士の歌の碑がここに建つた

月白し河の音きよしこの良き夜を

萬葉びとよ歌ひもこずや

園内の萬葉植物の間を逍遙しつゝ、月白し河の音清しと歌ふ来遊の客もあるであらう

昭和二十九年十月

下村 海南

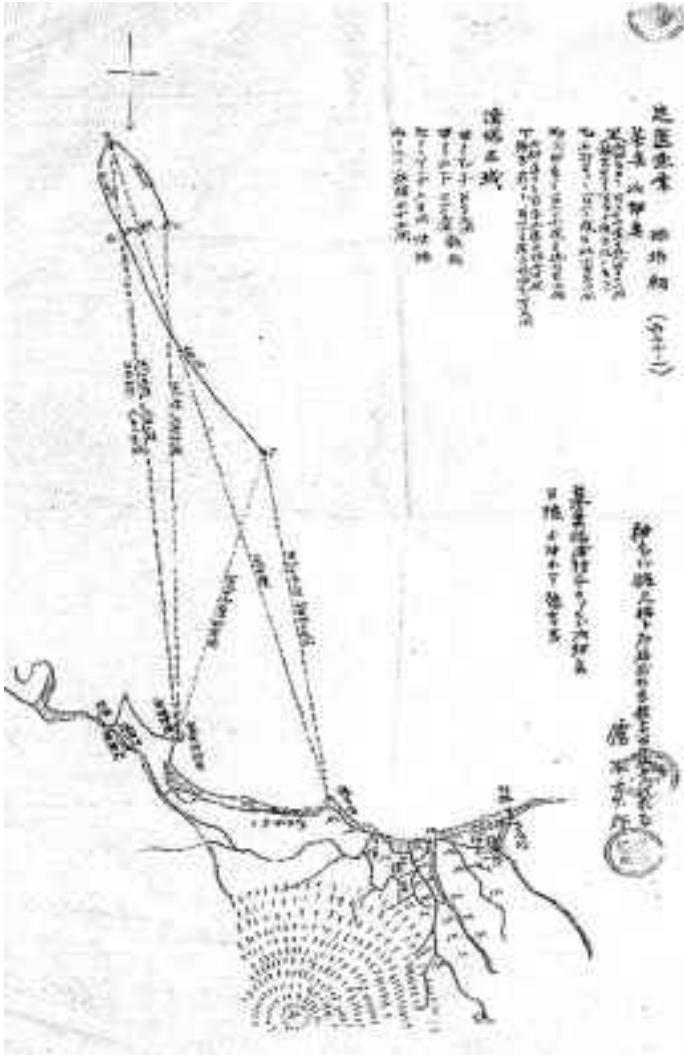
(湯河原町役場蔵)

湯河原町在住の文化人で、教育長もつとめた室伏秀平に佐佐木信綱が下村海南から寄せられた万葉歌碑案を提示し、これでよろしければ歌碑の造立に着手したい意向を伝えたもの。下村は大正〜昭和期のジャーナリスト・政治家で、歌人としても知られた。

同	加藤竹次郎	㊦
同	伊藤栄太郎	㊦
同	杉本大次郎	
同	長谷川弁之助	㊦
同	加藤倉吉	㊦
同	加藤梅次郎	㊦
同	小松作太郎	㊦

(宮上 八亀信氏蔵)

同志会とは、徳義を重んじ、正義・公道に基づく湯
河原町の親睦・互助組織と考えられる。



(福浦 露木重之氏蔵)

資料及び写真提供者・機関等一覧(敬称略・五十音順)

○町内

飯田 勇
伊藤 公洋
伊藤 秀夫
伊藤 伸之
今井 一雄
榎本 印治
榎本 昌之
小澤 穰
小野 勝美
柿島 一郎
加藤 功
加藤 博
北村 敏子

小村 由美子
鈴木 榮治
鈴木 稔
鈴木 幸雄
瀬戸 敏男
高杉 幸典
高橋 克明
高橋 勢津子
高橋 則吉
高橋 道夫
露木 重之
露木 昌訓
常盤 一眞
常盤 清司
常盤 幸宏
内藤 スミ子

中村 衛

林 明德

府川 勝臣

藤中 倉藏

二見 文子

二見 弘

御嶽 公一

室伏 厚子

八亀 信

山本 節子

○町外

小野 三郎

高橋 壮一郎

真子 正史

横澤 健夫

○機関等

伊豆箱根鉄道(株)

(株)伊豆毎日新聞社

大磯町立図書館

小田原市立図書館

神奈川県小田原保健福祉事務所

神奈川県政情報センター

神奈川県自然環境保全センター

神奈川県農業技術センター

神奈川県立公文書館

(株)神奈川県新聞社

かながわ西湘農業協同組合湯河原中央支店

公益財団法人平岡環境科学研究所

(株)産業経済新聞社

山荘豊仙

城願寺

城堀区会

(株)神静民報社

(有)相豆新聞社

(株)中日新聞社東京本社

(株)日本経済新聞社

(株)日本農業新聞

葉山町漁業協同組合

福浦漁業協同組合

真鶴町

宮上幼稚園

湯河原温泉観光協会

湯河原温泉旅館協同組合

湯河原町商工会

湯河原町真鶴町衛生組合

(株)読売新聞東京本社

協力者一覧(敬称略・五十音順)

○町内

井上 俊一

岩本 恵美子

小澤 賢造

加藤 義継

齋藤 春江

鈴木 研一

高橋 虎藏

力石 利貞

露木 正治

戸邊 喜久雄

中田 剛

中村 フサ子

室伏 常夫

八亀 花子

横井 ラクヨ

○町外

有川 智己

あとがき

今回発刊した湯河原町史第四巻及び第五巻は、一九八五（昭和六〇）年度に発刊した第二巻（近現代資料編）に続く現代資料編です。前回の町史編さん事業から三〇年近くの歳月が過ぎ、二〇一五（平成二七）年度の町村合併六〇周年記念事業として、再び町史編さんに取り組んだものです。

本書は、項目別編年体で編さんし、編集年代は、一九五五年の町村合併から二〇一四年度までの六〇年間を対象とし、項目を一〇項目に分けて収録しました。また、一九五五年以前の個人所蔵などの貴重な資料を収録するとともに、聞き取りによる六〇年の証言、年表、統計資料も併せて収録しました。

一九五五年以降の資料は、公文書が中心となつていますが、その時代の社会状況や町民のくらしが少しでも理解していただけることを主眼において編集に努め、第四巻では、「行政と教育・福祉」として熱海市泉地区と真鶴町との合併問題や腸チフスなどの行政関係の資料を、第五巻では、「くらしと産業」として町営温泉の統合、地域や女性の活動などの町民のくらしに関連した資料を中心とした構成にしました。

なお、本書では、差別的な用語や表現の記載された資料をあえてそのまま掲載していますが、これは正しい歴史の理解と認識に資するためであり、差別のない明るい社会を目指すことを目的としたものです。

本書の刊行にあたりましては、町史編さん委員及び編集委員の皆様にご指導、ご尽力をいただき、深く感謝申し上げます。また、資料調査員並びに貴重な資料などを提供していただきました皆様にも深く感謝申し上げます。

令和二年三月

湯河原町地域政策課町史編さん係

町史編さん関係組織

○町史編さん委員会（令和二年三月現在）

委員長	梅原 紘明（学識経験者）
副委員長	河崎 元秀（学識経験者）
委員	加藤 雅喜（学識経験者）
同	野崎 昭雄（学識経験者）
同	樋口 雄一（学識経験者）
同	露木 高信（副町長）
同	高橋 正（教育長）
同	涌井 信明（町職員）
同	富士川 貢（町職員）
元委員	力石 浩一（平成二七年一月）
元委員	内藤 喜文（平成二七年一月）

○町史編集委員（令和二年三月現在）

委員長	樋口 雄一（第五卷第五章担当）
副委員長	野崎 昭雄（第四卷第一章～第三章担当（第三章第三節除く））
委員	川島 敏郎（第四卷第四章、第五卷第三章・別編担当）
同	片山 兵衛（第四卷第三章第三節・第五章、第五卷第一章・第四章担当）
同	早田 旅人（第五卷第二章担当）

○資料調査員（平成二十七年二月）

・奥湯河原区

丸塚久義

鎌田茂之

・温泉場区

故丸塚準一

茂登山一郎

・宮上区

故小石川不二男

杉山茂久

・宮下区

梅原雄藏

慎改邦光

・城堀区

深澤康男

山本明峰

・門川区

木村利一（平成二十七年二月）

高橋賢次

・鍛冶屋区

富永幾久

榎本充

・中央区

故常盤顯義

島袋文雄

・吉浜区

力石順一

小澤淳一

・川堀区

岩本英治

力石康之

・福浦区

高橋敏秀
高橋茂雄

○事務局

地域政策課長 室伏晴夫

町史編さん
係長

二見和則

水口真季

湯河原町史

第五卷

町村合併六〇年のあゆみ
資料編 くらしと産業

二〇二〇(令和二)年三月二五日 発行

編集
発行 湯河原町

神奈川県足柄下郡湯河原町

中央二丁目二番地一

電話(〇四六五)六三一二一一

印刷

株式会社 きよひせ
